

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年12月20日

【事業年度】 自 2018年10月1日 至 2019年9月30日

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション  
(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理  
(Managing Director & Acting Chief Executive Officer)  
ピーター・キング  
(Peter King)  
グループ会社秘書役兼法務及び秘書役担当最高執行責任者  
(Group Company Secretary and Chief Operating Officer,  
Legal & Secretariat)  
ティモシー・ハーティン  
(Timothy Hartin)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州  
シドニー市ケントストリート275番地  
ウエストパック・プレイス18階  
(Westpac Place, Level 18, 275 Kent Street, Sydney, NSW  
2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦  
弁護士 近 藤 純 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新 城 友 哉  
弁護士 塩 越 希  
弁護士 風 間 凜 汰 郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

本報告書（以下「本書」という。）において、「ウエストパック」、「当行グループ」、「ウエストパック・グループ」、「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション（オーストラリア事業番号（「ABN」）33 007 457 141）及びその子会社を指す（ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。）。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「豪ドル」又は「ドル」は、オーストラリア・ドル（本書では豪ドルと記す。）を指すものとする。別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル=72.8270円の換算率（2019年9月30日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値（買い呼び値と売り呼び値の平均値）と、米ドルと日本円の仲値の双方を横断的に計算することにより算出した値）により計算されている。

本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

本書において言及されるウェブサイトに含まれるか、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報を参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが文脈上の言及であり、あくまで参考情報に過ぎない。

### 将来予想に関する記述の開示

本有価証券報告書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。将来予想に関する記述とは過去に起こった事実ではない事項に関する記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本有価証券報告書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、市況、経営成績及び財政状態状況に対する当行の意図、意見、又は現時点の予測に関する記述が含まれている（将来的な貸倒引当金に関する記述及び特定の債務者向けの財政支援を含むがこれに限定されない。）。将来予想に関する記述を明示するため、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「すべきである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」、「リスク」及び「目的とする」といった用語又はこれらに類似する表現が使用されている。当該将来予想に関する記述は、将来的な出来事に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行にとって多くの場合制御不能である、変更、特定のリスク、不確定要素、及び仮定の対象であり、経営陣が将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する期待及び意見に基づき形成したものである。将来的な発展が当行の期待どおりである保証はなく、また、かかる将来的な発展の影響が予想されたものであるとは限らない。実際の成績は、以下のあらゆる要素（ただし、これらを含むがこれらに限定されない。）の結果によって当行の期待と大幅に異なる可能性がある。

- ・ 法律、規制、課税、又は会計基準若しくは会計慣行、並びに、とりわけ流動性、レバレッジ及び資本要件に関する政府政策の影響及び変更
- ・ 監督機関による捜査及びその他の行為、調査、訴訟、罰金、刑罰、規制又はその他の監督機関により課せられる条件（当行による法律（金融犯罪法等）、規制又は規制政策の実際の不遵守又は不遵守の疑いによるものを含む。）
- ・ 当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・ サイバー攻撃を含む情報セキュリティの侵害
- ・ 当行の技術の信頼性及び安全性、並びに技術システムの変化に関連するリスク
- ・ オーストラリア及び国際的な金融システムの安定性及び金融市場における混乱、並びにそれらの結果当行又はその顧客若しくは取引先が被る損失又は事業への影響
- ・ 資金調達、株式及び資産市場における不安定な状況を含む市場ボラティリティー
- ・ 資産、クレジット又は資本市場における不利な市況
- ・ 経済状況の悪化による信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加
- ・ 当行又はそのスタッフの行動、言動又は慣行
- ・ 当行の信用格付け又は信用格付機関が使用するメソドロジーの変更
- ・ インフレの水準、金利（低金利又はマイナス金利を含む。）、為替レート、並びに市場及び金融の変動

- ・市場の流動性及び投資家の信頼
- ・オーストラリア、ニュージーランド及び当行又はその顧客若しくは取引先が事業を展開するその他の国における経済状況、消費者の消費、貯蓄及び借入れ動向の変化（関税及びその他の貿易保護政策によるものを含む。）、並びに当行の市場シェア、利鞘及び手数料を維持又は拡大し、費用を抑制する能力
- ・当行が事業を行う地域及び事業分野における競争（著名な金融サービス・プロバイダーや非金融会社に由来するものを含む。）の影響
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての全般的な価値の認識
- ・内部処理、システム及び従業員を含む、当行のリスク管理方針の有効性
- ・当行の保険事故の発生及びその重大性
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う国における環境的变化（気候変動によるものを含む。）又は外部事象の発生・当行の無形資産の価値の変動
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う主要な市場における政治的、社会的又は経済的な状況の変化
- ・事業の拡大、事業買収及び新規事業の統合に加え、多様化又はイノベーションを伴う戦略的意思決定の成功
- ・その他当行にとって制御不能な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響するその他の特定の要素については、第一部 第3 2「事業等のリスク」を参照のこと。当行に関する判断を行う際に、将来予想に関する記述に依拠する場合、投資家及びその他の者は、前述の要素、並びにその他の不確定要素及び事象につき慎重に検討すべきである。

当行は、本有価証券報告書提出後において、新たな情報、将来的な出来事又はその他により、本有価証券報告書に記載されるいかなる将来予想に関する記述をも更新する義務を負わない。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

#### 1 【会社制度等の概要】

##### (1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

###### (a) 一般条項

オーストラリア連邦は、1901年1月1日、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、ウェスタン・オーストラリア及びタスマニアの6つの英国植民地が連邦制国家として統合され、国家連合として成立した。当行は、連邦制度の中で営業する企業としてオーストラリア連邦法（「連邦法」）及び当行が営業している州及び特別地域の法律（「州法」）の適用を受ける。オーストラリアの会社法の大部分は、2001年会社法（Cth）（Corporations Act 2001）（「会社法」）（訳注：「Cth」は、「コモンウェルス（Commonwealth）」を意味する。以下同じ。）に規定されている。

連邦法は、直接・間接を問わず当行の営業の諸相に影響を及ぼしている。当行にとって当面、最も重要性の高い連邦法の主要分野の一つは、銀行業務に関する連邦議会法である（同法については、「オーストラリアの銀行制度とその法的基盤」の項で詳述する。）。

###### (b) オーストラリアの会社制度

###### (イ) 一般事項

会社法に基づき、オーストラリア国内で設立された会社は、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（「ASIC」）に登録すること（さらに、公開会社であればその設立関係の文書を預託すること）を要する。

会社法の主要規定の概略は下記のとおりである。かかる規定の一部は一定の種類の実業会社には適用されていない。

1998年7月1日までは、2001年7月に会社法に受け継がれた旧会社法（Corporations Law）に基づき、会社の設立にあたっては、設立発起人が基本定款といわれる会社の根幹を成す証書（「基本定款」）に署名を付して同意することを要していた。基本定款には、とりわけ、会社の名称、授權株式資本額、株式資本の一定額の株式への分割、並びに株主の有限責任が明記されていた。

旧会社法は一定の会社に対し、付属定款（「付属定款」）の作成を要求していた。付属定款においては、会社の内部経営管理に関する規定が設けられていた。付属定款では、会社の事業、業務行為及び権利・権能、並びに株主、取締役その他の役員及び従業員の権利・権能に関する規定を定めることができた。ただし、付属定款の規定は、一般法及び基本定款に反することはできなかった。

1998年7月1日より、既存会社の基本定款及び付属定款は会社の規約となった。1998年7月1日現在に存在する会社は、基本定款及び付属定款を規約として引き続き用いるか、会社法に規定されている一連の「代替規則」を採用するかのいずれかを選ぶことができる。適切と考えられる場合において基本定款及び付属定款を廃止するときには、株主総会における株主による特別決議の可決をもって行わなければならない。代替規則は、かかる規則が会社の規約における規定によって代替又は修正されない限り、会社に適用される。会社は、代替規則の一部又は全部を採用するか、会社の特定のニーズを満たす規則を独自に設定するかのいずれかを選ぶことができる。ただし、一部の規則は会社法の通常規定として「公開会社」に適用され、会社の規約によって代替又は修正することはできない。

会社法は、特定の場を除き、会社と取引関係を有する者は、かかる会社が設立に関する文書に規定される権限の範囲内で行動しているとみなしてよい旨定めている。さらに、会社の役員若しくは代理人と取引をする者は、かかる役員若しくは代理人が行使した権限及び果たした役割は、その権限及び役割をかかるとみなしてよい旨定めている。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む。）は、会社法によって、取引内容及び財務状況並びに業績を正確に記録し説明する会計帳簿を作成することを義務づけられている。また、会計年度ごとに以下を構成内容とする年次財務報告書を作成しなければならない。

- (a) 財務書類（損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書）
- (b) 財務書類注記
- (c) 取締役会の財務書類及び注記に関する宣言

財務報告書は監査を受け、その会計年度の財務報告書について監査報告書を取得しなければならない。

大多数の会社及びその他の事業体（当行を含む。）は、会社法に明記された様々な一般事項及び特定事項を記載した取締役会の報告書も作成しなければならない。この報告書には、特に、会社の主な事業活動の内容及び事業活動の性質の著しい変動、その会計年度中に支払われた配当額及びその会計年度中に宣言された又は推奨された未払いの配当額、会社の事業の概況及びかかる事業の会計年度の業績、会計年度末以降に発生した事象で、会社の事業、かかる事業の業績又は状況に著しく影響し又は著しく影響しうるもの、並びに将来の会計年度において予想される事業の展開、及びかかる事業について予想される業績を全て記載しなければならない。

会社は、株主に以下を入手可能にすることにより報告しなければならない。

- (a) その会計年度の財務報告書、取締役会の報告書及び財務報告書に関する監査報告書の写し
- (b) 一定の条件に従い、会社法の要件に準拠した書式で作成したその会計年度の要約書類

会社法に基づき、当行は、以下の報告を行わなければならない。

- (a) ASICに対しては会計年度末より3か月以内
- (b) 会社の株主名簿に氏名が記載されている全ての株主に対しては
  - ( ) 定時株主総会より21日前又は
  - ( ) 会計年度末より4か月後

のいずれか早い方まで。

取締役は、定時株主総会の前に終了した最終会計年度の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書を定時株主総会にて提出しなければならない。

#### (ロ) 株主総会

会社法に基づき、公開会社は、少なくとも各暦年に1回、年度末より5か月以内に年次株主総会を開催しなければならない。これを定時株主総会という。定時株主総会の主な機能には、当行の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書の検証、取締役の選任、監査人の選任並びに監査人の報酬の決定が含まれる。

#### (ハ) 運営及び経営

取締役の会社を経営する権能（及びその権能に対する制限事項）は、通常、規約に定められている。

かかる権能は、取締役会の取締役に与えられている。個々の取締役の場合は取締役会決議により同取締役に付与された範囲内、マネージング・ディレクターの場合は規約により同取締役に付与された範囲内で会社のために行為する権限を有する。

通常は規約によって、取締役に對し、会社の経営についての独占的な権限が与えられているが、次の事項については、株主が最終的な承認を行うことができる。

- ・取締役に對し権能を付与している規約を、特別決議（決議について投票を行う資格を有し、会社法に基づいて通知が送付されている株主の75パーセント以上の議決権を得た決議）によって変更すること
- ・株主がその承認しかねる行為を行った退任取締役を再選しないこと、又は、公開会社の場合かかる取締役の解任を株主総会において決議すること

#### (c) オーストラリアの銀行制度とその法的基盤

オーストラリアの銀行制度は、現在、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）、当行を含む全国規模で営業を展開している主要銀行4行、多数の小規模な銀行、専門開発銀行数行、子会社及び支店の形態で営業を展開している多数の外国銀行並びに物理的に存在することなくオンラインで又はモバイル・アプリを通じてバンキング・サービスを提供する「デジタル・バンク」で構成されている。当行は、その銀行及び金融サービス事業を主に連邦法、とりわけ1959年銀行法（Banking Act 1959）（「銀行法」）に基づいて行っている。

多数の非銀行系金融機関も金融サービスを提供している。これらの機関は短期金融会社及び金融会社（いずれも大手の外資系を含む。）、農業・牧畜金融会社、開発金融会社、信用組合及び建築組合（住宅用貸付及び消費者金融を行う。）、生命保険会社、退職（年金）基金、抵当権付住宅ローン融資金融機関、並びに金融サービス・セクターに最近参入した者（テクノロジー企業を含む。）を含んでいる。

#### (d) 監督及び規制

当行は、オーストラリアにおいて、オーストラリア金融監督局（Australian Prudential Regulation Authority）（APRA）、オーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia）（RBA）、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission）（ASIC）、オーストラリア証券取引所（Australian Securities Exchange）（ASX）、オーストラリア競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（ACCC）及びオーストラリア取引報告分析センター（Australian Transaction Reports and Analysis Centre）（AUSTRAC）の6つの主要機関及び組織の監督及び規制を受けている。

APRAは、オーストラリアの金融サービス業界の健全性規制機関であり、銀行、信用組合、建築組合、損害保険会社、再保険会社、生命保険会社、民間健康保険会社、共済組合、並びに退職（年金）業界の大部分を監督している。APRAの役割には、APRAが監督する金融機関が締結する金融契約が、あらゆる合理的な条件下において、安定した、効率的かつ競争的な金融システムにおいて履行されることを保証する目的で設定された健全性基準及び慣行の確立と執行を行うことが含まれる。APRAは最近、銀行の執行役員の説明責任体系（Banking Executive Accountability Regime）に基づき、新たなかつ強化された権限を得た。

当行は、ADIとして、自己資本比率、大型エクスポージャー、信用度及び流動性に係る健全性に関する情報をAPRAに対して報告する。認可を受けている退職年金基金の保険者及び受託者であるオーストラリアにおける当行の子会社もAPRAの規制の対象となっている。報告は、協議、立ち入り検査及び対象調査によって補完されている。また、当行の外部監査人は、銀行業務に関する一定の法定及び規制上の要件の遵守状況その他預金者及びその他の利害関係者の利益を著しく損なう可能性があると考えられる事項について報告する義務を負う。

オーストラリアのリスク・ベース自己資本比率規制ガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision）（BCBS）が合意した手法に基づいている。当該手法にはその後国家の裁量権が適用され、その結果、オーストラリアの資本要件はより厳格となった。第一部 第3 3 (c) 「バーゼル資本協定」を参照のこと。

RBAは、金融政策、金融システムの安定維持並びに支払システムの安全性及び有効性の強化に責任を負っている。RBAは、金融市場に積極的に関与しており、オーストラリアの外貨準備高の管理、オーストラリア紙幣の発行を行い、またオーストラリア政府の政府銀行としての役割を果たしている。

ASICは、金融セクター内のオーストラリア企業及び消費者保護に関する国内監督機関である。ASICの主要責任は、消費者、投資家及び債権者の保護を目的として会社、消費者金融、金融市場及び金融商品・サービスに関する法律の規制及び執行を行うことである。金融サービスについては、消費者保護を通じて、預金受入取引、損害保険、生命保険、退職年金、退職貯蓄口座、有価証券（株式、社債及び投資運用など）及び先物取引並びに財務アドバイスに関連する法律を執行する権限を行使して、公平性・透明性を強化させている。ASICは、オーストラリア国内の免許を受けた市場での取引及び取引の参加者に対する監督に責任を負っている。ASICの既存の権限は、ASICに商品介入権限を与えるよう最近強化された。更なる情報については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

ASXは、上場企業により発行される証券の取引を行うためのオーストラリア国内第一市場を運営する。当行の証券の一部（当行の普通株式を含む。）はASXに上場しているため、当行は、2001年会社法（Cth）に基づく法的根拠を有するASX上場規則を遵守する義務を負う。ASXは、ASX上場規則に従って上場企業の監督を行うこと、並びに市場、清算及び決算の参加者によるASX業務規則の遵守を監視及び執行することについて責任を負っている。ASXは、現在、BBSWのベンチマーク管理機関でもある。

ACCCは、オーストラリアにおける反競争的行為及び不公平な市場慣行並びにM&Aの規制及び禁止を行う監督機関である。ACCCの広範な目標は、競争力、公正取引、消費者保護及び商品の安全性の強化をオーストラリアの経済にもたすために、2010年競争・消費者法（Cth）（Competition and Consumer Act 2010（Cth））及び関連する法律を統括することである。ACCCの機能は、ASIC（金融サービス担当）並びに不正取引に関する各々の法令を統括するオーストラリアの州及び準州の消費者センターの消費者保護業務も補完している。

「主要銀行4行」方針と呼ばれるオーストラリア政府の現在の方針は、銀行セクターにおける競争を適切な水準に保つために主要銀行は4行以上存在しなければならないとしている。1998年金融セクター（株式保有）法（Cth）（Financial Sector (Shareholdings) Act 1998（Cth））によれば、金融セクターの特定の会社の株式のうち15パーセント超を取得しようとする事業体はオーストラリア政府の財務大臣の承認を受けなければならない。

外資企業によるオーストラリアの銀行の株式の買収計画については、オーストラリア政府の外国投資政策に服し、必要な場合、オーストラリアの1975年外資による資産買収・企業買収法（Cth）（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975（Cth））に基づくオーストラリア政府の承諾が必要となる。詳細については、後記「(e) 当行の証券保有者に影響を与える制限事項」を参照のこと。

AUSTRACは、会計報告主体（当行を含む。）が、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（Cth）（Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006（Cth））、並びに1988年金融取引報告法（Cth）（Financial Transaction Reports Act 1988（Cth））の要件を遵守するよう監督を行っている。

これらの要件には以下のものが含まれる。

- ・顧客の特定及び監視を行うためのプログラム及びマネーロンダリング及びテロ資金対策に関するリスクを管理するためのプログラムを実施すること
- ・不審事項、一定の値以上の取引（threshold transactions）及び国際的な資金振替に関する指示について報告を行うこと
- ・年次コンプライアンス報告書を提出すること

AUSTRACは、オーストラリアの連邦法執行機関、国家安全保障機関、福祉機関及び歳入代理店、また、対応する国際的な機関に対して財務情報を提供している。

#### (e) 当行の証券保有者に影響を与える制限事項

下記のオーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を保有、所有又は選択する権利に制限を課す。すべての制限は、米国における当行の預託機関が発行した、ADSを表章する米国預託証券（ADR）の保有者に対しても適用される。

##### 1975年外資による資産買収・企業買収法（Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975）

一定の基準を満たす外国人によるオーストラリア企業の株式の買収は、1975年外資による資産買収・企業買収法（Cth）に基づき、（外国投資審査委員会を通じて）オーストラリア財務大臣に通知されなければならない。本法は、外国人（相互に関係する外国人により組織される企業又はグループを含む。）による、オーストラリア企業の発行済株式の20パーセント以上の保有、又は総議決権の20パーセント以上を支配する能力をもたらしあらゆる買収に適用される。加えて、本法は、外国政府投資家がオーストラリア企業について総議決権又は所有権の10パーセント以上（又は外国政府投資家が取締役の任命権等の支配権要素を取得する場合は当該持分）を買収する場合に適用される。本法は、上記の買収を行うことを計画する全ての個人に対して、まず初めに財務大臣にかかる計画について報告を行うことを義務付けている。異議がない旨の通知が行われていないにもかかわらず上記の買収が既に発生しており、財務大臣が、当該買収がオーストラリアの国益に反すると考える場合、資本の引上げを命じる権限を有する。

##### 1998年金融セクター（株式保有）法（Financial Sector (Shareholdings) Act 1998）

1998年金融セクター（株式保有）法（Cth）は、当行を含むオーストラリアの金融セクター企業における株式保有に対して制限を課している。本法により、個人又は法人は、オーストラリア財務大臣による事前の承認を取得することなく、金融セクター企業一社において15パーセントを超える「株式持分」を保有してはならない。金融セクター企業における一人の個人又は一社の株式持分は、当該企業におけるその者の議決権及びその者の連携者の議決権の総計により算定される。議決権の概念は広く定義されている。財務大臣は、国益に資すると判断する場合には、上記よりも高い株式持分の比率を承認する場合もある。

また、金融セクター企業一社における個人の株式持分が、15パーセントの制限を超えない場合であっても、財務大臣は、当該の者が金融セクター企業の「事実上の支配力」を保有すると認定し、その者に対して当該支配力の放棄又は当該企業における株式持分の減少を要求する権限を有する。

#### 2001年会社法 (Corporations Act 2001)

2001年会社法 (Cth) は、個人又は法人による当行の議決権株式における関連持分の取得によって、当該個人又はその他の者が当行の株式のうち20パーセントを超える議決権を行使する権限を有することになる場合、そのような取得を禁止しているが、かかる規制には一定の例外も存する。さらに、会社法に基づき、当行株式の大量保有を開始又は終了する者、あるいは既に当行株式の大量保有を行い、かかる保有持分の少なくとも1パーセントを移動させる者は、当行及びASXに対して通知を行い、所定の特定情報（氏名又は名称、住所及び当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。）を提供する義務を負う。かかる通知は、その者がかかる特定情報を認識してから通常2営業日以内に行わなければならない。

ある者又はその者の連携者が関連持分を保有する当行の議決権株式に属する総議決権が、当行の全ての議決権株式に属する議決権総数の5パーセント以上である場合、その者は、株式の大量保有を行っているといみなされる。「連携者」及び「関連持分」の概念は、会社法において非常に広く定義されており、投資家はこれらの範囲につき自ら検討することが要求される。一般的には、下記の場合に関連持分を保有しているといみなされる。

- a. その者が当該株式の保有者である場合
- b. その者が当該株式に属する議決権を行使する権限又はその行使を支配する権限を有する場合
- c. その者が当該株式の処分権限又は処分権限の行使を支配する権限を有する場合

関連持分が僅少であるか、あるいはどのように生じたかは問題とはならない。2名以上の者が上記権限のいずれかを共同で行使することができる場合、各人が当該権限を有しているといみなされる。権限又は支配力が明示であるか黙示であるか、公式であるか非公式であるか、単独行使可能か他者との共同により行使可能かという点は問題とならない。

#### 米国預託株式 (ADS) に関する契約

預託機関のザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、当行及びすべてのADSの保有者の間で随時締結される預託契約がある。当行のADS保有者は、前述のオーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を所有する権利又はそれについて投票する権利に課される制限に服する。ADS保有者は、預託契約により、ADS及び関連する普通株式の保有能力並びに当該ADS及び関連する普通株式に対して利害を有するその他の人物及びその利害の性質に関する情報の提供に関する当行からのあらゆる要請に応じることを求められる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) ウエストパック・バンキング・コーポレーション：法人格の変更

当行は、一般的な会社法がオーストラリアにはなかった当時、ニュー・サウス・ウェールズ州議会により特別法案として可決されたザ・バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ法（The Bank of New South Wales Act）に基づいて1850年に設立された。2002年8月23日、当行は、2001年会社法（Cth）に基づく株式公開会社として登録された。

当行の法人格を会社法に基づく会社に変更する手続の一環として、株主は、2000年12月15日に開催された当行の定時総会（「AGM」）において新たな定款を採択し、定款は2002年8月23日から施行された。当該定款はその後、2005年12月15日、2007年12月13日及び直近では2012年12月13日に株主により改正された。

(b) 当行定款

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法に基づく会社として当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、株式の発行及び消却、社債の発行、株主への財産分配（現物支給又はその他の方法による）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への企業担保の設定及び法律により許可される範囲でその他の行為を行う権限を含め法人としての全ての権限を有する。

会社法に基づき、種類株式の発行条件に別段の規定がない限り、当行の種類株式の発行条件は、当行の特別決議によって、かつ、当該種類株式における議決権の4分の3以上を保有する株主の書面による同意か、当該種類株式の保有者による別個の会議において可決された特別決議をもってのみ変更し又は取消すことができる。

オーストラリアの全ての企業には、各々にオーストラリア会社番号（「ACN」）という9桁のID番号が割り当てられており、公開文書、適格流通証券及び社印にこれを記載しなければならない。さらに、事業体は、オーストラリア事業登録簿（Australian Business Register）への登録を申請し、オーストラリア事業番号（「ABN」）という11桁の識別番号を取得することもできる。オーストラリアの企業については、ABNの最後の9桁がそのACNと同一となる。ABNIは、ACNの代わりに文書に引用される場合がある。

当行のACNIは、007 457 141で、ABNIは、33 007 457 141である。

以下は、当行定款の重要な条項をまとめたものである。

(イ) 株式の発行

定款では、株式の発行について、以下の取締役の管理下で行うよう定められている。

- (a) いかなる者に対しても随時かついかなる条件でも株式を発行又は処分することができ、かつかかる株式に対して、配当受領権、議決権、払戻資本受領権等を問わず取締役会が適当と判断する優先権、劣後権又はその他の特別権若しくは制限を付することができる取締役会
- (b) いかなる者に対してもストック・オプション又は新株予約権を随時かつ適当と判断する対価と引換えに付与することができる取締役会
- (c) 端株が発生した場合にその取扱い方法について決定権を有する取締役会

ただし、いずれの場合も会社法、ASX上場規則及び株式又は種類株式の株主に付与されている特別権による規制を受けるものとする。

当行は、非全額払込株式を発行することができる。

当行は現在、ウエストパック業績連動型制度（WPP）、最高経営責任者長期変動報酬制度（CEO LTVR制度）及びウエストパック長期変動報酬制度（LTVR制度）を含む各種の従業員持株制度に基づく全額払込済普通株式に関するオプション及び新株引受権を発行している。

WPP、LTVR制度及びCEO LTVR制度の下で、適格従業員は株式を取得する新株引受権を受けることができる。オプションは2009年に付与されたのが最後である。

上記の従業員持株制度に基づき発行されたオプションの行使価格は、勤務期間開始時の当行株式の市場価格に基づいて設定されるが、新株引受権の行使価格はゼロである。LTVR制度及びCEO LTVR制度の下で発行される業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションは、その権利が確定し権利行使可能となる前に充足しなければならない業績要件に服する。WPPの下で発行される業績要件を課さない新株引受権及びオプションは、サービスを基準とした権利確定条件のみに服する。

#### (ロ) 株式の払込請求

取締役は、

- (a) 未払込金が指定期日になっても支払われない場合、株主に対しその払込みを請求することができる。
- (b) 株式の分割払込みを請求することができる。
- (c) 払込請求を解除又は延期することができる。

当行定款に基づいて、非全額払込株式を保有する株主は、払込みの期日及び場所が記載された通知を30営業日前までに受領した場合、その株式に対して払込請求がなされた金額を所定の期日及び場所で当行に支払わなければならない。株式に関して支払請求がなされた金銭の支払期日までの払込みがない場合、支払義務者は、支払いが履行されるまでの期間について取締役会が当行定款に基づいて決定する利率（又はかかる決定がなされない場合は、年率10パーセント）による利息を支払わなければならない。取締役会は、かかる利息の全部又は一部の支払いを免除することができる。株主が、支払請求された払込金又は分割払込金の支払を支払期日に行わなかった場合、取締役会は、その後いつでも、払込請求分又は分割払込金の一部が未払いの間、当該株主に対してかかる未払込金及びこれに対する利息がある場合にはその金額、また株主からの支払いがなかったことにより生じた全ての費用の支払いを請求する通知を行うことができる。かかる払込請求通知に基づいて払込がなされていない株式は、通知により請求された払込がなされる前であれば、取締役会決議によりいつでも失権させることができる。会社法に従って、これにより失権した株式は、取締役会が適当と判断する者にかつ、取締役会が適当と判断する条件で売却、再発行又は処分することができる。

払込請求の対象となっており払込期日を経過しているが、払込みを行っていない株式を有する株主は、株主総会において議決権を有さない。当行が解散する場合において当行の資産が負債の返済額に満たないときには、株主は、各々が保有する株式につき未払込金があればこれを限度として責任を負うものとする。

#### (八) 株主の配当等受領権等

普通株式の株主は、その株式について当行の取締役により決定された配当を随時受ける権利を有する。未請求の配当は、請求がなされる又は未請求金に関する法律に従って処理すべきことが要請されるまで、当行の利益のために当行の取締役会がその適切な判断により投資することができる。

当行の定款に基づき、配当は当行の利益から支払われる。さらに、会社法に従って、配当が宣言される直前において、当行の資産がその債務を上回っており、かつかかる超過額が配当の支払いに十分である場合でなければ、当行は配当金を支払ってはならない。また、当該支払いは、当行の株主に対して公正かつ合理的なものでなければならず、当行の債権者に対して支払いを行う能力を大幅に損なうものであってはならない。

会社法、当行定款、配当について特別権を付された株式を有する株主（もしあれば）の権利及び株式への異なる発行条件又は申込条件に従い、当行の取締役は、配当の支払いの有無を決定し、金額及び支払時期を設定し、また当行からの、場合によっては配当受領権を有する株主の指示により、当該株主に対する支払又は振込を決定することができる。

配当が未請求のまま返還された場合、当行は、通常、1959年銀行法（Cth）に基づいてかかる金額を未請求金として7年間保管しなければならない。当該期間が終了しても当該株主からの請求がない場合は、当行は、各年の3月31日までに、オーストラリア証券投資委員会に対し、前年の12月31日現在の未請求金を含む年次未請求金を返還しなければならない。かかる支払を行った時点で、当行は、かかる金額に関する債務を弁済したものとみなされる。

当行の取締役は、配当支払前に、当行の取締役会の裁量で利益の適正な利用という目的に充当するため準備金として妥当と判断する金額を当行の利益から積み立てることができる。当行の取締役は、配当として分配すべきでないとは判断する利益の残高を準備金に移管せずに繰越利益とすることができる。

下記の制約が、当行の配当の宣言・支払権限について適用される。

- ( ) 配当の支払が、当行に適用される自己資本比率規制又はその他APRAの規制（資本保全バッファを含む。）に違反する又は違反の原因となる場合。現在、かかる規制の一つとして、連続した前12か月間において分配された当行の株式に関するその他の全ての配当（もしあれば）及びより上級の資本商品に関する支払を考慮した結果、当該配当の支払により、配当総額が、その連続した前12か月間の当行の監査済連結財務書類に反映される当行の税引後利益を超えることが明らかになった場合には、APRAの事前の同意なく配当の支払いを行ってはならないとされている。
- ( ) 1959年銀行法（Cth）に基づいて当行に対してAPRAから配当不払の指示がある場合
- ( ) 配当の宣言又は支払を行うことにより当行が支払不能になる状態を招く場合

- ( ) 利息の支払、配当、償還関連の支払又は当行グループが発行する特定のその他Tier 1 証券に係るその他の分配が、かかる証券の条件に従って支払われなかった場合、当行は、普通株式に係る配当を宣言及び/又は支払うことを制限される可能性がある。当該制限は、複数の例外に服する。

## (二) 株式の譲渡

当行の株式は、ASX上場規則及び当行定款に従って以下の場合に譲渡することができる。

- a) CHESSの名称で知られる電子株式登録・譲渡システムにより承認された株式については、当該システムに適用される規則に従って譲渡が可能である。
- b) 通常の様式又は当行の取締役会が許可したその他の様式による証書によって譲渡可能である。
- c) 市場性のある有価証券については、会社法、オーストラリア証券取引所の上場規則及びASX決済が認めており、かつ当行の取締役が承認したその他の譲渡方法によって譲渡可能である。

当行の取締役会は、ASX上場規則により認められた場合、当行の株式の譲渡を防ぐため又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して拒絶する旨を書面に通知しなければならない。取締役会は、譲渡又はそれに関連する取引に不正行為の疑いがない限り、登録することを拒絶する通知を送付してから12か月以内に要求がある場合には、差し入れられている株式を当該預託人に返還しなければならない。

## (ホ) 株主名簿

主たる株主名簿はシドニー市に備置かれ、地域株主名簿はニュージーランドのオークランドに備置されている。

## (ハ) 株主総会

当行定款によれば、当行の取締役会は、適当と判断する時にはいつでも当行の株主総会を招集し開催手続を行うことができ、また、会社法及びASX上場規則によりその旨要求されている場合はその義務を有する。会社法によれば、当行の取締役会は、株主総会において投じることができる議決権のうち5パーセント以上を有する株主によって要求された場合には当行の株主総会を招集し、開催手続を行わなければならない。株主総会において議決権の5パーセント以上を有する株主は、自費で当行の株主総会を招集し、開催手続を行うこともできる。

当行の株主総会に関する招集通知は、総会の28日前までにこれを行わなくてはならない。また、書面による通知は、株主総会に出席し、議決を行う権利を有する全ての株主に対して発送しなければならない。すべての普通株主は、株主総会に出席する権利を有し、当行定款及び会社法に従って当行の株主総会で議決を行うことができる。

当行の全額払込済普通株式を保有する株主は、株主総会（特別株主総会を含む。）において、挙手投票の場合においては1個の議決権を、投票による場合においてはその保有する全額払込済普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(ト) 取締役

当行定款の第9.11条(a)に基づき、重大な個人的利害関係に係る事項の開示及びこれに対する投票に関して会社法を遵守することを条件に、当行の取締役は、

- a. 監査人を除く当行の役職を務めることができる。
- b. 当行が発起した又は当行が何らかの利益を有するその他の企業、会社、信託又は事業体の役職を務めることができる。
- c. 当行と契約又は約定を締結することができる。
- d. 当行の過去又は現在の従業員又は取締役、若しくはこれらの扶養家族若しくは関係者のための協会、団体、基金、信託又は組織に参加することができる。
- e. 監査人を除く当行のための専門職（又は専門業務を提供する会社の構成員）として役割を果たすことができる。
- f. 取締役会のいかなる会議、決議又は決定にも参加、投票できるとともに定足数の人数として計算され、取締役会が議事を審議する会議に出席することができる。

当行定款の第9.11条(b)に基づき、取締役は、取締役としての信認関係にかかわらず上記事項を行うことができ、これにより

- a. 取締役が利得する直接又は間接的な利益につき当行に対して説明責任を負わず、かつ
- b. 契約又は約定の有効性に影響しない。

ただし、取締役会で審議される議案について重大な個人的利害関係を有する取締役は、会社法に基づき、その他の取締役により当該取締役が出席し、投票できることを決議しない限り、又はASICにより当該取締役の出席及び投票について許可することが宣言されない限り、当該議事が審議されている間当該取締役会に出席することができず、当該議事に関して投票を行うこともできない。これらの制約は、取締役の利害関係が、会社法第191条(2)に定められている限られた以下の事項に関する場合には適用されない。

- a. 取締役が当行の株主であるという理由で発生しており、他の株主と同じようにこれを有する場合
- b. 当行の取締役として支給される取締役の報酬に関連して発生する場合
- c. 当行が締結しようとして提案している契約で、株主の承認を必要とし、株主により承認されなかった場合でも当行に義務を負わせない契約に関係する場合
- d. 単に取締役が保証人である、又は当行からの借入（又は申し入れのあった借入）の全部又は一部について補償又は担保を提供しているという理由で発生する場合
- e. 単に取締役が上記(d)で言及される保証又は補償に関連して代位権を有するという理由で発生する場合

- f. 当行の役員としての職務につき負担する取締役の債務を保証している又は保証する契約に関連する場合。ただし、当該契約により、当行あるいは関連企業が保証人とならない場合に限る。
- g. 会社法により許可される一定の補償又は当該補償に関する契約について、当行又は関連企業からの支払に関連する場合
- h. 関連企業との契約、又は関連企業のために若しくはその代理で締結した契約があり又は契約が提案されており、単に取締役が当該関連企業の実務取締役であるという理由で発生する場合

ある特定の議事について、取締役の利害関係の理由により取締役会が定足数に達しない場合は、当該議事を検討するために株主総会を招集することができ、利害関係のある取締役はかかる取締役会の議決の必要性により議案について投票する資格を与えられる。

当行定款の第9.7条に基づき、当行の非業務執行取締役に支給される年間報酬総額の上限額は、株主により承認されなければならない。当該年間報酬総額は、取締役会が随時決定する方法により各非業務執行取締役に支給される。取締役が個人的に重要な利害関係を有している事項について、出席及び投票することは禁止されているが、取締役の報酬は、会社法第191条に規定されるその例外の一つに当たる。

#### (チ) 取締役、秘書役及び従業員に対する補償

当行定款によれば、当行は、法令により禁止された場合を除き、当行及び当行の各関連会社（認可を受けた証券取引所に上場している関連会社を除く。）の各取締役及び各会社秘書役、当行及び当行の子会社（認可を受けた証券取引所に上場している子会社を除く。）の各従業員並びにオーストラリア金融サービス免許に基づいて当行の完全子会社の担当マネジャーを務める各個人に対して、（場合によって）取締役、会社秘書役、従業員又は担当マネジャーとして各人がその職責において負担した全ての債務（法務費用に係る債務を除く。）、及び上記の者がその職責のために当事者として法的手続（民事、刑事、行政又は調査目的であるかを問わない。）に対して防御又は抵抗するために（あるいはそれ以外で当該手続に関連して）負担した全ての法務費用を補償する。

第一部 第5 3(2)「役員状況」に記載の各取締役及び当行の各会社秘書役は、上記の補償を受ける権利を有する。

2000年度定時株主総会において株主による承認を得て、当行は、各取締役との間で、当行の定款において定められるのと同じ条件での補償を含む、アクセス及び補償に関する証書（Deed of Access and Indemnity）を締結した。

当行は、2009年9月、当行定款に定める補償と同一の補償を下記の役職を担う個人に対して提供する捺印証書を作成した。

- ・ 法定役員（当行の実務取締役を除く。）
- ・ 当行の完全子会社の取締役及びその他の法定役員
- ・ 当行が捺印証書に記載の条件及び契約上の補償方針に基づき承認した、その他の会社の取締役及び法定役員

当行の関連法人の従業員の一部、並びに当行及び関連法人の経営陣もまた、現在、2009年9月付けの捺印証書と同様の条件を有する2004年11月に締結された捺印証書の対象となっている。

さらに、当行定款では、以下の場合を除き、法令で認められる範囲において、その職務につき負担する法務費用を含む全ての債務について、当行又は関連法人の現在又は過去の取締役又は会社秘書役を被保険者とする契約の保険料を支払うこと又は支払いに合意することが認められている。

- ・当行が法令により保険料を支払う又は支払いに合意することが禁じられている場合
- ・当行が保険料を支払うことによって契約が法令により無効とされる場合

2009年9月付けの捺印証書に基づき、当行は、当行の取締役及び当行の完全子会社の取締役に対し、取締役・役員向け賠償責任保険を提供することにつき合意した。

当行グループは、2019年9月30日に終了する年度において、当行が上記に定める補償に基づいて支払わなければならない金額を特定の場合において賠償する保険を付保した。かかる付保は、当該保険によって提供される補償の限度を含むがこれに限定されない、当該保険において規定される条件に服している。保険証券では、支払われる保険料及び被保険債務の内容の開示が禁じられている。

#### (リ) 当行の外部監査人

会社法に従って、当行は、その定時株主総会において、個人又は会社を監査人として任命しなければならない。当該監査人は、死亡、解任若しくは退任するまで、又は会社法に基づく監査人として行為できなくなるまで監査人を務める。当行の監査人が不在の場合、当行はこれを補完する個人又は会社を任命しなければならない。

#### (ヌ) 当行の会計

会社法に基づき、当行は、

- (a) 正確にその取引内容、財務状態及び業績について記録、説明し、
- (b) 真実かつ公正な財務書類を作成及び監査ができる

会計帳簿を作成しなければならない。

当行は、会計年度ごとに財務報告書及び取締役会の報告書を作成することを義務づけられている。財務報告書には、とりわけ損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書が含まなければならない。財務報告書は会計年度ごとに会社法に基づく監査を受け、監査報告書を取得しなければならない。

当行の会計方針については、第一部 第6 1「財務書類」を参照のこと。

## 2 【外国為替管理制度】

オーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者を当事者とする様々な支払い及び取引を管理・規制し、又はその管理・規制を許可している。数々の免除、許可及び認可に基づき、オーストラリアから非居住者への送金又は投資に対する一般的な規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は所定の国、法人及び個人について随時実施されており、現時点では以下のものが含まれる。

- ( ) 送金又は配当（フランキング前である場合）若しくは利息の支払に係る源泉徴収税
- ( ) 2011年自主制裁法（Autonomous Sanctions Act 2011）及び2011年自主制裁に関する規則（Autonomous Sanctions Regulations 2011）に基づきオーストラリア外務貿易省（DFAT）が課す金融制裁で、とりわけ、外務大臣の事前承認のない、以下にかかげる個人又は法人に対して行われ、それらの者の指図によって行われ、又はそれらの者を代理して行われる送金又は支払に関連する取引に対する制裁
  - ・ 旧ミロシェビッチ政権の関係者及び1990年代前半のバルカン戦争における戦犯として起訴された又は容疑をかけられた個人
  - ・ ジンバブエにおける民主主義、人権の尊重及び法の支配を著しく損なう活動に従事する個人又は法人
  - ・ 朝鮮民主主義人民共和国の大量破壊兵器プログラム又はミサイル・プログラムとの関係を有する特定の個人又は法人
  - ・ イランの核又はミサイル・プログラムに貢献した又は貢献している特定の個人又は法人
  - ・ リビアの旧カダフィ政権との関係を有する特定の個人及び法人
  - ・ シリア政権を支持するか又はシリアにおける人権侵害に関与している特定の個人及び法人
  - ・ ウクライナの主権及び領土の保全に対する脅威に貢献したか又はそれに加担した個人
- ( ) 以下を含むDFATが履行する、国際連合安全保障理事会（国連安保理）の経済制裁
  - ・ テロリスト資産凍結体制

1945年国連憲章法（Charter of the United Nations Act 1945）及び2008年国連憲章（資産取引）規則（Charter of the United Nations (Dealings with Assets) Regulations 2008）に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

・国別の制裁措置

1945年国連憲章法及び関連規則に基づき、国連安保理の経済制裁が導入されている。国連安保理が指定する国家との関係を有する特定の個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

### 3 【課税上の取扱い】

下記の税務に関する検討は、単なる概要の記述であり、完全な技術的分析又は当行株式の日本の実質保有者に対するオーストラリア及び日本のすべての税効果を列挙することを意図するものではない。同検討は、現在有効な法律、規則及び決定に基づいており、オーストラリア及び日本の法律の改正の影響を受ける。税務は複雑な法分野であり、保有者の税効果は、保有者がおかれる特有の状況によっては本解説において詳述されたものとは異なる可能性がある。その場合、保有者は、当行の株式の保有者であることによる税効果について自身で別途税務上の助言を求めるべきである。

#### (1) オーストラリアの課税

以下の議論は、資本勘定に株式を保有する株主に対する、普通株式（ADSを含む。）の所有及び処分に関するオーストラリアの税務上の取扱いについての概要である。こうした議論は、本書及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のためのオーストラリアと日本国との間の条約（Convention between Australia and Japan for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income）（「租税条約」）の日付現在において施行されている法律に基づいており、同日以後におけるオーストラリア法又は日本法の改正及び租税条約の変更に服する。

こうした議論は、概要を説明することのみを目的としており、普通株式の保有及び処分に関してオーストラリア及び日本の税務上の取扱いを受ける可能性の全てを完全に分析したものではない。各投資家の具体的な税務ポジションにより、その投資家に適用されるオーストラリア及び日本の所得税上の取扱いが決定されるため、投資家は普通株式の保有及び処分の税務上の取扱いに関して各々の税務顧問に相談することが望まれる。

(a) 配当に対する課税

オーストラリアの配当金帰属課税制度に基づき、法人段階で支払われるオーストラリアの税金は、当該法人が株主に対して支払った配当に対する株式帰属方式税額控除（インピュテーション・クレジット（フランキング・クレジットという場合もある。））によって株主に帰属（あるいは配分）される。かかる配当は、「フランキング済配当（franked dividend）」と称される。

オーストラリアの居住者である個人株主がフランキング済配当を受領する場合には、当該株主は、その納付すべきオーストラリアの所得税と相殺することができるフランキング・クレジットを限度として、税額の相殺を受ける。オーストラリアの居住者である株主は、一定の場合においては、超過フランキングの還付を受けることができる場合がある。

配当のフランキングの程度は、一般に会社が配当実施時に利用可能なフランキング・クレジットに左右される。したがって、株主に支払われる配当は、全部又は一部がフランキングされているか、あるいは全部フランキングされていない場合がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当については、オーストラリアの配当に係る源泉所得税が免除される。

非居住者である株主に支払われる配当のうち、全額のフランキングが済んでいないものについては、（二重課税条約により軽減されない限り）フランキングされていない部分につき30パーセントの税率で配当に係る源泉徴収税が課せられる。租税条約の恩恵を受けることができ、配当を有利に受領することができる日本の居住者の場合、適用される租税条約に基づき税率は10パーセントまで引き下げられる。ただし、当該株式が、非居住者がオーストラリアで事業を行ううえでの媒体となっている又は個人的にサービス提供を行っているオーストラリアの恒久的施設又は非居住者の固定の拠点との間に実質的な関連を有するものでない場合に限る。オーストラリアにおいて恒久的施設又は固定の拠点を有する日本の居住者で、支払われる配当がかかる恒久的施設又は固定の拠頭に帰属する場合、配当に係る源泉徴収税が課されることはない。当該配当は純額ベースで課税され、フランキングが行われる場合、税控除の対象となる可能性がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当及び配当に係る源泉徴収税が適用されている配当については、更なるオーストラリアの所得税は課せられない。

株主は、フランキング・クレジットの恩恵を受けることができない可能性がある。こうした規則の適用は、株式保有期間及び当該株主がその株式保有につき「リスクに晒される」程度等、株主自身の状況に左右される。

(b) 株式譲渡損益

一般的に、オーストラリア居住の株主が当該株式を処分する際に獲得するキャピタル・ゲインは、キャピタル・ゲイン税の課税の対象となる。しかしながら、株主がトレーダー若しくは投機家とみなされた場合、又は営利目的で投資業務を行っているときとみなされた場合、利益が経常利益として課税される可能性がある。

オーストラリア居住の個人、トラスト又は年金基金が12か月以上保有する株式に係るキャピタル・ゲインに対しては税率の引き下げが適用される可能性がある。税率の引き下げは、個人又はトラストについては二分の一、年金基金については三分の一である。会社はキャピタル・ゲイン税の税率引き下げの対象とはならない。1999年9月21日以前に取得した株式については、異なる基準のキャピタル・ゲイン算定方法が適用され、定数方式が使用可能である。

このように算出されたキャピタル・ゲインには、通常の所得税率が適用される。キャピタル・ロスもキャピタル・ゲインとのみ相殺することができる。キャピタル・ロスの超過分は、将来のキャピタル・ゲインと相殺するために繰り越すことができる場合がある。

一般的に、オーストラリアの公開会社の株式を譲渡する、当該株式を資本勘定に保有する非居住者は2つの例外を除き、オーストラリアの所得税が免除される。主な例外は、以下のとおりである。

- ・オーストラリアの恒久的施設を介して行われる取引又は事業の一環として保有されている株式。この場合は、譲渡益に対して通常の税金が課せられる。損失は、キャピタル・ロスをもたらずか、その他控除可能となる可能性がある。
- ・株式会社に関して株主及びその関係者が当該会社の株式の10パーセント以上及びオーストラリアの不動産権で構成される当該会社の資産の50パーセント超を譲渡時に（又は譲渡前24か月のうち少なくとも12か月間）保有するもの（当行に該当する可能性は低い。）。この場合は、キャピタル・ゲイン税が課せられる。

## (2) 日本の課税

支払われた配当についてオーストラリアの源泉徴収税が課される日本の実質株主は、租税条約第25条第1項に基づく租税控除を受けることができる。

日本における当行株式に関する日本の課税の詳細については、第一部 第8 2 (4)「配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

## 4 【法律意見】

当行のグループ法務・戦略投資部長キャスリーン・ワードより、以下を確認する法律意見が提出されている。

- ・当行は、オーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に基づく株式公開会社として適法に設立されかつ有効に存続しており、有価証券報告書（第八号様式）に記載されている資産を保有し、その業務を遂行するための完全な権限を有していること。
- ・有価証券報告書（第八号様式）に記載の当行普通株式について、2019年9月30日現在で、普通株式3,489,928,773株は、適法に授権され有効に発行済かつ全額払込済であること。
- ・有価証券報告書（第八号様式）に記載のオーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に関する記述は、全ての重要事項につき真実かつ正確なものであること。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

下表は、オーストラリアの会計基準（「AAS」）に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである<sup>1</sup>。

9月30日に終了した年度	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
純業務収益 (業務費用及び減損費用控除前) (百万豪ドル) <sup>2</sup>	20,649	22,007	21,650	20,841	21,508
税引前利益 (百万豪ドル) <sup>2</sup>	9,749	11,731	11,515	10,644	11,416
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属する 当期純利益 (百万豪ドル) <sup>2</sup>	6,784	8,095	7,990	7,445	8,012
株主持分及び非支配株主持分合計 (百万豪ドル) <sup>2</sup>	65,507	64,573	61,342	58,181	53,915
発行済かつ全額払込済普通株式数 (百万株) <sup>2</sup>	3,490	3,434	3,394	3,346	3,184
純資産額 (百万豪ドル) <sup>2</sup>	65,507	64,573	61,342	58,181	53,915
資産合計 (百万豪ドル) <sup>2</sup>	906,626	879,592	851,875	839,202	812,156
普通株式等Tier 1 資本比率(%)	10.67	10.63	10.56	9.48	9.50
Tier 1 比率 (%)	12.84	12.78	12.66	11.17	11.38
総自己資本比率 (%)	15.63	14.74	14.82	13.11	13.26
普通株式1株当たり配当金 (豪セント)	174	188	188	188	187
普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる)	94	94	94	94	93
基本的1株当たり利益 (豪セント)	196.5	237.5	238.0	224.6	255.0
希薄化後1株当たり利益 (豪セント) <sup>3</sup>	189.5	230.1	229.3	217.8	248.2
配当性向 (%) <sup>4</sup>	88.83	79.52	79.28	84.19	73.39
従業員合計 (フルタイム相当)(人) <sup>5</sup>	33,288	35,029	35,096	35,580	35,484

1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が修正再表示され、従前に報告された実績と異なることがある。

2 上記の2019年度、2018年度及び2017年度の損益計算書からの抜粋、並びに2019年度及び2018年度の貸借対照表からの抜粋は、本書の連結財務書類に基づくものである。上記の2016年度及び2015年度の損益計算書からの抜粋、並びに2017年度、2016年度及び2015年度の貸借対照表からの抜粋は、以前公表された財務書類に基づくものである。

3 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づき算出されている。

4 自己株式につき調整されている。

5 フルタイム相当従業員には、常勤及びパートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

## 2 【沿革】

当行は、1817年に設立された、オーストラリアで最初の銀行である。当行は、1850年にニュー・サウス・ウェールズ州議会の法に基づき、「バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ（Bank of New South Wales）」として設立された。当行の商号は、1982年にオーストラリア商業銀行との合併に伴い、「ウエストパック・バンキング・コーポレーション（Westpac Banking Corporation）」に変更された。2002年8月23日、当行は、オーストラリアの2001年会社法（Cth）（「会社法」）に基づいて株式公開会社として登録された。

## 3 【事業の内容】

### (1) 会社の目的

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法の規制を受ける会社として、当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、また、株式の発行及び消却、社債の発行、株主間での財産分配（現物支給又はその他の方法による。）、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への浮動担保の設定、並びに法律により許可される範囲におけるその他の行為を行う権限を含め、法人としてのすべての権限を有している。

### (2) 事業の内容

#### (a) 概要

当行は、オーストラリアにおいては4大銀行組織の一つであり、ニュージーランドにおいても最大手の銀行組織の一つである。当行は、これらの市場において、消費者<sup>1</sup>向け、企業向け及び機関投資家向けの銀行サービス及び資産管理サービス等の幅広い銀行・金融サービスを提供している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社<sup>2</sup>を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

2019年9月30日現在、当行の時価総額は1,030億豪ドル<sup>3</sup>であり、資産合計は9,070億豪ドルであった。

2019年3月19日、当行グループは、顧客の資産管理及び保険に関するニーズの支援方法を変更し、BTファイナンシャル・グループ（BTFG）の業務を拡大されたコンシューマー及びビジネスの両部門に編入すること、並びに当行グループが雇用したファイナンシャル・アドバイザー及び正規の代理店による個人向け財務アドバイスの提供を停止することを発表した。その結果、保険業務はコンシューマー部門に、ファンド管理業務はビジネス部門に移転し、アドバイス業務及び特定のサポート機能は、当行グループ事業に移転した。当行グループの組織構造に対する変更は2019年4月1日付けで行われ、2018年度及び2017年度のオペレーティング・セグメントの業績は修正再表示されている（当行グループの報告事業セグメント及びセグメント配分の変更に関する開示については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。）。

- 1 消費者は、当行の商品及びサービスを利用する個人と定義され、事業体は含まれない。
- 2 2019年9月30日現在の当行の重要な連結会社の一覧については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31を参照のこと。
- 3 2019年9月30日現在の、オーストラリア証券取引所（「ASX」）における当行の普通株式の株価終値に基づいている。

当行は、以下の4つの主要な顧客対面型事業部門の下で報告を行っている。

- ・コンシューマー部門は、オーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。コンシューマー部門はまた、当行グループの保険業務（生命保険、損害保険及びプライベート・モーゲージ保険の組成と販売を対象としている。）も担う。さらに、同部門は、特定の損害保険商品の組成に第三者を利用している。バンキング商品は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で提供されているが、保険商品は、ウエストパック及びBTのブランドの下で提供されている。コンシューマー部門は、特定の金融サービス及び商品（退職年金、プラットフォーム、自動車ローン及び為替を含む。）に関する販売、サービス及び照会について、ビジネス部門及びWIBと連携している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。
- ・ビジネス部門は、オーストラリアの顧客にビジネスバンキング及び資産管理のファシリティ及び商品を提供している。ビジネス部門は、通常、最大で150百万豪ドルのエクスポージャーを有する中小企業及び商業顧客（農業関連事業を含む。）に対するファシリティの組成及び販売を担う。中小企業顧客には、関係性を管理された中小企業顧客（通常、100,000豪ドルから250,000豪ドルのファシリティを有している。）及び関係性を管理されていない中小企業顧客が含まれる。同部門は、顧客の借入れ、決済及び取引上のニーズを支援するための各種バンキング商品・サービスを提供している。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融並びに不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。同部門は、個人向け資産管理並びに投資商品（マージン・レンディング及びエクイティ仲介業務を含む。）、退職年金商品及び退職商品、並びに資産管理プラットフォームの組成と販売も担う。ビジネス部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTの各ブランドの下で事業を行っている。ビジネス部門は、一部の金融サービス及びリスク管理商品（企業年金、外国為替及び金利ヘッジを含む。）に係る販売、照会及びサービスについてコンシューマー部門及びWIBと連携している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）は、オーストラリア及びニュージーランドにおいて事業を行う、又はオーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBはまた、フィジー及びバブア・ニューギニアにおいてあらゆるバンキング・サービスを提供しているウエストパック・パシフィックについても責任を負う。WIBは、市場関連の金融ニーズの充足（為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。）について当行グループのすべての部門と提携している。
- ・ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド支店）を通じて行っている。ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品は、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランドは、独自のインフラ（テクノロジー、運営及び財務を含む。）も維持している。
- ・当行グループ事業には、以下のものが含まれる。

当行グループのバランスシートの管理（大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。）を担う財務部門。財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う（当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む。）。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート及び金利リスク（ウエストパック・ニュージーランドを除く。）を所定のリスク限度内で管理することに由来する。

オーストラリアにおけるテクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合を担うグループ・テクノロジー部門。

オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人事並びに顧客及び企業関係といった、集約的に実施される機能から成るコア・サポート部門。

2019年3月の当行グループの資産管理業務の再編及びアドバイス業務の廃止に関する決定に伴い、残存するアドバイス業務（関連する是正を含む。）及びBTFGオーストラリアの特定のサポート機能は、当行グループ事業に移転された。

グループ・テクノロジー部門のコストの全額は、当行グループのその他の部門に割り当てられる。コア・サポート部門のコストの一部はその他の部門に割り当てられ、グループ本社のコストは、当行グループ事業において留保される。当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの部門の業績の表示を容易にする、特定のグループ内取引、大部分の資産の売却の損益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及びコスト並びにその他集約的に調達される引当金等の特定の当社項目も含まれる。

これらの事業の詳細については、事業部門別の純利益と資産合計の概要、並びに経営陣による事業部門の業績に関する議論及び分析を含む、第一部 第3 3「業績等の概要」(iv)「部門別の業績」を参照のこと。

(b) 主な変更事項

・ 当行に関する主な変更事項

ウエストパックの主な変更事項

AUSTRACによる民事訴訟

2019年11月20日、AUSTRACは、当行によるマネーロンダリング防止及びテロ資金対策法（「AML/CTF法」）に基づく義務の違反の疑いに関連して、当行に対する民事訴訟を開始した。当該訴訟は、多数の国際的資金振替に関する指示（「IFTI」）の報告漏れ、記録管理及びIFTIに必要な特定のデータ提供に関する不備の疑い、コルレス銀行業務に係る義務の不履行、AML/CTFプログラムの不備、並びに12の顧客（児童搾取リスクの特定、軽減及び管理の観点からの監視がなされていなかったとされている。）に関する継続的な顧客デュー・ディリジェンス義務の違反に関連するものである。

2019年12月9日、当事者らは訴訟に関する事件管理審問のために連邦裁判所に出廷した。当事者らは裁判所に対し、合意事実陳述書に関する協議を開始したことを共同して述べ、裁判所は当該事案を2020年3月2日の事件管理審問の対象として延期した。当行は、AUSTRACとの間で当該事案を解決し、金融犯罪に関するコンプライアンスに関連する諸問題を早急に是正する所存である。

AUSTRACへの対応計画

2019年11月24日、当行は、AUSTRACの訴状において提起された問題に関する対応計画を公表した。当該対応計画には、以下の3つの領域にわたる総合的な一連の措置が含まれる。

- ・ ライトペイ商品の廃止を含む即時の是正措置
- ・ 当行における基準の向上（優先審査、及び業界・業種の枠を超えたデータ共有を含む。）
- ・ 人々の保護（金融犯罪による人々への影響を軽減するための投資を含む。）

当行は、対応計画を緊急の課題として実施することを約束し、このプロセス全体を通じてAUSTRACと建設的に協力すると述べた。

2019年11月28日、当行はさらに、新たに指名された当行取締役会附属金融犯罪委員会が、プロモントリー社に対外的説明責任・金融犯罪プログラムのレビューを委託したことを発表した。また、プロモントリー社からの報告内容を検討し、ガバナンス及び取締役会の説明責任に関する提言を行う3名の独立した専門家から成る諮問パネルを設置することを発表した。当行は、当該レビューにおける提言を公開し、かつ可及的速やかに実施すると述べた。

2019年12月9日には、当行は更なるアップデートを公表し、当行が取引の監視に関して複数の変更を行ったこと、及び引き続き当行のプロセスの見直しを行い、特定された不審な事項をAUSTRACに報告していることを報告した。

#### 最高経営責任者（CEO）の交代

2019年11月26日、当行は、AUSTRACの訴状を受けて、ブライアン・ハルツァー氏が最高経営責任者を辞任し、首席財務担当役員（CFO）であるピーター・キング氏がCEO代理を務め、最高執行責任者であるギャリー・サーズビー氏がCFO代理を務めることを発表した。これらの異動は、2019年12月2日付けで発効した。

#### APRAの調査及び資本オーバーレイ

2019年12月17日、APRAは、当行による1959年銀行法（Cth）の違反の疑いについて正式に調査を開始したことを発表した。APRAは、AUSTRACの訴状において主張されている事項の原因となった行動並びにかかる行動の特定後にこれを是正及び修正するために講じた措置に重点を置き、当行並びにその取締役及び／若しくは上級役員による銀行法（銀行執行役員の説明責任体系を含む。）の違反又は健全性基準の違反の有無について検討すると述べている。

APRAはまた、当行の資本要件を500百万豪ドル引き上げるとともに、当行によるリスクのガバナンスに重点を置いた広範なレビュー・プログラムを開始することを発表した。

当行は、APRAによる調査及びレビューにすべての側面において協力する所存である。500百万豪ドルの追加的なオペレーショナル・リスク資本要件（リスク調整後資産の増加を通じて実施される。）は、2019年12月31日から適用される。当該変更により、2019年9月30日現在の当行グループの貸借対照表を前提として、当行のレベル2 普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本比率が約16ベース・ポイント減少する見込みである。

#### 当行に対する集団訴訟

2018年12月17日、当行は、フィー・フィニー・マクドナルド法律事務所から、2013年12月16日から2019年11月19日（同日を含む。）までの間に当行の有価証券に対する持分を取得した特定の株主を代理する集団訴訟を受けた。当該申立ては、当行による関連期間における金融犯罪の監視に関する市場開示の問題、並びに上述したAUSTRACによる民事訴訟の目的である問題に関連するものである。当該申立てにおいて、損害賠償請求額は特定されていない。当行は、当該申立てに対して防御活動を行う予定である。

## 金融犯罪

上述したAML/CTF対応計画に加えて、当行は引き続き、金融犯罪リスクの管理（マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（「AML/CTF」）、制裁、賄賂及び腐敗防止、FATCA並びに共通報告基準を含む。）を向上させる作業計画を進めている。当該作業には、当行のAML/CTFに関する方針、AML/CTFに関するシステムへのデータ提供の完全性、並びにAML/CTFに関する手続及び統制の見直しが含まれている。当行は、進捗状況について定期的にAUSTRACへの報告を行っており、また、AML/CTFのプログラム、ガバナンス、方針、システム及び統制に関する複数の改善措置並びにそれらに関連する特定の統制及び報告慣行の是正作業を続けている。これらの取組みには、顧客のオンボーディング、顧客及び支払いの審査、継続的な顧客デュー・ディリジェンス、取引の監視及び監督当局への報告（IFTIに関する報告、不審事項の報告及び一定の値以上の取引の報告を含む。）等に関するものが含まれる。

金融犯罪に関する義務の不履行に伴う影響の詳細については、第一部 第3 2「事業等のリスク」の「 . リスク要因」に記載される。

### 顧客関係の是正

当行グループの「明確かつ正確に (get it right, put it right)」というイニシアチブを通じて、当行は、顧客の利益に適っていなかった可能性のあるものを特定するための商品、手続及び方針の見直しを続けてきた。問題が特定された場合には、当行グループは是正及び顧客への返金に取り組んできた。かかるイニシアチブにより、継続的な是正が必要な複数の問題が特定されている。

当行グループは、顧客への返金の処理を迅速化するとともに特定の是正の監督を最高執行責任者の下に集権化するための措置を実施した。

コンプライアンス、レピュテーション及び是正に係る引当金に関する更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27を参照のこと。

### 資産管理戦略の変更

当年度中、当行は、資産管理戦略の見直しを行い、当行の資産管理業務について複数の変更を行った。この結果、当行の主なBTファイナンシャル・グループ事業は、2019年4月1日付けでコンシューマー部門及びビジネス部門へと再編成された。

また、2019年9月30日に終了した会計年度中、当行グループは個人向けの財務アドバイス事業の廃止を完了し、これには2019年7月1日付けでペリジアン・アドバイザーへの売却を完了し、当行が財務アドバイザーによるサービスを希望する顧客に助言会社のパネルを紹介する委託モデルへ移行することが含まれた。

### 規制及び政府の焦点

#### 銀行、年金及び金融サービス業界に関する王立委員会

2017年12月14日、オーストラリア政府は、オーストラリアの銀行及びその他の金融サービス会社における不正行為の可能性に関連して王立委員会を設置した。王立委員会の最終報告書は2019年2月4日に公表され、これには76の明示的な提言が含まれた。当行による資産管理戦略の見直し及び政府が示唆した提言実行に関するアプローチを踏まえると、現時点においてこのうち49の提言が当行に適用される。かかる49の提言のうち、当行は、提言に従うための新しい慣行及び手順を設けたこと又は提言と一致する既存の慣行を有していることにより、11の提言を実行済みであり、さらに11の提言を実行する過程にある。かかる提言のいくつかに関しては、実行完了前に法律上又は規制上の措置が必要となる。

残りの27の提言に関しては、実行作業を開始する前に立法上又は規制上の措置が必要となる。当行は、可能な範囲において準備作業に着手しており、これには政府との協議への参加が含まれる。

提言は、全体として不正行為から消費者を保護し、適切な補償を提供し、かつ金融サービス会社とその顧客との間における力及び情報の不均衡に対処することを目的としている。提言内容の実行は、引き続き銀行及び金融サービス会社並びにその監督当局に大きな影響を与えることが見込まれる。最も重要な提言には、抵当権付住宅ローンのブローカーの規制、保険及び退職年金商品の訪問販売の禁止、並びにグランドファザリング適用対象の手数料の撤廃に関するものが含まれる。政府は、最終報告書に含まれるすべての提言を行動に移すと表明している。2019年8月19日、政府は、王立委員会の実行ロードマップを公表した。これには、提言を実行するための法律の協議及び導入に関するタイムラインが定められている。この実行ロードマップによれば、2020年半ばまでに複数の法改正が施行又は議会で提出されることが予見される。

王立委員会によるその他の影響には、王立委員会において検討された特定の事項に関する金融機関を相手方とする複数の民事訴訟の提起、及びヘイン委員による金融監督当局への複数の不正行為のケースの付託が含まれる。

#### *APRA自己評価*

2018年11月29日、当行は、ガバナンス、文化及び説明責任に関する枠組み及び慣行についての自己評価をAPRAに提出した。当行の自己評価の写しは、当行ウェブサイトにおいて入手可能である。

2019年5月22日、APRAは、36の銀行、保険会社及び認可を受けた退職年金業者による自己評価を分析した報告書を公表した。APRAは自己評価の質に大きなばらつきがあると指摘したものの、自己評価に関する一貫した検討結果には、以下の内容が含まれた。

- ・非金融リスクの管理について改善が必要であること
- ・説明責任が必ずしも明確でなく、組織内で伝達されておらず、また効果的に実施されていないこと
- ・認識された脆弱性が広く知られたものであり、その一部は長期にわたって存在していること
- ・リスク文化が十分に理解されておらず、そのため、望ましい行動を促進できていない可能性があること

当行は、自己評価報告書において特定された提言に対応するための作業計画を進行中であり、これは当行取締役会の監督下にある。2019年11月4日現在、当行は、自己評価において特定した提言の40パーセントを実行済みであり、2021年3月までに作業計画を完了する見込みである。

#### **監督当局のレビュー及び調査**

##### *信用供与 - 監督当局によるレビュー及び監督当局へのエンゲージメント*

住宅ローン保有者、不動産投資家及び事業者のための信用の提供と利用可能性は、2019年9月30日に終了した会計年度を通じて、引き続き政府、監督当局及び業界の主な焦点であった。信用に関するAPRAの規制上の焦点は、主に業界レベルでの回収可能性に関連するものであった一方、ASICは、2019年12月9日に、責任ある貸付に係る義務に関する改訂版の指針を公表した。責任ある貸付に関するASICの当行に対する試訴における連邦裁判所の判決（当該判決については現在上訴中）により、連邦裁判所から責任ある貸付に係る義務の範囲に関する司法上の指針も得られた。これらの手続に関する追加的な情報は、本項に後述する。

APRAはまた、当行の統制、方針及び運営上の制度を含む信用リスク管理の枠組みの適切性に関して、当行とのエンゲージメントを続けている。APRAからのフィードバックを受けて、当行グループは住宅ローン・ポートフォリオ及び法人向け貸付ポートフォリオに関するエンドツーエンドのアプローチを改善するために制度及び統制に関する複数の変更を実施しているほか、その他の主要なプロセスにも変更を加えている。これには、ポートフォリオ管理慣行の強化、システムのアップグレード（データ収集及び合理化を含む。）、担保管理プロセスの強化並びに当行の与信管理の枠組みに対する保証及び監督の改善が含まれる。この作業計画は、当行の社内保証・監査チームによって特定された問題にも対応するものである。

当行は、エンドツーエンドの与信プロセスを改善するための作業を継続する予定であり、これに関するAPRAとのエンゲージメントは2020年を通じて続くものと見込んでいる。

#### オーストラリア競争・消費者委員会（「ACCC」）による住宅ローンの金利設定に関する調査

2019年10月14日、ACCCはオーストラリア財務大臣から、2019年1月1日以降の住宅ローンの金利設定に関する調査を実施するよう指示された。当該調査は、以下を目的として設けられた。

- ・住宅ローンに課せられている金利に関する部門全体にわたる調査
- ・銀行における金利設定に関する意思決定の方法（銀行の政策金利の変動の転嫁に関するアプローチを含む。）の検討
- ・新規顧客及び既存顧客が支払う金利の差異の検討
- ・サプライヤーが公表する利率と顧客が支払う利率の差異の検討
- ・顧客によるレンダーの切替えを阻止する障壁の調査

中間報告書の期限は2020年3月30日、最終報告書の期限は2020年9月30日である。

#### ACCCによる銀行税に関連する抵当権付住宅ローンの金利設定に関する調査

ACCCは、銀行税の影響を受ける銀行（当行を含む。）の抵当権付住宅ローンの金利設定に関する具体的な調査（銀行税が顧客に転嫁される度合いの監視を含む。）を行った。2018年12月に最終報告書が公表され、抵当権付住宅ローンの金利設定に関し、調査対象の銀行が特に銀行税のコストの回収を目的とする抵当権付住宅ローンの金利変更を行っていないことを含む複数の調査結果が示された。

#### AFCAによる遡及調査

2019年2月4日、オーストラリア政府は、王立委員会の最終報告書に含まれた提言を受けて、オーストラリア金融苦情対応局（「AFCA」）が2008年1月1日まで遡って消費者からの苦情を検討し、必要に応じて補償を行うことができるよう、AFCAの権限を12か月間拡大すると発表した。AFCAは、かかる過去の苦情を検討するため、その権限を更に2020年6月30日まで12か月間拡大した。

## 監督当局の権限及び監督の増大

オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」）によるエンフォースメント・レビューのタスクフォース

2018年4月16日、オーストラリア政府は、ASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォースがASICの現行の規制ツールの適切性に関するレビューにおいて行った提言をすべて実行することに同意した。

これらの提言の実行に関しては、以下を含む進展が見られている。

- ・オーストラリア財務省は、2019年9月11日に5つの法案を協議のために公表した。これらは、もし成立すれば、捜索令状、電気通信傍受情報へのアクセス、ライセンス供与及び禁止命令に関する特定の提言の実行により、ASICの執行権限及び監督権限をさらに強化するものである。
- ・タスクフォースは、2019年10月2日に報告書を公表した。当該報告書は、取締役及び役員による金融以外のリスクの監督、大規模で複雑な金融サービス会社の取締役及び役員が金融以外のリスクの監督及び監視に関する職務をどのように果たしているか、並びにガバナンスの実務を改善する方法について、ASICの見解を示している。

## 法人及び金融セクターの不正行為に関する罰則強化

2019年3月12日、2019年財務省令改正法（法人及び金融セクターに対する罰則の強化）（Cth）が連邦総督により裁可された。同法は、ASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォースによる提言に従い、法人及び金融セクターの不正行為に関する罰則を強化するものである。

同法の主要な側面は、以下のとおりである。

- ・ASICが施行する法律における特定の犯罪行為に関する罰則の更新。これには、特定の犯罪行為に関する最大懲役刑の3倍増（5年から15年）、個人及び企業による民事制裁金条項の違反の罰金に係る計算式の導入、並びにすべての無過失・厳格責任犯罪に関する懲役刑の廃止及び罰金の引上げが含まれる。
- ・無過失・厳格責任犯罪に加えての一般刑事犯罪の導入
- ・より広範な犯罪（オーストラリア金融サービス認可を受けた業者が効率的、公正かつ誠実に行動しないこと、及び重大な違反又は違反が見込まれる状況を認識したときから10日以内に当該違反を報告しないことなど）を民事制裁金の対象とすることによる民事制裁金制度の拡張
- ・2001年会社法（Cth）に基づくすべての不正行為に適用される新たなテストの導入
- ・裁判所が被害者への補償を罰金の支払いよりも優先することの確保

## ASICによる厳密かつ継続的な監視プログラム

ASICは、将来における消費者、投資家及び市場への経済的損害を積極的に抑制し、有益な、消費者志向の行動上の変化を促進するため、大手金融機関（当行を含む。）にASICの担当官を配属する監督アプローチを引き続き用いている。

現時点では、ASICは、担当官が大手金融機関の長期現場視察を行うというモデルを採用している。ASICのプログラムでは、大手金融機関の文化及びプロセスを、違反の報告、コーポレート・ガバナンス及び内部紛争解決（「IDR」）の3つの動向を通じて検証している。これら各動向に関するASICの現場視察は完了した。

#### 商品設計及び販売に関する義務並びに商品への介入権

2019年4月5日、2019年財務省令改正法（設計及び販売に関する義務並びに商品への介入権）（Cth）が連邦総督により裁可された。同法は、ASICに対して商品への介入権を付与し、発行会社及び販売会社に対して新たに商品の設計及び販売に関する義務を課すものである。

#### 監督当局の執行に関するアプローチ

2019年4月15日、APRAは、直ちに効力を生じるものとしてエンフォースメント・アプローチを公表した。かかる新たなエンフォースメント・アプローチは、同日に公表されたAPRAのエンフォースメント・レビューの結果を踏まえたものである。エンフォースメント・レビューでは、APRAが執行権限をより良く活用し、健全性に関する成果を挙げる手助けとするための7つの提言がなされた。

エンフォースメント・レビューを踏まえて、APRAは、APRAの執行に対する意欲を「最終的な（last resort）」アプローチから「建設的に厳しい（constructively tough）」アプローチに引き上げることを含め、すべての提言を実行すると表明した。かかる執行に関する新たなアプローチは、APRAが健全性に関する重大なリスクを防止し、当該リスクに対処し、また事業者及び個人の責任を問うために執行権限をどのように行使するかについて定めている。APRAのアプローチでは、APRAは、リスク（財政上、運営上又は行動上のいずれを問わない。）が財務の健全性に対する差し迫った脅威となるよりもかなり前の段階であっても、執行権限を行使する可能性があるとしている。さらに、事業者又は個人が健全性に関する義務を果たさない場合、APRAは、迅速かつ強制的に措置を講じ、不適切な慣行が将来において生じないように進んで一般に先例を示す意向である。

2019年2月26日、ACCCは、年次のコンプライアンス及びエンフォースメント・ポリシーの改定において、コンプライアンス及び執行に関する優先事項の概要を示した。ACCCの競争執行に関するアプローチ及び目標は、2018年末に発表された政府からの予算面での支援の増加に支えられている。王立委員会の最終報告書の公表を受けて、ASICは執行局を創設した。ASICは、裁判所ベースの執行事案の活発化によりASICの執行措置の有効性を強化することを確約した。ASICは、2019年8月には執行に関するアップデートを公表し、これは大手金融機関に対する民事上及び刑事上の執行措置の大幅な増加、並びにASICの「訴訟を厭わない（why not litigate?）」姿勢の強化を示すものであった。

## 企業の犯罪責任体系に関するレビュー

2019年4月10日、オーストラリア政府は、オーストラリア法制度改革委員会（「ALRC」）に対し、企業の犯罪責任体系に関する包括的なレビューを委託した。当該レビューでは、企業の犯罪責任に関するよりシンプルかつ強固でまとまりのある体系を備えるために、刑法及びその他の関連法の改革を検討する予定である。2019年11月15日には、ALRCは多数の改革案に関して意見提出を求める協議文書を公表した。当該改革案には、刑事上の不正行為、民事上の不正行為及び民事上の軽度の違反の間の区別をより良く反映するための各種不法行為のカテゴリー化、並びに企業に民事責任及び刑事責任を課す方法の変更が含まれる。ALRCによる報告書は、2020年4月30日までにオーストラリア政府に提供される予定である。

## 当行の事業に影響を与える全般的な規制変更

### 銀行取引準則

ASICにより承認された新たな銀行取引準則（「準則」）は、同準則を採用した各銀行（当行を含む。）を対象に、2019年7月1日付けで発効した。同準則は、脆弱な状況にある顧客に対して特別に配慮するとともにそうした状況における支援に関してスタッフを訓練する取組み、中小企業向けローン契約の平易な英語で書かれたものへの簡略化、保証人の保護の充実化、並びに独立した銀行取引準則遵守委員会を通じた同準則の執行の強化を含む様々な新施策を含むものである。

銀行取引準則には、王立委員会の最終報告における提言を実施するための重要な改正がさらに加えられた。ASICが承認し、ACCCが条件付きで許可した変更内容は、遠方地域の顧客及び英語力が限られた顧客の更なる重視、普通口座において顧客の事前の明示的な同意がないまま、事前の取決めのない貸越を行うことの禁止、普通口座における不渡手数料及び貸越手数料の廃止、並びにアボリジニ又はトレス海峡諸島民の特定及び確認に関するAUSTRACの指針の遵守に関するものである。また、干ばつや自然災害により影響を受けた農業融資に延滞利息を課さないこととする王立委員会の提言を実施するための変更も行われた。その他、中小企業の保護を強化するための一連の変更も含まれた。

### オープン・バンキング体制

2019年8月12日、2019年財務省令改正法（消費者データ権）（「CDR法」）が連邦総督により裁可された。CDR法は、消費者データ権の導入のために2010年競争・消費者法（Cth）、1988年プライバシー法（Cth）及び2010年オーストラリア情報コミッショナー法（Cth）を改正するものである。銀行部門は、消費者データ権が適用される最初の部門である。

オーストラリア経済における消費者データ権の導入は、データの規制方法の変化を意味する。これは消費者に自らのデータの管理権限を与える世界的な傾向の高まりを受けてのことであり、消費者データ権の導入により、オーストラリアの顧客は（銀行データを皮切りに）自らのデータを認定された第三者と共有するよう指示する権利を得ることになる。データの共有により、商品の比較や切替えが容易になり、競争が促進されることが期待される。これは、消費者及び銀行に大きな影響をもたらす。

2019年9月2日、ACCCは、最終的な2019年競争・消費者（消費者データ権）規則（「CDR規則」）を公表した。CDR規則は、消費者データ権が銀行部門においてどのように実施されるかの概要を示している。CDR規則の一部として、オープン・バンキングの導入に関する改訂版のスケジュールが盛り込まれた。

CDR法とCDR規則はいずれも、13のプライバシー保護条項に基づく新しい詳細なプライバシー保護を含んでいる。プライバシー保護条項は、消費者データ権の対象データの開示、収集、使用、正確性、保管、セキュリティ及び削除に関するものである。また、CDR規則には58の民事制裁金に関する規定が存在する。プライバシー保護条項又はCDR規則に違反すると、企業は10百万豪ドル、得られた利益の3倍又は年間12か月分の売上の10パーセントのうち最大額を上限とする民事制裁金を課せられる可能性がある。

#### *包括的信用調査（「CCR」）*

2019年8月15日、2018年消費者信用保護法改正法（包括的信用調査報告義務）案（Cth）の改正案が、2018年3月の上院への法案提出に続き、協議のためにオーストラリア財務省により公表された。同法案は、2019年12月に上院に再提出されており、2020年初めに可決される見通しである。

#### **訴訟**

##### *責任ある貸付についてASICが当行に対して提起した訴訟*

2017年3月1日、ASICは、2011年12月から2015年3月までに契約され、ASICのより大きな手続の一部として当行のシステム上自動的に承認された特定の住宅ローンに関連して、連邦裁判所において当行に対する訴訟を提起した。当該訴訟の審問は2019年5月に行われた。2019年8月13日、裁判所は当該訴訟の判決を言い渡し、ASICの訴えを棄却した。2019年9月10日、ASICは当該決定に関して上訴を申し立てた。

##### *海外向けスケールド・アドバイス部門に対する訴訟*

2016年12月22日、ASICは、2013年から2016年の間に行われた多数の退職年金口座の統合キャンペーンに関連して、連邦裁判所においてBTファンズ・マネジメント・リミテッド（「BTFM」）及びウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド（「WSAL」）に対する訴訟を提起した。ASICは、一部のキャンペーンにおいて、顧客に対して2001年会社法（Cth）の多数の規定に違反する態様で個人向けのアドバイスが行われたと主張しており、申立ての焦点として15名の具体的な顧客を挙げている。2018年12月、第一審裁判所は、個人向けのアドバイスは行われておらず、BTFM及びWSALは個人向けのアドバイスに関する関連規定に違反していないとの判決を言い渡したものの、BTFM及びWSALがそれぞれ会社法第921A条(1)(a)に違反した事実を認めた。2019年2月、ASICは当該決定に対して上訴を行った。2019年10月28日、連邦裁判所合議法廷はASICに有利な判決を言い渡し、BTFM及びWSALがそれぞれ関連する通話において個人的なアドバイスを提供した事実を認めた。BTFM及びWSALは、当該決定に対して上訴するための特別許可を申請した。当該申請が却下された場合、当該事件は制裁金の対象となる。

### ファイナンシャル・プランナーの不適切な財務アドバイスに関するASICの当行に対する訴訟

2018年6月14日、ASICは連邦裁判所において、当行を相手に、元ファイナンシャル・プランナーのステイプル・シンハ氏が不適切な財務アドバイスを行ったとして訴訟を提起した。シンハ氏は、2014年11月に当行を解雇され、その後、ASICから追放処分を受けている。当行は、影響を受けた顧客を特定し、当該顧客に補償するための是正策を積極的に開始し、既に是正措置を完了した。ASICの手続きは、4つの特定の顧客ファイルに関してシンハ氏が提供したアドバイスに関するものである。裁判所によるこの件の審問は2019年4月15日に行われ、判決は取り消された。

### ウエストパック・バンキング・コーポレーション及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドに対する集団訴訟

2017年10月12日、オーストラリア連邦裁判所において、当行グループ内で雇用されたファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づき2011年2月以降にウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッド（「WLIS」）が販売した保険を取得した顧客を代表して集団訴訟が提起された。原告団は、当該アドバイザーが提供した財務アドバイスに、当該アドバイザーの顧客に対する信任義務及び法的義務（顧客の最善の利益のために行動する義務を含む。）に違反する部分があり、WLISが故意に当該違反に加担したと主張している。当行及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。

当該訴訟は、2018年10月以来、裁判所の命令により延期されている。当該延期は、集団訴訟における実質的な主張とは無関係の事務上の問題に関する上訴の結果を待つ間命じられたものであった。当該上訴については、2019年12月4日に当行及びWLISの訴えを認める判決が下された。裁判所から更なる指示があるまで、当該訴訟は引き続き延期されている。

### BBSWに関する訴訟

ASICは、銀行間短期取引市場とそれが銀行間取引金利（「BBSW」）の設定に与える影響についての調査を踏まえ、2016年4月5日、オーストラリア連邦裁判所において、市場操作や不当な行為を含む不正行為があったとして、当行に対する民事訴訟を提起した。2018年5月24日、ビーチ判事は、当行による2001年会社法（Cth）に基づく市場操作又は誤解を招く行為若しくは欺瞞的な行為はなかったとの判決を下した。同判事はまた、BBSWレートの操作に関する「取引慣行」は存在しなかったとの判決を下した。しかしながら、裁判所は、当行が4つの場面において不当な行為を行い、当行の金融サービス認可を受けた業者としての特定の義務に違反したとした。2018年11月9日、裁判所は当行に対し、3.3百万豪ドルの罰金及びASICの費用の50パーセントの支払い及び当行のコンプライアンスに関する取決めの特定の側面に関する独立した立場の専門家によるレビューの実施を命じた。当行はこれらの命令に従った。ASICが回収可能な費用の額は、まだ確定していない。

2016年8月、米国ニューヨーク州南部連邦地方裁判所において、当行並びにオーストラリア及び世界各国の多数の銀行に対して、BBSWに関連する不正行為があったとして、集団訴訟が提起された。2019年4月、原告団により修正された請求が申し立てられた。当行は、当該訴訟において防御活動を行っており、2019年5月に棄却の申立てを行った。

### 責任ある貸付に関する集団訴訟

2019年2月21日、オーストラリア連邦裁判所において、当行に対する集団訴訟が提起された。裁判所の指示に従い、原告団は、2019年5月22日に訴状を提出し、2019年10月18日には修正訴状を提出した。当該請求は、当行が責任ある貸付に関する義務を遵守せず、不適切と評価すべき特定の住宅ローンを作成させたと主張するものである。当該主張には、2011年1月1日から2018年2月17日までの期間、当行が顧客の経済状況、要求事項及び目的に関する合理的な調査、顧客の経済状況の検証、適合性の評価並びに効率的かつ公正な行動を怠った旨の主張が含まれる。当行は、当該訴訟において防御活動を行っている。

### 退職年金積立金に関する集団訴訟

2019年9月5日、BTFMのBTスーパー・フォー・ライフ現金投資オプションのいくつかの側面に関して、BTFM及びWLISに対する集団訴訟が開始された。当該請求は、スレーター・アンド・ゴードン法律事務所の「退職年金を取り戻そう (Get your super back)」キャンペーンの一環である業界内の他の集団訴訟に続くものである。

訴訟手続では、BTFMが一般法、関連する信託証書及び1993年退職年金業（監督）法（Cth）に基づく複数の義務を遵守せず、WLISがBTFMによる違反の疑いに故意に関与したとの主張がなされている。当該請求による損害賠償請求額は特定されていない。BTFM及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。

### 規制資本取引

#### 資本調達

2019年11月8日、当行は、洗練された機関投資家を対象とする募集により、20億豪ドル相当の全額払込済普通株式を発行した。また、2019年12月11日には、当行は株式購入プランに基づき約770百万豪ドル相当の全額払込済普通株式を発行した。

#### ウエストパック・キャピタル・ノート6の発行

2018年12月18日、当行は、APRAの自己資本比率の枠組みに基づき、その他Tier 1 資本として適格なウエストパック・キャピタル・ノート6と称する約14.2億豪ドルの証券を発行した。

#### ウエストパック・キャピタル・ノートの譲渡及び償還

2018年12月18日、ウエストパック・キャピタル・ノート6の再投資の募集に基づき、約722百万豪ドルのウエストパック・キャピタル・ノートが、ウエストパック・キャピタル・ノート被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。当該ウエストパック・キャピタル・ノートはその後、当行により償還された。

ウエストパック・キャピタル・ノートの任意償還/譲渡日であった2019年3月8日、ウエストパック・キャピタル・ノートの残りの662百万豪ドルのCPSが、ウエストパック・キャピタル・ノート被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。当該ウエストパック・キャピタル・ノートはその後、当行により償還された。

### **新たな会計基準の導入**

#### **AASB第9号及びAASB第15号の導入**

当行グループは、2018年10月1日にAASB第9号「金融商品」(「AASB第9号」)の分類及び測定並びに減損要件を導入した。AASB第9号は、将来の見積りを反映した「予想信用損失」減損モデル、分類及び測定モデルの変更を含んでおり、またヘッジ会計のアプローチを変更する内容となっている。

AASB第9号の導入により、主に新たな基準に基づく減損引当金の増加に起因して、2018年10月1日現在の当行グループの利益剰余金が722百万豪ドル(税引後)減少した。

また、当行グループは、2018年10月1日、AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」(「AASB第15号」)を導入した。AASB第15号は、収益の測定及び認識に関する5段階モデルの導入により、収益の認識に関して体系的なアプローチをもたらし内容となっている。AASB第15号の適用により、2018年10月1日現在の当行グループの利益剰余金が5百万豪ドル(税引後)減少した。

AASB第9号及びAASB第15号の導入に伴う変更の詳細、並びに公表済みであるものの当行グループにはまだ適用されていない会計基準の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1を参照のこと。

#### **AASB第16号への移行**

2019年10月1日以降、AASB第16号「リース」(「AASB第16号」)がAASB第117号「リース」に取って代わった。AASB第16号はリース期間が12か月超のリースをすべて、借り手の貸借対照表上に使用権資産及びリース債務として表示することを求めている。AASB第16号の適用により、34億豪ドルの使用権資産及びこれに相当するリース債務が認識されるものの、利益剰余金への影響は生じない見込みである。

かかる新たな基準に基づく変化に関する更なる詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1を参照のこと。

### **APRAによる規制変更**

#### **APRAの資本基準変更案**

2017年7月19日、APRAは、「銀行システムの回復力強化 疑いなく強力な資本比率の確立」と題する情報文書を公表した。その公表にあたり、APRAは、当行を含むオーストラリアの4大銀行は、既存の資本の枠組みに基づき測定される普通株式等Tier1(CET1)資本比率を「疑いなく強力」とみなされる10.5パーセント以上で維持する必要があると結論付けた。銀行は、2020年1月1日までにかかる新たなベンチマークの充足を求められている。

APRAは、リスク調整後資産の変更（抵当権付住宅ローンに関するものを含む。）並びに枠組みの透明性、比較可能性及び柔軟性の向上に関する提案を含む、資本の枠組みの修正に関する協議を開始した。

当該提案の一部として、APRAは、当行のように自己資本比率の判定に関して内部格付けベースのアプローチを採用しているADIに対する3.5パーセントの最低レバレッジ比率要件を提案している。

APRAは、「疑いなく強力」というベンチマークを実現するための一連の健全性基準を2020年から2021年の間に最終決定する予定であり、修正後の健全性基準は2022年1月1日から発効する見通しであるとしている。オペレーショナル・リスクの自己資本規制上の取扱いに関する修正案について、APRAは、当行のような先進的IRB銀行に対する早期施行日を2021年1月1日とすることを提案している。

APRAは、資本の枠組みの修正案により、業界に対して10.5パーセントのベンチマークを上回る更なる増資を要求することは意図していないと発表している。ただし、当該提案は一定の抵当権付住宅ローン商品（インタレスト・オンリー・ローン及び投資目的のローン等）に関するリスク・ウェートの引上げを含むものであるため、各銀行が受ける影響はそれぞれに異なる可能性がある。当該提案は現在協議中であり、その最終的な内容は不透明であるため、当行が受ける影響を判定することはまだできない。

#### *APRAの追加的な資本要件*

2019年7月11日、当行はその自己評価に対するAPRAの回答を受領した。APRAはその回答において、当行のオペレーショナル・リスクに関する資本要件に対して500百万豪ドルの追加要件を適用することを決定した。これは、当行は金融以外のリスクの管理及び監督を改善する必要があるとの結論をAPRAが下したことに基づいている。追加的な資本要件は、当行がその行動計画を完了したとAPRAが納得するまで継続される。

リスク調整後資産の増加を通じて適用されるかかる500百万豪ドルの資本要件は、2019年9月30日から発効した。当該変更により、当行のレベル2 CET 1 資本比率は16ベシス・ポイント低下した。2019年9月30日現在の当行のCET 1 資本比率は10.67パーセントであった。

#### *APRAの子会社資本投資の扱いに関する修正案*

2019年10月15日、APRAは、APS 111「自己資本比率：資本の測定」の変更案に関する協議文書を公表した。主な提案は、親会社であるADIによる銀行子会社及び保険子会社に対するエクイティ投資の扱い（レベル1）に関するものである。当行の最大の投資先である銀行子会社及び保険子会社はウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）である。当該提案は、当行グループの報告されたレベル2ベースの規制資本比率の計算には影響を与えない。レベル1ベースでは、2019年9月30日現在における見積りベースでAPRAの提案するアプローチを適用した場合、当行のレベル1 CET 1 比率は約40ベシス・ポイント（約16億豪ドル）低下する見込みである。APRAは、改訂後の基準は2021年1月1日から発効するとしている。

### 関連事業体との関係

2019年8月20日、APRAは、最終決定された健全性基準であるAPS222：関連事業体との関係を公表した。この修正された基準は、ADIの関連事業体との取引及びその他の関係から生じるリスクの監視、制限及び管理能力の強化を目的とするものである。主な変更には、ADIに対するエクスポージャーの限度を合計規制資本の50パーセントからTier 1資本の25パーセントに修正することが含まれる。修正後の基準は、2021年1月1日から発効する。

当行が最大のエクスポージャーを有する関連事業体は、WNZLである。2019年9月30日現在、当行は当該時点におけるWNZLに対するエクスポージャーの水準を前提とすると、修正後の限度の範囲内にとどまっている。

### その他の損失吸収能力

金融制度調査委員会の提言に対応する形で、オーストラリア政府は、危機管理に関する更なる改革並びに損失吸収能力及び資本増強能力の最低要件に関する枠組みの確立に同意した。

2019年7月9日、APRAは（当行を含む）オーストラリアの大手銀行に、合計規制資本の要件を、現在の自己資本比率の枠組みの下で測定されるリスク調整後資産の3パーセント・ポイント分引き上げさせる要件を発表した。かかる合計規制資本の引上げは、2024年1月1日から発効する。

当行の2019年9月30日現在のリスク調整後資産4,290億豪ドルを前提とすると、これは4年の移行期間にわたって約130億豪ドルの追加的な資本に相当する。かかる追加的な資本は、Tier 2資本を通じて調達される見込みであり、他の形式の長期大口資金調達の減少によって相殺される可能性が高い。当行は、新たな要件に向けた取組みを進めており、2019年9月30日に終了した会計年度には合計42億豪ドルのTier 2資本を発行した。

APRAは依然として、損失吸収能力を更に4～5パーセント・ポイント分引き上げることを目指している。今後4年間に、APRAは、残りの1～2パーセント・ポイントを調達するための実現可能な代替手段を検討する。

APRAは、回復及び破綻処理の両方の計画に関する健全性の枠組みについて2020年に協議を行う予定である。

### APRAの抵当権付住宅ローン貸付指針変更案

2019年7月5日、APRAは、今後ADIに対し、抵当権付住宅ローンの申込みを評価する際の最低金利の下限を7パーセントとすることを求めないと発表した。これに代えて、ADIは、回収可能性評価に用いる最低金利の下限を独自に見直し、設定すること、及びローンの金利を少なくとも2.5パーセント上回る修正された金利バッファを利用することを認められる。同2019年7月5日、APRAは、健全性慣行ガイドAPG223 抵当権付住宅ローンの貸付の最終版も公表した。

#### APRA健全性基準CPS234：情報セキュリティ管理

2019年7月1日、APRAの健全性基準であるCPS234：情報セキュリティが、次回契約更新日又は2020年7月1日のうち早い方の日付をもって発効する第三者の管理する情報資産を除き、発効した。当該基準案の目的は、APRA規制対象会社においてサイバースペースの敵を検出し、情報資産のリスクに応じた適切なセキュリティ能力を確保すること（情報セキュリティ事故が起きた場合に迅速かつ効果的に対処することを含む。）にある。当行は引き続き、サイバーセキュリティに関するリスクを更に軽減するための制度及び手続の強化に取り組む。

#### APRA健全性基準CPS511：報酬

2019年7月23日、APRAは、報酬に関する新たな健全性基準の草案及びこれを補足する協議文書を協議のために公表した。これは、APRA規制対象会社における報酬の取決めの明確化及び強化を目的とするものである。かかる新たな基準は、2021年7月1日を施行予定日として、CPS/SPS510「ガバナンス」に基づく既存の報酬要件に取って代わる予定である。

### 当行に影響を与える国際情勢

#### ブレグジット

英国の欧州連合（「EU」）からの離脱の時期及びプロセスは依然として不確かである。

当行の事業及び業務は、主にオーストラリアとニュージーランドにおいて行われているため、当行は、英国のEU離脱によって当行が直接的に重大な影響を被る可能性は低いものと見ている。しかしながら、ブレグジットが金融市場、国際経済及び世界の金融サービス業界に与える影響を予想することは依然として困難である。当行は、不測の事態への対応計画を定め、影響を受ける顧客との対話を積極的に行っている。

#### OTCデリバティブ関連改革

世界各国で、店頭（「OTC」）デリバティブに関する国際的な規制改革の実施が継続されており、現在その重点は、清算集中されないデリバティブに関する当初証拠金及びリスク軽減慣行に置かれている。

2019年9月1日現在、当行は、担保を総額ベースで、第三者の保管機関において保管される形で差し入れ、回収することを求められている。世界的な当初証拠金要件は、引き続き2021年9月1日まで段階的に導入される。

### ニュージーランド

#### ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」） - 業務委託に関する政策の改定

2019年9月30日現在、WNZLは、RBNZの改定版の業務委託に関する政策（BS11）（「改定版業務委託政策」）に基づく業務委託取引一覧の維持に関する要件を遵守しており、規制上のタイムラインに従って2022年9月30日までに改定版業務委託政策のその他の側面を遵守するための作業を進めている。

改定版業務委託政策を遵守する結果、変更の実施に関する費用に加えて、WNZL事業の継続的な運営費用が増加することとなる。

#### RBNZによる資本のレビュー

2019年12月5日、RBNZは、ニュージーランドにおける自己資本比率の枠組みの変更を発表した。新たな枠組みには、以下の主要な要素が含まれる。

- ・システム上重要な銀行（WNZLを含む。）に関してリスク調整後資産（「RWA」）の16パーセント、及びその他すべての銀行に関してRWAの14パーセントのTier 1 資本要件を設定する。
- ・その他Tier 1 資本（「AT 1」）は、16パーセントのTier 1 資本要件のうち2.5パーセント超を占めてはならないこととする。
- ・適格Tier 1 資本は、普通株式及び償還可能永久優先株式により構成される。既存のAT 1 証券は、7年間にわたって段階的に除外されることとなる。
- ・RWAの2パーセントという既存のTier 2 資本要件を維持する。
- ・WNZL等の内部格付けベースの銀行に関するRWAを、総RWAが標準化されたRWAの90パーセントまで増加するように再調整する。

RBNZの現行のルールの下で、WNZLは既に、2019年9月30日現在Tier 1 資本比率13.9パーセントの強固な自己資本を有している。見積りベースで、（新たなRWA及び資本要件を含め）2019年9月30日現在、16パーセントから17パーセントのTier 1 資本比率を前提とすると、WNZLが2027年に完全に発効する新たな要件を満たすためには、さらに23億豪ドルから29億豪ドルのTier 1 資本が必要となる。

RBNZの新たな資本体制は、2020年7月1日に発効し、銀行はこれを遵守するために7年の期間を与えられる。

#### RBNZ - 1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビュー

2019年6月、WNZLによるRBNZの「自己資本比率の枠組み（内部モデルに基づくアプローチ）」（「BS2B」）における高度な内部格付けベースの規定の遵守に関する1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビューを受けて、WNZLはRBNZに対し、自社の信用リスク評価制度及びコンプライアンスに関する問題に対処しリスク管理の慣行を改善するために実施している活動の概要を示す書類を提出した。

2019年10月30日、RBNZはWNZLに対し、提出書類及びWNZLが実施しているBS2Bを十分に遵守するための措置を承認したこと、並びにWNZLが自社の規制資本要件の計算において信用リスクに関する内部モデルを使用するための認定が維持されることを通知した。RBNZはまた、RBNZが2017年12月31日からWNZLに課してきた、他の現地設立銀行に適用される比率よりも2パーセント・ポイント高い最低規制資本比率の維持に係る要件を2019年12月31日付けで免除することをWNZLに知らせた。

### ニュージーランド準備銀行法の見直し

2017年11月、ニュージーランド政府は、1989年ニュージーランド準備銀行法の見直し（「RBNZの見直し」）を実施する旨を発表した。RBNZの見直しは2つの段階から成る。提言されたニュージーランドの金融政策の枠組みに対する第1段階関連の変更に関する法律は2018年12月20日に連邦総督により裁可され、2019年4月1日に施行された。

第2段階の要綱は2018年6月に公開されており、RBNZの制度的なガバナンス及び意思決定の全般的な目的、マクロ・プルーデンス政策の枠組み、現在の健全性監督モデル、トランス・タスマンの協調、監督及び執行並びに破綻処理及び危機管理の検討が予定されている。当該見直しのすべての構成要素に関する最終的な政策決定が行われるのは、2020年となる見込みである。

### RBNZ/金融市場庁（「FMA」）- 金融サービスの行動及び文化に関するレビュー

2018年5月、RBNZ及びFMAは、オーストラリア王立委員会により取り上げられた行動に関する問題がニュージーランドでは生じていない理由を明らかにするため、WNZL及びウエストパック・ライフNZリミテッドを含むニュージーランドの大手銀行10行及び生命保険会社15社に関するレビューを開始した。銀行に関する業界主題別レビュー報告書は2018年11月5日に公表された。WNZLは、レビュー報告書及びWNZLの個別フィードバック・レターにおける提言に対する計画を2019年3月29日に各監督当局に提出した。

ウエストパック・ライフNZリミテッドを含む生命保険会社に関する業界主題別レビュー報告書が、2019年1月29日に公表された。当該報告書は、生命保険会社の制度及び統制、ガバナンス並びにコンダクト・リスクの管理に関する広範な脆弱性を指摘するものであった。ウエストパック・ライフNZリミテッドは、検討結果に対応するための計画を2019年6月に監督当局に提供した。

### 金融機関の行動に関するレビュー

金融サービスの行動及び文化に関するレビュー並びにオーストラリア王立委員会の進展及び検討結果を踏まえて、2019年12月11日に金融市場（金融機関の行動）改正法案が議会で提出された。同法案は、銀行、保険会社及び非銀行系預金業者並びにそれらの仲介業者がリテール顧客との関係で行う行動について、行動認可制度を導入するものである。この制度は、認可を受けた機関に対し、顧客を公正に扱うという公正な行動の原則を遵守するとともに、公正な行動に関するプログラムを策定、実施及び維持することを義務付けるものである。この制度はまた、各機関に対し、奨励金を制限する規制（数量及び金額による売上目標の禁止を含む。）の遵守を義務付けている。同法案については、2020年初めに第一読会が行われる見込みである。

### クレジット契約・消費者金融法の改革

2019年4月、クレジット契約法改正法案が議会で提出され、同法案は現在、特別委員会において審議されている。同法案は、クレジット契約及び消費者金融法に、取締役及び上級役員の新たな義務の導入並びに罰金及び法定損害賠償の引上げを含む複数の改正を導入するものである。同法案はまた、適切性及びアフォードビリティの評価に関するより厳しい要件のほか、「ハイコスト」のローン（年利が50パーセントを超えるローン）の金利及び手数料の上限を導入するものである。同法案は2020年3月から2021年4月にかけての段階的な施行が目指されている。

#### (c) 事業内容の変更

当年度において、当行の事業の内容に変更はなかった。

#### (d) その他情報

##### ・競争

当行グループは、極めて激しい競争環境の下に事業を行っている。

当行は、消費者・小企業顧客から大企業・機関投資家顧客から成る顧客セグメントについて、そのバンキング、資産管理及びリスク管理のニーズに対応している。当行グループは、すべてのセグメント及びすべての商品・サービスに関して他の金融サービス業者と競争している。また、当行の競合企業には、規模を問わず、銀行（国内外）、投資銀行、信用組合、建築組合、住宅ローンのオリジネーター、クレジットカード発行会社、仲介業者、ファンド・資産運用会社、保険会社、オンラインの金融サービス業者及び技術系企業といった、金融サービス及び助言を提供する会社が含まれている。

他の金融サービス業者と同様に、顧客セグメント、商品及び地理上の当行の競争上のポジションは、様々な要素によって決定される。当該要素には、以下のものが含まれる。

- ・販売する商品及びサービスの質、範囲、革新性及び価格設定
- ・デジタル及びテクノロジーに関するソリューション
- ・顧客サービスの質及び利便性
- ・販売網の効率性及び販売網へのアクセス
- ・ブランドの評判及びブランドに対する志向
- ・顧客の種類
- ・当行従業員の能力及び経験

また、当行は、デジタル革新による競争環境の変化が見られる環境において事業を行っている。当行は、変化を続ける顧客の選好とマッチした新たな商品やサービスを提供する能力で競争している。業界における競争の傾向を踏まえると、新たな商品やサービスの開発・導入に失敗した場合、又は顧客の志向や習慣の変化に対応・適応することに失敗した場合、当行は、競合企業に顧客を奪われる可能性がある。

オーストラリアの金融システムにおける競争は、数多くのサービス・プロバイダーの存在と顧客に提供される商品やサービスの種類からも明らかである。オーストラリアにおいては、預金及び貸付けの両方をめぐり、既存の銀行に加えて技術系企業を含む新規参入者との間で、引き続き熾烈な競争が存在している。金融機関が新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に取り組むなか、一部のセクターにおける成長の鈍化により競争の激しさは増している。

当行の資産管理業務においては、より広範な競争環境にわたり、昨今の生命保険の統合や海外における退職年金への関心及び加入の増加に伴う著しい変化が続くことが予想されている。

ニュージーランドにおいて、当行グループは、銀行の新規顧客の争奪戦及び既存顧客を維持する努力により、激しい競争を経験している。預金及び貸付をめぐる競争は、依然として熾烈である。

#### 4 【関係会社の状況】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション（「当行」）は、当行各グループ会社の親会社である。当行には、親会社は存在しない。当行の主要な子会社の一覧は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31に記載されている。

ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド（「WNZL」）は、2019年9月30日現在及び同日に終了した年度において、当行の唯一の特定子会社であった。

#### 5 【従業員の状況】

9月30日現在の各事業分野の従業員数

	2019年	2018年
コンシューマー	10,510	11,015
ビジネス	5,081	5,103
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	2,434	2,646
ウエストパック・ニュージーランド	4,140	4,182
当行グループ事業	11,123	12,083
<b>当行グループ事業部門合計<sup>1</sup></b>	<b>33,288</b>	<b>35,029</b>

1 従業員合計には、フルタイム社員、パートタイム社員（按分ベース）、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

フルタイム従業員は、2018年と比較して1,741名（5パーセント）減少した。組織の単純化及び経路の最適化、アドバイス事業の廃止を含む生産性イニシアチブの実施は、規制、コンプライアンス及び顧客関係の是正に関する活動に要した追加的なリソースを補って余りあるものとなった。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### ・ 経営方針

当行が業務を行う変化する環境によって、より優れた顧客アウトカム及び顧客経験価値を提供する必要性が増大し、サービス刷新を含む当行の展望及び戦略を引き続き達成する重要性が明確となった。

当行の展望は、「当行の顧客、地域及び人々の成功及び成長の手助けをするサービス業の世界的な大企業の一つとなること」である。

戦略の実行にあたり、当行は、オーストラリア及びニュージーランドを含む、顧客の金融サービスに対するニーズの充足を支援すると当行が考える幅広い金融商品及びサービスを提供している主力市場に重点を置く。

これらの市場における14百万超の顧客<sup>1</sup>を背景に、当行は内部成長、当行の選択したセグメントでの顧客数の増加及びより強固かつ深い顧客関係の構築に重点を置く。

1 2019年9月30日現在、実質的な関係を有するすべての顧客（チャンネルのみ及び潜在的な関係を除く。）。

本アプローチの鍵となる要素は、当行の金融サービス・ブランド・ポートフォリオであり、このポートフォリオによって当行はより広範囲の顧客にアピールすることができ、個人顧客のニーズをより良く満たす解決策を提供するための柔軟性を獲得するものと考えている。

当行が事業構築を継続している中、金融サービスの環境は依然として厳しい状況にあり、当行は、財務状態に重点を置き続けることが求められてきた。これには以下が含まれていた。

- ・ 当行の資本の高い水準及び質を維持すること。
- ・ 当行の資金調達及び流動性ポジションを引き続き改善すること。
- ・ 高い水準の資産の質及び適切な引当金の維持を目指すこと。

当行は、顧客にとって当行との取引がより容易なものとなるよう、また、当行の人材にとってより働きやすい職場となるよう、引き続き当行の事業を簡略化する方法を重視していく。当行は、これらの改善努力がより優れた顧客アウトカムを達成し、投資能力を生み出すと考えている。

2019年度を通して、当行は、サービス刷新への移行により当行の顧客及び株主のためにプラスの結果を出すべく尽力することに重点を置いてきた。

サービス刷新は、以下を行うことを目指している。

- ・ 顧客のニーズをより良く予測しながら、真に顧客一人一人に対応したサービスを提供すること。
- ・ 顧客が自らの資金を管理できるようにすること。
- ・ デジタル化及びイノベーション能力の増強によりイノベーション、混乱及び顧客行動の変化の加速化に対応すること。
- ・ 顧客経験価値を刷新するための革新及び簡略化を行うこと。

サービス刷新を実施する一環として、当行は、当行グループ全体において実施される統合的な複数年計画を開発した。2019年度において、当行は、単一の銀行技術インフラの設計及び開発により、会社のデジタル化を重視した複数の移行プログラムにおいて、引き続き結果を生み、マイルストーンを達成した。当行は、これにより顧客経験価値が変貌を遂げ、業務効率が向上すると見込んでいる。同時に、当行は、当行の部門別の移行プログラムは、提供コストを抑えながら、引き続き市場をリードする顧客サービスを提供すると考えている。

同年度中、当行グループ全体の行動管理を引き続き強化することに重点を置きつつ、行動及び文化についても相当な作業が引き続き行われた。当年度の多くの取組みは、顧客アウトカムの改善及び当行の商品のレビュー、並びに当行が顧客及び地域の期待に確実に沿えるよう尽力することに重点を置くものであった。当行は引き続き、事業の調整及び改善を行っている。また、当行が規制状況及び業界情勢の変化に対応することができるよう、作業を継続している。

持続可能性は、最も深刻な新たな社会問題であって、当行が有意義な変化をもたらす、事業価値を高めるための能力と経験を有しているもの予測及び明確化を目指す当行の戦略の一部である。当行のアプローチは、持続可能性を当行の戦略、価値、文化及びプロセスに組み込み、当行のビジネス方法の一部とするというものである。

当行の文化に組み込まれた、会社全体の強固な価値観が、当行の顧客重視戦略を支援している。これらの価値観とは、以下のとおりである。

- ・ 誠実
- ・ サービス
- ・ 一つのチーム
- ・ 勇気
- ・ 達成

戦略の実行にあたり、当行は、活動の決定に資する一連の戦略的優先順位を設けている。

#### 顧客フランチャイズ

- ・ 優れた顧客アウトカムを提供すること。
- ・ クラス最高のサービス経験を生み出すこと。
- ・ 複数のチャネルによるシームレスな連携を可能にすること。
- ・ 力強いかつ差別化されたブランドのポートフォリオを維持すること。

#### デジタル革新

- ・ データのインフラ及び能力を創設すること。
- ・ 当行のプラットフォームを革新すること。
- ・ 能力の差を効率的に埋めるためにパートナーシップを強化すること。
- ・ 顧客のために新たなデジタル経験を生み出すこと。

#### 業績に関する規律

- ・リスク管理の能力を向上させること。
- ・明確にすること (Get it right)。
- ・実行能力を強化すること。
- ・構造的費用の削減を促進すること。

#### ．経営環境

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」を参照のこと。

#### ．対処すべき課題

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」及び第一部 第3 2 「事業等のリスク」を参照のこと。

## 2 【事業等のリスク】

#### ．リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財政状態及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。下記のリスクが実際に生じた場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な悪影響が及ぶことがあり、当行の証券の取引価格が下落し、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資に先立ち、本書に記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。当行が直面するリスク及び不確定要因は、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

#### 当行の事業に関連するリスク

当行の事業は、高度に規制されており、法規制若しくは規制政策の変更によって悪影響を受けてきており、また、受ける可能性がある。

金融機関として当行は、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国並びにアジア及び太平洋地域における様々な法域を含む、当行が事業又は資金調達を行う各法域における詳細な法規制に服している。当行はまた、当行の事業について広範な行政権を有する複数の異なる規制・監督当局に監視されている。

当行グループの事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態はすべて、法規制の変更、政策の変更並びに当行の監督機関による監督業務の変更及び期待によって影響を受ける可能性がある。当行グループが現在事業を行う環境においては、金融サービス・セクターに対する監視が強化されており、特に金融サービスの提供者に対する監督機関による監視が強化されている。このような環境の中、当行グループは、当行が事業又は資金調達を行っている法域において監視及び規制の強化に直面している。この環境もまた、規制の変更のペースを加速させ、その範囲を拡大させている。

規制の変更は、直接的に、及び不利に当行グループの財政状態及び財務状態に影響を及ぼす可能性がある。最近では、当行は新たな法律により、高水準の流動性を維持し、より高水準かつ良質の資本及び資金を保有するよう義務付けられている。この分野における規制の変更は、継続する可能性がある。新たな規制はまた、当行が事業を行う方法にも影響を与える。当行は新たな規制上、既存の事業モデルを変更（当行が営むことのできる事業の種類に制限を課すことによるものを含む。）し、又はその事業形態を修正する義務を負う可能性がある。

政策立案者及び監督機関は近年、当行が顧客に商品及びサービスを提供する方法に影響を与える様々な規制を展開し、施行している。特定の顧客に商品及びサービスを提供する当行の能力を更に規制し、商品及びサービス提供の変更を当行に義務付ける新たな法律が導入されている。今後の規制により、当行が特定の商品及びサービスについて価格を設定する能力も影響を受ける可能性がある。市場勢力図もまた、銀行、金融サービス会社又は当行の代理人、授権された代表者及び外部のサービス提供者に影響を及ぼす新たな法律によって変わる可能性がある。オープン・バンキングの段階的導入は、オーストラリアの銀行及びその他の金融サービス提供者間の競争に影響を及ぼす可能性がある新たな法律の一例である。

このような種類の規制の変更は、当行の単一又は複数の事業に不利な影響を及ぼし、当行の柔軟性を制限し、当行が多額の費用を負担する必要性を生じさせ、当行の単一又は複数の事業ラインの収益性に影響する可能性があり、その結果、当行グループは市場シェアの増大又は維持ができなくなるか、当行の利鞘及び手数料が圧力を受ける可能性もあり、これらはいずれも、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の事業に影響を及ぼす規制の変更をもたらす要因は、複数存在する。規制の変更は、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）等の国際機関の主導により行われる場合がある。規制の変更はまた、政府又は監督機関より依頼されたレビュー及び調査から生じる可能性もある。これらのレビュー及び調査の依頼は、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な影響を及ぼすおそれのある大幅な規制変更又は調査を引き起こす可能性があり、また実際にかかる変更又は調査を引き起こした事例も存在する。

当行が事業又は資金調達を行う法域の政府又は監督機関が、当行の事業に適用されるか、又は影響を与える既存の規制政策の適用を変更する（貸付に係るマクロ・プルーデンス政策上の制限の導入によるものを含む。）ことも考えられる。監督機関又は政府は、国益及び/又はシステム上の安定に関する理由を含む、様々な理由によりこの措置を講じる場合がある。

規制の変更及びその導入のタイミングについては進行中であり、当行は規制が不確定かつ複雑な状況下で事業を運営している。将来の変更の性質及びその影響は予測不可能であり、当行が制御できるものではない。規制のコンプライアンス及び規制の変更の管理は、当行の計画立案プロセスの重要な一部となっている。当行は、引き続きコンプライアンス並びに規制変更の管理及び実施に多大な投資を行うことになると見込んでおり、同時に、（一定のデータ及び情報を監督機関に提供する義務等の）新しい規制又は既存の法律及び規制の新たな解釈を遵守するべく既存のプロセスを更新し、又は新しいプロセスを導入するためには、多大な経営上の注意と資源が必要になると見込んでいる。当行グループが規制変更を適切に管理及び実施できなかったこと（新しい規制を遵守する効果的なプロセスを実施できない場合を含む。）により、当行グループがコンプライアンス義務を果たせなくなった事例があり、これは今後も発生する可能性がある。コンプライアンス義務を果たせない場合の結果に関する更なる情報については、下記「*当行の事業は、高度に規制されており、法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、又は受ける可能性がある。*」に記載されている。

当行が事業を行っているその他の法域における導入方法に抵触する形で、当行が事業を行っている法域で規制が導入される場合、規制変更を管理する上で別の検討事項が発生する。

当行グループに影響を与える規制の変更に関する更なる情報については、第一部 第 2 3 (2) (b) 「主な変更事項」並びに第一部 第 6 1 「財務書類」に対する注記 1 に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」及び「今後の展望」を参照のこと。

*当行の事業は、高度に規制されており、法規制若しくは規制政策を遵守しないことによって悪影響を受けてきており、又は受ける可能性がある。*

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域における適用あるすべての法的要件及び規制要件、並びに業界の行動規範を確実に遵守し、当行の倫理基準を確実に履行する責任を有している。

当行グループはコンプライアンス・リスクに服しており、これは、当行が要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合に生じる、法的若しくは規制上の制裁又は財務上若しくはレピュテーションの喪失のリスクのことである。このリスクは、規制がより複雑かつ広範にわたるものとなることで増幅され、当行がその義務及び権利について当行の監督機関又は裁判所と異なる解釈をした場合にも生じる可能性がある。これが起こる可能性は、かかる新規制が試行されていない及び/又は広範な規制ガイダンスを伴わない場合に高まるおそれがある。

当行グループは、コンプライアンス・リスクの特定、評価及び管理を目的とするコンプライアンス管理体制を採用している。こうした体制が現在実施されているものの、これが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。統制又はプロセスの設計上の欠陥等の原因により、この体制に破綻が生じる可能性がある。かかる破綻は、コンプライアンス義務の違反や、顧客に良くない結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。

当行グループはまた、コンプライアンス義務を果たす上で、その従業員、業務委託者、代理人、授権された代表者及び外部のサービス提供者が「正しい行動を取る」ことに依存している。これらの個人による不適切な行為（方針に従うことを怠る又は不正行為等）により、顧客に良くない結果をもたらすことや、当行グループによるコンプライアンス義務の不遵守が生じるおそれがある。

当行グループがコンプライアンス義務を遵守しない又は遵守していない疑いがある場合、監督機関が当行グループに対し監督又は調査を開始する可能性がある。この結果、状況によっては監督機関が当行グループ及び/又はその代表者に対して行政・執行措置を講じる可能性がある。監督機関は、多額の罰金、民事罰則又はその他の執行結果を求める民事又は刑事手続を追求する可能性がある。また、当行の競合会社がその義務を遵守しない又は遵守していないと主張された場合、金融サービス・セクターに対する規制上の監視の強化につながる可能性がある。

多くの場合、当行の監督機関は、広範な権限を有している。例えば、APRAは、1959年銀行法（Cth）に基づき、一定の状況において当行に対して指示を発すること（健全性要件を遵守すること、監査を行うこと、取締役、業務執行役員若しくは従業員を解任すること、是正措置を行うこと又は取引を行わないことに関する指示を含む。）、又は銀行執行役員の説明責任体系における「説明責任者」の資格を剥奪することができる。

さらに、APRAは、当行に追加資本を確保することを要求することができ、これは、ガバナンス、文化及び説明責任に関する当行の枠組み及び慣行に対する自己評価の完了を受けて、当行のオペレーショナル・リスクの資本要件に500百万豪ドルのオーバーレイを適用する形で年初に行使された。当行グループが将来的に更なる資本オーバーレイの適用を受ける場合は、追加資本を調達する必要性が生じる可能性があり、これは、当行の事業、見通し、業績及び財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行グループが事業を行う現在の政治及び規制を取り巻く環境においては、新たな権限が当行の監督機関に付与される状況も見られた（今後も見られる可能性がある。）。近年、オーストラリア議会は、ASICに商品介入権限を与える旨の法律を可決し、これにより、ASICは金融商品の発行体が一定の行為に従事することを妨げる旨の命令を出すことができるようになった。

また、法人及び金融部門による不正行為に対して課すことができる刑罰を大幅に強化する法律が可決された。特に、（当行のような）オーストラリア金融サービス認可を受けた業者が、認可に基づき提供する金融サービスを効果的、誠実にかつ公平に提供することを徹底するために必要なすべてのことを行うことができない場合に、かかる業者に対して、ASICは、民事制裁金手続を開始し、多額の民事制裁金を請求することができるようになった。当行グループは、その他の義務（最近制定された消費者データに関する権利に基づくもの等）の不遵守により、多額の罰金に直面する可能性もある。コンプライアンス義務の不遵守による罰金が一層厳しいものとなりつつあるこのような傾向は、将来的にも継続し、当行グループが服するその他の規制分野にも拡大していく可能性がある。

監督機関がより協議的なアプローチよりも執行権限を選ぶことにつながる可能性のある、監督機関による監督方法の変更が行われる場合もある。近年では、世界の監督機関による規制上の調査の性質及び規模、執行措置並びに罰金の額は、著しく拡大・増加している。

この動きは、ASICが規模の大きな金融機関に対してより多くの執行措置を取ることに取り組んでいること、並びに「なぜ訴訟を起こさないのか？」という執行への姿勢を採択していることから明らかである。ASICはまた、その「緊密かつ継続的な監視」というプログラムを引き続き実施しており、ASICのスタッフが、自ら監督する機関（当行を含む。）に深く根付く姿が見られる。

APRAもまた公式に、改正された執行に関するアプローチに取り組んでいる。APRAは、重大な健全性リスクを回避し、対応し、かつ事業体及び個人の責任を問うため必要である場合は執行措置を取ると述べている。

現在の環境では、監督機関が開始する執行手続の性質の変化が見られる可能性がある。当行の監督機関は、より多くの民事制裁金手続を行うほか、将来的には、機関及び/又はその代表者に対し刑事手続を提起する可能性が高まるかもしれない。また、別の方法として、監督機関は、コモンウェルス公訴部門又はその他の検察機関に刑事照を行うことを選択する可能性もある。

監督機関が一層積極的な監督方法及び執行方法を採用したことに加え、監督機関に新たな権限が付与されることにより、当行グループに対して不利益となる規制当局の措置が提起される可能性が高まる。さらに、法人及び金融部門による不正行為に対する刑罰が拡大していることを考慮すると、当該措置の程度及び結果はより大きなものとなっている。

当行グループに対して提起される規制当局の措置によって、当行グループが第三者に訴訟を提起される（集団訴訟手続によるものを含む。）更なるリスクにさらされる場合があり、これにより、当行グループは第三者に対する賠償の支払及び/又は更なる修復活動を行うことを要求される場合がある。

監督機関による調査、照会、訴訟、罰金、刑罰、権利侵害通知、関連する規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更、又はその他の執行措置、行政措置若しくは合意（執行可能な約束等）は、個別に又は他の規制当局の措置と併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。当行グループに影響を与える可能性のある監督機関に関する事項の更なる詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

*金融犯罪に関する義務を遵守しない場合、当行の事業及びレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。*

当行グループは、当行グループが事業を行う法域において、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策（AML/CTF）法、賄賂及び腐敗防止法、経済及び貿易制裁関連法並びに税の透明性に関する法律に服する。これらの法律は、複雑なものである可能性があり、場合によっては様々な義務を課す可能性がある。例えば、AML/CTF法によれば、当行及びその他の規制対象機関は、（とりわけ）顧客の特定及び検証を請け負い、顧客について継続的なデュー・ディリジェンスを実施し、AML/CTFプログラムを維持及び遵守し、かつ継続的なリスク評価を請け負わなければならない。またAML/CTF法によれば、当行は特定の事項及び取引を監督機関に報告（国際的な資金振替に関する指示、一定の値以上の取引に関する報告及び不審事項に関する報告に関連するものを含む。）し、また一定の情報がAML/CTF法の「内報（tipping off）」規定に違反して第三者に開示されないよう徹底しなければならない。

近年では、世界中の監督機関が、不遵守を特定した場合に（しばしば多額の制裁金を課すべく）、大規模な調査を開始し、執行措置を講じていることから、金融犯罪に関する義務の遵守がより重視されるようになっていいる。また当行グループの処理する取引量が多いため、システム、方針、プロセス又は統制に関して発覚していない不具合がある場合又はそれらの実施、監視若しくは修復が効果的でない場合（監督機関に対する報告義務に関するものを含む。）、AML/CTF上の多数の義務違反を引き起こした事例があり、今後も引き起こす可能性がある。これは、ひいては多額の制裁金をもたらす可能性がある。

当行グループは、金融犯罪に関する義務（報告義務を含む。）の管理を目的としたシステム、方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は今後も常に効果的であるとは限らない。当行グループは現在、その金融犯罪の管理体制の統制における脆弱性に対処し、当該リスク・クラスの管理を改善するために設計された複数年にわたるプログラムに取り組んでいる。

当行がこれらの義務を遵守しない場合、又は遵守できなかった場合、当行は訴訟、多額の罰金、刑罰及び許可の条件の取消し、停止又は変更等の規制当局の執行措置に直面する可能性がある。当行グループは、（オーストラリアのAML/CTF法により求められる）多数のIFTIの報告を失念したことをAUSTRACに対して自ら報告したこと、並びにAUSTRACが当行のプロセス、手続及び監督に関連するその他の分野も調査していることを過去に公表した。2019年11月20日、AUSTRACは、当行によるAML/CTF法に基づく義務の違反の疑いに関連して、当行に対する民事訴訟を開始した。当該訴訟は、多数のIFTIの報告漏れ、記録管理及びIFTIに必要な特定のデータ提供に関する不備の疑い、コルレス銀行業務に係る義務の不履行、AML/CTFプログラムの不備、並びに12の顧客（児童搾取リスクの特定、軽減及び管理の観点からの監視がなされていなかったとされている。）に関する継続的な顧客デュー・ディリジェンス義務の違反に関連するものである。更なる詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

金融犯罪に関する義務の不遵守によって、第三者が訴訟（集団訴訟手続を含む。）を開始し、レピュテーションの悪化につながる可能性もある。これらの措置は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

*レピュテーションの悪化は、当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。*

当行のレピュテーションが悪化した場合、当行の顧客を引き付けかつ引き止める能力及び当行の見通しが悪影響を受ける可能性がある。

レピュテーションに関するリスクとは、レピュテーション、利害関係者の信頼又は社会的な信頼と地位の喪失のリスクをいう。これは、利害関係者の現在及び発生途中の認識、信念及び期待と、当行の過去、現在又は計画中の活動、プロセス、業績及び行動との間に不一致がある場合に発生する。

レピュテーションの悪化は様々な潜在的要因によってもたらされる。当行のレピュテーションは、当行の方針、プロセス、慣行又は行動によって顧客又はある種類の顧客に不利な結果が生じた場合に悪化する可能性がある。レピュテーションの悪化のその他の潜在的要因には、当行のリスク管理の枠組みに沿った有効なリスク管理の失敗、法律上及び規制上の要件の不遵守、監督機関によるレビュー（当行個別のレビュー及び業界全体のレビューを含む。）における不利な結果、環境・社会・倫理的問題、情報セキュリティ・システムの障害、テクノロジーの欠陥、セキュリティの侵害、並びに当行の過去の決定がその時点において適切であったことの立証を妨げる不適切な記録管理が含まれる。

当行の行動、実務、言動又は事業活動が地域、当行の監督機関及びその他の利害関係者の常に変化する基準及び期待に合致しない場合、当行のレピュテーションの悪化を来たす場合がある。これらの期待は、法令遵守のために要求される基準を上回る場合があるため、当行は、その法的義務を遵守していた場合であっても、レピュテーションの悪化を来たす場合がある。当行のレピュテーションは、金融サービス業界全体の行為又は当行の競合会社、顧客、サプライヤー、合併事業パートナー、戦略的パートナー及びその他の取引先の行為により悪影響を受ける可能性もある。

さらに、ソーシャル・メディアの利用の増加又は当行グループによるその事業のある側面に対する戦略又はアプローチに対し、公然と異議を申し立てようとするグループの存在の増加などの要因により、レピュテーションの悪化のリスクが高まる可能性がある。

レピュテーションに関するリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらす問題を適切に処理できないか又は処理できないと見なされた場合、規制変更の計画に影響が生じ、追加的な法律上のリスクが発生し、当行が規制上の調査、規制上の執行措置、罰金及び刑罰を科されるか、第三者の提起する訴訟（集団訴訟を含む。）の対象となるか、又は改善及び顧客に対する賠償並びに回復費用の負担を義務付けられ、あるいは顧客、投資家及び市場における当行のレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を与え得る事業の喪失をもたらす可能性がある。

王立委員会の活動の結果、監督機関による執行活動、訴訟及び法規制又は規制政策の変更が生じており、また引き続き生じる可能性があり、また、当行グループに継続的なレピュテーションの悪化が生じており、また引き続き生じるおそれがあり、これらはいずれも当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼしており、また引き続き悪影響を及ぼすおそれがある。

銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会は、（とりわけ）金融サービス会社による行動、慣行、言動又は事業活動が不正行為に相当する疑いがないか、又は地域の基準及び期待を下回っていないかについて調査を行った。

これらの調査（公聴会、意見提出、証言及び王立委員会の検討結果を含む。）は、当行グループのレピュテーション及び潜在的には当行グループの事業の業績に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼす可能性がある。また、王立委員会による検討結果を受けて、監督機関が金融機関（当行グループを含む。）に対する調査及び/又は執行措置を開始しており、今後も開始する可能性がある。このような環境は、当行グループの顧客が開始する集団訴訟手続又はその他の訴訟リスク（王立委員会が公表した事項に関連する場合を含む。）の増大をもたらした。このリスクに関する更なる情報については、下記「当行は、訴訟（集団訴訟手続を含む。）による損失を被っており、また被る可能性がある。」の項目を参照のこと。

また（2019年2月4日に公表された）委員会の最終報告でなされた勧告により、その勧告が実施される程度によるものの、法律の更なる変更並びに当行の監督機関の方針及び慣行への更なる影響をもたらしており、今後ももたらす予定である。この結果、場合によっては既に当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響が生じており、今後も引き続き生じる可能性がある。

また、王立委員会の結果として、ニュージーランドの金融業界に対する行政上又は規制上の監視が強化されており、今後も引き続き強化される可能性がある。

*当行は、訴訟（集団訴訟手続を含む。）による損失を被っており、また被る可能性がある。*

当行グループ（及び当行グループ内の個々の事業体）は、随時、その事業運営並びに法律上及び規制上の義務の履行状況に起因して生じる法的手続、規制当局の措置又は仲裁の当事者となる可能性がある。当行の顧客、株主、サプライヤー及び取引先等、様々な潜在的原告により、当行グループに対する法的手続が開始される可能性がある。かかる原告は、個別に又は集団訴訟手続として法的手続を開始する場合がある。

近年では、金融サービス会社（及びより広範なその他の組織）を相手に提起される集団訴訟手続の件数が増加しており、こうした集団訴訟手続の多くにおいて多額の和解金が支払われている。集団訴訟手続が開始されるリスクは、規制に係る調査又は照会（金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会等）の結果、不利なメディア報道、監督機関が提起した手続における不利な判断又は和解によって高まる。さらに、競合会社に対し開始された集団訴訟手続が、当行グループに対する同様の集団訴訟手続に発展するリスクもある。

オーストラリアにおいて第三者による訴訟資金の提供が増加していることも、近年オーストラリアで開始される集団訴訟数が増加している一因である。この傾向は、特定の種類の集団訴訟の請求における債務及び損失に対する裁判所の姿勢が明確となった最近の裁判所の判決を踏まえて継続する可能性がある。この明確化は、原告、法律事務所及び資金提供者に対し、集団訴訟手続を提起し、維持することを促し、また、特定の種類の集団訴訟請求を確立する原告の能力を改善する可能性がある。

当行グループに対する集団訴訟手続がときおり提起されている。現在当行グループが当事者となっている集団訴訟手続に関する更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27を参照のこと。

訴訟（集団訴訟手続を含む。）は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション又は財政状態に悪影響を与えるおそれがある。このリスクは、法律の一定の違反に対する刑罰が近年厳格化していることを受けて高まっている。これらの問題には（結果を正確に予測することができない等）不確実な要素が多い。さらに、当行グループが訴訟に対応し、訴訟で防御活動を行う能力は、不適切な記録の保管によって悪影響を受ける可能性がある。

いずれの訴訟の結果によっても、当行グループは多岐にわたる裁判所命令（遵守命令及び執行命令を含む。）の遵守やその他賠償金、課徴金、罰金又は訴訟費用等の金銭の支払を求められる可能性がある。

当行グループの重要な偶発債務については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27に記載される。かかる偶発債務が予想を上回ることとなるリスクや、追加的な訴訟若しくは他の偶発債務が生じるリスクが存在し、かかるリスクは、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティ上のリスクに晒されており、今後も晒される可能性がある。

新たなテクノロジーの普及、金融取引を行う際のインターネット及び電気通信の利用の増加、並びに攻撃者（組織犯罪及び国家が支援する活動家を含む。）の巧妙化及び活動の増大は、当行を含む大手金融機関及び当行の外部のサービス提供者にとっての情報セキュリティ上のリスクの増加をもたらした。

当行は、サイバー攻撃を予防・検出し、それに対処するシステムを設置しているものの、これらのシステムが常に効果的であった又は今後も常に効果的であるとは限らない。当行がサイバー攻撃又はその他の情報セキュリティの侵害による損失を被らないという保証はない。当行グループは、サイバー攻撃を予期し、阻止することができない、又は進行中のサイバー攻撃に対処するための効果的な措置を実施することができない可能性がある。さらに、当行グループがサイバー攻撃による損失を是正又は最小化することができないリスクもある。

当行グループに対するサイバー攻撃が成功した場合、テクノロジー・システムが適切に動作しない又は使用不可能になるおそれがあり、その結果、当行グループ、その従業員、顧客又は第三者の秘密情報、機密情報及びその他の情報の無断の公開、収集、監視、不正使用、消失又は破棄を招き、また、ネットワークのアクセス、事業運営又はサービスの利用可能性にその他の悪影響を与える可能性がある。

また、サイバー上の脅威が進化するにつれ、当行は、当行システムの変更若しくは強化又は脆弱性若しくは事案の調査・是正のために多額の追加的資源を投じなければならない可能性がある。

当行の業務は、当行のコンピューター・システム及びネットワーク上、並びに外部サプライヤーのコンピューター・システム及びネットワーク上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依拠している。当行は、その情報の安全性、完全性及び機密性を保護するために対策を実施しているが、当行が依拠しているコンピューター・システム、ソフトウェア及びネットワークが、当行の機密情報又は当行の顧客及び取引先の機密情報に悪影響を及ぼすおそれのある、セキュリティの侵害、不正アクセス、悪質なソフトウェア、外部からの攻撃又は内部侵害の対象となるリスクがある。

他の法域の大手銀行は、高度なサイバー攻撃によるセキュリティの侵害を受けたことがある。当行の外部のサービス提供者、当行の事業活動を促進するその他の者、並びに金融プラットフォーム及びインフラ（清算機関、支払システム及び証券取引所等）もサイバー攻撃を受けるリスクにさらされている。かかるセキュリティの侵害は、顧客及び事業機会の喪失、当行の業務の大幅な混乱、当行及び／又はその顧客の機密情報の不正利用、並びに当行及び／又はその顧客のコンピューター又はシステムの損害をもたらす可能性がある。また、かかるセキュリティの侵害は、レピュテーションの悪化、賠償請求、並びに規制上の調査及び処罰をもたらす可能性もあり、これらは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

かかる脅威に対する当行のリスク及びエクスポージャーは、技術の発展性、当行の金融サービス業界における重要性、当行の顧客（政府、鉱業及び保健セクターの者を含む。）の重要性、外部の第三者がデータ及び情報を自由に利用できるようにする義務の増加並びに当行のインターネット及びモバイル・バンキングのインフラを引き続き改善し、拡大する計画により、引き続き高い状態にある。

当行は、テクノロジーの欠陥又は当行がそのテクノロジーの適切な管理及びアップグレードを行うことができないことによる損失を被る可能性がある。

当行の情報及び技術の信頼性、完全性及び安全性は、当行の顧客の銀行業務に関する要求事項を支援し、コンプライアンス義務を果たし、監督機関の期待に応えるにあたって非常に重要である。

当行グループは、当行システムの利用可能性及び回復を提供し、監視するためのプロセスを多数整備しているものの、当行が全面的に又は部分的に制御できない事象等によって当行の情報技術システムが適切に動作しない又は使用不可能になるリスクがある。

当行においてテクノロジーの欠陥が生じた場合、当行がコンプライアンス義務（必要な期間にわたって記録及びデータを保持する義務等）を果たせなくなる可能性や、当行の顧客が不利な影響を受ける可能性がある。その結果、レピュテーションの悪化や改善費用が生じ、また、監督機関が調査を開始し、かつ／又は当行に対し行政・執行措置を講じる可能性がある。旧来又は時代遅れのシステムを過度に使用又はそれに過度に依存することは、テクノロジーの欠陥が生じるリスクを高める可能性がある。

さらに、顧客に新たな商品及びサービスを提供し、規制上の義務(一定のデータ及び情報を監督機関に報告する義務等)を遵守し続け、当行の監督機関及び顧客の継続的な期待に沿うために、当行は、定期的にテクノロジーを更新し、強化する必要がある。当行は、テクノロジー基盤の統合、当行のテクノロジー及び運営環境の単純化及び強化、当行が法律上の義務を遵守することに対するサポート、生産性の向上、並びにより高い顧客満足度の提供を目的とするプロジェクトを含む、テクノロジー・プロジェクトを絶え間なく運営している。これらのプロジェクトを効果的に実施すること又は関連する変化を管理することに失敗した場合、費用超過、生産目標の未達成、運営上の不安定性、コンプライアンス義務を果たせないこと、レピュテーションの悪化及び/又は競合会社に市場シェアを奪われることをもたらす可能性がある。これらは、ひいては当行を競合会社よりも不利な立場におき、当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

*不利な金融市場・資本市場の状況及び預金者の志向が、当行の資金調達及び流動性の必要性に対処する能力に大きく影響し、資金調達費用を増加させる可能性がある。*

当行は、事業に必要な資金の調達を預金及び金融市場・資本市場に依存しており、また、それを流動性の源泉としている。当行の流動性及び資金調達を確保するための費用は、金融市場及び資本市場の状況に関連している。

世界金融危機で証明されたとおり、国際金融市場及び資本市場は、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下の時期を経験する可能性がある。これらの市場は、現在は長期間にわたり安定しているものの、環境は依然として予測不可能である。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼に対する悪影響、資金調達の機会と費用に関する変化、及び国際的な経済活動の減速、又は当行が事業を共に行う法人に対するその他の影響である。

2019年9月30日現在、当行の調達資金総額の約30パーセントは、国内外の法人向け市場において調達されたものであり、このうち約65パーセントがオーストラリア及びニュージーランド外の市場から調達されたものであった。顧客預金は、調達資金全体の約63パーセントを占める。当行の保有する顧客預金は、一定期間の経過後に引出しが可能な定期預金と、随時引出しが可能な通知預金の両方で構成されている。

投資に関する志向の変化は、顧客による預金の引出しにつながり、当行が潜在的により不安定又は高コストな他の形態で資金調達を行う必要を増加させる可能性がある。

経済、財政、政治又はその他の理由により市況が悪化した場合には、銀行預金への信頼が失われ、当行に想定外の預金流出が生じるおそれがある。その場合、当行の資金調達費用も悪影響を被る可能性があり、当行の流動性、並びに資金調達及び貸付活動も抑制される可能性がある。

当行の現在の資金調達源が不十分であることが判明した場合、当行は代替資金調達源の確保を迫られる可能性がある。かかる代替資金調達源の利用の可否、及びかかる代替資金調達源の利用条件は、その時点の市況、信用状況、当行の信用格付け及び信用市場における能力といった多岐にわたる要素に左右されることになる。代替資金調達源が利用可能であっても、かかる代替資金調達源が現在の資金調達費用よりも高コストであるか又は不利な条件である可能性があり、それが当行の業績、流動性、資本の源泉又は財政状態に悪影響を与えることも考えられる。当行が十分な資金調達を行うことができ、かつ、これを許容可能な価格で行うことができるという保証、及び当行が追加費用を回収することができるという保証はない。

適切な資金調達を行うことができない場合、当行は貸付の削減又は流動性の高い有価証券の売却の開始を強いられる可能性もある。かかる事態は、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。当行が長期間にわたり適切な資金調達を行うことができない場合、又は流動性の高い有価証券をこれ以上売却することができない場合、当行は、支払期限の到来したその負債を返済することができなくなる可能性がある。

当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行は、市場レートに変動が生じた場合に追加担保の差入れを求められる可能性があり、その場合、当行の流動性又は当行がデリバティブ債務を金利、為替及びその他金融商品に関するリスクのヘッジに利用する当行の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

流動性リスクの詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21の「資金調達及び流動性リスク」の項目を参照のこと。

*ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。*

ソブリン・リスクとは、政府がその債務について不履行となり、その債務が満期となった時点で借換えができず、又は経済の一部（当行のような金融機関の資産を含む。）を国有化するリスクである。ソブリン・デフォルトは、当行が保有する高品質の流動資産の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。また、その他の市場及び国へと伝播していくカスケード効果がある可能性があり、その結果を予想することは困難ではあるが、世界金融危機中に経験した状況と同様又はさらに厳しい状況となる可能性がある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

*信用格付けを維持できない場合、当行の資金調達コスト、流動性、競争力及び資本市場へのアクセスが悪影響を受ける可能性がある。*

信用格付けは、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付けは、資本市場及びその他の資金源からの当行の資金調達のコスト及び利用の可否に影響する場合があり、また顧客又は取引先が当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要となる可能性がある。このため、高格付を維持することは重要である。

格付機関による当行の信用格付けは、当行の財務力、当行のガバナンスの質、オーストラリアの金融システムに関する構造的考察及びオーストラリア政府の信用格付けを含む多数の要素の評価に基づいている。信用格付けの引下げは、オーストラリア政府の格下げ、当項目で挙げるその他のリスクのうち一つ若しくは複数又はその他の事象により発生する可能性があり、これには格付機関が格付けを決定する際に使用する方法の変更も含まれる。

当行の信用格付けの引下げが一度又は連続して生じた場合、当行の資金調達コスト及び関連する利鞘、担保要件、流動性、競争力並びに資本市場へのアクセスが悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付けの変更の程度、当行の格付けが複数の格付機関の間で異なるかどうか（スプリット・レーティング）、及び格付けの変更が当行の競合会社又は金融業界にも影響するか等の複数の要因に左右される。

オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムにおけるシステムミック・ショックが、当行又はその顧客若しくは取引先に悪影響を与える可能性があり、かかる影響の予想及びそれへの対応は困難である。

大規模なシステムミック・ショックが発生するリスクがあり、これにより、オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムが悪影響を被る可能性がある。

上記で概要を示したとおり、過去10年間に於いて金融サービス業界及び資本市場は、市場ボラティリティー、世界経済の状況、地政学的な不安定（世界各地で紛争が発生するおそれ又は実際に発生した紛争等）及び政治的变化により悪影響を受けており、また、今後も受ける可能性がある。特にブレグジット、米国及び中国等の国々における関税及びその他の保護貿易政策の導入を含め、主要な世界経済に影響を与え得る重要かつ継続的な世界の政治情勢の変化がある。いずれかの主要な世界経済がショックを受けた場合、当行グループに悪影響を与える通貨・金利変動及び業務上の混乱を再びもたらす可能性がある。

かかる市場及び経済の混乱が発生した場合、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行が提供する商品及びサービスの需要が減少する可能性があり、それにより収益が減少することで、当行を含む金融機関に悪影響が及び可能性がある。これらの状況はまた、当行の借り手のローン返済能力又は取引先の債務履行能力にも影響を与え、それにより当行がより多くの信用損失を被り、また投資家の当行グループへの投資意欲に影響が生じる可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、当行の資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先とそれらの事業への損害をもたらす可能性もある。かかる事象が起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であり、当行がかかる事象に効果的に対処できるという保証はない。

資産市場の低迷が当行の業務又は収益性に悪影響を与える可能性がある。

株式市場、居住用及び商業用不動産市場、並びにその他の資産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場の低迷が、当行の業務及び収益性に悪影響を与える可能性がある。

また、資産価格の低下は、当行の資産管理業務に影響を及ぼす。当行が通常、保有又は管理する有価証券及び/又は資産の価値をベースに手数料を受領していることにより、当行の資産管理業務における収益の一部は、資産価値に依存している。資産価格の低下が当該事業の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価格の低下が、顧客及び取引先、並びに当行が貸付及びデリバティブに対して保有する担保（居住用及び商業用不動産を含む。）の価値に影響を与える可能性もある。これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力に影響を受ける可能性がある。また、これは当行の引当金の水準に影響を与え、ひいては当行の収益性及び財政状態に影響を与える可能性がある。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存している。

当行の収益及び利益は、経済活動及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。特に貸付は、当行が事業を行う国々における経済成長、事業投資、企業・消費者心理、雇用水準、金利、資産価格及び貿易フロー等を含む様々な要素に左右される。

当行は、事業の大部分をオーストラリア及びニュージーランドで行っているため、当行の経営成績は、これらの国々における貸付の水準及び循環的性質に左右される。これらの要因は、また国内外の経済状況、自然災害及び政治事象による影響を受ける。不動産価値を上回るローンを抱えた借り手は、債務不履行に陥る傾向が強いことから、オーストラリア及びニュージーランドの住宅価額の大幅な下落は、当行の住宅ローン活動に悪影響を及ぼす可能性がある。債務不履行が生じた場合、当行の担保が損なわれており、当行がより多くの信用損失を被る結果となる場合がある。また、税金に関する法律の不利な変化（税率、特別控除又は課税控除の変更等）、規制要件又は資産価値の下落に関する買い手のその他の懸念によって当行の住宅ローン商品の需要が減少する可能性がある。

オーストラリア及びニュージーランド、並びに中国、インド、日本及び米国といったその他の国々の経済及び事業状況における不利な変化も、オーストラリアの経済及び当行の顧客に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、特に鉱業及び資源部門における現在のオーストラリアと中国の経済関係に伴い、中国の経済成長の減速（関税又はその他の貿易保護政策の実施によるものを含む。）が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。商品価格、中国政府の政策及びより広範な経済状況の変化は、ひいては当行の商品及びサービスに対する需要の減少をもたらし、当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。これが起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

金融政策もまた、当行グループに重大な影響を与える可能性がある。金利設定（低金利又はマイナス金利を含む。）及び中央銀行が講じるその他の措置（量的緩和等）は、当行の資金調達コスト、当行の貸付及び投資業務の価値、並びに当行の利鞘に悪影響を及ぼす可能性がある。金融政策は、当行グループが事業又は資金調達を行う様々な法域のより広範囲な経済状況に影響を及ぼす。かかる政策は、当行の商品及びサービスの需要に影響を与え、また、当行グループの顧客及び取引先に悪影響を及ぼし、これらの者が当行グループに対し債務不履行となるリスクを増大させる可能性がある。これら要因はすべて、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行の信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

信用リスクは、顧客又は取引先が当行に対するその金融債務を履行できない場合の財務上の損失のリスクである。これは重大なリスクであり、主に当行の貸付業務から発生する。

当行は、最新の情報及び当行の予想に基づき、信用減損に対する引当金を積んでいる。当行の予想以上に経済状況が悪化した場合、顧客及び/又は取引先の一部がより大きな財務上の圧力を経験する可能性があり、当行に対する債務不履行及び償却が著しく増加し、引当金を積み増さなければならない可能性がある。かかる事態は利用可能な資本を減少させ、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、清算契約及び決済契約、並びに他行、金融機関、企業、清算機関、政府及び政府機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。これらについては、国際金融市場における経済状況により、その財政状態が様々な形で影響を受ける可能性がある。

信用リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、本項の「**リスク管理**」から「xiv. 持続可能性リスク」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に直面する。

金融サービス業界では、激しい競争が行われている。当行は、国内外において消費者向け及び商業銀行、資産運用管理会社、投資銀行、仲介業者、その他金融サービス会社及び金融サービスへの進出に意欲的なその他の業界の企業を含む様々な企業と競争している。これには、当行と同一の資本要件及び規制要件に服していないため、当行よりも効率的に業務を行うことができる専門的な競合会社が含まれる。デジタル技術により、消費者行動や競争環境は変化しつつある。顧客が銀行取引を行う上でのデジタル手段の利用は増え続けており、電子決済サービス等に関して最新技術を活用し、既存の事業モデルを断絶させることを狙う新興の競合会社も増えている。当行グループは、既存の金融サービス提供者との競争に直面すると同時に、非金融サービス会社の開発した銀行ビジネスとの競争にも直面している。

競争環境は、法改正の結果によっても左右される可能性がある。

当行が各種事業を運営している競争が一層激化している環境で、効果的な競争を行うことができない場合、当行の市場のシェアは減少する可能性がある。これは、当行の競合会社に業務を奪われることで、又は利鞘及び手数料の縮小の圧力を生じさせることで、当行に悪影響を及ぼす可能性もある。

預金に関する競争の激化も、当行の資金調達コストを増加させ、当行がその他の種類の資金調達の利用を模索するか、又は貸付を縮小する必要性を生じさせる可能性がある。当行は、当行の貸借対照表の大部分の資金源を銀行預金に依拠しており、預金は、これまで比較的安定した資金源であった。当行は、銀行及びその他の金融サービス会社と、かかる預金をめぐって競争している。当行は、預金をめぐる競争で優位に立つことができない場合、潜在的により不安定又は高コストな他の形態の資金調達により大きく依拠するか、又は貸付を縮小することを強いられる。

当行はまた、進化する顧客の志向に合致した商品及びサービスを提供する能力に依拠している。新たな商品及びサービスの開発若しくは導入に失敗した場合、又は顧客の志向及び傾向の変化に対応若しくは適応することに失敗した場合、当行は競合会社に顧客を奪われる可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の競争圧力への対応に関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (d)の「 . 競争」の項目を参照のこと。

*当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある。*

当行は、金融市場における当行のトレーディング業務及び当行の確定給付制度の結果として、また当行の財務上の資産及び負債の管理を通じて市場リスクにさらされている。これは、外国為替相場、商品価格、株価及び金利（低又はマイナス金利の可能性を含む。）等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及ぶリスクである。これには、事業活動の通常の過程において生じる、資産及び負債のデュレーションのずれから生じる受取利息に対するリスクといった、銀行勘定における金利リスクが含まれる。

市場要因の変動は、あらゆる出来事によって引き起こされる可能性がある。一例として、2017年7月、ロンドン銀行間取引金利（「LIBOR」）を規制する金融行動監視機構は、2021年以降、パネル銀行に対し、LIBORのベンチマーク算出のための金利を引き続き提出提示することを義務付けない旨を発表した。このため、LIBORは、2021年以降も現在の形式で継続されるという保証はなく、2021年までに廃止又は変更されるものとみられる。LIBOR又はその他のベンチマークの運用の進展又は将来的な変更は、当行グループが発行する有価証券又はその他の商品を含め、かかるベンチマークにその収益が連動する有価証券及びその他の商品の利益率、価値及び市場に悪影響を及ぼすこととなるおそれがある。

当行が市場ボラティリティー（有価証券又はその他の商品の利益率、価値又は市場の変化を含む。）により重大な損失を被った場合、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響が及ぶことがある。市場リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、本項の「 . リスク管理」から「xiv . 持続可能性リスク」の項目を参照のこと。

*当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被っており、また被る可能性がある。*

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム、若しくはそれらの欠陥、又は外部事象を要因とする損失のリスクをいう。これはまた、とりわけレピュテーションに関するリスク、テクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスク並びに自然災害、環境災害、重要な公共施設への損害及び特定の行動主義・抗議活動等の外部事象により業務が中断するリスクも含んでいる。当行は、これらのリスクを管理する方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。

プロセス及び統制が効果的でないため、当行の顧客に不利な結果が生じており、また今後も生じる可能性がある。例として、プロセスが機能停止した場合、顧客は自らが合意した諸条件又は価格にて商品を受領できなくなる可能性がある。また、不適切な記録管理により、当行の過去の決定がその時点において適切であったこと又は特定の措置又は行為が行われたことを立証できなくなる場合がある。このような事態が生じた場合、当行は、顧客に対する返金及び賠償金の支払、並びに機能停止したプロセスの修復に多額の費用を負担することになる場合がある。プロセスの欠陥も、当行がその契約上の権利を行使することができないことにより損失を被る結果を招く場合がある。これは、当行がその権利を正確に文書化しなかった場合又は担保権の対抗要件を具備することができなかった場合に生じる可能性がある。このような種類の業務上の不首尾によって、規制上の監視が強化される場合もあり、不首尾の性質及びその影響によっては、監督機関が調査を開始する、かつ/又はその他の執行、行政及び監督措置を講じる結果となる可能性がある。

当行は、詐欺的な貸付金申込み、又は不適當若しくは詐欺的な支払い及び決済（特にリアルタイムの支払い）により損失を被る可能性がある。詐欺的な行為は、外部者が、銀行のシステム及び顧客の口座にアクセスしようと試みる際にも発生する可能性がある。詐欺的行為の発生を管理するシステム、手続及びプロトコルが機能しない場合又は有効でない場合、それらは、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態だけでなく当行の顧客にも悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。

当行のシステム（顧客対面型及びバックオフィスの両方）及び財務報告プロセスが効果的に動作することを保証するために、正確かつ完全なデータが必要不可欠である。当行は、その事業及び業務の一部の分野では、質の悪いデータの影響を受けている。これは、システム、プロセス及び方針における不備によるものを含め、様々な方法で発生しており、今後も発生する可能性がある。これは、顧客サービス、リスク管理、財務報告（リスク調整後資産の算出を含む。）、信用システム及びプロセス、法律上の義務（監督機関に対するデータ提供義務を含む。）のコンプライアンスにおける不備又は欠陥をもたらす可能性があり、ひいては判断ミス（信用供与及びそれが供与される条件に関連するものを含む。）をも生じさせる可能性がある。質の悪いデータは、当行がシステム及びプロセスを改善する能力に影響を与える可能性がある。当行はまた、モデル・リスク、すなわちデータ若しくはモデルにおけるエラー若しくは不備により、又はモデルの管理及び使用において生じる損失のリスクにさらされている。

当行は、そのコンプライアンス義務を充足するために、特定の保管期間にわたりデータ及び書類を保管し、アクセスすることが要求されている。場合によっては、当行は過去の決定がその時点において適切であったことを立証するためのデータも保管する。システム、プロセス及び方針の欠陥は、当行のデータを保管及びアクセスする能力に悪影響を与える可能性がある。

近年では、金融サービス会社は、その業務を行い、規制上の義務を果たすために、サプライヤー及び監督機関（国内及び海外の双方）等の第三者とデータを共有することが増えている。第三者に転送されるデータの転送、保管又は保護に関連するプロセス又は統制の破綻があった場合又は第三者がかかるデータを適切に取り扱うことができなかった場合、当行グループのコンプライアンス義務（関連あるプライバシー義務を含む。）の不遵守及び／又は当行の顧客及び当行グループへの悪影響が生じる可能性がある。

当行はまた、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における多数のサプライヤーに依存している。かかるサプライヤーが要求に応じたサービスを提供できない場合、サービスに混乱が生じ、また、業務、収益性又はレピュテーションに悪影響が及ぶ可能性がある。さらに、銀行及び金融サービス業界内で混乱を生じさせる事象によって当行グループに悪影響が及ぶ可能性もある。例として、中央銀行が今後マイナス金利を採用した場合、当行グループ、その取引先及び／又は金融インフラ提供者が使用するテクノロジー・システムが正常に動作せず、当行グループ及び／又はその取引先が損失又は損害を被るリスクがある。

オペレーショナル・リスクは、当行のレピュテーションに影響を及ぼし、その結果、当行の業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある財務上の損失（当行の商品及びサービスに対する需要の減少によるものを含む。）が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスクの管理を含む当行のリスク管理手続については、本項の「[. リスク管理](#)」から「xiv. 持続可能性リスク」の項目を参照のこと。

オペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、コンダクト・リスク又はコンプライアンス・リスク事象により、当行が顧客是正活動を行うことが求められており、また今後も求められる可能性がある。

当行は、その業務を行うために多数の方針、プロセス、手続、システム及び人員に依存している。これらの領域のいずれかに（1以上のオペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、コンダクト・リスク又はコンプライアンス・リスク事象に起因する）破綻又は不備があったため、顧客にとって悪い結果をもたらしており、また今後ももたらすおそれがある。その場合、当行はこれを是正しなければならない。

これらの事象により、当行グループは多大な是正費用（顧客への補償金及び根本的な問題を是正するための費用を含む。）を被り、また、レピュテーションを損なう可能性がある。

顧客是正活動に際しては、重大な困難やリスクがある。問題が当行の記録の保管期間以前に及び過去のものである場合又は当行の記録の保管がその他不適当である場合、是正が必要となる可能性のある顧客に悪影響をもたらす結果を調査する当行の能力が妨げられる可能性がある。問題の性質によっては、是正活動を数値化し、調査するのが困難な場合がある。

顧客を適切かつ公平に補償する方法の決定についても、影響を受ける顧客、監督機関及び企業体等の多数の利害関係者に関係する複雑な作業となる場合がある。当行グループの是正に対するアプローチ案は、影響を受ける顧客の集団がより多くの人数を代表して集団訴訟手続を開始すること、又は監督機関等が是正のために特定のアプローチを行うことを要求する権限を行使すること等の多数の事由による影響を受ける可能性がある。これらの要素は、是正活動の完了までの期間に影響を与える可能性があり、結果として当行が適切な時期に是正を行うことができなくなる可能性がある。このような場合、監督機関が当行グループに対して執行措置を開始する可能性がある。是正の効果がない又はその完了までに時間がかかる場合もまた、当行グループは、監督機関、影響を受ける顧客、メディア及びその他の利害関係者からの批判を受ける可能性があり、その結果レピュテーションを損なうおそれがある。

また是正の範囲及び適切な時期に是正を実行することに関する重要な課題及びリスクを原因として、実際に被る是正費用が当行グループの当初の見積もりを上回る可能性も出てくる。

当行グループが、適時に、是正活動を効果的に調査、数値化又は実施できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

*当行は、コンダクト・リスクによる損失を被っており、また被る可能性がある。*

コンダクト・リスクは、当行のサービスや商品の提供が、当行の利害関係者にとって不適当若しくは不当な結果をもたらすか、又は市場における妥当性を弱体化させるリスクである。コンダクト・リスクは、当行の顧客に対する商品及びサービスの提供が当該顧客のニーズを満たさない又は市場における妥当性を擁護しない場合のほか、当行の従業員、業務委託者、代理人、授權代理人及び外部のサービス提供者の不適切な行為からも生じる可能性がある。これには、かかる個人による当行の統制、プロセス及び手続を回避するための意図的な取組みが含まれる場合がある。これは、特定の顧客に対する業務上の義務（受託者責任及び適合性要件を含む。）の不履行、製品の設計及び導入不良、顧客のニーズを適切に検討しないこと、又は顧客ターゲットの市場外における商品及びサービスの販売により生じる可能性がある。コンダクト・リスクはまた、顧客に提供する旨を約束した商品又はサービスを適切に提供しないことにより生じる可能性もある。

当行は、不適切な行為の結果を管理することを目的とした枠組み、方針、プロセス及び統制を講じているが、これらの方針及びプロセスが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。これらの方針及びプロセスの失敗により、財務上の損失又はレピュテーションの悪化につながる可能性があり、このことが当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

*効果的なリスク管理の採用及び実施ができないことにより、当行は損失を被る可能性があり、かつ当行の事業は悪影響を受けており、また、受ける可能性がある。*

当行は、当行グループが直面するリスクの特定、監視及び管理を目的としたプロセス及び手続に関連するリスク管理戦略、方針及び内部統制を実施している。しかしながら、当行のリスク管理の枠組みが、常に効果的であった又は今後も効果的であるとは限らない。

これは、枠組みの設計が不適切であること（これにより、重要な情報が適切な形で適時に意思決定者に提供されない事態となる可能性がある。）又はその基礎となるデータの脆弱性によって引き起こされるかもしれない。別の可能性としては、主要なリスク管理の方針、統制及びプロセスが、その不適切な設計又はその不適切な実施によって効果を発揮しない可能性もある。

さらに、当行が想定していない若しくは特定していないリスクが存在若しくは将来発生し、当行の統制が効果を発揮しない可能性により、いかなるリスク管理の枠組みにも内在的限界がある。

また、リスク管理の枠組みは、リスク文化の脆弱性によって効果を発揮しない可能性があり、これによって、リスク及び統制の脆弱性が特定、上申及び対処されない可能性がある。さらに、適切な報酬の構造の構築も、健全なリスク文化を支える上で重要な役割を担う一方で、当行の報酬の構造の設計又は運用に不備があった場合、悪影響が及ぶおそれがあり、結果としてスタッフが過度のリスク負担行為を行う可能性がある。

上記に概説される種類のリスク管理の欠陥は、数多くの方法で当行グループに悪影響を及ぼす可能性があり、これに伴い、当行グループは予想以上のレベルのリスクにさらされるおそれがあり、その結果、予想外の損失、コンプライアンス義務の違反及びレピュテーションの悪化を被る可能性がある。

当行グループのリスク管理の枠組みの一環として、当行グループはそのリスク選好に対するリスクを測定し、監視する。当行グループがあるリスクについてリスク選好外であると認定した場合、当行グループは適切な時期に、かかるリスクをリスク選好内に戻す手段を取る必要がある。ただし、当行グループがこれを常に提案された期限までに達成できるとは限らない。その原因として、例えば、当行グループがリスク選好外のリスクをより良い形で管理するためにその情報技術システムを強化することについて、また、要求される業務を担当する適切な訓練を受けたスタッフを十分な人数採用することについて遅れを経験した場合が挙げられる。また、当行グループの力の及ばない外部要因によって、特定のリスクが一定期間にわたり本質的にリスク選好外である場合がある。さらに、当行グループは、そのリスク管理の枠組みを定期的に見直し、それが見合ったものであるかを見極めることが要求されている。

当行グループがリスクをリスク選好内に戻すことができない場合又は当行グループのリスク管理の枠組みが不適切となったと判断した場合、当行グループは、予期せぬ損害を被る可能性があり、これを是正するために相当な是正作業を行うことが要求される可能性がある。このような状況が是正できないことにより、当行グループが追加資本を確保することを要求する又は当行グループに対してそのリスク管理システム及び統制を強化するために投資を行うよう指示する等の監督措置を講じる可能性がある監督機関からの調査の強化をもたらす可能性がある。当行グループは、最近でも、リスク管理のシステム及び統制の脆弱性による悪影響を受けており、APRAは、当行に対し、そのコンプライアンス、ガバナンス及び説明責任の自己評価の完了後に追加資本を保有することを要求した。リスク対応又は当行グループのリスク管理の枠組みにおける不備もまた、当行グループによるコンプライアンス義務の不履行及び/又は財務上の損失をもたらす可能性がある。

当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手続が無効又は不適切であると判明した場合、あるいは適切に実施されていなかった場合、当行は、予想外の損失及びレピュテーションの悪化を被り、これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理手続については、本項の「 . リスク管理」から「xiv . 持続可能性リスク」の項目を参照のこと。

当行グループが主要な役員、従業員及び取締役の採用及び確保を怠ることは、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

主要な役員、従業員及び取締役は、当行の事業の運営及びその戦略的目標の追求において重要な役割を担っている。主要な役職の個人が予期しない形で退職した場合、又は当行がかかる役職に適切なスキルを持つ適任な人材を採用し、確保することを怠った場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

気候変動は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行、その顧客及び外部のサプライヤーは、気温及び海面の上昇、火災、荒天、洪水、干ばつ等の不利な気象事象の頻度及び程度の増加を含む、気候変動に関する自然界のリスクにより悪影響を受ける可能性がある。これらの影響は、その性質が急性か慢性かを問わず、レピュテーションの悪化、環境的要因、保険リスク及び業務の中断を通じて当行及びその顧客に直接影響を及ぼすおそれがあり、業績に悪影響（信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加によるものを含む。）を及ぼすおそれがある。

気候変動の軽減又は気候変動への対応に関するイチシアチブは、とりわけかかる変動の悪影響を受ける地域及び業界において、市場価格及び資産価格、経済活動並びに顧客の行動に影響を及ぼす可能性がある。これらの変化に関するリスクを効果的に管理できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶおそれがある。

当行は、環境的要因による損失を被る可能性がある。

当行及び当行の顧客は、様々な地域において事業を行っており、資産を所有している。これらの地域におけるすべての重大な環境的变化又は外部事象（火事、荒天、洪水、地震、パンデミック、社会不安又はテロを含む。）は、当該地域での事業活動の混乱を引き起こし、当行の業務に影響を与え、財産に被害を与え、また、その他当該地域で所有される資産の価値及び当行が貸付金額を回収する能力に影響を及ぼす可能性を有している。加えて、かかる事象は経済活動、顧客及び投資家の信頼、又は金融市場におけるボラティリティー水準にも悪影響を及ぼすおそれがあり、それらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に不利な影響を及ぼすおそれがある。

当行は、保険リスクによる損失を被る可能性がある。

当行は、当行の生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険事業において、保険リスクにさらされており、これは、当行の事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

保険リスクは、当行の規制対象認可保険会社において、商品設計の欠陥、引受け、再保険契約又は保険事故の程度及び/若しくは頻度の上昇により、失効数が予想を上回る又は請求額が予想を上回るリスクである。

生命保険事業では、リスクは主に、死亡率（死亡）及び罹患率（病気及び負傷）のリスク、それらのリスクに関連する請求額がそれらのリスクの価格設定時に予想されていた額を上回ること、並びに保険契約の失効（予想外の又は持続的な保険契約の失効率に起因するものを含む。）で生じる。

損害保険事業では、保険リスクは主に、環境的要因（荒天、洪水及び山火事を含む。）並びに地震、津波及び火山活動といったその他の災難のほか、住宅及び家財の保険請求額を通じて発生する。自然災害等の外部事象の頻度及び程度は予測困難であり、自然災害事象から生じたもの等、既存の事象に基づいた潜在的損失のための準備金の金額が、実際に発生する請求をカバーするのに不十分である可能性がある。

抵当権付住宅ローン貸付保険事業では、保険リスクは、主に失業率又はその他の経済的要因による住宅ローンの債務不履行の増加につながる予期せぬ経済状況の悪化によって生じる。

当行の再保険契約が有効でなかった場合、更なるリスクや予想を上回る損失につながる可能性がある。また、当行が満期を迎えた再保険契約を同一の条件（当該契約に基づき定められるコスト、期間及び再保険契約の保険金額を含む。）で更新できないリスクもある。

*当行グループは、重要な会計上の見積り及び判断に関する変更により損失を被る可能性がある。*

当行グループは、会計方針の適用及び当行の財務書類の作成にあたり、とりわけ引当金の計算（是正又は信用損失に関連するものを含む。）及び金融商品の公正価値の決定に関連して、見積り、仮定及び判断を行う必要がある。新たな情報又は状況若しくは経験の変化に伴う重要な会計上の見積り、仮定及び/又は判断の変更により、当行グループは予想額又は引当額を上回る損失を被る可能性がある。これは、当行グループの業績、財政状態及びレピュテーションに悪影響を及ぼすおそれがある。また、当行グループの業績及び財政状態は、会計基準や一般に公正妥当と認められている会計原則の変更によっても影響を受けるおそれがある。

*当行は、その事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある資産計上されたソフトウェア、のれん及びその他の無形資産の減損による損失を被る可能性がある。*

特定の場合において、当行は、無形資産の価値の減少にさらされる場合がある。2019年9月30日現在、当行は、主にそのオーストラリアにおける投資に関連するのれん、主に子会社の買収に際し認識された資産に関連するその他の無形資産、及び資産計上されたソフトウェアの残高を有している。

当行は、のれん及びその他の無形資産の残高の回収可能性を少なくとも年に一度、又は減損の兆候がある際に評価することを要求されている。この目的上、当行は、DCF法を使用する。当該計算の基となる方法又は前提条件の変化、及び予測される将来的なキャッシュ・フローの変化は、当該評価に重大な影響を与え、無形資産の一部又は全部の償却をもたらす可能性がある。

資産が使用されなくなった場合、また、資産の価値が低下したか又はその見積耐用年数が減少した場合、減損が計上され、当行グループの財政状態は悪影響を受ける。資産の耐用年数を評価する際に用いられる見積り及び前提条件は、戦略の変更、並びに技術及び規制要件における外部変化の程度を含む様々な要因の影響を受ける。

*引受証券のシンジケート又は売却ができない場合、当行は損失を被るおそれがある。*

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。引受業務には、資本を必要とする企業や機関である顧客、及び特定の投資商品に投資意欲を示す投資家顧客に対する解決策の開発という側面も含まれている。当行は、これらのファシリティの価格設定及び販売を保証することがある。当行のリスクを他の市場参加者に対してシンジケート又は売却により解消することができない場合、当行は損失を被る可能性がある。このリスクは、市場のボラティリティーが上昇しているときにより顕著になる。

*一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。*

当行は、時に戦略的な決断及び目標（多様化、革新、投資の引上げ又は事業の拡大に関するイニシアチブを含む。）を検討しており、それを実施する可能性がある。

新規事業の拡大若しくは統合又は新規事業への参入は、複雑かつ高コストである可能性があり、当行に、新たなリスクを伴う可能性のある更なる国内又は国外の規制要件を遵守することを強いる可能性がある。

当行はまた、外部者が所有及び運営する事業の取得やかかる事業への投資も行っている。これらの取引は、当行グループに関する数々のリスクを伴う。例えば、当行は、投資対象の事業の業績が予想を下回った場合又は取引開始時において過大評価されていたことがその後明らかになった場合、財務上の損失を被るおそれがある。

また、当行は、事業又は資産の売却を成功させることができない場合がある。これらの活動は、様々な理由により、期待されたプラスの事業成果をもたらさない可能性があり、当行の事業、見通し、レピュテーション、監督機関との約束、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

行動しないことを選択する場合も、当行グループに悪影響が及ぶ可能性がある。当行が事業を行っている経営環境の変化（経済、地政学、規制、技術、社会及び競争関連の要因に関する変化を含む。）に適切に対応できなかった場合、これは、当行の事業に様々な悪影響を及ぼす可能性がある。例として、当行の市場シェアの拡大又は維持ができなくなったり、利鞘及び手数料が圧力を受けたりすることが挙げられ、これらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

## ・ リスク管理

当行のリスク管理の枠組みは、当行の顧客、地域及び人々が持続的にかつリスク選好内で成功及び成長する手助けをするサービス業の世界的な大企業の一つになるという当行の展望を実現することを支援するために設計されている。当行のリスク管理の戦略は、当行のリスク管理の枠組みの健全な実行を通じて、効果的なリスク管理の結果を提供することである。

効果的なリスク管理の結果は、当行による以下の行為を意味する。

- ・ 当行の顧客に対し、市場の一体性を支える適切、公正かつ明確なアウトカムを提供すること。
- ・ 安定した信用度及び規制上の最低値を上回るバッファを備えたバランスシートの維持により、当行グループの預金者、保険契約者及び投資家を保護すること。
- ・ 当行の規制及びコンプライアンスに関する義務を履行すること。

当行のリスク管理の枠組み（「RMF」）及びリスク管理戦略（「RMS」）は、取締役会によって見直された後に承認され、年に一度、或いは重大な事業若しくは戦略の変更又は当行グループのリスク構造における重大な変更により必要がある場合にはより頻繁に、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会（「BRCC」）によって勧告される。

BRCC及びその他リスク管理を担う取締役会附属委員会の役割及び責任の詳細については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「リスク管理」に記載の当行のコーポレート・ガバナンスに関する項目を参照のこと。

当行の取締役会（取締役会）が、当行のリスク管理の枠組み及び経営陣によるその運用の監督について最終的な責任を負う。取締役会は、RMFの監督及び実施を、説明責任を有する業務執行役員として首席リスク担当役員（「CRO」）に委任している。

最高経営責任者（「CEO」）は、RMSについての説明責任を有する業務執行役員であり、事業分野及び機能毎に、また、顧客、株主、並びに当行の従業員及び業務委託者に関連してその実施を監督している。

当行は、エンドツーエンド型のリスクの管理を実行することを保証するために「三段階の防衛」（Three Lines of Defence）というモデルを採用しており、この中ですべての従業員が積極的な役割を担っている。これにより、リスク・カバレッジに不足がないよう事業及び機能間の連携が必要となる。

APRAの要求に従って実施された文化、ガバナンス及び説明責任に関するレビューが完了した後、当行は、そのエンドツーエンド型のリスク管理能力を見直し、更新している。これは、財務及び財務以外のリスクの両方を対象とする継続的な作業プログラムの一環である。この複雑かつ複数年にわたるイニシアチブに基づく重要な2つのステップとして、「三段階の防衛」（Three Lines of Defence）モデルの実施に改めて注力すること及び新たなリスク管理の枠組みを導入することが挙げられ、いずれも進行中である。

当行は、エンドツーエンド型のリスク管理能力に投資し、これを強化することが必要不可欠な急務であると考えている。最近の見直しにより、改善が必要な様々な方針、システム、データ及びリスク能力が特定された。これらの改善を可及的速やかに進めるために詳細な実施計画（オペレーショナル・リスク、ストレス・テスト、モデル化、金融犯罪、リスクに関するシステム及びデータ管理等の分野において専門家を増員することを含む。）が設計されている。

当行が直面しているリスクに関する議論及び当該リスクの管理方針については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「リスク管理」に記載の当行のコーポレート・ガバナンスに関する項目及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

## ・信用リスク

信用リスクとは、顧客又は取引先の当行に対する金融債務の不履行によって生じる財務上の損失のリスクである。

当行は、当行の事業部門の貸付に関連する信用リスク管理のための枠組み及びそれを支える方針を有している。この枠組み及び方針は、信用サイクルのすべての段階（開始、評価、承認、書類作成、決済、継続的な管理及び問題管理）を包括している。例えば、当行は、個人に貸付を行うにあたって、商品ベースで基準を設定しており、主要な規制事項としては、最低限の返済基準の設定や、担保価値割合による貸付可能な最大額の設定がある。当行は、持ち家の所有者及び投資家の両方に、固定及び変動金利の両方で、住宅用不動産ローンを提供しており、このローンは、不動産を抵当に入れて又はその他の受入可能な担保物件によって担保されている。当行がより高い担保掛け率で融資を行う場合、当行は通常、抵当権付住宅ローン貸付保険を義務付けている。

同様に、当行は、事業向け貸付、商業向け貸付、企業向け貸付及び機関向け貸付について基準を設定しており、基準は、業界セグメントによって異なる。この分野では当行は、インタレスト・カバレッジ、債務返済能力及び貸借対照表の構成を含む、主要な財務リスク比率の成績を重視している。小規模事業、商業及び企業の借り手に融資する際は、当行は通常、不動産に係る抵当権及び/又は事業資産に係る一般的な担保契約等の担保を確保する。大規模な法人及び機関については、当行は、通常一部の財務比率及び約定の遵守を要件とし、担保をとることもある。商業用不動産貸付については、当行は、より高い価値の貸付に特化した管理を含め、新規の貸付基準及び継続中の貸付のリスク管理基準を維持している。当行は、当該資産の性質、場所、質及び予想される需要、貸借の概要並びに管理の経験及び質といった要素を考慮している。当行は、オーストラリア及びニュージーランドの不動産市場、並びに当行グループ全体の商業用不動産の貸付金勘定の構成を積極的に監視している。

信用の拡大は、当行グループの責任ある貸付のための原則によって裏付けられている。これは、当行が商品を責任を持って販売し、顧客及び地域の期待に沿い続けるために、すべての地域の法律、行動規範、並びに関連ガイドライン及び義務を遵守するという当行の約束に反映されている。

当行の信用リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

## 予想信用損失引当金及び貸倒引当金

予想信用損失引当金及び貸倒引当金の決定に関する詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記13に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」を参照のこと。

### 信用リスクの集中

当行は、リスクの集中を管理するために信用ポートフォリオを監視している。2019年9月30日現在、当行の消費者に対するエクスポージャーは、貸借対照表上の貸付金の72パーセント（2018年度及び2017年度も72パーセント）を占め、また、信用契約合計の59パーセント（2018年度及び2017年度も59パーセント）を占めていた。また、2019年9月30日現在、当行の消費者に対するエクスポージャーの92パーセント（2018年度及び2017年度も92パーセント）は、居住用不動産に関する抵当権付住宅ローンにより占められていた。当該消費者カテゴリーには、持ち家の所有者及び個人向け投資不動産ローン、クレジットカード、個人向けローン、当座貸越並びにクレジットラインも含まれている。当行の消費者に対する信用リスクは分散されており、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域の各州及び地域の消費者向け市場において大きなシェアを有している。さらに、これらの消費者による債務弁済は、多様な都市及び地域における様々な職業による所得から行われている。

企業、政府及び他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド産業分類（ANZSIC）コードのグループ区分に基づき、多数の産業群に分類されており、産業別のリスク制限に照らして監視されている。産業リスクの水準は、動的な基準で測定及び管理されている。当行は、個別の債務者に対する大規模なエクスポージャーより発生する可能性のある集中リスクについても統制を行っている。

### 資金調達及び流動性リスク

資金調達及び流動性リスクは、当行がその支払義務を履行できないリスク又は当行がその資産を裏付けるために適切な資金調達及び流動性の金額、期間及び構成を有していないリスクである。当行は、その資金調達及び流動性リスク選好、当行内で資金調達及び流動性リスクを管理する主要な人物の役割及び責任、リスク報告及び統制プロセス、並びに当行のバランスシート管理するために使用される制限及び目標を設定する流動性リスク管理の枠組みを有している。

流動性リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記21を参照のこと。

## ウエストパック債券プログラム及び発行登録

下記の2019年9月30日現在のプログラム及び発行登録により、様々な債券市場及び投資家からの資金調達が適宜かつ弾力的に提供されている。

プログラム制限	発行体	プログラム/発行登録の種類
<b>オーストラリア</b>		
制限なし	WBC	債券発行プログラム
<b>ユーロ市場</b>		
25億米ドル	WBC	ユーロ譲渡可能預金証書プログラム
200億米ドル	WBC/WSNZL <sup>1</sup>	ユーロ・コマーシャル・ペーパー及び預金証書プログラム
700億米ドル	WBC	ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム
100億米ドル	WSNZL <sup>1</sup>	ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム
400億米ドル	WBC <sup>2</sup>	グローバル・カバード・ボンド・プログラム
50億ユーロ	WSNZL <sup>3</sup>	グローバル・カバード・ボンド・プログラム
<b>日本</b>		
7,500億円	WBC	サムライ債発行登録
7,500億円	WBC	売出し発行登録
<b>米国</b>		
450億米ドル	WBC	米国コマーシャル・ペーパー・プログラム
100億米ドル	WSNZL <sup>1</sup>	米国コマーシャル・ペーパー・プログラム
350億米ドル	WBC	米国ミディアム・ターム・ノート・プログラム
150億米ドル	WBC(ニューヨーク支店)	米国ミディアム・ターム・デポジット・ノート・プログラム
制限なし	WBC(ニューヨーク支店)	預金証書プログラム
制限なし	WBC	米国証券取引委員会一括登録制度
<b>ニュージーランド</b>		
制限なし	WNZL	ミディアム・ターム・ノート及び登録預金証書プログラム

- 1 当該プログラムに基づきウエストパック・セキュリティーズ・ニュージーランド・リミテッドのロンドン支店が発行する債券は、その親会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッドにより保証されている。
- 2 当該プログラムに基づき発行する債券は、ウエストパック・カバード・ボンド・トラストの受託者であるBNYトラスト・カンパニー・オブ・オーストラリアにより保証されている。
- 3 当該プログラムに基づきウエストパック・セキュリティーズ・ニュージーランド・リミテッドのロンドン支店が発行する債券は、その親会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッド及びウエストパック・ニュージーランド・カバード・ボンド・リミテッドにより保証されている。

## 市場リスク

市場リスクは、外国為替相場、金利、商品価格又は株価等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及びリスクである。これには、銀行勘定内での金利リスク(すなわち、通常業務における、資産及び負債のデュレーション(満期)のずれから生じる受取利息に対するリスク)が含まれる。市場リスクは、トレーディング及び銀行勘定業務の両方において発生する。

当行のトレーディング勘定業務は、金融市場業務及び財務部門業務において行われている。金融市場のトレーディング業務は、勘定の管理及び配分を行う。財務部門のトレーディング業務においては、大口資金調達、流動性資産ポートフォリオ、並びに外貨収入及び海外で投じられた資本のヘッジに関する金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドリスクの管理を含む取引が行われている。

当行の市場リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記21を参照のこと。

下表は、9月30日に終了した各年度の取引上のリスクに係るバリュー・アット・リスク（「VaR」）の合計をリスクの種類別に示したものである。

連結及び親会社 百万豪ドル	2019年			2018年			2017年		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
金利リスク	14.9	6.6	10.9	15.6	5.1	8.6	16.0	4.6	8.5
為替リスク	8.6	0.8	4.1	6.9	0.7	3.0	9.4	0.6	3.1
株式リスク	0.2	0.0	0.0	1.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1
コモディティリスク <sup>1</sup>	42.0	1.7	8.2	24.3	1.7	6.5	14.1	3.3	6.6
その他の市場リスク <sup>2</sup>	5.5	2.0	3.5	5.8	1.4	3.8	5.1	3.5	4.2
分散化の影響	該当 なし	該当 なし	(12.3)	該当 なし	該当 なし	(8.6)	該当 なし	該当 なし	(8.6)
市場リスク（純額）	45.3	7.9	14.4	28.1	6.7	13.4	22.9	9.7	13.9

1 電力関連リスクを含む。

2 期限前償還リスク及び信用スプレッドリスク（一般的な信用格付け法における変動に対するエクスポージャー）を含む。

#### ・オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム若しくはそれらの欠陥、又は外的事象により発生する損失のリスクと定義されている。かかる定義は、法令及び規制に関するリスクを含むが、戦略に関するリスクを除く。当行のオペレーショナル・リスクの定義は、APS 115の自己資本比率「オペレーショナル・リスクに対する先進的測定手法（「AMA」）」に即している。オペレーショナル・リスクの管理方法次第で、当行の顧客、従業員、業績及びレピュテーションにプラス又はマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、以下に対する当行のアプローチを概説するものである。

- ・当行がその戦略的目標及び展望を実現する能力を妨げる可能性のあるオペレーショナル・リスクを特定、測定及び管理すること。
- ・株主、地域及び従業員に影響を及ぼし得る財務上の損失、規制影響及びレピュテーションの悪化の可能性を軽減するためにオペレーショナル・リスク事案を特定し、上申すること。
- ・オペレーショナル・リスク資本を算出すること。

オペレーショナル・リスク管理の枠組みは、当行グループ全体の主要な複数のオペレーショナル・リスクに関する方針によってさらに支援されている。

#### ・コンダクト・リスク及びコンプライアンス・リスク

##### コンダクト・リスク

当行のサービスや商品の提供が、当行の利害関係者にとって不適当若しくは不当な結果をもたらすか、又は市場における妥当性を弱体化させるリスクをいう。

当行グループのコンダクト（行動）に関する枠組みは、コンダクト及びコンダクト・リスクの管理に対する当行のアプローチを規定している。当行は、顧客アウトカムを改善するために、既存のリスクの枠組み（特にオペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスク）を活用することにより、コンダクト・リスクに関する包括的な考え方を確立している。コンダクトはまた、当行の従業員に「正しい行動を取る」ということの意味について一貫性のある理解をもたらすために当行の目標、価値観、行動規範及びサービス・プロミスをまとめ上げる当行のコンパスを支えている。

#### コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクとは、当行グループが要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合に生じる、法的又は規制上の制裁、財務上の損失又はレピュテーションの損失のリスクである。

コンプライアンスは、コンプライアンス・リスクを積極的に管理することにより当行が事業を行う各法域における当行の法的及び規制上の義務を果たすことに重点を置いている。当行によるオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの管理については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「リスク管理」に記載の当行のコーポレート・ガバナンスに関する項目を参照のこと。

#### ガバナンス・リスク

意思決定を強化するために適切な情報が、適切な形式及び時期に、適切な人物又はガバナンス・フォーラムに到達しないリスクである。当該リスクは、組織の構造、並びに取締役会、経営陣、その株主及びその他の利害関係者等との関係に起因するものであり、不完全な意思決定、不適切な説明責任並びに無効な構造及びプロセスを引き起こす。

当行は、そのリスク管理の枠組みを支援する正式なリスク・ガバナンス構造を有しており、これは、適切な人物が、適切な形式及び適切な時期に、適切な判断を行うことを手助けするものである。この構造は、取締役会、BRCC及び経営委員会によって構成される。

当行のリスク・ガバナンス構造には、委員会及び個人への文書化された承認権限及び委任、リスク管理のための正式な報告体制、上申プロセス及び監督、透明性のあるかつ定期的な報告、並びに委員会及び個人による協議及び意思決定の証明が含まれている。当行はまた、監督機関及び重要な利害関係者とのコミュニケーションに標準プロトコルを適用している。

#### リスク文化

リスク文化とは、当行グループがさらされる現在及び新規発生のリスクについて当行の人材が検討、特定、理解、協議及び管理する方法を決定する共通の信念、姿勢及び基準である。強固なリスク文化は、個人及び組織のリスクの認識を促進し、健全なリスク負担を支える行動及び判断を形成するため、効果的なリスク管理に必要不可欠である。当行では、当行がそのリスク選好内で事業を行うことを可能にするために、すべての従業員がそのリスクに関連する義務を履行することを通じて、当行のリスク文化を強化する責任を負っている。

強固なリスク文化は、重要な習得事項及び経験が当行グループ全体及び顧客アウトカムに組み込まれるように、リスク慣行を継続的に改善する。強固なリスク文化を有することは、新規発生リスク及びリスク関連の行動をリスク選好内に留めること、並びに選好外のリスクが積極的かつ対応力のある方法で認識、評価、上申及び選好内に戻すよう対処されることを支援する。

当行の強固なリスク文化の基盤は、当行のリスク文化を形成し、これに影響を与える重要な構造的な仕組み（システム、方針及びプロセス）及び行動特性（対応力、声を上げること）を概説している。当行は、以下を含む一連の診断的なアプローチを通じて当行のリスク文化を監視し、評価するためにこれらの基盤を利用している。

- ・傾向を監視し、経営陣が重点的に取り組むべき分野を特定するためのリスク文化ダッシュボード。なお、これは、リスク文化及び行動指標のデータベースに裏付けられる。
- ・改善すべき主要なリスク文化の長所及び機会を特定するために特定の事業分野を深く掘り下げることができるリスク文化洞察プログラム。
- ・当行が目標としている状態と比較して、当行の現在のリスク文化の成熟度を判断することができるリスク文化成熟度の評価メソッドロジー。

#### ・ 戦略に関するリスク

戦略的目標及び事業計画の主要な要素から生じるリスクである。戦略的リスクは、誤った戦略の選択、正しい戦略の不十分な実行又は特定の戦略を実行しないことを選択することによって生じる財務上の損失又はレピュテーションの悪化の可能性である。

戦略的リスクは、当行が事業を行っている経営環境の変化への対応が不足したことにより発生する可能性があり、これには、経済、地政学、規制、技術、環境、社会及び競争関連の要因が含まれる。これらの外部要因はコントロールすることができないものの、かかる外部要因の影響は、シナリオ分析及びストレス・テスト等の効果的な戦略的リスク管理の枠組みを通じて理解し、制限することができる。

当行グループの戦略は、進行中の事業戦略の計画サイクルを通して戦略的リスクの管理を支援しており、当行の事業、財政、資本及びリスクに関する計画が一致している状態を確保している。この主要な要素は、当行全体の戦略的リスクの特定、監視及び軽減を可能にする年に一度の取締役会による戦略の見直し（「BSR」）、年に一度の財務目標の設定及びプロジェクト投資の承認プロセスである。

リスクは、これらのプロセスの独立した見直しを提供し、当行のリスク選好の指標に対して設定されたリスク水準について独立して監視し、報告することで、戦略的リスクの監督を提供している。さらに、これらは、現在及び新規発生リスクの状況に対する影響、異なるシナリオにおける当行の経営計画のストレス・テストの結果、並びに当行のリスク・インフラも考慮する。

#### xi. 自己資本比率

当行がその通常業務を支援するための、また、通常の運営環境又はストレス状況（実際のもの及び内部計画又は規制試験の目的のために定義されているものの両方）においてその規制資本要件を満たすための資本水準又は構成が不十分であるリスクである。これには、当行の年金制度によるリスクが含まれる。

当行の資本管理へのアプローチは、当行がADIとして十分な自己資本を有していることを保証することを目指している。

当行は、自己資本充実度に関する内部評価プロセス（「ICAAP」）を通じて資本管理に対する自身のアプローチを評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・規制上の最低値、資本バッファ及び不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定。
- ・経済的資本と自己資本規制の両方の要件の検討。
- ・不利な経済シナリオの影響を組み込んだ自己資本測定、カバレッジ及びその他の要件を伴うストレス・テストの枠組み。
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家等の外部の利害関係者の観点の考慮。

#### xii. サイバー・リスク

テクノロジーの利用に関連して事業及び利害関係者に損失又は損害が生じる可能性をいう。

当行のサイバー・リスク管理のアプローチは、当行グループのサイバー・エコシステムについて「エンドツーエンド」な視点を有すること、並びに方針、プロセス、システム及び構成がサイバー・リスクの管理を支援しているかを重視している。当該アプローチは、三段階の防衛（Three Lines of Defence）におけるオペレーショナル・リスク管理の枠組み（「ORMF」）及びリスク管理戦略（RMS）に基づいており、オーストラリア及び国際的な規制、国際的な枠組み、並びに金融サービス、コンサルティング会社及び保険業界内の現行及び新規のアプローチによって検討されたサイバー・リスク管理のアプローチに対してベンチマークされている。

#### xiii. レピュテーションに関するリスク

レピュテーションに関するリスクは、何らかの行為、不作為、取引、投資又は事象が、当行の誠実さ及び能力について顧客、取引先、投資家、監督機関、従業員又は世間が有する信頼を損なうリスクである。

レピュテーションに関するリスクは、当行の現在及び計画中の活動、業績及び行動に対応する、利害関係者の現在の及び発生途中の認識、考え並びに期待に相違がある場合に発生する。

当行は、当行グループ全体の主要なリスクの一つとしてレピュテーションに関するリスクを管理する方法を対象とするレピュテーションに関するリスク管理の枠組み及びそれを支える主要な政策を実施している。これは、リスク選好、並びにリスクの特定、測定と管理、監視と報告のための役割及び責任の設定を含んでいる。レピュテーションに関するリスク管理の枠組みは、2019年に見直し及び更新がなされた。

#### xiv. 持続可能性リスク

当行が、既存又は新規発生の持続可能性に関する環境、社会又はガバナンス上の重要な問題に対する認識又は対処を怠ることにより、レピュテーション又は財務上の損失を被るリスクをいう。

当行グループは、一連の主要な方針及び意見表明書によって支えられた取締役会によって承認された持続可能性リスク管理の枠組み（枠組み）を実施している。これらは、当行の事業を行うにあたっての原則、責任投資に関する意見表明書、環境、社会及びガバナンス（ESG）に関する信用リスク方針、気候変動に関する意見表明書及び2020年行動計画、人権に関する意見表明書及び2020年行動計画、センシティブなセクターに関する意見表明書、並びに責任ある供給に関する行動規範を含んでおり、このうち多くは公的に入手可能である。持続可能性リスク管理の枠組みは、2019年に見直し及び更新がなされた。

当行はまた、ESG関連課題を銀行業務、貸付業務及び投資分析に組み込む、任意の原則ベースの枠組みにいくつか署名している。これらには、赤道原則、国連環境計画金融イニシアチブの責任銀行原則、責任投資原則及び気候関連財務情報開示タスクフォース（「TCFD」）が含まれている。

#### 気候変動リスク

持続可能リスク管理の枠組みにおいて、気候変動関連のリスクは、経済が直面するその他の変動的な問題と同様の方法で当行グループによって管理されている。当行グループは、気候変動に関連する方針、規制、テクノロジー及び市場の変化（「変化に関するリスク」）並びに気候パターンの変動及び異常気象事象（「自然界のリスク」）による影響を検討している。当行グループは、これらの変化がその事業に影響を及ぼす可能性（特に信用リスク、規制上の義務及び報告義務、並びにそのレピュテーションに対する潜在的な影響）を理解しようと試みている。

気候変動に関する意見表明書及び2020年行動計画（「CCPS」）を通じて、当行は、排出量が多いセクターに貸付を行うための強化されたアプローチを有しており、当該セクターに含まれ、又は依存しており、事業に気候変動がもたらす金銭的影響を評価（あらゆる将来的に予想されるシナリオにおいて戦略がどのように実行されるかを含む。）し、ガバナンス、戦略設定、リスク管理及び報告に対する厳格なアプローチを実践する顧客を支援している。

当行は、短期、中期及び長期的な展望における気候関連のリスクの評価を報告するためにシナリオ分析を使用している。2016年に実施されたシナリオ分析による発見は、一般炭採掘セクター及びエネルギー・セクターのための強化された貸付基準を概説した当行の現在のCCPSに反映されている。かかる貸付パラメーターは、当行グループのリスクの枠組みに含まれており、適宜、ポートフォリオ、顧客及び取引レベルでも適用されている。

2019年には、当行は、1.5度シナリオに基づき、オーストラリアの経済の急速な脱炭素化によって引き起こされた変化に関するリスクに対する当行のオーストラリアの事業及び機関投資家向け貸付<sup>1</sup>の回復力について評価するためにシナリオ分析を行った。

当行はまた、以下についても引き続き評価を行った。

- ・ 2度シナリオ（2018年に行われた作業のシナリオに基づく）に基づき、変化に関するリスクに対するその事業及び機関投資家向け貸付の回復力。

- ・ 2 及び 4 度両方の地球温暖化シナリオにおいて生じるオーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォリオ<sup>2</sup>に対する気候関連の自然界のリスクの潜在的な影響。

かかるアプローチ及び結果は、以下に概説される。更なる詳細については、「ウエストパック・サステナビリティ・パフォーマンス・レポート」を参照のこと。

## シナリオ分析 - 変化に関するリスク

### アプローチ<sup>3</sup>

気候関連の変化に関するリスクの潜在的な影響を評価するために、当行グループは、排出量が 2 度及び 1.5 度の変化経路に沿って抑制された場合にオーストラリアの経済、電力市場及びその他の業界セクターがどのような実績を見せる可能性があるかを研究するためにシナリオ分析を用いた。

- ・ モデル化において使用された排出量の抑制は、国際エネルギー機関の持続可能開発シナリオ、国際再生可能エネルギー機関の再生可能エネルギーのロードマップ及び気候変動に関する政府間パネル（「IPCC」）の 1.5 度の地球温暖化に関する特別報告書を情報提供源とするものであった。
- ・ 2 つの経路に基づく各セクターの実績は、リスク構造別に分析及び分類された。
- ・ いずれかのシナリオに基づく中期（2030年）及び長期（2050年）の実績が、平均GDP成長率から大幅に乖離<sup>4</sup>したセクターは、「高リスク」に分類された。
- ・ これらの結果は、かかる高リスクのセクターに対する現在のエクスポージャーの程度を評価するためにオーストラリアの事業及び機関投資家向け貸付ポートフォリオに適用された。

### 結果

- ・ 1.5 度：1.5 度シナリオにおいて、2030 年までに成長阻害要因に直面する可能性のあるセクターに対する当行の現在のエクスポージャーは、その事業及び機関投資家向け貸付の約 2.5 パーセントである。
- ・ 2 度：2 度シナリオにおいて、2030 年までに成長阻害要因に直面する可能性のあるセクターに対する当行の現在のエクスポージャーは、その事業及び機関投資家向け貸付の約 0.9 パーセントである。

当行は、変化に関するリスクに対するその事業及び機関投資家向け貸付ポートフォリオの回復力を引き続き評価している。高リスクのセクターへの貸付は、CCPSに規定されるパラメーターに基づき、強化されたデュー・ディリジェンス又は規制の対象となる可能性がある。当行グループは、3 年毎にその CCPS を見直している。

## シナリオ分析 - 自然界のリスク

### アプローチ

- ・ 気候関連の自然界のリスクの潜在的な影響を評価するために、当行グループは、4度シナリオにおけるそのオーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォリオに対する自然災害の潜在的な影響を研究した。
- ・ 選択された災害は、氾濫、土壌縮小、洪水、風及びサイクロン、並びに森林火災であった。
- ・ 中核となるシナリオは、IPCCのRCP8.5シナリオ及び自然災害に対するオーストラリアの住宅の脆弱性についての一連の保守的な前提に基づいている。
- ・ 気候変動に起因する平均年間費用としてのシナリオにおける変化は、2050年まで推計された。
- ・ 一連の「高リスク」の郵便番号が定義され、これらの場所では、かかる費用の変化の純現在価値が定義された基準超の金利上昇を上回っていたが、これは、当行の通常のストレス・テストのパラメーターと一致していた。
- ・ 当行は、これらの郵便番号に対する当行グループの現在のエクスポージャーの程度を評価するために、これらの結果をオーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォリオに適用した。

### 結果

- ・ 4度：オーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォリオのうち約1.6パーセントが、2015年により高い自然界のリスクを経験する可能性のある郵便番号にさらされている。

当行は、自然界のリスクに対するオーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォリオの回復力について引き続き評価を行っている。当行グループは、気候緩和及び適応努力（政府による計画対策を含む。）の両方の重要性、並びに物的損害及び顧客と地域に対する影響を軽減するための気候変動に強い建築物特性の利点を理解している。当行グループのパリス協定へのより広範なコミットメントと共に、当行は、個人顧客が気候変動に対応できるように引き続き支援し、地域が気候関連の影響に適応し、抵抗力を備えられるようにするための調査及び投資を引き続き推奨する予定である。

- 1 リテール、ソブリン及び銀行エクスポージャーを除く。
- 2 RAMSを除く。
- 3 2019年度上半期から適用された更新された変化に関するリスクのメソドロジー。
- 4 1 超の標準偏差。

### xv. 組成された事業体（Structured Entity）

当行は、顧客に対する資金提供及び金融サービス商品の提供を主たる目的として、通常の業務の過程において多数の組成された事業体（structured entity）との関係を有している。

組成された事業体は通常、単一かつ所定の目的のために設立され、存続期間が限られており、一般的には事業会社でなく、従業員も有しない。組成された事業体として最も一般的な形態は、組成された事業体が外部の投資家に対する有価証券の発行（証券化）によって得た資金で金融資産を取得するというものである。有価証券の償還は、組成された事業体が取得した資産の運用成績によって決定される。

AASの下では、組成された事業体がAASB10号「連結財務書類」に規定されるように親会社に支配されている場合、当該組成された事業体は連結対象となり、当行グループの一部として報告される。支配の定義は、法的な形式ではなく実態に基づいている。当行が組成された事業体を連結するか評価する際にどのように要件を適用するかについて、また、連結企業体及び非連結企業体の双方に関する情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記32を参照のこと。

以下に詳述するように、当行は通常の業務の過程において証券化に関連して組成された事業体を設立するか、又はその設立を支援している。

#### xvi. カバード債の保証会社

当行は、そのカバード債・プログラムを通じて、その抵当権付住宅ローンにおける衡平法上の利益を当行のカバード債に係る義務を保証する組成された事業体であるカバード債の保証会社に対して譲渡する。当行は、関連する健全性ガイドラインに従い、カバード債の保証会社に対して独立当事者間に適用されるスワップを提供している。当行は、表明又は保証につき違反があった場合という特定の状況にない限り、カバード債の保証会社から資産を買い戻す義務を負わない。当行は、取引書類に記載の条件に従って、その裁量においてカバード債の保証会社から貸付金を買い戻すことができる。

2019年9月30日現在、当行グループのカバード債・プログラムのために担保提供された資産の帳簿価額は、447億豪ドル（2018年度は431億豪ドル）であった。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記24を参照のこと。

#### xvii. 証券化（組成された事業体）

当行は、その証券化プログラムを通じて、その資産における衡平法上の利益（RMBSに関連するもの（主に抵当権付住宅ローン）及びABSに関連するもの（主に自動車関連債権））を投資家に対して有価証券を発行している組成された事業体に対して譲渡している。当行は、関連する健全性ガイドラインに従い、組成された事業体に対して独立当事者間に適用される金利スワップ及び流動性ファシリティを提供している。当行は、当初の販売から120日以内に（当該期限が適用されないニュージーランドにおけるプログラムを除く）表明又は保証につき違反があった場合を除き、証券化した貸付金を買い戻す義務を負わない。当行は、貸付金が証券化プログラムの条件に合致しなくなった場合、又はプログラムのクリーンアップ条項を通じて、プログラムより資産を買い戻す可能性がある。

2019年9月30日現在、国内及び海外における投資家の組み合わせに対する私募及び公募の組み合わせを通じ、82億豪ドルの自己資産が証券化された（2018年度は76億豪ドル）。

AASの下では、当行の貸付金証券化プログラムに関与する組成された事業体は、すべて当行グループの連結決算に含まれている。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記24を参照のこと。

#### xviii. ストラクチャード・ファイナンス取引

当行は、顧客又は当行グループに資金を提供するため、組成された事業体と取引を開始した。顧客に対する融資の取決めはすべて、通常の貸付基準に基づいて締結され、当行の通常の与信に関する承認手続の対象となる。これらの融資業務から生じた資産は通常、貸付金又は投資有価証券（2019年度）若しくは売却可能有価証券（2018年度）に含まれる。これらの融資業務から生じた負債は通常、発行済債券又はその他の金融負債に含まれる。保証又は未引出の与信枠の形態のエクスポージャーは、偶発債務及び与信関連コミットメントに分類される。

#### xix. その他の貸借対照表外の取決め

当行の年金制度の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記34を参照のこと。当行の偶発債務、偶発資産及び信用契約の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27を参照のこと。

#### xx. 財務報告

##### 財務報告に関する内部統制

米国連邦議会は、2002年7月、一般的に2002年サーベンス・オクスレー法（SOx）として知られている上場企業会計改革及び投資家保護に関する法律（the Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act）を可決した。SOxは、主に財務報告及びコーポレート・ガバナンスについて広く規定した米国法である。当行は、SECの外国登録者であり、SOxを遵守する義務を負っていることから、SOxが課すすべての義務を遵守するための手順を確立した。

##### 開示規制及び手順

当行の経営陣は、当行のCEO及びCFOとともに、1934年の米国証券取引法規則13a-15(e)の定義に従い、2019年9月30日現在における当行の開示規制及び手順の策定及び運用の有効性に関する評価を行った。

上記評価に基づいて、当行のCEO及びCFOは、当行の開示規制及び手順の策定及び運用が、2019年9月30日現在有効であるという結論に至っている。

##### 財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書

1934年の米国証券取引法規則13a-15(a)は、当行に対して、財務報告に関する内部統制の効果的なシステムを維持することを義務付けている。これらの報告については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書」及び「独立監査人の報告書 ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバー各位」の項目を参照のこと。

## 財務報告に関する内部統制の変更

2019年9月30日に終了した事業年度において、特定され、かつ当行の財務報告の内部統制に実質的に影響を与えたか又は合理的に実質的な影響を与える可能性がある財務報告に関する内部統制（1934年の米国証券取引法規則13a-15(f)に定義されるもの）に対する変更はない。当行は、2018年10月1日にAASB第9号を導入し、この新たな会計基準を受けて財務報告に対する統制を追加、更新及び変更し、これらを当行の既存の統制環境に組み込んだ。

## 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

## 当行グループの事業の概況

2 事業年度の概要<sup>1</sup>

9月30日に終了した事業年度 (単位：別段の記載がある場合を除き、百万豪ドル)	2019年	2018年
受取利息	33,222	32,571
支払利息	(16,315)	(16,066)
純利息収益	16,907	16,505
純手数料収益	1,655	2,424
資産管理及び保険業務による純収益	1,029	2,061
トレーディング収益	929	945
その他の収益	129	72
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	20,649	22,007
業務費用	(10,106)	(9,566)
減損費用	(794)	(710)
<b>税引前利益</b>	<b>9,749</b>	<b>11,731</b>
法人税等	(2,959)	(3,632)
<b>当期純利益</b>	<b>6,790</b>	<b>8,099</b>
非支配株主持分に帰属する当期純利益	(6)	(4)
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>6,784</b>	<b>8,095</b>
加重平均普通株式数(百万株)	3,450	3,406
基本的普通株式1株当たり利益(豪セント)	196.5	237.5
希薄化後1株当たり利益(豪セント) <sup>2</sup>	189.5	230.1
普通株式1株当たり配当金(豪セント)	174	188
配当性向(%) <sup>3</sup>	88.83	79.52

1 会計上の分類が変更されている場合、又は会計方針が遡及的に適用される場合、比較数値が修正再表示され、過年度に報告された業績と異なることがある。

2 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的1株当たり利益に基づいている。

3 自己株式につき調整されている。

2019年度において、当行は、AASB第9号「金融商品」(「AASB第9号」)及びAASB第15号「顧客との契約から生じる収益」(「AASB第15号」)を採用した。当行グループは、当該基準を不遡及的に適用することを選択したため、比較数値は修正再表示されていない。

新たな基準の採用に伴って、2019年度と過年度との間で測定及び分類上の差異が生じた。重要な差異は、以下のとおりである。

- ・信用損失引当金及び減損費用の測定は、現在、予想損失ベースで行われている。
- ・与信枠手数料(主にビジネス部門)は、現在、純利息収益において認識されている(従前においては、その大部分が純手数料収益において認識されていた。)

・正常債権に係る利息は、現在、総貸付金価額に基づき測定されている。従前において、利息は、減損引当金控除後の貸付金残高に基づいて認識されていた。

・従前において相殺されていた特定の項目は、現在、総額ベースで表示されている（従前において関連費用と相殺されていたクレジットカード・スキームからの支払額を含む。）。

当該変更の純利益への影響はわずかであったが、個別の勘定科目は、より重大な影響を受けた。これらの変更は、2018年10月1日以降についてのみに適用されているため、複数年にわたって一部の勘定科目を比較することは困難である。これらの変更については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1に記載する。

2019年度のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、2018年度から1,311百万豪ドル（16パーセント）減となる6,784百万豪ドルであった。2019年度の業績には、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の大幅な増加並びに資産管理業務の再編に関連するコストが含まれたが、これらは共に税引後純利益を1,130百万豪ドル減少させた。当該項目については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記27に記載する。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金並びに資産管理業務の再編に関連するコストが損益計算書の勘定科目全体に与える影響の要約は、下記の(iv)「部門別の業績」に記載する。

純利息収益は、与信枠手数料の純手数料収益から純利息収益への組替えによる686百万豪ドルの増加に後押しされ、2018年度から402百万豪ドル（2パーセント）増加したが、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の239百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。これらの項目の影響を除外した場合、純利息収益は2018年度から横ばいであった。平均利付資産は、主にオーストラリア及びニュージーランドの住宅ローンにより3パーセント増加したが、利鞘の縮小によって相殺された。報告された純利鞘は、1ベシス・ポイント縮小して2.12パーセントであった。

純手数料収益は、主に与信枠手数料の純利息収益への組替え（2018年度においては667百万豪ドル）並びに予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の126百万豪ドルの増加により2018年度から769百万豪ドル（32パーセント）減少した。

資産管理及び保険業務による純収益は、主に予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の531百万豪ドルの増加、深刻な気象事象に伴う損害保険の保険金請求の69百万豪ドルの増加、グラントファザリング適用対象のアドバイス手数料42百万豪ドルの支払いの廃止、プラットフォームの価格設定構造の変更に伴う資産管理業務の収益の減少並びに2018年度のヘイスティングス事業の廃止により、2018年度から1,032百万豪ドル（50パーセント）減少した。

トレーディング収益は、2018年度から16百万豪ドル（2パーセント）減少した。当該減少は主に、デリバティブ評価調整方法の変更に関するものであったが、非顧客収益の増加によって部分的に相殺された。

その他の収益は、2018年度から57百万豪ドル（79パーセント）増加したが、これは主に2018年度の株式保有に係る減損費用104百万豪ドルの当期における不発生による。

業務費用は、2018年度から540百万豪ドル（6パーセント）増加した。当該増加は主に、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の349百万豪ドルの増加、資産管理業務の再編、テクノロジー費用の174百万豪ドルの増加、規制、コンプライアンス及び投資関連費用の170百万豪ドルの増加によるものであったが、2018年度におけるヘイスティングス事業の廃止（158百万豪ドル）及び生産性向上による恩恵（純額）によって部分的に相殺された。

減損費用は、2018年度から84百万豪ドル（12パーセント）増加した。資産の質は、引き続き安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、年間を通じて12ベシス・ポイント上昇して1.20パーセントとなった。

2019年度の実効税率は、2018年度の実効税率31.0パーセントを下回る30.4パーセントであった。2019年度における実効税率の低下は、ヘイスティングスの廃止に関連する2018年度におけるのれんの償却の当年度における不発生に伴う、控除の対象とならない費用の減少を反映したものであった。

取締役会は、普通株式1株当たり80豪セントの期末配当を決定した。当年度の通年の普通株式の配当額は、2018年度に宣言された普通株式配当額を下回る174豪セントであり、配当性向は88.83パーセントであった。通年の普通株式配当金は、全額フランキング済みである。

## ( ) 損益計算書の概観

### a. 純利息収益

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
受取利息	33,222	32,571
支払利息	(16,315)	(16,066)
<b>純利息収益</b>	<b>16,907</b>	<b>16,505</b>
<b>純利息収益の増/(減)</b>		
取扱高の変動によるもの	397	648
金利の変動によるもの	5	341
<b>純利息収益の変動</b>	<b>402</b>	<b>989</b>

純利息収益は、2018年度から402百万豪ドル（2パーセント）増加した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・主にオーストラリア及びニュージーランドの住宅ローン並びに第三者の流動性資産の増加に由来する平均利付資産の3パーセントの増加。
- ・当行グループの純利鞘が1ベシス・ポイント縮小し、2.12パーセントとなったこと。利鞘の変動の主な因については、下記の「利幅及び利鞘」の項を参照のこと。

貸付金は、2018年度から51億豪ドル（1パーセント）増加した。為替換算の影響を除外した場合、貸付金は、29億豪ドル増加した。

貸付金の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローンが、606億豪ドルの新規貸付により45億豪ドル（1パーセント）増加したが、561億豪ドルのランオフにより部分的に相殺された。持家向け貸付の残高は、3パーセント増加し、ポートフォリオの58パーセントに相当した一方、投資不動産向け貸付は1パーセント減少した。

- ・オーストラリアの個人向け貸付金は、個人向け貸付、クレジットカード及び自動車ローン全体で18億豪ドル（8パーセント）減少した。無担保貸付の需要は、市場の動向と連動した当行の経験により、2019年度において引き続き減少した。
- ・主に各部門が成長よりも利益を優先したことに伴う機関投資家不動産向け貸付の減少により、オーストラリアの法人及び機関投資家向け貸付金は、20億豪ドル（1パーセント）減少したが、農業向け貸付の増加により部分的に相殺された。
- ・オーストラリアの引当金残高は、主に2018年10月1日のAASB第9号の採用に伴って期首現在で8億豪ドル（32パーセント）増加した。AASB第9号では、信用損失引当金は、予想損失ベースで計算される。
- ・ニュージーランドの貸付けは、44億豪ドル（6パーセント）増加した。住宅ローンが主に固定金利商品について7パーセント増加し、法人向け貸付も、農業及び不動産貸付の増加に後押しされて6パーセント増加した。当該増加は、個人向け貸付及びクレジットカードの減少によって部分的に相殺された。

預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、2018年度から68億豪ドル（1パーセント）増加した。為替換算の影響を除外した場合、預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）は、47億豪ドル増加した。

預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）が、24億豪ドル（1パーセント）増加した。当該増加の大部分は貯蓄及び決済用預金の増加によるものであったが、定期預金の減少によって部分的に相殺された。無利息預金は、住宅ローン相殺口座の残高の増加によって4パーセント増加した。
- ・ニュージーランドの預金及びその他の借入金（譲渡性預金証書を除く。）が、定期預金の4パーセントの増加と有利子決済用預金の12パーセントの増加により、31億豪ドル（5パーセント）増加した。無利息預金は、法人及び消費者の決済用預金の増加により18パーセント増加した。

譲渡性預金証書は、当該形式による短期大口資金調達の減少を反映して28億豪ドル（7パーセント）減少した。

## b. 利幅及び利鞘

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
<b>当行グループ</b>		
純利息収益	16,907	16,505
平均利付資産	798,924	774,944
平均利付負債	734,282	715,509
<b>平均無利息純資産、負債及び株主持分</b>	<b>64,642</b>	<b>59,435</b>
利幅 <sup>1</sup>	1.94%	1.95%
無利息純資産、負債及び株主持分の利得 <sup>2</sup>	0.18%	0.18%
<b>純利鞘<sup>3</sup></b>	<b>2.12%</b>	<b>2.13%</b>

1 ここにいう利幅とは、すべての利付資産の平均利回りとすべての利付負債の平均利回りの差である。

2 無利息純資産、負債及び株主持分の利得は、すべての利付負債の平均利回りを、平均利付資産に占める無利息純資産の平均額に適用することにより決定される。

3 純利鞘は、純利息収益を平均利付資産で除して計算される。

当行グループの純利鞘は、2018年度から1ベース・ポイント縮小し、2.12パーセントとなった。主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金が利鞘の3ベース・ポイントの縮小につながった。
- ・AASB第15号及びAASB第9号の採用に伴う11ベース・ポイントの拡大は、主に与信枠手数料の純手数料収益から純利息収益への組替え及び総貸付金価額に基づく正常債権の金利の測定に関連するものであった。
- ・これらの項目を除外した場合、純利鞘は、以下により9ベース・ポイント縮小した。
  - 2019年度下半期における銀行間取引金利（「BBSW」）の急激な低下にもかかわらず、平均コストに若干の影響を与える短期大口資金調達の変動は、2018年度と2019年度とで類似していた。
  - オーストラリアの変動金利の抵当権付住宅ローンの金利設定の変動の影響が競争、リテンション・プライシング及び抵当権付き住宅ローンのポートフォリオ構成の変化（顧客がインタレスト・オンリー・ローンから元本・利息返済型ローンに移動したことによる。）によって相殺されたことから、貸付金の利幅の変動はわずかであった。
  - 広範囲にわたる競争及びとりわけ2019年度下半期における金利の低下の影響に起因する顧客預金の利幅の縮小により、2ベース・ポイント縮小した。
  - 主に第三者の流動性資産の残高の増加に伴う流動性により、2ベース・ポイント縮小した。
  - 金利リスク管理（3ベース・ポイント）及び公正価値調整（2ベース・ポイント）に伴う財務部門の収益の減少により、財務部門及びマーケット部門の寄与が5ベース・ポイント減少した。

## c. 利息以外の収益

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
純手数料収益	1,655	2,424
資産管理及び保険業務による純収益	1,029	2,061
トレーディング収益	929	945
その他の収益	129	72
<b>利息以外の収益</b>	<b>3,742</b>	<b>5,502</b>

利息以外の収益は、2018年度から1,760百万豪ドル（32パーセント）減少した。主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・ 予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金に起因する657百万豪ドルの減少。
- ・ 主に与信枠手数料の純手数料収益から純利息収益への組替え（667百万豪ドル）及び従前において相殺されていたが、現在は総額ベースで表示されている特定の項目の組替え（159百万豪ドル増）に関するAASB第15号の採用に起因する508百万豪ドルの減少。
- ・ 2018年度におけるヘイスティングス事業の廃止（203百万豪ドル）。
- ・ これらの項目を除外した場合、資産管理及び保険業務による純収益の減少並びにトレーディング収益の減少により、利息以外の収益は、392百万豪ドル減少した。

純手数料収益は、769百万豪ドル（32パーセント）減少した（主にファイナンシャル・プランニングに関連して予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための追加の引当金126百万豪ドル、引出しが行われたクレジットラインとの関係性をより適切に反映するためのAASB第15号の採用に起因する与信枠手数料の利息以外の収益から純利息収益への組替え（667百万豪ドル減）、並びに従前において相殺されていたが、現在は総額ベースで表示されている特定の項目の組替え（カード・スキーム支援に関する支払い（153百万豪ドル増）を含む。）が含まれる。）。

これらの項目を除外した場合、純手数料収益は、主に以下により129百万豪ドル（6パーセント）減少した。

- ・ ファイナンシャル・プランニングの廃止に伴うアドバイス収益の減少（76百万豪ドル減）。
- ・ 特定の消費者向け手数料を簡略化する決定に伴うニュージーランドにおけるマーチャント・コストの増加及び口座ベース手数料の減少による、支払い及び取引上の手数料に起因する収益の減少（34百万豪ドル減）。
- ・ 主に新規の貸付額の減少による法人向け貸付及び抵当権付住宅ローンの手数料の減少（27百万豪ドル減）。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。
- ・ 主に2019年度上半期に創出されたシンジケーション手数料による企業及び機関投資家向け貸付手数料の増加（10百万豪ドル増）。

資産管理及び保険業務による純収益は、2018年度から1,032百万豪ドル（50パーセント）減少した（予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための追加の引当金（主にファイナンシャル・プランニングに関連する。）531百万豪ドルを含む。）。さらに、2018年度のヘイスティングス事業の廃止に伴い、ヘイスティングスからの寄与がなくなった（203百万豪ドル減）。

これらの項目を除外した場合、資産管理及び保険業務による純収益は、主に以下により298百万豪ドル減少した。

- ・ 保険業務による収益が、以下により139百万豪ドル減少した。
  - 保険金請求の増加（ニュー・サウス・ウェールズ州の雹嵐及びクイーンズランド州の洪水を含む。）に起因する損害保険収益の減少（69百万豪ドル減）。
  - 規制改革（「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」）の実施並びに保険金請求の増加及び保険契約者の税金還付の変動（23百万豪ドル減）による生命保険収益の減少（39百万豪ドル減）。
  - 主に高いLVRで引き受けられるローンの減少によるプライベート・モーゲージ保険（LMI）収益の減少（8百万豪ドル減）。
- ・ 主にプラットフォームの金利改定の通年の影響、規制改革（「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」）の実施、商品構成の変更及び旧プラットフォームからのアウトフローによる利鞘の縮小によるプラットフォーム及び退職年金の収益の減少（98百万豪ドル減）。当該減少は、BTパノラマ・ファンドがインフローと資産市場の高騰によって89パーセント増加して230億豪ドルとなったことによって部分的に相殺された。
- ・ グランドファザリング適用対象の手数料の支払いの廃止（42百万豪ドル減）。

トレーディング収益は、2018年度から16百万豪ドル（2パーセント）減少した。当該減少は主に、デリバティブ評価調整によるものであったが（78百万豪ドル減）、非顧客収益の増加によって部分的に相殺された。

その他の収益は、当期においては発生しなかった、2018年度におけるペンダルの残存株式に係る減損損失（104百万豪ドル）、資産売却益の増加及びフィンテック投資の再評価（98百万豪ドル）を反映して、2018年度から57百万豪ドル（79パーセント）増加したが、公正価値で測定する金融商品の損失（100百万豪ドル）、オペレーティング・リースに係る賃貸料の減少（35百万豪ドル）及び将来利益のヘッジの影響（19百万豪ドル減）によって部分的に相殺された。

#### d. 業務費用

（単位：百万豪ドル）	2019年	2018年
人件費	5,038	4,887
賃借費用	1,023	1,033
テクノロジー費用	2,319	2,110
その他の費用	1,726	1,536
<b>業務費用合計</b>	<b>10,106</b>	<b>9,566</b>
業務費用合計 / 純業務収益比率	48.94%	43.47%

業務費用は、2018年度から540百万豪ドル（6パーセント）増加した。主な要因には、以下のものが含まれる。

- ・資産管理業務の再編に関連するコストの増加（241百万豪ドル増）。
- ・顧客への返金及び支払い並びに訴訟の実施に関連して予想されるコスト（108百万豪ドル増）。
- ・主にマーチャント及びカード・スキームに関連する238百万豪ドルの利息以外の収益から業務費用への組替えによる増加。
- ・ヘイスティングス事業の廃止に伴うコストの減少（158百万豪ドル）。

これらの項目を除外した場合、業務費用は、主に規制及びコンプライアンス関連コスト（99百万豪ドル増）並びに投資関連費用（71百万豪ドル増）により111百万豪ドル増加したが、生産性向上により潜在的なコストの増加が相殺された。

人件費は、2018年度から151百万豪ドル（3パーセント）増加した。当該増加は、資産管理業務の再編に関連するコスト並びに顧客への返金及び支払い並びに訴訟の実施につき予想されるコストによるものであった（231百万豪ドル増）。これらの項目を除外した場合、人件費は、主に組織の簡略化及び販売網の最適化に関連する生産性イニシアチブに起因するFTEの5パーセントの減少並びに変額報酬の減少により80百万豪ドル減少した。当該減少は、毎年の給与引上げ及び当行グループの投資プログラム（当年度を通じて費用計上される費用の割合が増加した。）によって部分的に相殺された。

賃借費用は、支店数の減少（61店舗減）、4つの敷地からの撤退及びATM375基の撤去により、2018年度から10百万豪ドル（1パーセント）減少した。当該減少は、年間賃料の引上げ並びに支店及びATMの合理化に関連するコストによって部分的に相殺された。

テクノロジー費用は、209百万豪ドル（10パーセント）増加した。当該増加は、資産管理業務の再編に関連するコスト並びに顧客への返金及び支払い並びに訴訟の実施につき予想されるコストによるものであった（35百万豪ドル増）。これらの項目を除外した場合、テクノロジー費用は、主に主要なプラットフォーム（顧客サービス・ハブ、新決済プラットフォーム及びパノラマを含む。）の稼働開始に伴うソフトウェア資産の償却の増加（91百万豪ドル増）により174百万豪ドル増加した。

その他の費用は、190百万豪ドル（12パーセント）増加した。当該増加は、資産管理業務の再編に関連するコスト並びに顧客への返金及び支払い並びに訴訟の実施につき予想されるコストによるものであった（83百万豪ドル増）。これらの項目を除外した場合、費用は、主に金融犯罪、データ・プライバシー、商品及びシステムの簡略化、リスク管理に関する規制及びコンプライアンス業務に関連する専門サービス費用の増加並びにマーケティング費用の増加により107百万豪ドル増加したが、ヘイスティングス事業の廃止（111百万豪ドル減）及び王立委員会に関連するコストの減少によって部分的に相殺された。

#### e. 減損費用

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
減損費用	794	710
平均総貸付金に対する減損費用（ベース・ポイント）	11	10

2019年度を通じて資産の質は安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、12ベース・ポイント上昇して1.20パーセントとなった。ストレスを受けたエクスポージャーの増加は、減損資産の増加と90日を超えて期日経過しているが減損していない融資枠の増加によるものであった。ストレスは、主に経済活動の低迷と住宅価格の低下に伴う抵当権付住宅ローンの債務不履行の増加から生じた。

資産の質の緩やかな変動により、2019年度において、減損費用は、794百万豪ドルと低く抑えられ、総貸付金の11ベース・ポイントに相当した。

2019年度の減損費用794百万豪ドルは、2018年度から84百万豪ドルの増加であった。

- ・ AASB第9号の採用により、減損費用の115百万豪ドルの増加につながった正常債権の一括引当金の貨幣の時間的価値の認識の排除を要求される。
- ・ 不良債権の引当金に含まれる償却は、主にオーストラリアの無担保貸付ポートフォリオ（自動車ローンを含む。）において、また、財務的困難時の支援を利用した顧客の増加により、95百万豪ドル増加した。当該増加は、以下によって部分的に相殺された。
- ・ 新規個別評価引当金（「IAP」）に関連する不良債権の引当金は、ビジネス部門及びニュージーランドにおいて要求される引当金の減少により28百万豪ドル減少したが、WIBにおける増加によって部分的に相殺された。
- ・ 2019年度においてエコノミック・オーバーレイの戻入れが96百万豪ドル増加した（2018年度：22百万豪ドル）。第一部 第6 1「財務書類」に対する注記13を参照のこと。

#### f. 法人税等

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
法人税等	2,959	3,632
税引前利益に対する課税率（実効税率）	30.35%	30.96%

2019年度の実効税率は、2018年度の実効税率31.0パーセントを下回る30.4パーセントであった。2019年度の実効税率の低下は、控除の対象とならない費用（罰金を含む。）の減少及び2018年度におけるヘイスティングス事業の廃止に関連する同事業ののれんの償却（控除の対象とならない。）の当期における不発生を反映している。実効税率がオーストラリアの法人税率30パーセントを上回っているのは、その配当がオーストラリアの税制上控除の対象とならない複数のTier 1証券を反映したものである。

## ( ) 貸借対照表の概観

連結貸借対照表データの要約<sup>1</sup>

貸借対照表の内訳の詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に記載する。

9月30日現在	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル
現金及び中央銀行預け金	20,059	26,788
支払担保金	5,930	4,787
トレーディング目的有価証券、損益計算書を通じて公正価値で測定する金融資産及び投資有価証券/売却可能有価証券	105,182	84,251
金融派生商品	29,859	24,101
貸付金	714,770	709,690
生命保険に関する資産	9,367	9,450
その他の資産合計	21,459	20,525
<b>資産合計</b>	<b>906,626</b>	<b>879,592</b>
受入担保金	3,287	2,184
預金及びその他の借入金	563,247	559,285
その他の金融負債	29,215	28,105
金融派生商品	29,096	24,407
発行済債券	181,457	172,596
生命保険債務	7,377	7,597
その他の負債合計	5,614	3,580
<b>借入資本を除く負債合計</b>	<b>819,293</b>	<b>797,754</b>
借入資本	21,826	17,265
<b>負債合計</b>	<b>841,119</b>	<b>815,019</b>
<b>純資産額</b>	<b>65,507</b>	<b>64,573</b>
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計	65,454	64,521
非支配株主持分	53	52
<b>株主持分及び非支配株主持分合計</b>	<b>65,507</b>	<b>64,573</b>
<b>平均残高</b>		
資産合計	894,724	873,310
貸付金及びその他の債権 <sup>2</sup>	695,240	681,201
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計	63,714	62,017
非支配株主持分	50	31

1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。

2 利息収益の残高を含む。貸付金及びその他の債権は、貸付金に係る減損費用の引当金を控除の上表示されている。その他の債権には、現金及び中央銀行預け金、並びにその他の利付資産が含まれる。

## a. 貸借対照表の概観

### 資産

2019年9月30日現在の資産合計は、2018年9月30日から270億豪ドル（3パーセント）増となる9,066億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・現金及び中央銀行預け金が、当該形式で保有される流動性資産の減少を反映して67億豪ドル（25パーセント）減少したこと。
- ・支払担保金が、主に担保付デリバティブ債務の増加により11億豪ドル（24パーセント）増加したこと。
- ・トレーディング目的有価証券、損益計算書を通じて公正価値（FVIS）で測定する金融資産、売却可能有価証券及び投資証券が、当該形式で保有される流動性資産の増加を反映して209億豪ドル（25パーセント）増加したこと。
- ・主にクロスカレンシー・スワップ、外貨先渡契約及び金利スワップの変動により、金融派生商品関連の資産が58億豪ドル（24パーセント）増加したこと。
- ・貸付金が、51億豪ドル（1パーセント）増加したこと。詳細については下記の貸付金の質の項を参照のこと。

### 負債及び株主持分

2019年9月30日現在の負債合計は、2018年9月30日現在から261億豪ドル（3パーセント）増となる8,411億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・担保付デリバティブ資産の増加により、受入担保金が11億豪ドル（51パーセント）増加したこと。
- ・預金及びその他の借入金が40億豪ドル（1パーセント）増加したこと。
- ・主に現先取引にて売却された有価証券及び銀行間預金により、その他の金融負債が11億豪ドル（4パーセント）増加したこと（未払利息及びその他の金融負債の減少によって、部分的に相殺された。）。
- ・クロスカレンシー・スワップ及び金利スワップの変動により、金融派生商品関連の負債が47億豪ドル（19パーセント）増加したこと。
- ・発行済債券が89億豪ドル（5パーセント）増加したこと（為替換算の影響、公正価値及びヘッジ会計の調整を除外した場合は、18億豪ドル（1パーセント）減）。
- ・主にAPRAの総損失吸収資本に関する公表に対応したTier 2 資本商品の32億豪ドルの発行（純額）並びにヘッジ及び外貨換算の影響額13億豪ドルによって、借入資本が46億豪ドル（26パーセント）増加したこと。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分は、利益剰余金並びに2019年度中間配当金株式再投資制度（「DRP」）及び2018年度期末DRPに基づき発行される株式を反映して9億豪ドル（1パーセント）増加したが、新たな会計基準の採用に伴う期首利益剰余金の7億豪ドルの調整及び当年度の配当金支払額によって部分的に相殺された。

## b. 貸付金の質

(単位：百万豪ドル)	9月30日現在	
	2019年	2018年
<b>総貸付金合計<sup>1</sup></b>	<b>718,378</b>	<b>712,504</b>
<b>平均総貸付金</b>		
オーストラリア	622,241	611,398
ニュージーランド	78,065	73,000
その他国外	16,615	16,228
<b>平均総貸付金合計</b>	<b>716,921</b>	<b>700,626</b>

1 総貸付金は、関連する予想信用損失 / 貸付金及び信用コミットメントの減損費用に対する引当金控除前の数値で表示されている。

総貸付金合計は、当行グループの2019年9月30日現在の資産合計の79パーセントに相当した（2018年9月30日から2パーセント減）。当該減少は、主に流動性資産の保有の増加並びにクロスカレンシー・スワップ及び金利スワップの変動によるものであった。

2019年度のオーストラリアの平均総貸付金は、2018年度の6,114億豪ドルから108億豪ドル（2パーセント）増となる6,222億豪ドルであった。当該増加は主に、住宅ローンの増加によるものであった。

2019年度のニュージーランドの平均総貸付金は、2018年度の730億豪ドルから51億豪ドル（7パーセント）増となる781億豪ドルであった。為替換算の影響を除外した場合、ニュージーランドの平均総貸付金は、27億豪ドル（4パーセント）増加した。当該増加は、主に固定金利住宅ローン及び法人向け貸付によるものであったが、個人向け貸付及びクレジットカードの減少によって部分的に相殺された。

2019年度のその他の国外の平均貸付金は、2018年度の162億豪ドルから4億豪ドル（2パーセント）増となる166億豪ドルであった。これは主に、豪ドル安米ドル高による。

2019年9月30日現在の貸付金の約14パーセントが1年以内に満期を迎え、17パーセントが1年から5年の間に満期を迎える。消費者向け貸付は、5年後以降に満期を迎える貸付金ポートフォリオの大部分を占めている。

延滞した住宅ローン及び個人向けローンは、2019年9月30日現在で延滞している日数に基づき以下のとおり細分化することが可能である。

連結 (単位：百万豪ドル)	30-89日	2019年度 90日以上	合計	30-89日	2018年度 90日以上	合計
<b>貸付金</b>						
貸付金 - 住宅	3,574	4,063	7,637	3,133	3,271	6,404
貸付金 - 個人	395	356	751	427	371	798
<b>合計</b>	<b>3,969</b>	<b>4,419</b>	<b>8,388</b>	<b>3,560</b>	<b>3,642</b>	<b>7,202</b>

減損エクスポージャー<sup>1</sup>

(単位：百万豪ドル)	9月30日現在	
	2019年	2018年
<b>減損エクスポージャー</b>		
住宅及び法人向けローン：		
総額	1,327	1,019
引当金	(534)	(458)
純額	793	561
延滞期間が90日以上の個人向け貸付：		
総額	405	371
引当金	(248)	(189)
純額	157	182
条件緩和：		
総額	31	26
引当金	(10)	(6)
純額	21	20
<b>減損エクスポージャー（純額）</b>	<b>971</b>	<b>763</b>
<b>貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失 / 減損に対する引当金</b>		
個別評価引当金	412	422
一括評価引当金	3,501	2,631
<b>貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失 / 減損に対する引当金合計</b>	<b>3,913</b>	<b>3,053</b>
<b>貸付金の質</b>		
減損エクスポージャーの予想信用損失 / 減損費用に対する引当金合計が減損エクスポージャー合計に占める割合 <sup>2</sup>	44.92%	46.12%
貸付金総額に対する減損エクスポージャー総額の割合	0.25%	0.20%
貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失 / 減損に対する引当金合計が貸付金総額に占める割合	0.54%	0.43%
貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失 / 減損に対する引当金合計が減損エクスポージャー総額に占める割合	222.0%	215.6%

1 当行グループは、2018年10月1日付けでAASB第9号及びAASB第15号を採用した。比較数値は、修正再表示されていない。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1を参照のこと。

2 減損貸付金に関連する減損引当金には、個別評価引当金及び一括評価引当金のうち減損貸付金に関連する部分が含まれる。一括評価引当金のうち減損貸付金に関連する部分は、2019年9月30日現在、380百万豪ドルであった（2018年度：231百万豪ドル、2017年度：234百万豪ドル、2016年度：198百万豪ドル、2015年度：208百万豪ドル）。当該合計金額は、かかる比率を決定するにあたり、総減損貸付金合計と比較される。

2019年度を通じて信用度は安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーの合計がコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、12ベース・ポイント上昇して1.20パーセントであった。2019年9月30日現在、減損エクスポージャー合計が総貸付金合計に占める割合は、2018年9月30日現在の0.20パーセントから0.05パーセント上昇し、0.25パーセントであった。

2019年9月30日現在、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える、1件の減損した取引先を有しており、これは減損貸付金合計の4パーセントに相当した。これに対し、2018年度において、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える1件の減損した取引先を有しており、これは減損貸付金合計の4パーセントに相当した。2019年9月30日現在、50百万豪ドル未満で20百万豪ドルを超える、1件の減損取引先が存在していた（2018年度：2件の減損取引先）。

2019年9月30日現在、当行のエクスポージャーのうち79パーセントが投資適格又は担保付の消費者向け抵当権付住宅ローンのセグメントに対するものであり（2018年度：79パーセント、2017年度：78パーセント、2016年度：78パーセント、2015年度：77パーセント）、2019年9月30日現在の当行のエクスポージャーのうち96パーセントがオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域におけるものであった（2018年度：95パーセント、2017年度：96パーセント、2016年度：96パーセント、2015年度：95パーセント）。

当行は、当行の引当金が適切に維持されているものと考えている。2019年9月30日現在の減損エクスポージャーに対する減損引当金の合計が減損エクスポージャー・カバレッジ合計に占める割合は、2018年9月30日現在の46.1パーセントに対して44.9パーセントである。2019年9月30日現在、貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失引当金合計が減損エクスポージャー合計に占める割合は、2018年9月30日現在の215.6パーセント<sup>1</sup>から減損貸付金合計の222.0パーセントに上昇した。2019年9月30日現在、貸付金及び信用コミットメントの予想信用損失引当金合計が貸付金合計に占める割合は、2018年9月30日現在の0.43パーセント<sup>1</sup>から0.54パーセントに上昇した（2017年度：0.45パーセント）<sup>1</sup>。

1 貸付金及び信用コミットメントの減損費用に対する引当金は、AASB第139号に基づき決定された。

2019年9月30日現在、当行グループの延滞期間が90日以上 の 抵当権付住宅ローンが貸出残高に占める割合は、2018年9月30日現在の0.67パーセントから0.82パーセントに上昇した（2017年度：0.62パーセント）。

2019年9月30日現在、当行グループのその他の消費者向け貸付の返済遅延（クレジットカード及び個人向け貸付商品を含む。）が貸出残高に占める割合は、2018年9月30日現在の1.64パーセントから上昇して1.69パーセントであった（2017年度：1.57パーセント）。

2019年9月30日現在の潜在的不良債権は、2018年9月30日現在の1,691百万豪ドルから23パーセント減少して1,297百万豪ドルとなった。潜在的不良債権の減少は主に、年間を通じて機関投資家である取引先が減損に格下げられたことによる。

潜在的不良債権とは、いかなる損失も予想されていない稼働中の融資枠であるものの、顧客が元利払い又は担保に関する重大な脆弱性を示しており、かかる状況が是正されなければ現行の条件による負債の返済が困難となるような融資枠をいう。潜在的不良債権は、信用に関する所定の枠組み及び方針（監視対象（watchlist）の使用を通じて行われている、融資枠の継続的な監視を含む。）を用いて特定される。

## （ ） 資本資源

APRAは、3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

- ・ 普通株式等Tier 1（「CET 1」）資本は、払込株式資本、利益剰余金及び特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用及びソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、並びに自己資本比率の観点から連結されていない保険及びファンド管理子会社への投資及び利益剰余金により構成される。

- ・Tier 1 資本は、CET 1 とその他Tier 1 資本の合計をいう。その他Tier 1 資本は、CET 1 に含まれないものの損失吸収の性格を有する特定の有価証券から成る高水準の資本の構成要素により構成される。
- ・合計規制資本は、Tier 1 資本とTier 2 資本の合計をいう。Tier 2 資本には、程度は異なるが、Tier 1 の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収能力の向上に貢献する劣後商品及びその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準に基づき、当行を含むオーストラリアのADIは、最低CET 1 資本比率を4.5パーセント以上、Tier 1 資本比率を6.0パーセント以上、合計規制資本比率を8.0パーセント以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、当行を含むADIに対して、これらの最低資本比率を超える健全性基準の資本要件（「PCR」）を満たすよう求める可能性がある。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下から成るその他CET 1 資本バッファを保有するよう求めている。

- ・APRAが国内におけるシステム上重要な銀行（「D-SIB」）に指定するADI（別途APRAにより指定された場合を除く。）については、3.5パーセントの資本保全バッファ（CCB）（D-SIBに対する1.0パーセントのサーチャージを含む。）。APRAは当行をD-SIBに指定している。
- ・カウンターシクリカル資本バッファ。カウンターシクリカル・バッファは管轄区域ごとに設定され、APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファは、オーストラリア及びニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファは総称して「資本バッファ」（「CB」）と呼ばれる。CET 1 資本比率が資本バッファの範囲内にある場合、収益配分が制限される。この中には、配当金、その他Tier 1 資本の配当金及び従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

## 資本計画

当行のCET 1 資本比率は、APRAの10.5パーセントという「疑いなく強力な」ベンチマークを上回っているが、当行グループの現金利益の減少、新たなオペレーショナル・リスク資本のオーバーレイ及びリスク調整後資産の計算の変更は、年間を通じて当行グループの資本の創出に影響を与えている。バランスシートの強度の優先及び顧客の成長支援という目標を踏まえ、当行は、APRAの疑いなく強力なベンチマークを上回るバッファの強化のために約25億豪ドルの増資を目指している。増資により、資本の規則の変更及び潜在的な訴訟又は規制上の行為に対する柔軟性も創出される。増資に伴って、当行グループのCET 1 資本比率が約46ないし58ベース・ポイント<sup>1</sup>上昇するものと見られている。

1 2019年9月30日現在のリスク調整後資産に基づき、46ベース・ポイントの増加は、20億豪ドルの募集の影響のみを反映する一方、58ベース・ポイントの増加は、募集及び株式購入制度の両方の影響を反映している（株式購入制度で500百万豪ドルが調達されるものと仮定する（ベース・ポイントの影響は、発行費用を控除後である。））。

## 資本管理戦略

当行の資本管理アプローチは、当行がADIとして適切な自己資本を維持することを保証するというものである。当行はその資本管理へのアプローチについて、自己資本充実度評価プロセス（「ICAAP」）を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・規制上の最低値、資本バッファ及び不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- ・経済的資本と規制資本の両方の要件の検討
- ・不利な経済シナリオの影響を組み込んだ自己資本測定、カバレッジ及びその他の要件に取り組むストレス・テストの枠組み、並びに
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家等の外部の利害関係者の観点の考慮

APRAの「疑いなく強力な」資本のベンチマークについて、当行は、3月と9月に現行の資本枠組みに基づき測定された10.5パーセント以上というCET 1 資本比率を適用する予定である。困難又は不確実な環境を反映して、追加のバッファを保有する可能性もある。その際、以下の項目も考慮される。

- ・現行の規制資本の最低値及び資本保全バッファ（CCB）。これらは合わせてCET 1 要件の全部を成す。<sup>1</sup>
- ・業績悪化に対する適切なバッファを調整するためのストレス・テスト
- ・半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動

APRAによる適正自己資本の枠組みのレビューの完了後、当行は、その目標資本レベルを改定する。

<sup>1</sup> APRAは、個別のADIに対し、より高度なCET 1 要件を課す可能性がある。

## 合計規制資本に関する動向

2019年7月9日、APRAは、損失吸収能力の強化と秩序だった破綻処理の支援を目的として、大手銀行（当行を含む。）に対し、2024年1月1日までに合計規制資本をリスク調整後資産比で3パーセント引き上げるよう要求することを公表した。また、APRAは、損失吸収能力の4～5パーセンテージ・ポイントの引上げという全体的な長期目標については変更せず、残りの1～2パーセントについては、オーストラリアの金融システムの特性を踏まえて、最適な代替的資金調達方法を検討することを確認した。

APRAの規制上の変更については、第一部 第2 3「事業の内容」(2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

## バーゼル資本協定

APRAの健全性基準は、通常、バーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）が公表した「銀行のための世界的な規制の枠組み」（「バーゼル」）と合致しているが、APRAが一定の裁量を行使する場合はこの限りではない。結果的に、当該裁量の適用により、BCBSのアプローチに則ったAPRAの健全性基準に基づき報告される資本比率及び他の法域で報告される資本比率が引き下げられる。

当行は、規制上の資本の必要額の測定に関してバーゼル 国際適正自己資本比率規制により認められた先進的なモデルを適用することをAPRAから認可されている。当行は、信用リスクに関して先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクに関して先進的測定手法（AMA）を、銀行勘定内での金利リスク（IRRBB）に関して内部モデルによる手法を使用している。

下表は、9月30日現在の当行のレベル2規制資本比率の要約である。下表は、当行のレベル2規制資本の枠組みを要約するものであるため、表示されている資本金額は、当行グループの連結財務書類に記載の数値とは異なっている。

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
普通株主持分	64,320	63,576
普通株主持分からの控除	(18,568)	(18,337)
<b>控除後の普通株主持分合計</b>	<b>45,752</b>	<b>45,239</b>
その他Tier 1 資本	9,299	9,144
<b>規制上のTier 1 資本純額</b>	<b>55,051</b>	<b>54,383</b>
Tier 2 資本	12,226	8,565
Tier 2 資本からの控除	(255)	(233)
控除後のTier 2 資本合計	11,971	8,332
<b>合計規制資本</b>	<b>67,022</b>	<b>62,715</b>
信用リスク	367,864	362,749
市場リスク	9,350	6,723
オペレーショナル・リスク	47,680	39,113
銀行勘定内での金利リスク	530	12,989
その他の資産	3,370	3,810
<b>リスク調整後資産合計</b>	<b>428,794</b>	<b>425,384</b>
<b>普通株式等Tier 1 資本比率</b>	<b>10.67%</b>	<b>10.63%</b>
その他Tier 1 資本比率	2.17%	2.15%
<b>Tier 1 資本比率</b>	<b>12.84%</b>	<b>12.78%</b>
Tier 2 資本比率	2.79%	1.96%
<b>規制資本比率合計</b>	<b>15.63%</b>	<b>14.74%</b>

資本要件に影響を与える可能性のある将来における規制上の進展については、第一部 第2 3「事業の内容」(2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

#### ( ) 部門別の業績

2019年3月19日、当行グループは、顧客の資産管理及び保険に関するニーズの支援方法を変更し、BTファイナンシャル・グループ（BTFG）の業務を拡大されたコンシューマー及びビジネスの両部門に編入すること、並びに当行グループが雇用したファイナンシャル・アドバイザー及び正規の代理店による個人向け財務アドバイスの提供を停止することを発表した。その結果、保険業務はコンシューマー部門に、ファンド管理業務はビジネス部門に移転し、アドバイス業務及び特定のサポート機能は、当行グループ事業に移転した。当行グループの組織構造に対する変更は2019年4月1日付けで行われ、2018年度及び2017年度のオペレーティング・セグメントの業績は修正再表示されている。

当行は、以下の4つの主要な顧客対応事業部門に基づき報告を行う。

- ・ **コンシューマー：**
  - オーストラリアの消費者顧客向けのバンキング及び金融関連の商品及びサービスの販売及び提供を担う。
  - 当行グループのオーストラリアの保険業務（生命保険、損害保険及びプライベート・モーゲージ保険の組成と販売を対象としている。）を担う。
  - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン、RAMS及びBTの各ブランドの下で事業を行っている。
- ・ **ビジネス：**
  - オーストラリア国内の中小企業顧客及び商業顧客向けのバンキング及び金融関連の商品及びサービスの販売及び提供を担う。中小企業顧客及び商業顧客は、通常、最大で約150百万豪ドルの融資枠を有している。
  - 銀行ブランド全体における個人向け資産管理（富裕層顧客のバンキングのニーズに対応する。）を担う。
  - 投資商品（マージン・レンディング及びエクイティ仲介業務を含む。）、退職年金商品及び退職商品、並びに資産管理プラットフォームの組成と販売を担う。
  - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTの各ブランドにおいて事業を行っている。
- ・ **ウエストパック・インスティテューショナル・バンク：**
  - オーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対する幅広い金融商品及びサービスの提供を担う。
  - サービスには、資金調達、トランザクション・バンキング、財務及び借入資本市場が含まれる。
  - 顧客は、オーストラリア全土、並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアに所在する支店及び子会社を通じて支援を受ける。
  - ウエストパック・パシフィックも統括しており、フィジー及びパプア・ニューギニアにおいて幅広い銀行業務を提供している。
- ・ **ウエストパック・ニュージーランド：**
  - ニュージーランドの顧客へのバンキング、資産管理及び保険の商品の販売及び提供を担う。
  - 顧客基盤には、消費者顧客、法人顧客及び機関投資家顧客が含まれる。
  - バンキング商品はウエストパックのブランド、生命保険商品はウエストパック・ライフのブランド、資産管理商品はBTのブランドにおいて運営されている。
- ・ **当行グループ事業には、以下が含まれる。**
  - **財務部門：**大口資金調達、資本及び流動性管理を含む当行グループの貸借対照表の管理を担う。財務部門はまた、当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む貸借対照表に固有の金利リスク及び外国為替リスクを管理する。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート及び金利リスク（ウエストパック・ニュージーランドを除く。）を所定のリスク限度内で管理することに由来する。

- グループ・テクノロジー部門：オーストラリアの事業向けの機能から構成されており、テクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合を担う。
- コア・サポート部門：オーストラリアの銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人事並びに個人及び法人顧客との関係を含め、集約的に実施される機能から構成される。
- 2019年3月の当行グループの資産管理業務セグメントの再編及びアドバイ業務からの撤退に関する決定に伴い、残存するアドバイ業務（関連する是正を含む。）及び特定のサポート機能は、当行グループ事業に移転された。
- 当行グループ事業には、各部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの事業セグメントの業績表示を容易にする特定のグループ内取引、非中核資産の売却益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及び費用並びにその他集約的に調達される引当金等の特定の当社項目も含まれる。

会計基準AASB第8号「事業セグメント」により、当行の主要意思決定者に内部的に提供される情報と合致する方式で各セグメントの業績を表示することが求められている。当行の業績（部門ごとの業績を含む。）を評価するにあたり、当行グループは、「現金利益」と呼ばれる業績指標を使用する。現金利益は、継続事業によって創出され、分配（配当を含む。）を評価する際に考慮される利益の水準の指標とみなされる。現金利益には、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の現金項目と非現金項目の両方の調整が含まれるため、現金利益は、現金主義会計に基づき決定されるキャッシュ・フロー又は純利益の指標とはならない。経営陣の見解においては、この調整を用いることにより、当行グループがより効果的に当年度の業績を過年度の業績と比較して評価することが可能になり、また、事業部門間及び同業他社間での業績の比較を行うことが可能となる。

各事業部門のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に対する現金利益調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2に記載されている。

現金利益を決定するにあたり、法定業績について以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ 当行グループの主要意思決定者が経営成績を反映していないと判断する重要項目。
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響及び経済的ヘッジ等、配当を提案する時点で考慮されない項目。
- ・ 法定業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替え。

別途記載の無い限り、本項における当行の部門別の業績に関する議論は、現金利益ベースで行われている。現金利益は、本書の他の箇所において表示されている法定業績と直接比較することはできない。

報告される業績に対する現金利益調整の概要は、以下のとおりである。

- ・ 無形資産の償却：事業の取得により生じる識別可能無形資産は、4年から20年の耐用年数にわたって償却される。当該償却（資産計上されたソフトウェアを除く。）は、非キャッシュ・フロー項目であり、株主に対する現金配当に影響を与えないため、現金利益調整となる。2017年12月、残りの無形資産の全額が償却された。

- ・ (AASに基づくヘッジ会計の対象とならない) 経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失は、以下から成る。
  - 利息以外の収益に影響を与える将来のニュージーランド業務の利益の為替ヘッジに係る未実現の公正価値(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該(利益)/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
  - 発生主義で会計処理される長期資金調達取引のヘッジに係る未実現公正価値(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該(利益)/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
- ・ 非有効ヘッジ：非有効ヘッジの未実現(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該ヘッジの公正価値の変動に由来する利益又は損失が長期にわたって戻し入れられ、当行グループの利益に長期的な影響を与えないためである。
- ・ ペンダル(旧BTIM)に関連する調整：過年度における当該利益の取扱いと同様に、当該項目は、その金額と継続事業を反映していない点を踏まえて現金利益調整として扱われている。当行グループは、将来における残る10パーセントのペンダル株式の売却の可能性も示唆している。2018年9月以降、当該調整は、当初売却に関連する株式の時価評価及び分離コストに関するものである。株式保有に係る将来における損益は、同様に現金利益の算出からは除外される。
- ・ 自己株式：AASに基づき、当行グループが運用ファンド及び生命保険業務において保有する当行の株式は自己株式とみなされ、報告される業績において当該株式の保有による損益を認識することは認められていない。当該損益は、当行グループの利益に不均衡な影響を与えていないことを保証するため、現金利益を算出するにあたり、組み入れられる。これは、収益を計上するにあたり再評価される保険契約者の負債及びエクイティ・デリバティブ取引を自己株式が裏付けているためである。
- ・ 報告される業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替えは、以下から成る。
  - 保険契約者の税金還付：生命保険業務に関するAAS(保険契約者の税金還付)を遵守するために総額表示(グロスアップ)される所得及び税金の金額は、現金利益ベースで所得及び税金費用を計上する際に戻し入れられる。
  - オペレーティング・リース：AASに基づき、オペレーティング・リースに係る賃貸料は、リース対象となる資産の減価償却費を含めて表示される。当該金額は、現金利益ベースで利息以外の収益及び業務費用を算出する際に相殺される。

- ・ 当行について、2018年10月1日付けでAASB第9号及びAASB第15号が採用されたが、比較数値は修正再表示されていないため、当行の報告された業績における勘定科目の変動を期間ごとに直接比較することはできない。事業における業務上の傾向を示すため、当行は、当該基準が2017年10月1日付で適用されたものとして2018年度及び2017年度の現金利益の比較数値を修正再表示した（変更が不可能である予想信用損失引当金を除く。）。当該調整は、2018年度及び2017年度の現金利益には影響を与えないが、個別の勘定科目には影響を与える。これらの調整は、以下から成る。
  - 与信枠手数料：当行グループは、引出しが行われたクレジットラインとの関係性をより適切に反映するため、（主にビジネス部門において）与信枠手数料の利息以外の収益から純利息収益への組替えを行った。
  - カード・スキーム：Mastercard及びVisaから受領したサポート料は、利息以外の収益に組み替えられ、関連する費用は、業務費用に組み替えられた。
  - 利息の計上調整：正常債権に係る利息（ステージ1及びステージ2の貸付金）は、現在、総貸付金価額に基づき測定されている。従前においては、正常債権に係る利息は、引当金控除後の貸付金残高に基づき認識されていた。当該調整により、受取利息と減損費用が増加した。
  - その他の手数料及び費用：当行グループは、複数の手数料及び費用の分類を修正再表示した。これは、純利息収益、利息以外の収益、減損費用及び業務費用の総額表示（グロスアップ）につながった。
  - マーチャント・ターミナル費用：当行のマーチャント・ターミナル事業に関連する一部の変動費用は、利息以外の収益と業務費用との間で組み替えられた。

当該情報の表示にあたっては、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の規制ガイド230に規定の指針を遵守している。

比較数値は、以下についても再表示されている。

- ・ 昨今の部門間の顧客の移動。これには、部門の損益計算書及び貸借対照表の修正再表示が含まれる。
- ・ 費用配分の精緻化。
- ・ BTFC事業がコンシューマー、ビジネス及び当行グループ事業に再編されたことに伴う当行グループの組織構造の変更。

## 部門別の現金利益

下表は、当行の事業の各主要部門について、2019年9月30日及び2018年9月30日に終了した各事業年度の期末における現金利益及び資産合計を示したものである。当行の地域及び事業セグメントごとの開示、並びにウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に関する調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
コンシューマー	3,288	3,423
ビジネス	2,431	2,756
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	1,014	1,093
ウエストパック・ニュージーランド	985	934
当行グループ事業	(869)	(141)
<b>現金利益合計</b>	<b>6,849</b>	<b>8,065</b>

経営陣に対する報告と同様の方式で部門別の業績を表示するにあたり、内部費用と移転価格の調整は、法人格ではなく経営の枠組みを反映する形で各部門の業績に含まれている（これらの業績を個別の法人の業績と比較することはできない。）。経営陣への報告の枠組み又は会計上の分類に変更があった場合、比較対象年度の業績が修正され、従前において報告された業績と異なる可能性がある。

当行の内部移転価格の枠組みは、リスク移転、収益性の測定、資本配分及び事業ユニットの配置を円滑化するものであり、当行が事業を行う法域に合わせて調整されている。移転価格により、当行の商品及び部門の当行グループの利鞘に対する相対的貢献、並びに業績のその他の特徴を測定することが可能となる。当行の移転価格の枠組みの主要な要素は、金利及び流動性リスクに係る資金移転価格、並びに通常及び臨時の流動性費用の配分（資本配分を含む。）である。

## 追加の引当金

2019年度の純利益は、追加の引当金（税引後）1,130百万豪ドルの影響を受けた。

- ・ 予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための958百万豪ドル
- ・ 資産管理業務の再編に関連する再編コスト172百万豪ドル

下表は、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト、訴訟及び再編コストが2019年度及び2018年度に部門に与えた影響を示したものである。資産管理業務の再編に関連する再編コストは、当行グループ事業のみに反映され、2019年度においてのみ発生した。

2019年 (単位：百万豪ドル)	コンシューマー	ビジネス	ウエスト パック・イ ンスティ テューショ ナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュージー ランド (豪ドル)	当行 グループ 事業	当行 グループ
純利息収益	(85)	(246)	-	(13)	-	(344)
利息以外の収益	(2)	(55)	-	(4)	(759)	(820)
控除 / (費用)	25	(87)	-	(15)	(384)	(461)
コア利益	(62)	(388)	-	(32)	(1,143)	(1,625)
税金及び非支配株主持分	29	118	-	9	339	495
<b>現金利益</b>	<b>(33)</b>	<b>(270)</b>	<b>-</b>	<b>(23)</b>	<b>(804)</b>	<b>(1,130)</b>

2018年 (単位：百万豪ドル)	コンシュー マー	ビジネス	ウエスト パック・イ ンステイ テューショ ナル・バン ク	ウエスト パック・ ニュージ ーランド (豪ドル)	当行 グループ 事業	当行 グループ
純利息収益	(99)	-	-	(2)	(4)	(105)
利息以外の収益	(12)	-	-	(11)	(140)	(163)
費用	(39)	(5)	-	(3)	(65)	(112)
コア利益	(150)	(5)	-	(16)	(209)	(380)
税金及び非支配株主持分	36	-	-	4	59	99
<b>現金利益</b>	<b>(114)</b>	<b>(5)</b>	<b>-</b>	<b>(12)</b>	<b>(150)</b>	<b>(281)</b>

#### a. コンシューマー部門

コンシューマー部門は、オーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。コンシューマー部門はまた、当行グループの保険業務（生命保険、損害保険及びプライベート・モーゲージ保険の組成と販売を対象としている。）も担う。さらに、同部門は、特定の損害保険商品の組成に第三者を利用している。バンキング商品は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で提供されているが、保険商品は、ウエストパック及びBTのブランドの下で提供されている。コンシューマー部門は、特定の金融サービス及び商品（退職年金、プラットフォーム、自動車ローン及び為替を含む。）に関する販売、サービス及び照会について、ビジネス部門及びWIBと連携している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

#### 業績

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
純利息収益	7,942	7,850
利息以外の収益	1,141	1,311
<b>純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）</b>	<b>9,083</b>	<b>9,161</b>
業務費用	(3,817)	(3,774)
減損費用	(581)	(486)
<b>税引前利益</b>	<b>4,685</b>	<b>4,901</b>
法人税等	(1,397)	(1,478)
<b>当期現金利益</b>	<b>3,288</b>	<b>3,423</b>
現金利益調整純額	-	(15)
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>3,288</b>	<b>3,408</b>
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	209.3	206.2
貸付金純額	388.5	385.4
資産合計	399.2	395.6
<b>業務費用合計 / 純業務収益比率</b>	<b>42.02%</b>	<b>41.20%</b>

現金利益は、主に気象に関連する損害保険金請求を反映した利息以外の収益の減少及び減損費用の増加により、4パーセント減少した。また、現金利益は、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金の減少の恩恵も受けた。

<p>純利息収益は、92百万豪ドル（1パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸付けは、抵当権付住宅ローンの増加により1パーセント増加したが、その他の個人向け貸付の減少及びAASB第9号の採用に関連する引当金の増加によって部分的に相殺された。個人向け貸付の減少は、カードの6パーセントの減少と個人向けローンの減少によるものであった。</li> <li>決済用口座の4パーセントの増加及び貯蓄口座の5パーセントの増加が預金の2パーセントの増加を後押しした。定期預金は、6パーセント減少した。</li> <li>純利鞘は、3ベース・ポイント縮小した。当該縮小は、競争の激化と抵当権付住宅ローンの構成の変化（インタレスト・オンリー貸付の割合が低下した。）に伴う抵当権付住宅ローンの利幅の縮小によるものであった。当該縮小は、2018年度後半の抵当権付住宅ローンの金利改定によって部分的に相殺された。</li> </ul>
<p>利息以外の収益は、170百万豪ドル（13パーセント）減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該減少は主に、気象関連の保険金請求の増加（70百万豪ドル）、並びに「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」関連法令の影響及び保険金請求の増加に関連する生命保険収益の減少に起因する保険業務による収益の減少（116百万豪ドル）によるものであった。</li> <li>純仲介手数料の縮小及びバンキング商品の取引高の減少により、手数料収益が減少した。</li> </ul>
<p>業務費用は、43百万豪ドル（1パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務費用は、顧客への返金及び支払いにつき予想される関連費用及び訴訟のための引当金の戻入れ（25百万豪ドルの戻入益）の恩恵を受けた（2018年度においては39百万豪ドルの費用）。かかる好転の恩恵を除外した場合、業務費用は、3パーセント増加した。</li> <li>当該増加は、投資関連コスト（顧客サービス・ハブに関するものを含む。）及び規制変更プロジェクトに関連するコストの増加によるものであった。</li> <li>生産性向上による利益125百万豪ドル（主に組織再編、57支店及びATM349基の合理化、並びにデジタル販売網の利用の増加によるもので、そのすべてがFTEの削減に寄与した。）は、毎年給与の見直しに伴うコストの増加及びインフレに伴うコストの増加を相殺してなお余りあるものであった。変動報酬の減少による寄与もあった。</li> </ul>
<p>減損費用は、95百万豪ドル（20パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用度は引き続き安定していたが、ストレスは増加し、ストレスを受けたエクスポージャーがコミットド・エクスポージャー合計に占める割合は、事業環境の悪化に伴って16ベース・ポイント上昇して0.81パーセントとなった。</li> <li>抵当権付住宅ローンの90日以上の債務不履行が16ベース・ポイント増加して0.90パーセントとなった一方、その他の消費者の90日以上の債務不履行は、25ベース・ポイント増加した。</li> <li>債務不履行の増加により、減損費用が増加した。</li> </ul>

## b. ビジネス

ビジネス部門は、オーストラリアの顧客にビジネスバンキング及び資産管理のファシリティ及び商品を提供している。ビジネス部門は、通常、最大で150百万豪ドルのエクスポージャーを有する中小企業及び商業顧客（農業関連事業を含む。）に対するファシリティの組成及び販売を担う。中小企業顧客には、関係性を管理された中小企業顧客（通常、100,000豪ドルから250,000豪ドルのファシリティを有している。）及び関係性を管理されていない中小企業顧客が含まれる。同部門は、顧客の借入れ、決済及び取引上のニーズを支援するための各種バンキング商品・サービスを提供している。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融並びに不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。同部門は、個人向け資産管理並びに投資商品（マージン・レンディング及びエクイティ仲介業務を含む。）、退職年金商品及び退職商品、並びに資産管理プラットフォームの組成と販売も担う。ビジネス部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン及びBTの各ブランドの下で事業を行っている。ビジネス部門は、一部の金融サービス及びリスク管理商品（企業年金、外国為替及び金利ヘッジを含む。）に係る販売、照会及びサービスについてコンシューマー部門及びWIBと連携している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

## 業績

（単位：百万豪ドル）	2019年	2018年
純利息収益	5,092	5,284
利息以外の収益	1,464	1,640
<b>純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）</b>	<b>6,556</b>	<b>6,924</b>
業務費用	(2,805)	(2,651)
減損費用	(272)	(321)
<b>税引前利益</b>	<b>3,479</b>	<b>3,952</b>
法人税等	(1,048)	(1,196)
<b>当期現金利益</b>	<b>2,431</b>	<b>2,756</b>
現金利益調整純額	(45)	(76)
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>2,386</b>	<b>2,680</b>
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	147.8	143.8
貸付金純額	173.0	173.6
資産合計	187.4	188.2
業務費用合計 / 純業務収益比率	42.79%	38.29%

現金利益は、予想される顧客への返金、支払い及び関連コストのための引当金270百万豪ドル（税引後）によって業績が影響を受けたことから、2018年度から325百万豪ドル（12パーセント）減となる2,431百万豪ドルであった。当該引当金を除外した場合、現金利益は、利息以外の収益の減少及び規制関連費用の増加により60百万豪ドル（2パーセント）減となったが、純利鞘の拡大及び減損費用の減少によって部分的に相殺された。

純利息収益は、192百万豪ドル（4パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人向け貸付の増加が新規の自動車ローンの低迷により相殺されたことから、貸付けは概ね横ばいであった。</li> <li>・ 預金は、主に決済用預金及び通知預金の残高について3パーセント増加した。これらの増加は、定期預金の4パーセントの減少によって部分的に相殺された。</li> <li>・ 純利鞘は12ベシス・ポイント縮小したが、顧客への返金及び支払いのための引当金（246百万豪ドル）が当該縮小に15ベシス・ポイント寄与した。当該影響を除外した場合、純利鞘は、貸付金の金利改定によって3ベシス・ポイント拡大したが、預金の利幅の縮小及び抵当権付住宅ローンの構成がインタレスト・オンリーから元本・利息返済型ローンに移行したことによって部分的に相殺された。</li> </ul>
利息以外の収益は、176百万豪ドル（11パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予想される顧客への返金及び支払いのための引当金55百万豪ドルは、利息以外の収益を減少させた。当該引当金を除外した場合、利息以外の収益は、主に以下により121百万豪ドル（7パーセント）減少した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- スキーム手数料の改定に伴う加盟店収益の減少。</li> <li>- 新規のプラットフォームの価格設定、商品構成の変更、グランドファザリング適用対象の手数料の支払いの廃止及び「あなたの年金を守ろう（Protect Your Super）」改革の実施に伴うプラットフォームの利鞘の縮小による、資産管理収益の減少（85百万豪ドル）。</li> </ul> </li> </ul>
業務費用は、154百万豪ドル（6パーセント）増加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同部門の是正プログラムの実施に係る予想コストのための引当金87百万豪ドルは、費用の増加の主因の一つであった。これらのコストを除外した場合、費用は以下により3パーセント増加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 規制及びコンプライアンス・コストの増加並びに投資及び資産管理プロジェクトに関するコストの償却の増加。</li> <li>- その他のコストの増加（主に給与の引上げ）の大部分は、変動報酬の減少及び生産性改善の恩恵（業務モデルの簡略化並びに継続的なデジタル化及び商品の簡略化を含む。）によって相殺された。</li> </ul> </li> </ul>
減損費用は、49百万豪ドル（15パーセント）減少した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多数の業界においてストレスを受けた商業エクスポージャーが増加したことにより、ストレスを受けたエクスポージャーのレベルは、24ベシス・ポイント増加した。</li> <li>・ 減損費用は、個別及び一括評価引当金の減少により減少した。</li> </ul>

## c. ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク（「WIB」）は、オーストラリア及びニュージーランドにおいて事業を行う、又はオーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBはまた、フィジー及びパプア・ニューギニアにおいてあらゆるバンキング・サービスを提供しているウエストパック・パシフィックについても責任を負う。WIBは、市場関連の金融ニーズの充足（為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。）について当行グループのすべての部門と提携している。

## 業績

（単位：百万豪ドル）	2019年	2018年
純利息収益	1,443	1,442
利息以外の収益	1,292	1,565
<b>純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）</b>	<b>2,735</b>	<b>3,007</b>
業務費用	(1,284)	(1,449)
減損（費用）/戻入益	(46)	16
<b>税引前利益</b>	<b>1,405</b>	<b>1,574</b>
法人税等	(386)	(476)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	(5)	(5)
<b>当期現金利益</b>	<b>1,014</b>	<b>1,093</b>
現金利益調整純額	-	-
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>1,014</b>	<b>1,093</b>
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	101.3	104.9
貸付金純額	75.4	77.4
資産合計	98.0	102.5
業務費用合計 / 純業務収益比率	46.95%	48.19%

現金利益は、主にデリバティブ評価調整の78百万豪ドルの変動、ヘイスティングスからの寄与の不存在及び減損費用の62百万豪ドルの増加によって、2018年度から79百万豪ドル（7パーセント）減となる1,014百万豪ドルとなった。2018年度におけるヘイスティングスの廃止は、現金利益に17百万豪ドルの影響を与えたが、個別の勘定科目の変動に対してより重大な影響を与えた。2018年度においてヘイスティングスは、利息以外の収益を203百万豪ドル、費用を158百万豪ドル、税金を29百万豪ドル増加させた。

<p>純利息収益は、1百万豪ドルの増加となり、横ばいであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金純額は、利益への注力を反映して3パーセント減少した。これには、不動産向け貸付の減少が含まれた。</li> <li>・預金は、主に政府の残高の減少により3パーセント減少した。</li> <li>・純利鞘は、預金の利幅の縮小と資金調達構成の変化により1ベース・ポイント縮小したが、利益への注力に伴う貸付金の利幅の拡大によって部分的に相殺された。</li> </ul>
<p>利息以外の収益は、273百万豪ドル（17パーセント）減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘイスティングス（2018年度：203百万豪ドル、2019年度：0）を除外した場合、利息以外の収益は、70百万豪ドル（5パーセント）減少した。</li> <li>- デリバティブ評価調整の78百万豪ドルの変動（2018年度は14百万豪ドルの利益、2019年度には64百万豪ドルの費用）。</li> <li>- 上記は、2019年度における複数の大規模取引によるシンジケーション手数料の増加によって部分的に相殺された。</li> </ul>
<p>業務費用は、165百万豪ドル（11パーセント）減少した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘイスティングス（2018年度158百万豪ドル、2019年度：0）を除外した場合、費用は、以下により7百万豪ドル（1パーセント）減少した。</li> <li>- 組織の再編（FTEが8パーセント減少）による生産性向上の恩恵及び変動報酬コストの減少。</li> <li>- 上記は、特に新たな銀行取引準則における要件の改定及び規制当局からの要請への対応に関連する規制、リスク及びコンプライアンス関連コストの増加によって部分的に相殺された。</li> </ul>
<p>減損費用は、46百万豪ドルとなった（2018年度は16百万豪ドルの戻入益）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用度は、引き続き安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、0.68パーセントとなった。当該割合は、年間を通じて2ベース・ポイントの増加であったが、過去の水準に鑑みて依然として低水準であった。</li> <li>・減損費用は、長期にわたりストレスを受けた2件のエクスポージャーが減損したことに関連する引当金により増加した。</li> </ul>

## d. ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、ニュージーランドにおける2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション（ニュージーランド支店）を通じて行っている。ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品は、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランドは、独自のインフラ（テクノロジー、運営及び財務を含む。）も維持している。

## 業績

(単位：百万ニュージーランド・ドル)	2019年	2018年
純利息収益	1,967	1,958
利息以外の収益	448	406
<b>純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）</b>	<b>2,415</b>	<b>2,364</b>
業務費用	(993)	(930)
減損（費用）/戻入益	10	(25)
<b>税引前利益</b>	<b>1,432</b>	<b>1,409</b>
法人税等	(390)	(393)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-
<b>当期現金利益</b>	<b>1,042</b>	<b>1,016</b>
現金利益調整純額	(1)	14
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>1,041</b>	<b>1,030</b>
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金 <sup>1</sup>	64.5	61.9
貸付金純額	84.2	80.4
資産合計	97.1	90.0
ファンド合計	11.5	10.7
業務費用合計 / 純業務収益比率	41.12%	39.34%

1 本表においては、顧客預金合計を指す。

現金利益は、2018年度から3パーセント増加した。現金利益の増加は、ペイマークの売却益40百万ニュージーランド・ドル及び減損損失戻入益10百万ニュージーランド・ドルによって後押しされたが、リスク管理及び規制関連コストの増加によって部分的に相殺された。

<p>純利息収益は、9百万ニュージーランド・ドル増と横ばいであった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金は、5パーセント（38億ニュージーランド・ドル）増加した。抵当権付住宅ローンは、26億ニュージーランド・ドル増加したが、抵当権付住宅ローンの増加の大部分は、固定金利商品におけるものであった。法人向け貸付の増加（13億ニュージーランド・ドル増）は、様々なセクターにおいて分配された。</li> <li>・無利息口座及び通知預金口座の17億ニュージーランド・ドルの増加並びに定期預金の9億ニュージーランド・ドルの増加によって、預金は4パーセント増加した。</li> <li>・純利鞘は、8ベース・ポイント縮小した。当該縮小の大部分（5ベース・ポイント）は、利幅の小さい商品（とりわけ固定金利の抵当権付住宅ローン）の増加という商品構成によるものであった。金利の低下に伴う預金の利幅の縮小も、利鞘の縮小につながった。</li> </ul>
<p>利息以外の収益は、42百万ニュージーランド・ドル（10パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ペイマークの売却益は、利息以外の収益の増加の大部分（40百万ニュージーランド・ドル）に寄与した。</li> <li>・ファンド残高の7パーセントの増加に伴う投資収益の増加、法人向け手数料の増加並びに顧客への返金及び支払いのための引当金の減少も当該増加につながった。</li> <li>・上記は、特定の消費者向け手数料を簡略化する決定に伴う手数料収益の減少によって部分的に相殺された。</li> </ul>
<p>業務費用は、63百万ニュージーランド・ドル（7パーセント）増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加の大部分は、リスク管理及び規制関連プログラムへのさらなる投資によるものであった。</li> <li>・同部門の是正プログラムの実施にあたり予想されるコストのための引当金16百万ニュージーランド・ドルも、当該増加につながった。</li> <li>・投資及び上記の引当金を除外した場合、給与及びその他のインフレ関連コストの増加が業務のデジタル化の強化（ETFが1パーセント減少した。）に伴う生産性向上による費用削減及び変額報酬の減少によって相殺されたことから、コストは概ね横ばいであった。</li> </ul>
<p>減損損失戻入益は、10百万ニュージーランド・ドルとなった（2018年度は、25百万ニュージーランド・ドルの減損費用）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用度は依然として安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーがコミテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、2018年9月から9ベース・ポイント上昇して1.66パーセントとなった。ストレスの増加の大部分は、十分に担保が付されていたエクスポージャーにおける増加であった。その他の消費者の90日以上の債務不履行は、20ベース・ポイント増加して82ベース・ポイントとなったが、増加の大部分は、ポートフォリオの減少によるものであった。</li> <li>・減損損失戻入益は、主に一括評価引当金の戻入れによるものであった。</li> </ul>

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
純利息収益	1,860	1,799
利息以外の収益	423	373
<b>純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）</b>	<b>2,283</b>	<b>2,172</b>
業務費用	(939)	(855)
減損（費用） / 戻入益	10	(22)
<b>税引前利益</b>	<b>1,354</b>	<b>1,295</b>
法人税等	(369)	(361)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-
<b>当期現金利益</b>	<b>985</b>	<b>934</b>
現金利益調整純額	(1)	13
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>984</b>	<b>947</b>
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	59.7	56.7
貸付金純額	78.0	73.6
資産合計	90.0	82.4
ファンド合計	10.7	9.8
業務費用合計 / 純業務収益比率 <sup>1</sup>	41.12%	39.34%

1 ニュージーランド・ドルを用いて算出された比率。

#### e. 当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行グループのバランスシートの管理（大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。）を担う財務部門。財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う（当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む。）。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート及び金利リスク（ウエストパック・ニュージーランドを除く。）を所定のリスク限度内で管理することに由来する。
- ・オーストラリアにおけるテクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合を担うグループ・テクノロジー部門<sup>1</sup>。
- ・オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人事並びに顧客及び企業関係といった、集約的に実施される機能から成るコア・サポート部門<sup>2</sup>。
- ・2019年3月の当行グループの資産管理業務の再編及びアドバイ業務の廃止に関する決定に伴い、残存するアドバイ業務（関連する是正を含む。）及びBTFGオーストラリアの特定のサポート機能は、当行グループ事業に移転された。

グループ・テクノロジー部門のコストの全額は、当行グループのその他の部門に割り当てられる。コア・サポート部門のコストの一部はその他の部門に割り当てられ、グループ本社のコストは、当行グループ事業において留保される。

当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの部門の業績の表示を容易にする、特定のグループ内取引、大部分の資産の売却の損益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及びコスト並びにその他集約的に調達される引当金等の特定の当社項目も含まれる。

- 1 費用の全額は、当行グループの他の部門に割り当てられる。
- 2 費用の一部が当行グループのその他の部門に割り当てられ、事業活動に由来するコストは、当行グループ事業において留保される。

### 業績

(単位：百万豪ドル)	2019年	2018年
純利息収益	616	812
利息以外の収益	(618)	89
<b>純業務収益（業務費用及び減損費用控除前）</b>	<b>(2)</b>	<b>901</b>
業務費用	(1,186)	(969)
減損損失戻入益	95	1
<b>税引前利益</b>	<b>(1,093)</b>	<b>(67)</b>
法人税等（支払額）/ 還付	225	(75)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	(1)	1
<b>当期現金利益</b>	<b>(869)</b>	<b>(141)</b>
現金利益調整純額	(19)	108
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>(888)</b>	<b>(33)</b>

当年度において発生した予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金632百万豪ドル並びに資産管理業務の再編に関連するコスト172百万豪ドルは、2019年度の現金利益が869百万豪ドルのマイナスとなったことの主因であった。予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金並びに資産管理業務の再編に関連するコストを除外した場合、当行グループ事業において2018年度の9百万豪ドルの現金利益に対し2019年度においては65百万豪ドルの損失が計上されたことから、同部門の現金利益は74百万豪ドル減少した。当該業績は、財務部門からの寄与の減少によるものであったが、減損損失戻入益の増加によって部分的に相殺された。

純業務収益は、903百万豪ドル減と大きく減少した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・純業務収益は、主に以下によって減少した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- アドバイス業務につき予想される顧客への返金及び支払いの費用の増加（619百万豪ドル）。</li> <li>- 金利リスク管理に関連する財務部門からの寄与の減少（230百万豪ドル減）及びアドバイス収益の減少。これらは、以下によって部分的に相殺された。</li> <li>- 資産売却益及びフィンテック投資の再評価益（24百万豪ドル）。</li> </ul> </li> </ul>
業務費用は、217百万豪ドル増と大きく増加した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客への返金及び支払い、資産管理業務の再編並びに訴訟の実施に関連して見積もられるコストの319百万豪ドルの増加。</li> <li>・王立委員会に関連するコストの減少（62百万豪ドル）及び変額報酬の減少。</li> </ul>
減損損失戻入益は、94百万豪ドル増加して95百万豪ドルとなった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減損損失戻入益が2018年度の1百万豪ドルの戻入益に対し、95百万豪ドルとなったのは、とりわけ鉱業セクターのために中心部門で保有されるオーバーレイが2019年度において減少したことを反映しているが、オーストラリアの継続的な干ばつの影響を受けた地域のためのオーバーレイの導入によって部分的に相殺された。</li> </ul>

( ) 9月30日に終了した各年度の連結キャッシュ・フロー計算書<sup>1</sup>

(単位：百万豪ドル)	(連結)	
	2019年	2018年
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
利息受取額	33,093	32,639
利息支払額	(16,486)	(15,789)
配当金受取額(生命保険事業を除く)	6	9
利息以外の収益受取額	3,865	4,995
業務費用支払額	(9,080)	(7,889)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)	(3,406)	(3,585)
生命保険事業：		
保険契約者及び顧客からの入金	2,189	2,008
利息その他類似の項目	6	17
配当金受取額	553	642
保険契約者及びサプライヤーへの支払	(2,250)	(2,089)
法人税等支払額	(94)	(143)
<b>営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>8,396</b>	<b>10,815</b>
純(増)/減：		
支払担保金	(847)	969
トレーディング目的有価証券及びFVISで測定する金融資産	(7,629)	3,492
金融派生商品	7,605	8,584
貸付金	(4,188)	(24,740)
その他の金融資産	336	859
生命保険に関する資産及び負債	(134)	(230)
その他の資産	(13)	10
純増/(減)：		
受入担保金	1,007	(295)
預金及びその他の借入金	1,113	23,928
その他の金融負債	1,463	(3,632)
その他の負債	(5)	10
<b>営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>	<b>7,104</b>	<b>19,770</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
売却可能有価証券による収入	-	23,878
売却可能有価証券の購入	-	(24,376)
投資有価証券による収入	19,768	-
投資有価証券の購入	(29,527)	-
被支配会社債権/債務の純増減	-	-
被支配会社の売却による収入/(支出)(処分現金控除後)	(1)	9
被支配会社に対する投資の純(増)/減	-	-
関連会社の売却による収入	45	-
関連会社の取得	(25)	(30)
不動産及び設備の売却による収入	157	91
不動産及び設備の購入	(280)	(310)
無形資産の購入	(906)	(882)
<b>投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>	<b>(10,769)</b>	<b>(1,620)</b>

(連結)

(単位：百万豪ドル)

2019年 2018年

	2019年	2018年
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
債券発行による収入（発行費用控除後）	61,484	59,456
発行済み債券の償還	(63,313)	(64,698)
借入資本の発行（発行費用控除後）	4,935	2,342
借入資本の償還	(1,662)	(2,387)
従業員オプションの行使による収入	-	3
従業員オプション及び新株引受権の行使に係る株式の購入	(6)	(8)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式	(27)	(27)
RSP自己株式の買戻し	(69)	(71)
その他の自己株式の売却 / (買戻し) 純額	7	73
配当金の支払	(4,977)	(5,769)
非支配株主持分に対する分配金の支払	(5)	(6)
<b>財務活動から得た / (に使用した) 現金・預金 (純額)</b>	<b>(3,633)</b>	<b>(11,092)</b>
現金・預金及び中央銀行預け金の純増 / (減) 額	(7,298)	7,058
現金・預金及び中央銀行預け金の為替相場変動による影響額	569	944
現金・預金及び中央銀行預け金の期首残高	26,788	18,786
<b>現金・預金及び中央銀行預け金の期末残高</b>	<b>20,059</b>	<b>26,788</b>

- 1 当行グループは、2018年10月1日付けでAASB第9号及びAASB第15号を採用した。比較数値は、修正再表示されていない。  
また、当行グループは、貸借対照表及び損益計算書について多数の表示上の変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1を参照のこと。

#### キャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・インフローは、12,666百万豪ドル減少した。これは主に、預金及びその他の借入金からのインフローの22,815百万豪ドルの減少、トレーディング目的有価証券及び公正価値で測定される金融資産のアウトフローの11,121百万豪ドルの増加、支払担保金からのアウトフローの1,816百万豪ドルの増加、利息以外のその他の収益受取額の1,130百万豪ドルの減少、並びに業務費用支払額の1,191百万豪ドルの増加によるものであった。これは、貸付金からのアウトフローの20,552百万豪ドルの減少及びその他の金融負債のインフローの5,095百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。

投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、9,149百万豪ドル増加した。これは主に、投資証券 / 売却可能有価証券による収入の4,110百万豪ドルの減少及び投資証券 / 売却可能有価証券の購入の5,151百万豪ドルの増加による。

財務活動によるキャッシュ・アウトフローは、7,459百万豪ドル減少した。これは主に、債券発行及び借入資本の発行による収入の4,621百万豪ドルの増加、債券及び借入資本の償還の2,110百万豪ドルの減少、並びに配当金の支払いの792百万豪ドルの減少によるものであった。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

2019年9月30日に終了した年度中、上記において言及されたもの（第一部 第2 3 (2) (b) 「主な変更事項」において言及されたものを含む。）のほかに、

- ・ 当行グループの事業活動
- ・ 当行グループの業績
- ・ 当会計期間における当行グループの営業状況

に重大な影響を与えた、又はかかる影響を与えると予想される事情又は状況は発生していない。

#### 5 【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記26に記載のリース契約以外は該当なし。

### 2 【主要な設備の状況】

当行は、主にオーストラリア及びニュージーランドにおいて施設を占有している。2019年9月30日現在の支店数は1,143店（2018年度は1,204店）であった。2019年9月30日現在、当行が占有する施設のうち当行が実際に所有しているものは、オーストラリアでは約0.7パーセント（2018年度は1.5パーセント）、ニュージーランドでは0パーセント（2018年度も0パーセント）であった。その他の施設は、商用リースに基づき平均3年から5年間のリース期間にわたり占有されている。2019年9月30日現在、当行が直接所有する施設の帳簿価額は、78百万豪ドル（2018年度は89百万豪ドル）であった。

当行グループは、最大25,000名の人材（そのうち最大19,000名がシドニーにおける人材）を収容する24箇所の企業職場の国内ポートフォリオをリースしている。

シドニーのセントラル・ビジネス・ディストリクトに存するウエストパック・プレイスは、当行グループの本店である。2015年12月にケントストリート275番地に関するリース契約が締結され、これにより当行が当該施設の1階から23階を2030年まで、24階から32階を2024年まで引き続き占有することが可能となった。当該施設は、現在、改装プログラムを実施中であり、改装完了時には、機動的な環境に6,000名超の従業員を収容できるようになる。

当行は、インターナショナル・タワーズ・シドニーT2の1階から28階も占有しており、そのリース期間は2030年までである。この施設は、機動的な環境に6,000名超を収容することができる。また、パラマタ、コンコード及びコガラといったシドニー・メトロが通る当行の施設には、最大4,500名が働いている。

メルボルン市では、当行は、2015年10月以降、コリンズ・ストリート150番地の大部分を占有しており、そのリース期間は2026年までである。これは、現在、当行のメルボルン本店で働く1,100名超の従業員を収容する、当行の最初の完全に機動的な職場環境であった。

当行は、アデレードにおける当行の企業施設では最大2,900名の人材を有しており、そのうち最大800名がアデレードのセントラル・ビジネス・ディストリクトに存する当行の施設で働いており、最大2,100名がロックリーズ及びベッドフォード・パークといったアデレード・メトロが通る当行の施設で働いている。ウエストパック・オン・タクタイ・スクエアは、ウエストパック・ニュージーランドの本店であり、オークランド市のカスタムズ・ストリートに近接するプリトーマート区域東端に位置しており、2棟の建物にまたがる21,903平方メートルのオフィス・スペースを含んでいる。当該施設のリース契約は、2031年までであるが、各リースにつき2回にわたる6年間の延長オプションが付いている。

#### 重要な長期契約

当行は、通常の業務において締結した契約以外に、重要な契約に相当する個別契約を有していない。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

第一部 第4 2「主要な設備の状況」に記載のものを除き、該当なし。

## 第5 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 株式の総数等

##### 株式の総数

(2019年9月30日現在)

授権普通株数	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
無制限 (無額面)	3,489,928,773株	該当なし

##### 発行済株式

(2019年9月30日現在)

	記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行済普通株式総数	上場金融商品取引所名	内容
発行済株式	記名式無額面株式	普通株式	3,489,928,773株	オーストラリア証券取引所、ニュージーランド証券取引所、ニューヨーク証券取引所	普通株式は、同一の議決権を有する。ニューヨーク証券取引所に上場されている各米国預託株式は、全額払込済普通株式1株を受領する権利を表象する。

#### 普通株式オプション

当行は現在、業務執行役員及び上席役員株式制度の下で普通株式オプションを発行している。詳細は以下の(3)及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記33を参照のこと。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等  
 該当なし。

## (3) 発行済普通株式総数及び資本金の推移

単位：千豪ドル(百万円)

年月日	増(減)資額	増(減)資後 資本金	摘 要
2014年9月30日		26,942,620 (2,579,812)	全額払込済普通株式数：3,109,048,309
	1,411,619 (118,434)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式43,999,852株)
	1,000,000 (83,900)		ウエストパック配当金株式再投資制度の引受 (普通株式30,859,625株)
	15,549 (1,305)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式2,084,582株)
	89,391 (7,500)		市場における購入(普通株式2,084,582株) 2014年10月1日から2015年9月30日にかけての株式の増(減)数：74,859,477
2015年9月30日		29,280,397 (2,456,611)	全額払込済普通株式数：3,183,907,786
	725,839 (55,752)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式23,260,663株)
	3,510,449 (269,641)		ウエストパック株主割当による新株発行 (普通株式138,998,404株)
	2,116 (163)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式781,962株)
	49,375 (3,793)		市場における購入(普通株式781,962株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2015年10月1日から2016年9月30日にかけての株式の増(減)数：162,259,067
2016年9月30日		33,469,426 (2,570,823)	全額払込済普通株式数：3,346,166,853
	1,451,787 (128,315)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式48,197,426株)
	10,575 (935)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式1,383,928株)
	43,018 (3,802)		市場における購入(普通株式1,383,928株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2016年10月1日から2017年9月30日にかけての株式の増(減)数：48,197,426

年月日	増(減)資額	増(減)資後 資本金	摘 要
2017年9月30日		34,888,770 (3,083,626)	全額払込済普通株式数：3,394,364,279
	631,557 (51,723)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式21,242,667株)
	565,996 (46,353)		ウエストパック転換優先株式の転換 (普通株式19,189,765株)
	3,622 (297)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式1,117,573株)
	35,225 (2,885)		市場における購入(普通株式1,117,573株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2017年10月1日から2018年9月30日にかけての株式の増(減)数：40,432,432
2018年9月30日		36,054,720 (2,952,773)	全額払込済普通株式数：3,434,796,711
	1,488,741 (108,421)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再投資されるよう選択することができる。) (普通株式55,132,062株)
	2,492 (181)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式1,283,316株)
	32,790 (2,388)		市場における購入(普通株式1,283,316株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。
2019年9月30日		37,508,179 (2,731,608)	全額払込済普通株式数：3,489,928,773

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

更なる詳細は第一部 第6 1「財務書類」に対する注記28参照。

## 発行済のオプション、新株引受権及び制限株式

### 従業員持株制度に基づいて発行されたオプション及び新株引受権

2019年9月30日に終了した年度中、当行の従業員持株制度の下で、合計1,397,042個の業績連動型新株引受権及び385,646個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。権利確定条件を満たすことを条件として、新株引受権は対価なしで行使することができる。2019年9月30日現在、発行済新株引受権は、6,181,734個であった。

2019年9月30日に終了した年度中、オプションは付与されなかった。2019年9月30日現在、発行済株式オプションはなかった。

業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションはすべて、業績査定期間の終了後に行使可能となる割合(もしあれば)を決定する業績要件に服する。業績要件を課さない新株引受権は、最低限のサービス要件に服する。

## 従業員持株制度に基づく市場における株式購入

2019年9月30日に終了した年度中、以下の普通株式が購入された。

連結	2019年 株式数	2019年 平均株価 (単位：豪ドル)
株式報酬制度について：		
従業員持株制度（「ESP」）	1,061,442	25.27
制限株式制度（RSP） <sup>1</sup>	2,707,931	25.55
ウエストパック業績連動型制度（「WPP」） - 行使された新株引受権	184,043	26.73
ウエストパック長期変動報酬プラン（「LTVR」） - 行使されたオプション <sup>2</sup>	37,831	27.68
自己株式として：		
買戻された / (売却された) 自己株式	(308,263)	26.19
市場で買戻された / (売却された) 正味普通株式数	3,682,984	

1 RSPに基づき従業員に割り当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

2 LTVRオプションの行使に関して受領した平均行使価格は、23.40豪ドルであった。

## (4) 普通株式の所有者別状況

(2019年9月30日現在)

区 分	株 主 数 (人)	所有普通株式数(A) (株)	普通株式総数に対する (A)の割合 (%)
個 人	448,167	947,787,800	27.16
受 取 名 義 人	13,754	73,140,172	2.09
法 人	148,455	2,469,000,801	70.75
計	610,376	3,489,928,773	100.00

## (5) 普通株式の大株主の状況

## (a) 普通株式の大株主の状況

(2019年9月30日現在)

名 称	住 所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	811,988,499	23.27
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・プロプライアタリー・リミテッド (JP Morgan Nominees Australia Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	481,578,309	13.80
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン市	211,335,329	6.06
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	ビクトリア州メルボルン市	126,302,048	3.62
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(エージェンシー・レンディングDRP A/C) (BNP Paribas Nominees Pty Limited (Agency Lending DRP A/C))	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	70,994,129	2.03
BNPパリバ・エヌオーエムエス・プロプライアタリー・リミテッド(DRP) (BNP Paribas NOMS Pty Ltd (DRP))	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	34,970,999	1.00
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタリー・リミテッド(コロニアル・ファースト・ステートInv A/C) (Citicorp Nominees Pty Limited (Colonial First State Inv A/C))	ビクトリア州メルボルン市	29,878,667	0.86
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド(NT-コモンウェルス・スーパー・コーポレーション A/C) (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited (NT-Commonwealth Super Corp A/C))	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	27,514,450	0.79
オーストラリアン・ファウンデーション・インベストメント・カンパニー・リミテッド (Australian Foundation Investment Company Limited)	ビクトリア州メルボルン市	15,545,000	0.45
パシフィック・カストディアンズ・プロプライアタリー・リミテッド (Pacific Custodians Pty Limited)	ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市	12,998,577	0.36
合 計 <sup>1</sup>		1,823,106,007	52.24

1 株主名簿上の保有者参照番号別の記録による。

## 2 【配当政策】

第一部 第1 1(2)(b)(八)「株主の配当等受領権等」を参照のこと。

### 3 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

##### ．序論

コーポレート・ガバナンスに関する当項目は、取締役会の承認済みであり、2019年11月4日現在における当行のコーポレート・ガバナンスに関する枠組み、方針及び慣行について記載している。

##### ガバナンスの枠組み及びアプローチ

コーポレート・ガバナンスとは、当行が業務を行い、意思決定を行い、人材に責任を課す上で用いる制度、方針及びプロセスの枠組みである。かかる枠組みは、当行の取締役会及び経営陣の役割及び責任について規定しているほか、取締役会及び経営陣の業績並びに企業としての報告、開示、報酬、リスク管理及び証券保有者のエンゲージメントに関する慣行の監視及び評価のための制度、方針及びプロセスについても規定している。

当行のコーポレート・ガバナンスに対するアプローチは、当行の日常業務を支え、透明性及び公正な取引を提供し、また株主の利益の保護を追求する一定の価値観及び行動を基礎としている。これには、当行がその事業及び業績の持続性の基盤であると考え、最高基準のコーポレート・ガバナンスの維持へのコミットメントが含まれている。

当行は、コーポレート・ガバナンスに関する国内及び世界の動きを、それが及ぼす影響を評価し、運営環境の変化に対応するために定期的に検討している。当行はまた、適切な場合には、変わりゆく期待事項を反映するために当行の制度、プロセス及び方針を改善し、当行の枠組みを強化を目指している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド及び米国の証券取引所に持分証券を上場している。

##### オーストラリア

当行の普通株式は、ASXを主たる上場証券取引所とし、WBCのコードで取引されている。また、当行のハイブリッド証券、キャピタル・ノート、優先債及び劣後債もASXに上場している。

当行は、オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンス委員会（ASX Limited's Corporate Governance Council）（「ASXCGC」）が発行した「オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンスの原則及び提言」（第3版）（「ASXCGC提言」）を遵守している。これに加えて、当行はオーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンスの原則及び提言第4版に含まれる複数の提言を既に遵守している。

当行はまた、会社法、銀行法（パートIIAA 銀行執行役員の説明責任体系を含む。）その他の法律を遵守しなければならない。加えて認可預金受入機関としての立場から、APRAが自己資本比率健全性基準のCPS 510 ガバナンスに基づいて規定するガバナンスのための要件を遵守しなければならない。

コーポレート・ガバナンスに関する当項目では、ASXCGCによる提言のそれぞれを取り上げ、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行について説明し、また当行が当該各提言を遵守していることを示している。

ASXCGC提言に関する詳細は、ASXのウェブサイト(www.asx.com.au)を参照のこと。

## ニュージーランド

当行の普通株式は、NZX・リミテッドが運営するメインボード株式市場であるNZXにも上場している。また、当行の劣後債は、NZX債券市場に上場している。当行がASXに上場し続け、かつASX上場規則を遵守する限り、当行は、ニュージーランドにおける国外の上場発行者として、NZXの上場規則の条件を満たし、遵守しているものとみなされる。

ASXはASXCGC提言を通して、また、NZXはNZXのコーポレート・ガバナンス・コードを通して、それぞれコーポレート・ガバナンスに対して同様に「コンプライ・オア・エクスプレイン(comply or explain)」というアプローチを定めている。ただし、ASXCGC提言は、NZXのコーポレート・ガバナンス・コードのコーポレート・ガバナンスに関する規則及び原則とは大きく異なる可能性がある。

## 米国

当行の普通株式を表象する米国預託株式(「ADS」)は、ニューヨーク証券取引所(「NYSE」)に上場し、WBKのティッカーシンボルで取引されている。NYSEの上場規則に基づき、(当行のような)米国外の民間証券発行者は、コーポレート・ガバナンスについてはNYSEの上場規則の代わりに自国の慣行に従うことを認められているが、当行は一定の監査委員会の要件及び追加の届出要件にも従うことを求められている。

当行は、すべての重要な点において、当行に適用されるNYSEの上場規則を遵守している。

NYSEの上場規則に基づき、米国外の民間証券発行者は、かかる発行者のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国の会社が遵守するコーポレート・ガバナンスの慣行の間の重要な差異を開示することを求められている。以下に、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行とNYSEの上場規則が規定するコーポレート・ガバナンスの要件を比較し、重要な相違点を挙げる。

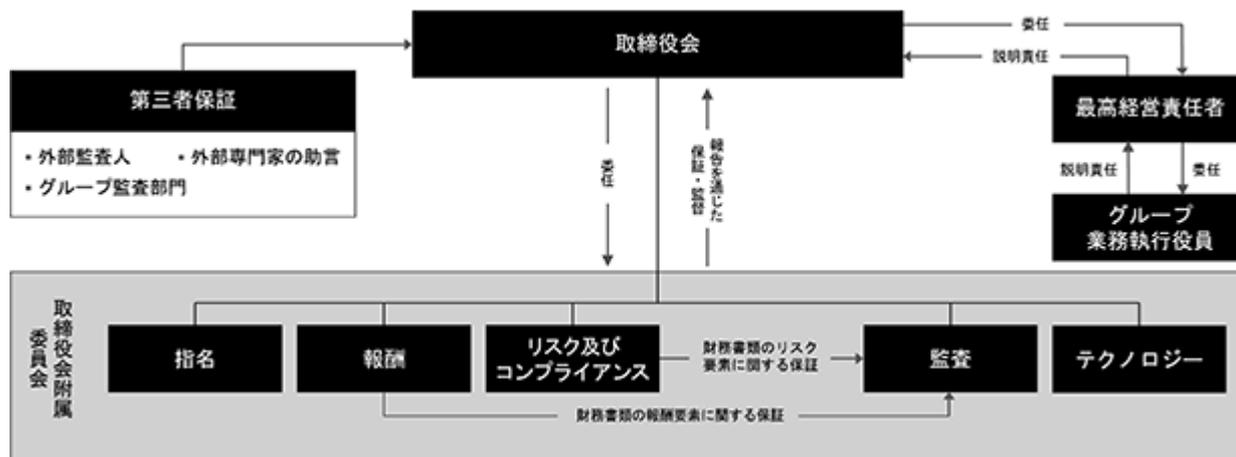
NYSEの上場規則では、一部の例外を除き、株主に、株式ベースの報酬制度及びその重要な改定について採決を行う機会を付与することが要求されている。オーストラリアにおいては、株式ベースの奨励金制度又は当該奨励金制度に基づく個別の株式付与(ただし、最高経営責任者(「CEO」)を含む取締役に関するものを除く。)について株主の承認を要件とする法律又はASXの上場規則は存在しない。

当行の従業員持株制度は、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(4)「役員の報酬等」の「報酬報告書」において開示されており、定時総会(「AGM」)における株主による拘束力のない投票の対象となっている。また、CEOに対する株式付与は、株主により承認されている。2019年9月30日に終了した年度に関して、当行の株式ベースの奨励金制度による株式付与に関する詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記33において開示されている。

NYSEの上場規則は、取締役が独立取締役とみなされるか否かの判断に関する具体的な要件を定めている。かかる要件は当行の独立性に関する基準（後記「 . 経営陣の監督を含む取締役会及び委員会の機能」に記載する。）と概ね一致しているものの、オーストラリアの独立性要件に従い、取締役会は、その裁量により、取締役の独立性に関してNYSEの上場規則とは異なる判断をすることができる。

NYSEの上場規則はまた、取締役会附属指名委員会の責任には、次回の年次株主総会に関して取締役の候補者を選定する又は取締役会に当該候補者の選任を勧告すること、及び取締役会による評価を監督することが含まれるべきであるとしている。当行では、取締役会附属指名委員会ではなく取締役会が、AGMにおいて選任される取締役候補者の検討及び勧告を行い、またその業績の年間評価を引き受ける。

#### . 取締役会及び取締役会附属委員会の構造



上記の図は、当行の取締役会及び現在の取締役会附属委員会の構造を示したものである。当該構造は、取締役会と、当行の事業を監督する5つの取締役会附属委員会からなる。取締役会の責任には、当行の戦略の実施の承認及び監督、当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理の戦略及びリスク選好宣言の承認、並びに3つの防衛ラインのモデルの監督が含まれる。

取締役会は随時、この他に委員会を設置したり、取締役に対して特定の追加的任務を引き受けるよう要求したりすることができる。また、取締役会は随時、戦略的意思決定並びに資本及び資金調達活動に関するデュー・ディリジェンス委員会に（直接又は代表者を通じて）参加する。

取締役はCEOに対し、及びCEOを通じて経営陣に対し、当行の事業の日常的な管理に対する責任を委譲している。

取締役会及び各取締役会附属委員会の主要な役割は、当項目にて概説するとおりである。取締役会附属委員会の憲章はすべて、当行ウェブサイト（[www.westpac.com.au/corpgov](http://www.westpac.com.au/corpgov)）において入手可能である。

・経営陣の監督を含む取締役会及び委員会の機能

## 取締役会

### 役割及び責任

取締役会の役割は、当行及びその関連法人に対する指導及び戦略的助言の提供である。

取締役会憲章は、取締役会の役割及び責任をまとめたものである。主要な責任は以下のとおりである。

- ・ 当行グループの戦略的方針、事業計画及び重要な企業戦略イテシアチブの承認、並びに経営陣によるこれらの実行の監督
- ・ 取締役会の業績評価、並びに取締役会の人数及び構成の決定
- ・ 当行取締役会の刷新方針及びウエストパック・グループ報酬方針の承認
- ・ CEO及び首席財務担当役員（「CFO」）の選任、任命並びにその任期、報酬及びその他の条件の決定
- ・ グループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、その他銀行執行役員の説明責任体系に基づき説明責任を有する者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬水準の承認
- ・ CEOの業績評価
- ・ CEO及びグループ業務執行役員の引継ぎに関する計画
- ・ グループ業務執行役員及びグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーの任命の承認、並びにグループ業務執行役員の業績の監視
- ・ 年間目標及び財務書類の承認、並びに予測及び過年度実績に対する実績の監視
- ・ 当行の配当政策の決定
- ・ 当行の全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認、当行グループのリスク管理戦略及びリスク選好宣言の承認並びに当行グループによるリスク管理の有効性の監視
- ・ 当行のリスク文化に対する見方の形成及び望ましい変更の特定
- ・ 当行の活動による社会的、倫理的及び環境的な影響の検討、並びに当行の持続可能性に関する方針及び慣行の遵守の監視
- ・ 当行グループにおける職場の安全衛生（「WHS」）に関する問題の監督及び監視、並びにWHSに関する適切な報告及び情報の検討
- ・ 当行の外部監査人及び該当する場合には主任監督機関との継続的な対話の維持
- ・ 権限の委任、及び当行が支配する事業体の取締役会への任命に関する方針の承認を含む内部ガバナンスの監督
- ・ 顧客からの苦情の監督及び監視

### **ガバナンス及び行動の重点分野**

取締役会憲章に定められた役割及び責任に加えて、取締役会は当年度、当行の文化、ガバナンス及び説明責任（「CGA」）に関する自己評価並びに銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会（「王立委員会」）に係る提言、所見及び検討結果への対応にも重点を置いてきた。これらの重点分野には、取締役会及び業務執行役員のガバナンス、リスク及びコンプライアンス、顧客経験、報酬並びに説明責任及び文化が含まれる。

取締役会は、当行による王立委員会及びCGAへの対応計画の実施状況の監督を続けている。

取締役会はまた、当年度中、オーストラリア証券投資委員会、オーストラリア金融監督局、オーストラリア取引報告分析センター及びオーストラリア金融苦情対応局の代表者と面会した。

### **権限の委任**

定款及び取締役会憲章に基づき、取締役会は、委員会及び経営陣に対する委任を行うことができる。

取締役会附属委員会に委任された役割及び責任は、以下の5つの設立された委員会のそれぞれの憲章に記載されている。

- ・ 監査委員会
- ・ リスク及びコンプライアンス委員会
- ・ 指名委員会
- ・ 報酬委員会
- ・ テクノロジー委員会

取締役会憲章、取締役会附属委員会憲章及び定款は、当行のウェブサイト（[www.westpac.com.au/corpgov](http://www.westpac.com.au/corpgov)）において入手可能である。

権限の委任に関する方針の枠組みは、当行グループ内での意思決定を統制するための原則をまとめたものであり、かかる原則には適切な上申及び取締役会への報告が含まれている。取締役会がCEOに対し、及びCEOを通じてグループ業務執行役員に対し委任した権限の範囲及び制限は、明文化され、営業及び資本支出、資金調達及び証券化、並びに貸付等に及ぶ。当該委任は、経営陣の効果的な監督と、適切な権限付与及び説明責任との間の均衡を保つものである。経営陣が委任を受けた権限の範囲外の事項や取引については、適切な取締役会又は関連する取締役会附属委員会に承認を求めなければならない。

経営陣、開示委員会及び業務執行リスク委員会は、取締役会附属委員会ではない（すなわち、取締役会から権限の委任を受けていない）ものの、取締役会が承認した当行グループ全体の戦略、方針及びリスク管理を実行するCEO及び取締役会附属委員会の下部組織である。

### **独立性**

取締役会のメンバーは、全体として、関連する金融及びその他に関する多岐にわたる技能及び知識、並びに当行の事業を牽引するのに必要な幅広い経験を有している。詳細については、3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(2)役員の状況に記載されている。当項目には、取締役会の技能のマトリックス図が記載されている。

当行のすべての非業務執行取締役が、当行の独立性の基準を満たしており、当該基準はASXCGC提言に規定される指針並びにNYSE及び米国証券取引委員会（「SEC」）によって適用されている基準に則している。

取締役会は、取締役の任命の際及び毎年、取締役の独立性の評価を行っている。各取締役は、毎年自身の利害関係及び独立性に関する証明書を開示する。

取締役は、経営陣から独立しており、かつその独立した自由な判断を実質的に妨害する可能性のある、又は実質的に妨害すると合理的に予測できる取引関係又はその他の関係を有していない場合に、独立していると認められる。実質性は、一般的な実質性の基準を適用するのではなく、各取締役の個人的な状況を考慮して個別に判断される。

各取締役は、直接、又は当行若しくは関連会社との間に利害関係を有している会社若しくはその他の事業体のパートナー、株主若しくは役員として、取引関係又はその他の関係を有する場合、これを開示することを求められている。取締役会は、取締役の独立性を評価するのに際し、かかる利害関係又はその他の関係に関する情報（関連する財務又はその他に関する詳細を含む。）を考慮する。

## 2019年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成

委員会の構成 <sup>1</sup>					
委員会の名称	取締役会附属 監査委員会	取締役会附属 リスク及び コンプライア ンス委員会	取締役会附属 指名委員会	取締役会附属 報酬委員会	取締役会附属 テクノロジー 委員会
委員数	委員数は3名 以上	委員数は3名 以上	全取締役会附 属委員会委員 長、取締役会 議長及び取締 役会が決定し たその他の委 員からなる	委員数は3名 以上	委員数は3名 以上
構成	委員はすべて 独立非業務執 行取締役	委員はすべて 非業務執行取 締役 委員の過半数 が独立非業務 執行取締役	委員はすべて 独立非業務執 行取締役	委員はすべて 独立非業務執 行取締役	業務執行取締 役は1名まで その他すべての 委員は独立 非業務執行取 締役
委員長	委員長は取締 役会議長を除 く独立非業務 執行取締役	委員長は取締 役会議長を除 く独立取締役	委員長は取締 役会が決定 する	委員長は取締 役会が決定 する	委員長は取締 役会が決定 する
リンジー・ マックステッド	取締役会議長、 非業務執行、 独立		委員長		
ブライアン・ ハルツァー	CEO、 業務執行				
ネリダ・ シーザー	非業務執行、 独立				
イーウェン・ クラウチ	非業務執行、 独立	委員長			
アリソン・ ディーンズ	非業務執行、 独立				委員長
クレイグ・ ダン	非業務執行、 独立			委員長	
アニータ・ ファン	非業務執行、 独立				
スティーブン・ ハーカー <sup>2</sup>	非業務執行、 独立				
ピーター・ マリオット	非業務執行、 独立	委員長			
ピーター・ ナッシュ	非業務執行、 独立				
マーガレット・ シール <sup>3</sup>	非業務執行、 独立				

- 1 各委員会の構成に関する要件は、当該委員会の憲章に定められている。
- 2 スティーブン・ハーカー氏は、2019年10月1日付けで取締役会附属監査委員会の委員に任命された。
- 3 マーガレット・シール氏は、2019年10月1日付けで取締役会附属報酬委員会の委員に任命された。

## 議長

取締役会は、独立非業務執行取締役のうち1名を議長に選任する。議長は、2011年12月14日付けで議長に就任したリンジー・マックステッド氏である。議長の役割には以下が含まれる。

- ・取締役会に関するすべての事項について、取締役会に対して効果的な指導を行うこと
- ・討議、課題及び意思決定を円滑に進めるため、議案を提示し、取締役会のすべての会議を主導すること
- ・会社秘書役との協力の下、年間を通じて取締役会の通常の会議を設定し、会議の議事録に、決定事項、及び必要に応じて個々の取締役の見解が正確に記録されるよう確認すること
- ・各取締役及び取締役会全体に対する評価のプロセスを監督すること
- ・取締役会の引継ぎを監督すること
- ・経営陣と取締役会を繋ぐ役割を果たし、取締役会とCEO間のコミュニケーションの主要な窓口となること
- ・取締役会の見解を公に提示すること
- ・効果的なコーポレート・ガバナンスの体制を築き、これを維持する上での主導的役割を担うこと

## CEO

当行のCEOはブライアン・ハルツァー氏<sup>1</sup>である。CEOの役割には以下が含まれる。

- ・経営チームのリーダーシップをとること
- ・事業及び計画された成果の達成のための戦略的目標を策定すること
- ・取締役会により承認された特定の権限の委任に基づき、当行グループの業務の日常的な管理を行うこと

---

1 2019年11月26日、当行は、AUSTRACの訴状を受けて、2019年12月2日付けでブライアン・ハルツァー氏がCEOを辞任し、現首席財務担当役員であるピーター・キング氏がCEO代理を務めることを発表した。

## 取締役会の会議

取締役会は、2019年9月30日に終了した会計年度において11回の定例会議を行うとともに、必要に応じて追加の会議を行った。取締役会は、取締役会の各会議において戦略に関する事項を検討するほか、年に一度当行の戦略的計画について議論し、戦略全般の方向性を承認する。また、半年ごとに当行の戦略の見直しも行う。取締役会は、年間を通じて当行の事業及び取締役会に関する特定の議題に関するワークショップを実施している。取締役会は、取締役と経営陣との間における活発な意見交換を特徴とし、取締役はそれぞれの経験及び独立した判断により問題及び決定に影響を与えている。

非業務執行取締役は、定期的に経営陣が不在の場で会議を行い、かかる場にふさわしい問題を議論できるようにする。その他すべての局面においては、上級業務執行役員は、適切であると認められる場合に、取締役会の会議に参加することができる。また、各会議の間に取締役が上級業務執行役員に連絡をとることもできる。

### **指名及び任命**

取締役会附属指名委員会は、その憲章に定められるとおり、以下の主要な役割を有する。

- ・ 当行の業績、財政状態及び戦略の方針を考慮して、取締役会の任務を十分に遂行するために必要な技能の評価
- ・ 取締役の任期、取締役会の構成及び規模に関する方針の策定、見直し、評価及び取締役会への勧告
- ・ 当行グループ内における全般的な多様性、多様性を達成するための測定可能な目標、及びかかる目標の達成度に関する毎年の見直し及び取締役会への勧告
- ・ 非業務執行取締役の引継ぎに関する計画の策定及び実行
- ・ 新取締役のためのオリエンテーション及び研修、並びに現任の取締役のための継続的な研修のプロセスの見直し
- ・ 取締役の任命に関する適格基準の見直し
- ・ 取締役会に任命する取締役候補者の検討及び取締役会への推薦
- ・ 非業務執行取締役の任命及び在任に関する条件（報酬を除く。）の決定
- ・ 主要子会社（ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド並びに当行の保険及び退職年金業務を含む。）の取締役会に任命する候補者の検討及び推薦
- ・ 当行グループのコーポレート・ガバナンスに関する方針がコーポレート・ガバナンスに関する国際的基準を満たす旨を合理的に保証するための当該方針の見直し及び（必要な場合）策定

### **取締役の技能、経験及び特性**

当行は、当行グループの事業を主導するために必要となる金融その他に関する幅広い技能、経験及び知識を備えた取締役会を維持するよう努めている。当行はまた、全体として少なくとも図1に詳述する技能及び経験を備えた、多様性に富んだ取締役会を維持するよう努めている。図1には、取締役の在任期間及びジェンダーの多様性についても記載する。

図1 - 2019年9月30日現在の取締役の技能、経験及び特性





1 端数処理の関係上、表の合計は100パーセントにはならない。

取締役会附属指名委員会は、取締役に任命する候補者を検討し、取締役会に推薦する。かかる推薦においては、現任の取締役の技能、経験、専門技術、多様性、独立性及びその他の資質の組合せ、並びに当該候補者の特性がいかにこれらの現任の取締役の資質とのバランスをとり、これを補完し、また取締役会の現在の構成に鑑みて潜在的な技能のギャップを解消するものであるかが特に考慮される。取締役としての可能性を有する幅広い人材へのアクセスを獲得するため、適宜外部のコンサルタントも利用される。

また、取締役の任命は、当行グループのサービス刷新構想及び以下の3つの戦略的優先事項を考慮して行われる。

- ・当行の顧客フランチャイズの構築
- ・デジタル革新
- ・業績に関する規律の強化<sup>1</sup>

取締役の任命又は株主による選任若しくは再選の検討に先立って、当行は、デュー・ディリジェンスを行い、取締役の選任又は再選の可否の判断に関連するあらゆる重要な情報を株主に提供している。

新取締役は、期待される役割、予定される任期を含む任命の条件、並びに報酬が記載された任命通知を含む就任書面一式を受領する。かかる通知は、ASXCGC提言に準拠する。

1 サービス刷新及び当行の戦略的優先事項に関する詳細については、第一部 第3 1 「 . 経営方針」を参照のこと。

### 任期

取締役会は、一時的欠員を補充する目的で、又は現任の取締役に加えて新取締役を任命することができる。ただし、取締役の総数が15名の非業務執行取締役及び3名の業務執行取締役を超えてはならない。CEOを除き、取締役会により任命された取締役の任期は、次回のAGM終了時に満了するが、当該取締役は当該AGMにおいて株主により再選される資格を有する。

当行の定款では、各AGMにおいて、当行の適格な取締役のうち3分の1、及び最後に選任されてから3年又はそれ以上在任しているその他の取締役は退任しなければならないと規定されている。ただし、ローテーションによって退任する取締役の人数を決定する際には、CEO及び当該年度中の一時的欠員を補充するために任命された取締役の人数は除くものとする。ローテーションによって退任する取締役は、最も長く在任していた者である。退任する取締役の任期は、退任にかかる株主総会の終了時に満了するが、当該取締役は当該会議において株主により再選される資格を有する。取締役会は、株主により行われる取締役の選任又は再選についても勧告を行う。取締役候補者を支持するかを検討する際、取締役会は、当該年度に実施された取締役会の業績評価の結果を考慮する。

当行取締役会の刷新方針は、議長を除く非業務執行取締役の最長在任期間を、最初に株主によって選任されてから9年に制限している。議長の最長在任期間は、最初に株主に選任されてから12年である（議長に選任される以前に取締役として勤めた任期を含む。）。取締役会は、上記の最長在任期間を延長することが当行グループの利益となると認める場合、自発的かつ例外的に、かかる最長在任期間を延長する裁量権を行使することができる。かかる裁量権の行使は年次ベースで行われ、該当する取締役は毎年、再選のため立候補しなければならない。

### **取締役の研修及び継続的教育**

すべての新任取締役は、当行の事業、戦略、文化及び価値観、並びに取締役会が現在直面している問題について理解を深めるための研修プログラムに参加する。研修プログラムには、議長、CEO、各取締役会附属委員会の委員長及び各グループ業務執行役員との会合が含まれている。

取締役会は、年間を通して開催されているワークショップへの参加、関連施設の訪問、及び適切な外部教育の受講を通じて、取締役の職務を効果的に遂行する上で必要な技能及び知識を身に付け、維持するための教育及びトレーニングを継続的に受けることを取締役に求めている。

### **情報及び助言へのアクセス**

すべての取締役は、会社の記録及び情報に無制限にアクセスすることができ、上級役員職から詳細な財務報告及び業務報告を定期的に受け取る。各取締役は、取締役退任後最長7年間の書類へのアクセスに関する規定を含む、アクセス及び補償に関する契約を締結している。

議長及びその他の非業務執行取締役は、定期的にCEO、CFO及びその他の上級業務執行役員と協議するほか、当行の従業員と協議し、追加情報を求めることができる。

すべての取締役は、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員を含む内部の上級法律顧問に助言を求めることができる。

また、取締役会全体及び各取締役は、その責任の遂行に役立てるために、当行の費用で独立した専門的な助言を求める権利を有している。議長の事前の承認が必要であるものの、かかる承認は不合理に留保されてはならない。

## 会社秘書役

当行は、会社秘書役2名を有する。

- ・当行の法務及び秘書役担当グループ業務執行役員が、上級会社秘書役を務めている。上級会社秘書役は、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、取締役に対して法律及びコーポレート・ガバナンスに関する問題について助言を行う責任を有している。
- ・グループ会社秘書役も、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、当行のガバナンスに関して取締役会に助言すること及び経営陣と共同して取締役会の決定に実務上の効果を与えることを含む秘書役の機能に対して責任を有する。グループ会社秘書役はまた、取締役会の適切な機能に関するあらゆる事項について、議長を通じて取締役会に対して説明責任を有する。

## 取締役会附属委員会

### 構成及び独立性

取締役会附属委員会の委員は、各取締役会附属委員会に提供できる技能及び経験によって選定される。委員の資格については、3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(2)役員の状況に記載されている。各取締役会附属委員会の委員構成は、前掲の「2019年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成」に示されている。CEOが委員を務める取締役会附属テクノロジー委員会を除き、すべての取締役会附属委員会は、独立非業務執行取締役で構成される。

## 業務及び報告

取締役会附属委員会の定例会議は、少なくとも四半期ごとに開催される。すべての取締役会附属委員会は、必要に応じてより頻繁に会合することができる。各取締役会附属委員会は、必要な資源及び情報を利用する権利を有し、当行の従業員及びアドバイザーに直接連絡することができる。CEOは、検討されている事項について個人的に重要な利害関係がある場合を除いて、取締役会附属委員会のすべての会議に出席する。上級業務執行役員及びその他選定された従業員は、要請に応じて取締役会附属委員会の会議に出席することができる。すべての取締役は、利益相反がないことを条件として、取締役会附属委員会の全書類を受け取り、取締役会附属委員会のすべての会議に出席することができる。

## 業績

### 取締役会、取締役会附属委員会及び取締役

取締役会は、継続的な自己評価及び社外のコンサルタントによる業績評価の委託を毎年行っている。

2019年度に実施された業績評価のプロセスには、取締役会、取締役会附属委員会及び各取締役の業績の査定が含まれ、その成果は収集及び分析され、取締役会に提出された。取締役会は、当該業績評価の結果について議論し、取締役会の構成、手続、優先事項及び継続的な研修に関する問題に対するフォローアップ措置について合意した。

また議長は、評価の結果について、個々の取締役及び各取締役会附属委員会の委員長と議論する。議長の業績評価の結果は、議長を除く取締役全員によって検討された後、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員長と議長との間で非公開で議論される。

## 経営陣

取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、以下について責任を負う。

- ・ CEOの報酬に関する目標及び目的、並びにこれらの目標及び目的に鑑みたCEOの業績の決定
- ・ グループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、その他銀行執行役員の説明責任体系に基づき説明責任を有する者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬の承認

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属監査委員会は、当該委員会が把握した、リスク調整後の報酬に関連する事項を含むあらゆる関連事項についての情報を取締役会附属報酬委員会に提供する。

2019年9月30日に終了した年度の経営陣の業績評価は、当該年度の終了後に実施された。

業績目標及び業績の達成に関する更なる詳細については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(4)「役員の報酬等」を参照のこと。

新たな上級業務執行役員は全員、任命の条件及び期待される役割が記載された任命通知を受領するとともに、当行の戦略及び経営、並びに取締役会及び上級役員職の役割及び責任に関する詳細な説明を受ける。

## 諮問委員会

当行は、アジア、太平洋地域及びビクトリアにおける業務並びにバンクSAに対して、当行グループ全体の戦略の中での当該業務の戦略及びイニシアチブについて経営陣への助言を行う諮問委員会を設置している。

諮問委員会の任務には、以下が含まれる。

- ・ 事業の地位及びアイデンティティを引き続き強化するための経営陣の戦略及びイニシアチブに関する経営陣への助言の提供
- ・ 際立った地位及びアイデンティティを推進・維持し、またサービスを提供する関連コミュニティとの間で事業価値を合致させるための関連事業に関する経営陣への助言の提供
- ・ 経営陣が提供した関連事業の健全性に関する報告の検討及び評価
- ・ コミュニティ及び主要な企業による宣伝イベントの援助を通じた銀行の顧客、地域コミュニティ及び企業・政府部門との関係構築の支援を含む事業の代表としての活動、並びにサービスを提供するコミュニティにおける金融サービスの提供に関連する問題についての上級役員職への助言
- ・ 地域における市場機会や、諮問委員会の委員が認識している、顧客及び潜在顧客へのサービスの提供並びに地域コミュニティにおける銀行の地位の向上につながる問題についての経営陣に対する指摘

・ 倫理的かつ責任ある意思決定

当行は、世界有数のサービス会社へと成長し、顧客、コミュニティ及び人々の繁栄・発展に寄与するという目標を掲げている。当該目標を実現する方法の一つが、当行の基本的価値観を通じた方法である。

当行はまた、当行の組織文化が当行グループのリスク管理を含む業務に与える影響を重視している。当行は、強固なリスク文化を持続可能な形で根付かせるための統合的なアプローチを採っており、これにはリーダーシップ及びコミュニケーション、リスク選好及びガバナンス、リスクの把握及び透明性、説明責任及び強化並びに行動及び関係性を通じたアプローチが含まれる。

### 当行の価値観

当行の価値観は、当行の顧客重視戦略を支え、当行の文化に組み込まれている。当行の価値観は、以下のとおりである。

- ・誠実 - 当行は、最高水準の誠意と倫理的な振舞いを示すことで信頼を獲得する。
- ・サービス - 当行は、顧客を支援し、満足させるために存在する。
- ・一つのチーム - 当行は、顧客及び会社全体にとって最善のアウトカムを提供するために協力する。
- ・勇気 - 当行は、現状に立ち向かい、物事をより良くする方法を見出す。
- ・達成 - 当行は、卓越性のために努力し、結果を出す。

当行の価値観は、当行の振舞いの指針であり、当行の顧客、コミュニティ及び互いへのコミットメントを反映している。

### 当行の指針

当行の指針は、当行が行うあらゆる活動に関する一貫した指針として、当行の目標、価値観、振舞い及び当行の行動規範の譲歩できない要素を定めており、当行が銀行業界において活動していくための一助となっている。

指針の4つのポイントは、全体として当行の振舞いを導き、当行が助けを必要とする場合にどちらへ進むべきかを示すことにより、方向性とサポートを与えている。

- ・当行の目標 - 当行がなぜ存在するか
- ・当行の価値観 - 当行がどのように振る舞うか
- ・当行のサービス・プロミス - 当行がどのように奉仕するか
- ・当行の行動規範 - 当行がどのように遂行するか

### 行動規範及び事業の遂行に関する原則

当行の行動規範（「当行規範」）は、当行の人材である、従業員及び業務受託者双方に求められる行動基準を記載している。当行規範を構成する7つの原則は、以下のとおりである。

- ・誠意、誠実さ並びに適切な技能、注意及び配慮をもって行動すること
- ・法令及び当行の方針を遵守すること
- ・顧客にとって正しい行動を取ること
- ・守秘義務を尊重し、情報を悪用しないこと
- ・専門性を重視及び維持すること
- ・チームとして働くこと
- ・利益相反に責任を持って対処すること

当行規範の原則は、当行グループのレピュテーションを確実に守るために、当行が正しい判断を下す一助となっている。また、当行では、銀行業界及び金融業界の従業員として、より優れた説明責任の履行、透明性、並びに顧客及びより広範な地域社会からの信頼を生み出すことに取り組んでいる。これを受けて、銀行業・金融業に関する誓約（Banking and Finance Oath）に定められる事項を含め、当行規範に含まれる原則にも、当行に対する地域社会からの期待が反映されている。当行規範は、取締役会及び経営陣の全面的な支持を受けており、当行は、当行規範の遵守が極めて重要であると認識している。

当行が、世界有数のサービス会社へと成長し、顧客、コミュニティ及び人々の繁栄・発展に寄与するという目標を追求する上で判断の対象として想定している持続可能な商慣行及び行動に対する当行のコミットメントは、当行の「事業の遂行に関する原則」（「当行原則」）に定められている。

当該原則は、すべての取締役、従業員及び業務受託者に適用される。

また、当行は、当行規範及び当行原則を支えるために当行のバリューチェーン全体において内部的及び対外的に適用される枠組みを設けており、これには以下が含まれる。

- ・ 様々な内部規定、方針、枠組み、コミュニケーション、及び「ドゥーイング・ザ・ライト・シング（Doing the Right Thing）」と銘打ったオンラインの学習モジュールを含む研修プロセス及びツール
- ・ 人権、気候変動及び環境等の問題への取り組みに関する様々な対外的な規範、枠組み、運営原則、方針及び意見表明書

当該原則は、当行のウェブサイトにおいて入手可能である。

### 重要な方針

当行は、規制のコンプライアンス及び人的資源の要件を管理するために、多数の重要な方針を有している。また、当行は銀行取引準則及び電子決済に関する行動規範等、様々な外部産業規定も遵守している。

### 上級財務担当役員の倫理規定

会計慣行及び財務報告規定は、当行規範を補完するものである。会計慣行及び財務報告規定は、当行のCEO、CFO及びその他の主要な財務担当役員に以下を要求することにより、これらの者が最高レベルの倫理基準に基づいて会計慣行及び財務報告に関する義務及び責任を果たすことを支える目的で制定されている。

- ・ とりわけ利益相反に関して、誠実かつ倫理的に行動すること
- ・ 報告及びその他のコミュニケーションにおいて完全、公正、正確かつ適時な開示を行うこと
- ・ 関係法令及び規則を遵守すること
- ・ 当行規範に対する違反を迅速に報告すること
- ・ 当行規範の遵守に対し、説明責任を負うこと

会計慣行及び財務報告規定は、当行のウェブサイト（[www.westpac.com.au/corpgov](http://www.westpac.com.au/corpgov)）において入手可能である。

## 利益相反

当行グループは利益相反に関する詳細な枠組みを有しており、当該枠組みには、実際の、潜在的な、又は明白な利益相反の特定及び管理を目的とする具体的な部門別の方針及びガイドラインに基づく、当行グループの方針が含まれる。

利益相反に関する枠組みには、当行グループの贈与及び接待に関する独立した方針が含まれる。当該方針は、当行従業員に対し、贈り物又は接待の贈与及び受領に関する当該従業員の義務の履行についての方針を提示している。

## 取締役会

すべての取締役は、実際の、潜在的な、又は明白な利益相反について、同職に任命された際に開示し、かつ取締役会に対して随時最新情報を開示することを求められている。

取締役会が検討している事項に関して個人的に重要な利害関係を有する取締役は、その利害関係を申告しなくてはならない。当該取締役は、取締役会が別段の決定をしない限り、当該事項について取締役会の協議に出席することができず、議決権を行使することもできない。

## 当行の従業員及び業務受託者

当行は、当行の従業員及び業務受託者に以下のことを期待する。

- ・実際の、潜在的な、又は明白な利益相反に対処するための適切な手配を整えること
- ・当行グループ以外の会社の取締役の職務を受諾する場合は、事前に当行の上級役員職の承諾を得ること
- ・当行の顧客又はサプライヤーに対して有している重要な利害関係を上司に報告し、かかる利害関係を有する顧客との関係に関与しないこと
- ・承認を得ることなく、又は当行に対する義務及び責任を果たす能力にマイナスの影響を与える可能性のある場合に、当行における職務以外の事業活動（自营、パートナー、取締役、代理人、保証人、投資家又は従業員のいずれを問わない。）に参加しないこと
- ・経営判断に影響を与える又は影響を与えると思われる可能性のある要求、便宜を図るための金銭提供、又は金銭、物品、恩恵若しくは娯楽の受領・提供を行わないこと

## 適任かつ適切な人材評価

当行は、取締役会に承認された当行グループの資質規定（Fit and Proper）指針を有しており、当該指針は、関係するAPRA健全性基準の要件を満たすとともに、ADI及びその子会社に適用される1959年銀行法 パートIIAA 銀行執行役員の説明責任体系の要件を網羅している。当該指針に従い当行は、取締役、及びAPRA健全性基準又はASICライセンス要件が義務付ける特定の法定の職務を担う人員の適性及び適切性を評価している。取締役会議長（評価対象が議長自身の場合には取締役会）は、当行及び子会社の取締役会の取締役及び非業務執行取締役、グループ業務執行役員、外部監査人及び保険計理人の評価に対して責任を負っている。資質規定委員会は、当行の取締役会から委任された権限に基づき、法定の職務を担うその他のすべての従業員の資質規定評価に対して責任を負っている。いずれの場合も、対象の人員は詳細な申告の提出を求められ、素性調査を受ける。

## 問題報告及び告発者保護

当行グループの内部告発方針に基づき、当行は従業員、業務受託者、出向者、元従業員、ブローカー、サービス提供者（監査人、会計士及びコンサルタント等）及びサプライヤーに対し、当行の不法な又は倫理に反する可能性のある活動又は行動につき、問題を提起することを推奨している。「疑わしい場合は報告する」というのが当行の考え方であり、当行の上級役員職は、不正行為を報告した者の尊厳、福祉、キャリア及び評判を守るとともに、彼らに必要な支援を与えることに尽力している。当行は、内部告発の開示に関連する報復や敵対行為を容認しない。

内部告発方針は、当行の問題報告システムであるコンサーン・オンライン（Concern Online）及び内部告発者ホットライン（Whistleblower Hotline）を含む内部告発手段を用いて問題を提起する方法を定めたものである。いずれの手段においても、匿名での報告が可能である。当該問題は、当行規範、当行の方針又は規制上の義務の違反の疑いを含む。

内部告発者は、問題を提起する際、報告を行うことによる個人的な不利益から内部告発者を保護する内部告発者保護委員（Whistleblower Protection Officer）の関与を求めることができる。

当行は、報告された問題の調査を、内密、公正かつ客観的な形で行う。かかる調査により不正行為が明らかになった場合、当行はそのプロセスを変更し、当該不正行為を行った当事者に対して措置を講じなければならない。また、かかる問題を関係当局及び監督機関に報告する結果となる場合もある。

関連する各取締役会附属委員会が当行の内部告発プログラムの監督を担い、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会は、四半期ごとに内部告発に関する報告を受ける。報告内容には、提起された問題に関する統計を含む多数の指標が含まれる。

当行の内部告発方針は、当行ウェブサイト（<https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/>）において入手可能である。

## 証券の取引

ウエストパック・グループ証券取引方針に基づき、取締役、従業員、出向者及び業務受託者は、内部情報を有している場合、あらゆる有価証券及びその他の金融商品の取引を行うことを禁止されている。また、証券の取引をするために当該内部情報を利用する可能性のある他者に当該情報を提供することも禁止されている。また、役職の序列又は性質により、当行の重要な秘密情報に接する取締役及び従業員、出向者又は業務受託者（指定従業員と呼ばれる。）（及びそれらの「関係者」）には、年次及び中間決算発表の前及び直後における取引の禁止を含む追加的な制限が適用される。

これらの義務を管理及び監視する方法は以下のとおりである。

- ・有価証券の価格に影響を与える可能性のある内部情報を有する取締役又は従業員による、当該有価証券の取引を禁じた当行方針のインサイダー取引規定
- ・取締役及び指定従業員による当行証券及び当行のその他の金融商品の取引期間の制限（「取引停止期間」）
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の空売りの禁止
- ・取締役及び指定従業員に対する、取引停止期間外の取引に関する許可の取得又は意向の通知、及び内部情報の不所持の証明の要求
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の取引の監視
- ・指定従業員登録の管理及び定期的な更新
- ・ASXの上場規則により義務付けられる、当行取締役による当行証券の取引のASXへの通知
- ・直接又は間接的を問わず、従業員による自らの権利未確定の従業員株式・証券に対するヘッジ契約の締結の禁止

ウエストパック・グループ証券取引方針は、当行のウェブサイトのコーポレート・ガバナンスのセクションにおいて入手可能である。

### ・カスタマー・アドボケイト

当行のカスタマー・アドボケイトは、個人及び小企業の顧客に関する苦情処理結果に関し、当行の標準的な内部紛争解決プロセスとは別に、上申によるレビュー手段を提供する。カスタマー・アドボケイトは、内部紛争解決プロセスの結果について顧客の納得を得られなかった場合に当該苦情に関してレビューを行い、独自に拘束力のある決定を行う権限を有する。

当行のカスタマー・アドボケイトに関する詳細は、当行のウェブサイトにおいて入手可能である。

### ・賄賂及び腐敗防止

当行グループは、賄賂及び腐敗防止（「ABC」）方針、ABC基準並びに賄賂防止のための手順及び制度を有している。これらは、当行のABCの枠組みを構成する。

当行は、いかなる形態の賄賂及び腐敗行為も一切許容しない。これには、便宜を図るための金銭授受の禁止が含まれる。

当行は、賄賂及び腐敗行為に関するリスクの管理並びに業務を行うすべての法域における関連するすべてのABC法の遵守を通じて、賄賂及び腐敗行為の防止、発見及び抑止に取り組んでいる。これは、かかる取組みが求められているからというだけでなく、それが正しいことだからである。かかる取組みには、オーストラリアの1995年刑法典法、英国の2010年贈収賄法及び米国の1977年海外腐敗行為防止法の遵守が含まれる。

ABC方針の下で、当行は、当行の役員、従業員、代理人、業務受託者、子会社、及び当行のために又は当行に代わって行為する第三者に対し、適用あるすべてのABC法を遵守すること及び賄賂又は賄賂とみなされる可能性のある一切のものを提示、提供、承認、要求又は受領しないことを求めている。

また、当行は、当行のABCの枠組みに定められるとおり、賄賂を防止するために、内部統制の制度を設計及び維持し、正確な帳簿を備え、適切な手続を設けることを求められている。

#### ・ 奴隷及び人身取引

当行は、英国の2015年現代奴隷法のサプライチェーンの透明性に関する規定（54条）に従い、奴隷及び人身売買に関する声明を毎年公表している。当該声明は、当行グループの持続可能な商慣行及び人権向上に対するコミットメント、並びに当行が当該会計年度中に、その世界的な事業及びサプライ・チェーンにおける現代奴隷の防止のために講じた措置の概要を示すものである。

当該声明は、当行のウェブサイトにおいて入手可能である。

#### ・ 多様性

当行は、当行グループのインクルージョン及び多様性イニシアチブについて定めたインクルージョン及び多様性に関する方針を有している。当該方針は、当行の主要な優先事項や活動の実行を支えるための、総合的なインクルージョン及び多様性戦略と連動している。ここでいう多様性には、当行の各従業員の個性としての目に見える違いや目に見えない違いであって性別、性自認、年齢、民族性、アクセシビリティの要件、文化的背景、性的指向若しくは宗教的信念に関するものや、それぞれの経験、見識及び物の見方に基づく違いが含まれる。

当該方針並びに2018年から2020年のインクルージョン及び多様性戦略の目的は、当行グループが以下の事項を確保することにある。

- ・ 顧客のニーズを深く理解する能力を通じて競争優位性をもたらす労働力構成を保有すること
- ・ 性別、文化的アイデンティティ、年齢、ワークスタイル又はアプローチを問わず、あらゆる個人が能力を発揮することができる、真に包括的な職場環境を保有すること
- ・ 当行グループのあらゆるステークホルダーのため、多様性の価値を活用し、最良の顧客経験、業績の向上及び企業としてのレピュテーションの強化をもたらすこと

上記の目的を達成するために、当行グループは以下の事項に取り組んでいる。

- ・ 取締役会により決定された、性別における多様性を達成するための測定可能な目標を有しており、取締役会が毎年、当該目標及びその達成度の双方について評価を行うこと
- ・ 年次ベースで給与の公平性を評価すること
- ・ 事業全体において、柔軟性に関する方針を適用することを奨励し、支援すること

- ・ 当行グループのブランド全体において、雇用へのアクセスを求めるオーストラリアのアボリジニ及びトレス海峡諸島民を積極的に支援する取組みを行うこと
- ・ 障害者の雇用機会へのアクセスを確保することを含め、アクセシビリティに関する条件のある従業員及び顧客に関するアクセシビリティ・アクション・プランを実施すること
- ・ レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス及びクィア（LGBTIQ+）の従業員を受け入れる環境を積極的に奨励すること

上記の目標の実施は、CEOが議長を務め、年2回会合するウエストパック・グループ・インクルージョン及び多様性審議会によって監督される。

取締役会又は適切な取締役会附属委員会は、インクルージョン及び多様性イニシアチブについて、インクルージョン及び多様性審議会から定期的に最新情報の通知を受けている。

インクルージョン及び多様性に関するガバナンスの枠組みの構築により、以下が創設された。

- ・ 各事業分野のグループ業務執行役員が議長を務める、インクルージョン及び多様性事業分野別審議会
- ・ 指名された各事業分野のゼネラル・マネジャーの代表者により構成され、インクルージョン及び多様性責任者が議長を務めるインクルージョン及び多様性ワーキング・グループ

当行は、従業員活動グループ及び（「インクルージョン・インデックス」を構成する質問を含む）定期的な従業員調査を通じて、従業員の要望に傾聴し続けている。

当行のインクルージョン・リーダーシップ・プログラムは、当行がインクルーシブな文化のために適切な人材に投資していくことを確保するものである。大部分の上級指導職及びグループ業務執行役員は既に同プログラムを修了しており、現在は、当行のより広範なリーダー人材グループによる修了が焦点となっている。

2010年10月、取締役会は、2014年までに指導職（経営陣から支店長までの5,000名超のリーダー）に占める女性の比率を33パーセントから40パーセントに増加させる旨の目標を設定し、この目標は予定より2年早く2012年9月に達成された。2017年11月以来、当行は指導職に占める女性の比率として50パーセントを維持している。当行は今後もこの平等性を維持することに注力していく。

2019年9月30日現在、当行グループの雇用する女性の比率は以下のとおりである。

- ・ 取締役会：36パーセント
- ・ 指導職<sup>1</sup>：50パーセント
- ・ ウエストパック全従業員：58パーセント

当行グループの目標達成への取組みに加えて、2015年には、当行CEOが、政府男女平等雇用機関のペイ・エクイティ・アンバサダーの登録を受けた。

当行は、従業員のニーズ、勤務上の希望及び事業上のニーズに応じて、幅広く柔軟な勤務形態のオプションを提供している。これには、以下が含まれる。

- ・ フレックス・タイム制
- ・ モバイル・ワーキング
- ・ パートタイムの勤務
- ・ ジョブ・シェアリング

当行はまた、育児休暇、福利・ライフスタイル休暇及びドメスティック・バイオレンス被害者支援休暇を含め、柔軟性を支える様々な休暇のオプションを提供している。2018年、当行は、ジェンダー移行休暇、「ソーリー・ビジネス」先住民忌引休暇並びにドメスティック及びファミリー・バイオレンス被害者長期休暇に関する新たな方針を導入した。

- 1 指導職の女性とは、当行グループ全体で指導職にある（常勤又は最長の期間雇用の）女性の比率を指す。これには、CEO、グループ業務執行委員、ゼネラル・マネジャー、業績に重要な影響を与える上級指導職（ゼネラル・マネジャーの直属の部下及びその直属の部下）、大きな（3名以上の）チームのリーダーであってゼネラル・マネジャーの下に続く3階級の者、並びに銀行支店長及び副支店長が含まれる。

#### ・ 持続可能性

当行は、持続可能かつ責任ある商慣行が、当行の事業及び株主価値にとって重要であると考えている。持続可能性とは、リスク及び機会を、当行のすべてのステークホルダー（すなわち当行の顧客、従業員、サプライヤー、投資家及び地域社会のパートナー）、並びにより広範なコミュニティ及び環境全体の長期的なニーズの最適なバランスを保つ方法で管理することである。

当行の持続可能性の管理は、現在及び将来において、当行の事業及びステークホルダーにとって特に重要であると考えられる事項に取り組むことを意図したものである。また、当行は、これが発展的な課題であることを理解しており、持続可能性に関する事項の管理を徐々に商慣行に組み込んでいくよう努めるとともに、新たな社会問題であって、当行が有意義な変化をもたらす、事業価値を高めるための能力と経験を有しているものの予測及び明確化も行っている。

### 報告

当行は、年次レビュー及び持続可能性の報告書、本有価証券報告書、持続可能性実績報告書並びに通期及び中間のASX決算報告書において、当行にとって特に重要な持続可能性に関する事項、当行による当該事項に関連するリスク及び機会の対応方法の詳細、並びに当行の持続可能性戦略の実績を報告している。

当行の持続可能性に関する報告は、オーストラリア保証業務基準3000の過去の財務情報の監査又は検討を除く保証業務（改定を含む。）（「ASAE 3000」）に従って行われる第三者の限定的保証の対象となっている。また、保証提供者は、当行の持続可能性に関する報告書がAA1000アカウントビリティ原則基準（2008）及びGRI基準に従って作成されているかの評価も行っている。

#### ・ 財務報告

##### 財務報告に対する取組み

当行の財務報告に対する取組みには、以下の3つの中核となる原則がある。

- ・ 当行の財務報告書が真実かつ公正な見解を示していること
- ・ 当行の会計方針が適用ある会計基準及び方針に適合していること
- ・ 当行の外部監査人が独立しており、証券保有者の利益にかなうこと

取締役会は、取締役会附属監査委員会を通じて、当該原則に関するオーストラリア及び海外における動向を監視し、当行の慣行についても適宜見直しを行う。

取締役会は、財務書類及び財務報告システムの完全性に関する監督責任を、取締役会附属監査委員会に委任している。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、取締役会附属監査委員会に対し、定期的に保証及び報告（必要に応じて）を提供している。同様に、取締役会は、報酬に関する報告書の作成及び開示に対する監督責任を、取締役会附属報酬委員会に委任しており、同委員会は取締役会附属監査委員会を通じて、承認を得るため、取締役会に対して関連する保証の勧告及び提供を行っている。

### 取締役会附属監査委員会

取締役会附属監査委員会は、同委員会の憲章に定められるとおり、以下の主要な役割を有する。

- ・ 当行及びその関連法人の財務書類及び財務報告システムの完全性の監督
- ・ 外部監査人の資格、業績、独立性及び費用を含む外部監査の委任の監督
- ・ 内部監査機能の実施の監督
- ・ 財務報告並びに健全性規制に関する報告及び職業会計に関する要件の遵守を含む、当行グループの企業報告の完全性の監督
- ・ 会計、内部統制、コンプライアンス、監査又はその他従業員が懸念を有する事項に関して従業員及び第三者から機密扱いで提供を受ける情報の受付、留保及び処理に関する方針及び手続の承認及び検討、並びに従業員における当該方針及び手続の把握状況の監視

取締役会附属監査委員会は、以下の事項について検討し、経営陣及び外部監査人と討議し、評価を行う。

- ・ 財務報告に関する重要な問題、及び財務報告書の作成に関連して行われた重要な判断
- ・ 財務に関する情報、報告及び開示に関する法律及び規則を監視し、それらを遵守するために用いられる手続
- ・ CEO及びCFOが当行グループの中間及び通期の各財務書類の承認に関連して行った開示に関する手続

上記に加えて、取締役会附属監査委員会は、経営陣、外部監査人及びグループ監査部門との間で、外部監査報告書において重大な監査事項に指定される可能性の高い事項を含め、継続的な対話を維持している。重大な監査事項は、外部監査人が、財務報告書の監査において特に重要と考える事項である。

その監督責任の一環として、取締役会附属監査委員会はまた、以下に記載される者を含む幅広い内外のステークホルダーと討議を行う。

- ・ 当行の重要な財務報告リスク・エクスポージャー、並びに経営陣が当該エクスポージャーを監視及び管理するために取った措置について、外部監査人を行う討議
- ・ グループ監査部門及び外部監査人による監査及び重要な発見、並びに経営陣の対応の妥当性についてグループ監査部門及び外部監査人を行う討議
- ・ 中間及び通期の財務書類について経営陣及び外部監査人を行う討議

- ・ 監督当局又は政府機関とのやり取り、及び公表された報告書であって重要な問題を提起するもの又は当行グループの財務書類若しくは会計方針に関する事項に影響を及ぼす可能性のあるものについて経営陣及び外部監査人を行う討議
- ・ 財務書類に重大な影響を及ぼす、又は財務書類における開示を要する可能性のあるあらゆる法律上の問題について、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員と行う討議

取締役会附属監査委員会は、財務情報、報告及び開示に関する内部統制、並びに当行グループの財務書類の完全性及び正確性について、定期的に経営陣の参加なしに外部監査人と協議する。同委員会はまた、経営陣の他のメンバーの参加なしにグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーと会合する。

取締役会附属監査委員会はまた、取締役会又は他の取締役会附属委員会に対し、取締役会附属監査委員会が把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係する事項について情報を提供する。

### 財務に関する知識

取締役会附属監査委員会は、5名の独立非業務執行取締役からなり、ピーター・マリオット氏が委員長を務めている。

取締役会附属監査委員会のすべての委員は、適切な財務経験及び金融サービス業界に関する知識を有しており、ASXCGC提言、1934年米国証券取引所法（その後の改正を含む。）及びその関係規則、並びにNYSE上場規則に基づく独立性の要件を満たしている。

取締役会は、マリオット氏が米国証券法の規定に定義される「監査委員会の金融専門家」であり、独立していると判断した。

マリオット氏の監査委員会の金融専門家への指名は、同氏に取締役会附属監査委員会の委員として担う以上の職務、義務又は責任を課すものではなく、その他の取締役会附属監査委員会の委員若しくは取締役会のメンバーの職務、義務又は責任に影響するものでもない。

監査委員会の金融専門家は、指定された以外の目的に関する「専門家」とはみなされない。

### CEO及びCFOの保証

取締役会は、経営陣から、当行及び当行が管理している事業体の財政状態及び業績に関する報告を定期的に受ける。CEO及びCFOは、取締役会が各会計期間の財務書類を承認する前に、取締役会に対してすべての重要な点について以下のとおりである旨記載された正式な声明を提出しており、2019年9月30日に終了した会計年度についても当該声明が提出された。

- ・ 当行の財務記録は、以下のとおり適切に維持されている
  - 取引、財政状態及び業績を正しく記録及び説明している
  - 真実かつ公正な財務書類の作成及び監査を可能にしている
  - 記録に記載された取引の完了後7年間は保管されている
- ・ 財務書類及び注記は、適切な会計基準を遵守している
- ・ 財務書類及び注記は、当行及び連結会社の財政状態及びその業績について真実かつ公正な見解を示している

- ・会社法及び規則に定められているその他の事項であって、財務書類及び注記に関連するものは充足されている
- ・会社法の第295A条に従って行われた宣言は、リスク管理及び内部統制の確固としたシステムに基づいており、当該システムは、財務報告リスクに関するすべての重要な点において効果的に機能している

## 外部監査人

外部監査人の役割は、当行の財務報告書が真正かつ公正で、関連法令を遵守している旨の、独立した意見を提供することである。

当行の外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ（「PwC」）であり、2002年度年次総会（「AGM」）において株主により任命された。2002年度の前までは、1968年度以降、PwC又はその前身事務所のパートナーであった個人が当行の外部監査人を務めていた。PwCのリード監査パートナーは、ロナ・マティス氏で、品質レビューパートナーはウェイン・アンドリュース氏である。両氏はそれぞれ2017年6月と2015年1月に当該役職に就任した。

外部監査人は、取締役会附属監査委員会、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属テクノロジー委員会の全書類を受領し、これらの委員会のすべての会議に出席し、その委員に常時対応する。外部監査人はAGMにも出席し、外部監査人の監査、監査報告書及び財務書類並びに外部監査人の独立性に関する株主からの質問に対応する。

当行の外部監査人として、PwCは半期ごとに（半期及び通期の終了時に）その独立性及び特定の独立性基準の遵守を確認することを求められているが、実際には、四半期ごとに独立性の確認を行っている。

当行は、外部監査人との関係を厳密に管理しており、これには雇用、取引関係、財務上の利害及び外部監査人による当行の金融商品の使用等の制限が含まれる。

## 外部監査人の関与

独立性又は利益相反の問題の発生を回避するため、外部監査人は当行に対し、一定の非監査サービスを行うことができず、当行の「PwCによる監査及び非監査サービスへの関与に関する事前承認」（「ガイドライン」）において、その他の非監査サービスを行うことができる範囲も制限されうる。非監査サービスに関する外部監査法人の利用は、取締役会附属監査委員会により定められ、ガイドラインに記載される事前承認のプロセスに従って評価され、承認される必要がある。

2019年9月30日に終了した年度に関して、直近の2会計年度において外部監査人が請求した監査、監査関連、税務及びその他サービスに関する費用の合計の内訳は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35に記載されている。

## グループ監査部門（内部監査）

グループ監査部門は、当行内部の第3ライン保証機能であり、取締役会及び業務執行役員に対し、当行グループによる、当行グループ全体に関するガバナンス、リスク管理及び内部統制の妥当性及び有効性の独立した客観的な評価を提供する。

グループ監査部門は、取締役会附属監査委員会により承認された、かかる部門の目的、役割、範囲及びハイレベルの基準について定めた憲章に準拠している。グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーは、取締役会附属監査委員会の委員長への直接の報告ライン及び首席財務担当役員との管理上の連絡ラインを有している。また、グループ監査部門は、制限なくかつ非公開でCEOに連絡することもできる。

グループ監査部門の責任には、取締役会に定期的な報告を行うことが含まれる。

### xi . 市場への開示

当行は、すべての投資家に対して公平かつ適時に、バランスのとれた有意義な情報を提供するための情報開示の水準を保っている。当行グループはこれらの基準に従って、取締役会により承認された、当行が株主及び投資業界とのコミュニケーションを取る方法を定める市場開示規定を設けている。

当該規定は、ASX、NZX及び当行が開示義務を有するその他の海外証券取引所の要件、並びに有価証券及び企業に関する法令を反映している。当行の規定は、合理的一般人が当行の証券の価格又は価値に重要な影響を及ぼすことを予測できるような情報は、規制上の要件に基づく例外が適用されない限り、第一にASXを通じて開示されなければならないと定めている。

当行の開示委員会は、市場開示規定に基づいて公に開示するべき情報を決定し、いかなる情報が価格への影響力を根拠に市場への開示を求められるのかについて従業員の理解を深める責任を有している。開示委員会には、CEO及び経営陣が含まれている。

法務及び秘書役担当グループ業務執行役員が、開示担当役員を務めている。開示担当役員は、市場への開示の結果必要となる証券取引所とのすべてのコミュニケーション、及びあらゆる法域の監督当局への通知について最終的な責任を有する。

関連情報が市場に開示され、投資家により入手可能となると、当該情報は当行のウェブサイト上においても公開される。当該情報には、投資家向けディスカッション・パック、当行の財務成績についてのプレゼンテーション及び説明が含まれる。また、同ウェブサイトには、当行の年次レビュー及び持続可能性に関する報告書、年次報告書、決算発表、CEO及び業務執行役員の報告会（すべての主要イベントのウェブ放送、録音及び抄録を含む。）、株主総会通知並びに主要なメディア・リリースも掲載されている。

### xii . 株主とのコミュニケーション及び株主の参加

#### 株主とのコミュニケーション及び株主の参加

当行は、当行の戦略、事業運営、業績及びガバナンスについて、株主に対して常に完全な情報提供を行うよう努めている。当行の投資家向け広報活動プログラムの一環として、当行はベスト・プラクティス及び株主との効果的な双方向コミュニケーションを維持するため、当行のコミュニケーションに関するアプローチの継続的な見直しを行っている。これには、以下が含まれる。

- ・すべての関連企業情報を提供するとともに、当該情報を容易に特定及び利用できる構成にするための、当行グループのウェブサイト上の投資家センター（Investor Centre）の設計及び維持
- ・電話、Eメール及び郵便を通じた株主からの問い合わせへの直接の対応
- ・株主からのよくある質問のほか、業界及び社内に関心の高いトピックに対応するための企業プレゼンテーションの作成
- ・ウェブ放送及び当行ウェブサイトへの情報掲載を通じたすべての主要な市場報告会及び株主総会への適切なアクセスの確保

株主は、すべての主要な市場報告会及び株主総会が記載された当行の財務行事予定にアクセスすることができる。また、当該行事についてはASXを通じた告知も行われる。

株主は、当行及びその株式登録機関の両方から、印刷物又は電子形式のいずれかの形で情報を受け取ることができる。

当行の定時総会（「AGM」）は株主とのコミュニケーションを行う重要な機会であり、AGMは通常、広範囲の株主と接することを確保するために、長期にわたり各州都で順番に開催されている。株主は、AGMへの出席及び積極的な参加を推奨されているものの、AGMはウェブ上で公開され、当行のウェブサイトにおいて後日視聴することもできる。AGMに出席できない株主は、オンラインで行うことを含む複数の手段により、直接議決権を行使し又は議決権行使代理人を任命することができる。また、株主は、総会通知を受領した際に、AGMにおいて提起したい議題を提出することができる。

### xiii . リスク管理

#### 役割及び責任

取締役会は、当行グループの全体的なリスク管理の枠組み、年次リスク管理戦略及びリスク選好宣言を承認し、当行グループによるリスク管理の有効性を監視する責任を有する。取締役会は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に、当行グループのリスク選好及び資本力に関連した現在及び将来のリスク・ポジションに関する見方の策定、リスク管理の枠組み、方針及びプロセスの検討及び承認、並びに経営陣の決定権を超えたリスクの検討及び（適切な場合）承認に関する責任を委任している。

当行グループのリスク管理の枠組み、リスク管理戦略、リスク・タクソノミー及びリスク選好宣言は、2019年9月30日に終了した会計年度中に取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会によって検討され、取締役会によって承認された。

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、当行グループのリスクの構造及び調整が当行グループのリスク選好宣言と一致しているかを検討及び監視し、資本レベルが当行グループのリスク選好に沿っているかを検討及び監視する。同委員会は、経営陣から定期的に当行の重大なリスクの管理の有効性に関する報告を受ける。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割の詳細については、後述の「取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会」の項目を参照のこと。

CEO及び経営陣は、リスク管理の枠組み及びリスク管理の戦略を実施する責任、並びに当行のすべての活動におけるリスクの特定及び管理に関する枠組み、方針、統制、プロセス及び手続を策定する責任を担っている。

当行は、リスクの総合的なエンドツーエンドの管理の一助として、従業員全員が積極的な役割を担う3つの防衛ラインによるモデルを採用している。これには、リスクへの対応漏れを防ぐための事業間及び部門間の協力が必要となる。効率的なリスク管理により、当行は以下を行うことができる。

- ・ 当行のリスク構造を正確に評価し、リスク選好の範囲内でリスクと利益のバランスを取ることで、財政的成長の機会を最大限に利用し、潜在的な損失又は損害を軽減すること
- ・ 安定した信用度及び規制上の最低値を上回るバッファを備えたバランスシートの維持により、当行グループの預金者、保険契約者、投資家及び取引相手方を保護すること
- ・ 当行の顧客に対し、市場の一体性を支える適切、公正かつ明確な又は透明なアウトカムを提供すること
- ・ 過度のリスク又は不適切なリスク集中を防ぐための十分な制御を組み込むこと
- ・ 当行の規制及びコンプライアンスに関する義務の履行

### **第1の防衛ライン - 事業及びサポート：発生するリスクの管理**

第1のラインでは、その事業/領域においてリスクを積極的に特定、評価、保有及び管理する。また、事業活動が承認されたリスク選好及びリスクに関する方針の範囲内で行われることを確保する。第1の防衛ラインは、「自己保証」について責任を負っている。

第1のラインは、リスクを管理する上で、問題の特定、記録及び報告の手順を含む適切なガバナンス構造、統制、リソース及び自主評価のプロセスを確立し、維持しなければならない。

### **第2の防衛ライン - リスク：第1のラインの活動に対する監督、見識及び統制の提供**

第2のラインは、当行グループ全体にわたって使用される枠組み、方針、制限及び基準を設定する。

リスクは、第1のラインの活動及び決定であって当行のリスク・ポジションに重大な影響を与えるものを検討し、これに異議を述べ、第1のラインによる統制、監視及びコンプライアンスの有効性を評価し、リスクの軽減に向けた進捗を監視する。第2のラインはまた、第1のラインに対し、リスク管理に対する各事業のアプローチの策定、維持及び強化を助ける見識を提供する。

第2のラインは、リスクのエンドツーエンドの監督を確保するために当行グループの全体的なリスク構造について分析・報告するほか、各事業のリスク選好の範囲外のリスクを承認することができる。

### **第3の防衛ライン - 独自の監査の提供**

グループ監査部門は、取締役会及び上級業務執行役員に、当行グループのガバナンス、リスク管理及び内部統制が効果的に機能しているとの確信を与えることを目的として、第1及び第2のラインにおけるリスク管理のアプローチの適切性及び有効性を評価し、これらについて見解を述べ、是正措置の進捗状況を追跡する独自の保証機能である。

当行全体のリスク管理ガバナンス構造の詳細は、後掲の「リスク管理ガバナンス構造」の表に示されている。

当行は、リスクを様々な種類に分類する。

- ・ガバナンス・リスク 適切な情報が、意思決定を可能にする上で適切なフォーマット及び時期において、適切な人員又はガバナンスの場に届かないリスク。これは、組織の構造や取締役会、経営陣、株主及びその他のステークホルダーを含む関係性に起因するものであり、欠陥のある意思決定、不十分な説明責任並びに非効果的な構造及びプロセスにつながる。
- ・リスク文化 当行の文化が、リスクを特定及び理解し、リスクについて議論及び対処するための行動に関する期待事項や体制を促進及び強化するものでないリスク。これは、非効果的なリスク管理、不十分なリスク認識、許容されるリスク選好の範囲外のリスク負担、並びに主要な学習事項がグループ全体及び顧客のアウトカムに取り入れられない文化につながり、継続的な改善を妨げる。
- ・戦略リスク 戦略目標及び事業計画の主要な要素に起因するリスク
- ・自己資本比率リスク 当行の資本の水準又は構成が、通常の事業活動を支え、通常の運営環境又はストレス条件（実際の条件及び内部計画又は規制テストのために定義された条件の両方）の下で規制資本要件を満たす上で不十分であるというリスク。これには、当行グループの年金制度に起因するリスクが含まれている。
- ・信用リスク 当行に対する、顧客又は取引相手方の金融債務の不履行によって生じる財務上の損失のリスク
- ・資金調達及び流動性リスク 当行グループが、その支払義務を果たせないリスク又はその資産を支える適切な金額、期間又は構成の資金及び流動性を有しないリスク
- ・市場リスク 外国為替相場、金利、商品価格又は株価等の市場要因の変動が収益に悪影響を及ぼすリスク。当該リスクには、銀行業務における金利リスク（通常業務における、資産及び負債のデュレーションのずれから生じる受取利息に対するリスク）が含まれる。
- ・コンダクト及びコンプライアンス・リスク 当行に課せられたコンプライアンス義務を遵守すること、又はその他当行の顧客に適切、公正かつ明確なアウトカムをもたらす市場の一体性を支える行動及び慣行を有することができないリスク
- ・オペレーショナル・リスク 不十分若しくは不適切な内部処理、人材及びシステム、又は外部的事象により発生する損失に関するリスク。かかる定義は、法令及び規制に関するリスクを含むが、戦略に関するリスクを除く。
- ・サイバー・リスク テクノロジーの利用に関連して事業及びステークホルダーに損失又は損害が生じる可能性
- ・レピュテーションに関するリスク ある行為、不作為、取引、投資又は事象により、当行グループの一体性及び能力に対する顧客、取引相手方、投資家、監督当局、従業員又は民間の信頼が損なわれるリスク
- ・持続可能性リスク 既存又は新規発生の持続可能性に関する環境、社会又はガバナンス上の重要な問題に対する認識又は対処を怠ることにより、レピュテーション又は財務上の損失を被るリスク。これには、気候変動に関するリスクが含まれる。

当行は、APRA及びRBNZよりパーゼルの自己資本比率規制の枠組みに基づく上級認可を取得しており、規制資本を算出する際には、信用リスクを測定するための先進的内部格付手法（「先進的IRB」）によるアプローチ及びオペレーショナル・リスクを測定するための先進的測定手法（「AMA」）を使用している。

### 経済的、環境的及び社会的持続可能性リスクに関する重要なエクスポージャー

当行の経済的、環境的及び社会的持続可能性に関する重要なエクスポージャーは、当行のリスク管理の戦略及び枠組みに従って管理されている。

### 取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は当行の独立非業務執行取締役の全員からなり、イーウェン・クラウチ氏が委員長を務めている。

リスク及びコンプライアンス委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・取締役会による、当行グループの全体的なリスク管理のためのリスクの枠組みの検討及び承認を支援すること
- ・リスク管理戦略及び当行グループのリスク選好宣言を検討し、これらの承認に関して取締役会に勧告すること
- ・当行グループのリスク選好宣言に沿って当行グループのリスクの構造及び統制を検討及び監視すること
- ・リスク管理の枠組み、方針及びプロセスを検討及び承認すること
- ・CEO、CFO及びCRO並びに当行グループのその他の役員であって取締役会から信用リスクを承認する権限を委任された者の信用リスクを承認する権限に適用される制限及び条件の検討及び承認を行うこと
- ・経済及び経営環境に関して予測される変化（新たに発生するリスクの検討を含む。）、並びに当行のリスク構造及びリスク選好に関連すると考えられるその他の要因を監視すること
- ・取締役会による、APRA健全性基準CPS220リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告を支援すること
- ・経営陣に与えられた決定権を超えたリスクを検討し、適切な場合には承認すること
- ・当行グループ内のコンプライアンス管理の監督に関して取締役会を支援すること

リスクの種類別では、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割には、同委員会の現在の憲章に規定されるとおり、以下が含まれる。

- ・信用リスク 信用リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限の承認、並びに当行の信用ポートフォリオの信用リスク構造、業績及び管理の監視を行うこと
- ・流動性リスク 当行の年間資金調達戦略を含む流動性リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限、回復・破綻処理計画の承認、並びに流動性のポジション及び要件の監視を行うこと
- ・市場リスク 市場リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限の承認、並びに市場リスク構造の監視を行うこと

- ・コンダクト・リスク 当行グループの行動の枠組みの検討及び承認、並びにコンダクト・リスクの管理及び調整における成果の検討及び監視を行うこと
- ・オペレーショナル・リスク オペレーショナル・リスク管理の枠組みを補助する主要な方針の承認、並びにオペレーショナル・リスクの管理及び調整における成果の監視を行うこと
- ・コンプライアンス・リスク 当行グループのコンプライアンス管理の枠組み及び金融犯罪リスク管理の枠組み、これを支える方針及び基準の検討及び承認、並びにコンプライアンス・リスク及び金融犯罪リスクの管理及び統制の成果の監視を行うこと
- ・レピュテーションに関するリスク レピュテーションに関するリスク管理の枠組みの検討及び承認、並びにレピュテーションに関するリスクの管理及び調整における成果の検討及び監視を行うこと
- ・持続可能性リスク 持続可能性リスク管理の枠組みの検討及び承認を行うこと

また、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、以下の業務も行う。

- ・自己資本充実度に関する内部評価プロセスの監督及び承認を行い、その過程において当行グループのストレス・テストの結果を検討すること、目標とする自己資本比率のレンジを設定すること、並びに資本水準の当行グループのリスク選好との整合性を見直し、監視すること
- ・取締役会附属監査委員会に対し、関連する定期的な保証及び報告（適切な場合）を行うこと
- ・その他のリスク管理の枠組み、及び／又は当該枠組みに基づく成果の監視（適切な場合）を検討し、承認すること
- ・当行のリスク文化に関する見方を形成し、リスク文化に関して望ましい変更の特定及び当該変更のために講じる措置を監督し、取締役会に定期的に報告すること
- ・取締役会又はその他の各取締役会附属委員会に対し、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会が把握したあらゆる関連事項について情報を提供すること
- ・当行グループの米国リスク委員会としての権限により、当行グループの米国事業に関する主要なリスク、リスク管理の枠組み及び方針を監督すること

### コンプライアンス管理の枠組み

コンプライアンス管理の枠組みは、当行の義務に対するコンプライアンスの管理及びコンプライアンス・リスクの軽減に向けたアプローチを定めている。当該枠組みは、より広範なリスク管理戦略の不可欠な要素であり、内外の環境に対応し、かつ当行の戦略的なコンプライアンスの方向性を支えるものであることを確保するため、定期的に評価され、適宜強化されている。

当行は、コンプライアンス・リスクを積極的に管理するため、以下のコンプライアンス目標を定めている。

- ・当行の法律上の義務、規制上の要件、賛助している自主的な実務指針及び当行グループの方針（ウエストパック行動規範を含む。）を遵守すること
- ・コンプライアンスの管理、監視及び報告を行い、かつ違反、罰金若しくは罰則、又は規制上の認可の喪失の可能性を最小限に抑えるための枠組み、方針及びプロセスを構築すること
- ・不遵守の事案に対して適切な是正措置が講じられることを確保すること

#### xiv. 報酬

取締役会附属報酬委員会は、当行が、業績を考慮して各人に対して公正に、かつ責任を持って報酬を与えるとともに、当行のリスク管理の枠組み、法令及び最高基準のガバナンスを反映した、報酬に関する一貫した方針及びその運用慣行を備えることを確保することにより、取締役会を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、会計年度を通じて常設されており、4名の独立非業務執行取締役からなり、クレイグ・ダン氏が委員長を務めている。また、取締役会附属報酬委員会の全委員は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員も兼ねており、同委員会は報酬の枠組みへの有効なリスク管理の組み込みを補助している。

取締役会附属報酬委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・ウエストパック・グループ報酬方針（「当行グループ報酬方針」）について検討し、取締役会に勧告を行い、また当行グループ報酬方針の有効性並びに法令、規制及び健全性基準との整合性を評価すること
- ・CEO、非業務執行取締役、グループ業務執行役員、その他CEO直属の業務執行役員、その他銀行執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者、その他その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会附属報酬委員会が判断する人員、APRAが指定する人員及び取締役会が決定するその他あらゆる人員についての個別の報酬水準について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造を検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・CEOの報酬に関する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・グループ業務執行役員及びその他銀行執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者に対する短期及び長期変動報酬制度について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・株式ベースの報酬制度の承認について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ全体の一般的な報酬慣行を監督すること

取締役会附属報酬委員会は毎年、既定の事業の業績指標及び当行の財務健全性を考慮して変動報酬プールの規模を検討し、取締役会に勧告する。また、取締役会附属報酬委員会は、慎重な扱いを要すること、前例、又は開示に関する影響を理由として重要である個人又は集団に関して、当行グループ報酬方針外の報酬協定の承認を行う。さらに、取締役会附属報酬委員会は、報酬を決定する際、及び必要に応じて、上級業務執行役員の業績の検討及び評価を行う。

また、取締役会附属報酬委員会は、以下の場合に、変動報酬の削減（ゼロへの削減を含む。）を検討し、取締役会に勧告する。

- ・後発的な情報や事情により、当該株式付与の全部又は一部が正当ではなかったと判明した場合
- ・取締役会附属報酬委員会が、リスク若しくはコンプライアンスに関する不履行、不適切な顧客アウトカム、銀行執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者の説明責任に関する義務の不遵守又はその他同委員会が関連性があると考える事項により、調整が必要であると決定した場合

報酬のベンチマーク、市場慣行並びに新たな傾向及び規制改革を含む広範な問題に関する情報の提供を受けるため、取締役会附属報酬委員会は、社外の報酬コンサルタントを採用している。

取締役会附属報酬委員会は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会及び取締役会附属監査委員会にフィードバックを求め、これらの委員会により提起された問題を検討する。これには、報酬実績、報酬の調整、及び報酬とリスク管理の枠組みとの整合性に関するものが含まれる。

取締役会附属報酬委員会は、取締役会及びその他の取締役会附属委員会に対し、同委員会が把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係するあらゆる事項について情報を提供する。

当行の報酬の枠組みに関する更なる詳細については、第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(4)「役員の報酬等」の「報酬報告書」を参照のこと。取締役会附属報酬委員会は、報酬報告書を検討し、その承認を勧告する。

## リスク管理ガバナンス構造

当行のリスク管理ガバナンス構造は下表のとおりである。

取締役会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行グループの全体的なリスク管理の枠組み、リスク管理戦略及びリスク選好宣言の承認を行う</li> <li>・ リスク管理に関し、APRAへの年次申告を行う</li> </ul>
取締役会 附属リスク 及び コンプライ アンス 委員会 (「BRCC」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役会による、当行グループの全体的なリスク管理のためのリスクの枠組みの検討及び承認を支援する</li> <li>・ 当行グループのリスク管理戦略及びリスク選好宣言を検討し、これらについて取締役会に承認を勧告する</li> <li>・ 当行グループのリスク選好宣言に沿って当行グループのリスクの構造及び統制を検討し、監視する</li> <li>・ リスク管理の重要な枠組み、方針及びプロセスを検討し、承認する</li> <li>・ 取締役会により、CEO、CFO、CRO及び当行グループのその他の役員に委任された、信用リスクの承認に関する権限に課される制限及び条件を検討し、承認する</li> <li>・ 経済状況及び経営環境に関して予測される変化（新たに発生するリスクの検討を含む。）、並びに当行のリスク構造及びリスク選好に関連すると考えられるその他の要因を監視する</li> <li>・ 取締役会による、APRA健全性基準CPS220リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告を支援する</li> <li>・ 経営陣の決定権を超えたリスクを検討し、適切な場合には承認する</li> <li>・ 当行グループ内のコンプライアンス管理の監督に関して取締役会を支援する</li> </ul>
リスク 管理を行う その他の 取締役会 附属委員会	<p><b>取締役会附属監査委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する</li> </ul> <p><b>取締役会附属報酬委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する（リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。）</li> </ul> <p><b>取締役会附属テクノロジー委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行グループのテクノロジーに関する戦略（主要なテクノロジー・プログラムに関連するリスクを含む。）の実施を監督する</li> </ul>
経営陣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取締役会が承認した戦略を遂行する</li> <li>・ 承認されたリスク選好の範囲内で、当行グループの様々な戦略的目標及び業績目標を達成する</li> <li>・ 当行グループの持続可能性に関する問題への対応の指針となる意見表明書を承認する</li> <li>・ 各事業分野における主要リスク、自己資本充実度及び当行グループのレピュテーションを監視する</li> </ul>

<b>業務執行 リスク 委員会</b>	<b>ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・取締役会により承認されたリスク選好に照らして、当行グループ全体における重要なリスクの管理及び監督を主導する</li><li>・リスク管理の枠組みの有効性及びリスク管理戦略の実施を監督する</li><li>・当行グループの特定されたすべての重要なリスクに係るリスクの構造を監視し、検討する</li><li>・強固なリスク文化を形成し、促進する</li><li>・新たに発生するリスクを監督し、それらの影響の評価及び適切な対応策の実施に関する責任を割り当てる</li></ul>
	<b>ウエストパック・グループ資産・負債委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・当行グループ全体の資金調達及び流動性リスク・リワードの最適化を主導する</li><li>・資本のレベル及び品質が当行グループのリスク構造、事業戦略及びリスク選好と釣り合うことを確保するため、これらについて検討する</li><li>・流動性リスク管理の枠組み及び主要な方針を監督する</li><li>・当行の資金調達、流動性リスクの構造及びバランスシート・リスクの構造を監督する</li><li>・新たに発生する資金調達及び流動性リスク並びにそれらに対する適切な対応策を特定する</li></ul>
	<b>ウエストパック・グループ信用リスク委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・信用リスク管理の枠組み及びそれを支える主要な方針を検討し、監督する</li><li>・当行の信用リスクの構造を監督する</li><li>・新たに発生する信用リスクを特定し、その影響の評価に関する責任を割り当て、適切に対処する</li></ul>
	<b>ウエストパック・グループ市場リスク委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・市場リスク、株式リスク及び保険リスクに関するリスク管理の枠組み、並びに市場リスク管理に関する主要な方針を検討し、監督する</li><li>・取引及び非取引市場リスクの管理に関する方針及び制限を検討する</li><li>・市場リスク、株式リスク及び保険リスクの構造を検討し、監督する</li></ul>
	<b>ウエストパック・グループ・オペレーショナル・リスク及び金融犯罪委員会</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の枠組み、並びにそれを支える主要な方針を検討し、監督する</li><li>・当行のオペレーショナル・リスクの構造を監督する</li><li>・新たに発生するオペレーショナル・リスク及びその適切な対応策を特定する</li></ul>

<b>業務執行 リスク 委員会 (続き)</b>	<b>ウエストパック・グループ報酬監督委員会</b> ウエストパック・グループ報酬監督委員会の主要な役割には、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会が承認した当行グループの報酬方針の支えとなる報酬の枠組み、ガイドライン及び短期変動報酬プランを人事、リスク（コンプライアンスを含む。）、財務及び法務の観点から、かつ外部の要件に従って検討し、承認することにより、CEO、取締役会附属報酬委員会及び取締役会を補助する</li> <li>・当行グループの報酬に関する方針及び慣行の監督を、当該方針及び慣行が公正にかつ責任をもって個人に報いているかという観点から、顧客及び株主の利益、長期的な財務健全性及び健全なリスク管理に鑑みて監督する責任を果たす上で、取締役会附属報酬委員会及び取締役会を支援する</li> <li>・責任者、リスク及び財務管理担当従業員、重要なリスクテイクカー、並びにその活動が当行の財務健全性に影響を及ぼす可能性のある、グループ業務執行役員より下のレベルのその他の個人の報酬協定について、取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行う</li> <li>・当行グループの変動報酬プールの総額を決定する基準及び根拠について、取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行う</li> </ul>
	<b>健全性報告・コンプライアンス委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行グループ全体の観点から、当行グループによる健全性に関する要件の遵守及び監督当局への報告を監督する</li> <li>・健全性に関するコンプライアンスに係る違反、事案及び問題の効果的な管理（是正措置を含む。）を監督する</li> <li>・健全性に関するガバナンスに係る進行中の活動（健全性基準の変更を含む。）を監視し、検討する</li> </ul>
	<b>レピュテーション・リスク委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の事業運営において生じるレピュテーションに関する重要なリスクを伴う問題を、レピュテーションに関するリスク及び顧客への悪影響の軽減のために検討する</li> </ul>
	<b>ウエストパック・グループ金融犯罪リスク委員会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会により承認されたリスク選好の観点から、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策、賄賂及び腐敗防止、制裁並びに税の透明性を監督する</li> <li>・金融犯罪管理の枠組み、これを支える主要な方針、プログラム及び基準を検討し、監督する</li> <li>・当行の金融犯罪リスクの構造を監視し、監督する</li> <li>・新たに生じた金融犯罪リスク及びその適切な対応措置を特定する</li> </ul>
<b>リスク機能</b>	<b>リスク機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強固なリスク文化を促進する</li> <li>・リスク管理の枠組みの設計及び内容を管理する</li> <li>・リスク選好の構造及び対象範囲を定義する</li> <li>・リスク選好及び事業戦略に沿ったリスク管理を確保しながらリスク管理の枠組みを実行するための年次のリスク戦略を定義する</li> <li>・リスクに関する方針、手続及び限度を設定する</li> <li>・リスクの水準を測定し、報告する</li> <li>・リスク管理を監督し、リスク管理の方向性を提示する</li> </ul>
<b>独立 内部 レビュー</b>	<b>グループ監査</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクの管理統制の充足性及び有効性を検討する</li> </ul>
<b>部門別 事業分野 及び機能</b>	<b>事業分野及び機能</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認されたリスクに関する選好及び方針の範囲内で、各事業分野において発生するリスクを特定し、評価し、管理する責任を負う</li> <li>・適切なリスク管理及びコンプライアンスの統制、リソース及び自主評価プロセスを確立し、維持する</li> </ul>

## (2) 【役員 の 状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数：13名、女性の取締役及び業務執行役員の数：8名（女性の取締役及び業務執行役員 の割合：38%）

## (1) 取締役

(本書提出日現在(2019年12月20日)<sup>1</sup>。「当行の普通株式における関連持分」及び直接保有については、2019年9月30日現在)

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における関連持分(直接保有及び間接保有を含む) <sup>1</sup>	任 期
取締役兼取締役会議長(会長)	リンジー・マックステッド (Lindsay Maxsted)	1954年 5月21日	<p>在職期間：2008年3月より取締役。2011年12月より取締役会議長。（独立取締役）</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：トランスアーバン・グループの取締役（2008年3月より。2010年8月より会長）。BHPグループ・リミテッド及びBHPグループplcの各取締役（それぞれ2011年3月より）。</p> <p>その他の主な役職：アライン・キャピタル・プロプライアタリー・リミテッドのマネージング・ディレクター、及びベーカー心疾患・糖尿病研究所の理事。</p> <p>その他の役職：なし</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能 / 経歴：KPMGの元パートナーであり、2001年から2007年までKPMGのCEOを務めた。CEO就任以前の専門分野は事業再生であり、リンター・テキスタイルズ（アブラハム・ゴールドバーグ関連の会社）、ベル・パブリッシング・グループ、ボンド・ブリューイング、マクエワーズ・ハードウェア・アンド・ブラッシズを含む、数多くのオーストラリア最大級の破綻、ワークアウト及び経営再建に携わった。同氏はまた、ビクトリア州のパブリック・トランスポート・コーポレーションの元取締役及び取締役会議長である。</p>	23,680株	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理	ピーター・キング (Peter King)	1970年 3月27日	<p>在職期間：2019年12月2日よりマネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理。(社内取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：なし</p> <p>その他の主な役職：ウエストパック・スカラズ・リミテッドの取締役。</p> <p>その他の役職：なし</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：2019年12月、最高経営責任者代理に就任。当行グループで勤めた25年間、上級財務職を歴任した。かかる上級財務職には、首席財務担当役員(2014年から)が含まれ、当行の金融、税務、財務及び投資家向け広報活動を担当した。現職就任前は、3年間首席財務担当役員代理を務めたほか、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、トレジャリー及びファイナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって他の上級財務職を歴任している。</p> <p>同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。同氏は、公認会計士協会のフェローである。</p>	118,587株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取締役	ネリダ・シー ザー (Nerida Caesar)	1964年 8月24日	<p>在職期間：2017年9月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期： なし</p> <p>その他の主な役職：ワークプレイス・ギ ビング・オーストラリア・リミテッド (2019年6月より会長)及びスパーク・ インベストメント・ホールドコー・プロ プライアタリー・リミテッドの各取締 役。</p> <p>その他の役職：アイエックスキューピー・ リミテッドの諮問委員会のメンバー。エ キファックス・オーストラリア及び ニュージーランドのアドバイザー。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における 役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：30年以上にわたる幅広い事 業管理及び経営管理の経験を有する。同 氏は、2011年2月から2017年6月まで、 エキファックス(旧ベダ・グループ・リ ミテッド)のグループ・マネージング・ ディレクター兼最高経営責任者(オース トラリア・ニュージーランド担当)を務 めた。また、ゲノム・ワン・プロプライ アタリー・リミテッド及びストーン・ア ンド・チョーク・リミテッドの元取締役 である。</p> <p>同氏は以前、テルストラ・エンタープラ イズ・アンド・ガバメントでグループ・ マネージング・ディレクターとして、テ ルストラの法人顧客、政府顧客及びオ ーストラリアにおける大口のビジネス顧 客、並びに国際セールス部門を担当し た。また、テルストラ・ホールセールで グループ・マネージング・ディレクター を、それ以前には、エンタープライズ・ アンド・ガバメント担当エグゼクティ ブ・ディレクターとして、オーストラリ アにおける商品、サービス、及び顧客関 係を管理した。</p> <p>同氏は、IBMにおいても、20年間にわた り、オーストラリア国内及び国際的に、 幾つかの上級管理職及び営業担当(IBM のアジア太平洋向けインテル・サーバー 部門の副社長を含む。)を歴任した。</p>	13,583株	2019年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取 締 役	アリソン・ ディーンズ (Alison Deans)	1967年 11月14日	在職期間：2014年4月より取締役。（独立取締役） 上場企業における現在の役職及び任期： コクレア・リミテッド（2015年1月より）、及びラムゼー・ヘルスケア・リミテッド（2018年11月より）の各取締役。 その他の主な役職：SCEGGSダーリングスト・リミテッド、ザ・オブザーバーシップ・プログラム・リミテッド、及びデピュティー・グループ・プロプライアタリー・リミテッドの各取締役 その他の役職：マッキンゼー・アンド・カンパニーのシニア・アドバイザー及びCSIROイノベーション・ファンドのインベストメント・コミッティーのメンバー（メイン・シークエンス・ベンチャーズ）。 その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし 職能／経歴：電子商取引、メディア、及び金融サービスにおけるデジタル・ビジネスの構築及びデジタル変革に重点を置き、上級管理職として20年以上の経験を有する。この期間中、同氏は、イーコープ・リミテッドのCEO、ホイッツシネマズのCEO、並びにイーベイ・オーストラリア及びイーベイ・ニュージーランドのCEOを務めた。技術を基盤とした会社であるネタス・プロプライアタリー・リミテッドのCEOも歴任した。同氏は、2007年9月から2013年4月までソーシャル・ベンチャーズ・オーストラリアの独立取締役であり、2014年10月から2018年6月まで、キッキケイ・ホールディングス・プロプライアタリー・リミテッドの取締役を務めた。	14,392株	2020年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取締役	クレイグ・ダン (Craig Dunn)	1963年 10月3日	<p>在職期間：2015年6月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：テルストラ・コーポレーション・リミテッドの取締役(2016年4月より)。</p> <p>その他の主な役職：オーストラリア・バレエ会長。</p> <p>その他の役職：ブロックチェーン及び分散型台帳技術に関する国際規格技術委員会(ISO/TC307)の議長、及び金杜法律事務所のコンサルタント。</p> <p>その他ウエストパック関連企業における役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：2008年から2013年までのAMPリミテッドCEOとしての経験を含め、金融サービス業界において20年以上の経験を有する。また、過去にはファイナンシャル・リテラシー・オーストラリア・リミテッドの取締役、豪日経済委員会、ジョブズ・フォー・ニュー・サウス・ウェールズ、及びニュー・サウス・ウェールズ州政府のファイナンシャル・サービスズ・ナレッジ・ハブの各理事も務めた。ストーン・アンド・チョーク・リミテッド及び投資・金融サービス協会(現金融サービス評議会)の各議長も務めた。また、金融サービス諮問委員会、オーストラリア金融センター・フォーラム、消費者及び金融リテラシー・タスクフォースのメンバー並びにオーストラリア政府金融制度調査委員会のパネルメンバーも務めた。</p>	8,869株	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取 締 役	アニータ・ ファン (Anita Fung)	1960年 12月11日	<p>在職期間：2018年10月より取締役。（独立取締役）</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：香港交易及結算所有限公司の取締役（2015年4月より。香港上場）、中国建設銀行の取締役（2016年10月より。香港上場）及び恒隆地産有限公司の取締役（2015年5月より。香港上場）。</p> <p>その他の主な役職：香港機場管理局の理事。</p> <p>その他の役職：香港美術館・博物館諮問委員会の委員。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：2018年10月よりウエストパック・アジア諮問委員会の委員。</p> <p>職能／経歴：同氏は、HSBCにおける19年のキャリアを含め、銀行業界において30年を超えるキャリアを有する。HSBCにおいては、HSBCグループのグループ・ゼネラル・マネジャーを含む数々の上級管理職を務め、直近では2011年から2015年まで香港担当チーフ・エグゼクティブ・オフィサーであった。</p> <p>HSBC入社以前には、スタンダードチャータード銀行でトレジャリー及びキャピタル・マーケット業務に関するさまざまな役職を務めた。</p>	なし	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取締役	スティーブ ン・ハーカー (Steven Harker)	1955年6月 22日	<p>在職期間：2019年3月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期： なし</p> <p>その他の主な役職：バンキング&amp;ファイ ナンス・オース・リミテッド、ザ・ハン ガー・プロジェクト・オーストラリア、 ASXリフィニティブ・チャリティー・ ファウンデーション、ニュー・サウス・ ウェールズ・ゴルフ・クラブ・ファウン デーション・リミテッド、及びアスカ ム・スクール・リミテッドの各取締役。 その他の役職：アスカム・スクールのオ ノラリー・トレジャラー。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における 役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：投資銀行業界において35年 以上の経験を有する。1998年から2016年 までモルガン・スタンレー・オーストラ リアのマネージング・ディレクター及び 最高経営責任者を務め、その後、2019年 2月まで副会長を務めた。モルガン・ス タンレー入社前は、パークレイズ・デ ゼット・ウェド(BZW、現パークレイズ 証券)で15年間務めた。</p> <p>同氏は、オーストラリア金融市場協会 (AFMA)の元会長兼取締役であり、イン ベスタ・プロパティ・グループの元取 締役である。過去には、センター・ フォー・インターナショナル・ファイナ ンス・アンド・レギュレーションの理事 会のメンバーを務めた。また、フュー チャー・ファンド・オブ・オーストラリ アのガーディアンも歴任した。</p>	11,930株	2019年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取締役	ピーター・マリ リOTT (Peter Marriott)	1957年 5月8日	<p>在職期間:2013年6月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期: ASXリミテッドの取締役(2009年7月より)</p> <p>その他の主な役職:ASXクリアリング・コーポレーション・リミテッド、ASXセトルメント・コーポレーション・リミテッド、及びオーストラリア・リミテッドの各取締役。</p> <p>その他の役職:モナシュ大学カOUNシルのメンバー、及びモナシュ大学カOUNシルのリソース・アンド・ファイナンス・コミティーの議長。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期:なし</p> <p>職能/経歴:国際銀行業務、財務及び監査を含む金融業界において30年以上にわたる上級管理職の経験を有する。1993年にオーストラリア・ニュージーランド銀行グループ・リミテッド(ANZ)に入社し、1997年7月から2012年5月までチーフ・フィナンシャル・オフィサーを務めた。ANZ入社前は、KPMG ピート・マーウィックの銀行業務、財務、監査及びコンサルティング担当パートナーであった。過去に、ニュージーランドのANZナショナル・バンク・リミテッド及びANZの様々な子会社の取締役を務めた。</p>	39,071株	2019年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取 締 役	ピーター・ ナッシュ (Peter Nash)	1961年 12月18日	<p>在職期間:2018年3月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期: ジョンズ・リング・グループ・リミテッド(2017年10月より会長)、ミルバック・グループの取締役(2018年11月より)、及びASXリミテッド(2019年6月より)の各会長。</p> <p>その他の主な役職:リコンシリエーション・オーストラリア・リミテッド及びゴルフ・ビクトリア・リミテッドの各取締役。</p> <p>その他の役職:クーリ・ヘリテージ・トラスト及びオーストラリア移民評議会の理事。メルボルン大学現代中国研究センター諮問委員会の委員。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期:なし</p> <p>職能/経歴:1993年にKPMGオーストラリアのパートナーに加入し、2017年9月までKPMGのシニア・パートナーを務めた。</p> <p>直近では、2011年から2017年8月までKPMGオーストラリアのナショナル・チェアマンを務め、オーストラリアにおけるKPMGの全体的なガバナンス及び戦略的ポジショニングを担当した。同職在任中、KPMGのグローバル及びリージョナル・ボードのメンバーも務めた。</p> <p>同氏は、事業戦略、リスク管理、内部統制、業務プロセス及び規制変更を含む幅広いトピックに関してアドバイスを提供した経験を有する。また、連邦及び州レベルの多くの政府関連事業に対し、金融及び商業上のアドバイスを提供してきた。過去には、オーストラリア経営評議会及びその経済・規制委員会のメンバーも務めた。</p>	8,020株	2021年12月 まで

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) <sup>1</sup>	任 期
取締役	マーガレット (マー ギー)・シー ル (Margaret (Margie) Seale)	1960年9月 17日	<p>在職期間：2019年3月より取締役。(独立取締役)</p> <p>上場企業における現在の役職及び任期：テルストラ・コーポレーション・リミテッド(2012年5月より)及びセンター・グループ・リミテッド(2016年2月より)の取締役</p> <p>その他の主な役職：オーストラリアン・パシフィック(ホールディングス)・プロプライアタリー・リミテッドの取締役。</p> <p>その他の役職：オーストラリア公共サービス委員会センター・フォー・ラーニング・アンド・リーダーシップ諮問委員会のメンバー。</p> <p>その他ウエストパック関連団体における役職及び任期：なし</p> <p>職能/経歴：消費財、グローバル出版業、販売及びマーケティング、並びに伝統的なビジネスモデルからデジタル環境への移行の成功を含め、オーストラリア及び海外における上級業務執行役員としての役割において25年以上の経験を有する。非業務執行役員になる前は、ランダム・ハウス・オーストラリア・アンド・ニュージーランドのマネージング・ディレクター、並びにアジア・デベロップメント・フォー・ランダム・ハウス・インコーポレイティッドの社長を務めた。</p> <p>同氏は、ペンギン・ランダム・ハウス・オーストラリア・プロプライアタリー・リミテッドの元取締役であり、その後会長を務め、また、ラムゼー・ヘルスケア・リミテッド、バンク・オブ・クイーンズランド・リミテッド、及びオーストラリアン・パブリシャーズ・アソシエーションそれぞれの元取締役であった。</p> <p>また、チーフ・エグゼクティブ・ウィメン(スカラーシップ・コミティーの議長)、パワーハウス・ミュージアム、及びシドニー・ライタース・フェスティバルの理事会のメンバーも務めた。</p>	37,439株	2019年12月 まで

1 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者には、配偶者、被扶養者、及びその他特定の近親者、並びにトラス、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体が含まれる。

#### 2018年10月1日からの取締役の変更

- ・ピーター・ホーキンス氏は、2018年12月12日の当行の2018年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。
- ・スティーブン・ジョン・ハーカー氏は、2019年3月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役に任命された。
- ・マーガレット・レオーネ・シール氏は、2019年3月1日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役に任命された。
- ・ブライアン・ハルツァー氏は、2019年12月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者を退任した。
- ・ピーター・キング氏は、2019年12月2日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションのマネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理に任命された。
- ・イーウェン・クラウチ氏は、2019年12月12日の当行の2019年度定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。

## (2) 業務執行役員

(本書提出日現在(2019年12月20日)。「当行の普通株式における関連持分」、及び間接保有については、2019年9月30日現在)

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理	ピーター・キング (Peter King)	1970年 3月27日	<p>2019年12月、当行グループ最高経営責任者代理に就任。</p> <p>当行グループで勤めた25年間、上級財務職を歴任した。かかる上級財務職には、首席財務担当役員(2014年から)が含まれ、当行の金融、税務、財務及び投資家向け広報活動を担当した。</p> <p>現職就任前は、3年間首席財務担当役員代理を務めたほか、グループ・ファイナンス、ビジネス及びコンシューマー・バンキング、ビジネス及びテクノロジー・サービス、トレジャリー及びフィナンシャル・マーケットの各部門における役職を含め、当行グループ全体にわたって他の上級職を歴任している。</p> <p>同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。シドニー大学で経済学の学士号を取得しており、INSEADのアドバンスド・マネジメント・プログラムを修了している。同氏は、公認会計士協会のフェローである。</p>	118,587株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
首席情報担当役員	クレイグ・ブ ライト (Craig Bright)	1965年 1月31日	<p>2018年12月に首席情報担当役員に就任。テクノロジー及び金融サービスに関して30年を超える経験を有する。これまでに、リテール・バンキング、ビジネス・バンキング及びインベストメント・バンキングに関する部門別CIOの役職を歴任し、世界規模の複雑なテクノロジー関連業務を主導した。</p> <p>ウエストパック・グループ入行前には、シティグループのグローバル・コンシューマー・バンク担当チーフ・テクノロジー・オフィサーであった。同氏は、技術系従業員の部署のリーダーとして、クラウド及びモバイルファースト戦略を実行し、デジタル・チャネルや世界中のシティ・スマート・バンキングのフォーマットの構成を支えた。また、ロンドンのパークレイズ、ナショナル・オーストラリア銀行及びアーンスト・アンド・ヤングにおいても上級職を務めた。</p> <p>同氏は、モナシュ大学でコンピュータ学の学士号、ロイヤルメルボルン工科大学でコンピュータ・フィールド・サービスの修了証書を取得している。</p>	132,151株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
ウエスト パック・イ ンスティ チューシ ョナル・バ ンク担当最 高責任者	リン・コブ リー (Lyn Cobley)	1962年 11月8日	<p>2015年9月にウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者に就任。同氏は、企業、各種機関及び政府顧客とウエストパック間の国際的な取引を担当するほか、金融及び資本市場におけるすべての金融商品、トランザクショナル・バンキング（取引銀行型モデル）、ストラクチャード・ファイナンス並びに運転資金の支払いを担当。また、当行のインターナショナル及び太平洋地域の事業を監督する。</p> <p>同氏は、金融サービス業界において、27年以上の経験を有する。当行に入行前は、オーストラリア・コモンウェルス銀行において様々な上級職を歴任した。これには、2007年から2013年までグループ財務部長を務めたことや直近ではリテール商品及びサードパーティバンキング担当のエグゼクティブ・ゼネラル・マネジャーを務めたことが含まれる。また、オーストラリアのパークレイズ・キャピタル並びにオーストラリア及びアジア・太平洋地域のシティバンクで複数の上級職を歴任し、トレーディング・ルーム（マッコーリー銀行及びフェアファックスの合併会社）のCEOを務めた。</p> <p>同氏は、オーストラリア金融市場協会（AFMA）、バンキング・アンド・ファイナンス・オース及びウエストパック・ファウンデーションの各取締役会のメンバーである。また、ウエストパック・アジア諮問委員会の議長、また、チーフ・エグゼクティブ・ウィメンのメンバーも務めている。</p> <p>同氏は、マッコーリー大学で経済学の学士号を取得しており、オーストラリア金融サービス協会のシニア・フェローであり、オーストラリア会社取締役協会を卒業している。</p>	110,717株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
法務及び秘書役担当グループ業務執行役員	レベッカ・リム (Rebecca Lim)	1972年 3月17日	<p>2016年10月、世界各地における法務及び秘書関連の業務を担当する当行のグループ業務執行役員に就任した。2011年11月にはグループ法律顧問に、2013年から2017年までは首席コンプライアンス担当役員に任命されていた。</p> <p>同氏は、2002年に当行に入行して以来、セント・ジョージの人事担当ゼネラル・マネジャー及びセント・ジョージ・プライベート・クライアント担当ゼネラル・マネジャーを含め、その他の様々な上級指導職を歴任した。</p> <p>同氏は、ブレイク・ドーン・ワールドロン法律事務所（現アシャースト法律事務所）でキャリアをスタートさせた後、米国の法律事務所であるスキャデン・アープスに入所し、ニューヨーク及びロンドンで勤務した。その後、ロンドンにおいてゴールドマン・サックスで投資銀行業務担当の社内勤務を経て、オーストラリアに戻り、当行に入行した。</p> <p>GC100エグゼクティブ・コミッティの副議長、及びチーフ・エグゼクティブ・ウィメンのメンバーである。</p>	45,216株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
ビジネス部門担当最高責任者	ギリエルメ (ギル)・リ マ (Guilherme (Guil) Lima)	1974年 7月26日	<p>2019年12月、ビジネス部門担当最高責任者に就任。ビジネス部門は、オーストラリアの小規模事業、商業、農業関連の事業者及び個人向け資産管理の顧客を支援し、当行、セント・ジョージ、バンクSA、及びバンク・オブ・メルボルンの各ブランドに対し広範な銀行業務及び資産管理業務を提供している。また、同部門は、プラットフォーム、投資及び運用事業を通して、BT及びアスガルドのブランドに対し、退職年金制度を含む、顧客の投資ニーズを支援している。</p> <p>同氏は、香港、ブラジル、イギリス、米国、スペイン、及びオランダにおける銀行業務業界及びコンサルティング業界で、22年の経験を有する。現職就任前は、HSBC香港でウェルス・マネジメント部門のグループヘッドを務めた。マッキンゼー・アンド・カンパニーで合計10年間勤めた後、ロンドンでストラテジー部門のグループヘッドとしてHSBCでのキャリアをスタートさせた。ジェトゥリオ・ヴァルガス財団（FGV）のジェネラル・マネジメント・アンド・ファイナンスで経営学の学士号を取得しており、ハーバード大学ビジネススクールのストラテジー、コーポレート・ファイナンス、及びインベストメント・マネジメントで経営学の修士号を取得している。</p>	なし <sup>3</sup>	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
コンシュー マー部門担 当最高責任 者	デイビッド・ リンドバーグ (David Lindberg)	1975年 3月11日	<p>2019年4月にコンシューマー部門担当最高責任者に就任し、消費者・顧客とのエンドツーエンド関係の管理を担当。これには、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン、ピーティー、及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、銀行業務及び保険関連の商品及びサービスが含まれる。現職就任前は、同氏は、当行、セント・ジョージ、バンク・エスエー及びバンク・オブ・メルボルンの各ブランドのために、ビジネス顧客との当行グループの関係を管理していた。</p> <p>その前は、同氏は、当行グループの消費者向け及び企業向け商品の首席商品担当役員を務め、且つ当行グループのデジタル業務の監督を担当した。2012年に当行に入行する前は、オーストラリア・COMMONWEALTH銀行でカード、支払い及びリテール戦略担当のエグゼクティブ・ゼネラル・マネジャーを務めた。さらに、過去には、オーストラリア及びニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッドの戦略、マーケティング及び顧客セグメンテーションのマネージング・ディレクター、並びにファースト・マンハッタンのヴァイス・プレジデント兼オーストラリア担当最高責任者を務めた。</p>	82,671株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
顧客及び法人関係担当 グループ業務執行役員	キャロリン・マッキャン (Carolyn McCann)	1972年 1月3日	<p>2018年6月に、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員に就任。本部門は、当行グループの顧客との関係を管理する上での高いサービス水準の設定及び顧客関連問題の迅速な解決の重要性を認識し、当行グループの総務、コミュニケーション、及び持続可能性に関する機能と並行して、顧客に関する問題解決及び報告の管理をまとめている。</p> <p>同氏は、2013年に総務及び持続可能性担当ゼネラル・マネジャーとして当行グループに入行し、同職在任中、100万豪ドルのウエストパック・スカラズ・トラスト（旧ウエストパック200周年基金）の立上げを含め、当行グループの200周年プログラムを主導する有益な役割を果たした。</p> <p>当行入行前には、インシュアランス・オーストラリア・グループに13年間勤め、総務及び投資家関係担当グループ・ゼネラル・マネジャーを含むさまざまな役職を務めた。同氏は、コンサルティング業からキャリアをスタートさせており、金融サービスに関して幅広い経験を有する。</p>	59,253株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
ウエスト パ ッ ク ・ ニュージー ランド最高 経営責任者	デイビッド・ マクリーン (David McLean)	1958年 3月14日	2015年2月にウエストパック・ニュー ジーランド最高経営責任者に就任。1999 年2月に当行に入行して以来、ニュー ジーランドの借入資本市場担当の最高責 任者、プライベート・ウェルス・アン ド・インシュアランス・ニュージーラン ドのゼネラル・マネジャー、及びウエス トパック・インスティテューショナル・ バンク・ニュージーランドの最高責任 者、並びに直近ではウエストパックの ニューヨーク支店のマネージング・ディ レクターを含む多数の上級職を歴任。 当行に入行前は、同氏は、1994年よりド イチェ・モルガン・グレンフェルで資本 市場担当取締役であった。また、ドイツ 銀行のニュージーランド支店を設立し、 ニュージーランドの常駐支店長を務め た。1988年に同氏は、資本市場担当業務 執行役員としてサウスパック/ナシヨナ ル・バンクに入行した。その前は、独立 開業弁護士として働き、1985年よりナ ットウエストNZの顧問弁護士を務めた。	9,613株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
人事担当グループ業務執行役員	クリスティー ン・パーカー (Christine Parker)	1960年 6月6日	<p>2011年10月に、当行のグループ業務執行役員に任命された。人事担当グループ業務執行役員として、当行グループの人事機能を主導し、当行のサービス中心な、及びインクルーシブな文化の強化、最高の人材の獲得及び維持、将来のために従業員のスキルを育てる研修及び開発、報酬及び表彰並びに従業員の健康及び福祉の保証を担当している。また、当行グループのカスタマー・アドボケイト機能を、コーポレート・コミュニケーションを監督し、文化及び行動に関してCEO及び取締役会を支援している。また、銀行執行役員の説明責任体制室も担当している。</p> <p>2007年にウエストパックに入行して以来、人事担当グループ・ゼネラル・マネジャー及びウエストパック・ニュージーランド・リミテッドの人事担当ゼネラル・マネジャーを含むさまざまな上級指導職を歴任。ウエストパックに入行する前は、カーター・ホルト・ハーベイ及びレストラン・ブランド・ニュージーランドを含む幅広い業界の数々の有名組織において人事関連の上級職を務めた。</p> <p>過去には、ウィメンズ・コミュニティ・シェルターズの取締役を務め、現在、チーフ・エグゼクティブ・ウィメンのメンバー、セント・ジョージ・ファウンデーションの総裁及び退役軍人雇用に関する産業諮問委員会の委員を務めている。</p>	29,627株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
首席リスク 担当役員	デイビッド・ スティーブン (David Stephen)	1964年 9月11日	2018年10月に、当行グループ全体のリスク管理及びコンプライアンス関連活動を担当する首席リスク担当役員に就任。 同職就任前には、同氏は、2010年にロイヤルバンク・オブ・スコットランド（RBS）にデピュティ・チーフ・リスク・オフィサーとして入行した後、2013年よりRBSのチーフ・リスク・オフィサーを務めていた。また、過去には、ANZのチーフ・リスク・オフィサー及びクレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ銀行のチーフ・クレジット・オフィサーをはじめとして、英国、米国、香港及びオーストラリアのリテール銀行及び投資銀行の両方でその他の上級職を務めた。 同氏は、モナシュ大学で銀行及び金融ビジネスの学士号を取得しており、国際金融リスク協会及びオーストラリア金融サービス機構（FINSIA）両方の理事でもある。	135,929株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通 株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
首席財務担 当役員代理	ギャリー・ サーズビー (Gary Thursby)	1962年 7月23日	<p>2019年12月に首席財務担当役員代理に就任。同氏は、当行の金融、グループ監査部門、税務、財務、投資家向け広報活動、戦略、並びに法人向け及び企業向け開発を担当している。</p> <p>現職就任前、最高執行責任者に就任し、その前は、2016年10月から戦略及び企業向けサービス担当グループ業務執行役員を務めた。</p> <p>2008年に当行に入行する前は、オーストラリア・コモンウェルス銀行において、リテール・バンクの副CFO及びCFOを含む多数の上級金融職を歴任した。同氏は、金融、M&amp;A及び大規模なプログラム提供を含む、金融サービスにおける20年以上の経験を有している。同氏は、デロイト・トウシュ・トーマツでそのキャリアをスタートさせた。</p> <p>同氏は、南オーストラリア州のフリンダース大学で経済学の学士号及び会計学の修士号を取得しており、公認会計士協会のフェローである。</p>	108,354株	該当なし

役 職	氏 名	生年月日	略 歴	当行の普通株式における 関連持分 <sup>1</sup> (直接保有及び 間接保有 <sup>2</sup> を 含む)	任 期
企業向け サービス担 当最高責任 者代理	アラスデア・ ウェルシュ (Alastair Welsh)	1965年 9月24日	2019年12月2日に、ビジネス部門担当最高責任者代理に就任。同氏の役割は、当行グループのサービス・レゾリューションの提供を促進することを目的としており、当行グループの事業をサポートするサービスを提供している。また、同氏の役職には、銀行業務、アドバイス及びグループの改善、調達、不動産及び企業投資も含まれる。 同氏は、イギリス、ニュージーランド、及びオーストラリアにおける銀行業務業界で、30年以上の経験を有する。1992年にウエストパック・ニュージーランドに入行してから、リレーションシップ・マネジメントからスモール・ビジネス・バンキング、BTファイナンシャル・グループ、及びビジネス・バンキングにおける指導的立場まで、様々な役割を歴任。現職就任前、ビジネス部門担当最高責任者代理を務めた。	37,256株	該当なし

- 一部の業務執行役員は、当行の普通株式に関して、業績連動型新株引受権（行使価格がゼロのオプション）及び制限株式も保有している。
- 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者には、配偶者、被扶養者、及びその他特定の近親者、並びにトラス、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体が含まれる。
- 2019年12月2日現在の、「当行の普通株式における関連持分」及び直接保有。

## 2018年10月1日からのグループ業務執行役員の変更

- ・デイビッド・リーズ氏は、2018年10月1日をもって、経営陣から外れ、副首席財務担当役員に復職した。
- ・デイビッド・スティーブン氏は、2018年10月1日付けで、リスク管理及びコンプライアンスを担当する首席リスク担当役員の職務を開始した。
- ・2018年10月1日以降、レベッカ・リム氏の役職は、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員となった。同氏のそれまでの役職は、コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員であった。
- ・クレイグ・ブライト氏は、2018年12月4日付けで首席情報担当役員の職務を開始した。
- ・デイブ・カラン氏は、2018年12月4日付けで首席情報担当役員を退任した。
- ・アラスデア・ウェルシュ氏は、2019年4月にビジネス部門担当最高責任者代理に任命された。2019年12月2日付けで、企業向けサービス担当グループ業務執行役員代理に任命された。
- ・ブラッド・クーパー氏は、2019年4月1日付けでBTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者を退任した。
- ・ジョージ・フラジス氏は、2019年4月1日付けでコンシューマー・バンク部門担当最高責任者を退任した。
- ・デイビッド・リンドバーグ氏は、2019年4月にコンシューマー部門担当最高責任者に任命された。
- ・ギャリー・サズビー氏は、2019年4月に最高執行責任者に任命された。2019年12月2日付けで、首席財務担当役員代理に任命された。
- ・ピーター・キング氏は、2019年12月2日付けで、当行のマネージング・ディレクター兼最高経営責任者代理に任命された。
- ・ブライアン・ハルツァー氏は、2019年12月2日付けで、マネージング・ディレクター兼最高経営責任者及び当行の取締役を退任した。
- ・ギリエルメ（ギル）・リマ氏は、2019年12月2日付けで、ビジネス部門担当最高責任者として当行グループに入行した。

(3) 【監査の状況】

(a) 監査委員会

第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)「コーポレート・ガバナンスの概要」の「取締役会附属監査委員会」を参照のこと。

(b) 監査報酬の内容等

外国監査公認会計士等に対する報酬の内容

単位：千豪ドル（百万円）

区 分	当連結会計年度		前連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社	28,346 (2,064)	4,045 (295)	20,035 (1,641)	3,774 (309)
連結子会社	3,023 (220)	277 (20)	3,302 (270)	409 (34)
計	31,369 (2,285)	4,322 (315)	23,337 (1,911)	4,183 (343)

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

その他重要な報酬の内容

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。

監査報酬の決定方針

第一部 第5 3「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)のx「財務報告」を参照のこと。

(4) 【役員の報酬】

報酬報告書

1. 主要経営陣（KMP）

当行グループの主要な経営陣（KMP）の報酬は、本書において開示されている。2019年度においては、KMPは、下表に示すとおり、CEO、グループ業務執行役員及び非業務執行取締役で構成されていた。KMPは、当該事業体の取締役（執行役員であるか否かを問わない。）を含む、事業体の活動を直接又は間接に計画、指示、及び管理する権限及び責任を有する者と定義される。

氏名	役職	KMPを務めた期間
<b>マネージング・ディレクター兼最高経営責任者</b>		
ブライアン・ハルツァー	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	通年
<b>現グループ業務執行役員</b>		
クレイグ・ブライト	首席情報担当役員	2018年12月4日就任
リン・コブリー	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク 担当最高責任者	通年
ピーター・キング	首席財務担当役員	通年
レベッカ・リム	法務及び秘書役担当グループ業務執行役員	通年
デイビッド・リンドバーグ <sup>1</sup>	コンシューマー部門担当最高責任者	通年
キャロリン・マッキン	顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	通年
デイビッド・マクリーン	ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者	通年
クリスティーン・パーカー	人事担当グループ業務執行役員	通年
デイビッド・スティーブン	首席リスク担当役員	通年
ギャリー・サースビー <sup>2</sup>	最高執行責任者	通年
アラスデア・ウェルシュ <sup>3</sup>	ビジネス部門担当最高責任者代理	2019年4月1日就任
<b>元グループ業務執行役員</b>		
ブラッド・クーパー	BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者	2019年4月1日退任
デイブ・カラン	首席情報担当役員	2018年12月4日退任
ジョージ・フラジス	コンシューマー・バンク部門担当最高責任者	2019年4月1日退任
<b>現非業務執行取締役</b>		
リンジー・マックステッド	議長	通年
ネリダ・シーザー	取締役	通年
イーウェン・クラウチ	取締役	通年
アリソン・ディーンズ	取締役	通年
クレイグ・ダン	取締役	通年
アニータ・ファン	取締役	通年
スティーブン・ハーカー	取締役	2019年3月1日就任
ピーター・マリ奥特	取締役	通年
ピーター・ナッシュ	取締役	通年
マーガレット・シール	取締役	2019年3月1日就任
<b>元非業務執行取締役</b>		
ピーター・ホーキンス	取締役	2018年度定時総会の 終了後、2018年12月 退任

- 1 デイビッド・リンドバーグ氏は、2019年4月1日にコンシューマー部門担当最高責任者として任命されるまで、ビジネス・バンク部門担当最高責任者であった。
- 2 ギャリー・サースビー氏の任務及び役職は、2019年4月1日に戦略及び企業向けサービス担当グループ業務執行役員から最高執行責任者に変更された。
- 3 アラスデア・ウェルシュ氏は、2019年4月1日にビジネス部門担当最高責任者代理として任命されるまで、コマース・バンキング部門担当ゼネラル・マネージャーであった。

## 2. 2019年度業務執行役員の報酬の枠組み

当行の目標及び戦略の提供は、当行の報酬戦略、報酬原則、及び報酬の枠組みによってサポートされている。

### 当行の目標及び戦略

当行の目標は、顧客、地域社会及び人々の繁栄及び成長を支援し、世界の優れたサービス会社の1つとなることである。当行の戦略は、深い持続的な関係を顧客と構築すること、地域社会におけるリーダーとなること、最高の人材が働きたいと考える場所となること、及びその中で株主に対して持続的な利益を提供することによって、当行の目標を達成しようと努めるものである。

### 報酬戦略

当行の報酬戦略は、健全なリスク管理及びガバナンスに関する原則に従うとともに、高い業績の達成並びに当行の顧客及び株主のために優れた長期的な成果を提供することに対して報いることにより、有能な従業員を引き付け、引き留めることを目的として設計されている。

### 報酬原則

報酬戦略は、以下の原則によって支えられている。

- ・ 報酬を顧客及び株主の利益と一致させること
- ・ 適切なリスク文化及び従業員の行動を支えること
- ・ 当行の戦略及び目標に沿って、行動及び業績に応じた報酬の差別化を行うこと
- ・ 市場競争力のある公正な報酬を提供すること
- ・ 有能な従業員の採用及び留保を可能にすること
- ・ 報酬のリスク調整を可能にすること
- ・ シンプル、柔軟かつ透明性のあるものとする

## 業務執行役員の報酬の要素

固定報酬	短期変動報酬 (STVR)	長期変動報酬 (LTVR)
<b>目的</b>		
市場競争力のある公正な報酬を提供することで高い能力を有する業務執行役員を引き付け、引き留めること。	報酬の一部が変動し、リスクがあり、当行の戦略的優先事項を支える財務及び財務以外の指標に関する合意された計画目標の達成と連動するものであることを保証する。STVR実績は、年初に合意された目標に対する業績に応じて、目標のゼロパーセントから100パーセントの範囲に及ぶことがあり、又は顕著な業績が達成された場合には、100パーセント(目標の150パーセントを上限とする。)を超えることがある。	グループの持続的な業績の提供に報いることによって、長期にわたって、業務執行役員の責任及び報酬を、長期的な株主利益と一致させること。
<b>提供</b>		
現金給与、給与の天引き及び退職年金拠出金により構成される。	前年度の業績評価に基づき、現金(50パーセント)及び制限株式 <sup>1</sup> (50パーセント)により付与される。制限株式は、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、付与から1年ないし2年後に、同等の比率で権利確定する。	相対的TSR <sup>2</sup> 及び現金ROE <sup>3</sup> の業績目標の達成、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。
<b>業績との調整</b>		
オーストラリア国内外の金融サービス業界の市場ベンチマーク、また、業務執行役員の任務の規模、責任及び複雑さ、並びに技能及び経験を参照して設定される。  個人の業績は、固定報酬の調整に影響する。	業績は、以下により構成されるバランスト・スコアカードを使用して評価される。 ・当行の主要な戦略的優先事項とつながりのある財務及び財務以外の指標 ・コンダクト(行動)、リスク及びレピュテーション事項、人的管理事項並びに取締役会が決定するその他の事項に関する、実績の増減(ゼロにすることを含む。)の調整をサポートする調節者モディファイア	業績は、以下に照らして評価される。 ・同業他社と比較した当行の業績の相対的指標である、相対的TSR(50パーセント)(4年間にわたり測定される。) ・株主価値を創出しつつ資本コストを上回る利益を達成することに報いることを目的とする、現金ROE(50パーセント)(3年間及び追加の1年の確定留保期間にわたり測定される。)
<b>株主との調整</b>		
CEOは、年金を除く年間固定報酬の5倍相当、グループ業務執行役員は、1.2百万豪ドル相当の最低株式保有要件がある。CEO及びグループ業務執行役員がそれぞれ任命されてから5年以内に当該要件を満たさなければならない。	STVR報奨の半分は、中期的に株主との調整を支援するために、最長2年間株主持分に繰り延べる。	LTVRは、完全に株式で提供され、相対的TSR及び現金ROEの業績目標は、長期的な株主利回り及び価値創造に沿って調整される。

- 1 オーストラリア国外のグループ業務執行役員が、繰延STVRを、業績目標のない新株引受権として受ける。
- 2 2020年度LTVRプランにおいて業績目標は、相対的TSRである。
- 3 現金ROEは、現金利益ベースの株主資本利益率である。現金利益は、AASに従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記2を参照のこと。

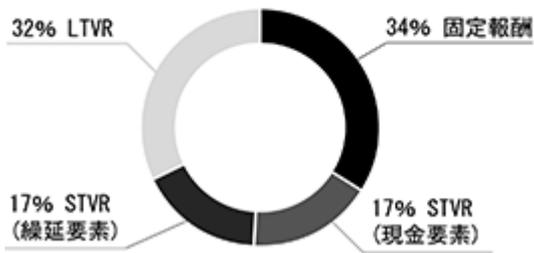
## 2.1 リスク

当行の報酬協定は、効果的なリスク管理、適切なリスクベースの利益の生成、並びに多様な複雑性及び満期構成を備えた製品を導入している当行の事業に関連したリスク特性をサポートするよう、設計及び管理されている。

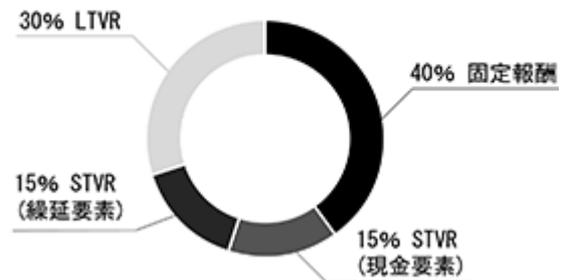
- ・報酬実績：当行グループ及び各部門の業績は、当行グループのリスク選好度ステートメントに沿って、リスクがどのように管理されているかを参照して検討及び測定され、その結果は報酬実績に影響を及ぼす。考慮される主要なリスクには、資本、信用、市場、株式、流動性、保険、リスク文化、評判と持続可能性、コンダクト、オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスク、並びに金融犯罪が含まれる。さらに、STVR実績は、取締役会がスコアカード・モディファイアを適用することを通じて、関連するリスク関連事項の影響を受ける。スコアカード・モディファイアは、CEO及びグループ業務執行役員に対する個別のリスク評価によって一部知らされる。
- ・変動報酬プール：取締役会は毎年、当行グループの実績に資金を提供する変動報酬プールの規模を決定する。これは、当連結会計年度における当行グループの業績と、十分な自己資本の成長を維持しつつ、株主と従業員の間で利益をどのように配分すべきかを評価した結果に基づいている。当行グループの変動報酬プールは、財務リスク実績を含む財務実績を反映している。また、当行グループの変動報酬プールを配分する際には、様々な財務及び財務以外のリスク指標及び顧客アウトカムも考慮に入れることもある。
- ・義務的リスク及びコンプライアンス要件：個人は、行動が当行の価値観及び行動規範に沿っていること、並びに個人がその役割及び事業のリスク及びコンプライアンス要件を満たしていることを要求する最低要件の関門を満たしている場合にのみ、固定報酬調整、STVR及びLTVRを受ける資格がある。
- ・報酬調整(過年度事項)：取締役会は、その見解で、報奨の全部又は一部が適切でなかったことが明らかとなった事態又は情報がある場合には、過年度に生じた事項について、未確定の繰延変動報奨のすべての形態を、ゼロを含む下方に調整することができる。下方調整が適切であると決定し、調整の量を決定した後、通常、取締役会は、まず現在の業績期間についてSTVRに照らしてその調整を適用する。当年度のSTVRに対する調整が不十分であるか又は利用できない場合、取締役会は、未確定の繰延変動報奨に調整を適用することができる。クローバックは、2019年10月1日以降に開始された業績期間に関して行われた報奨について、一定の限定された状況において、既得の繰延変動報奨を回収するための追加的なメカニズムを提供している。現在、取締役会は、クローバックは、2019年10月1日以降に発生した関連する行動についてのみ検討されることを意図している。

## 2.2 2019年度の報酬リスク<sup>1</sup>

最高経営責任者及びグループ業務執行役員  
(管理職能グループ業務執行役員を除く。)

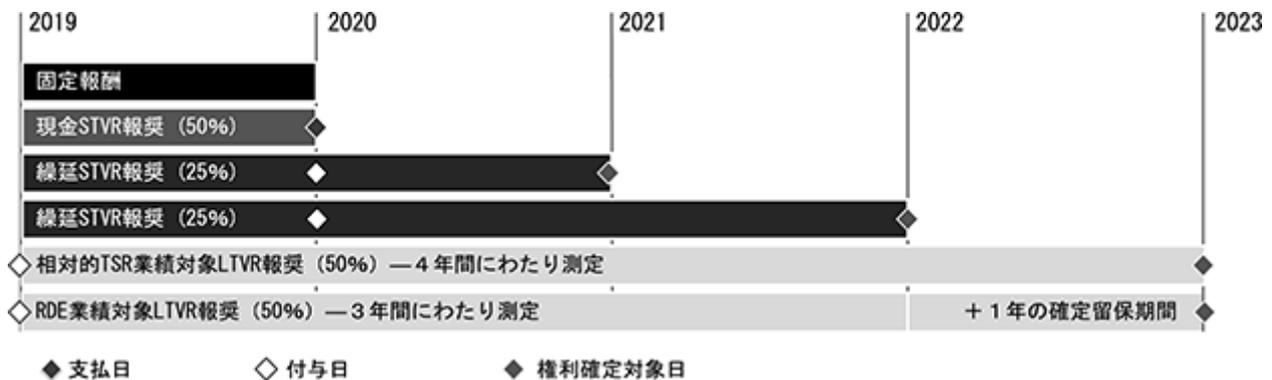


管理職能グループ業務執行役員<sup>2</sup>



- 1 LTVRに関する公平な価値方法論に基づく。
- 2 首席リスク担当役員、グループ業務執行役員、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員、並びに首席財務担当役員が含まれる。

## 2.3 2019年度の潜在的報酬の予定



### 3. 2019年度報酬実績及び業績との一致

#### 3.1 2019年度報酬実績の概要<sup>1</sup>

<p><b>短期変動報酬</b></p>	<p>CEOの2019年度スコアカード注力領域に照らした業績の評価は、当行グループの業績を反映して、目標の60パーセント（上限の40パーセント）の結果となった。これには、スコアカード内の財務以外のリスク指標についてゼロとなった結果も含まれる。</p> <p>かかる評価にかかわらず、CEOは取締役会に対し、本年度の自己のSTVRを見合わせることを勧告した。取締役会はこの問題を別途検討し、2019年度のSTVRをゼロとしたことは、財務以外のリスクや財務の実績が低かったことだけでなく、王立委員会で取り上げられたものを含め、顧客アウトカムの一部が低かったことについても説明責任を反映するために適切であると判断した。取締役会は、セクション3.5に概説されているように、モディファイアを通じてCEOのSTVR報奨を調整した。</p> <p>当行の戦略的優先事項は、関連するその他の部門又は機能別の指標と組み合わせて、CEOからグループ業務執行役員に連結されている。グループ業務執行役員のSTVR実績は、2019年度STVR目標付与額のゼロパーセントから83パーセントに分布している。</p> <p>財務以外の指標の2019年度スコアカード実績は、グループ業務執行役員についてもゼロに減少した。さらに、時には2019年度STVR実績をゼロまで減少させ、当行グループに影響を及ぼした重要なリスク及びコンプライアンス事項を受け、2名のグループ業務執行役員及び2名の元グループ業務執行役員に報酬の下方調整が適用された。</p> <p>2019年度STVR報奨の50パーセントは2年間、勤続を条件とし、調整にかかる。</p> <p>さらに、取締役会は、2名の元グループ業務執行役員に対して過年度に付与された繰延STVRの一部に下方調整を適用する裁量権を行使した。</p>																										
<p><b>長期変動報酬</b></p>	<p>2016年度LTVRの相対的TSR及び現金EPS<sup>1</sup>の業績目標は満たされなかったため、2019年度に権利確定したLTVRはなかった。取締役会は、当該期間における当行グループの業績を考慮すれば、かかる結果は適切であると判断した。LTVRは4年連続で権利確定していない。</p> <p>下表は、2019年度に業績期間末に達した、CEO及びグループ業務執行役員に対する2016年度LTVR報奨の権利確定実績を示している。</p> <table border="1" data-bbox="395 1155 1359 1585"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業績目標</th> <th rowspan="2">業績開始日</th> <th rowspan="2">テスト日</th> <th colspan="2">業績</th> <th rowspan="2">結果</th> <th rowspan="2">権利確定</th> <th rowspan="2">失効</th> </tr> <tr> <th>閾値</th> <th>上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>TSR報奨の50%</td> <td>2015年10月1日</td> <td>2019年10月1日</td> <td>複合TSR指標と同等</td> <td>21.55で複合TSR指標を上回る（例えば、5%のCAGR<sup>2</sup>）</td> <td>当行： 14.508 指標： 17.549</td> <td>0%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>EPS報奨の50%</td> <td>2015年10月1日</td> <td>2018年10月1日<sup>3</sup></td> <td>4.0%のCAGR</td> <td>6.0%のCAGR</td> <td>(1.6%の)CAGR</td> <td>0%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	業績目標	業績開始日	テスト日	業績		結果	権利確定	失効	閾値	上限	TSR報奨の50%	2015年10月1日	2019年10月1日	複合TSR指標と同等	21.55で複合TSR指標を上回る（例えば、5%のCAGR <sup>2</sup> ）	当行： 14.508 指標： 17.549	0%	100%	EPS報奨の50%	2015年10月1日	2018年10月1日 <sup>3</sup>	4.0%のCAGR	6.0%のCAGR	(1.6%の)CAGR	0%	100%
業績目標	業績開始日				テスト日	業績				結果	権利確定	失効															
		閾値	上限																								
TSR報奨の50%	2015年10月1日	2019年10月1日	複合TSR指標と同等	21.55で複合TSR指標を上回る（例えば、5%のCAGR <sup>2</sup> ）	当行： 14.508 指標： 17.549	0%	100%																				
EPS報奨の50%	2015年10月1日	2018年10月1日 <sup>3</sup>	4.0%のCAGR	6.0%のCAGR	(1.6%の)CAGR	0%	100%																				

1 現金EPSは1株当たりの現金利益である。現金利益は、AASに従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記2を参照のこと。

2 複合年間成長率。

3 現金EPS業績目標のある新株引受権は、2018年9月30日に業績期間が終了し、2019年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となった。

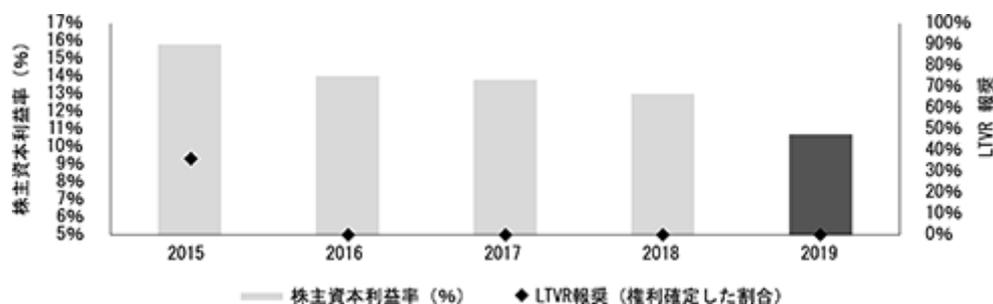
### 3.2 当行グループの業績<sup>1</sup>

下表は、直近5年間の当行グループに関する重要な業績指標及び変動報酬実績の概要を示している。

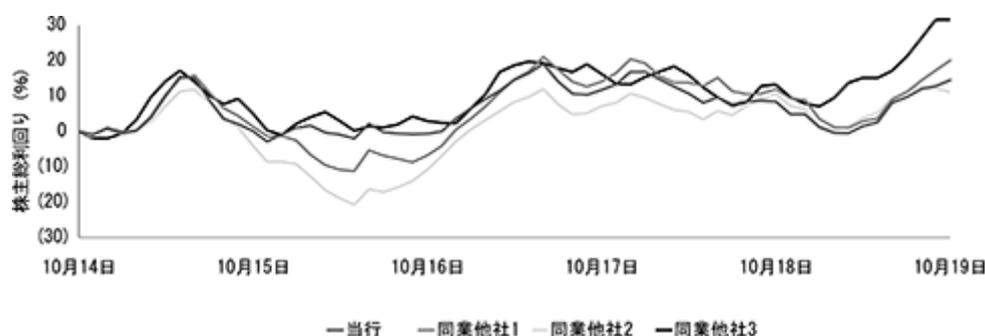
	9月30日に終了した年度				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
CEO STVR報奨（目標に対する割合）	0%	77.50%	111%	97%	108%
グループ業務執行役員平均STVR（目標に対する割合）	56%	87%	109%	95%	106%
LTVR報奨（権利確定した割合）	0%	0%	0%	0%	36%
現金利益 <sup>1</sup> （百万豪ドル）	6,849	8,065	8,062	7,822	7,820
法定利益（百万豪ドル）	6,784	8,095	7,990	7,445	8,012
経済的収益 <sup>2</sup> （百万豪ドル）	1,619	3,444	3,774	3,774	4,418
現金ROE	10.75%	13.00%	13.77%	13.99%	15.84%
TSR 3年	15.33%	8.27%	11.79%	15.24%	62.30%
TSR 5年	14.58%	25.67%	81.32%	100.72%	92.78%
当行株式1株当たり配当金（豪セント）	174	188	188	188	187
当行株式1株当たり現金利益（豪ドル）	1.98	2.36	2.40	2.35	2.48
株価 最高（豪ドル）	30.05	33.68	35.39	33.74	40.07
株価 最低（豪ドル）	23.30	27.24	28.92	27.57	29.10
株価 終値（豪ドル）	29.64	27.93	31.92	29.51	29.70

- 1 現金EPSは1株当たりの現金利益である。現金利益は、AASに従って作成されておらず、監査の対象となっていない。現金利益の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記2を参照のこと。
- 2 経済的収益は、現金利益から得られる。

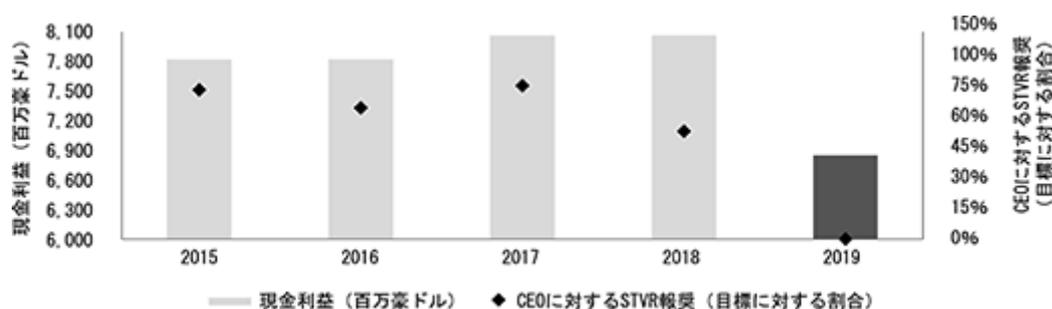
#### 株主資本利益率及び権利確定したLTVR（2015年から2019年まで）



#### 株主総利回り（2014年10月1日から）



## 現金利益及びCEO STVR報奨（2015年から2019年まで）



## 3.3 実現報酬合計 最高経営責任者及びグループ業務執行役員（未監査）

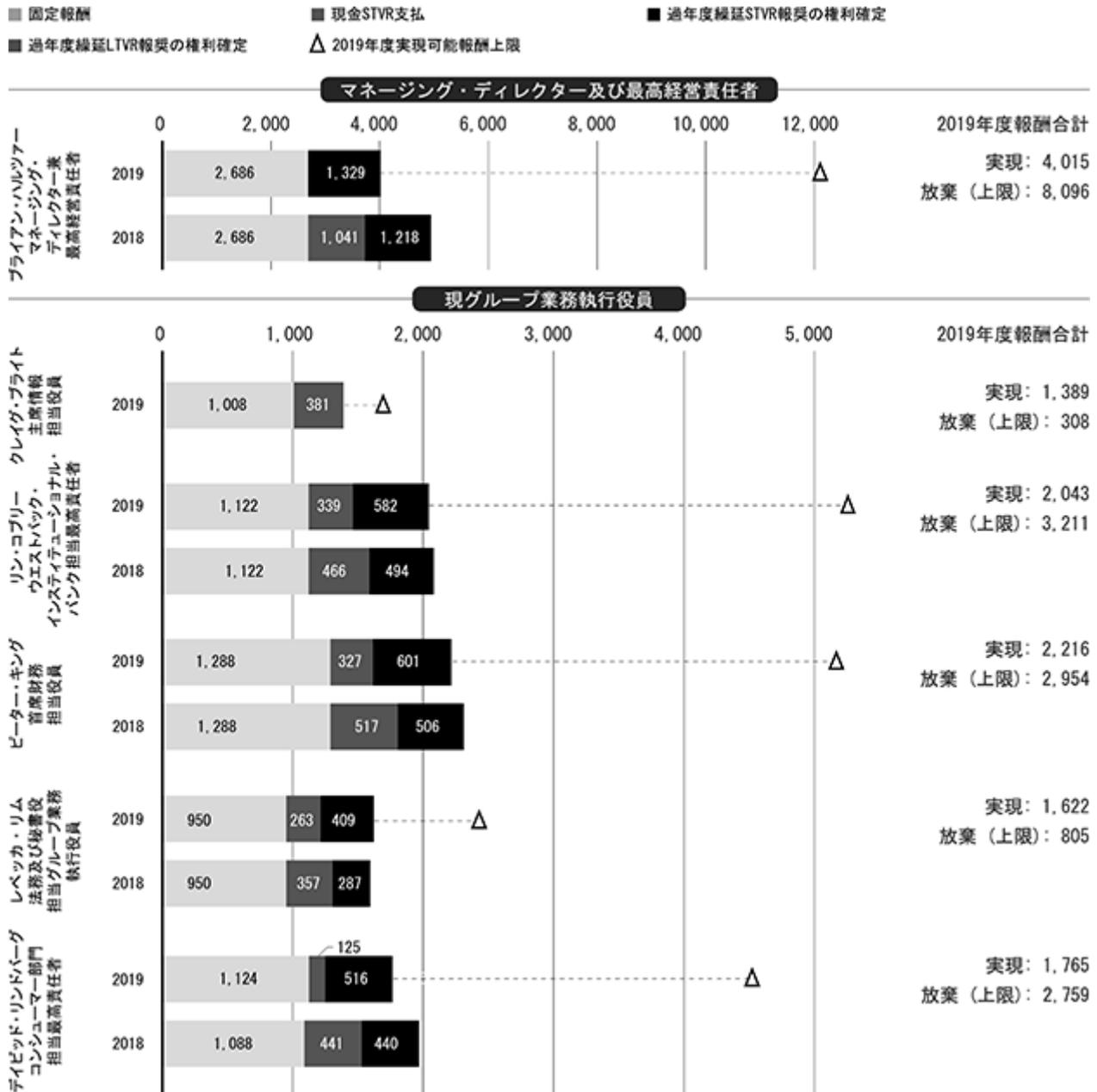
下表は、以下を含め、2019年度及び2018年度に受け取られ得た最大報酬額と比較して、CEO及びグループ業務執行役員に対して実際に支払われた報酬額及び権利確定した<sup>1</sup>株主持分を示すものである。

- ・年度中に獲得した固定報酬
- ・当該年度に関して付与された現金STVR
- ・過年度に付与された繰延STVRのうち、年度中にそれぞれ権利確定した額
- ・過年度に付与されたLTVRのうち年度中にそれぞれ権利確定した額

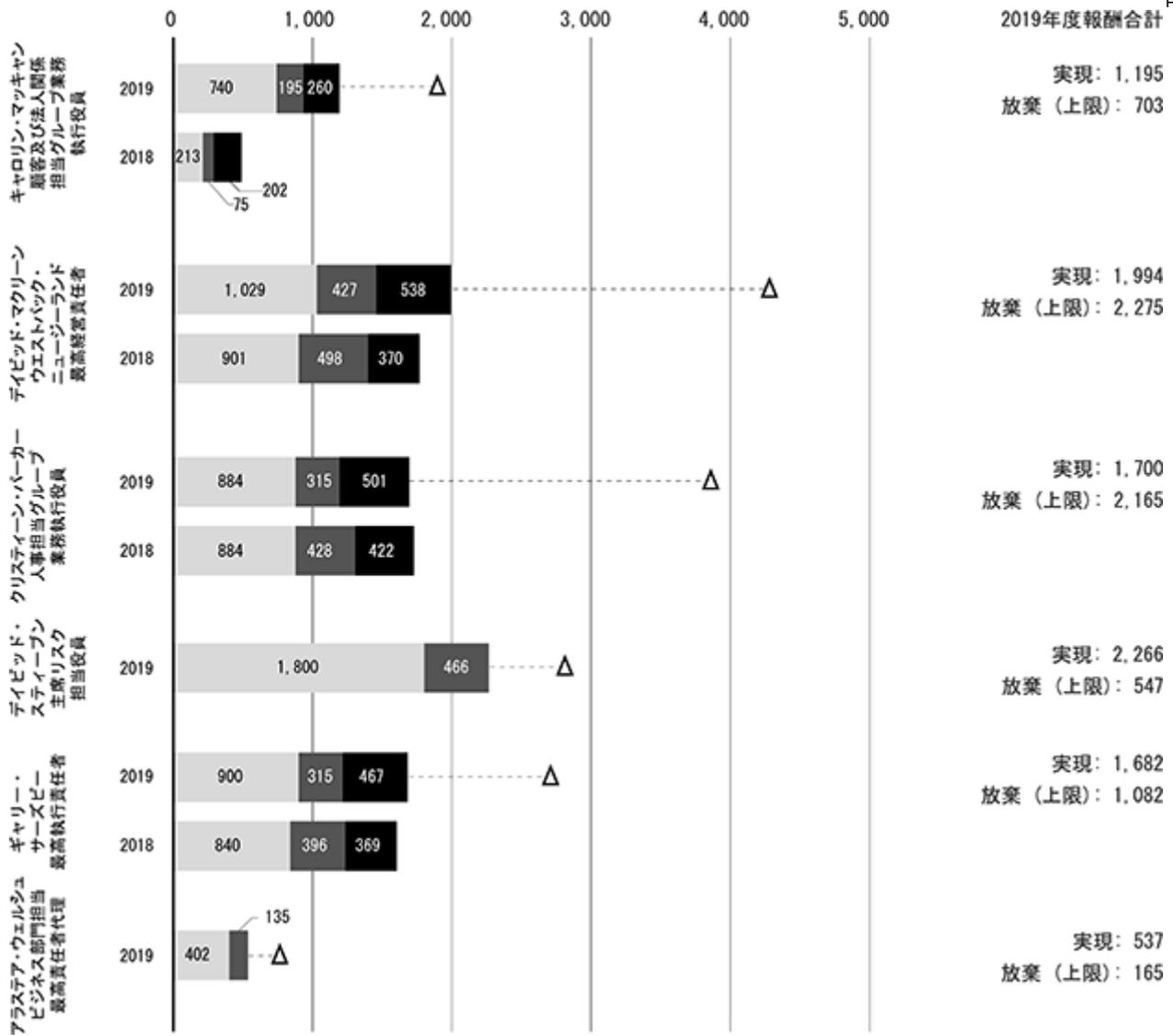
また、下表は、2019年度に付与された、放棄された報酬の最大額を示しており、これには、当該年度に関して付与されなかった現金STVR（最大STVR付与額に基づく。）、当該年度中に失権、調整又は失効した過年度に付与された繰延STVR及びLTVRが含まれる。

繰延STVR及びLTVRの価値は、制限株式又は新株引受権の数に権利確定日（当日を含む。）までの5日間出来高加重平均価格を乗じた値に基づく。株主持分の価値は、後記セクション7に開示される数値とは異なる。本報酬報告書の後記セクション7は、オーストラリアの会計基準（AAS）に従って作成された、権利確定していない株式報酬に関する年換算の会計価値を示すものである。

## 実現報酬合計（千豪ドル）



- 2019年10月1日に権利確定した株主持分は、2019年度の数値に含まれている。2018年10月1日に権利確定した株主持分は、2018年度の数値に含まれている。
- 本情報は、当該個人がKMPであった期間に関するものである。詳細については、上記「主要な経営陣」を参照のこと。



### 3.4 2019年度中のその他支払額及び権利確定した株主持分

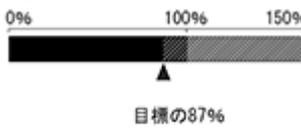
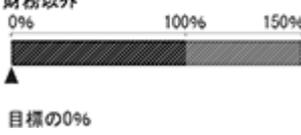
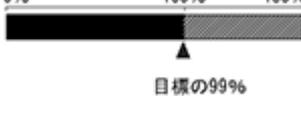
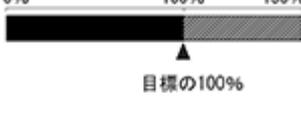
クレイグ・ブライト氏は、2019年8月に権利確定した、制限株式制度に基づき付与された39,827株の制限株式を保有していた。デイビッド・スティーブン氏は、2019年3月に権利確定した、制限株式制度に基づき付与された15,727株の制限株式を保有していた。当該制限株式は、当行入行時に同氏らの前雇用主から没収された株主持分に関して割り当てられた。また、クレイグ・ブライト氏は、当行入行時に同氏の前雇用主から没収された変動報酬の代わりに、1,050,000豪ドルの一時金を受け取っている。

### 3.5 CEO及びグループ業務執行役員の2019年度短期変動報酬実績

#### CEOの2019年度短期変動報酬実績

下図は、当行グループ及び個人の業績を反映した、2019年度CEOスコアカード実績を示している。

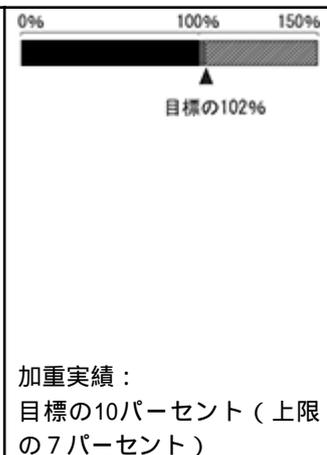
	■ 目標	■ 上限	▲ 実績
<p><b>当行グループ財務的業績（40パーセント）</b> 業績の主な評価基準には、コスト及び利鞘の結果を考慮した、プランに照らした現金利益及び現金ROEが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金利益は6,849百万豪ドルで、2018年度より1,216百万豪ドル（15パーセント）減少し、目標額である8,411百万豪ドルの81パーセントとなり、その結果、現金利益スコアがゼロとなった。当行グループ財務的業績は、貸付及び預金の競争激化、経済全体の信用成長の鈍化、並びに規制及びコンプライアンス関連コストの増加によってマイナスな影響を受けた。</li> <li>現金利益は、予想される顧客への返金、支払い、関連コスト及び訴訟のための引当金、並びに資産管理業務の再編費用の影響を受けている。かかる事項の影響を除くと、当行の現金利益は、7,979百万豪ドルで、2018年度より367百万豪ドル（4パーセント）減少した。</li> <li>減損費用はわずかに減少し、健全な資産の質を維持した。上記事項を除くと、費用は2018年度より16百万豪ドル減少してやや低くなり、利鞘の縮小は4ベシポイントに制限され、当行グループの利鞘（財務部門及びマーケット部門は除く。）は2.08パーセントとなり、スコアカードの本注力領域では前向きな結果となった。</li> <li>現金ROEは、2018年度より13.00パーセント減少し、目標の13.15パーセントより低い10.75パーセントとなり、その結果、現金ROEスコアはゼロとなった。</li> </ul>	<p>0% 100% 150%</p> <p>目標の21%</p> <p>加重実績： 目標の8パーセント（上限の6パーセント）</p>		

<p><b>リスク管理（15パーセント）</b></p> <p><b>財務リスク管理：</b> 業績の測定は、資本、資金調達、及び流動性の管理及び信用度によって測定される当行のリスク選好度ステートメントに関連する事業成績に基づいている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当行の普通株式等Tier 1の比率は10.67パーセント、安定調達比率は112パーセント、及び流動性カバレッジ比率は127パーセントであった。</li> <li>・ポートフォリオ全体で健全な信用度を維持し、不良資産対コミットド・エクスポージャー合計の比率は1.20パーセントであった。</li> </ul> <p><b>財務以外のリスク管理：</b> 業績の測定は、当行のリスク選好度ステートメント、統制環境、及び監査とコンプライアンスの問題の解決に関連する事業成績に基づいている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財務以外のリスク管理能力を向上させるための投資が増加した。これには、重要な役職の雇用を通じたものが含まれる。</li> <li>・かかる改善にもかかわらず、リスクやコンプライアンス事項の解決の進捗は期待に及ばなかった。</li> <li>・コンプライアンス、規制及び顧客に関する問題の解決及び是正は、引き続き重要な焦点となる。これには、営業慣行、製品の設計及び維持、並びに金融犯罪システム及びプロセスに関するリスク管理の強化が含まれる。</li> </ul>	 <p>財務 0% 100% 150% ▲ 目標の87%</p>  <p>財務以外 0% 100% 150% ▲ 目標の0%</p> <p>加重実績： 目標の7パーセント（上限の4パーセント）</p>
<p><b>顧客アウトカム（20パーセント）</b></p> <p>業績の主な評価基準には、ネット・プロモーター・スコア（NPS）及び苦情対応が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客に対するサービスの質が著しく改善し、堅調な顧客数の伸び及びネット・プロモーター・スコア（NPS）の改善をもたらされた。ビジネス部門は、顧客満足度及びNPSの両方において、第1位を維持するという目標を達成し、第2位との差を広げた。コンシューマー部門は、NPSにおいて第1位との差を縮め、年度中の大半で第2位を維持した。</li> <li>・当行グループ全体の苦情管理枠組みの導入、トレーニングの更新、内部プロセスの簡素化、詳細な根本原因分析、脆弱な顧客専用のサポートを通じて、当行グループ全体の苦情管理方法を改善した。その結果、顧客の問題を解決する平均時間が46パーセント減少し（目標の10パーセント超）、また1,100件を超える長期の苦情が終結した。</li> </ul>	 <p>0% 100% 150% ▲ 目標の99%</p> <p>加重実績： 目標の20パーセント（上限の13パーセント）</p>
<p><b>顧客サービス革新（15パーセント）</b></p> <p>業績の主な評価基準には、戦略的イニシアティブの提供が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス刷新の革新マイルストーンに関する進展を通じて、顧客に利益を提供し、戦略的能力を向上した。これには、顧客サービス・ハブやパノラマが含まれる。</li> <li>・技術の簡素化及び基礎的プラットフォームへの多額の投資により、技術環境の安定性、機能性及び効率性を改善した。</li> <li>・当行の電子サービスを使用する顧客は4パーセント増加し、コンシューマー部門及びビジネス部門の電子販売が増加した。</li> <li>・405百万豪ドルの構造上の生産性の目標を達成し、2018年度より33パーセント向上し、本年度のFTEの5パーセントの純減を達成した。</li> <li>・資産管理業務の再編（アドバイ業務の廃止を含む。）の実行により、顧客に対し、より優れた統合された経験価値を提供し、構造的なコストが削減された。</li> </ul>	 <p>0% 100% 150% ▲ 目標の100%</p> <p>加重実績： 目標の15パーセント（上限の10パーセント）</p>

**文化及び機能（10パーセント）**

業績は、当組織の変更計画をさらに推し進める、主要な人材イニシアチブの提供により測定されている。

- ・人材戦略の一部として、予算内において、かつ予定通りに重要なマイルストーンを達成した。これには、意思決定者及び顧客の間の階層を削減するなど、人材管理システム及び組織改造の効率性が含まれる。
- ・2019年度上半期に構造改革を実施したことに伴い、人材基盤の承継計画が強化された。
- ・王立委員会及び文化、ガバナンス及び説明責任に関する報告書に基づいた提言をいくつか実施した。
- ・厳しい業界環境の中、従業員エンゲージメントは安定している。本年度を通じて、当行の戦略及び是正活動の実施に合わせて、月間エンゲージメントスポット数値は増加した。

**モディファイア及び最終実績**

CEOの2019年度STVR実績はゼロとなった。



CEOは取締役会に対し、本年度の自己のSTVRを見合わせることを勧告した。目標の60パーセントというスコアカード実績にもかかわらず、取締役会はこの問題を別途検討し、CEOの2019年度のSTVRをゼロとしたことは、財務以外のリスクや財務的実績が低かったことだけでなく、王立委員会で取り上げられたものを含め、顧客アウトカムの一部が低かったことについても説明責任を反映するために適切であると判断した。

**グループ業務執行役員の2019年度の短期変動報酬実績**

CEOスコアカードの注力領域は、その他の部門又は機能別の指標と組み合わせて、グループ業務執行役員に連結されている。

グループ業務執行役員の2019年度STVR実績は、目標付与額のゼロパーセントから83パーセント（又は、上限付与額のゼロパーセントから55パーセント）に分布している。グループ業務執行役員の2019年度STVR実績の平均は、目標付与額の56パーセント（又は、上限付与額の37パーセント）となり、2018年度の87パーセントから減少した。

職能別グループ業務執行役員の2019年度STVR実績の平均は、目標付与額の70パーセントであった。主要な部門（コンシューマー部門、ビジネス部門、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク、旧BTファイナンシャル・グループを含む。）を率いるオーストラリアを拠点とするグループ業務執行役員の2019年度STVR実績の平均は、目標付与額の30パーセントであった。

実績のばらつきは、職能別グループ業務執行役員の役割及び責任の性質に応じて、スコアカードにおける財務及び顧客指標の加重が低いことを反映している。

さらに、個人及び部門別の業績、並びに重要なリスク及びコンプライアンス事項に対する報酬の下方調整の適用がSTVR実績に影響している。

CEO及びグループ業務執行役員の2019年度STVR実績は、下記セクションで詳述されている。

### 3.6 2019年度に付与された変動報酬（未監査）

下表は、以下を含め、2019年度にCEO及びグループ業務執行役員に付与された変動報酬を示している。

- ・ 2019年度に関するSTVR実績<sup>1</sup>（現金及び繰延株主持分要素<sup>2</sup>を含む。）
- ・ 2019年度LTVRプランに基づき付与された株主持分<sup>3</sup>

CEO及び業務執行役員が受領した株主持分の最終的な価値は、業績目標（該当する場合）、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、権利確定時における株価及び権利確定する制限株式又は新株引受権の数によって決まる。

株主持分の価値は、後記セクション7に開示される数値とは異なる。本報酬報告書の後記セクション7は、オーストラリアの会計基準（AAS）に従って作成された、権利確定していない株式報酬に関する年換算の会計価値を示すものである。

氏名	2019年度STVR報奨						2019年度LTVR報奨	
	目標STVR付与額 (豪ドル)	STVR付与額 上限	STVR報奨 (目標に対する割合)	STVR報奨 (上限に対する割合)	STVR実績 <sup>2</sup>	放棄された STVR上限	公正価値 <sup>3</sup>	額面価値 <sup>4</sup>
<b>マネージング・ディレクター兼 最高経営責任者</b>								
ブライアン・ハルツァー	2,686,000	4,029,000	0%	0%	0	4,029,000	2,528,000	5,616,534
<b>現グループ業務執行役員</b>								
クレイグ・ブライト <sup>5</sup> 首席情報担当役員	918,000	1,377,000	83%	55%	762,000	615,000	864,000	2,082,651
リン・コブリー ウエストパック・インスティ テューショナル・ バンク担当最高責任者	1,122,000	1,683,000	60%	40%	677,000	1,006,000	1,056,000	2,346,148
ピーター・キング 首席財務担当役員	1,088,000	1,632,000	60%	40%	653,000	979,000	1,024,000	2,275,045
レベッカ・リム 法務及び秘書役担当 グループ業務執行役員	750,000	1,125,000	70%	47%	525,000	600,000	700,000	1,555,172
デイビッド・リンドバーグ コンシューマー担当最高責任者	1,124,000	1,686,000	22%	15%	250,000	1,436,000	1,052,000	2,344,576
キャロリン・マッキン <sup>3</sup> 顧客及び法人関係担当グループ 業務執行役員	555,000	832,500	70%	47%	389,000	443,500	555,000	1,233,059
デイビッド・マククリーン ウエストパック・ニュージラ ンド・リミテッド 最高経営責任者	1,028,900	1,543,350	83%	55%	853,949	689,401	941,090	2,090,840
クリスティーナ・パーカー 人事担当グループ業務執行役員	900,000	1,350,000	70%	47%	630,000	720,000	816,000	1,812,901
デイビッド・スティープン 首席リスク担当役員	1,350,000	2,025,000	69%	46%	932,000	1,093,000	1,012,500	2,516,258
ギャリー・サーズビー 最高執行責任者	900,000	1,350,000	70%	47%	630,000	720,000	850,000	1,888,451
アラスデア・ウェルシュ <sup>5</sup> ビジネス部門担当最高責任者代 理	400,000	600,000	68%	45%	270,000	330,000	-	-
<b>元グループ業務執行役員</b>								
ブラッド・クーバー <sup>5</sup> BTファイナンシャル・グループ 担当最高経営責任者	800,000	1,200,000	0%	0%	0	1,200,000	1,050,000	2,332,807
ディブ・カラン <sup>5,6</sup> 首席情報担当役員	-	-	-	-	-	-	-	-
ジョージ・フラジス <sup>5</sup> コンシューマー・バンク部門担 当最高責任者	800,000	1,200,000	0%	0%	0	1,200,000	1,000,000	2,221,730
グループ業務執行役員STVR実績 平均			56%	37%				

- 目標STVR付与額及びSTVR報奨は、非通年KMPに対して、KMPの任務を務めた時間を反映するよう分配されている。ピーター・キング氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員代理として任命されるまで、首席財務担当役員であった。
- 繰延STVR（制限株式又は業績目標のない新株引受権として付与される）は、当該年度の全STVR報奨の50パーセントである。付与される制限株式数は、付与日（当日を含む。）までの5日間出来高加重平均価格（VWAP）を参照して決定される。これは、業績目標のない新株引受権の権利確定期間中の配当金未払いに調整される。2018年度の報奨の5日間VWAPIは24.86豪ドルであった。

- 3 業績連動型新株引受権の公正価値は、業績機関の開始時に示され、独立した評価者により、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて、報奨の存続期間、業績目標及び権利確定する可能性、権利確定前の配当の不払い、適切な割引率を考慮して決定する。取締役会附属報酬委員会は、株価の60パーセントを最大の下げ幅として、公正価値を制限する。2019年度の報奨に関する公正価値の上限は、11.12豪ドルであった。
- 4 額面価値は、当該年度の間付与される業績連動型新株引受権の数に、付与日（当日を含む。）までの5日間VWAPを乗じて計算される。2019年度の報奨に関する5日間VWAPは24.71豪ドルであった。但し、クレイグ・ブライト氏及びデビッド・スティーブン氏に関しては、それぞれ26.81豪ドル及び27.64豪ドルであった。
- 5 本情報は、当該個人がKMPであった期間に関するものである。詳細については、セクション1を参照のこと。
- 6 デイブ・カラン氏は、2019年度STVR及び2019年度LTVR報奨を受ける資格がなかった。

#### 4. 業務執行役員の変動報酬の構造に関する詳細

当項目では、2019年度STVRプラン及びLTVRプラン並びに2020年度の変更点の詳細について記載する。

##### 4.1 短期奨励金

下表は、2019年度STVRプランの重要な設計特性及び2020年度STVRプランの変更点を示している。

<b>短期変動報酬プラン</b>							
<b>プランの構造</b>	<p>STVRの50パーセントが現金で付与され、50パーセントが制限株式（又は、オーストラリア国外を拠点とするグループ業務執行役員の場合は業績目標のない新株引受権）の形式の株主持分に繰延される。</p> <p>業績目標のない新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。</p> <p>制限株式1株につき、保有者は、取引制限を受けることを条件として、費用を一切負担することなく、権利確定時までの間、普通株式1株を受け取る権利を与えられる。</p> <p>制限株式に対する配当は、付与日から支払われる。</p>						
<b>目標付与額及び上限付与額</b>	<p>CEO及びグループ業務執行役員に対する目標付与額は、固定報酬の割合として表示される。目標付与額は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因を考慮した上で設定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100%、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の75パーセントから145パーセントに分布している。)</th> <th style="text-align: center;">STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">リスク対象報酬</td> <td style="text-align: center;">並外れた業績に対する報酬</td> </tr> <tr> <td> <p>当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意されたプランの目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。</p> </td> <td> <p>当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100%、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の75パーセントから145パーセントに分布している。)	STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)	リスク対象報酬	並外れた業績に対する報酬	<p>当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意されたプランの目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。</p>	<p>当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。</p>
STVR目標付与額 (CEOの目標付与額については固定報酬の100%、及びグループ業務執行役員の目標付与額については固定報酬の75パーセントから145パーセントに分布している。)	STVR上限付与額 (STVR目標付与額の150パーセント。)						
リスク対象報酬	並外れた業績に対する報酬						
<p>当行のSTVRは、当行の戦略優先事項をサポートする財務及び財務以外の指標について合意されたプランの目標付与額が達成された時点で、目標付与額を付与するように設計されている。期首に合意された目標付与額に関連する業績次第では、実績が目標付与額を下回る可能性がある。</p>	<p>当行グループのリスク選好度に沿って並外れた業績が達成された場合、かつ奨励される行動の実例となる方法で個人が行った場合、STVR目標付与額の150パーセントを上限とする報酬を付与する可能性がある。</p>						

<b>短期変動報酬プラン</b>	
<b>業績指標</b>	<p>STVR報奨は、業績に基づき、バランスト・スコアカードを参照して決定される。当該バランスト・スコアカードは、困難な指標を設定することで株主利益と一致させるように設計されており、また当行の顧客及び従業員のニーズが確実に満たされること並びに適切なリスク設定の維持の徹底を目指すものである。</p> <p>スコアカードは、2つに分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>注力領域</b>：業績は、当行の戦略の効果的な実行をサポートするにあたり必須である財務及び財務以外の指標のバランスと比較して評価される。及び</li> <li>・<b>モディファイア</b>：取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、業績測定基準が当行グループ全体の業績を必ずしも適切に反映していない可能性があることを認識している。モディファイアは、行動、リスク及びレピュテーション事項、人的管理事項並びに取締役会が注力領域に十分に反映されていないと考えるその他の事項について、実績の増減（ゼロにすることを含む。）の調整をサポートするものである。</li> </ul> <p>2019年度のスコアカードにおける注力領域及びモディファイアの適用の詳しい情報については、セクション3を参照のこと。</p> <p>繰延STVR報奨は、過去の業績を評価するものであり、勤続を条件とし、調整にかかる。</p>
<b>繰延期間</b>	<p>STVRの50パーセントは、2年間を上限として株主持分に繰延され、業務執行役員報酬を株主利益と一致させ、保持メカニズムとして機能する。また繰延期間により、取締役会が必要に応じて繰延構成要素を減額する裁量を有することが認められる。</p> <p>繰延STVRは、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、付与日から1年ないし2年後に同等の比率で権利確定する。</p>
<b>権利確定の遅延</b>	<p>取締役会はまた、個人が、不正行為の調査に服している場合、法的手続き又は規制機関による手続きの対象である又はかかる手続きに関与している場合、取締役会が調整を検討している場合、或いはその他法律上必要とされる場合には、（法律に従い）株式報酬の権利確定を遅延させる裁量権を有する。</p>
<b>報酬調整（過年度事項）</b>	<p>取締役会は、当年度のSTVRを調整する裁量権を有する。</p> <p>取締役会はまた、報奨の全部又は一部が適切ではなかったと取締役会が判断する状況又は情報が判明した場合、権利確定されていない繰延STVRを下方向に調整（ゼロにすることを含む。）ことができる。</p> <p>取締役会は、通常、当年度のSTVRに対する調整が不十分であるか又は利用できないと考えられる場合には、権利確定されていないSTVRに対して調整を適用する。</p>
<b>2020年度の変更点</b>	<p>クローバックは、2019年10月1日以降に開始される業績期間に関して付与された繰延STVRに対し、付与日から7年間を上限として、法的に許容されかつ実行可能な範囲で適用される。クローバックは、重大な又は著しい不正行為、詐欺、贈収賄、深刻な風評被害及び当行、その顧客又はその従業員に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の故意の行為、無謀な行為、又は不法な行為といった状況で、その結果該当する業務執行役員が解雇され、若しくは取締役会がその裁量に基づき当該業務執行役員の解雇が正当であると判断した場合、又はその他法律上必要とされる場合に、発生する可能性がある。</p> <p>取締役会は現在、2019年10月1日以降に発生した関連行為についてのみクローバックが検討されることを意図している。</p>

## 4.2 長期奨励金

下表は、2018年12月に付与された2019年度LTVRプランの重要な設計特性及び2020年度LTVRプランの変更点を示している。

長期変動報酬プラン	
プランの構造	LTVRは、業績目標の達成、勤続を条件として、また、調整にかかるものとして、4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。 新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。配当金は、業績連動型新株引受権に累積されない。
目標付与額	CEO及びグループ業務執行役員に付与されるLTVRの価値は、固定報酬の割合として表示される。LTVRの価値は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が、市場競争力及び役職の性質を含む様々な要因を考慮した上で設定する。 2019年度のCEOに対するLTVR目標付与額の額面価格は、固定報酬の235パーセントであり、（グループ業務執行役員代行を除く）グループ業務執行役員に対する目標付与額の額面価格は、固定報酬の185パーセントから240パーセントに分布している。 2020年度のLTVR報奨に適用される変更点については、以下を参照のこと。
配分方法	2019年度以前において、各業務執行役員の取得する業績連動型新株引受権の数は、LTVR報奨の豪ドル価値を業績期間の初日における新株引受権の公正価値で除して計算されていた。これは、独立した価格査定人により、報奨に係る残存期間、業績目標並びに権利確定の可能性、権利確定前の配当未払い及び適切な割引率を考慮するモンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて決定される。報酬委員会は、評価において、該当する株価の60パーセントを割引の上限としている。相対的TSR業績目標のある業績連動型新株引受権の価値は、現金ROE業績目標のある業績連動型新株引受権とは異なることがある。 2020年度のLTVR報奨に適用される変更点については、以下を参照のこと。

長期変動報酬プラン（続き）

<p><b>業績目標</b></p>	<p>LTVRの業績目標は、株主価値の長期的な成長を達成し、業務執行役員報酬と株主利益の一致をサポートすることを目的とした内外の指標のバランスを表している。</p>	
	<p><b>相対的株主総利回り</b> 報奨の50パーセント</p>	<p><b>現金株主資本利益率</b> 報奨の50パーセント</p>
<p>相対的TSR目標のある業績連動型新株引受権の権利が確定するのは、当行のTSRが主要な競合他社のTSRを上回った場合に限られる。相対的TSRIは、配当金が同業他社に比例して再投資されることを前提とした場合における、業績期間にわたり株主に提供される全利益に関する指標である。</p> <p>当該業績目標は、4年間にわたる当行のTSR業績をコンポジット・インデックスに照らして測定する。コンポジット・インデックスは、同業他社10社のグループから成り、特にオーストラリアの主要銀行3社に比重を置いている。</p> <p>業績期間の終了時に、各インデックス構成会社のTSRの結果にそのインデックス比重を乗じた10社分のスコアの合計によって、コンポジットTSRインデックスが決定される。当行のTSR業績がコンポジットTSRインデックスと同等である場合、50パーセントが権利確定する。100パーセントの権利確定するためには、当行のTSRの結果は、下記に示されるとおり、指標が21.55（例えば、4年の業績期間にわたる複合年間成長率5パーセント）を上回らなければならない。</p>	<p>当該業績目標は、3年の業績期間（及び1年の確定留保期間）にわたる平均普通株主持分に対する平均現金利益の割合を測定する。</p> <p>当該業績目標は、株主価値を創出し、当行グループによる、リスク選好の範囲内での資本資源の効率的な活用をさらに向上させると同時に、当行の資本コストを優に上回る利益を達成したことに報いることを目的とするものである。</p> <p>現金ROEの業績期間は、TSRが継続的に計算可能な外部指標であるのに対し、現金ROEは、目標が当行の財務予測の対象期間を反映する場合における内部指標であるため、TSR業績期間とは異なる。</p> <p>下記のグラフは、現金ROE業績連動型新株引受権が権利確定するのに必要な業績水準を示している。</p>	
<p>権利確定する相対的株主総利回り</p> <p>権利確定する配分の割合</p> <p>100 75 50 25</p> <p>指標 21.55を超える指標</p> <p>相対的TSR業績</p>	<p>権利確定する現金株主資本利益率</p> <p>権利確定する配分の割合</p> <p>100 75 50 25</p> <p>13% 14%</p> <p>現金ROE業績</p>	

<b>長期変動報酬プラン（続き）</b>																							
<p>2019年度のコンポジットTSRインデックスの会社及び関連する比重は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">社名</th> <th style="text-align: right;">TSRインデックス比重</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ANZ・バンキング・グループ</td> <td style="text-align: right;">16.67%</td> </tr> <tr> <td>コモンウェルス銀行</td> <td style="text-align: right;">16.67%</td> </tr> <tr> <td>ナショナル・オーストラリア・バンク</td> <td style="text-align: right;">16.67%</td> </tr> <tr> <td>AMP</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>バンク・オブ・クイーンズランド</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>チャレンジャー</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>マッコーリー・グループ</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>パーペチュアル</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> <tr> <td>サンコープ・グループ</td> <td style="text-align: right;">7.14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2020年度のLTVR報奨に適用される変更点については、以下を参照のこと。</p>		社名	TSRインデックス比重	ANZ・バンキング・グループ	16.67%	コモンウェルス銀行	16.67%	ナショナル・オーストラリア・バンク	16.67%	AMP	7.14%	バンク・オブ・クイーンズランド	7.14%	ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク	7.14%	チャレンジャー	7.14%	マッコーリー・グループ	7.14%	パーペチュアル	7.14%	サンコープ・グループ	7.14%
社名	TSRインデックス比重																						
ANZ・バンキング・グループ	16.67%																						
コモンウェルス銀行	16.67%																						
ナショナル・オーストラリア・バンク	16.67%																						
AMP	7.14%																						
バンク・オブ・クイーンズランド	7.14%																						
ベンディゴ・アンド・アデレード・バンク	7.14%																						
チャレンジャー	7.14%																						
マッコーリー・グループ	7.14%																						
パーペチュアル	7.14%																						
サンコープ・グループ	7.14%																						
<b>業績実績の評価</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">相対的株主総利回り</th> <th style="text-align: center;">現金株主資本利益率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>客観性と外部による妥当性確認を確保するため、相対的TSR結果は、権利確定結果の決定のために取締役会に提供される前に、独立して計算される。</p> <p>取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、例えば、相対的TSR業績目標は達成されているが、絶対的TSRの結果がマイナスである場合には、裁量権を行使することができる。</p> <p>相対的TSR実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2022年9月30日に、業績目標に照らしてテストされる。</p> </td> <td> <p>現金ROE実績は、取締役会により、業績期間中の当行の決算報告において開示されたROEに基づき決定される。</p> <p>取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、裁量権を行使することができる。</p> <p>現金ROE実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2021年9月30日に、業績目標に照らしてテストされ、2022年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となる。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	相対的株主総利回り	現金株主資本利益率	<p>客観性と外部による妥当性確認を確保するため、相対的TSR結果は、権利確定結果の決定のために取締役会に提供される前に、独立して計算される。</p> <p>取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、例えば、相対的TSR業績目標は達成されているが、絶対的TSRの結果がマイナスである場合には、裁量権を行使することができる。</p> <p>相対的TSR実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2022年9月30日に、業績目標に照らしてテストされる。</p>	<p>現金ROE実績は、取締役会により、業績期間中の当行の決算報告において開示されたROEに基づき決定される。</p> <p>取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、裁量権を行使することができる。</p> <p>現金ROE実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2021年9月30日に、業績目標に照らしてテストされ、2022年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となる。</p>																		
相対的株主総利回り	現金株主資本利益率																						
<p>客観性と外部による妥当性確認を確保するため、相対的TSR結果は、権利確定結果の決定のために取締役会に提供される前に、独立して計算される。</p> <p>取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、例えば、相対的TSR業績目標は達成されているが、絶対的TSRの結果がマイナスである場合には、裁量権を行使することができる。</p> <p>相対的TSR実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2022年9月30日に、業績目標に照らしてテストされる。</p>	<p>現金ROE実績は、取締役会により、業績期間中の当行の決算報告において開示されたROEに基づき決定される。</p> <p>取締役会は、最終的な権利確定結果を決定するにあたり、裁量権を行使することができる。</p> <p>現金ROE実績を対象とした業績連動型新株引受権は、2021年9月30日に、業績目標に照らしてテストされ、2022年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となる。</p>																						
<b>再テストは実施しない</b>	再テストは実施されていない。測定期間後権利確定していない報奨は、直ちに失効する。																						
<b>早期権利確定</b>	業務執行役員が死亡又は障害により（法律に従い）当行グループの従業員ではなくなった場合、権利確定されていない報奨をテスト日より前に権利確定することが可能である。この場合、かかる権利確定については、業績目標の達成は条件とされない。																						
<b>権利確定の遅延</b>	取締役会はまた、個人が、不正行為の調査に服している場合、法的手続き又は規制機関による手続きの対象である又はかかる手続きに関与している場合、取締役会が調整を検討している場合、或いはその他法律上必要とされる場合には、（法律に従い）株式報酬の権利確定を遅延させる裁量権を有する。																						

## 長期変動報酬プラン(続き)

<b>雇用終了時の報奨の扱い</b>	<p>取締役会は、CEO又はグループ業務執行役員が権利確定前に辞職若しくは退職するか、又はその他の理由により当行グループを去った場合における権利確定していない業績連動型新株引受権の扱いに関して裁量権を有している。</p> <p>取締役会は、業績連動型新株引受権の権利確定を早めるか、又は業績期間の残存期間中、報奨を留保することができる。</p> <p>取締役会は、裁量権を行使するにあたり、当該退社を含む関連する事情を考慮する。</p> <p>取締役会はまた、当行の財務及び/又はレピュテーションに著しい影響をもたらす不正行為があった場合、並びに妥当であると考えられるその他の事情があった場合、業績連動型新株引受権の数を減少させるよう調整する(ゼロにすることを含む。)ことができる。</p> <p>業務執行役員による不正若しくは不誠実な行為、又は関連する株式制度に基づく義務の重大な違反があった場合、未行使の業績連動型新株引受権(権利確定されたか否かを問わない。)は、取締役会が別段の決定をしない限り失権する。</p>
<b>報酬調整(過年度事項)</b>	<p>取締役会は、将来付与されるLTVRを調整する裁量権を有する。</p> <p>取締役会はまた、報奨の全部又は一部が適切ではなかったと取締役会が判断する状況又は情報が判明した場合、権利確定されていないLTVRを下方向に調整(ゼロにすることを含む。)ことができる。</p> <p>取締役会は、通常、当年度及び繰延STVRに対する調整が不十分であるか又は利用できないと考えられる場合には、権利確定されていないLTVRに対して調整を適用する。</p>

## 長期変動報酬プラン（続き）

2020年度の変更点	<p><b>配分方法：</b>2020年度のLTVRプラン以降、各業務執行役員の取得する業績連動型新株引受権の数は、LTVR報奨の豪ドル価値を業績連動型新株引受権の額面価格で除すことによつて決定される。額面価格は、業績期間（2020年度のLTVR付与については2019年10月1日である。）の開始までの5日間のVWAPである。</p> <p><b>目標付与額：</b>取締役会は、2020年度のLTVR目標付与額の額面価格を、CEOについては43パーセント、及び（グループ業務執行役員代行を除く）グループ業務執行役員については23パーセントから25パーセント削減した。取締役会は、CEO及びグループ業務執行役員のためにLTVR目標付与額を設定する際に、LTVRの業績連動型新株引受権に対して配当が支払われないこと、銀行の執行役員の説明責任体系（BEAR）上要求される最低変動報酬繰延額、及び業務執行役員報酬の全体的な市場での位置づけ（公正価値から額面価格による配分方法への調整を含む。）を考慮した。CEOに対する2020年度のLTVR目標付与額の額面価格は、固定報酬の133パーセントであり、（グループ業務執行役員代行を除く）グループ業務執行役員に対する2020年度のLTVR目標付与額は、固定報酬の140パーセントから180パーセントに分布している。取締役会は、市場ベンチマーク及びAPRAの報酬に関する最終的な規制枠組みの公表から生じる可能性のあるあらゆる変更に従うことを条件として、同じ割合の固定報酬が、将来的に、額面価格のLTVR付与の決定に適用されることを意図している。</p> <p><b>業績目標：</b>2020年度のLTVRプランの業績目標として相対的TSRが選定されたのは、業務執行役員報酬実績と長期的な株主価値の創出とを最も良く一致させる指標であると取締役会が考えているためである。取締役会は、過去最低水準にある将来の規制資本要件及び金利を取り巻く現在の不確実性を考慮すると、3年間にわたる現金ROEの絶対値を設定することはますます困難になっていると考える。取締役会は、APRAの報酬に関する最終的な規制枠組みが公表された後、2021年度のLTVRプランを見直す予定である。</p> <p><b>クローバック：</b>クローバックは、2019年10月1日以降に開始される業績期間に関して付与されたLTVRに対し、付与日から7年間を上限として、法的に許容されかつ実行可能な範囲で適用される。クローバックは、重大な又は著しい不正行為、詐欺、贈収賄、深刻な風評被害及び当行、その顧客又はその従業員に重大な悪影響を及ぼす可能性のあるその他の故意、無謀又は不法行為といった状況で、その結果当該業務執行役員が解雇され、若しくは取締役会がその裁量に基づき当該業務執行役員の解雇が正当であると判断した場合、又はその他法律上必要とされる場合に、発生する可能性がある。取締役会は現在、2019年10月1日以降に発生した関連行為についてのみクローバックが検討されることを意図している。</p>
------------	--

現在留保されているLTVR報奨に関する詳細は、下表のとおりである。

	権利確定日	業績目標	さらなる詳細
2017年度LTVR報奨	2020年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>同業他社の加重コンポジット・インデックスに対する相対的TSR業績（50パーセント）</li> <li>平均現金ROE業績（50パーセント）</li> </ul>	2017年度有価証券報告書を参照のこと。
2018年度LTVR報奨	2021年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>同業他社の加重コンポジット・インデックスに対する相対的TSR業績（50パーセント）</li> <li>平均現金ROE業績（50パーセント）</li> </ul>	2018年度有価証券報告書を参照のこと。

## 5. 報酬ガバナンス

### 5.1 報酬方針及びガバナンスの監督

当行の報酬方針は、当行全体の報酬協定の設計及び管理に反映される必須要件を定めている。

当該方針は、報酬の設計及び管理が株主の利益と一致し、長期的な財務健全性をサポートし、かつ慎重なりスク管理を促進することを要求することによって、当行の目標をサポートする。

当該方針は、グループ全体の報酬に関する意思決定を支えるよう設計される、ガバナンスに関する確立された構造、プラン及び枠組みによってサポートされる。

#### 取締役会

取締役会は、当行グループへ戦略的助言を提供し、経営の監督を行う。取締役会は、（株主が承認する取締役会の報酬プールの範囲で）業務執行役員報酬、非業務執行取締役会報酬及び委員会報酬の検討及び承認に関する全般的な説明責任を有する。

取締役会は、その役割を制限すること無く、CEO、グループ業務執行役員、その他BEARの下で責任を負う者、その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会が判断するその他の人員、APRAが指定するその他の人員及び取締役会が決定するその他の人員について、（取締役会附属報酬委員会からの勧告を受けた後）CEOの業績目標、変動報酬プールの規模及び報酬（変動報酬目標及び業績実績を含む。）を承認する。

取締役会は、全体及び個人の変動報酬を繰延、調整し又は取り消すための裁量権を有する。詳細については、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会及び委員会の憲章に定められる。

### 取締役会附属報酬委員会

取締役会附属報酬委員会は、オーストラリア国内外における、当行グループの報酬方針及び報酬慣行並びにその有効性、外部の報酬慣行、市場期待値並びに規制要件を監視することにより、取締役会が報酬に関して株主に対する責任を全うすることを補助する。

取締役会附属報酬委員会は、上記で概説した個人の個別報酬水準、STVR及びLTVRプラン、並びにグループ業務執行役員及びBEARに基づくその他の説明責任者の実績、並びにCEO報酬に関連する業績目標及び目的並びに株式ベースのすべての計画に関して、検討及び取締役会に対する勧告を行う。

取締役会附属報酬委員会は、その義務の遂行にあたり、リスク及び財務を管理する人材にアクセスし、経営陣から独立した外部アドバイザーに委託する。

取締役会附属報酬委員会の委員は、独立した非業務執行取締役である。

詳細については、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会附属報酬委員会の憲章に定められる。

### その他の取締役会附属委員会との相互の影響

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員長は、取締役会附属報酬委員会の委員でもある。取締役会附属報酬委員会の委員は全員、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員でもある。両委員会の委員が相互に委員であることにより、リスクとリターンの調整をサポートする。

取締役会附属報酬委員会は、報酬の実績、関連する事項に照らした報酬の調整及び報酬とリスク管理の枠組みとの調整に関し、取締役会からのフィードバックを求め、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属監査委員会が提起した事項を検討する。

### 経営報酬監督委員会

部門別報酬監督委員会は、部門内のリスク領域を検討し、報酬に対する潜在的な影響を検討する。これらの委員会は、グループ報酬監督委員会に報告し、次に同委員会は、当行グループ全体の報酬の一貫性を検討し、取締役会附属報酬委員会及び取締役会に対し、適宜、見直し及び意思決定を行うための情報を提供する。

会計年度中に、報酬ガバナンスの取決めが見直され、グループ報酬監督委員会への委任事項が変更された。これには、王立委員会の勧告5.4に沿って、現場の職員の報酬制度の設計及び実施を毎年再検討するというグループ報酬監督委員会の責任が重くなったことが含まれていた。

### 報酬相談役

2019年度中、取締役会は、独立したコンサルタントとしてガードン・アソシエイツ (Guerdon Associates) を雇い、業務執行役員報酬及び報酬に関するその他の事項について専門的な情報の提供を依頼した。かかるサービスは、経営陣からは独立して、報酬委員会に直接提供されている。取締役会附属報酬委員会の委員長は、当該雇用及び関連費用を監督する。ガードン・アソシエイツが2019年度中に行った業務には、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員の報酬のベンチマークに関する情報提供が含まれていた。

ガードン・アソシエイツは、2019年度中、会社法に規定される報酬に関する勧告は行わなかった。

## 5.2 業務執行役員最低株式保有要件及び現在のコンプライアンス

CEO及びグループ業務執行役員は、株主利益との一致を強化する目的で、それぞれ任命から5年以内に多数の当行株式を取得し、保持することを要求されている。

2019年9月30日現在、CEO及びすべてのグループ業務執行役員は、かかる要件を遵守している。下表は、CEO及びグループ業務執行役員の最低株式保有要件を示したものである。

	最低株式保有要件
CEO	年金を除く年間固定報酬の5倍、12.26百万豪ドル相当
グループ業務執行役員	1.2百万豪ドル相当

CEOの株式保有要件に関する倍数は、同業他社より大きく、最低株式保有要件を算定する当行の手法を反映している。

2006年度以降、最低株式保有要件の算定には、以下が含まれている。

- ・単独又は他者と共同で、完全に個人の名義で保有する株式
- ・従業員持株制度で保有される株式（繰延STVRを含む。）及び
- ・権利確定されていない業績連動型新株引受権（LTVRを含む。）の50パーセント

2012年度以降、評価の手法には、家族信託又は自己運用年金基金が保有する株式が含まれている。

最低株式保有要件は、APRAの報酬に関する最終的な規制枠組みの公表後の2020年度に見直される予定である。

## 5.3 ヘッジ方針

当行の株式制度の参加者は、直接的又は間接的を問わず、STVR及びLTVR制度に関する権利未確定の報奨についてヘッジ取引を締結することを禁止されている。これらの報奨に関連するリスクを軽減する目的で金融商品を利用することは一切できない。これらの報奨につきいかなるヘッジを試みた場合でも、その権利を喪失し、取締役会はその他の懲戒処分を検討する可能性がある。かかる制限は、権利未確定の報奨のヘッジ取引を禁止する会社法の要件を満たしている。

## 5.4 雇用契約

CEO及びグループ業務執行役員の報酬及びその他の雇用条件については、雇用契約にまとめられている。各契約は、固定及び変動報酬、雇用者退職年金拠出金並びに死亡及び終身障害保険等のその他の給付について規定している。

下表は、2019年度のCEO及びグループ業務執行役員の雇用契約の解除規定を含む重要条項の詳細を示すものである。<sup>1、2、3</sup>

条項	契約者	条件
契約期間	・CEO及びグループ業務執行役員	・いずれかの当事者による通知がない限り継続。
(業務執行役員又は当行グループによる)雇用解除の通知	・CEO及びグループ業務執行役員	・12か月 <sup>1</sup> 。
正当な理由のない解除の場合の解除金 <sup>2</sup>	・CEO及びグループ業務執行役員	・繰延STVR及びLTVR報奨は、適用ある株式制度の規則に従い権利確定される。
正当な理由のある場合の解除	・CEO及びグループ業務執行役員(ブラッド・クーパーを除く。) ・ブラッド・クーパー <sup>3</sup>	・不正行為については直ちに。 ・業績不振については3か月間の通知期間後。 ・不正行為については直ちに。 ・業績不振については契約上の通知期間後。
退職後の制限	・CEO及びグループ業務執行役員	・12か月間の勧誘制限。

- 1 一定の場合において、取締役会は、通知期間の一部又は全部に関して通知に代わる支払いを承認することができる。
- 2 CEO及びグループ業務執行役員に対する契約解除給付の責任限度額は、2019年9月30日現在16.0百万豪ドル(2018年度は14.1百万豪ドル)であった。
- 3 ブラッド・クーパー氏は、2019年4月1日にCEOとしてのKMPの任務を終了した。

## 6. 非業務執行取締役の報酬

### 6.1 体系及び方針

非業務執行取締役に関する当行の報酬戦略は、経験豊富で適任な取締役を引き付け、引き留めること、また、その拘束時間及び専門知識に応じて適切な報酬を提供することを目的としている。

非業務執行取締役報酬は、当行の業績には関連しない。すべての報酬は現金で支払われ、業績に対する変動報酬は支払われていない。非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるため、最低株式保有数を取得し、保持することを要求されている(詳細についてはセクション6.4を参照のこと。)

下表は、非業務執行取締役の報酬の要素を示したものである。

非業務執行取締役の報酬	
基本報酬	ウエストパック・バンキング・コーポレーション取締役会の役務に関連する。議長の基本報酬は、取締役会附属委員会を含むあらゆる職務を対象とするものである。
委員会報酬	非業務執行取締役(議長以外)には、取締役会附属委員会(取締役会附属指名委員会を除く。)の委員長又は委員の役務に対する追加的な報酬が支払われる。
雇用者退職年金拠出金	退職年金保証法に規定される退職年金拠出金基本額の上限額を上限とする、法定の退職年金拠出金を反映している。
子会社取締役会及び諮問委員会報酬	子会社の取締役会及び諮問委員会の役務に関連し、関連する子会社により支払われる。

## 6.2 2019年度における非業務執行取締役の報酬

議長及びその他の非業務執行取締役に対して支払われる基本報酬は、2019年度、一時的な措置として20パーセント減額された。王立委員会が強調した顧客アウトカム、2018年度定時総会での最初のストライキをもたらした株主心理及び重大な財務以外のリスクに関する事項に対する当行の取締役会としての共同説明責任を認め、減額は現在のすべての非業務執行取締役に適用された。また、委員会委員長の仕事量が著しく増加したことを受けて、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員長報酬は、2018年10月1日から、70,400豪ドルから90,000豪ドルへ増額された。下表は、年間の取締役会及び委員会報酬並びに2019年度の変更点を示すものである。

年間4.5百万豪ドルの非業務執行取締役の報酬プールは、2008年度の定時総会において株主により承認された。2019年度において、報酬プールのうち3.11百万豪ドル（69パーセント）が利用された。当該報酬プールには、雇用者退職年金拠出金が含まれる。

基本報酬及び委員会報酬	年間レート (単位：豪ドル)	2019年度の変更点
議長	810,000	162,000豪ドル一時的に減額し、648,000豪ドルとなった。
その他の非業務執行取締役	225,000	一時的に45,000豪ドル減額し、180,000豪ドルとなった。
<b>委員会委員長報酬</b>		
取締役会附属監査委員会	70,400	変更なし
取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会	90,000	2018年10月1日から、報酬が（70,400豪ドルから）増額し、90,000豪ドルとなった。
取締役会附属報酬委員会	63,800	変更なし
取締役会附属テクノロジー委員会	35,200	変更なし
<b>委員会委員報酬</b>		
取締役会附属監査委員会	32,000	変更なし
取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会	32,000	変更なし
取締役会附属報酬委員会	29,000	変更なし
取締役会附属テクノロジー委員会	20,000	変更なし

### 子会社取締役会及び諮問委員会報酬

報告期間中、ピーター・ホーキンス氏には、ウエストパック・グループ・ビクトリア諮問委員会（以前はバンク・オブ・メルボルン諮問委員会）の委員として、（同氏がKMPに在籍していた期間中）7,241豪ドルの追加報酬が支払われ、またアニータ・ファン氏には、ウエストパック・アジア諮問委員会の委員として、83,146豪ドルの追加報酬が支払われた。

### 6.3 取締役会及び委員会の構成の変更

下表は、2019年9月30日に終了した年度における取締役会及び委員会の構成の変更をまとめたものである。

非業務執行取締役の氏名	役職の変更	有効日
アニータ・ファン	・非業務執行取締役に任命された。 ・取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2018年10月1日
ピーター・ホーキンス	・取締役会から退任した。	2018年度定時総会の終了後、2018年12月12日
イーウェン・クラウチ	・取締役会附属監査委員会委員に任命された。	2019年1月1日
スティーブン・ハーカー	・非業務執行取締役に任命された。 ・取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2019年3月1日
マーガレット・シール	・非業務執行取締役に任命された。 ・取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2019年3月1日

### 6.4 非業務執行取締役の最低株式保有要件

非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるために、当行普通株式を取得し、保持することを要求されている。各非業務執行取締役は、取締役に任命されてから5年以内に、取締役会基本報酬を下回らない時価の当行株式持分を保有することを義務付けられている。

2019年9月30日現在、すべての非業務執行取締役は、要件を遵守している。

## 7. 法定報酬開示

## 7.1 非業務執行取締役の報酬の詳細

下表は、非業務執行取締役の報酬の詳細を示すものである。

氏名	短期報酬			退職給付	
	当行 取締役会 報酬 <sup>1</sup> (豪ドル)	子会社取締役会及 び諮問委員会報酬 (豪ドル)	非貨幣性 給付 <sup>3</sup> (豪ドル)	退職年金 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
<b>現非業務執行取締役</b>					
リンジー・マックステッド(議長)					
2019年度	648,000	-	-	20,658	668,658
2018年度	810,000	-	-	20,181	830,181
ネリダ・シーザー					
2019年度	232,000	-	-	20,658	252,658
2018年度	277,000	-	-	20,181	297,181
イーウェン・クラウチ					
2019年度	323,000	-	-	20,658	343,658
2018年度	324,400	-	-	20,181	344,581
アリソン・ディーンズ					
2019年度	276,200	-	-	20,658	296,858
2018年度	312,965	-	-	20,181	333,146
クレイグ・ダン					
2019年度	275,800	-	-	20,658	296,458
2018年度	320,800	-	-	20,181	340,981
アニータ・ファン					
2019年度	212,000	83,146	6,300	20,658	322,104
2018年度	----- 2018年度はKMPに該当せず -----				
スティーブン・ハーカー <sup>2</sup>					
2019年度	123,667	-	-	11,972	135,639
2018年度	----- 2018年度はKMPに該当せず -----				
ピーター・マリOTT					
2019年度	302,400	-	-	20,658	323,058
2018年度	347,400	-	-	20,181	367,581
ピーター・ナッシュ					
2019年度	244,000	-	-	20,658	264,658
2018年度	164,690	-	-	11,744	176,434
マーガレット・シール <sup>2</sup>					
2019年度	123,667	-	-	11,972	135,639
2018年度	----- 2018年度はKMPに該当せず -----				

氏名	短期報酬			退職給付	
	当行 取締役会 報酬 <sup>1</sup> (豪ドル)	子会社取締役会及 び諮問委員会報酬 (豪ドル)	非貨幣性 給付 <sup>3</sup> (豪ドル)	退職年金 (豪ドル)	合計 (豪ドル)
<b>元非業務執行取締役</b>					
ピーター・ホーキンス <sup>2</sup>					
2019年度	64,375	7,241	-	4,248	75,864
2018年度	311,832	35,000	-	20,103	366,935
<b>報酬合計</b>					
2019年度	2,825,109	90,387	6,300	193,456	3,115,252
2018年度	2,869,088	35,000	-	152,931	3,057,020

- 1 取締役会附属委員会の委員長及び委員に支払われる報酬を含む。
- 2 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 3 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用（該当する場合は関連付加給付税（「FBT」）を含む。）に基づき決定され、課税に関する助言の提供を含む。

## 7.2 報酬の詳細 CEO及びグループ業務執行役員

AASに従って計算されたCEO及びグループ業務執行役員の報酬の詳細は、下表のとおりである。

氏名	短期報酬				退職給付 退職年金 給付 <sup>5</sup> (豪ドル)	その他の 長期報酬 長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	株式報酬		合計 <sup>9</sup> (豪ドル)
	固定 報酬 <sup>1</sup> (豪ドル)	現金STVR報 奨 <sup>2</sup> (豪ドル)	非貨幣性 給付 <sup>3</sup> (豪ドル)	その他の 短期報酬 <sup>4</sup> (豪ドル)			制限株式 <sup>6</sup> (豪ドル)	新株 引受権 <sup>7、8</sup> (豪ドル)	
<b>マネージング・ディレクター兼最高経営責任者</b>									
ブライアン・ハルツァー									
2019年度	2,608,424	-	21,966	-	44,320	40,660	1,169,581	1,168,040	5,052,991
2018年度	2,730,714	1,040,825	20,618	-	42,235	40,697	1,449,964	1,247,127	6,572,180
<b>現グループ業務執行役員</b>									
クレイグ・ブライト（首席情報担当役員） <sup>10、11</sup>									
2019年度	1,022,829	381,000	309,495	1,050,000	23,818	15,137	2,075,911	170,797	5,048,987
2018年度	----- 2018年度はKMPに該当せず -----								
リン・コブリー（ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者）									
2019年度	1,108,830	338,500	4,948	-	30,611	16,995	516,242	508,437	2,524,563
2018年度	1,085,585	465,500	4,039	-	29,993	17,000	749,930	394,975	2,747,022
ピーター・キング（首席財務担当役員）									
2019年度	1,222,006	326,500	4,238	-	36,803	19,492	549,189	483,692	2,641,920
2018年度	1,232,059	517,000	2,924	-	34,957	90,204	597,487	512,401	2,987,032
レベッカ・リム（法務及び秘書役担当グループ業務執行役員）									
2019年度	950,128	262,500	4,981	-	31,718	14,390	422,793	260,108	1,946,618
2018年度	903,728	356,500	2,924	-	29,912	55,507	512,169	348,768	2,209,508
デイビッド・リンドバーグ（コンシューマー部門担当最高責任者）									
2019年度	1,129,075	125,000	6,592	-	30,434	23,822	470,092	475,368	2,260,383
2018年度	1,049,010	440,500	4,014	-	28,365	25,006	518,657	435,208	2,500,760
キャロリン・マッキャン（顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員）									
2019年度	731,367	194,500	4,828	-	21,579	11,198	445,723	186,563	1,595,758
2018年度	241,365	74,500	1,915	-	5,579	12,665	144,344	25,395	505,763

氏名	短期報酬				退職給付 退職年金 給付 <sup>5</sup> (豪ドル)	その他の 長期報酬 長期勤続 休暇給付 (豪ドル)	株式報酬		合計 <sup>9</sup> (豪ドル)
	固定 報酬 <sup>1</sup> (豪ドル)	現金STVR報 奨 <sup>2</sup> (豪ドル)	非貨幣性 給付 <sup>3</sup> (豪ドル)	その他の 短期報酬 <sup>4</sup> (豪ドル)			制限株式 <sup>6</sup> (豪ドル)	新株 引受権 <sup>7、8</sup> (豪ドル)	
デイビッド・マクリーン（ウエストパック・ニュージーランド最高経営責任者）									
2019年度	861,551	426,975	1,194	-	87,710	-	-	907,580	2,285,010
2018年度	849,488	498,439	55,885	-	81,444	-	-	785,206	2,270,462
クリスティーン・パーカー（人事担当グループ業務執行役員）									
2019年度	875,430	315,000	3,123	-	27,420	(33,023)	456,373	384,005	2,028,328
2018年度	865,802	427,500	2,924	-	26,848	(8,854)	500,697	399,535	2,214,452
デイビッド・スティーブン（首席リスク担当役員）									
2019年度	1,816,090	466,000	263,844	-	25,900	27,265	2,023,326	732,611	5,355,036
2018年度	----- 2018年度はKMPに該当せず -----								
ギャリー・サーズビー（最高執行責任者）									
2019年度	881,655	315,000	3,123	-	29,605	23,294	423,765	306,672	1,983,114
2018年度	794,889	395,500	2,924	-	28,616	12,693	453,951	344,305	2,032,878
アラスデア・ウェルシュ（ビジネス担当最高責任者代理） <sup>10</sup>									
2019年度	369,151	135,000	438	-	11,861	6,557	207,066	13,321	743,394
2018年度	----- 2018年度はKMPに該当せず -----								
<b>元グループ業務執行役員</b>									
ブラッド・クーパー（BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者） <sup>10、12、14</sup>									
2019年度	1,553,160	-	27,860	-	95,640	14,402	608,215	1,826,972	4,126,249
2018年度	1,136,073	400,000	17,861	-	29,366	16,700	778,096	538,531	2,916,627
デイブ・カラン（首席情報担当役員） <sup>10、14、15</sup>									
2019年度	173,917	-	1,115	36,475	6,019	(45,839)	140,129	1,309,046	1,620,862
2018年度	1,021,322	485,000	2,924	-	28,806	20,703	531,367	480,835	2,570,957
ジョージ・フラジス（コンシューマー・バンク部門担当最高責任者） <sup>10、13、14</sup>									
2019年度	557,789	-	28,279	522,509	15,989	(97,778)	709,940	1,739,923	3,476,651
2018年度	1,109,913	480,000	16,771	-	38,132	17,425	858,110	489,032	3,009,383

- 1 固定報酬は、給与、給与の天引きによる給付（自動車、駐車場及び関連するFBTを含む。）及び年次有給休暇給付計上額の総額を示す。
- 2 2019年度STVR報奨は、2019年9月30日に終了した年度に関して発生したが未払いの年間現金業績連動型報奨を反映する。STVR報奨は、12月に支払われる。
- 3 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用（該当する場合は関連FBTを含む。）に基づき決定され、年度ごとの健診、課税に関する助言の提供、銀行負担の駐車場、転勤費用、別居費用及び手当等を含む。2018年度及び2017年度の報酬報告書において、非貨幣性給付は過小評価されており、2018年度については、上表中2名の個人の数値が修正されている。2017年度については、駐車場給付が追加されたことを受けて、総額27,694豪ドルが過小評価されていた。
- 4 雇用終了時の支払い又はその他契約に基づく支払いを含む。
- 5 CEO及びグループ業務執行役員は、ウエストパック・グループ制度に基づく生命保険の付保を無償で受けている。退職年金給付は、AASB第119号「従業員給付」に基づき計算されている。
- 6 制限株式の価値は、適用ある権利確定期間中に償却される。表示された金額は、2019年度（及び比較対象のため2018年度）に係る償却額である。クレイグ・ブライト氏及びデイビッド・スティーブン氏が保有する制限株式とは、ウエストパック・グループに参加すると同時に、権利確定していない放棄された株式の代わりに行われた割当てを示すものである。制限株式の権利確定期間は、放棄された株式の権利確定期間と同じである。

- 7 株式決済報酬は、2019年9月30日に終了する4会計年度中に付与された業績目標のある/業績目標のないオプション及び新株引受権の付与日における公正価値の、権利確定期間（通常は1年、2年又は4年）にわたる償却に基づいている。過年度の権利付与に関する詳細は、過年度の有価証券報告書に記載されている。デイビッド・マクリン氏の2019年度の数値のうち53パーセントは、繰延STVR報奨に帰属する。デイビッド・スティーブン氏の2019年度の数値とは、ウエストパック・グループに参加すると同時に、権利確定していない放棄された株式の代わりに行われた業績目標のある新株引受権の割当てを含むものであり、当行の2018年度LTVR業績目標及び権利確定基準に従う。
- 8 2017年度のLTVRとしての現金ROE目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額はゼロに減額された。2018年度及び2019年度のLTVRとしての現金ROE目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額は50パーセント減額された。これは、権利確定の可能性に関する現時点での評価を反映したものである。
- 9 報酬総額のうち、業績連動型のもの（現金STVR報奨及び株式報酬）の割合は、以下のとおりである。ブライアン・ハルツァー氏46パーセント、クレイグ・ブライト氏52パーセント、リン・コブリー氏54パーセント、ピーター・キング氏51パーセント、レベッカ・リム氏49パーセント、デイビッド・リンドバーグ氏47パーセント、キャロリン・マックキャン氏52パーセント、デイビッド・マクリン氏58パーセント、クリスティーン・パーカー氏57パーセント、デイビッド・スティーブン氏60パーセント、ギャリー・サズビー氏53パーセント、アラステア・ウェルシュ氏48パーセント、ブラッド・クーパー氏59パーセント、デイブ・カラン氏89パーセント及びジョージ・フラジス氏70パーセント。報酬総額のうち、オプション（新株引受権を含む。）の形態で付与されたものの割合は、以下のとおりである。ブライアン・ハルツァー氏23パーセント、クレイグ・ブライト氏3パーセント、リン・コブリー氏20パーセント、ピーター・キング氏18パーセント、レベッカ・リム氏13パーセント、デイビッド・リンドバーグ氏21パーセント、キャロリン・マックキャン氏12パーセント、デイビッド・マクリン氏40パーセント、クリスティーン・パーカー氏19パーセント、デイビッド・スティーブン氏14パーセント、ギャリー・サズビー氏15パーセント、アラステア・ウェルシュ氏2パーセント、ブラッド・クーパー氏44パーセント、デイブ・カラン氏81パーセント及びジョージ・フラジス氏50パーセント。
- 10 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 11 クレイグ・ブライト氏は、ウエストパック・グループに参加すると同時に、失権した変動報酬の代わりに、同氏の従前の雇用主から一時的に1,050,000 豪ドルの現金の支払いを受けた。
- 12 本情報は、ブラッド・クーパー氏のKMPの任務に関するものである。これは、同氏が継続して固定報酬及び退職年金を受領する場合に、2019年8月1日から2020年7月31日までの12ヶ月の通知期間内に行われた又は行われる支払いを含む。2019年4月1日から2019年7月31日まで、同氏は当行グループのアドバイザーを勤め、371,730豪ドルの固定報酬（退職年金を含む。）を受領したが、これは同氏のKMPの任務に関連していないため、表から除外されている。
- 13 本情報は、ジョージ・フラジス氏のKMPの任務に関するものである。2019年4月1日から2019年8月31日まで、同氏は当行グループのアドバイザーを勤め、480,709豪ドルの固定報酬（退職年金を含む。）を受領したが、これは同氏のKMPの任務に関連していないため、表から除外されている。その他の短期報酬の数値は、雇用終了時の支払い（通知の代わりにとしての4ヶ月分の支払い（383,333豪ドル）並びに年次有給休暇給付及び長期勤続休暇給付（139,176豪ドル）を含む。）に関するものである。
- 14 ブラッド・クーパー氏、デイブ・カラン氏及びジョージ・フラジス氏の株式報酬の数値には、各業績期間の終了までのすべての権利未確定株主持分に関する計上額が反映されている。例えば、2019年度のLTVRには、2018年度の単年度の計上額ではなく、権利確定日までの4年間の計上額が含まれる。すべての権利未確定株主持分に関して全価値が計上されているものの、報奨が権利確定するか否かは、関連する業績目標に左右される。
- 15 デイブ・カラン氏は、2019年度のSTVR又はLTVR報奨を受領する資格がなかった。

## 7.3 当期中の株式決済商品の変動

下表は、2019年度における、関連する報酬制度に基づくCEO及びグループ業務執行役員についてのエクイティ商品の数及び価値の変動を示したものである。

氏名	エクイティ商品の種類	付与数 <sup>1</sup>	権利 確定数 <sup>2</sup>	行使数 <sup>3</sup>	付与価値 <sup>4</sup> (豪ドル)	行使 された ものの 価値 <sup>5</sup> (豪ドル)	失権又は 失効した ものの 価値 <sup>5</sup> (豪ドル)
<b>マネージング・ディレクター兼最高経営責任者</b>							
ブライアン・ハルツァー	CEO業績連動型新株引受権	227,338	-	-	3,350,962	-	3,176,443
	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	910,932
	CEO制限株式制度に基づく株式	41,867	43,914	-	1,034,352	-	-
<b>現グループ業務執行役員</b>							
クレイグ・ブライト <sup>6</sup>	業績連動型新株引受権	77,696	-	-	1,224,953	-	-
	制限株式制度に基づく株式	132,151	39,827	-	3,542,324	-	-
リン・コブリー	業績連動型新株引受権	94,964	-	-	1,399,769	-	-
	制限株式制度に基づく株式	18,724	17,817	-	462,589	-	-
ピーター・キング	業績連動型新株引受権	92,086	-	-	1,357,348	-	1,749,043
	制限株式制度に基づく株式	20,796	18,234	-	513,779	-	-
レベッカ・リム	業績連動型新株引受権	62,948	-	-	927,854	-	367,504
	制限株式制度に基づく株式	14,340	17,343	-	354,279	-	-
デイビッド・リンドバーク	業績連動型新株引受権	94,602	-	-	1,398,440	-	784,008
	制限株式制度に基づく株式	17,719	15,875	-	437,760	-	-
キャロリン・マッキャン	業績連動型新株引受権	49,910	-	-	735,673	-	376,943
	制限株式制度に基づく株式	9,818	10,541	-	242,560	-	-
デイビッド・マククリーン	業績連動型新株引受権	84,630	-	-	1,247,446	-	948,126
	業績目標のない新株引受権	22,059	13,351	-	502,783	-	-
クリスティーン・パーカー	業績連動型新株引受権	73,380	-	-	1,081,621	-	1,413,548
	制限株式制度に基づく株式	17,196	15,210	-	424,838	-	-
デイビッド・スティーブン	業績連動型新株引受権	278,698	-	-	4,461,892	-	-
	制限株式制度に基づく株式	135,929	15,727	-	3,644,447	-	-
ギャリー・サーズビー	業績連動型新株引受権	76,438	-	-	1,126,696	-	452,315
	制限株式制度に基づく株式	15,909	13,296	-	393,042	-	-
アラスデア・ウェルシュ <sup>6</sup>	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	-
	制限株式制度に基づく株式	4,223	-	-	116,704	-	-
<b>元グループ業務執行役員</b>							
ブラッド・クーパー <sup>6</sup>	業績連動型新株引受権	94,424	-	-	1,391,810	-	1,978,989
	制限株式制度に基づく株式	16,090	24,004	-	397,514	-	-
デイブ・カラン <sup>6</sup>	業績連動型新株引受権	-	-	-	-	-	1,688,745
	制限株式制度に基づく株式	-	16,038	-	-	-	-
ジョージ・フラジス <sup>6</sup>	業績連動型新株引受権	89,928	-	-	1,325,539	-	1,548,156
	制限株式制度に基づく株式	19,308	26,518	-	477,017	-	-

- 2019年度中、業績連動型オプションは付与されていない。制限株式又は業績目標のない新株引受権（ニュージーンランドを拠点とするデイビッド・マクリーン氏のもの）による繰延STVR報奨は、12月に付与される。デイビッド・マクリーン氏の業績目標のない新株引受権は、公正価値23.37豪ドル（2019年10月1日に権利確定した業績目標のない新株引受権）及び21.88豪ドル（2020年10月1日に権利確定する業績目標のない新株引受権）で2018年12月19日に付与された。
- 2014年度に付与された業績目標のある新株引受権について、2018年10月1日に相対的TSR及び現金EPS業績目標に照らして評価された際に、権利確定したものは存在しない。
- 2009年10月より前に付与されたオプション及び新株引受権で権利確定したものは、開始日から最長で10年の間これを行行使することができる。2009年10月から2015年7月までに付与された新株引受権で権利確定したものは、権利確定時に自動的に行使される。2015年7月より後に付与された新株引受権で権利確定したものは、開始日から最長で15年の間に任意でこれを行行使することができる。当期中に行使された権利確定した新株引受権1個及び業績連動型オプション1個について、該当する業務執行役員は全額払込済当行普通株式1株を受領した。新株引受権の行使価格はゼロであった。
- 業績連動型新株引受権について、付与価値とは、付与された証券の数に、下記「当期中に付与された長期変動報酬の公正価値」というサブセクションの表に記載の各商品の公正価値を乗じた額を示すものである。制限株式について、付与価値とは、付与された普通株式数に、株式の付与日における当行普通株式の5日間VWAPを乗じた額を示すものである。これらの価値は、2019年度のCEO及びグループ業務執行役員に対して付与された株式報酬の全価値を表示しており、権利確定期間のうち当期中の株式報酬償却額を示した上記セクション7.2の表に記載の数値とは一致しない。付与された報酬の総価値の将来の会計年度における最小値はゼロであり、将来の会計年度における推計最大可能値は上記の公正価値である。
- 行使されたか又は失権した若しくは失効したオプション又は新株引受権の価値は、行使日（又は失権日若しくは失効日）の当行普通株式の5日間VWAPから、関連する行使価格（もしあれば）を控除した額に基づき算出される。行使価格が当行普通株式の5日間VWAPを上回る場合、価値はゼロとして計算される。
- 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

#### 当期中に付与された長期変動報酬の公正価値

下表は、AASB第2号株式報酬に基づき計算され、会計のみを目的として使用される、2019年度中にCEO及びグループ業務執行役員に付与されたLTVR報奨の公正価値の概要である。LTVR報奨は、将来の年度において業績目標が達成された場合及び業務条件が充足された場合にのみ権利確定する。

報酬制度名	受取人	業績目標	付与日	開始日 <sup>1</sup>	テスト日	失効日	商品当たりの公正価値 <sup>2</sup> (豪ドル)
CEO長期変動報酬制度	ブライアン・ハルツァー	相対的TSR 現金ROE	2018年12月12日	2018年10月1日	2022年10月1日 2021年10月1日	2033年10月1日 2033年10月1日	10.45 19.03
ウエストパックグループ	グループ	相対的TSR	2018年12月12日	2018年10月1日	2022年10月1日	2033年10月1日	10.45
長期変動報酬制度	業務執行役員	現金ROE	2018年12月12日	2018年10月1日	2021年10月1日	2033年10月1日	19.03

## 7.4 非業務執行取締役の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2019年9月30日に終了した年度において非業務執行取締役（その関係者を含む。）が保有していた当行普通株式の関連持分の詳細を示したものである<sup>3</sup>。

氏名	期首現在保有数	当期中の変動	期末現在保有数
<b>現非業務執行取締役</b>			
リンジー・マックステッド	22,095	1,585	23,680
ネリダ・シーザー	9,985	3,598	13,583
イーウェン・クラウチ <sup>4</sup>	82,264	-	82,264
アリソン・ディーンズ	14,392	-	14,392
クレイグ・ダン	8,869	-	8,869
アニータ・ファン	-	-	-
スティーブン・ハーカー <sup>5</sup>	該当なし	10,365	11,930
ピーター・マリ奥特 <sup>6</sup>	41,072	(2,001)	39,071
ピーター・ナッシュ	8,020	-	8,020
マーガレット・シール <sup>5, 7</sup>	該当なし	1,068	37,439
<b>元非業務執行取締役</b>			
ピーター・ホーキンス <sup>5</sup>	15,880	-	該当なし

- 1 開始日とは、業績期間の開始日を指す。
- 2 当期中に付与された業績連動型新株引受権の公正価値は、AASB第2号株式報酬の要件に基づき、各付与日現在で個別に算定されている。現金ROE目標のある業績連動型新株引受権の公正価値は、付与日における株価及び権利確定期間中の配当利回りの予想を反映した割引率を参照して評価されており、権利確定期間は、価値が19.03豪ドルの業績連動型新株引受権については、権利確定日である2022年10月1日までの4年間である。現金ROE目標のある業績連動型新株引受権の割当てにおいては、評価はモンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いた平均現金ROE実績も考慮して行われている。同業他社グループの公正価格と比較したTSR業績に基づく目標のある業績連動型新株引受権の公正価値の決定も、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮して行われている。
- 3 以下に開示されるもの以外で、株式持分には、受益権のない株式は含まれていない。
- 4 イーウェン・クラウチ氏は、自身がその遺言執行者の一人である遺産について検認を受けたことにより、普通株式42,000株を保有している。イーウェン・クラウチ氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を250口期末現在で保有していた。
- 5 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。
- 6 ピーター・マリ奥特氏の関係者は遺産の現金化により、普通株式2,001株を保有しなくなった。ピーター・マリ奥特氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を563口期末現在で保有していた。
- 7 マーガレット・シール氏及びその関係者は、株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート2を3,220口期末現在で保有していた。

## 7.5 主要な業務執行経営陣の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2019年9月30日に終了した年度においてCEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）が保有していた当行に関する持分（及びその持分の変動）の詳細を示したものである<sup>1</sup>。

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在保有数	当期中に報酬として付与された数	当期中に行使により受領された/行使された数	当期中の失権した又は失効した数	当期中のその他変動	期末現在保有数	期末現在の権利確定かつ行使可能数
<b>マネージング・ディレクター兼最高経営責任者</b>								
ブライアン・ハルツァー	普通株式	109,611	41,867	-	-	-	151,478	-
	CEO業績連動型新株引受権	732,817	227,338	-	(119,476)	-	840,679	-
	業績連動型新株引受権	34,263	-	-	(34,263)	-	-	-
<b>現グループ業務執行役員</b>								
クレイグ・ブライト <sup>2</sup>	普通株式	該当なし	132,151	-	-	-	132,151	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	77,696	-	-	-	77,696	-
リン・コブリー	普通株式	91,993	18,724	-	-	-	110,717	-
	業績連動型新株引受権	261,846	94,964	-	-	-	356,810	-
ピーター・キング	普通株式	97,791	20,796	-	-	-	118,587	-
	業績連動型新株引受権	314,259	92,086	-	(65,787)	-	340,558	-
レベッカ・リム	普通株式	30,876	14,340	-	-	-	45,216	-
	業績連動型新株引受権	144,092	62,948	-	(13,823)	-	193,217	-
デイビッド・リンドバーグ	普通株式	64,952	17,719	-	-	-	82,671	-
	業績連動型新株引受権	254,369	94,602	-	(29,489)	-	319,482	-
キャロリン・マッキャン	普通株式	49,435	9,818	-	-	-	59,253	-
	業績連動型新株引受権	42,816	49,910	-	(14,178)	-	78,548	-
デイビッド・マククリーン	普通株式	9,613	-	-	-	-	9,613	-
	業績連動型新株引受権	237,918	84,630	-	(35,662)	-	286,886	2,148
	業績目標のない新株引受権	57,218	22,059	-	-	-	79,277	49,831
クリスティーン・パーカー	普通株式	27,431	17,196	-	-	(15,000)	29,627	-
	業績連動型新株引受権	240,311	73,380	-	(53,168)	-	260,523	-
デイビッド・スティーブン	普通株式	-	135,929	-	-	-	135,929	-
	業績連動型新株引受権	-	278,698	-	-	-	278,698	-
ギャリー・サーズビー	普通株式	92,445	15,909	-	-	-	108,354	-
	業績連動型新株引受権	154,553	76,438	-	(17,013)	-	213,978	-
アラスティア・ウェルシュ <sup>2</sup>	普通株式	該当なし	4,223	-	-	(20,802)	37,256	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	-	-	-	-	14,944	-

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在 保有数	当期中に 報酬とし て付与さ れた数	当期中に 行使によ り受領さ れた/行 使された 数	当期中の 失権した 又は 失効した 数	当期中の その他 変動	期末現在 保有数	期末現在 の権利確 定かつ行 使可能数
<b>現グループ業務執行役員</b>								
ブラッド・クーパー <sup>2</sup>	普通株式	131,982	16,090	-	-	-	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	329,216	94,424	-	(74,436)	-	該当なし	-
デイブ・カラン <sup>2</sup>	普通株式	49,425	-	-	-	-	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	288,436	-	-	(63,519)	-	該当なし	-
ジョージ・フラジス <sup>2</sup>	普通株式	81,302	19,308	-	-	(10,000)	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	300,880	89,928	-	(58,231)	-	該当なし	-

- 1 上表において個人が保有する最大株式数は、2019年9月30日現在の当行発行済普通株式総数の0.0043パーセントである。
- 2 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

## 7.6 非業務執行取締役及び主要な業務執行経営陣に対する債権に関する開示<sup>1</sup>

当期中に取締役、CEO又はグループ業務執行役員と当行グループとの間で生じた金融商品取引は、通常の業務の過程において、その他の従業員及び特定の顧客にも適用される条件（利息及び担保を含む。）の下で行われた。こうした取引は、主に通常の個人向け銀行業務や投資業務で構成された。

下表は、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員（その関係者を含む。）に対する当行グループの債権の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	期末現在 グループ内人数
非業務執行取締役	3,544,610	306,091	-	19,785,162	4
CEO及びグループ業務執行役員	9,519,382	366,076	-	11,932,845	10
	13,063,992	672,167	-	31,718,007	14

下表は、2019年度中に100,000豪ドルを超える債務を有していたKMP（その関係者を含む。）の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	当期中の 最高債務額 (豪ドル)
<b>非業務執行取締役</b>					
リンジー・マックステッド	1,572,889	71,630	-	2,666,979	2,666,979
イーウェン・クラウチ	979,947	39,833	-	928,781	1,479,947
スティーブン・ハーカー <sup>1</sup>	該当なし	158,722	-	15,000,000	15,000,000
ピーター・ナッシュ	991,774	35,906	-	1,189,402	1,498,923
<b>CEO及びグループ業務執行役員</b>					
ブライアン・ハルツァー	9,847	15,572	-	806,470	814,285
リン・コブリー	2,000,000	85,800	-	2,000,000	2,007,287
ブラッド・クーバー <sup>1</sup>	2,791,360	73,973	-	該当なし	3,097,569
レベッカ・リム	732,845	13,081	-	600,000	778,035
キャロリン・マッキャン	145,000	4,788	-	307,697	440,001
デイビッド・マクリーン	620,841	30,059	-	625,816	672,004
クリスティーン・パーカー	1,308,486	46,955	-	5,001,866	5,436,523
デイビッド・スティーブン	-	3,112	-	-	672,755
ギャリー・サーズビー	1,911,003	73,462	-	1,864,791	2,034,797
アラステア・ウェルシュ <sup>1</sup>	該当なし	19,274	-	726,205	726,205

1 本情報は個人がKMPであった期間に関するものである。詳細についてはセクション1を参照のこと。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項なし。

## 第6 【経理の状況】

(イ) 本一般目的財務報告書は、1959年銀行法（改正後）に基づく認可預金受入機関に対する要件、オーストラリア会計基準審議会（以下「AASB」という。）により公表されるオーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）及び解釈指針並びに2001年会社法に従って作成されている。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。

本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの2019年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの独立監査人であり、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付している。

(ハ) 以下に掲げる財務書類及び監査報告書のうち、英文（原文）は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションがオーストラリアにおいて株主、オーストラリア証券取引所及びオーストラリア証券投資委員会に提出した年次報告書の内容と同一であり、日本語はこれを翻訳したものである。

(ニ) 本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類（原文）は豪ドルで表示されている。「日本円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2019年9月30日現在のブルームバーグ・モニターに表示された売買相場仲値、1豪ドル=72.8270円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。

(ホ) 円換算額及び第一部 第6 2「主な資産・負債及び収支の内容」から第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までに記載されている事項は、原文の財務書類には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記（ロ）の会計監査の対象にもなっていない。

## 1 【財務書類】

( ) 損益計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息						
実効金利法で計算	3	32,518	31,987	30,614	32,736	32,190
その他	3	704	584	618	776	640
<b>受取利息合計</b>		<b>33,222</b>	<b>32,571</b>	<b>31,232</b>	<b>33,512</b>	<b>32,830</b>
支払利息	3	(16,315)	(16,066)	(15,716)	(19,295)	(18,977)
<b>純利息収益</b>		<b>16,907</b>	<b>16,505</b>	<b>15,516</b>	<b>14,217</b>	<b>13,853</b>
純手数料収益	4	1,655	2,424	2,603	922	2,172
資産管理および保険業務による純収益	4	1,029	2,061	1,800	-	-
トレーディング収益	4	929	945	1,202	956	919
その他の収益	4	129	72	529	2,684	2,633
<b>純業務収益(業務費用および減損費用控除前)</b>		<b>20,649</b>	<b>22,007</b>	<b>21,650</b>	<b>18,779</b>	<b>19,577</b>
業務費用	5	(10,106)	(9,566)	(9,282)	(8,631)	(8,000)
減損費用	6	(794)	(710)	(853)	(750)	(682)
<b>税引前利益</b>		<b>9,749</b>	<b>11,731</b>	<b>11,515</b>	<b>9,398</b>	<b>10,895</b>
法人税等	7	(2,959)	(3,632)	(3,518)	(2,277)	(2,751)
<b>当期純利益</b>		<b>6,790</b>	<b>8,099</b>	<b>7,997</b>	<b>7,121</b>	<b>8,144</b>
非支配株主持分に帰属する当期純利益		(6)	(4)	(7)	-	-
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益</b>		<b>6,784</b>	<b>8,095</b>	<b>7,990</b>	<b>7,121</b>	<b>8,144</b>
<b>1株当たり利益</b>		<b>豪セント</b>	<b>豪セント</b>	<b>豪セント</b>		
基本的	8	196.5	237.5	238.0		
希薄化後	8	189.5	230.1	229.3		

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

( ) 損益計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度(続き)

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
受取利息						
実効金利法で計算	3	2,368,188	2,329,517	2,229,526	2,384,065	2,344,301
その他	3	51,270	42,531	45,007	56,514	46,609
<b>受取利息合計</b>		<b>2,419,459</b>	<b>2,372,048</b>	<b>2,274,533</b>	<b>2,440,578</b>	<b>2,390,910</b>
支払利息	3	(1,188,173)	(1,170,039)	(1,144,549)	(1,405,197)	(1,382,038)
<b>純利息収益</b>		<b>1,231,286</b>	<b>1,202,010</b>	<b>1,129,984</b>	<b>1,035,381</b>	<b>1,008,872</b>
純手数料収益	4	120,529	176,533	189,569	67,146	158,180
資産管理および保険業務による純収益	4	74,939	150,096	131,089	-	-
トレーディング収益	4	67,656	68,822	87,538	69,623	66,928
その他の収益	4	9,395	5,244	38,525	195,468	191,753
<b>純業務収益(業務費用および減損費用控除前)</b>		<b>1,503,805</b>	<b>1,602,704</b>	<b>1,576,705</b>	<b>1,367,618</b>	<b>1,425,734</b>
業務費用	5	(735,990)	(696,663)	(675,980)	(628,570)	(582,616)
減損費用	6	(57,825)	(51,707)	(62,121)	(54,620)	(49,668)
<b>税引前利益</b>		<b>709,990</b>	<b>854,334</b>	<b>838,603</b>	<b>684,428</b>	<b>793,450</b>
法人税等	7	(215,495)	(264,508)	(256,205)	(165,827)	(200,347)
<b>当期純利益</b>		<b>494,495</b>	<b>589,826</b>	<b>582,398</b>	<b>518,601</b>	<b>593,103</b>
非支配株主持分に帰属する当期純利益		(437)	(291)	(510)	-	-
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益</b>		<b>494,058</b>	<b>589,535</b>	<b>581,888</b>	<b>518,601</b>	<b>593,103</b>
<b>1株当たり利益</b>		円	円	円		
基本的	8	143	173	173		
希薄化後	8	138	168	167		

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記の損益計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

( ) 包括利益計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>当期純利益</b>	6,790	8,099	7,997	7,121	8,144
<b>その他の包括利益</b>					
<b>後に損益に振替えられる可能性のある項目</b>					
株主持分で認識される利益/(損失)：					
売却可能有価証券	-	(102)	75	-	(32)
その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債証券	(46)	-	-	(39)	-
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(203)	(161)	(91)	(121)	(125)
関連会社のその他の包括利益に対する持分(税引後)	-	-	3	-	-
損益計算書に振替：					
売却可能有価証券	-	66	(3)	-	(33)
FVOCIで測定する負債証券	(29)	-	-	(29)	-
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	197	203	115	128	160
外貨換算積立金	(10)	(3)	-	-	-
関連会社のその他の包括利益に対する持分(税引後)	-	-	9	-	-
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連ヘッジ控除後)	182	181	(116)	162	174
株主持分に計上されたまたは株主持分から振替えられた項目に係る法人税等：					
売却可能有価証券積立金	-	9	(18)	-	19
FVOCIで測定する負債証券	20	-	-	18	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金	2	(13)	(6)	(3)	(10)
<b>後に損益に振替えられることのない項目</b>					
FVOCIで測定する株式に係る利益/(損失)	11	-	-	(2)	-
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)	(10)	43	(164)	(10)	43
確定給付債務の再測定	(276)	45	190	(268)	47
<b>当期その他の包括利益(税引後)</b>	(162)	268	(6)	(164)	243
<b>当期包括利益合計</b>	6,628	8,367	7,991	6,957	8,387
以下に帰属：					
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者	6,620	8,363	7,984	6,957	8,387
非支配株主持分	8	4	7	-	-
<b>当期包括利益合計</b>	6,628	8,367	7,991	6,957	8,387

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

( ) 包括利益計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度(続き)

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>当期純利益</b>	494,495	589,826	582,398	518,601	593,103
<b>その他の包括利益</b>					
<b>後に損益に振替えられる可能性のある項目</b>					
株主持分で認識される利益/(損失)：					
売却可能有価証券	-	(7,428)	5,462	-	(2,330)
その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI)で測定する負債証券	(3,350)	-	-	(2,840)	-
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	(14,784)	(11,725)	(6,627)	(8,812)	(9,103)
関連会社のその他の包括利益に対する持分(税引後)	-	-	218	-	-
損益計算書に振替：					
売却可能有価証券	-	4,807	(218)	-	(2,403)
FVOCIで測定する負債証券	(2,112)	-	-	(2,112)	-
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段	14,347	14,784	8,375	9,322	11,652
外貨換算積立金	(728)	(218)	-	-	-
関連会社のその他の包括利益に対する持分(税引後)	-	-	655	-	-
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連ヘッジ控除後)	13,255	13,182	(8,448)	11,798	12,672
株主持分に計上されたまたは株主持分から振替えられた項目に係る法人税等：					
売却可能有価証券積立金	-	655	(1,311)	-	1,384
FVOCIで測定する負債証券	1,457	-	-	1,311	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金	146	(947)	(437)	(218)	(728)
<b>後に損益に振替えられることのない項目</b>					
FVOCIで測定する株式に係る利益/(損失)	801	-	-	(146)	-
公正価値で測定する金融負債に係る自社の信用リスクの調整(税引後)	(728)	3,132	(11,944)	(728)	3,132
確定給付債務の再測定	(20,100)	3,277	13,837	(19,518)	3,423
<b>当期その他の包括利益(税引後)</b>	(11,798)	19,518	(437)	(11,944)	17,697
<b>当期包括利益合計</b>	482,697	609,344	581,961	506,657	610,800
以下に帰属：					
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者	482,115	609,052	581,451	506,657	610,800
非支配株主持分	583	291	510	-	-
<b>当期包括利益合計</b>	482,697	609,344	581,961	506,657	610,800

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

( ) 貸借対照表<sup>1</sup> 9月30日現在

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		親会社	
		2019年	2018年	2019年	2018年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金		20,059	26,788	17,692	24,976
支払担保金		5,930	4,787	5,773	4,722
トレーディング目的有価証券および損益計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する金融資産	10	31,781	23,132	29,565	21,415
金融派生商品	20	29,859	24,101	29,283	23,562
売却可能有価証券	11	-	61,119	-	56,513
投資有価証券	11	73,401	-	68,398	-
貸付金	12	714,770	709,690	631,936	630,168
その他の金融資産	14	5,367	5,517	4,615	4,666
生命保険に関する資産	15	9,367	9,450	-	-
子会社債権		-	-	142,961	140,597
子会社に対する投資		-	-	6,436	4,508
関連会社に対する投資	31	129	115	100	76
不動産および設備		1,155	1,329	948	1,120
繰延税金資産	7	2,048	1,180	1,925	1,102
無形資産	25	11,953	11,763	9,687	9,494
その他の資産		807	621	420	311
<b>資産合計</b>		<b>906,626</b>	<b>879,592</b>	<b>949,739</b>	<b>923,230</b>
<b>負債</b>					
受入担保金		3,287	2,184	2,849	1,748
預金およびその他の借入金	16	563,247	559,285	501,430	500,468
その他の金融負債	17	29,215	28,105	28,516	27,266
金融派生商品	20	29,096	24,407	28,867	24,229
発行済債券	18	181,457	172,596	156,674	152,288
未払法人税等		163	296	88	184
生命保険債務	15	7,377	7,597	-	-
子会社債務		-	-	148,607	142,400
引当金	27	3,169	1,928	2,980	1,766
繰延税金負債	7	44	18	-	3
その他の負債		2,238	1,338	1,064	257
<b>借入資本を除く負債合計</b>		<b>819,293</b>	<b>797,754</b>	<b>871,075</b>	<b>850,609</b>
借入資本	19	21,826	17,265	21,826	17,265
<b>負債合計</b>		<b>841,119</b>	<b>815,019</b>	<b>892,901</b>	<b>867,874</b>
<b>純資産額</b>		<b>65,507</b>	<b>64,573</b>	<b>56,838</b>	<b>55,356</b>

	注記	連結		親会社	
		2019年	2018年	2019年	2018年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>株主持分</b>					
株式資本：					
普通株式	28	37,508	36,054	37,508	36,054
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	28	(553)	(493)	(575)	(508)
積立金	28	1,311	1,077	1,338	1,114
利益剰余金		27,188	27,883	18,567	18,696
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計</b>		65,454	64,521	56,838	55,356
非支配株主持分	28	53	52	-	-
<b>株主持分および非支配株主持分合計</b>		65,507	64,573	56,838	55,356

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

( ) 貸借対照表<sup>1</sup> 9月30日現在(続き)

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結		親会社	
		2019年	2018年	2019年	2018年
		百万円	百万円	百万円	百万円
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金		1,460,837	1,950,890	1,288,455	1,818,927
支払担保金		431,864	348,623	420,430	343,889
トレーディング目的有価証券および損益 計算書を通じて公正価値(FVIS)で測定する 金融資産	10	2,314,515	1,684,634	2,153,130	1,559,590
金融派生商品	20	2,174,541	1,755,204	2,132,593	1,715,950
売却可能有価証券	11	-	4,451,113	-	4,115,672
投資有価証券	11	5,345,575	-	4,981,221	-
貸付金	12	52,054,555	51,684,594	46,022,003	45,893,245
その他の金融資産	14	390,863	401,787	336,097	339,811
生命保険に関する資産	15	682,171	688,215	-	-
子会社債権		-	-	10,411,421	10,239,258
子会社に対する投資		-	-	468,715	328,304
関連会社に対する投資	31	9,395	8,375	7,283	5,535
不動産および設備		84,115	96,787	69,040	81,566
繰延税金資産	7	149,150	85,936	140,192	80,255
無形資産	25	870,501	856,664	705,475	691,420
その他の資産		58,771	45,226	30,587	22,649
<b>資産合計</b>		<b>66,026,852</b>	<b>64,058,047</b>	<b>69,166,642</b>	<b>67,236,071</b>
<b>負債</b>					
受入担保金		239,382	159,054	207,484	127,302
預金およびその他の借入金	16	41,019,589	40,731,049	36,517,643	36,447,583
その他の金融負債	17	2,127,641	2,046,803	2,076,735	1,985,701
金融派生商品	20	2,118,974	1,777,489	2,102,297	1,764,525
発行済債券	18	13,214,969	12,569,649	11,410,097	11,090,678
未払法人税等		11,871	21,557	6,409	13,400
生命保険債務	15	537,245	553,267	-	-
子会社債務		-	-	10,822,602	10,370,565
引当金	27	230,789	140,410	217,024	128,612
繰延税金負債	7	3,204	1,311	-	218
その他の負債		162,987	97,443	77,488	18,717
<b>借入資本を除く負債合計</b>		<b>59,666,651</b>	<b>58,098,031</b>	<b>63,437,779</b>	<b>61,947,302</b>
借入資本	19	1,589,522	1,257,358	1,589,522	1,257,358
<b>負債合計</b>		<b>61,256,173</b>	<b>59,355,389</b>	<b>65,027,301</b>	<b>63,204,660</b>
<b>純資産額</b>		<b>4,770,678</b>	<b>4,702,658</b>	<b>4,139,341</b>	<b>4,031,411</b>

	注記	連結		親会社	
		2019年	2018年	2019年	2018年
		百万円	百万円	百万円	百万円
<b>株主持分</b>					
株式資本：					
普通株式	28	2,731,595	2,625,705	2,731,595	2,625,705
自己株式および制限株式制度(RSP)自己株式	28	(40,273)	(35,904)	(41,876)	(36,996)
積立金	28	95,476	78,435	97,443	81,129
利益剰余金		1,980,020	2,030,635	1,352,179	1,361,574
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計</b>		4,766,818	4,698,871	4,139,341	4,031,411
非支配株主持分	28	3,860	3,787	-	-
<b>株主持分および非支配株主持分合計</b>		4,770,678	4,702,658	4,139,341	4,031,411

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まなければならない。

( ) 持分変動計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーション 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配株主 持分 (注記28)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>2016年10月1日現在残高</b>	33,014	727	24,379	58,120	61	58,181
<b>当期純利益</b>	-	-	7,990	7,990	7	7,997
当期その他の包括利益純額	-	(32)	26	(6)	-	(6)
<b>当期包括利益合計</b>	-	(32)	8,016	7,984	7	7,991
<b>株主持分保有者としての取引</b>						
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(6,291)	(6,291)	-	(6,291)
配当金株式再投資制度	1,452	-	-	1,452	-	1,452
<b>その他の株主持分の増減</b>						
株式報酬制度	-	98	-	98	-	98
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	11	-	-	11	-	11
株式の購入(発行費用控除後)	(43)	-	-	(43)	-	(43)
自己株式の(取得)/処分純額	(40)	-	-	(40)	-	(40)
その他	-	1	(4)	(3)	(14)	(17)
<b>拠出金および分配金合計</b>	1,380	99	(6,295)	(4,816)	(14)	(4,830)
<b>2017年9月30日現在残高</b>	34,394	794	26,100	61,288	54	61,342
<b>当期純利益</b>	-	-	8,095	8,095	4	8,099
当期その他の包括利益純額	-	180	88	268	-	268
<b>当期包括利益合計</b>	-	180	8,183	8,363	4	8,367
<b>株主持分保有者としての取引</b>						
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(6,400)	(6,400)	-	(6,400)
配当金株式再投資制度	631	-	-	631	-	631
転換権付優先株式の転換	566	-	-	566	-	566
<b>その他の株主持分の増減</b>						
株式報酬制度	-	103	-	103	-	103
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	3	-	-	3	-	3
株式の購入(発行費用控除後)	(35)	-	-	(35)	-	(35)
自己株式の(取得)/処分純額	2	-	-	2	-	2
その他	-	-	-	-	(6)	(6)
<b>拠出金および分配金合計</b>	1,167	103	(6,400)	(5,130)	(6)	(5,136)
<b>2018年9月30日現在残高</b>	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーション 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配株主 持分 (注記28)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
新会計基準の適用による影響 <sup>1</sup>	-	2	(727)	(725)	-	(725)
<b>修正再表示後の期首残高</b>	35,561	1,079	27,156	63,796	52	63,848
<b>当期純利益</b>	-	-	6,784	6,784	6	6,790
当期その他の包括利益純額	-	122	(286)	(164)	2	(162)
<b>当期包括利益合計</b>	-	122	6,498	6,620	8	6,628
<b>株主持分保有者としての取引</b>						
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(6,466)	(6,466)	-	(6,466)
配当金株式再投資制度	1,489	-	-	1,489	-	1,489
<b>その他の株主持分の増減</b>						
株式報酬制度	-	108	-	108	-	108
株式の購入(発行費用控除後)	(33)	-	-	(33)	-	(33)
自己株式の純(取得)/処分	(62)	-	-	(62)	-	(62)
その他	-	2	-	2	(7)	(5)
<b>拠出金および分配金合計</b>	1,394	110	(6,466)	(4,962)	(7)	(4,969)
<b>2019年9月30日現在残高</b>	36,955	1,311	27,188	65,454	53	65,507

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2019年度の内訳は、2019年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,239百万豪ドル)および2018年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,227百万豪ドル)(2018年度：2018年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,213百万豪ドル)および2017年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,187百万豪ドル)、2017年度：2017年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,150百万豪ドル)および2016年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,141百万豪ドル))であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

## 親会社

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に 帰属する株主持分合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>2017年10月1日現在残高</b>	34,452	858	16,871	52,181
<b>当期純利益</b>	-	-	8,144	8,144
当期その他の包括利益純額	-	153	90	243
<b>当期包括利益合計</b>	-	153	8,234	8,387
<b>株主持分保有者としての取引</b>				
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(6,409)	(6,409)
配当金株式再投資制度	631	-	-	631
転換権付優先株式の転換	566	-	-	566
<b>その他の株主持分の増減</b>				
株式報酬制度	-	103	-	103
従業員株式オプションおよび新株引受権の行使	3	-	-	3
株式の購入(発行費用控除後)	(35)	-	-	(35)
自己株式の(取得)/処分純額	(71)	-	-	(71)
<b>拠出金および配当金合計</b>	1,094	103	(6,409)	(5,212)
<b>2018年9月30日現在残高</b>	35,546	1,114	18,696	55,356
新会計基準の適用による影響	-	2	(502)	(500)
<b>修正再表示後の期首残高</b>	35,546	1,116	18,194	54,856
<b>当期純利益</b>	-	-	7,121	7,121
当期その他の包括利益純額	-	114	(278)	(164)
<b>当期包括利益合計</b>	-	114	6,843	6,957
<b>株主持分保有者としての取引</b>				
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(6,470)	(6,470)
配当金株式再投資制度	1,489	-	-	1,489
<b>その他の株主持分の増減</b>				
株式報酬制度	-	108	-	108
株式の購入(発行費用控除後)	(33)	-	-	(33)
自己株式の純(取得)/処分	(69)	-	-	(69)
<b>拠出金および配当金合計</b>	1,387	108	(6,470)	(4,975)
<b>2019年9月30日現在残高</b>	36,933	1,338	18,567	56,838

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2019年度の内訳は、2019年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,241百万豪ドル)および2018年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,229百万豪ドル)(2018年度:2018年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,218百万豪ドル)および2017年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,191百万豪ドル))であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

( ) 持分変動計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度(続き)

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーション 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配株主 持分 (注記28)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>2016年10月1日現在残高</b>	2,404,311	52,945	1,775,449	4,232,705	4,442	4,237,148
<b>当期純利益</b>	-	-	581,888	581,888	510	582,398
当期その他の包括利益純額	-	(2,330)	1,894	(437)	-	(437)
<b>当期包括利益合計</b>	-	(2,330)	583,781	581,451	510	581,961
<b>株主持分保有者としての取引</b>						
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(458,155)	(458,155)	-	(458,155)
配当金株式再投資制度	105,745	-	-	105,745	-	105,745
<b>その他の株主持分の増減</b>						
株式報酬制度	-	7,137	-	7,137	-	7,137
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	801	-	-	801	-	801
株式の購入(発行費用控除後)	(3,132)	-	-	(3,132)	-	(3,132)
自己株式の(取得)/処分純額	(2,913)	-	-	(2,913)	-	(2,913)
その他	-	73	(291)	(218)	(1,020)	(1,238)
<b>拠出金および配金合計</b>	100,501	7,210	(458,446)	(350,735)	(1,020)	(351,754)
<b>2017年9月30日現在残高</b>	2,504,812	57,825	1,900,785	4,463,421	3,933	4,467,354
<b>当期純利益</b>	-	-	589,535	589,535	291	589,826
当期その他の包括利益純額	-	13,109	6,409	19,518	-	19,518
<b>当期包括利益合計</b>	-	13,109	595,943	609,052	291	609,344
<b>株主持分保有者としての取引</b>						
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(466,093)	(466,093)	-	(466,093)
配当金株式再投資制度	45,954	-	-	45,954	-	45,954
転換権付優先株式の転換	41,220	-	-	41,220	-	41,220
<b>その他の株主持分の増減</b>						
株式報酬制度	-	7,501	-	7,501	-	7,501
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	218	-	-	218	-	218
株式の購入(発行費用控除後)	(2,549)	-	-	(2,549)	-	(2,549)
自己株式の(取得)/処分純額	146	-	-	146	-	146
その他	-	-	-	-	(437)	(437)
<b>拠出金および配金合計</b>	84,989	7,501	(466,093)	(373,603)	(437)	(374,039)
<b>2018年9月30日現在残高</b>	2,589,801	78,435	2,030,635	4,698,871	3,787	4,702,658

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレ ーション 所有者に帰 属する株主 持分合計	非支配株主 持分 (注記28)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
新会計基準の適用による影響 <sup>1</sup>	-	146	(52,945)	(52,800)	-	(52,800)
<b>修正再表示後の期首残高</b>	2,589,801	78,580	1,977,690	4,646,071	3,787	4,649,858
<b>当期純利益</b>	-	-	494,058	494,058	437	494,495
当期その他の包括利益純額	-	8,885	(20,829)	(11,944)	146	(11,798)
<b>当期包括利益合計</b>	-	8,885	473,230	482,115	583	482,697
<b>株主持分保有者としての取引</b>						
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(470,899)	(470,899)	-	(470,899)
配当金株式再投資制度	108,439	-	-	108,439	-	108,439
<b>その他の株主持分の増減</b>						
株式報酬制度	-	7,865	-	7,865	-	7,865
株式の購入(発行費用控除後)	(2,403)	-	-	(2,403)	-	(2,403)
自己株式の純(取得)/処分	(4,515)	-	-	(4,515)	-	(4,515)
その他	-	146	-	146	(510)	(364)
<b>拠出金および分配金合計</b>	101,521	8,011	(470,899)	(361,368)	(510)	(361,877)
<b>2019年9月30日現在残高</b>	2,691,322	95,476	1,980,020	4,766,818	3,860	4,770,678

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2019年度の内訳は、2019年度中間配当金1株当たり68円(235,887百万円)および2018年度最終配当金1株当たり68円(235,013百万円)(2018年度：2018年度中間配当金1株当たり68円(233,993百万円)および2017年度最終配当金1株当たり68円(232,100百万円)、2017年度：2017年度中間配当金1株当たり68円(229,405百万円)および2016年度最終配当金1株当たり68円(228,750百万円))であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まなければならない。

## 親会社

	株式資本 (注記28)	積立金 (注記28)	利益剰余金	ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に 帰属する株主持分合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>2017年10月1日現在残高</b>	2,509,036	62,486	1,228,664	3,800,186
<b>当期純利益</b>	-	-	593,103	593,103
当期その他の包括利益純額	-	11,143	6,554	17,697
<b>当期包括利益合計</b>	-	11,143	599,658	610,800
<b>株主持分保有者としての取引</b>				
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(466,748)	(466,748)
配当金株式再投資制度	45,954	-	-	45,954
転換権付優先株式の転換	41,220	-	-	41,220
<b>その他の株主持分の増減</b>				
株式報酬制度	-	7,501	-	7,501
従業員株式オプションおよび新株引受権の行使	218	-	-	218
株式の購入(発行費用控除後)	(2,549)	-	-	(2,549)
自己株式の(取得)/処分純額	(5,171)	-	-	(5,171)
<b>拠出金および分配金合計</b>	79,673	7,501	(466,748)	(379,574)
<b>2018年9月30日現在残高</b>	2,588,709	81,129	1,361,574	4,031,411
新会計基準の適用による影響	-	146	(36,559)	(36,414)
<b>修正再表示後の期首残高</b>	2,588,709	81,275	1,325,014	3,994,998
<b>当期純利益</b>	-	-	518,601	518,601
当期その他の包括利益純額	-	8,302	(20,246)	(11,944)
<b>当期包括利益合計</b>	-	8,302	498,355	506,657
<b>株主持分保有者としての取引</b>				
普通株式配当金 <sup>2</sup>	-	-	(471,191)	(471,191)
配当金株式再投資制度	108,439	-	-	108,439
<b>その他の株主持分の増減</b>				
株式報酬制度	-	7,865	-	7,865
株式の購入(発行費用控除後)	(2,403)	-	-	(2,403)
自己株式の純(取得)/処分	(5,025)	-	-	(5,025)
<b>拠出金および分配金合計</b>	101,011	7,865	(471,191)	(362,314)
<b>2019年9月30日現在残高</b>	2,689,720	97,443	1,352,179	4,139,341

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2019年度の内訳は、2019年度中間配当金1株当たり68円(236,032百万円)および2018年度最終配当金1株当たり68円(235,158百万円)(2018年度:2018年度中間配当金1株当たり68円(234,357百万円)および2017年度最終配当金1株当たり68円(232,391百万円))であり、30%の税率で全額フランキング済である。

上記の持分変動計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

( ) キャッシュ・フロー計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>						
利息受取額		33,093	32,639	31,133	33,770	32,947
利息支払額		(16,486)	(15,789)	(15,415)	(19,444)	(18,728)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		6	9	27	2,218	2,016
利息以外の収益受取額		3,865	4,995	4,926	2,982	3,832
業務費用支払額		(9,080)	(7,889)	(7,828)	(7,491)	(6,543)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(3,406)	(3,585)	(3,388)	(3,081)	(3,349)
生命保険事業：						
保険契約者および顧客からの入金		2,189	2,008	2,239	-	-
利息その他類似の項目		6	17	24	-	-
配当金受取額		553	642	433	-	-
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(2,250)	(2,089)	(1,861)	-	-
法人税等支払額		(94)	(143)	(164)	-	-
<b>営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー</b>		8,396	10,815	10,126	8,954	10,175
純(増)/減：						
支払担保金		(847)	969	2,320	(755)	662
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		(7,629)	3,492	(4,729)	(7,358)	2,815
金融派生商品		7,605	8,584	(5,042)	6,581	8,263
貸付金		(4,188)	(24,740)	(26,815)	(3,312)	(23,661)
その他の金融資産		336	859	466	324	502
生命保険に関する資産および負債		(134)	(230)	219	-	-
その他の資産		(13)	10	67	(41)	33
純増/(減)：						
受入担保金		1,007	(295)	739	1,004	(606)
預金およびその他の借入金		1,113	23,928	23,062	963	20,783
その他の金融負債		1,463	(3,632)	2,506	1,555	(3,742)
その他の負債		(5)	10	(82)	(24)	17
<b>営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>	37	7,104	19,770	2,837	7,891	15,241
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>						
売却可能有価証券による収入		-	23,878	25,717	-	21,525
売却可能有価証券の購入		-	(24,376)	(27,028)	-	(22,230)
投資有価証券による収入		19,768	-	-	16,483	-
投資有価証券の購入		(29,527)	-	-	(25,719)	-
被支配会社債権/債務の純増減		-	-	-	2,110	923
被支配会社の売却による収入/(支出)(処分現金控除後)	37	(1)	9	-	-	-
被支配会社に対する投資の純(増)/減		-	-	-	94	(577)
関連会社の売却による収入		45	-	630	-	-
関連会社の取得		(25)	(30)	(52)	(24)	(30)
不動産および設備の売却による収入		157	91	65	143	62
不動産および設備の購入		(280)	(310)	(264)	(209)	(251)
無形資産の購入		(906)	(882)	(766)	(846)	(823)
<b>投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>		(10,769)	(1,620)	(1,698)	(7,968)	(1,401)

	注記	連結			親会社	
		2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
		百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>						
債券発行による収入(発行費用控除後)		61,484	59,456	72,368	50,375	57,440
発行済債券の償還		(63,313)	(64,698)	(69,119)	(56,347)	(58,005)
借入資本の発行(発行費用控除後)		4,935	2,342	4,437	4,935	2,342
借入資本の償還		(1,662)	(2,387)	(2,188)	(1,662)	(2,387)
従業員オプションの行使による収入		-	3	11	-	3
従業員オプションおよび新株引受権の行使に係る株式の購入		(6)	(8)	(17)	(6)	(8)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式		(27)	(27)	(27)	(27)	(27)
RSP自己株式の買戻し		(69)	(71)	(68)	(69)	(71)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		7	73	7	-	-
配当金の支払		(4,977)	(5,769)	(4,839)	(4,981)	(5,778)
非支配株主持分に対する分配金の支払		(5)	(6)	(13)	-	-
<b>財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>		<b>(3,633)</b>	<b>(11,092)</b>	<b>552</b>	<b>(7,782)</b>	<b>(6,491)</b>
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額		(7,298)	7,058	1,691	(7,859)	7,349
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		569	944	(302)	575	936
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高		26,788	18,786	17,397	24,976	16,691
<b>現金・預金および中央銀行預け金の期末残高</b>		<b>20,059</b>	<b>26,788</b>	<b>18,786</b>	<b>17,692</b>	<b>24,976</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

( ) キャッシュ・フロー計算書<sup>1</sup> 9月30日終了事業年度(続き)

## ウエストパック・バンキング・コーポレーション

	注記	連結			親会社	
		2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>						
利息受取額		2,410,064	2,377,000	2,267,323	2,459,368	2,399,431
利息支払額		(1,200,626)	(1,149,866)	(1,122,628)	(1,416,048)	(1,363,904)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		437	655	1,966	161,530	146,819
利息以外の収益受取額		281,476	363,771	358,746	217,170	279,073
業務費用支払額		(661,269)	(574,532)	(570,090)	(545,547)	(476,507)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(248,049)	(261,085)	(246,738)	(224,380)	(243,898)
生命保険事業：						
保険契約者および顧客からの入金		159,418	146,237	163,060	-	-
利息その他類似の項目		437	1,238	1,748	-	-
配当金受取額		40,273	46,755	31,534	-	-
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(163,861)	(152,136)	(135,531)	-	-
法人税等支払額		(6,846)	(10,414)	(11,944)	-	-
<b>営業資産および負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・フロー</b>		611,455	787,624	737,446	652,093	741,015
純(増)/減：						
支払担保金		(61,684)	70,569	168,959	(54,984)	48,211
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		(555,597)	254,312	(344,399)	(535,861)	205,008
金融派生商品		553,849	625,147	(367,194)	479,274	601,770
貸付金		(304,999)	(1,801,740)	(1,952,856)	(241,203)	(1,723,160)
その他の金融資産		24,470	62,558	33,937	23,596	36,559
生命保険に関する資産および負債		(9,759)	(16,750)	15,949	-	-
その他の資産		(947)	728	4,879	(2,986)	2,403
純増/(減)：						
受入担保金		73,337	(21,484)	53,819	73,118	(44,133)
預金およびその他の借入金		81,056	1,742,604	1,679,536	70,132	1,513,564
その他の金融負債		106,546	(264,508)	182,504	113,246	(272,519)
その他の負債		(364)	728	(5,972)	(1,748)	1,238
<b>営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>	37	517,363	1,439,790	206,610	574,678	1,109,956
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>						
売却可能有価証券による収入		-	1,738,963	1,872,892	-	1,567,601
売却可能有価証券の購入		-	(1,775,231)	(1,968,368)	-	(1,618,944)
投資有価証券による収入		1,439,644	-	-	1,200,407	-
投資有価証券の購入		(2,150,363)	-	-	(1,873,038)	-
被支配会社債権/債務の純増減		-	-	-	153,665	67,219
被支配会社の売却による収入/(支出)(処分現金控除後)	37	(73)	655	-	-	-
被支配会社に対する投資の純(増)/減		-	-	-	6,846	(42,021)
関連会社の売却による収入		3,277	-	45,881	-	-
関連会社の取得		(1,821)	(2,185)	(3,787)	(1,748)	(2,185)
不動産および設備の売却による収入		11,434	6,627	4,734	10,414	4,515
不動産および設備の購入		(20,392)	(22,576)	(19,226)	(15,221)	(18,280)
無形資産の購入		(65,981)	(64,233)	(55,785)	(61,612)	(59,937)
<b>投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>		(784,274)	(117,980)	(123,660)	(580,286)	(102,031)

	注記	連結			親会社	
		2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>						
債券発行による収入(発行費用控除後)		4,477,695	4,330,002	5,270,344	3,668,660	4,183,183
発行済債券の償還		(4,610,896)	(4,711,761)	(5,033,729)	(4,103,583)	(4,224,330)
借入資本の発行(発行費用控除後)		359,401	170,561	323,133	359,401	170,561
借入資本の償還		(121,038)	(173,838)	(159,345)	(121,038)	(173,838)
従業員オプションの行使による収入		-	218	801	-	218
従業員オプションおよび新株引受権の行使に係る株式の購入		(437)	(583)	(1,238)	(437)	(583)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した株式		(1,966)	(1,966)	(1,966)	(1,966)	(1,966)
RSP自己株式の買戻し		(5,025)	(5,171)	(4,952)	(5,025)	(5,171)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		510	5,316	510	-	-
配当金の支払		(362,460)	(420,139)	(352,410)	(362,751)	(420,794)
非支配株主持分に対する分配金の支払		(364)	(437)	(947)	-	-
<b>財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>		(264,580)	(807,797)	40,201	(566,740)	(472,720)
現金・預金および中央銀行預け金の純増/(減)額		(531,491)	514,013	123,150	(572,347)	535,206
現金・預金および中央銀行預け金の為替相場変動による影響額		41,439	68,749	(21,994)	41,876	68,166
現金・預金および中央銀行預け金の期首残高		1,950,890	1,368,128	1,266,971	1,818,927	1,215,555
<b>現金・預金および中央銀行預け金の期末残高</b>		1,460,837	1,950,890	1,368,128	1,288,455	1,818,927

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

[次へ](#)

## ( ) 財務書類注記

### 注記1. 財務書類の作成

2019年9月30日終了事業年度におけるウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下「当行グループ」または「ウエストパック」という。)の当財務報告書は、2019年11月4日に取締役会によって公表を承認された。取締役会は、当財務報告書を修正および再発行する権限を有している。

主要な会計方針は、以下および関連する財務書類注記に詳述されている。金融資産および金融負債の認識および認識の中止に関する会計方針は、注記10の前に記載されている。これらの会計方針は、複雑な残高に関して採用される、また会計基準によって会計方針の選択が認められている場合の会計処理の詳細を規定している。これらの方針は、別途記載のない限り、全表示期間に一貫して適用されている。

#### a. 作成基準

##### ( ) 会計基準

当財務報告書は、以下に準拠して作成された一般目的財務報告書である。

- ・ 1959年銀行法(改正後)に基づく認可預金受入機関に対する要件
- ・ オーストラリア会計基準審議会(以下「AASB」という。)が公表したオーストラリア会計基準(以下「AAS」という。)および解釈指針
- ・ 2001年会社法

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは、当財務報告書の作成目的上、営利目的企業である。

当財務報告書は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)、およびIFRS解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)が公表した解釈指針も遵守している。当財務報告書にはまた、米国証券取引委員会(以下「米国SEC」という。)が外国の登録会社について要求している追加の開示も含まれている。

別途記載のない限り、すべての金額は、ASIC企業(財務/取締役報告書における四捨五入)通達第2016/191号に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

##### ( ) 取得原価主義

当財務報告書は取得原価主義に基づき作成されており、損益計算書を通じて公正価値(以下「FVIS」という。)で、またはその他の包括利益(以下「OCI」という。)において公正価値で測定する金融資産および金融負債(金融派生商品を含む)に対して公正価値会計を適用することにより修正されている。

( ) 会計方針の変更

貸借対照表

類似する性質の残高を貸借対照表の同一の場所で報告することにより、一貫性を向上させ、財務書類の利用者により適切な情報を提供するために、貸借対照表(および関連する注記)に対する以下の任意の表示変更が行われている。当該変更はこれらの項目の測定に影響を及ぼさないため、利益剰余金または純利益に対する影響はない。当該変更は以下のとおりである。

- ・ 新たな貸借対照表科目として「支払担保金」「その他の金融資産」「受入担保金」および「その他の金融負債」を追加。
- ・ 貸借対照表科目「他の金融機関に対する債権」を削除し、「支払担保金」および「その他の金融資産」に組替え。
- ・ 貸借対照表科目「海外における中央銀行への法定準備預金」を削除し、「現金および中央銀行預け金」および「トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産」に組替え。
- ・ 貸借対照表科目「他の金融機関に対する債務」を削除し、「受入担保金」および「その他の金融負債」に組替え。
- ・ 非金融機関との担保残高を「その他の資産」および「その他の負債」から「支払担保金」および「受入担保金」にそれぞれ組替え。
- ・ その他の資産またはその他の負債に含まれる金融資産または金融負債をそれぞれ、その他の金融資産およびその他の金融負債にそれぞれ組替え。
- ・ FVISで測定するその他の金融負債をその他の金融負債に組替え。

支払担保金/受入担保金は、デリバティブ契約、株式借入契約および融資取引から発生する金融負債/資産に対する担保として取引相手方に差し入れる/から受け取る現金を含む。これは、デリバティブ取引の保証として差し入れられる当初および変動証拠金を含む。

これらの任意の表示変更に関して2018年9月30日現在の比較数値は修正再表示されており、以下に詳述される。

	連結			親会社		
	報告額	表示変更	修正再表示	報告額	表示変更	修正再表示
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>						
現金および中央銀行預け金	26,431	357	26,788	24,726	250	24,976
他の金融機関に対する債権	5,790	(5,790)	-	5,711	(5,711)	-
支払担保金	-	4,787	4,787	-	4,722	4,722
トレーディング目的有価証券 およびFVISで測定する金融 資産	22,134	998	23,132	20,417	998	21,415
海外における中央銀行への 法定準備預金	1,355	(1,355)	-	1,248	(1,248)	-
その他の金融資産 <sup>1</sup>	-	5,517	5,517	-	4,666	4,666
その他の資産	5,135	(4,514)	621	3,988	(3,677)	311
その他すべての資産	818,747	-	818,747	867,140	-	867,140
<b>資産合計</b>	<b>879,592</b>	<b>-</b>	<b>879,592</b>	<b>923,230</b>	<b>-</b>	<b>923,230</b>
<b>負債</b>						
他の金融機関に対する債務	18,137	(18,137)	-	17,682	(17,682)	-
受入担保金	-	2,184	2,184	-	1,748	1,748
FVISで測定するその他の金融 負債	4,297	(4,297)	-	4,297	(4,297)	-
その他の金融負債 <sup>1</sup>	-	28,105	28,105	-	27,266	27,266
その他の負債	9,193	(7,855)	1,338	7,292	(7,035)	257
その他すべての負債	783,392	-	783,392	838,603	-	838,603
<b>負債合計</b>	<b>815,019</b>	<b>-</b>	<b>815,019</b>	<b>867,874</b>	<b>-</b>	<b>867,874</b>

<sup>1</sup> 詳細については注記14および注記17を参照のこと。

## 損益計算書

財務書類の利用者により適切な情報を提供するために、損益計算書(および関連する注記)に対する以下の任意の表示変更が行われている。当該変更はこれらの項目の測定に影響を及ぼさないため、利益剰余金または純利益に対する影響はない。

## 純利息収益

- ・ 貸借対照表の組替えに関連する受取利息および支払利息の構成要素は適宜、修正再表示されている。受取利息合計、支払利息合計または純利息収益に対する正味影響額はなかったことに留意されたい。これらの任意の表示変更に関して比較数値は修正再表示されており、以下の表に詳述されている。
- ・ また、開示の要求事項を遵守するため、実効金利法で計算された受取利息はその他の受取利息とは別個に表示されている。一貫性のため、支払利息も同様に表示される。詳細は注記3に記述されている。

	連結2018年			連結2017年			親会社2018年		
	報告額	表示変更	修正 再表示	報告額	表示変更	修正 再表示	報告額	表示変更	修正 再表示
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
<b>注記3：純利息収益</b>									
<b>受取利息</b>									
現金および中央銀行 預け金	325	1	326	241	1	242	300	1	301
他の金融機関に対す る債権	108	(108)	-	110	(110)	-	102	(102)	-
支払担保金	-	129	129	-	96	96	-	126	126
適格ヘッジに係る非 有効部分 - 純額	(18)	-	(18)	(22)	-	(22)	(22)	-	(22)
トレーディング目的 有価証券および FVISで測定する金 融資産	542	22	564	558	16	574	499	22	521
売却可能有価証券	1,914	-	1,914	1,795	-	1,795	1,743	-	1,743
投資有価証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金	29,621	-	29,621	28,504	-	28,504	25,801	-	25,801
海外における中央銀 行への法定準備預 金	23	(23)	-	17	(17)	-	23	(23)	-
子会社債権	-	-	-	-	-	-	4,328	-	4,328
その他の受取利息	56	(21)	35	29	14	43	56	(24)	32
<b>受取利息合計</b>	<b>32,571</b>	<b>-</b>	<b>32,571</b>	<b>31,232</b>	<b>-</b>	<b>31,232</b>	<b>32,830</b>	<b>-</b>	<b>32,830</b>
<b>支払利息</b>									
他の金融機関に対す る債務	(319)	319	-	(279)	279	-	(314)	314	-
受入担保金	-	(45)	(45)	-	(19)	(19)	-	(41)	(41)
預金およびその他の 借入金	(9,021)	-	(9,021)	(8,868)	-	(8,868)	(7,817)	-	(7,817)
トレーディング負債	(959)	-	(959)	(2,065)	-	(2,065)	(754)	-	(754)
発行済債券	(4,480)	-	(4,480)	(3,585)	-	(3,585)	(3,958)	-	(3,958)
子会社債務	-	-	-	-	-	-	(4,851)	-	(4,851)
借入資本	(774)	-	(774)	(693)	-	(693)	(774)	-	(774)
銀行税	(378)	-	(378)	(95)	-	(95)	(378)	-	(378)
その他の支払利息	(135)	(274)	(409)	(131)	(260)	(391)	(131)	(273)	(404)
<b>支払利息合計</b>	<b>(16,066)</b>	<b>-</b>	<b>(16,066)</b>	<b>(15,716)</b>	<b>-</b>	<b>(15,716)</b>	<b>(18,977)</b>	<b>-</b>	<b>(18,977)</b>
<b>純利息収益</b>	<b>16,505</b>	<b>-</b>	<b>16,505</b>	<b>15,516</b>	<b>-</b>	<b>15,516</b>	<b>13,853</b>	<b>-</b>	<b>13,853</b>

## 利息以外の収益および業務費用

- ・ 損益計算書の利息以外の収益科目を、純手数料収益、資産管理および保険業務による純収益、トレーディング収益およびその他の収益の4つの個別の科目に分解して表示。
- ・ 利息以外の収益の注記において、純手数料収益を、手数料収益と手数料費用に分けて個別表示。
- ・ 利息以外の収益の注記において、業務費用のうちクレジットカード・ロイヤリティ・プログラムを、新たな手数料費用の独立科目として組替え。

手数料費用は、顧客への財またはサービスの提供に応じて直接変動する外部増分コストを含む(金融資産または金融負債の発行、取得または処分に関連する取引費用として適格となりうる費用を除く。これらは繰り延べられ、実効金利に含まれ、純利息収益に認識される)。

増分コストとは、特定の財またはサービスが特定の顧客に提供されなければ発生しなかったであろう費用である。

これらの任意の表示変更に関して比較数値は修正再表示されており、以下の表に詳述される。

	連結2018年			連結2017年			親会社2018年		
	報告額	表示変更	修正 再表示	報告額	表示変更	修正 再表示	報告額	表示変更	修正 再表示
	百万 豪ドル								
<b>損益計算書</b>									
純利息収益	16,505	-	16,505	15,516	-	15,516	13,853	-	13,853
利息以外の収益	5,628	(5,628)	-	6,286	(6,286)	-	5,825	(5,825)	-
純手数料収益	-	2,424	2,424	-	2,603	2,603	-	2,172	2,172
資産管理および保 険業務による純 収益	-	2,061	2,061	-	1,800	1,800	-	-	-
トレーディング収 益	-	945	945	-	1,202	1,202	-	919	919
その他の収益	-	72	72	-	529	529	-	2,633	2,633
純業務収益(業務費 用および減損費 用控除前)	22,133	(126)	22,007	21,802	(152)	21,650	19,678	(101)	19,577
業務費用	(9,692)	126	(9,566)	(9,434)	152	(9,282)	(8,101)	101	(8,000)
減損費用	(710)	-	(710)	(853)	-	(853)	(682)	-	(682)
<b>税引前利益</b>	11,731	-	11,731	11,515	-	11,515	10,895	-	10,895
法人税等	(3,632)	-	(3,632)	(3,518)	-	(3,518)	(2,751)	-	(2,751)
<b>当期純利益</b>	8,099	-	8,099	7,997	-	7,997	8,144	-	8,144
<b>注記4：利息以外 の収益(抜粋)</b>									
<b>純手数料収益</b>									
信用手数料	1,347	18	1,365	1,333	17	1,350	1,333	18	1,351
取引手数料	1,105	77	1,182	1,193	65	1,258	886	53	939
その他の無リスク の手数料	98	-	98	229	-	229	54	-	54
<b>手数料収益</b>	2,550	95	2,645	2,755	82	2,837	2,273	71	2,344
クレジットカード ・ロイヤリ ティ・プログラ ム	-	(126)	(126)	-	(152)	(152)	-	(101)	(101)
取引に係る支払手 数料	-	(95)	(95)	-	(82)	(82)	-	(71)	(71)
<b>手数料費用</b>	-	(221)	(221)	-	(234)	(234)	-	(172)	(172)
<b>純手数料収益</b>	2,550	(126)	2,424	2,755	(152)	2,603	2,273	(101)	2,172
<b>注記5：業務費用 (抜粋)</b>									
クレジットカード ・ロイヤリ ティ・プログラ ム	126	(126)	-	152	(152)	-	101	(101)	-
<b>その他の費用合計</b>	1,662	(126)	1,536	1,652	(152)	1,500	1,357	(101)	1,256
<b>業務費用合計</b>	9,692	(126)	9,566	9,434	(152)	9,282	8,101	(101)	8,000

( ) 2019年9月30日終了事業年度において適用された基準

### AASB第9号「金融商品」(2014年12月)(以下「AASB第9号」という。)

当行グループは、2018年10月1日にAASB第9号を適用した。AASB第9号は、当該基準で認められているように、比較数値を修正再表示することなく、2018年10月1日現在の期首貸借対照表を修正することにより適用されている。AASB第9号の適用により、2018年10月1日現在の利益剰余金が当行グループについて722百万豪ドル(税引後)、親会社については495百万豪ドル(税引後)減少した。これは主に、新基準に基づいて計上される減損引当金の増加に起因するものであった。

#### 減損

AASB第9号は、企業が先入観のない将来に関する情報に基づき予想信用損失(以下「ECL」という。)を認識することを求める改訂減損モデルを導入し、損失が生じたという客観的証拠があった場合にのみ減損を認識するAASB第139号「金融商品：認識および測定」(以下「AASB第139号」という。)に基づく発生損失モデルを置き換えるものである。改訂減損モデルは、償却原価で測定する金融資産、リース債権、FVOCIで測定する負債証券および信用コミットメントのすべてに適用される。

AASB第9号に基づくECL引当金に関する会計方針は、注記6および注記13に詳述されている。

#### 分類および測定

AASB第9号は、AASB第139号の分類および測定モデルを、a)資産を運用する事業モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)に相当するかどうかによって金融資産を分類する新しいモデルに置き換えた。

金融資産および金融負債の分類および測定に関する会計方針は、注記10の前に記載されており、金融資産および金融負債に関連する財務書類注記にも記載されている。

2014年度に、当行グループはAASB第9号の一部を早期適用したが、これは、公正価値で測定するものとして指定される金融負債の公正価値の変動でウエストパックの自己信用リスクに帰属するものを、その他の包括利益に認識するものである(ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、すべての公正価値の変動は損益計算書に認識される。)。結果的に、この会計処理は当行グループにおいて変更されない。

#### ヘッジ

AASB第9号は、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の適格性を高め、より原則に基づいたアプローチをヘッジの有効性の評価に導入することによって、ヘッジ会計を変更する。IASBが「動的リスク管理の会計処理」プロジェクトを完了するまで、新しいヘッジ会計モデルの採用は任意であり、AASB第139号に基づく現行のヘッジ会計を引き続き適用することができる。当行グループは、このオプションを選択してAASB第139号に基づくヘッジ会計を継続したが、改訂されたAASB第7号「金融商品：開示」(以下「AASB第7号」という。)によるヘッジ会計の開示を必要に応じて適用している。

**AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「AASB第15号」という。)**

当行グループは、2018年10月1日にAASB第15号を適用した。これはAASB第118号「収益」および関連する解釈指針を置き換え、顧客との契約のすべて(リース、金融商品および保険契約を除く。)に適用される。同基準は、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを導入し、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

当行グループは、AASB第15号を適用するにあたり、適用開始日である2018年10月1日現在の利益剰余金の期首残高を当行グループについて5百万豪ドル(税引後)、親会社については7百万豪ドル(税引後)減額し、比較数値は修正再表示していない。

また、当行グループは、過去において主に手数料収益の中で純額ベースで報告されていた一部の収益および費用を識別し、現在は総額ベースで表示している。

最後に、与信枠に係る一部の手数料は利息以外の収益から受取利息に組み替えられている。

移行(AASB第9号およびAASB第15号)

**AASB第9号適用の影響 - 減損**

以下の表は、減損残高へのAASB第9号適用の影響を示している。

	連結				合計
	貸付金に係る引当金計上額	信用コミットメントに係る引当金計上額	FVOCIで測定する負債証券に係る損失引当金計上額 <sup>1</sup>	償却原価で測定する負債証券およびその他の金融資産に係る引当金計上額	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年9月30日現在における帳簿価額	2,814	239	-	-	3,053
償却原価で測定する金融商品に係るECL	882	98	-	9	989
FVOCIで測定する負債証券に係るECL	-	-	2	-	2
2018年10月1日現在におけるAASB第9号適用後の帳簿価額	3,696	337	2	9	4,044

## 親会社

	貸付金に係る 引当金計上額	信用コミット メントに係る 引当金計上額	FVOCIで測定 する負債証券 に係る損失引 当金計上額 <sup>1</sup>	償却原価で測 定する負債証 券およびその 他の金融資産 に係る引当金 計上額	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年9月30日現在における帳簿価額	2,407	206	-	-	2,613
償却原価で測定する金融商品に係るECL	751	95	-	-	846
FVOCIで測定する負債証券に係るECL	-	-	2	-	2
2018年10月1日現在におけるAASB第9号 適用後の帳簿価額	3,158	301	2	-	3,461

<sup>1</sup> FVOCIで測定する負債証券に係る減損は、損益計算書で認識され、対応する金額がその他の包括利益に計上される(注記28参照)。負債証券の帳簿価額は公正価値のまま減額されない。

## AASB第9号適用の影響 - 分類および測定

## 投資有価証券

投資有価証券は、FVISで測定されないすべての負債および持分証券を表している。投資有価証券は償却原価で測定する負債証券ならびにFVOCIで測定する負債証券および持分証券の両方を含む。

AASB第9号を適用した結果、当行グループについて811百万豪ドル、親会社については10百万豪ドルの売却可能負債証券が投資有価証券 - 償却原価で測定する負債証券に組み替えられた。これらの商品の事業モデルは契約上のキャッシュ・フローを回収することにより達成され、これらのキャッシュ・フローはSPPIに相当するためである。当行グループについて600億豪ドル、親会社については560億豪ドルの残りの売却可能負債証券がFVOCIで測定する投資有価証券に組み替えられた。

また、売却可能持分証券は、商品ごとに評価されている。当行グループについては、275百万豪ドルの売却可能持分証券がトレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産に組み替えられた。当行グループは、109百万豪ドルの残りの売却可能持分証券を引き続きFVOCIで測定するものとして指定する取消不能の選択をした。親会社については、67百万豪ドルの売却可能持分証券のすべてが引き続きFVOCIで測定するように取消不能の指定をされた。

## 貸付金

AASB第9号を適用した結果、当行グループと親会社のいずれについても、償却原価で測定していた56百万豪ドルの貸付金は、当該貸付金のキャッシュ・フローがSPPIに相当しないため、FVISで測定されている。

	連結				AASB第9号に 基づく測定基 準の変更
	2018年9月30日				
	AASB第139号に基づく測定基準				
	償却原価	FVIS	FVOCI	合計	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
<b>金融資産</b>					
現金および中央銀行預け金	26,788	-	-	26,788	No
支払担保金	4,787	-	-	4,787	No
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	-	23,132	-	23,132	No
金融派生商品	-	24,101	-	24,101	No
売却可能有価証券	-	-	61,119	61,119	Yes
貸付金 <sup>1</sup>	709,144	546	-	709,690	Yes
その他の金融資産	5,517	-	-	5,517	No
生命保険に関する資産	-	9,450	-	9,450	No
<b>金融資産合計</b>	<b>746,236</b>	<b>57,229</b>	<b>61,119</b>	<b>864,584</b>	
<b>金融負債</b>					
受入担保金	2,184	-	-	2,184	No
預金およびその他の借入金	518,107	41,178	-	559,285	No
その他の金融負債	23,808	4,297	-	28,105	No
金融派生商品	-	24,407	-	24,407	No
発行済債券	169,241	3,355	-	172,596	No
生命保険債務	-	7,597	-	7,597	No
借入資本	17,265	-	-	17,265	No
<b>金融負債合計</b>	<b>730,605</b>	<b>80,834</b>	<b>-</b>	<b>811,439</b>	

2018年10月1日				
AASB第9号に基づく測定基準				
償却原価	FVIS	FVOCI	合計	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>金融資産</b>				
現金および中央銀行預け金	26,788	-	-	26,788
支払担保金	4,787	-	-	4,787
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	-	23,132	-	23,132
金融派生商品	-	24,101	-	24,101
売却可能有価証券	811	275	60,033	61,119
貸付金 <sup>1</sup>	709,088	602	-	709,690
その他の金融資産	5,517	-	-	5,517
生命保険に関する資産	-	9,450	-	9,450
<b>金融資産合計</b>	<b>746,991</b>	<b>57,560</b>	<b>60,033</b>	<b>864,584</b>
<b>金融負債</b>				
受入担保金	2,184	-	-	2,184
預金およびその他の借入金	518,107	41,178	-	559,285
その他の金融負債	23,808	4,297	-	28,105
金融派生商品	-	24,407	-	24,407
発行済債券	169,241	3,355	-	172,596
生命保険債務	-	7,597	-	7,597
借入資本	17,265	-	-	17,265
<b>金融負債合計</b>	<b>730,605</b>	<b>80,834</b>	<b>-</b>	<b>811,439</b>

親会社					
2018年9月30日					
AASB第139号に基づく測定基準					
償却原価	FVIS	FVOCI	合計	AASB第9号に基づく測定基準の変更	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
<b>金融資産</b>					
現金および中央銀行預け金	24,976	-	-	24,976	No
支払担保金	4,722	-	-	4,722	No
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	-	21,415	-	21,415	No
金融派生商品	-	23,562	-	23,562	No
売却可能有価証券	-	-	56,513	56,513	Yes
貸付金 <sup>1</sup>	629,622	546	-	630,168	Yes
その他の金融資産	4,666	-	-	4,666	No
子会社債権 <sup>2,3</sup>	133,808	278	-	134,086	No
<b>金融資産合計</b>	<b>797,794</b>	<b>45,801</b>	<b>56,513</b>	<b>900,108</b>	
<b>金融負債</b>					
受入担保金	1,748	-	-	1,748	No
預金およびその他の借入金	460,406	40,062	-	500,468	No
その他の金融負債	22,969	4,297	-	27,266	No
金融派生商品	-	24,229	-	24,229	No
発行済債券	149,065	3,223	-	152,288	No
子会社債務 <sup>4</sup>	141,877	523	-	142,400	No
借入資本	17,265	-	-	17,265	No
<b>金融負債合計</b>	<b>793,330</b>	<b>72,334</b>	<b>-</b>	<b>865,664</b>	

	2018年10月1日			
	AASB第9号に基づく測定基準			
	償却原価	FVIS	FVOCI	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>金融資産</b>				
現金および中央銀行預け金	24,976	-	-	24,976
支払担保金	4,722	-	-	4,722
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	-	21,415	-	21,415
金融派生商品	-	23,562	-	23,562
売却可能有価証券	10	-	56,503	56,513
貸付金 <sup>1</sup>	629,566	602	-	630,168
その他の金融資産	4,666	-	-	4,666
子会社債権 <sup>2,3</sup>	133,808	278	-	134,086
<b>金融資産合計</b>	<b>797,748</b>	<b>45,857</b>	<b>56,503</b>	<b>900,108</b>
<b>金融負債</b>				
受入担保金	1,748	-	-	1,748
預金およびその他の借入金	460,406	40,062	-	500,468
その他の金融負債	22,969	4,297	-	27,266
金融派生商品	-	24,229	-	24,229
発行済債券	149,065	3,223	-	152,288
子会社債務 <sup>4</sup>	141,877	523	-	142,400
借入資本	17,265	-	-	17,265
<b>金融負債合計</b>	<b>793,330</b>	<b>72,334</b>	<b>-</b>	<b>865,664</b>

- <sup>1</sup> 2018年9月30日現在、償却原価で測定する貸付金は、当行グループについて706,440百万豪ドルから709,144百万豪ドルに、親会社については626,918百万豪ドルから629,622百万豪ドルに修正再表示された。FVISで測定する貸付金も、当行グループと親会社のいずれについても、3,250百万豪ドルから546百万豪ドルに修正再表示された。
- <sup>2</sup> 子会社債権には株式に類似した特性を有する長期負債性商品6,511百万豪ドルは含まれておらず、これらの商品は子会社に対する投資合計の一部である。
- <sup>3</sup> 比較数値は修正再表示され、278百万豪ドルが償却原価からFVISに組み替えられている。
- <sup>4</sup> 比較数値は修正再表示され、523百万豪ドルが償却原価からFVISに組み替えられている。

## 期首貸借対照表の調整

以下の表は、報告済みの2018年9月30日現在の貸借対照表を、AASB第9号およびAASB第15号適用時の2018年10月1日現在の期首貸借対照表に調整したものであり、組替および再測定に関連する調整の影響を関連する税金の影響を含め個別に示している。

	連結				
	2018年9月30日		2018年10月1日		
	修正再表示後の 帳簿価額	AASB第9号に基づく調整 組替	AASB第15号に 基づく調整 再測定 <sup>1</sup>	AASB第15号に 基づく調整	期首 帳簿価額
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	26,788	-	-	-	26,788
支払担保金	4,787	-	-	-	4,787
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	23,132	275	-	-	23,407
金融派生商品	24,101	-	-	-	24,101
売却可能有価証券	61,119	(61,119)	-	-	-
投資有価証券	-	60,844	(9)	-	60,835
貸付金(償却原価評価)	709,144	(56)	(925)	-	708,163
貸付金(公正価値評価)	546	56	-	-	602
その他の金融資産	5,517	-	-	-	5,517
繰延税金資産	1,180	-	300	-	1,480
その他すべての資産	23,278	-	-	-	23,278
<b>資産合計</b>	<b>879,592</b>	<b>-</b>	<b>(634)</b>	<b>-</b>	<b>878,958</b>
<b>負債</b>					
受入担保金	2,184	-	-	-	2,184
預金およびその他の借入金	559,285	-	-	-	559,285
その他の金融負債	28,105	-	-	(12)	28,093
金融派生商品	24,407	-	-	-	24,407
発行済債券	172,596	-	-	-	172,596
引当金	1,928	-	98	-	2,026
借入資本	17,265	-	-	-	17,265
その他すべての負債	9,249	-	(12)	17	9,254
<b>負債合計</b>	<b>815,019</b>	<b>-</b>	<b>86</b>	<b>5</b>	<b>815,110</b>
<b>純資産</b>	<b>64,573</b>	<b>-</b>	<b>(720)</b>	<b>(5)</b>	<b>63,848</b>
<b>株主持分</b>					
株式資本:					
普通株式	36,054	-	-	-	36,054
自己株式およびRSP自己株式	(493)	-	-	-	(493)
積立金	1,077	-	2	-	1,079
利益剰余金	27,883	-	(722)	(5)	27,156
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレー ション所有者に帰属する株主持分合計</b>	<b>64,521</b>	<b>-</b>	<b>(720)</b>	<b>(5)</b>	<b>63,796</b>
非支配株主持分	52	-	-	-	52
<b>株主持分および非支配株主持分合計</b>	<b>64,573</b>	<b>-</b>	<b>(720)</b>	<b>(5)</b>	<b>63,848</b>

<sup>1</sup> 予想信用損失引当金の適用の影響により、貸付金に対する引当金は882百万豪ドル、信用コミットメントに対する引当金は98百万豪ドル、FVOCIで測定する負債証券に対する減損引当金は2百万豪ドル、償却原価で測定する負債証券に対する引当金は9百万豪ドル増加した。

	親会社				
	2018年9月30日		2018年10月1日		
	修正再表示後の 帳簿価額	AASB第9号に基づく調整 組替	AASB第15号に 基づく調整 再測定 <sup>1</sup>	期首 帳簿価額	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>資産</b>					
現金および中央銀行預け金	24,976	-	-	-	24,976
支払担保金	4,722	-	-	-	4,722
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	21,415	-	-	-	21,415
金融派生商品	23,562	-	-	-	23,562
売却可能有価証券	56,513	(56,513)	-	-	-
投資有価証券	-	56,513	-	-	56,513
貸付金(償却原価評価)	629,622	(56)	(786)	-	628,780
貸付金(公正価値評価)	546	56	-	-	602
その他の金融資産	4,666	-	-	-	4,666
子会社債権	140,597	-	-	-	140,597
子会社に対する投資	4,508	-	-	-	4,508
繰延税金資産	1,102	-	258	-	1,360
その他すべての資産	11,001	-	-	-	11,001
<b>資産合計</b>	<b>923,230</b>	<b>-</b>	<b>(528)</b>	<b>-</b>	<b>922,702</b>
<b>負債</b>					
受入担保金	1,748	-	-	-	1,748
預金およびその他の借入金	500,468	-	-	-	500,468
その他の金融負債	27,266	-	-	(9)	27,257
金融派生商品	24,229	-	-	-	24,229
発行済債券	152,288	-	-	-	152,288
子会社債務	142,400	-	(118)	-	142,282
引当金	1,766	-	95	-	1,861
借入資本	17,265	-	-	-	17,265
その他すべての負債	444	-	(12)	16	448
<b>負債合計</b>	<b>867,874</b>	<b>-</b>	<b>(35)</b>	<b>7</b>	<b>867,846</b>
<b>純資産</b>	<b>55,356</b>	<b>-</b>	<b>(493)</b>	<b>(7)</b>	<b>54,856</b>
<b>株主持分</b>					
株式資本:					
普通株式	36,054	-	-	-	36,054
自己株式およびRSP自己株式	(508)	-	-	-	(508)
積立金	1,114	-	2	-	1,116
利益剰余金	18,696	-	(495)	(7)	18,194
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレー ション所有者に帰属する株主持分合計</b>	<b>55,356</b>	<b>-</b>	<b>(493)</b>	<b>(7)</b>	<b>54,856</b>
非支配株主持分	-	-	-	-	-
<b>株主持分および非支配株主持分合計</b>	<b>55,356</b>	<b>-</b>	<b>(493)</b>	<b>(7)</b>	<b>54,856</b>

<sup>1</sup> 予想信用損失引当金の適用の影響により、貸付金に対する引当金は751百万豪ドル、信用コミットメントに対する引当金は95百万豪ドル、FVOCIで測定する負債証券に対する減損引当金は2百万豪ドル増加した。貸付金に対する引当金の増加には、親会社によって証券化されている子会社への貸付金に関連する118百万豪ドルが含まれていた。子会社債権の残高は、当該子会社がこれらの貸付金に対して予想信用損失を計上しており、親会社に対するグループ内債権を調整するため、この金額分が減額されている。

AASB第9号およびAASB第15号で認められているように、比較数値は修正再表示されていない。上記の「会計方針の変更」の項で詳述するとおり、任意の表示変更に関して比較数値は修正再表示されている。

#### ( ) 企業結合

企業結合は取得法で会計処理される。取得原価は、譲渡された資産、発行されたエクイティ商品、または発生したもしくは引受けた負債の取得日現在の公正価値の合計として測定される。取得関連費用は発生時に費用計上される(ただしエクイティ商品の発行時に生じる費用は、株主持分に直接認識される)。

企業結合で取得した識別可能な資産、ならびに引受けた負債および偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定される。のれんは、取得原価、非支配株主持分の金額および被買収会社におけるウエストパックの従来からの株主持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回る部分として測定される。

#### ( ) 外貨換算

##### 機能通貨および表示通貨

当連結財務書類は、親会社の機能通貨および表示通貨である豪ドルで表示されている。オフショア事業体の機能通貨は通常、当該事業体が事業を営む経済の主要通貨である。

##### 取引および残高

外貨取引は取引日現在の実勢為替レートで関連する支店または子会社の機能通貨に換算される。かかる取引の決済ならびに外貨建の貨幣性資産および負債の期末現在の為替レートでの換算から生じる為替差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジおよび適格な純投資ヘッジとしてその他の包括利益に繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識される。

##### 在外事業

豪ドル以外の機能通貨を有する在外支店および子会社の資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は期中平均実勢為替レートで換算される。株主持分の残高は発生時の為替レートで換算される。その結果生じる換算差額は外貨換算積立金およびその他の包括利益に認識される。

連結において、在外事業に対する純投資のヘッジとして指定された借入金およびその他の外貨商品の換算から生じる換算差額は、外貨換算積立金およびその他の包括利益に反映される。在外事業の全部もしくは一部が売却される、または純投資の一部である借入金返済される時点で、かかる為替差額の相当する部分は売却または借入金の返済に係る損益の一部として損益計算書に認識される。

b. 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループの会計方針の適用には、財務情報に影響を与える判断、仮定および見積りの使用が必要となる。使用された重要な仮定および見積りは、以下の関連する注記に記載されている。

- ・ 注記7 法人税等
- ・ 注記13 予想信用損失/減損引当金
- ・ 注記15 生命保険に関する資産および生命保険債務
- ・ 注記22 金融資産および金融負債の公正価値
- ・ 注記25 無形資産
- ・ 注記27 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント
- ・ 注記34 退職年金契約

c. 会計基準の今後の展望

当行グループに重要な影響を及ぼす可能性のある以下の新しい基準および解釈指針が公表されているが、まだ発効しておらず、別途記載のない限り、当行グループによる早期適用も行われていない。

AASB第16号「リース」(以下「AASB第16号」という。)が2016年2月23日に公表され、2020年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準により、貸し手の会計処理については重要な変更は生じない。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用权(以下「ROU」という。)資産およびリース債務として表示することが求められる。当該資産および債務は当初、解約不能なリースのリース料および延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在価値で測定される。
- ・ 貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息およびROU資産の減価償却が発生する。

AASB第16号の導入およびガバナンス・プログラムは、財務部が影響を受ける事業分野の代表者と共に主導し、最高財務責任者が監督する。このプロジェクトでは、当該基準の影響を受けるポートフォリオを識別しており、それは主に不動産リースである。さらに、このプロジェクトは、財務システムおよびプロセスをアップデートし、ガバナンスの枠組みを規定し、関連する方針を更新し、当行グループに予想される影響を決定するために適用される移行方法の選択肢を含む主要な判断事項に対応した。

当行グループは、簡便法による移行を用いて当該基準を適用し、比較情報の修正再表示を行わない予定である。当該基準の適用により予想される影響は、約34億豪ドルのROU資産およびそれに相当するリース債務の認識であり、利益剰余金への影響はない。

当行グループは、現在価値を決定する際の割引率として、追加借入利率を使用することを決定した。この割引率は、移行日現在のリースの満期までの残存期間に基づくものである。当行グループはまた、少額資産および短期のリースについて実務上の免除を適用する予定である。

AASB第17号「保険契約」(以下「AASB第17号」という。)が2017年7月19日に公表され、早期適用されない限り、2022年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準はAASB第4号「保険契約」、AASB第1023号「損害保険契約」およびAASB第1038号「生命保険契約」を置き換えるものである。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 当該基準の適用範囲により、現在「アンバンドリング」されている(すなわち、保険契約および投資契約として個別に会計処理されている)一部の契約は、「バンドリング」され、1つの保険契約として会計処理されることが求められる。
- ・ 契約ポートフォリオ(類似のリスクを有し、一緒に管理されるもの)は、契約期間中の利益(すなわち、契約上のサービス・マージン)の認識を決定するため、契約の経過期間と不利な契約となる可能性の双方によって細分化する必要がある。契約上のサービス・マージンは、生命保険の場合の現行マージン・オン・サービス(Margin on Services)法とは異なる基準を用いて利益を認識するため、利益の認識パターンが異なる可能性が高い。
- ・ リスク調整は将来キャッシュ・フローの金額とタイミングの不確実性を反映するものであり、現在の会計基準のように損害保険契約にのみ必要ではなく、損害保険契約と生命保険契約の両方において必要とされる。
- ・ 契約の境界(利益の認識期間である。)はさまざまであり、保険契約者に保険料の支払いを強制できるかどうかまたは補償やサービスを提供する実質的な義務があるかどうかによって決定される。一部の損害保険契約(例：一部の抵当権付住宅ローン貸付保険契約および再保険契約)では、契約の境界が長くなることがある。生命保険については、特に更新可能定期保険において、契約の境界が短くなると予想される。いずれも現在の基準と比較した利益の認識パターンの違いによる影響を受けることになる。
- ・ 繰延可能な取得費用の定義が狭められた。
- ・ 割引率に関する仮定の変更を、損益を通じてではなくその他の包括利益に認識することを選択できる。
- ・ 保険契約債務の裏付けとなる資産の公正価値の変動を、損益を通じてではなくその他の包括利益に認識することを選択できる。
- ・ 再保険契約およびその関連債務は総契約債務とは別に算定され、異なる契約の境界を有することができる。
- ・ 新たな開示要件が設けられた。

当該基準により、繰延取得費用の水準の低下が見込まれるが、この低下額および当行グループへの損益の影響額はまだ算定できない。

2019年6月26日、IASBは保険契約の基準に対する複数の修正を提案する公開草案を公表した。承認された場合、これらの修正により、企業は以下を行うことが認められることになる。

- ・ 当初の契約の境界線外で想定される更新に関する取得費用を繰り延べること。
- ・ 再保険契約に係る利得を損益計算書に認識し、当初認識時の不利な契約からの損失を(保有する再保険契約を各契約に按分した上で損失がカバーされる範囲で)相殺すること。

また、本基準の発効日は1年延期され、当行グループに適用されるのは2023年9月30日終了事業年度となる。

AASB解釈指針第23号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」(以下「解釈指針第23号」という。)が2017年7月に公表され、2020年9月30日終了事業年度より発効する。解釈指針第23号は、法人所得税の税務処理に不確実性が存在するAASB第112号「法人所得税」(以下「AASB第112号」という。)の認識および測定基準を明確にし、それぞれの不確実な税務ポジションについて、税務当局がそのポジションを受け入れる可能性が高いかどうかを評価することを要求している。

可能性が高いとみなされない場合、不確実性の影響は、関連する課税所得もしくは税務上の欠損金、税務基準額、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除、または税率の決定に反映される。金額は、考え得る結果の範囲における可能性が最も高い単一の金額または確率加重金額の合計額のいずれかのうち、不確実性の解消をより適切に予測するものとして決定される予定である。判断は、新たな事実や状況が提示された時点で再評価される。

当該解釈指針は当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。

2019年5月に、改訂概念フレームワーク(以下「フレームワーク」という。)が公表された。これは、当行グループにおいては、2021年9月30日終了事業年度より発効する。改訂フレームワークには、資産、負債、収益および費用、ならびにその他の関連する財務報告の概念に関する新たな定義および認識基準が含まれている。この変更が当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。

既存の基準に対する未発効のその他の修正は、当行グループに重要な影響を及ぼすことはないと思込まれている。

#### 銀行間貸出金利(以下「IBOR」という。)の改革

IBORは、金融市場において、デリバティブ、貸付金、債券等、多種多様な金融商品の価格決定、評価およびヘッジに用いられる金利ベンチマークである。IBORの例としては、「LIBOR」や「EURIBOR」等がある。

世界的な主要IBORの見直しは、既存のIBORを改革する、またはより適切な代替参照金利(以下「ARR」という。)に置き換えることを目的として実施されている。このIBORの改革は、ヘッジ会計、公正価値手法、移行時にIBORを参照する既存の金融商品を含む、IBORを参照する金融商品の会計処理に影響を及ぼす見込みである。この置き換えのプロセスはさまざまな地域において異なる段階にあり、異なる速度で進行している。したがって、ARRへの移行の基準、方法、時期およびその影響については不確実である。

2019年10月に、AASBは、AASB第9号、AASB第139号およびAASB第7号の修正を公表し、この修正により、IBORの改革から生じる不確実性により本来であれば中止する必要がある特定のヘッジについて、ヘッジ会計を継続することが可能となり、特定の開示が要求される。これらの修正は、当行グループにおいては、2021年9月30日終了事業年度より発効し、早期適用が認められている。

これらの動向の結果、当行グループは、ヘッジ対象リスクとしてIBORを含むヘッジ関係が引き続きヘッジ会計の要件を満たすものであると決定するために、当報告期間において判断を行った。当行グループは、これらの動向および予想される影響について引き続き監視している。

## 財務業績

### 注記2. セグメント報告

#### 会計方針

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、当行グループの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

ウエストパックは、各事業部門の財務業績を評価する際に内部的には「現金利益」を利用している。経営陣は、これにより、当行グループが以下のことを可能にするものと考えている。

- ・ 過年度との比較による当期の業績のより効果的な評価
- ・ 各事業部門間の業績の比較
- ・ 同業他社との業績の比較

現金利益は継続事業によりもたらされる利益水準の評価基準とみなされており、そのため、配当金を含む分配金の評価の際に考慮される。現金利益は、法定当期純利益に対する現金項目と非現金項目の両方の調整を含んでいるため、キャッシュ・フローまたは現金主義会計により算定される当期純利益の評価基準のいずれでもない。

現金利益を算定するために、法定損益に対して以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ ウエストパック・グループの主要な意思決定者が継続事業を反映していないと考える重要な項目
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響、経済的ヘッジの影響等、配当金が決定される際に考慮されない項目
- ・ 法定損益に影響を及ぼさない個々の勘定科目間の会計上の組替

各事業セグメントの業績には、内部費用および振替価格調整が反映されている。内部価格は独立企業間基準で決定される。

#### 報告すべき事業セグメント

2019年3月19日、当行グループは、顧客の資産管理および保険ニーズの支援方法を変更し、BTFG業務を再編成してコンシューマーおよびビジネスの両部門を拡大すること、ならびに個人向け金融アドバイスから撤退することを発表した。その結果、保険業務はコンシューマー部門に移管され、ファンド運用業務はビジネス部門に移管され、アドバイス業務およびBTFGオーストラリアの一部のサポート機能は、当行グループ事業に移管された。当行グループの組織構造に対する変更は2019年4月1日付けで行われ、2018年度および2017年度の事業セグメントの業績は修正再表示されている。

事業セグメントは、サービスを提供する顧客および提供するサービスにより定義される。

- ・ コンシューマー：
  - オーストラリアの個人顧客への銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。

- 当行グループのオーストラリアの保険業務も担当し、これは生命保険、損害保険および抵当権付住宅ローン貸付保険の組成と販売を対象としている。
  - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルン、RAMSおよびBTの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ ビジネス：
    - オーストラリアのSME顧客および商業顧客向けに銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。SME顧客および商業顧客は通常、約150百万豪ドル以下のファシリティを有している。
    - 個人向け資産管理を担当し、銀行業務の各ブランドにわたり富裕層顧客の銀行業務のニーズへの対応を担当する。
    - 投資商品(マージン・レンディングおよびエクイティ仲介業務を含む)、退職年金商品および退職商品、ならびに資産管理プラットフォームの組成と販売を担当する。
    - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルンおよびBTの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。)：
    - オーストラリアおよびニュージーランドに関連する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客および政府顧客への幅広い金融商品およびサービスの提供を担当する。
    - サービスには、融資、トランザクション・バンキング、金融および借入資本市場が含まれる。
    - 顧客は、オーストラリア全土、ならびにニュージーランド、米国、英国およびアジアに所在する支店および子会社を通じた支援が受けられる。
    - また、ウエストパック・パシフィックを統括しており、フィジーおよびパプアニューギニアにおいて幅広い銀行業務を提供している。
- ・ ウエストパック・ニュージーランド：
    - ニュージーランドの顧客への銀行業務、資産管理および保険の商品の販売およびサービスの提供を担当する。
    - 顧客基盤には、個人顧客、事業顧客および機関投資家顧客が含まれる。
    - 銀行業務商品はウエストパックのブランド、生命保険商品はウエストパック・ライフのブランド、資産管理商品はBTのブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・ 当行グループ事業には、以下が含まれる。
    - 財務部門：大口資金調達、資本および流動性管理を含む当行グループの貸借対照表の管理を担当する。財務部門はまた、当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む貸借対照表に固有の金利リスクおよび外国為替リスクを管理する。財務部門の利益は主に、設定されたリスク限度の範囲内で、当行グループ(ウエストパック・ニュージーランドを除く)の貸借対照表および金利リスクを管理することから生じている。

- グループ・テクノロジー<sup>1</sup>：オーストラリアの事業向けの機能から構成されており、テクノロジー戦略およびアーキテクチャ、インフラおよびオペレーション、アプリケーション開発ならびに事業統合を担当する。
- コア・サポート<sup>2</sup>：オーストラリアの銀行業務事業、不動産サービス、ストラテジー、ファイナンス、リスク、コンプライアンス、法務および人事、ならびに個人および法人顧客とのリレーションを含め、集約的に実施される機能から構成される。
- 2019年3月の資産運用事業セグメントの再構築および助言業務からの撤退という当行グループの決定を受けて、残りのアドバイス業務(関連する改善を含む)およびサポート機能は、当行グループ事業に移管されている。
- グループ事業は、各部門に割り当てられない資本利益率、当行グループの事業セグメントの業績表示を容易にする特定のグループ内取引、コア資産以外の売却による利益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益および費用等の項目、ならびに集中管理される引当金等の特定のその他本社項目を含む。

<sup>1</sup> 費用は当行グループの他の部門に全額配分される。

<sup>2</sup> 費用の一部は当行グループの他の部門に配分され、企業活動に帰属する費用は当行グループ事業内に留保される。

- ・ ウエストパックは2018年10月1日にAASB第9号およびAASB第15号を適用したが、比較数値は修正再表示されなかったため、当行グループが報告した業績における勘定科目の変動は、他の期間と直接比較可能ではない。事業における業務上の傾向を示すため、当行グループは当該基準を2017年10月1日に適用したかのように2018年度の現金利益の比較数値を修正した(ただし、予想信用損失引当金は実務的に不可能であったため除く)。これらの調整は、2018年度の現金利益に影響しないが、個々の勘定科目には影響する。これらの調整は以下で構成される。
  - 与信枠手数料：当行グループは、引出が行われたクレジットラインとの関係をより適切に反映するために、与信枠手数料(大半がビジネス)を利息以外の収益から純利息収益に組み替えた。
  - カード・スキーム：マスターカードおよびビザから受け取るサポート料は利息以外の収益に組み替えられ、関連する費用は業務費用に組み替えられた。
  - 利息の計上調整：正常債権(ステージ1およびステージ2の貸付金)に係る利息は現在、総貸付金価額で測定されている。従前は、正常債権に係る利息は、引当金控除後の貸付金残高で認識されていた。当該調整により受取利息および減損費用が増加する。
  - その他の手数料および費用：当行グループは複数の手数料および費用の分類を修正再表示した。その結果、純利息収益、利息以外の収益、減損費用および業務費用は総額表示(グロス・アップ)されるようになった。
  - マーチャント・ターミナル費用：ウエストパックのマーチャント・ターミナル事業に関連する一部の変動費用は、利息以外の収益と業務費用の間で組み替えられている。

以下についても比較数値が修正再表示されている。

- ・ 部門間の直近の顧客移動ならびにそれに伴う部門別の損益計算書および貸借対照表への影響。
- ・ 費用配分の精緻化。
- ・ BTFG事業のコンシューマー、ビジネスおよび当行グループ事業への再編に伴う当行グループの組織構造に対する変更。

下記の表は、当行グループの現金利益基準によるセグメント業績を示している。<sup>1</sup>

2019年	コンシューマー	ビジネス	ウエストパック・インスティテュショナル・バンク	ウエストパック・ニュージーランド	当行グループ事業	合計	現金利益調整純額	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	7,942	5,092	1,443	1,860	616	16,953	(46)	16,907
純手数料収益	608	464	610	163	(190)	1,655	-	1,655
資産管理および保険業務による純収益	425	899	-	177	(478)	1,023	6	1,029
トレーディング収益	93	106	695	37	(24)	907	22	929
その他の収益	15	(5)	(13)	46	74	117	12	129
<b>純業務収益(業務費用および減損費用控除前)</b>	<b>9,083</b>	<b>6,556</b>	<b>2,735</b>	<b>2,283</b>	<b>(2)</b>	<b>20,655</b>	<b>(6)</b>	<b>20,649</b>
業務費用	(3,817)	(2,805)	(1,284)	(939)	(1,186)	(10,031)	(75)	(10,106)
減損(費用)/戻入	(581)	(272)	(46)	10	95	(794)	-	(794)
<b>税引前利益</b>	<b>4,685</b>	<b>3,479</b>	<b>1,405</b>	<b>1,354</b>	<b>(1,093)</b>	<b>9,830</b>	<b>(81)</b>	<b>9,749</b>
法人税等	(1,397)	(1,048)	(386)	(369)	225	(2,975)	16	(2,959)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-	(5)	-	(1)	(6)	-	(6)
<b>当期現金利益</b>	<b>3,288</b>	<b>2,431</b>	<b>1,014</b>	<b>985</b>	<b>(869)</b>	<b>6,849</b>	<b>(65)</b>	<b>6,784</b>
現金利益調整純額	-	(45)	-	(1)	(19)	(65)		
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>3,288</b>	<b>2,386</b>	<b>1,014</b>	<b>984</b>	<b>(888)</b>	<b>6,784</b>		

2018年	コンシューマー	ビジネス	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	ウエストパック・ニュージーランド	当行グループ事業	合計	現金利益調整純額	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	7,850	5,284	1,442	1,799	812	17,187	(682)	16,505
純手数料収益	659	511	610	164	(34)	1,910	514	2,424
資産管理および保険業務による純収益	549	1,012	212	149	95	2,017	44	2,061
トレーディング収益	96	100	697	51	(18)	926	19	945
その他の収益	7	17	46	9	46	125	(53)	72
<b>純業務収益(業務費用および減損費用控除前)</b>	<b>9,161</b>	<b>6,924</b>	<b>3,007</b>	<b>2,172</b>	<b>901</b>	<b>22,165</b>	<b>(158)</b>	<b>22,007</b>
業務費用	(3,774)	(2,651)	(1,449)	(855)	(969)	(9,698)	132	(9,566)
減損(費用)/戻入	(486)	(321)	16	(22)	1	(812)	102	(710)
<b>税引前利益</b>	<b>4,901</b>	<b>3,952</b>	<b>1,574</b>	<b>1,295</b>	<b>(67)</b>	<b>11,655</b>	<b>76</b>	<b>11,731</b>
法人税等	(1,478)	(1,196)	(476)	(361)	(75)	(3,586)	(46)	(3,632)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-	(5)	-	1	(4)	-	(4)
<b>当期現金利益</b>	<b>3,423</b>	<b>2,756</b>	<b>1,093</b>	<b>934</b>	<b>(141)</b>	<b>8,065</b>	<b>30</b>	<b>8,095</b>
現金利益調整純額	(15)	(76)	-	13	108	30		
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>3,408</b>	<b>2,680</b>	<b>1,093</b>	<b>947</b>	<b>(33)</b>	<b>8,095</b>		

2017年	コンシューマー	ビジネス	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	ウエストパック・ニュージーランド	当行グループ事業	合計	現金利益調整純額	損益計算書
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
純利息収益	7,733	4,950	1,354	1,706	712	16,455	(939)	15,516
純手数料収益	745	518	628	197	82	2,170	433	2,603
資産管理および保険業務による純収益	488	951	93	148	130	1,810	(10)	1,800
トレーディング収益	100	100	967	51	-	1,218	(16)	1,202
その他の収益	18	48	28	14	(31)	77	452	529
<b>純業務収益(業務費用および減損費用控除前)</b>	<b>9,084</b>	<b>6,567</b>	<b>3,070</b>	<b>2,116</b>	<b>893</b>	<b>21,730</b>	<b>(80)</b>	<b>21,650</b>
業務費用	(3,548)	(2,548)	(1,358)	(890)	(834)	(9,178)	(104)	(9,282)
減損(費用)/戻入	(600)	(369)	(79)	51	43	(954)	101	(853)
<b>税引前利益</b>	<b>4,936</b>	<b>3,650</b>	<b>1,633</b>	<b>1,277</b>	<b>102</b>	<b>11,598</b>	<b>(83)</b>	<b>11,515</b>
法人税等	(1,484)	(1,096)	(463)	(360)	(126)	(3,529)	11	(3,518)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-	(7)	-	-	(7)	-	(7)
<b>当期現金利益</b>	<b>3,452</b>	<b>2,554</b>	<b>1,163</b>	<b>917</b>	<b>(24)</b>	<b>8,062</b>	<b>(72)</b>	<b>7,990</b>
現金利益調整純額	(116)	150	-	(14)	(92)	(72)		
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益</b>	<b>3,336</b>	<b>2,704</b>	<b>1,163</b>	<b>903</b>	<b>(116)</b>	<b>7,990</b>		

- <sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。法定の比較数値は修正再表示されていない。しかし、比較可能性を高めるため、該当する場合には現金利益の比較数値(予想信用損失引当金を除く)が修正再表示されている。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。法定および現金利益とも比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

#### 現金利益から当期純利益への調整

	2019年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>当期現金利益</b>	6,849	8,065	8,062
<b>現金利益調整：</b>			
無形資産の償却	-	(17)	(137)
経済的ヘッジに係る公正価値利益/(損失)	(35)	126	(69)
非有効ヘッジ	20	(13)	(16)
ペンダル関連調整額	(45)	(73)	171
自己株式	(5)	7	(21)
<b>現金利益調整合計</b>	(65)	30	(72)
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に 帰属する当期純利益</b>	6,784	8,095	7,990

#### 製品およびサービスからの収益

製品またはサービス別の外部顧客からの収益の詳細については、注記3および注記4に開示されている。単独で当行グループの収益の10%を超過する顧客はいなかった。

#### 地域別セグメント

地域別セグメントは、以下の項目が認識された拠点の所在地をもとにしている。

	2019年		2018年		2017年	
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
<b>収益</b>						
オーストラリア <sup>1</sup>	31,113	84.2	32,595	85.6	32,210	86.2
ニュージーランド <sup>1</sup>	4,520	12.2	4,381	11.5	4,326	11.6
その他の海外 <sup>2</sup>	1,331	3.6	1,097	2.9	830	2.2
<b>合計</b>	36,964	100.0	38,073	100.0	37,366	100.0
<b>非流動資産<sup>3</sup></b>						
オーストラリア	12,280	93.7	12,271	93.7	12,326	93.8
ニュージーランド	761	5.8	756	5.8	745	5.7
その他の海外 <sup>2</sup>	67	0.5	65	0.5	68	0.5
<b>合計</b>	13,108	100.0	13,092	100.0	13,139	100.0

<sup>1</sup> 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

<sup>2</sup> その他の海外には、太平洋諸島、アジア、南北アメリカおよびヨーロッパが含まれていた。

<sup>3</sup> 非流動資産は、不動産および設備ならびに無形資産を示している。

### 注記3. 純利息収益<sup>1</sup>

#### 会計方針

償却原価またはFVOCIで測定するすべての利付金融資産および利付金融負債に係る受取利息および支払利息は、下表に詳述されているとおり、実効金利法を用いて認識される。財務部門の金利および流動性管理業務から発生する純収益、ならびに銀行税費用は、純利息収益に含まれる。

実効金利法とは、金融商品の将来の見積現金受取額または支払額をその現在価値まで割引くことによって当該金融商品の償却原価を算定し、その商品に不可欠な手数料、費用、プレミアムまたはディスカウントを含む受取利息または支払利息をその予想期間にわたり配分する方法のことである。

受取利息は、当行グループのECLモデルのステージ1およびステージ2の金融資産の帳簿価額総額、ならびにステージ3の金融資産に対するECL引当金控除後の帳簿価額に基づき計算される。当行グループのECLモデルの詳細については、注記13を参照のこと。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>受取利息<sup>2</sup></b>					
<b>実効金利法で計算</b>					
現金および中央銀行預け金	334	326	242	311	301
支払担保金	201	129	96	197	126
売却可能有価証券	-	1,914	1,795	-	1,743
投資有価証券	1,919	-	-	1,750	-
貸付金	30,029	29,583	28,438	26,171	25,763
その他の金融資産	35	35	43	33	32
子会社債権	-	-	-	4,274	4,225
<b>実効金利法で計算する受取利息合計</b>	<b>32,518</b>	<b>31,987</b>	<b>30,614</b>	<b>32,736</b>	<b>32,190</b>
<b>その他</b>					
適格ヘッジに係る非有効部分 - 純額	28	(18)	(22)	26	(22)
トレーディング目的有価証券およびFVIS で測定する金融資産	662	564	574	633	521
貸付金	14	38	66	14	38
子会社債権	-	-	-	103	103
<b>その他合計</b>	<b>704</b>	<b>584</b>	<b>618</b>	<b>776</b>	<b>640</b>
<b>受取利息合計</b>	<b>33,222</b>	<b>32,571</b>	<b>31,232</b>	<b>33,512</b>	<b>32,830</b>
<b>支払利息</b>					
<b>実効金利法で計算</b>					
受入担保金	(57)	(45)	(19)	(51)	(41)
預金およびその他の借入金	(7,967)	(8,141)	(8,026)	(6,745)	(6,949)
発行済債券	(4,706)	(4,325)	(3,448)	(4,218)	(3,820)
子会社債務	-	-	-	(4,905)	(4,840)
借入資本	(776)	(774)	(693)	(776)	(774)
その他の金融負債	(274)	(318)	(307)	(273)	(316)
<b>実効金利法で計算する支払利息合計</b>	<b>(13,780)</b>	<b>(13,603)</b>	<b>(12,493)</b>	<b>(16,968)</b>	<b>(16,740)</b>
<b>その他</b>					
預金およびその他の借入金	(978)	(880)	(842)	(961)	(868)
トレーディング負債	(915)	(959)	(2,065)	(828)	(754)
発行済債券	(163)	(155)	(137)	(140)	(138)
銀行税	(391)	(378)	(95)	(391)	(378)
子会社債務	-	-	-	78	(11)
その他の支払利息	(88)	(91)	(84)	(85)	(88)
<b>その他合計</b>	<b>(2,535)</b>	<b>(2,463)</b>	<b>(3,223)</b>	<b>(2,327)</b>	<b>(2,237)</b>
<b>支払利息合計</b>	<b>(16,315)</b>	<b>(16,066)</b>	<b>(15,716)</b>	<b>(19,295)</b>	<b>(18,977)</b>
<b>純利息収益</b>	<b>16,907</b>	<b>16,505</b>	<b>15,516</b>	<b>14,217</b>	<b>13,853</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。法定の比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 受取利息には、顧客への返金に関連する項目が含まれており、当行グループについて372百万豪ドル(2018年：127百万豪ドル、2017年：58百万豪ドル)、親会社については353百万豪ドル(2018年：125百万豪ドル)が受取利息の減額として認識された。詳細については注記27を参照のこと。

## 注記4. 利息以外の収益<sup>1</sup>

### 会計方針

利息以外の収益には、純手数料収益、資産管理および保険業務による純収益、トレーディング収益、ならびにその他の収益が含まれる。

### 純手数料収益

当行グループは、他の当事者が当行グループの顧客への財またはサービスの提供に関与している場合、その顧客との取決めの性質が提供者本人としてのものか他の当事者の代理人としてのものかを評価する。当行グループが他の当事者の代理人を務めている場合、当行グループが稼得する収益は、受領した対価純額(すなわち、顧客から受領した総額から第三者のプロバイダーへの支払額を控除後の金額)である。代理人としての対価純額は、顧客と契約履行の第一義的責任を負う第三者のプロバイダーとの間の取引を円滑化するための手数料収益を示している。

### 手数料収益

手数料収益は、約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務が充足された時点で認識される。手数料収益には、信用手数料、取引に係る受取手数料およびその他の無リスクの手数料の収益が含まれる。

信用手数料には、特定の与信枠手数料、クレジットカード年会費、および顧客に銀行口座を提供する手数料が含まれる。これらは与信期間/サービス提供期間にわたって定額法で認識される。

取引手数料は、為替手数料、電信振替、銀行小切手の発行等の銀行取引を促進することによって稼得される。これらの一回限りの取引に関する手数料は、当該取引が完了した時点で認識される。取引手数料は、スキーム費用控除後のインターチェンジ・フィーを含むクレジットカード取引についても認識される。これらは、取引が完了した時点で認識されるが、受領したインターチェンジ・フィーの一部は、当行グループのクレジットカード報奨プログラムに基づき当行グループが顧客に対して将来のサービス債務を負っているため、前受収益として繰り延べられる。

その他の無リスクの手数料収益には助言および引受報酬が含まれ、関連サービスが完了した時点で認識される。

金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す収益は、実効金利法を用いて認識され、受取利息に計上される(例えば、ローン組成手数料)。

## 手数料費用

手数料費用は、顧客への財またはサービスの提供に応じて直接変動する外部増分コストを含む。増分コストとは、特定の財またはサービスが特定の顧客に提供されなければ発生しなかったであろう費用である。金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す手数料費用は、実効金利法を用いて認識され、純利息収益に計上される。手数料費用には、クレジットカード・ロイヤルティ・プログラムに関連する費用(ポイントと引き換えにサービスが提供された時点で費用として認識される)および加盟店取引コストが含まれる。

## 資産管理および保険業務による純収益

### 資産管理による収益

顧客のファンドおよび投資を継続的に管理することによって稼得する資産管理報酬は、管理期間にわたって履行義務が充足された時点で認識される。

### 保険料による収益

保険料による収益には、生命保険、生命保険運用、抵当権付住宅ローン貸付保険および損害保険の商品について稼得する保険料が含まれる。

- ・ 定期的に支払われる生命保険の保険料は、発生主義に基づいて収益として認識される。
- ・ 生命保険運用保険料には、サービスが提供される期間にわたって収益として認識される管理報酬部分が含まれている。生命保険および運用契約の預金部分は、収益ではなく、生命保険債務の変動として扱われる。
- ・ 損害保険料は保険契約者に対する請求額(税金を除く)から構成され、保険対象のリスクが出現する可能性が高いパターンに基づき認識される。パターン評価に基づく未稼得部分は、未経過保険料債務として認識される。

### 保険金請求費用

- ・ 生命保険契約および損害保険契約の保険金は、債務が確定する時点で費用として認識される。
- ・ 生命保険運用契約に関して発生した保険金は、払戻しを表し、生命保険債務の減額として認識される。

## トレーディング収益

- ・ トレーディング資産、負債および金融派生商品の公正価値の変動から生じる実現損益および未実現損益は、発生した期に認識される(ただし、デイ・ワン損益は繰延べられる。注記22参照)。
- ・ 財務部門の金利および流動性管理業務に関連する純収益は純利息収益に含まれる。

## その他の収益 - 受取配当金

- ・ 時価のある株式に係る配当金は、配当権利落ち日に認識される。
- ・ 時価のない株式に係る配当金は、会社が配当を受ける権利が確定した時点で認識される。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>純手数料収益</b>					
信用手数料	730	1,365	1,350	680	1,351
取引手数料	1,225	1,182	1,258	1,046	939
その他の無リスクの手数料 <sup>2</sup>	(76)	98	229	(638)	54
<b>手数料収益</b>	<b>1,879</b>	<b>2,645</b>	<b>2,837</b>	<b>1,088</b>	<b>2,344</b>
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	(121)	(126)	(152)	(90)	(101)
取引に係る支払手数料	(103)	(95)	(82)	(76)	(71)
<b>手数料費用</b>	<b>(224)</b>	<b>(221)</b>	<b>(234)</b>	<b>(166)</b>	<b>(172)</b>
<b>純手数料収益</b>	<b>1,655</b>	<b>2,424</b>	<b>2,603</b>	<b>922</b>	<b>2,172</b>
<b>資産管理および保険業務による純収益</b>					
<b>資産管理による収益<sup>2</sup></b>	<b>276</b>	<b>1,145</b>	<b>997</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
生命保険料収益	1,443	1,410	1,204	-	-
損害保険および抵当権付住宅ローン貸付保険(以下「LMI」という。)に係る純経過保険料	482	472	451	-	-
生命保険運用およびその他の収益 <sup>3</sup>	409	666	544	-	-
損害保険およびLMIの運用ならびにその他の収益	52	50	77	-	-
<b>保険料、投資およびその他の収益合計</b>	<b>2,386</b>	<b>2,598</b>	<b>2,276</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
生命保険金および保険債務の変動	(1,266)	(1,396)	(1,155)	-	-
損害保険金、LMI保険金およびその他の費用	(367)	(286)	(318)	-	-
<b>保険金、負債の変動およびその他の費用合計</b>	<b>(1,633)</b>	<b>(1,682)</b>	<b>(1,473)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>資産管理および保険業務による純収益</b>	<b>1,029</b>	<b>2,061</b>	<b>1,800</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>トレーディング収益</b>	<b>929</b>	<b>945</b>	<b>1,202</b>	<b>956</b>	<b>919</b>
<b>その他の収益</b>					
子会社からの受取配当金	-	-	-	2,215	2,013
子会社との取引	-	-	-	457	472
その他の会社からの受取配当金	6	3	2	3	3
関連会社の売却に係る純利益 <sup>4</sup>	38	-	279	-	-
資産の売却に係る純利益	61	24	6	60	-
海外事業のヘッジに係る純利益/(損失)	-	-	-	(71)	19
リスク管理目的で保有する金融派生商品に係る純利益/(損失) <sup>5</sup>	(11)	8	52	(11)	8
公正価値で測定する金融商品に係る純利益/(損失)	(39)	38	11	(25)	36
被支配会社の売却に係る純利益/(損失)	3	(9)	-	-	-
オペレーティング・リースに係る賃貸料	72	107	143	50	77
関連会社の純利益/(損失)に対する持分	(23)	(10)	17	-	-
その他 <sup>2, 6</sup>	22	(89)	19	6	5
<b>その他の収益合計</b>	<b>129</b>	<b>72</b>	<b>529</b>	<b>2,684</b>	<b>2,633</b>
<b>利息以外の収益合計</b>	<b>3,742</b>	<b>5,502</b>	<b>6,134</b>	<b>4,562</b>	<b>5,724</b>

- 1 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。
- 2 顧客への返金に関連するコンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、当行グループについて860百万豪ドル(2018年：171百万豪ドル、2017年：111百万豪ドル)、親会社については842百万豪ドル(2018年：154百万豪ドル)のその他の無リスク手数料および資産管理による収益の減額として認識された。詳細は注記27を参照のこと。
- 3 保険契約者の税金還付が含まれる。
- 4 2017年5月26日、当行グループはペンダル株式60百万株(ペンダルの発行済株式の19%)を売却した。
- 5 リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、外貨建資本および利益の経済的ヘッジの影響を反映している。
- 6 当行グループは、2018年度においてペンダルの残りの株主持分に係る減損104百万豪ドルを認識した。

クレジットカード・ロイヤルティ・プログラムに関連する前受収益は、2019年9月30日現在、当行グループについて322百万豪ドル(2018年：318百万豪ドル)、親会社については47百万豪ドル(2018年：34百万豪ドル)であった。これは、クレジットカード報奨ポイントが引き換えられた時点で手数料収益として認識される。当行グループまたは親会社について、その他の重要な契約資産または契約負債はなかった。

注記5. 業務費用<sup>1, 2</sup>

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>人件費</b>					
従業員の報酬、受給権および諸経費	4,320	4,292	4,133	3,611	3,537
退職年金費用 <sup>3</sup>	378	386	380	313	315
株式報酬	108	95	113	101	97
事業再編費用	232	114	75	202	97
<b>人件費合計</b>	<b>5,038</b>	<b>4,887</b>	<b>4,701</b>	<b>4,227</b>	<b>4,046</b>
<b>賃借費用</b>					
オペレーティング・リース賃借料	658	632	648	597	565
不動産および設備の減価償却費	222	245	291	176	196
その他	143	156	134	122	134
<b>賃借費用合計</b>	<b>1,023</b>	<b>1,033</b>	<b>1,073</b>	<b>895</b>	<b>895</b>
<b>テクノロジー費用</b>					
ソフトウェア資産の償却および減損	719	620	628	653	567
IT機器の減価償却費および減損	129	141	158	117	124
技術サービス	810	721	639	670	564
ソフトウェアのメンテナンスおよびライセンス	371	342	313	321	289
電気通信	207	209	190	182	183
データ処理	83	77	80	81	76
<b>テクノロジー費用合計</b>	<b>2,319</b>	<b>2,110</b>	<b>2,008</b>	<b>2,024</b>	<b>1,803</b>
<b>その他の費用</b>					
専門処理サービス	1,060	824	755	860	638
無形資産および繰延費用の償却および減損	9	138	192	-	21
郵便および事務用消耗品	179	182	217	143	152
広告	245	173	155	196	127
貸付以外の損失	58	133	73	43	112
子会社に対する投資の減損	-	-	-	136	44
その他	175	86	108	107	162
<b>その他の費用合計</b>	<b>1,726</b>	<b>1,536</b>	<b>1,500</b>	<b>1,485</b>	<b>1,256</b>
<b>業務費用合計</b>	<b>10,106</b>	<b>9,566</b>	<b>9,282</b>	<b>8,631</b>	<b>8,000</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 業務費用には、コンプライアンス、規制および是正に係る引当金に関連して認識された費用が、当行グループについて196百万豪ドル(2018年：111百万豪ドル、2017年：12百万豪ドル)、親会社については180百万豪ドル(2018年：108百万豪ドル)含まれている。詳細については注記27を参照のこと。

<sup>3</sup> 退職年金費用は確定拠出型と確定給付型の両方の費用を含んでいる。当行グループの確定給付制度の詳細については注記34を参照のこと。

注記 6 . 減損費用

会計方針

AASB第9号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、2019年度に適用された会計方針は、比較期間に適用された会計方針とは異なる。比較期間に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

減損費用は、過去の実績、現在の状況および合理的に裏付可能な将来の経済状況についての複数の確率加重計算を用いたマクロ経済シナリオを考慮して、帳簿価額と予想将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を測定する予想損失モデルに基づいている。予想信用損失の計算、ならび減損費用に関する重要な会計上の仮定および見積りの詳細は、注記13に記載されている。

減損費用は損益計算書に認識され、同額が以下のとおり認識される。

- ・ 貸付金、償却原価で測定する負債証券および子会社債権の残高：評価性引当金勘定を通じて金融資産の帳簿価額の減額として認識(注記13参照)。
- ・ FVOCIで測定する負債証券：負債証券そのものの帳簿価額は減額せず、その他の包括利益の積立金に認識(注記28参照)。
- ・ 信用コミットメント：負債性引当金として認識(注記27参照)。

回収不能な貸付金

当行グループの貸付金回収手続きを実施後、当行グループが依然として貸付金の契約上の返済額を回収できない場合、貸付金の全部または一部を回収できない可能性がある。回収不能な貸付金はすべての可能な返済を受領した後に、関連する予想信用損失引当金に対して直接償却される。

貸付金に担保が付されている場合には、通常、担保からの収入を受領した後に、また特定の状況においては担保の正味実現可能価額が算定された後に、金額が直接償却されるが、これは全額回収が合理的に見込まれないことを示しており、また直接償却がより早い時点で行われることもある。無担保の個人向け貸付金は通常、180日延滞後に直接償却される。

当行グループはその後、直接償却した貸付金からキャッシュ・フローを回収できる場合がある。これらは、回収が行われた期間に損益計算書に認識される。

AASB第9号の要件に基づく2019年9月30日終了事業年度の減損費用の詳細は、下表のとおりである。

	連結	親会社
	2019年	2019年
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>引当金繰入額/(戻入額)</b>		
正常債権	(209)	(180)
不良債権	1,175	1,073
回収	(172)	(143)
<b>減損費用</b>	<b>794</b>	<b>750</b>
うち、以下に関連するもの：		
貸付金および信用コミットメント	794	750
<b>減損費用</b>	<b>794</b>	<b>750</b>

AASB第9号の適用に関して比較数値は修正再表示されていないため、AASB第139号の要件に基づく比較年度末の減損費用の詳細は、下表のとおりである。すべての比較年度末についてAASB第9号が適用されるようになれば、この表は表示されなくなる。

	連結		親会社
	2018年	2017年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
個別評価引当金繰入額	371	610	341
戻入	(150)	(288)	(131)
回収	(179)	(168)	(138)
一括評価引当金繰入額	668	699	610
<b>減損費用</b>	<b>710</b>	<b>853</b>	<b>682</b>

FVOCIで測定する負債証券、償却原価で測定する負債証券および子会社債権の残高に対する減損費用はなかった。

## 注記7. 法人税等

### 会計方針

当期の税金は、当期税金および繰延税金から構成される。税金は損益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、包括利益計算書に認識される。

当期税金とは、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されている税率および法律を用いた事業年度の税金債務である。当期税金には、過年度の税金債務に対する調整も含まれる。

繰延税金は財務書類上の資産および負債の帳簿価額と、その税務上の価額との一時差異で構成される。

繰延税金は、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されており、資産が現金化または負債が決済される時に適用される予定の税率および法律を用いて決定される。

繰延税金資産と繰延税金負債は、同じ税務当局、同一の課税対象企業またはグループに関連し、かつ純額で決済する法的権利および意図がある場合に相殺されている。

繰延税金資産は、かかる税金資産のために将来の課税所得が利用できる可能性が高い範囲まで認識される。

以下の一時差異について繰延税金は認識されない。

- ・ 企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のどちらの損益にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識
- ・ 企業結合におけるのれんの当初認識
- ・ 親会社が予測可能な将来において分配を予定していない子会社の未処分利益

親会社はオーストラリアの完全所有子会社を含む連結納税グループの親会社である。連結納税グループのすべての事業体は税金分担契約を締結しており、これは取締役会の考えでは、親会社が債務不履行に陥った場合に、連帯責任を制限するものである。

当期税金および繰延税金は「グループ割当基準」を用いて認識される。連結納税グループの親会社として、親会社は連結納税グループの当期税金全額ならびに税務上の繰越欠損金および関連する税額控除から生じる繰延税金資産を認識する。親会社はこれらの残高について、グループ内の他の企業と相互に全額を補償し合っている。

#### 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループは複数の税務管轄地域で営業活動を行っており、世界規模での当期税金負債の決定に際し重要な判断が要求される。税務上の影響が不確実な取引が多数あり、引当金は予想される影響に基づき算定される。

#### 法人税等

当期の法人税等は税引前利益に対して以下のとおり調整される。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>税引前利益</b>	9,749	11,731	11,515	9,398	10,895
オーストラリアの法人税率30%による税額	2,925	3,519	3,455	2,819	3,269
<b>課税所得の計算における損金不算入/ (非課税)額の影響</b>					
ハイブリッド資本の分配金	72	69	64	72	69
生命保険：					
保険契約者の稼得に対する税金調整	8	24	8	-	-
生命保険事業に係る税率に対する調整	(1)	(1)	(1)	-	-
配当金調整	(1)	(1)	(3)	(664)	(604)
その他の非課税項目	(14)	(5)	(3)	(2)	(2)
その他の損金不算入項目	12	64	32	9	34
海外税率の調整	(32)	(28)	(30)	(5)	(3)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	(10)	9	4	3	-
その他の項目	-	(18)	(8)	45	(12)
<b>法人税等合計</b>	<b>2,959</b>	<b>3,632</b>	<b>3,518</b>	<b>2,277</b>	<b>2,751</b>
<b>法人税等の内訳</b>					
法人税等の内訳：					
当期法人税額	3,370	3,704	3,404	2,711	2,806
繰延税金の変動	(401)	(81)	110	(437)	(55)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	(10)	9	4	3	-
<b>法人税等合計</b>	<b>2,959</b>	<b>3,632</b>	<b>3,518</b>	<b>2,277</b>	<b>2,751</b>
オーストラリア合計	2,526	3,178	3,072	2,215	2,677
海外合計	433	454	446	62	74
<b>法人税等合計<sup>1</sup></b>	<b>2,959</b>	<b>3,632</b>	<b>3,518</b>	<b>2,277</b>	<b>2,751</b>

<sup>1</sup> 銀行税は利益に課せられる税ではないため、法人税等には含まれていない。銀行税は注記3に含まれている。

2019年度の実効税率は30.35%(2018年度：30.96%、2017年度：30.55%)であった。

## 繰延税金資産

繰延税金資産残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>損益計算書に認識された金額</b>				
貸付金の減損引当金 <sup>1</sup>	-	827	-	708
貸付金の予想信用損失引当金 <sup>1</sup>	802	-	695	-
長期休職、年次有給休暇およびその他従業員給付に対する引当金	309	323	286	301
金融商品	2	5	2	2
不動産および設備	195	196	173	177
その他の引当金 <sup>2</sup>	590	225	561	207
その他すべての負債 <sup>2</sup>	366	216	358	204
<b>損益計算書に認識された合計額</b>	<b>2,264</b>	<b>1,792</b>	<b>2,075</b>	<b>1,599</b>
<b>その他の包括利益に直接認識された金額</b>				
投資有価証券	10	-	11	-
キャッシュ・フロー・ヘッジ	52	50	28	31
退職給付	105	-	101	-
<b>その他の包括利益に直接認識された合計額</b>	<b>167</b>	<b>50</b>	<b>140</b>	<b>31</b>
<b>期首利益剰余金に認識された金額</b>				
貸付金の予想信用損失引当金	266	-	227	-
信用コミットメントの減損引当金	30	-	30	-
投資有価証券の予想信用損失	1	-	1	-
金融商品	3	-	-	-
<b>AASB第9号の適用による影響<sup>1</sup></b>	<b>300</b>	<b>-</b>	<b>258</b>	<b>-</b>
<b>繰延税金資産総額</b>	<b>2,731</b>	<b>1,842</b>	<b>2,473</b>	<b>1,630</b>
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(683)	(662)	(548)	(528)
<b>繰延税金資産純額</b>	<b>2,048</b>	<b>1,180</b>	<b>1,925</b>	<b>1,102</b>
<b>変動</b>				
期首残高	1,180	1,112	1,102	1,053
新しい会計基準の適用による影響 <sup>1</sup>	300	-	258	-
<b>修正再表示後の期首残高</b>	<b>1,480</b>	<b>1,112</b>	<b>1,360</b>	<b>1,053</b>
損益計算書において認識された額	472	84	476	100
その他の包括利益において認識された額	117	(16)	109	(13)
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(21)	-	(20)	(38)
<b>期末残高</b>	<b>2,048</b>	<b>1,180</b>	<b>1,925</b>	<b>1,102</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。法定の比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

## 繰延税金負債

繰延税金負債残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>損益計算書に認識された金額</b>				
ファイナンス・リース取引	230	158	206	161
不動産および設備	128	135	129	135
生命保険に関する資産	57	51	-	-
その他すべての資産	312	312	213	213
<b>損益計算書に認識された合計額</b>	<b>727</b>	<b>656</b>	<b>548</b>	<b>509</b>
<b>その他の包括利益に直接認識された金額</b>				
売却可能有価証券	-	10	-	7
退職給付	-	14	-	15
<b>その他の包括利益に直接認識された合計額</b>	<b>-</b>	<b>24</b>	<b>-</b>	<b>22</b>
<b>繰延税金負債総額</b>	<b>727</b>	<b>680</b>	<b>548</b>	<b>531</b>
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(683)	(662)	(548)	(528)
<b>繰延税金負債純額</b>	<b>44</b>	<b>18</b>	<b>-</b>	<b>3</b>
<b>変動</b>				
期首残高	18	10	3	-
損益計算書において認識された額	71	3	39	45
その他の包括利益において認識された額	(24)	5	(22)	(4)
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺	(21)	-	(20)	(38)
<b>期末残高</b>	<b>44</b>	<b>18</b>	<b>-</b>	<b>3</b>

## 未認識の繰延税金残高

以下の潜在的な繰延税金残高は認識されていない。表示額は総額で、税効果は考慮されていない。税効果が考慮される場合、表示額の約30%となる。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>未認識の繰延税金資産</b>				
収益勘定に係る税務上の欠損金	291	190	237	151
<b>未認識の繰延税金負債</b>				
親会社が予測可能な将来において分配を予定していない 子会社の未処分利益総額	51	58	-	-

## 注記8. 1株当たり利益

## 会計方針

基本的1株当たり利益(以下「EPS」という。)は、株主に帰属する当期純利益を、発行済普通株式の期中加重平均株式数(自己株式について調整後)で除することによって算定される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式が転換されると仮定して、基本的EPSを調整することによって算定される。潜在的希薄化効果のある金融商品の詳細については、注記19および注記33を参照のこと。

	連結					
	2019年		2018年		2017年	
	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル	基本的 百万 豪ドル	希薄化後 百万 豪ドル
<b>株主に帰属する当期純利益</b>	6,784	6,784	8,095	8,095	7,990	7,990
RSPの配当金に関する調整 <sup>1</sup>	(6)	(6)	(5)	-	(6)	-
潜在的希薄化効果の調整：						
転換可能な借入資本保有者への分配金 <sup>2</sup>	-	290	-	283	-	253
<b>株主に帰属する当期純利益(調整後)</b>	6,778	7,068	8,090	8,378	7,984	8,243
<b>普通株式の加重平均株式数(百万株)</b>						
発行済普通株式の加重平均株式数	3,456	3,456	3,414	3,414	3,364	3,364
自己株式(RSP新株引受権を含む) <sup>1</sup>	(6)	(6)	(8)	(8)	(9)	(9)
潜在的希薄化効果の調整：						
株式報酬	-	1	-	3	-	4
転換可能借入資本 <sup>2</sup>	-	278	-	232	-	236
<b>普通株式の加重平均株式数(調整後)</b>	3,450	3,729	3,406	3,641	3,355	3,595
<b>普通株式1株当たり利益(豪セント)</b>	196.5	189.5	237.5	230.1	238.0	229.3

<sup>1</sup> RSP新株引受権については注記33で説明されている。一部のRSP新株引受権は権利が確定しておらず、普通株式ではないが、配当金を受け取っている。これらのRSPの配当金は普通株主に帰属する利益を示す目的で控除される。2019年度において、RSP新株引受権は希薄化効果をもたらさなかった。

<sup>2</sup> 当行グループは、将来において普通株式へ転換される可能性がある転換可能借入資本を発行している(詳細については注記19を参照のこと)。これらの転換可能借入資本商品はすべて希薄化効果があるため、希薄化後EPSは当該商品が期首または当該商品の発行日(当該発行日の方が遅い場合)に転換されていたかのように算定される。

注記9. 平均残高および金利<sup>1</sup>

当行グループの利付資産および利付負債の日次平均残高、ならびに受取利息または支払利息は、以下のとおりである。

	連結								
	2019年			2018年			2017年		
	平均残高 百万 豪ドル	受取利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	受取利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	受取利息 百万 豪ドル	平均金利 %
<b>資産</b>									
<b>利付資産</b>									
支払担保金									
オーストラリア	8,428	152	1.8	5,239	86	1.6	6,926	65	0.9
ニュージーランド	364	7	1.9	252	4	1.6	733	5	0.7
その他の海外	2,031	42	2.1	2,594	39	1.5	2,042	26	1.3
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産：									
オーストラリア	20,691	468	2.3	17,420	423	2.4	18,418	416	2.3
ニュージーランド	3,862	85	2.2	3,538	80	2.3	4,238	96	2.3
その他の海外	4,521	109	2.4	3,160	61	1.9	4,101	62	1.5
売却可能有価証券：									
オーストラリア	-	-	-	55,458	1,692	3.1	52,457	1,573	3.0
ニュージーランド	-	-	-	3,304	136	4.1	3,479	147	4.2
その他の海外	-	-	-	2,778	86	3.1	2,272	75	3.3
投資有価証券									
オーストラリア	56,875	1,691	3.0	-	-	-	-	-	-
ニュージーランド	3,850	130	3.4	-	-	-	-	-	-
その他の海外	3,062	98	3.2	-	-	-	-	-	-
貸付金およびその他の債権 <sup>2</sup> ：									
オーストラリア	589,427	25,931	4.4	578,679	25,700	4.4	558,361	24,789	4.4
ニュージーランド	79,255	3,650	4.6	73,902	3,516	4.8	73,055	3,463	4.7
その他の海外	26,558	859	3.2	28,620	748	2.6	26,212	515	2.0
<b>利付資産および受取利息合計</b>	<b>798,924</b>	<b>33,222</b>	<b>4.2</b>	<b>774,944</b>	<b>32,571</b>	<b>4.2</b>	<b>752,294</b>	<b>31,232</b>	<b>4.2</b>
<b>無利息資産</b>									
金融派生商品 <sup>3</sup>	25,959			26,443			28,897		
生命保険に関する資産	9,610			10,664			12,447		
その他すべての資産 <sup>3</sup>	60,231			61,259			60,420		
<b>無利息資産合計<sup>3</sup></b>	<b>95,800</b>			<b>98,366</b>			<b>101,764</b>		
<b>資産合計<sup>3</sup></b>	<b>894,724</b>			<b>873,310</b>			<b>854,058</b>		

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2019年度の貸付金およびその他の債権は、ステージ3の引当金控除後の金額であるが、これはAASB第9号の適用により受取利息がステージ3の引当金控除後の帳簿価額に基づき算定されることを反映している。ステージ1およびステージ2の引当金は、平均利付資産残高に含まれなかったが、これは受取利息が貸付金およびその他の債権の価値の総額に基づき算定されるためである。2018年度および2017年度の貸付金およびその他の債権は、貸付金の減損費用に対する引当金控除後の金額であるが、これは受取利息が貸付金の減損費用に対する引当金控除後の帳簿価額に基づき算定されるためである。

<sup>3</sup> 2018年9月30日終了事業年度のデリバティブ資産は34,702百万豪ドルから26,443百万豪ドル(2017年9月30日：37,673百万豪ドルから28,897百万豪ドル)に修正再表示され、その他すべての資産は61,938百万豪ドルから61,259百万豪ドル(2017年9月30日：60,111百万豪ドルから60,420百万豪ドル)に修正再表示された。これにより、無利息資産合計および資産合計は修正再表示された。

	連結								
	2019年			2018年			2017年		
	平均残高 百万 豪ドル	支払利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	支払利息 百万 豪ドル	平均金利 %	平均残高 百万 豪ドル	支払利息 百万 豪ドル	平均金利 %
<b>負債</b>									
<b>利付負債</b>									
受入担保金：									
オーストラリア	2,039	41	2.0	2,383	37	1.6	1,641	15	0.9
ニュージーランド	390	8	2.1	342	6	1.8	98	2	2.0
その他の海外	1,188	8	0.7	184	2	1.1	242	2	0.8
預金およびその他の 借入金：									
オーストラリア	425,799	7,023	1.6	422,006	7,308	1.7	409,586	7,344	1.8
ニュージーランド	54,720	1,235	2.3	51,368	1,196	2.3	51,042	1,173	2.3
その他の海外	26,270	687	2.6	26,599	517	1.9	24,085	351	1.5
借入資本：									
オーストラリア	15,080	632	4.2	15,028	635	4.2	15,841	638	4.0
ニュージーランド	1,777	91	5.1	1,645	84	5.1	43	2	4.7
その他の海外	1,324	53	4.0	1,324	55	4.2	1,324	53	4.0
その他の利付負債 <sup>2</sup> ：									
オーストラリア	188,736	5,937	3.1	177,746	5,594	3.1	171,940	5,343	3.1
ニュージーランド	15,665	575	3.7	15,011	591	3.9	16,366	754	4.6
その他の海外	1,294	25	1.9	1,873	41	2.2	2,716	39	1.4
<b>利付負債および支払利息 合計</b>	<b>734,282</b>	<b>16,315</b>	<b>2.2</b>	<b>715,509</b>	<b>16,066</b>	<b>2.2</b>	<b>694,924</b>	<b>15,716</b>	<b>2.3</b>
<b>無利息負債</b>									
預金およびその他の 借入金：									
オーストラリア	42,455			41,156			39,355		
ニュージーランド	5,996			5,204			4,660		
その他の海外	819			817			867		
金融派生商品 <sup>3</sup>	26,568			26,218			32,488		
生命保険債務	7,653			8,874			10,560		
その他すべての負債 <sup>3</sup>	13,187			13,484			12,628		
<b>無利息負債合計<sup>3</sup></b>	<b>96,678</b>			<b>95,753</b>			<b>100,558</b>		
<b>負債合計<sup>3</sup></b>	<b>830,960</b>			<b>811,262</b>			<b>795,482</b>		
株主持分	63,714			62,017			58,556		
非支配株主持分	50			31			20		
<b>株主持分合計</b>	<b>63,764</b>			<b>62,048</b>			<b>58,576</b>		
<b>負債および株主持分合計<sup>3</sup></b>	<b>894,724</b>			<b>873,310</b>			<b>854,058</b>		

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 財務部門のバランスシート管理業務および銀行税の正味影響額を含む。

<sup>3</sup> 2018年9月30日終了事業年度のデリバティブ負債は37,504百万豪ドルから26,218百万豪ドル(2017年9月30日：42,780百万豪ドルから32,488百万豪ドル)に修正再表示され、その他すべての負債は12,199百万豪ドルから13,484百万豪ドル(2017年9月30日：11,586百万豪ドルから12,628百万豪ドル)に修正再表示された。これにより、無利息負債合計、負債合計、ならびに負債および株主持分合計は修正再表示された。

純利息収益は、利付資産および利付負債の元本および関連する金利の変動によって毎年変動することがある。以下の表は、純利息収益の増減を、当該資産および負債における元本の変動による部分と金利の変動による部分に配分したものである。

#### 変動の算定<sup>1</sup>

- ・ 元本による変動は資産および負債の平均残高における増減に基づき算定される。
- ・ 金利による変動は当該資産および負債に係る金利の変動に基づき算定される。

元本の変動と金利の変動の組み合わせにより変動が生じる場合、それぞれの変動の豪ドル金額は増減合計に影響を及ぼす割合で配分されている。

	連結					
	2019年			2018年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>利付資産</b>						
支払担保金：						
オーストラリア	52	14	66	(16)	37	21
ニュージーランド	2	1	3	(3)	2	(1)
その他の海外	(8)	11	3	7	6	13
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産：						
オーストラリア	79	(34)	45	(23)	30	7
ニュージーランド	7	(2)	5	(16)	-	(16)
その他の海外	26	22	48	(13)	12	(1)
投資有価証券 <sup>2</sup> ：						
オーストラリア	43	(44)	(1)	90	29	119
ニュージーランド	22	(28)	(6)	(7)	(4)	(11)
その他の海外	9	3	12	17	(6)	11
貸付金およびその他の債権：						
オーストラリア	477	(246)	231	952	(41)	911
ニュージーランド	255	(121)	134	39	14	53
その他の海外	(54)	165	111	50	183	233
<b>受取利息の増減合計</b>	<b>910</b>	<b>(259)</b>	<b>651</b>	<b>1,077</b>	<b>262</b>	<b>1,339</b>

	連結					
	2019年			2018年		
	元本による 変動額	金利による 変動額	合計	元本による 変動額	金利による 変動額	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>利付負債</b>						
受入担保金：						
オーストラリア	(5)	9	4	7	15	22
ニュージーランド	1	1	2	5	(1)	4
その他の海外	11	(5)	6	-	-	-
預金およびその他の借入金：						
オーストラリア	66	(351)	(285)	223	(259)	(36)
ニュージーランド	78	(39)	39	7	16	23
その他の海外	(6)	176	170	37	129	166
借入資本：						
オーストラリア	2	(5)	(3)	(33)	30	(3)
ニュージーランド	7	-	7	75	7	82
その他の海外	-	(2)	(2)	-	2	2
その他の利付負債：						
オーストラリア	346	(3)	343	198	53	251
ニュージーランド	26	(42)	(16)	(74)	(89)	(163)
その他の海外	(13)	(3)	(16)	(16)	18	2
<b>支払利息の増減合計</b>	<b>513</b>	<b>(264)</b>	<b>249</b>	<b>429</b>	<b>(79)</b>	<b>350</b>
<b>純利息収益の増減：</b>						
オーストラリア	242	40	282	608	216	824
ニュージーランド	174	(70)	104	-	79	79
その他の海外	(19)	35	16	40	46	86
<b>純利息収益の増減合計</b>	<b>397</b>	<b>5</b>	<b>402</b>	<b>648</b>	<b>341</b>	<b>989</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2019年度の投資有価証券に関する元本および金利の計算は、売却可能有価証券同等物に対して実施された。

## 金融資産および金融負債

### 会計方針

#### 認識

貸付金および債権を除き、金融資産の通常の購入および売却は、当行グループが当該資産を購入または売却する契約を締結する日である約定日に認識される。貸付金および債権は、現金を借り手に貸し付けた決済日に認識される。

金融負債は債務が発生した時点で認識される。

#### 認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した場合、または「パス・スルー」契約に基づき、当行グループが資産からのキャッシュ・フローを受取る権利を譲渡するか、あるいは受取ったキャッシュ・フローを全額支払う債務を引受けるかのいずれかにより、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転した場合に、認識が中止される。

当行グループが所有に伴うリスクおよび便益を一部移転したものの、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転も留保もしない状況が発生することもある。かかる状況では、当行グループが資産に継続的に関与する範囲で、当該資産は引き続き貸借対照表上で認識される。

金融負債は、債務が弁済された、取消された、または終了した時点で認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸し手のまま条件の大幅に異なる別の負債に交換された場合、または既存の負債の条件が大幅に変更された場合、その交換または変更は、当初の負債の認識の中止と新たな負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価額における差額は損益計算書に認識される。

新しい条件に基づくキャッシュ・フローの割引後の現在価値(当初実効金利を用いて割引かれたもの)が当初金融負債の残存キャッシュ・フローの割引後の現在価値から少なくとも10%乖離している場合、その新しい条件は大幅に異なっているとみなされる。当該金融商品の建通貨の変更、固定金利から変動金利への変更、転換条項といった定性的な要因も考慮される。

#### 分類および測定

AASB第9号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、2019年度に適用された会計方針は、比較期間に適用された会計方針とは異なる。比較期間に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

金融資産は、現金および中央銀行預け金、支払担保金、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、金融派生商品、投資有価証券、貸付金、その他の金融資産ならびに生命保険に関する資産に分類される。

## 金融資産

金融資産は、a)資産を運用する事業モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ(以下「SPPI」という。)に相当するかどうかによって分類される。

当行グループは、金融資産のグループがどのように管理されているかを反映するレベルで事業モデルを決定している。事業モデルを評価する際、当行グループは、どのように業績やリスクが管理、評価および報告されているかなどの要因、過去の期間における収益の頻度、規模およびその理由、ならびに将来の期間における売上見込みを考慮する。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかを評価する際、利息は主に貨幣の時間価値および元本残高の信用リスクに対する対価として定義される。貨幣の時間価値は、利息の要素のうち、時の経過のみに対する対価として提供されるものとして定義され、当該金融資産の保有に係るその他のリスクまたはコストに対する対価ではない。契約上のキャッシュ・フローを変化させうるためにSPPIの基準に該当しない契約条項には、偶発的でレバレッジがあるような特性、ノン・リコースの取決めおよび貨幣の時間価値を修正しうる特性が含まれる。

## 負債商品

負債商品が元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有する場合、これらは以下に分類される。

- ・ キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、当該負債商品が保有される場合は、償却原価。
- ・ キャッシュ・フローの回収または金融資産の売却の両方によって達成される事業モデルの中で保有される場合は、FVOCI。
- ・ 金融資産の売却を通じて達成される事業モデルの中で保有される場合は、FVIS。

負債商品は、元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを排除または減少させるためにFVISで測定するものとして指定される場合に、FVISで測定される。

償却原価で測定する負債商品は、当初公正価値で認識され、その後実効金利法を用いて償却原価で測定される。これらは、ECLモデルを用いて決定された予想信用損失に対する引当金を控除した額で表示される。詳細は注記6および注記13を参照のこと。

FVOCIで測定する負債商品は、公正価値で測定され、未実現損益はその他の包括利益に計上されるが、受取利息、減損費用および為替差損益は損益計算書で認識される。FVOCIで測定する負債商品に係る減損は、ECLモデルを用いて決定され損益計算書で認識されるとともに、対応する金額がその他の包括利益に計上される。負債証券の帳簿価額は公正価値のままで減額されない。

その他の包括利益に認識される累積損益は、その後、当該商品の認識が中止された時に損益計算書に認識される。

FVISで測定する負債商品は公正価値で測定され、公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。

## 持分証券

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されている。
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

FVOCIで測定する持分証券は、公正価値で測定され、未実現損益はその他の包括利益に計上されるが、受取配当金は損益計算書で認識される。その他の包括利益に計上される累積損益は、その後、当該商品が処分された時に損益計算書に認識される。

FVISで測定する持分証券は公正価値で測定され、公正価値のその後の変動は損益計算書に認識される。

## 金融負債

金融負債は、受入担保金、預金およびその他の借入金、その他の金融負債、金融派生商品、発行済債券ならびに借入資本に分類される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、直接帰属する取引費用を公正価値にそれぞれ加算または減算した額で当初認識される。

上記の金融資産または金融負債の各カテゴリーの会計方針に関する詳細は、該当項目の注記に記載されている。

金融資産および金融負債の公正価値の決定に関する当行グループの方針は、注記22に記載されている。

## 注記10. トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産<sup>1</sup>

### 会計方針

#### トレーディング目的有価証券

トレーディング目的有価証券には、活発に取引される負債商品(政府証券およびその他の負債証券)およびエクイティ商品が含まれ、短期間で売却するために取得される。

トレーディング業務の一環として、当行グループは担保付きの有価証券の貸出しおよび借入れも行っている。所有に伴うリスクおよび便益が当初の保有者に引き続き残されるため、貸出有価証券は当行グループの貸借対照表に引き続き計上され、借入有価証券は当行グループの貸借対照表に反映されない。現金が担保として提供される場合、第三者に前払したまたは第三者から受取った現金は、それぞれ債権として「支払担保金」に、または借入金として「受入担保金」に認識される。

## 売戻契約

売戻契約に基づき購入した有価証券は、ウエストパックが所有に伴うリスクおよび便益を得ていないため、貸借対照表に認識されていない。支払った現金対価は、公正価値で測定するトレーディング・ポートフォリオの一部である売戻契約として認識される。

## FVISで測定するその他の金融資産

FVISで測定するその他の金融資産は、以下のいずれかを含む。

- ・ 公正価値で管理されている非トレーディング目的有価証券
- ・ 元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローがない非トレーディング目的負債証券
- ・ FVOCIで測定するものとして当行グループが取消不能な指定を行っていない非トレーディング目的持分証券

これらの金融商品に係る損益は損益計算書に認識される。負債証券から稼得した利息は利息収益(注記3)において認識され、持分証券の配当金は利息以外の収益(注記4)に認識される。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
トレーディング目的有価証券	22,210	18,777	16,519	20,719	17,671
売戻契約	6,833	1,379	6,887	6,731	1,379
FVISで測定するその他の金融資産	2,738	2,976	2,577	2,115	2,365
<b>トレーディング目的有価証券および FVISで測定する金融資産合計</b>	<b>31,781</b>	<b>23,132</b>	<b>25,983</b>	<b>29,565</b>	<b>21,415</b>

トレーディング目的有価証券には、以下が含まれる。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
政府証券および準政府証券	16,625	13,328	11,402	15,585	12,519
その他の負債証券	5,497	5,354	5,049	5,046	5,057
持分証券	6	8	11	6	8
その他	82	87	57	82	87
<b>トレーディング目的有価証券合計</b>	<b>22,210</b>	<b>18,777</b>	<b>16,519</b>	<b>20,719</b>	<b>17,671</b>

FVISで測定するその他の金融資産には、以下が含まれる。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
その他の負債証券	2,394	2,715	2,259	2,057	2,302
持分証券	344	261	318	58	63
<b>FVISで測定するその他の金融資産合計</b>	<b>2,738</b>	<b>2,976</b>	<b>2,577</b>	<b>2,115</b>	<b>2,365</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

#### 注記11. 売却可能有価証券/投資有価証券<sup>1</sup>

##### 会計方針

AASB第9号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、2019年度に適用された会計方針は、比較事業年度に適用された会計方針とは異なる。比較事業年度に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

投資有価証券には、負債証券(政府証券およびその他の負債証券)ならびに持分証券が含まれる。これには、FVOCIで測定する負債証券および持分証券、ならびに償却原価で測定する負債証券が含まれる。これらの金融商品は、注記10より前の部分で「金融資産および金融負債」という見出しの下に開示されている基準に基づき分類されている。

##### FVOCIで測定する負債証券

元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローの回収または金融資産の売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有される負債商品を含む。

これらの有価証券は公正価値で測定され、損益はOCIに認識される。ただし、受取利息、減損費用および為替差損益は損益計算書に認識される。

減損は、償却原価で測定する金融資産に適用されるのと同じECLモデルを用いて測定される。減損は損益計算書に認識されるが、同額がOCIに認識され、引き続き公正価値で保有される負債証券の帳簿価額を減少させることはない。詳細は注記13を参照のこと。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の売却時に損益計算書に認識される。

##### 償却原価で測定する負債証券

元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することによって目的が達成される事業モデルの中で保有される負債商品を含む。

これらの有価証券は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。これらはその後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、ECLに対する引当金控除後の金額で表示される。

## 持分証券

トレーディング目的以外で保有されている場合、当行グループが投資先に対して支配力または重要な影響力を持たない場合、およびFVOCIで測定するという取消不能な選択が行われている場合は、持分証券はFVOCIで測定される。

これらの持分証券は、公正価値で測定され、未実現損益はOCIに計上されるが、受取配当金は損益計算書で認識される。OCIに計上される累積損益は、その後、当該商品が処分された時に損益計算書に認識される。

### AASB第9号への移行

以下の表は、AASB第139号の下では売却可能有価証券に分類されていた有価証券がAASB第9号の適用によりどのように分類されたか、また、それらがどの貸借対照表項目に反映されているかを示したものである。詳細は注記1を参照のこと。

	投資有価証券		トレーディング 目的有価証券 およびFVISで 測定する 金融資産		合計
	FVOCIで測定 する負債証券 百万豪ドル	FVOCIで測定 する持分証券 百万豪ドル	償却原価で測定 する負債証券 百万豪ドル	FVISで測定 する持分証券 百万豪ドル	
<b>売却可能有価証券</b>					
<b>連結 - 2018年10月1日現在</b>					
負債証券	59,924	-	811	-	60,735
持分証券	-	109	-	275	384
<b>売却可能有価証券合計</b>	<b>59,924</b>	<b>109</b>	<b>811</b>	<b>275</b>	<b>61,119</b>
<b>親会社 - 2018年10月1日現在</b>					
負債証券	56,436	-	10	-	56,446
持分証券	-	67	-	-	67
<b>売却可能有価証券合計</b>	<b>56,436</b>	<b>67</b>	<b>10</b>	<b>-</b>	<b>56,513</b>

## AASB第9号に基づき認識された残高

	2019年連結 百万豪ドル	2019年親会社 百万豪ドル
<b>投資有価証券</b>		
<b>FVOCIで測定する投資有価証券</b>		
政府債券および準政府債券	53,389	50,980
その他の負債証券	19,058	17,325
持分証券	134	66
<b>FVOCIで測定する投資有価証券合計</b>	<b>72,581</b>	<b>68,371</b>
<b>償却原価で測定する投資有価証券</b>		
政府債券および準政府債券	736	23
その他の負債証券	93	4
<b>償却原価で測定する投資有価証券合計</b>	<b>829</b>	<b>27</b>
償却原価で測定する負債証券のECLに対する引当金	(9)	-
<b>償却原価で測定する投資有価証券合計(純額)</b>	<b>820</b>	<b>27</b>
<b>投資有価証券合計</b>	<b>73,401</b>	<b>68,398</b>

投資有価証券 - 負債証券に関連して認識された予想信用損失は、注記13に詳述されている。

以下の表は、2019年9月30日現在の当行グループの投資有価証券の期日別内訳およびその加重平均利回りを示したものである。非課税扱いの有価証券はない。

	1年以内		1年超 5年以内		5年超 10年以内		10年超		特定の期日 なし		合計 百万豪ドル	加重 平均
	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%		
2019年												
<b>帳簿価額</b>												
政府債券および準政府 債券	5,691	4.2%	24,137	2.9%	23,040	2.8%	1,248	2.2%	-	-	54,116	3.1%
その他の負債証券	4,040	2.8%	15,060	2.7%	51	2.8%	-	-	-	-	19,151	2.7%
持分証券	-	-	-	-	-	-	-	-	134	-	134	-
<b>期日別合計</b>	<b>9,731</b>		<b>39,197</b>		<b>23,091</b>		<b>1,248</b>		<b>134</b>		<b>73,401</b>	

期日の区分は、投資有価証券に関する契約上の期日に基づき決定される。

投資有価証券には、以下のものが含まれる。

- ・ 米国財務省証券10,398百万豪ドル(2018年度：5,229百万豪ドル、2017年度：6,796百万豪ドル)
- ・ 保有負債証券総額(帳簿価額合計がウエストパックの所有者に帰属する持分の10%を超過するもの)：
  - クイーンズランド州財務公社発行 - 合計13,218百万豪ドル
  - オーストラリア連邦政府発行 - 合計10,191百万豪ドル
  - ニューサウスウェールズ州財務公社発行 - 合計6,630百万豪ドル

## AASB第139号に基づき認識された残高

	連結		親会社
	2018年	2017年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>売却可能有価証券</b>			
政府債券および準政府債券	42,979	43,382	40,345
その他の負債証券	17,756	16,863	16,101
持分証券	384	465	67
<b>売却可能有価証券合計</b>	<b>61,119</b>	<b>60,710</b>	<b>56,513</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

注記12. 貸付金<sup>1</sup>

## 会計方針

AASB第9号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、2019年度に適用された会計方針は、比較事業年度に適用された会計方針とは異なる。比較事業年度に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

貸付金は、公正価値と直接帰属する取引費用および手数料を合計した額で当初認識される金融資産である。

元本残高にSPPIに相当する契約上のキャッシュ・フローを有し、当該キャッシュ・フローを回収するために貸付金を保有することによって目的が達成される事業モデルの中で保有される場合、当該貸付金はその後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。これらは、ECLに対する引当金を控除した額で表示される。

SPPIに相当するキャッシュ・フローがない場合、金融資産の売却によって目的が達成される事業モデルの中で保有される場合、または会計上のミスマッチを排除または減少させるためにFVISで測定するものとして指定されている場合は、当該貸付金はその後、FVISで測定される。

公正価値または償却原価で測定される残高については、注記22を参照のこと。

モーゲージ・ファシリティと預金ファシリティの両方を有するローン商品は、資産と負債の構成要素が相殺基準を満たさないため、これらの要素を分けて、貸借対照表に総額で表示される。当該商品について稼得した利息は損益計算書に純額で表示されるが、これはこの純額表示が顧客に課せられた利息の発生状況を反映しているためである。

計上を行った拠点の所在地および商品の種類別に示した貸付金ポートフォリオは、以下の表のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル
<b>オーストラリア</b>				
住宅	449,201	444,741	449,192	444,730
個人向け <sup>2</sup>	21,247	22,997	20,848	22,008
法人向け	152,360	154,347	148,850	150,580
<b>オーストラリア合計</b>	<b>622,808</b>	<b>622,085</b>	<b>618,890</b>	<b>617,318</b>
<b>ニュージーランド</b>				
住宅	47,731	44,772	-	-
個人向け <sup>2</sup>	1,709	1,869	-	-
法人向け	29,285	27,701	411	376
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>78,725</b>	<b>74,342</b>	<b>411</b>	<b>376</b>
<b>その他の海外合計</b>	<b>16,845</b>	<b>16,077</b>	<b>15,738</b>	<b>14,881</b>
<b>貸付金合計</b>	<b>718,378</b>	<b>712,504</b>	<b>635,039</b>	<b>632,575</b>
貸付金のECLに対する引当金(注記13参照)	(3,608)	-	(3,103)	-
貸付金の減損引当金(注記13参照)	-	(2,814)	-	(2,407)
<b>貸付金純額合計<sup>3</sup></b>	<b>714,770</b>	<b>709,690</b>	<b>631,936</b>	<b>630,168</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 過年度は別項目として表示されていたマージン・レンディングおよびその他は、今回より個人向け貸付金に含まれている。比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

<sup>3</sup> 貸付金純額合計には、当行グループについて7,737百万豪ドル(2018年度：7,135百万豪ドル)、親会社については91,061百万豪ドル(2018年度：85,965百万豪ドル)の証券化された貸付金が含まれている。

以下の表は、業種別に分類した貸付金を示したものである。

	連結				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>オーストラリア</b>					
ホテル業、喫茶業および飲食業	8,039	8,297	8,177	7,536	7,490
農業、林業および漁業	9,210	8,642	8,182	7,953	7,667
建設業	7,186	6,751	6,043	5,797	5,596
金融業および保険業	14,069	14,059	12,923	14,298	13,175
政府、行政および防衛	753	628	554	675	796
製造業	9,337	9,298	9,054	9,140	9,342
鉱業	2,869	3,311	3,025	3,641	4,415
不動産業	44,769	45,471	43,220	44,785	44,667
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	14,035	13,477	12,050	11,674	10,703
サービス業	12,099	12,158	12,950	12,362	10,798
商業	16,144	16,501	16,063	16,044	15,484
運輸業および倉庫業	8,268	8,853	8,624	9,015	9,940
公益事業	4,077	4,350	5,237	4,025	3,554
個人向け融資	466,550	463,609	451,315	429,522	400,441
その他	5,403	6,680	4,229	2,777	1,587
<b>オーストラリア合計</b>	<b>622,808</b>	<b>622,085</b>	<b>601,646</b>	<b>579,244</b>	<b>545,655</b>
<b>ニュージーランド</b>					
ホテル業、喫茶業および飲食業	355	323	290	256	182
農業、林業および漁業	8,553	8,138	7,772	7,788	6,860
建設業	493	502	447	396	359
金融業および保険業	3,009	2,903	2,478	2,682	1,725
政府、行政および防衛	85	114	137	163	292
製造業	1,913	2,199	2,090	2,324	2,110
鉱業	278	206	141	280	407
不動産業	6,412	5,997	5,858	5,925	5,301
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	1,182	1,073	1,113	1,084	925
サービス業	1,973	1,733	1,810	1,396	1,173
商業	2,344	2,509	2,163	2,333	2,003
運輸業および倉庫業	1,131	1,029	1,080	1,257	1,094
公益事業	1,429	1,003	1,237	1,600	1,021
個人向け融資	49,473	46,613	45,190	45,011	40,277
その他	95	-	-	-	-
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>78,725</b>	<b>74,342</b>	<b>71,806</b>	<b>72,495</b>	<b>63,729</b>

	連結				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>その他の海外</b>					
ホテル業、喫茶業および飲食業	109	112	97	118	111
農業、林業および漁業	150	19	5	12	568
建設業	55	71	55	147	247
金融業および保険業 <sup>2</sup>	4,628	4,774	4,289	2,767	4,297
政府、行政および防衛	2	25	4	4	130
製造業	3,784	3,257	2,982	2,619	3,848
鉱業	468	322	349	535	778
不動産業	492	467	491	479	409
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	1,610	1,684	540	526	403
サービス業	243	205	205	99	182
商業 <sup>2</sup>	2,293	2,312	2,680	3,463	2,898
運輸業および倉庫業	997	1,232	1,389	1,186	1,099
公益事業	1,086	736	514	442	722
個人向け融資	863	683	657	1,120	1,191
その他	65	178	76	-	77
<b>その他の海外合計</b>	<b>16,845</b>	<b>16,077</b>	<b>14,333</b>	<b>13,517</b>	<b>16,960</b>
<b>貸付金合計</b>	<b>718,378</b>	<b>712,504</b>	<b>687,785</b>	<b>665,256</b>	<b>626,344</b>
貸付金のECLに対する引当金(注記13参照)	(3,608)	-	-	-	-
貸付金の減損引当金(注記13参照)	-	(2,814)	(2,866)	(3,330)	(3,028)
<b>貸付金純額合計</b>	<b>714,770</b>	<b>709,690</b>	<b>684,919</b>	<b>661,926</b>	<b>623,316</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2018年度の比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

	親会社	
	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>オーストラリア</b>		
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,967	8,228
農業、林業および漁業	9,151	8,584
建設業	6,810	6,247
金融業および保険業	14,005	14,006
政府、行政および防衛	746	620
製造業	9,155	9,072
鉱業	2,849	3,279
不動産業	44,707	45,471
資産関連サービス業および法人向けサービス業	13,192	12,433
サービス業	11,853	11,891
商業	15,961	16,291
運輸業および倉庫業	7,961	8,456
公益事業	4,053	4,324
個人向け融資	465,535	462,568
その他	4,945	5,848
<b>オーストラリア合計</b>	<b>618,890</b>	<b>617,318</b>
<b>ニュージーランド</b>		
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-
農業、林業および漁業	5	2
建設業	8	5
金融業および保険業	-	-
政府、行政および防衛	-	-
製造業	94	98
鉱業	-	-
不動産業	-	-
資産関連サービス業および法人向けサービス業	7	8
サービス業	-	-
商業	297	263
運輸業および倉庫業	-	-
公益事業	-	-
個人向け融資	-	-
その他	-	-
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>411</b>	<b>376</b>

	親会社	
	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>その他の海外</b>		
ホテル業、喫茶業および飲食業	67	70
農業、林業および漁業	130	4
建設業	47	59
金融業および保険業 <sup>2</sup>	4,624	4,769
政府、行政および防衛	2	24
製造業	3,780	3,253
鉱業	465	323
不動産業	226	234
資産関連サービス業および法人向けサービス業	1,528	1,595
サービス業	216	187
商業 <sup>2</sup>	2,115	2,126
運輸業および倉庫業	886	1,127
公益事業	1,036	734
個人向け融資	587	277
その他	29	99
<b>その他の海外合計</b>	<b>15,738</b>	<b>14,881</b>
<b>貸付金合計</b>	<b>635,039</b>	<b>632,575</b>
貸付金のECLに対する引当金	(3,103)	-
貸付金の減損引当金	-	(2,407)
<b>貸付金純額合計</b>	<b>631,936</b>	<b>630,168</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2018年度の比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

以下の表は、2019年9月30日現在における全貸付金の契約上の期日の分布(連結)について業種別に表示したものである。

	2019年連結			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>オーストラリアにおける顧客の業種別による貸付金</b>				
ホテル業、喫茶業および飲食業	2,776	4,883	380	8,039
農業、林業および漁業	2,676	5,967	567	9,210
建設業	1,785	4,514	887	7,186
金融業および保険業	6,278	5,054	2,737	14,069
政府、行政および防衛	286	189	278	753
製造業	3,420	5,413	504	9,337
鉱業	353	1,734	782	2,869
不動産業	18,410	24,821	1,538	44,769
資産関連サービス業および法人向けサービス業	3,011	8,969	2,055	14,035
サービス業	3,915	6,395	1,789	12,099
商業	7,314	7,649	1,181	16,144
運輸業および倉庫業	1,603	5,758	907	8,268
公益事業	1,009	2,839	229	4,077
個人向け融資	21,725	12,394	432,431	466,550
その他	718	3,511	1,174	5,403
<b>オーストラリア合計</b>	<b>75,279</b>	<b>100,090</b>	<b>447,439</b>	<b>622,808</b>
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>19,124</b>	<b>12,790</b>	<b>46,811</b>	<b>78,725</b>
<b>その他の海外合計</b>	<b>6,021</b>	<b>9,529</b>	<b>1,295</b>	<b>16,845</b>
<b>貸付金合計</b>	<b>100,424</b>	<b>122,409</b>	<b>495,545</b>	<b>718,378</b>

	連結					
	2019年			2018年		
	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>期日到来まで1年超の当行 グループ貸付金の金利別 内訳</b>						
オーストラリア国内の拠点	418,494	129,035	547,529	423,886	127,077	550,963
ニュージーランド国内の拠点 <sup>1</sup>	9,102	50,499	59,601	10,634	45,852	56,486
その他の海外拠点 <sup>1</sup>	9,881	943	10,824	8,182	927	9,109
<b>期日到来までの1年超の 貸付金合計</b>	<b>437,477</b>	<b>180,477</b>	<b>617,954</b>	<b>442,702</b>	<b>173,856</b>	<b>616,558</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

[次へ](#)

## 注記13. 予想信用損失/減損費用に対する引当金

### 会計方針

AASB第9号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、2019年度に適用された会計方針は、比較事業年度に適用された会計方針とは異なる。比較事業年度に適用された会計方針は、注記39に記載されている。2019年度に適用された会計方針は、以下のとおりである。

減損費用の詳細は注記6に記載されている。

AASB第9号に基づく減損は、償却原価で測定するすべての金融資産、リース債権、FVOCIで測定する負債証券および信用コミットメントに適用される。

AASB第9号に基づき決定されるECLは以下のとおり認識される。

- ・ 貸付金(リース債権を含む)、償却原価で測定する負債証券および子会社債権：評価性引当金の認識を通じて金融資産の帳簿価額の減額として認識(注記11および12参照)。
- ・ FVOCIで測定する負債証券：負債証券そのものの帳簿価額は減額せず、その他の包括利益の積立金に認識(注記11および28参照)。
- ・ 信用コミットメント：負債性引当金として認識(注記27参照)。

### 測定

当行グループは、ECLに対する引当金を3段階のアプローチに基づき計算している。ECLは、該当する期間にわたり、債務不履行から生じると予想される回収不足を確率で加重計算した見積りである。これらは、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって決定される。

当該モデルでは、以下を含む3つの主要要素(および貨幣の時間的価値)を使用してECLを決定している。

- ・ デフォルト確率(PD)：取引相手方がデフォルトに陥る確率
- ・ デフォルト時損失(LGD)：デフォルト時に発生が見込まれる損失
- ・ デフォルト時エクスポージャー(EAD)：デフォルト時に存在する信用エクスポージャーの予想額

### モデルのステージ

3段階は以下のとおりである。

#### ステージ1：12ヶ月間のECL - 正常債権

信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間のECLに対する引当金が認識される。

#### ステージ2：全期間のECL - 正常債権

信用リスクが組成以降著しく増加しているが、資産がまだ正常である金融資産には、全期間のECLに対する引当金が認識される。信用リスクの著しい増加を表す指標は、次ページ(訳者注：以下の「信用リスクの著しい増加」の項)に記載されている。

### ステージ3：全期間のECL - 不良債権

不良債権の金融資産には、全期間のECLに対する引当金が認識される。指標には、利息または元本の支払に係る債務不履行、借り手が重大な財政的困難に陥っていること、または貸付金のグループに係る債務不履行に関連する観察可能な経済情勢など、当行グループとの契約違反が含まれる場合がある。

ステージ3の金融資産は債務不履行となっているものである。債務不履行は、(保証の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するか否かを問わず)顧客が債権を全額返済する可能性が低いとウエストパックが判断する場合、または顧客の重大な債務のいずれかに対する支払いが90日を超えて経過している場合に発生する。この定義はAPRAの規制上の債務不履行の定義と一致している。

### 一括および個別評価

ステージ1および2の金融資産、ならびに特定の基準値を下回るステージ3の金融資産は、一括して評価される。一括評価される金融資産は、類似した信用リスク特性(商品の種類および顧客リスクグレードを含む)を持つ類似の資産プールにグループ分けされる。特定の基準値を上回るステージ3の金融資産は個別に評価される。

### 予想期間

ステージ2およびステージ3の予想信用損失に関する全期間の時間枠を考慮する際、当該基準は通常、期限前返済、延長およびその他のオプションを適宜調整した残存契約期間の使用を求めている。実行および未実行の両方の構成要素を含む一部のリボルビング与信枠(例えば、クレジットカードやリボルビング・クレジットラインなど)については、当行グループが期限前返済を要求し未実行のコミットメントを解約できる契約上の条項は、当行グループの契約上の通知期間における信用損失に対するエクスポージャーを制限しない。これらの与信枠の期間は過去の実績に基づいている。

### ステージ間の移動

資産は、減損モデルのステージのいずれの方向にも移動する可能性がある。信用リスクの著しい増加が認められなくなった場合、これまでステージ2に含まれていた資産はステージ1に戻る可能性がある。同様に、不良債権ではないと評価された場合、ステージ3の資産はステージ1またはステージ2に戻る可能性がある。

### 重要な会計上の仮定および見積り

重要な判断には、信用リスクの著しい増加がいつ発生したか、および将来予想に関するマクロ経済情報の見積りが含まれる。引当金に影響しうるその他の要因には、借り手の財政状況、担保の処分可能見込額、他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびに貸付金回収に係る費用および期間の見込みが含まれる。

## 信用リスクの著しい増加

金融資産の信用リスクが組成以降いつ著しく増加したかを決定することは、主に、信用供与時からの内部の顧客リスクグレードの変更に基ついて行われる重要な判断である。内部の顧客リスクグレードの変更は、定量的および定性的な要素の両方に基ついている。信用リスクの著しい増加を表するために当行グループが用いる内部の顧客リスクグレードの変更はスライド制に基ついている。これは、組成時の信用度エクスポージャーが高い場合、信用リスクが著しく増加しているとみなされるには、信用度エクスポージャーが低い場合以上に著しくグレードが低下している必要があることを意味している。

当行グループは、支払の期日経過が30日超の金融商品はリスクが著しく増加しているという推定を反証しないが、この推定は一次的指標ではなく、当行グループの安全装置(backstop)として使用する。さらに、財政的困難に陥っているリテール口座は、信用リスクが著しく増加しているとみなされる。

当行グループでは、投資適格の与信枠について信用リスクの著しい増加が生じていないとみなす低い信用リスクの免除規定は適用していない。

## 将来予想に関するマクロ経済情報

各段階のECLの測定および信用リスクの著しい増加に係る評価では、過去の事象および現在の状況ならびに将来の事象および経済状況の合理的かつ裏付け可能な予測を考慮する。将来予想に関する情報の見積りは、重要な会計上の判断である。当行グループでは、ベースケース、アップサイドおよびダウンサイドの各シナリオを含む3つの将来のマクロ経済シナリオを考慮する。

これらのシナリオのマクロ経済変数は現在における経済予測に基づくものであり、失業率、実質国内総生産の成長率ならびに住宅および商業不動産の価格指標が含まれるが、これらに限定されない。

### ・ベースケースのシナリオ

このシナリオでは、戦略的な意思決定や予測に使用されるウエストパック・エコノミクスによる経済予測を活用する。

### ・アップサイドのシナリオ

このシナリオは、ベースケースのシナリオのわずかな改善を表している。

### ・ダウンサイドのシナリオ

このシナリオは、わずかな景気後退を表している。

マクロ経済のシナリオは、各シナリオの相対的な可能性に係る、当行グループの最善の見積りに基づき加重される。これら3つの各マクロ経済シナリオに適用される加重は、過去の頻度、現在の傾向および将来予想に基づく状況を考慮する。

マクロ経済変数と、3つのマクロ経済シナリオの確率加重は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、グループの最高財務責任者および最高リスク管理責任者の承認を必要とする。

必要な場合、モデルにまだ組み込まれていない合理的で裏付け可能な情報を反映するよう、モデルから得られた結果に調整が加えられる。

新しい情報が入手可能となることから、時間の経過とともに判断は変わる可能性があり、その結果、予想信用損失引当金が修正される場合もある。

## 貸付金および信用コミットメント

以下の2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントに係るECLに対する引当金の各調整表は、AASB第9号の要求に基づいている。これらは、当年度における月次の変動の合計により決定されている。調整表における主な表示項目は以下のとおりである。

- ・ ステージ項目間の移動は、ECL引当金を再測定する前のステージ1、ステージ2およびステージ3の間の移動を表す。
- ・ 「当年度事業活動」は、当年度に開始された新規貸付(全額返済により認識が中止された貸付控除後)を表す。
- ・ 「ECL引当金の再測定(純額)」は、当期中の信用度の変更(ステージ間の移動を含む)、将来予想に基づく経済シナリオによる変更、ならびに当年度に行われた一部返済および既存ファシリティの追加実行が、ECL引当金に及ぼした影響を表す。
- ・ 「償却」は、全額の回収を合理的に見込めない場合にエクスポージャーの認識中止を行ったことによるECL引当金の減少を表す。

	連結					
	正常		不良	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金</b>	-	-	-	2,631	422	3,053
AASB第9号の適用による修正再表示	877	1,884	1,272	(2,631)	(422)	980
<b>2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示</b>	877	1,884	1,272	-	-	4,033
ステージ1への移動	1,458	(1,404)	(54)	-	-	-
ステージ2への移動	(242)	956	(714)	-	-	-
ステージ3への移動	(5)	(621)	626	-	-	-
当年度事業活動	179	(19)	(330)	-	-	(170)
ECL引当金の再測定(純額)	(1,385)	874	1,647	-	-	1,136
償却	-	-	(1,154)	-	-	(1,154)
外貨換算およびその他調整額	2	4	62	-	-	68
<b>2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計</b>	884	1,674	1,355	-	-	3,913
内:						
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	121	178	6	-	-	305
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	763	1,496	1,349	-	-	3,608
<b>2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計</b>	884	1,674	1,355	-	-	3,913
内:						
個別評価引当金	-	-	412	-	-	412
一括評価引当金	884	1,674	943	-	-	3,501
<b>2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計</b>	884	1,674	1,355	-	-	3,913

貸付金のECLに対する引当金は、さらに以下のクラスに分解できる。

住宅貸付金	連結						
	正常		不良		一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3				
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金	-	-	-	385	97	482	
AASB第9号の適用による修正再表示	130	351	501	(385)	(97)	500	
2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示	130	351	501	-	-	982	
ステージ1への移動	343	(317)	(26)	-	-	-	
ステージ2への移動	(38)	396	(358)	-	-	-	
ステージ3への移動	-	(145)	145	-	-	-	
当年度事業活動	17	(35)	(141)	-	-	(159)	
ECL引当金の再測定(純額)	(289)	104	567	-	-	382	
償却	-	-	(119)	-	-	(119)	
外貨換算およびその他調整額	-	-	22	-	-	22	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	163	354	591	-	-	1,108	
内:							
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	5	2	-	-	-	7	
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	158	352	591	-	-	1,101	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	163	354	591	-	-	1,108	

個人向け貸付金	連結						
	正常		不良		一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3				
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金	-	-	-	761	3	764	
AASB第9号の適用による修正再表示	263	589	240	(761)	(3)	328	
2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示	263	589	240	-	-	1,092	
ステージ1への移動	849	(839)	(10)	-	-	-	
ステージ2への移動	(148)	368	(220)	-	-	-	
ステージ3への移動	(2)	(350)	352	-	-	-	
当年度事業活動	62	(18)	(160)	-	-	(116)	
ECL引当金の再測定(純額)	(757)	708	838	-	-	789	
償却	-	-	(822)	-	-	(822)	
外貨換算およびその他調整額	1	1	30	-	-	32	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	268	459	248	-	-	975	
内:							
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	36	35	-	-	-	71	
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	232	424	248	-	-	904	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	268	459	248	-	-	975	

法人向け貸付金	連結					
	正常		不良	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金	-	-	-	1,485	322	1,807
AASB第9号の適用による修正再表示	484	944	531	(1,485)	(322)	152
2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示	484	944	531	-	-	1,959
ステージ1への移動	266	(248)	(18)	-	-	-
ステージ2への移動	(56)	192	(136)	-	-	-
ステージ3への移動	(3)	(126)	129	-	-	-
当年度事業活動	100	34	(29)	-	-	105
ECL引当金の再測定(純額)	(339)	62	242	-	-	(35)
償却	-	-	(213)	-	-	(213)
外貨換算およびその他調整額	1	3	10	-	-	14
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	453	861	516	-	-	1,830
内:						
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	80	141	6	-	-	227
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	373	720	510	-	-	1,603
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	453	861	516	-	-	1,830

以下の表は、AASB第9号の要求に基づく貸付金およびコミットメントに係る2019年9月30日現在の親会社におけるECL引当金の調整表である。

	親会社					
	正常		不良	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金</b>	-	-	-	2,238	375	2,613
AASB第9号の適用による修正再表示	741	1,605	1,113	(2,238)	(375)	846
<b>2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示</b>	741	1,605	1,113	-	-	3,459
ステージ1への移動	1,191	(1,153)	(38)	-	-	-
ステージ2への移動	(220)	860	(640)	-	-	-
ステージ3への移動	(3)	(554)	557	-	-	-
当年度事業活動	168	7	(358)	-	-	(183)
ECL引当金の再測定(純額)	(1,130)	654	1,552	-	-	1,076
償却	-	-	(1,023)	-	-	(1,023)
外貨換算およびその他調整額	-	1	48	-	-	49
<b>2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計</b>	747	1,420	1,211	-	-	3,378
内:						
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	107	163	5	-	-	275
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	640	1,257	1,206	-	-	3,103
<b>2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計</b>	747	1,420	1,211	-	-	3,378
内:						
個別評価引当金	-	-	364	-	-	364
一括評価引当金	747	1,420	847	-	-	3,014
<b>2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計</b>	747	1,420	1,211	-	-	3,378

## 住宅貸付金

	親会社						
	正常		不良		一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3				
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金	-	-	-	516	82	598	
AASB第9号の適用による修正再表示	105	334	402	(516)	(82)	243	
2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示	105	334	402	-	-	841	
ステージ1への移動	322	(302)	(20)	-	-	-	
ステージ2への移動	(36)	386	(350)	-	-	-	
ステージ3への移動	-	(141)	141	-	-	-	
当年度事業活動	15	(33)	(127)	-	-	(145)	
ECL引当金の再測定(純額)	(265)	91	606	-	-	432	
償却	-	-	(115)	-	-	(115)	
外貨換算およびその他調整額	-	-	20	-	-	20	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	141	335	557	-	-	1,033	
内:							
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	4	1	-	-	-	5	
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	137	334	557	-	-	1,028	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	141	335	557	-	-	1,033	

貸付金のECLに対する引当金は、さらに以下のクラスに分解できる。

## 個人向け貸付金

	親会社						
	正常		不良		一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3				
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金	-	-	-	524	3	527	
AASB第9号の適用による修正再表示	215	540	200	(524)	(3)	428	
2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示	215	540	200	-	-	955	
ステージ1への移動	635	(633)	(2)	-	-	-	
ステージ2への移動	(138)	319	(181)	-	-	-	
ステージ3への移動	(1)	(311)	312	-	-	-	
当年度事業活動	62	(11)	(158)	-	-	(107)	
ECL引当金の再測定(純額)	(544)	497	753	-	-	706	
償却	-	-	(733)	-	-	(733)	
外貨換算およびその他調整額	-	-	22	-	-	22	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	229	401	213	-	-	843	
内:							
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	29	32	-	-	-	61	
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	200	369	213	-	-	782	
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	229	401	213	-	-	843	

## 法人向け貸付金

	親会社					
	正常		不良	一括評価 引当金	個別評価 引当金	合計
	ステージ1	ステージ2	ステージ3			
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
2018年9月30日現在の減損費用に対する引当金	-	-	-	1,198	290	1,488
AASB第9号の適用による修正再表示	421	731	511	(1,198)	(290)	175
2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示	421	731	511	-	-	1,663
ステージ1への移動	234	(218)	(16)	-	-	-
ステージ2への移動	(46)	155	(109)	-	-	-
ステージ3への移動	(2)	(102)	104	-	-	-
当年度事業活動	91	51	(73)	-	-	69
ECL引当金の再測定(純額)	(321)	66	193	-	-	(62)
償却	-	-	(175)	-	-	(175)
外貨換算およびその他調整額	-	1	6	-	-	7
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	377	684	441	-	-	1,502
内:						
信用コミットメントのECLに対する引当金(注記27参照)	74	130	5	-	-	209
貸付金のECLに対する引当金(注記12参照)	303	554	436	-	-	1,293
2019年9月30日現在の貸付金および信用コミットメントのECLに対する引当金合計	377	684	441	-	-	1,502

## ECL引当金に係る信用エクスポージャーの変動による影響

- ・ステージ1のエクスポージャーは、住宅ポートフォリオおよび法人向けポートフォリオの拡大(ステージ1からステージ2およびステージ3への正味移動ならびに返済により一部相殺された)により増加し、当行グループにおいては76億豪ドル、親会社においては41億豪ドルの純増となった。ステージ1 ECLはエクスポージャーの増加によりわずかに増加した。
- ・ステージ2の信用エクスポージャーは、個人向けポートフォリオにおけるステージ2の残高が減少したことを主因として、当行グループおよび親会社ともに、それぞれ21億豪ドル減少した。ステージ2のエクスポージャーの減少は、オーストラリア国内の個人向けポートフォリオの延滞残高が減少したことによる。ステージ2のECLは減少した。
- ・ステージ3の信用エクスポージャーは、住宅ポートフォリオおよび法人向けポートフォリオによる増加に加えて、ステージ1およびステージ2からステージ3への正味移動によって、当行グループおよび親会社ともに、それぞれ9億豪ドルの純増となった。ステージ3のエクスポージャーの増加は、住宅ローンのポートフォリオにおいて90日超期日経過している金額が増加したことと一致する。ステージ3のECLは、ステージ3のエクスポージャーの増加に合わせて増加した。

## ECL引当金の感応度

会計方針に記載のとおり、ECLに対する引当金を決定する際の重要な会計上の仮定は、信用リスクの著しい増加の有無を決定すること、および確率加重された将来予想に基づくマクロ経済シナリオを使用することである。

## ステージングの感応度

貸付金および信用コミットメントから生じるステージ1(12ヶ月間のECLに基づき計算)のエクスポージャー総額の1%がステージ2(全期間のECLに基づき計算)に反映された場合、ステージ別の平均引当金カバレッジ比率をステージ別のエクスポージャー総額に乗じて算出した、ECLに対する引当金は、当行グループにおいては236百万豪ドル、親会社においては209百万豪ドル増加することになる。

## マクロ経済シナリオの重みづけ

当行グループは、3つのマクロ経済シナリオを用いており、これらは、各シナリオの相対的な実現可能性に対する当行グループの最善の見積りに基づいて重みづけされた確率である。

当行グループは、2019年9月30日現在、ベースケースのシナリオに62.5%、ダウンサイドのシナリオに27.5%、アップサイドのシナリオに10%のウェイトを割り当てている。2019年9月中にベースケースのシナリオへのウェイトは65%から2.5%減少し、その相当分としてダウンサイドのシナリオは25%から2.5%増加した。ダウンサイドのシナリオへのウェイトが増加した主な理由は、世界経済の不確実性であった。

ベースケースのシナリオは、ウエストパック・エコノミクスによる予測を活用し、以下の1年間の見通しを前提としている。すなわち、GDPの成長率は2.5%、商業用不動産価格の成長率は1.1%に下落、居住用不動産価格は1%のプラス成長に回復、政策金利は50ベース・ポイント下落の0.50%、失業率は5.6%に上昇を前提としている。

ダウンサイドのシナリオは、わずかな景気後退を表している。このシナリオでは、GDPはマイナス成長、商業用および居住用不動産価格は下落、失業率は上昇となっている。

以下の表は、確率加重したシナリオに基づく報告済みのECL引当金と、ベースケースのシナリオおよびダウンサイドのシナリオに100%のウェイトを適用することを前提とした場合(他の前提はすべて一定とする)のECL引当金を示している。

	連結	親会社
	百万豪ドル	百万豪ドル
確率加重したECL引当金報告額	3,913	3,378
ベースケースのシナリオを100%とした場合のECL	2,748	2,387
ダウンサイドのシナリオを100%とした場合のECL	7,065	6,067

## 投資有価証券 - 負債証券

以下の表は、AASB第9号の要求に基づき2019年9月30日現在の負債証券のECLに対する引当金を調整している。

	FVOCIで測定 する負債証券 <sup>1</sup>	償却原価で測定 する負債証券	投資有価証券 - 負債証券合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>連結</b>			
2018年9月30日現在の減損費用引当金	-	-	-
AASB第9号の適用による修正再表示	2	9	11
<b>2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>11</b>
ステージ1 - 当年度における引当金増減額	-	-	-
<b>2019年9月30日現在の投資有価証券 - 負債証券のECLに対する引当金合計</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>11</b>
<b>親会社</b>			
2018年9月30日現在の減損費用引当金	-	-	-
AASB第9号の適用による修正再表示	2	-	2
<b>2018年10月1日現在のECLに対する引当金の修正再表示</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>
ステージ1 - 当年度における引当金増減額	-	-	-
<b>2019年9月30日現在の投資有価証券 - 負債証券のECLに対する引当金合計</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>

<sup>1</sup> FVOCIで測定する負債証券に係る減損は、損益計算書で認識され、対応する金額がその他の包括利益に計上される(注記28を参照のこと)。負債証券の帳簿価額は公正価値のままで減額されない(注記11参照)。

AASB第9号の適用による比較数値は修正再表示されていないため、以下の表では、AASB第139号の要求に基づき、過年度における貸付金および信用コミットメントの減損費用に対する引当金を調整している。

	連結		親会社
	2018年	2017年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>個別評価引当金</b>			
期首残高	480	869	417
引当金繰入額	371	610	341
戻入	(150)	(288)	(131)
償却	(269)	(688)	(248)
利息調整	(11)	(16)	(11)
その他の調整	1	(7)	7
<b>期末残高</b>	<b>422</b>	<b>480</b>	<b>375</b>
<b>一括評価引当金</b>			
期首残高	2,639	2,733	2,180
引当金繰入額	668	699	610
償却	(858)	(968)	(742)
利息調整	179	188	148
その他の調整	3	(13)	42
<b>期末残高</b>	<b>2,631</b>	<b>2,639</b>	<b>2,238</b>
貸付金および信用コミットメントの減損費用に対する引当金合計	3,053	3,119	2,613
控除：信用コミットメント引当金(注記27参照)	(239)	(253)	(206)
<b>貸付金の減損費用に対する引当金合計</b>	<b>2,814</b>	<b>2,866</b>	<b>2,407</b>

投資有価証券に含まれる有価証券(従前は売却可能有価証券として分類されていた)または子会社債権については、減損が発生していなかったため、AASB第139号に基づく過年度の減損費用引当金は計上されなかった。

以下の表は、過去5年間における業種別の予想信用損失引当金(2019年9月30日現在)ならびに貸付金および信用コミットメントの減損費用引当金(過年度)を示したものである。

	連結									
	2019年		2018年		2017年		2016年		2015年	
	百万豪ドル	%								
<b>オーストラリア</b>										
ホテル業、喫茶業および飲食業	75	1.9	62	2.0	67	2.1	95	2.7	86	2.6
農業、林業および漁業	93	2.4	69	2.3	59	1.9	74	2.1	115	3.4
建設業	148	3.8	93	3.0	86	2.8	86	2.4	85	2.5
金融業および保険業	55	1.4	67	2.2	53	1.7	131	3.7	124	3.7
製造業	111	2.8	196	6.4	164	5.3	278	7.7	219	6.6
鉱業	36	0.9	91	3.0	131	4.2	246	6.8	190	5.7
不動産業	216	5.5	204	6.7	240	7.7	287	8.0	314	9.4
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	230	5.9	128	4.2	155	5.0	216	6.0	95	2.8
サービス業	175	4.5	137	4.5	126	4.0	116	3.2	56	1.7
商業	242	6.2	199	6.5	183	5.9	213	5.9	209	6.3
運輸業および倉庫業	109	2.8	79	2.6	92	2.9	73	2.0	142	4.3
公益事業	17	0.4	13	0.4	15	0.5	9	0.2	27	0.8
個人向け融資	1,890	48.3	1,200	39.3	1,229	39.4	1,102	30.6	1,046	31.4
その他	109	2.8	106	3.5	92	2.9	138	3.8	119	3.6
<b>オーストラリア合計<sup>1</sup></b>	<b>3,506</b>	<b>89.6</b>	<b>2,644</b>	<b>86.6</b>	<b>2,692</b>	<b>86.3</b>	<b>3,064</b>	<b>85.1</b>	<b>2,827</b>	<b>84.8</b>
<b>ニュージーランド</b>										
ホテル業、喫茶業および飲食業	2	0.1	3	0.1	2	0.1	2	0.1	1	-
農業、林業および漁業	67	1.7	77	2.5	93	3.0	120	3.3	64	1.9
建設業	9	0.2	16	0.5	9	0.3	9	0.2	9	0.3
金融業および保険業	2	0.1	3	0.1	3	0.1	4	0.1	3	0.1
製造業	14	0.4	26	0.9	24	0.8	53	1.5	57	1.7
鉱業	-	-	1	-	1	-	15	0.4	14	0.4
不動産業	20	0.5	27	0.9	38	1.2	52	1.4	62	1.9
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	5	0.1	8	0.2	11	0.3	21	0.6	22	0.6
サービス業	9	0.2	9	0.3	14	0.4	13	0.4	12	0.4
商業	15	0.4	21	0.7	17	0.5	18	0.5	25	0.8
運輸業および倉庫業	3	0.1	5	0.2	5	0.2	7	0.2	7	0.2
公益事業	1	-	2	0.1	3	0.1	4	0.1	2	0.1
個人向け融資	173	4.4	130	4.3	130	4.2	125	3.5	128	3.8
その他	7	0.2	1	-	-	-	2	0.1	1	-
<b>ニュージーランド合計<sup>1</sup></b>	<b>327</b>	<b>8.4</b>	<b>329</b>	<b>10.8</b>	<b>350</b>	<b>11.2</b>	<b>445</b>	<b>12.4</b>	<b>407</b>	<b>12.2</b>
<b>その他の海外合計</b>	<b>80</b>	<b>2.0</b>	<b>80</b>	<b>2.6</b>	<b>77</b>	<b>2.5</b>	<b>93</b>	<b>2.5</b>	<b>98</b>	<b>3.0</b>
<b>貸付金および信用コミットメントのECL/減損費用に対する引当金合計</b>	<b>3,913</b>	<b>100.0</b>	<b>3,053</b>	<b>100.0</b>	<b>3,119</b>	<b>100.0</b>	<b>3,602</b>	<b>100.0</b>	<b>3,332</b>	<b>100.0</b>

<sup>1</sup> 業種別の一括評価引当金を含めるために、比較数値は修正再表示されている。

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の償却の詳細を示したものである。

	連結				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>オーストラリア</b>					
ホテル業、喫茶業および飲食業	(12)	(14)	(38)	(17)	(40)
農業、林業および漁業	(4)	(12)	(10)	(12)	(36)
建設業	(13)	(23)	(30)	(20)	(40)
金融業および保険業	(4)	(4)	(6)	(13)	(12)
製造業	(12)	(12)	(105)	(21)	(20)
鉱業	(1)	(14)	(46)	(18)	(17)
不動産業	(31)	(39)	(76)	(44)	(104)
資産関連サービス業および法人向けサービス業	(24)	(44)	(203)	(43)	(70)
サービス業	(7)	(24)	(97)	(36)	(18)
商業	(62)	(56)	(59)	(30)	(56)
運輸業および倉庫業	(14)	(17)	(17)	(48)	(24)
公益事業	(1)	(1)	-	(1)	(2)
個人向け融資	(903)	(793)	(898)	(803)	(658)
その他	(10)	(5)	(17)	(13)	(13)
<b>オーストラリア合計</b>	<b>(1,098)</b>	<b>(1,058)</b>	<b>(1,602)</b>	<b>(1,119)</b>	<b>(1,110)</b>
<b>ニュージーランド</b>					
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	-	-	-
農業、林業および漁業	(2)	-	-	(1)	(3)
建設業	-	(1)	(1)	(1)	-
金融業および保険業	-	-	-	-	-
製造業	-	-	-	-	(1)
鉱業	-	-	-	-	(28)
不動産業	-	(13)	(2)	(10)	(18)
資産関連サービス業および法人向けサービス業	-	-	-	(2)	-
サービス業	-	(1)	-	-	(1)
商業	(2)	(1)	(1)	(1)	(4)
運輸業および倉庫業	-	-	-	-	-
公益事業	-	-	-	-	-
個人向け融資	(50)	(53)	(49)	(51)	(55)
その他	-	-	-	(1)	-
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>(54)</b>	<b>(69)</b>	<b>(53)</b>	<b>(67)</b>	<b>(110)</b>
<b>その他の海外合計</b>	<b>(2)</b>	<b>-</b>	<b>(1)</b>	<b>(3)</b>	<b>(18)</b>
<b>償却額合計</b>	<b>(1,154)</b>	<b>(1,127)</b>	<b>(1,656)</b>	<b>(1,189)</b>	<b>(1,238)</b>

依然として強制措置の対象となっている償却

依然として強制措置の対象となっている当年度の償却額は、当行グループにおいては1,093百万豪ドル、親会社においては962百万豪ドルであった。

以下の表は、過去5年間に於ける業種別の貸付金の回収の詳細を示したものである。

	連結				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>回収</b>					
<b>オーストラリア</b>					
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	1	3	-	-
農業、林業および漁業	-	-	-	-	-
建設業	1	1	2	1	4
金融業および保険業	-	1	1	34	8
製造業	1	-	2	1	3
鉱業	-	1	1	-	-
不動産業	8	7	10	3	15
資産関連サービス業および法人向けサービス業	1	1	3	2	2
サービス業	-	1	-	2	1
商業	2	2	3	1	1
運輸業および倉庫業	1	1	1	1	-
公益事業	-	-	-	-	-
個人向け融資	135	139	118	84	78
その他	5	-	5	2	1
<b>オーストラリア合計</b>	<b>154</b>	<b>155</b>	<b>149</b>	<b>131</b>	<b>113</b>
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>18</b>	<b>24</b>	<b>19</b>	<b>6</b>	<b>18</b>
<b>その他の海外合計</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>回収額合計</b>	<b>172</b>	<b>179</b>	<b>168</b>	<b>137</b>	<b>131</b>
<b>償却額合計</b>	<b>(1,154)</b>	<b>(1,127)</b>	<b>(1,656)</b>	<b>(1,189)</b>	<b>(1,238)</b>
<b>償却額および回収額の純額</b>	<b>(982)</b>	<b>(948)</b>	<b>(1,488)</b>	<b>(1,052)</b>	<b>(1,107)</b>

#### 注記14. その他の金融資産<sup>1</sup>

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
未収利息	1,144	1,276	1,005	1,103
引渡未済売却有価証券	1,687	1,264	1,668	1,264
未収金	998	1,056	517	514
銀行間貸付	514	953	510	939
清算および決済残高	750	736	706	678
未収手数料	159	129	95	60
その他	115	103	114	108
<b>その他の金融資産合計</b>	<b>5,367</b>	<b>5,517</b>	<b>4,615</b>	<b>4,666</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

## 注記15. 生命保険に関する資産および生命保険債務

### 会計方針

当行グループは、オーストラリアにおいては主に、1995年生命保険法(以下「生命保険法」という。)に基づき登録されたウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービスズ・リミテッドおよび独立法定基金を通じて、またニュージーランドにおいては2010年保険(健全性に関する監督)法に基づき認可を受けた独立法定基金であるウエストパック・ライフNZリミテッドを通じて、生命保険事業を営んでいる。

### 生命保険に関する資産

当行グループが運用するファンドに対する投資を含む生命保険に関する資産は、FVISで測定するものとして指定される。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。生命保険に関する資産の公正価値の算定には、その他の金融資産と同じ判断が含まれ、これについては注記22の重要な会計上の仮定および見積りに記載されている。

生命保険法は生命保険に関する資産に制限を課しており、それには以下の場合においてのみ利用可能であることが含まれている。

- ・ 当該法定基金の負債および費用への充当
- ・ 当該法定基金の事業拡大のための投資の獲得、あるいは
- ・ 当該法定基金が支払能力および自己資本比率規制を満たす場合の分配として

### 生命保険債務

生命保険債務は主に、生命保険運用契約債務および生命保険契約債務で構成される。生命保険運用契約に関して発生する請求は顧客預金の引出しであり、生命保険債務の減額として認識される。

### 生命保険運用契約債務

生命保険運用契約債務は、FVISで測定するものとして指定される。公正価値は、生命保険運用契約に連動している生命保険に関する資産の評価額と、現在の最低解約払戻金(保険契約が満期前に任意終了となった場合または保険事故が生じた場合に当行グループが保険契約者に支払うと考えられる最低額)のいずれか高い方の金額である。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。

### 生命保険契約債務

生命保険契約債務の価値は、健全性基準LPS 340「保険契約債務の評価」に規定されるマージン・オン・サービス(margin on services)法(以下「MoS」という。)を用いて算定される。

MoSでは引受けた生命保険契約の各種類の関連リスクおよび不確実性が考慮される。各報告日現在、計画上の利益および将来の債務の見積りが算定される。利益は、生命保険が保険契約者に提供されている期間にわたって取崩され、利息以外の収益に認識される(注記4)。特定の保険契約を獲得する際に発生した費用は、その金額が計画上の利益から回収可能な場合、繰り延べられる。当該繰延額は生命保険契約債務の減額として認識され、計画上の利益と同じ期間にわたって償却されて、利息以外の収益に認識される。

**投資運用制度に係る外部の受益証券保有者に対する債務**

生命保険法定基金には投資運用制度における支配持分が含まれており、これは連結されている。投資運用制度が連結されている場合、外部の受益証券保有者に対する債務は負債として認識され、生命保険債務に含まれる。これらは、FVISで測定するものとして指定される。

**重要な会計上の仮定および見積り**

生命保険債務および関連する資産の見積りに影響を与える主な要素は、以下のとおりである。

- ・ 給付金の支給および契約の管理に係る費用
- ・ 保険契約者への給付の増大を含む、死亡および罹病の実績
- ・ 新規契約の獲得費用を契約期間にわたって回収する当行グループの能力に影響を与える、契約の中止の割合
- ・ 予測将来キャッシュ・フローの割引率

規制、競争、金利、税金、証券市場の状況および一般的な経済情勢も生命保険債務の見積りに影響を与えている。

**生命保険に関する資産**

	連結	
	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>直接およびユニット型信託で保有される投資</b>		
ユニット型信託	6,764	6,545
株式	989	1,223
負債証券	1,589	1,622
貸付金およびその他の資産	25	60
<b>生命保険に関する資産合計</b>	<b>9,367</b>	<b>9,450</b>

2019年9月30日現在、親会社において生命保険に関する資産はなかった(2018年度：なし)。

## 生命保険債務

契約債務の変動の調整	連結					
	生命保険運用契約		生命保険契約		合計	
	2019年	2018年	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	8,438	9,854	(841)	(835)	7,597	9,019
損益計算書に反映された契約債務の変動	504	704	12	(6)	516	698
契約債務に認識された契約の抛出額	898	738	-	-	898	738
契約債務に認識された契約の払戻額	(1,218)	(1,115)	-	-	(1,218)	(1,115)
契約手数料、費用および税金還付	(73)	(104)	-	-	(73)	(104)
投資運用制度に係る外部の受益証券保有者の変動	(343)	(1,639)	-	-	(343)	(1,639)
期末残高	8,206	8,438	(829)	(841)	7,377	7,597

2019年9月30日現在、親会社において生命保険債務はなかった(2018年度：なし)。

## 注記16. 預金およびその他の借入金

## 会計方針

預金およびその他の借入金は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

預金およびその他の借入金は、公正価値基準で管理されている場合、会計上のミスマッチが減少または解消する場合、あるいは組込デリバティブを含んでいる場合、公正価値で測定するものとして指定される。

これらの負債が公正価値で測定される場合、公正価値の変動(信用リスクの変動によるものを除く)があれば、利息以外の収益に認識される。信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書にも認識される。

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>オーストラリア</b>				
譲渡性預金証書	26,259	28,746	26,259	28,746
無利息、要求払	43,341	41,783	43,341	41,783
その他の利付通知預金	247,161	233,052	247,161	233,052
その他の利付定期預金	158,564	171,832	158,564	171,832
<b>オーストラリア合計</b>	<b>475,325</b>	<b>475,413</b>	<b>475,325</b>	<b>475,413</b>
<b>ニュージーランド</b>				
譲渡性預金証書	1,058	1,116	-	-
無利息、要求払	6,368	5,406	-	-
その他の利付通知預金	22,291	21,368	-	-
その他の利付定期預金	31,084	29,897	-	3
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>60,801</b>	<b>57,787</b>	<b>-</b>	<b>3</b>
<b>その他の海外</b>				
譲渡性預金証書	11,414	11,672	11,414	11,672
無利息、要求払	824	830	385	352
その他の利付通知預金	1,610	1,638	1,233	1,249
その他の利付定期預金	13,273	11,945	13,073	11,779
<b>その他の海外合計</b>	<b>27,121</b>	<b>26,085</b>	<b>26,105</b>	<b>25,052</b>
<b>預金およびその他の借入金合計</b>	<b>563,247</b>	<b>559,285</b>	<b>501,430</b>	<b>500,468</b>

預金の主要な種類における過去3年間の各事業年度の平均残高および平均金利は、以下のとおりである。

	連結					
	2019年		2018年		2017年	
	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
<b>オーストラリア</b>						
無利息	42,455		41,156		39,355	
譲渡性預金証書	30,367	2.0%	31,424	2.0%	33,350	2.0%
その他の利付通知預金	237,420	1.1%	228,328	1.2%	222,122	1.1%
その他の利付定期預金	158,012	2.4%	162,254	2.5%	154,114	2.7%
<b>オーストラリア合計</b>	<b>468,254</b>		<b>463,162</b>		<b>448,941</b>	
<b>海外</b>						
無利息	6,815		6,021		5,527	
譲渡性預金証書	11,854	2.6%	13,008	1.9%	13,151	1.4%
その他の利付通知預金	23,616	1.1%	23,017	1.2%	24,163	1.3%
その他の利付定期預金	45,520	3.0%	41,942	2.8%	37,813	2.7%
<b>海外合計</b>	<b>87,805</b>		<b>83,988</b>		<b>80,654</b>	

## 譲渡性預金証書および定期預金

海外事業所において発行された譲渡性預金証書のすべておよび定期預金の大半は、100,000米ドル超であった。

オーストラリアの事業で発行された100,000米ドル超の譲渡性預金証書および定期預金の満期による分類は、以下のとおりである。

	2019年連結				
	3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	1年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
100,000米ドル超の譲渡性預金証書	10,522	542	15,159	36	26,259
100,000米ドル超の定期預金	82,291	28,166	21,572	6,276	138,305

## 注記17. その他の金融負債<sup>1</sup>

### 会計方針

その他の金融負債には、FVISで測定する負債および償却原価で測定する負債が含まれる。FVISで測定する金融負債には、以下が含まれる。

- ・ トレーディング負債(すなわち、空売有価証券)
- ・ 損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定された負債(すなわち、一部の買戻契約)

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

### 買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「トレーディング目的有価証券」または「投資有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(以下「買戻契約」という。)として認識される。買戻契約は、トレーディング・ポートフォリオの一部として運用されている場合、公正価値で測定するものとして指定され、それ以外の場合には、償却原価で測定される。

公正価値で測定するものとして指定される買戻契約の場合、これらの負債は、当初認識後、公正価値で測定され、公正価値の変動(信用リスクを除く)は発生時に損益計算書を通じて認識される。信用リスクに起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書を通じても認識される。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
買戻契約	10,604	9,522	10,604	9,522
銀行間預入	9,884	8,848	9,834	8,829
未払利息	2,627	2,968	2,312	2,633
引渡未済購入有価証券	1,398	1,343	1,395	1,343
未払金およびその他の未払費用	1,154	1,410	927	1,125
決済および清算残高	1,222	1,347	1,197	1,333
空売有価証券	766	780	766	780
その他	1,560	1,887	1,481	1,701
<b>その他の金融負債合計</b>	<b>29,215</b>	<b>28,105</b>	<b>28,516</b>	<b>27,266</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

## 注記18. 発行済債券

### 会計方針

発行済債券とは、当行グループの事業体が発行した債券、ノート、コマーシャル・ペーパーおよび社債である。

発行済債券は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

発行済債券は会計上のミスマッチを減少または解消させる場合、または組込デリバティブを含んでいる場合に公正価値で測定するものとして指定される。

信用リスクによる公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、利息以外の収益にも認識される。

公正価値および償却原価で測定された残高は注記22を参照のこと。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

短期債券(12ヶ月以内)と長期債券(12ヶ月超)の区別は対象債券の組成時の満期日に基づくもので、以下の表のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>短期債券：</b>				
<b>自社発行</b>	25,838	26,266	23,695	26,266
<b>短期債券合計</b>	25,838	26,266	23,695	26,266
<b>長期債券：</b>				
カバード債	38,037	35,434	33,160	30,268
シニア債	109,340	103,159	99,819	95,754
証券化	8,190	7,588	-	-
ストラクチャード・ノート	52	149	-	-
<b>長期債券合計</b>	155,619	146,330	132,979	126,022
<b>発行済債券合計</b>	181,457	172,596	156,674	152,288
<b>変動の調整</b>				
<b>期首残高</b>	172,596	168,356	152,288	144,116
発行	61,484	59,456	50,375	57,440
償還、返済、買戻しおよび減額	(63,313)	(64,698)	(56,347)	(58,005)
<b>現金の変動合計</b>	(1,829)	(5,242)	(5,972)	(565)
外国為替換算の影響	6,713	11,022	6,514	10,252
公正価値調整	317	(244)	318	(240)
公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整	3,512	(1,313)	3,376	(1,288)
その他(債券発行費用の償却等)	148	17	150	13
<b>非現金の変動合計</b>	10,690	9,482	10,358	8,737
<b>期末残高</b>	181,457	172,596	156,674	152,288

連結	
2019年	2018年
百万豪ドル	百万豪ドル

<b>短期債券</b>		
<b>自社発行：</b>		
米国コマーシャル・ペーパー	19,950	18,675
シニア債：		
豪ドル	100	550
英ポンド	5,366	6,604
その他	422	437
<b>自社発行合計</b>	25,838	26,266
<b>短期債券合計</b>	25,838	26,266
<b>長期債券(通貨別)：</b>		
豪ドル	43,532	37,571
スイス・フラン	3,480	2,953
ユーロ	37,464	31,734
英ポンド	5,545	5,290
日本円	2,538	3,226
ニュージーランド・ドル	3,197	2,294
米ドル	54,490	60,336
その他	5,373	2,926
<b>長期債券合計</b>	155,619	146,330

	連結		
	2019年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>短期債務</b>			
<b>米国コマーシャル・ペーパー</b>			
月末残高の最高額	26,879	28,331	27,456
平均残高の概算額	22,502	23,315	23,025
加重平均金利の概算：			
平均残高	2.8%	2.0%	1.3%
期末残高	3.2%	2.5%	1.2%

当行グループは、ヘッジ活動の一部として発行済債券から生じる為替エクスポージャーを管理している。当行グループのヘッジ会計に関する詳細については、注記20を参照のこと。

## 注記19. 借入資本

### 会計方針

借入資本とは、当行グループが発行した商品のうち、オーストラリア金融監督局(以下「APRA」という。)の健全性基準に基づき規制上の自己資本として組入れが適格なものである。借入資本は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。発生した支払利息は純利息収益に認識される。

	連結および親会社	
	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>その他Tier 1(AT1)借入資本</b>		
ウエストバック・キャピタル・ノート	7,411	7,370
米ドル建AT1証券	1,913	1,585
<b>AT1借入資本合計</b>	<b>9,324</b>	<b>8,955</b>
<b>Tier 2借入資本</b>		
劣後債	11,981	7,822
永久劣後債	521	488
<b>Tier 2借入資本合計</b>	<b>12,502</b>	<b>8,310</b>
<b>借入資本合計</b>	<b>21,826</b>	<b>17,265</b>
<b>変動の調整</b>		
<b>期首残高</b>	17,265	17,666
発行	4,935	2,342
償還、返済、買戻しおよび減額	(1,662)	(2,387)
<b>現金の変動合計</b>	<b>3,273</b>	<b>(45)</b>
外国為替換算の影響	521	449
公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整	748	(257)
優先転換株式の普通株式への転換	-	(566)
その他(債券発行費用の償却等)	19	18
<b>非現金の変動合計</b>	<b>1,288</b>	<b>(356)</b>
<b>期末残高</b>	<b>21,826</b>	<b>17,265</b>

## その他Tier 1借入資本

AT1商品の主要な条件および共通の特徴の要約は、以下に記載されている<sup>1</sup>。

## 連結および親会社

分配金利	潜在的 転換予定日 <sup>2</sup>	選択による 償還日 <sup>3</sup>	2019年	2018年
			百万 豪ドル	百万 豪ドル
<b>ウエストパック・キャピタル・ノート(以下「WCN」という。)</b>				
1,384百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算) × WCN (1 - オーストラリアの法人税率)	2021年3月8日	2019年3月8日 <sup>4</sup>	-	1,382
1,311百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.05%を加算) × WCN2 (1 - オーストラリアの法人税率)	2024年9月23日	2022年9月23日	1,308	1,305
1,324百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.00%を加算) × WCN3 (1 - オーストラリアの法人税率)	2023年3月22日	2021年3月22日	1,319	1,316
1,702百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.90%を加算) × WCN4 (1 - オーストラリアの法人税率)	2023年12月20日	2021年12月20日	1,694	1,691
1,690百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算) × WCN5 (1 - オーストラリアの法人税率)	2027年9月22日	2025年9月22日	1,677	1,676
1,423百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.70%を加算) × WCN6 (1 - オーストラリアの法人税率)	2026年7月31日	2024年7月31日	1,413	-
<b>ウエストパック・キャピタル・ノート合計</b>			<b>7,411</b>	<b>7,370</b>
<b>米ドル建AT1証券</b>				
1,250百万米ドル証券	2027年9月21日(最初のリセット日)まで(同日を含まない)は年率5.00%。各リセット日 <sup>5</sup> 以降(同日を含む)、次のリセット日(同日を含まない)までに早期償還、転換または償却されない場合、5年物米ドル・ミッドマーケット・スワップ市場実勢レートに年率2.89%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	該当なし	2027年9月21日 <sup>6</sup>	1,913 1,585
<b>米ドル建AT1証券合計</b>			<b>1,913</b>	<b>1,585</b>

<sup>1</sup> 別途記載のない限り豪ドル。

<sup>2</sup> 転換は、予定された転換条件を満たすことが前提となっている。関連する転換予定日に当該転換条件が満たされない場合、予定された転換の条件が満たされる次の分配金支払日まで、転換は行われない。

<sup>3</sup> ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、関連するAT1商品の償還を選択することができる。

<sup>4</sup> 2018年12月18日、ウエストパック・キャピタル・ノート6の再投資の募集により、722百万豪ドルのWCNがそれぞれ100豪ドルでWCNの指定関係者に譲渡された。これらのWCNは後にウエストパックによって償還された。2019年3月8日、WCNの残りの662百万豪ドルがそれぞれ100豪ドルでWCNの指定関係者に譲渡された。この譲渡後の残りのWCNはウエストパックによって償還された。

<sup>5</sup> 2027年9月21日およびそれ以降の各5年目がリセット日となる。

<sup>6</sup> ウエストパックは、2027年9月21日およびそれ以降の各5年目に償還を選択することができる。

## AT1商品の共通の特徴

## 支払条件

ウエストパック・キャピタル・ノートに係る四半期分配金および米ドル建AT1証券に係る中間金利支払は任意であり、結果的にAPRAの健全性基準に基づくウエストパックの自己資本要件に違反しない、ウエストパックが債務不履行に陥らない、または陥る可能性が高くない、さらにAPRAが支払に反対しないなどの支払条件が満たされた場合にのみ支払われる。

大まかに言って、何らかの理由により分配金または金利が関連する支払日に全額支払われなかった場合には、未払の金額が関連する支払日から20営業日以内に全額支払われない限り、またはその他の特定の状況を除き、ウエストパックは、ウエストパックの普通株式に対するいかなる配当金の決定または支払も行ってはならず、あるいはウエストパックの普通株式の任意買戻しまたは減資を行ってはいならない。

AT1商品は以下の状況においてウエストパック普通株式に転換される。

・ 予定された転換

転換予定日に、特定の転換条件が満たされた場合、関連するAT1商品<sup>1</sup>は、ウエストパック普通株式に転換され、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、未定数量のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は関連するAT1商品の額面で算定され、ウエストパック普通株式が発行される価格は、転換予定日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。

・ 資本トリガー事由または存続不能トリガー事由

ウエストパックは、資本トリガー事由または存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべてのAT1商品を未定数量のウエストパック普通株式に転換することが求められることになる。これらの状況において転換条件は適用されない。

資本トリガー事由は、ウエストパックの普通株式Tier 1資本比率が5.125%以下(レベル1またはレベル2ベースについて<sup>2</sup>)であるとウエストパックが決定する場合、あるいはAPRAが書面でその旨ウエストパックに通知をする場合に発生する。

存続不能トリガー事由は、すべてまたは一部のAT1商品の転換(あるいはウエストパック・グループの関連する資本商品の転換、償却または評価減)、あるいは公的機関の資本注入(または同等の支援)のいずれかが必要で、それらがないとウエストパックが存続不能になるとAPRAが書面でウエストパックに通知した場合に発生する。

転換対象の各AT1商品に対して、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、未定数量の株式数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、関連するAT1商品の額面または元本残高で算定され、資本トリガー事由発生日または存続不能トリガー事由発生日の直前5営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。各AT1商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

資本トリガー事由または存続不能トリガー事由の発生後、AT1商品の転換が5営業日以内に行われない場合、関連するAT1商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

・ 早期転換

ウエストパックは特定の状況においてAT1商品の早期転換を選択できる<sup>3</sup>、あるいは早期転換を要求されることがある<sup>3</sup>。この転換期間および転換条件は予定された転換と概ね類似するが、最大転換数における株式の底値は転換事由によって異なる。

## 早期償還

ウエストパックは、選択による償還日に、または特定の税務上もしくは規制上の理由により、関連するAT1商品の償還(APRAの書面による事前承認を条件とする)を選択できる。

<sup>1</sup> 予定された転換は米ドル建AT1には該当しない。

<sup>2</sup> レベル1は、自己資本比率の測定において、単一の「拡大認可企業」の一部であるとAPRAが承認している、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとその子会社で構成される。レベル2には、自己資本比率の測定において、APRA規則によって個別に除外されている事業体を除くすべての子会社が含まれる。

<sup>3</sup> 米ドル建AT1証券を除く。

## Tier 2借入資本

ウエストパックのTier 2商品の主要な条件および共通の特徴の要約については以下のとおりである<sup>1</sup>。

連結および親会社					
	金利 <sup>2</sup>	満期日	選択による償還日 <sup>3</sup>	2019年 百万 豪ドル	2018年 百万 豪ドル
<b>劣後債</b>					
1,000百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率2.05%を加算	2024年3月14日	2019年3月14日 <sup>4</sup>	-	999
1,250百万中国人民元劣後債	2020年2月9日まで(同日を含まない)は年率4.85%。それ以降、償還されない場合、1年物中国人民元HIBOR参照金利に年率0.8345%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2025年2月9日	2020年2月9日	260	252
350百万豪ドル劣後債	2022年3月11日まで(同日を含まない)は年率4.50%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率1.95%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その合計は年換算される	2027年3月11日	2022年3月11日	362	347
325百万シンガポール・ドル劣後債	2022年8月12日まで(同日を含まない)は年率4.00%。それ以降、償還されない場合、5年物シンガポール・ドル・スワップ・オファー・レートに年率1.54%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年8月12日	2022年8月12日	356	330
175百万豪ドル劣後債	2023年6月14日まで(同日を含まない)は年率4.80%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーターリー・ミッドスワップ参照金利に年率2.65%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2028年6月14日	2023年6月14日	182	171
100百万米ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2046年2月23日	該当なし	161	114
700百万豪ドル劣後債	変動90日銀行手形レートに年率3.10%を加算	2026年3月10日	2021年3月10日	697	700
20,000百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年5月19日	該当なし	279	242
10,200百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年6月2日	該当なし	142	123
10,000百万円劣後債	固定金利年率0.76%	2026年6月9日	該当なし	139	120
400百万ニュージーランド・ドル劣後債	2021年9月1日まで(同日を含まない)は年率4.6950%。それ以降、償還されない場合、2021年9月1日のニュージーランド5年物スワップ・レートに年率2.60%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2026年9月1日	2021年9月1日	373	358

8,000百万円劣後債	2021年10月7日まで(同日を含まない)は年率0.9225%。それ以降、償還されていない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率1.0005%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2026年10月7日	2021年10月7日	110	97
1,500百万米ドル劣後債	2026年11月23日まで(同日を含まない)は年率4.322%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・ミッドスワップ・レートに年率2.236%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2031年11月23日	2026年11月23日	2,297	1,922
12,000百万円劣後債	2022年7月6日まで(同日を含まない)は年率0.87%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.78%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月6日	2022年7月6日	166	146
13,500百万円劣後債	2022年7月6日まで(同日を含まない)は年率0.868%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.778%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月6日	2022年7月6日	187	165
600百万香港ドル劣後債	2022年7月14日まで(同日を含まない)は年率3.15%。それ以降、償還されない場合、5年物香港ドル・ミッドスワップ・レートに年率1.34%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年7月14日	2022年7月14日	114	102
350百万豪ドル劣後債	2024年8月16日まで(同日を含まない)は年率4.334%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォーター・ミッドスワップ参照金利に年率1.83%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2029年8月16日	2024年8月16日	349	347
185百万豪ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2048年1月24日	該当なし	185	185
250百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.40%を加算	2028年2月16日	2023年2月16日	250	250
130百万豪ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2048年3月2日	該当なし	130	130
725百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レートに年率1.80%を加算	2028年6月22日	2023年6月22日	724	722
1,000百万米ドル劣後債	固定金利年率4.421%	2039年7月24日	該当なし	1,606	-
1,250百万米ドル劣後債	2029年7月24日まで(同日を含まない)は年率4.110%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・トレジャリー・レートに等しい金利に年率2%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2034年7月24日	2029年7月24日	1,921	-
1,000百万豪ドル劣後債	変動90日銀行手形レートに年率1.98%を加算	2029年8月27日	2024年8月27日	991	-
<b>劣後債合計</b>				<b>11,981</b>	<b>7,822</b>

1 永久劣後債を除く。

2 利息の支払は劣後債の条件に記載されたとおり、定期的に行われる。

3 ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、任意の償還日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる。最初の選択による償還日に償還が行われない場合、ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、最初の選択による償還日後の利払日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる(1,500百万米ドル劣後債および1,250百万米ドル劣後債を除く)。

4 劣後債は選択による償還日に全額償還された。

## 劣後債の共通の特徴

利息の支払は、ウエストパックが利息支払時にも支払直後にも支払能力を有することが前提である。これらの劣後債には、存続不能時損失吸収要件が付されている。

## 存続不能トリガー事由

ウエストパックは、存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべての劣後債を未定数量のウエストパック普通株式に転換することが求められる。存続不能トリガー事由は、AT1借入資本において記載されたものと類似する条件で発生する。

転換対象の劣後債1口に対して、保有者は関連するTier 2商品の条件に記載された計算式で算定された、未定数量のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、存続不能トリガー事由に関してAT1借入資本において記載された方法に類似した方法で算定されている。各Tier 2商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

存続不能トリガー事由の発生後、Tier 2商品の転換が5営業日以内に行われない場合、関連するTier 2商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

## 永久劣後債

永久劣後債には最終的な満期日はないが、ウエストパックは、APRAの承認およびその他の特定の条件を前提として、1991年9月以降の利払日に額面価額で償還することを選択できる。ウエストパックが支払直後にも支払能力を有し、かつ過去12ヶ月以内にいずれかのクラスのウエストパック株式に対して配当金を支払った場合には、これらの債券に対して6ヶ月米ドルLIBORに年率0.15%を加算したレートで利息が累積され、半年毎に支払われる。

当該債券は、APRAのパーゼルの自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として移行措置に適格である。

債権者のウエストパックに対する請求が当該債券に対する請求と同位であるか劣後する場合を除き、債券保有者およびクーポン保有者の権利は、ウエストパックのすべての債権者(預金者を含む)の請求に劣後する。

## 注記20. 金融派生商品

### 会計方針

金融派生商品は、その価値が原資産の価値、参照金利または指数より算出される商品であり、先渡、先物、スワップおよびオプションが含まれる。

当行グループは、顧客のニーズを満たし、当行グループの資産・負債リスク管理業務(ALM)に対応し、マーケット・メーカーおよびポジショニング活動を行うために、金融派生商品を利用している。

### トレーディング目的金融派生商品

当行グループのALMの活動において使用されるが、会計上のヘッジ関係に指定されていない金融派生商品は、経済的ヘッジとみなされ、金融派生商品の公正価値と潜在的エクスポージャーの会計処理との間に会計上のミスマッチがあるため、現金利益の算出目的で調整されている(詳細については、注記2を参照のこと)。これらの金融派生商品は、顧客のニーズを満たし、マーケット・メーカーおよびポジショニング活動を行うために使用される金融派生商品と併せて、FVISで測定され、トレーディング目的金融派生商品として開示されている。

### ヘッジ目的金融派生商品

ヘッジ目的金融派生商品とは、当行グループのALMの活動において使用され、かつ、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外事業に対する純投資ヘッジという3種類の会計上のヘッジ関係の1つに指定されたものをいう。これらの金融派生商品は公正価値で測定される。これらのヘッジの指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

当行グループの資産・負債リスク管理業務の詳細については、注記21を参照のこと。

### 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、資産または負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジするために使用されている。

公正価値ヘッジにおける金融派生商品およびヘッジ対象の資産または負債の公正価値の変動は、受取利息に認識される。ヘッジ対象の資産または負債の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに関連する公正価値の変動に応じて調整される。

ヘッジが中止された場合、当該資産または負債の帳簿価額に対する公正価値調整があれば、満期までの期間にわたり償却され、純利息収益に認識される。当該資産または負債が売却された場合、未償却の調整があれば、直ちに純利息収益に認識される。

### キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、資産、負債または将来の予定取引に帰属するキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーをヘッジするために使用されている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金に認識され、その後、ヘッジ対象の資産または負債に帰属するキャッシュ・フローが損益計算書に影響を及ぼす時点で受取利息に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに受取利息に認識される。

ヘッジが中止された場合、累積損益があれば、引き続きその他の包括利益に計上される。この累積損益は、ヘッジ対象の資産または負債が損益計算書に影響を及ぼす期間にわたり償却され、純利息収益に認識される。

予定取引のヘッジが発生する見込みがなくなった場合、その他の包括利益に計上された累積損益があれば、直ちに純利息収益に認識される。

#### 純投資ヘッジ

純投資ヘッジは、在外事業の純投資から生じる外国為替リスクをヘッジするために使用されている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、その他の包括利益を通じて外貨換算積立金に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに利息以外の収益に認識される。

在外事業が売却された場合、その他の包括利益に計上された累積損益があれば、直ちに利息以外の収益に認識される。

## 金融派生商品合計

金融派生商品の帳簿価額は、以下の表のとおりである。

	2019年連結					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>金利契約<sup>1</sup></b>						
先渡契約	35	(36)	-	-	35	(36)
スワップ契約	38,383	(37,051)	4,073	(7,568)	42,456	(44,619)
オプション	294	(303)	-	-	294	(303)
<b>金利契約合計</b>	<b>38,712</b>	<b>(37,390)</b>	<b>4,073</b>	<b>(7,568)</b>	<b>42,785</b>	<b>(44,958)</b>
<b>外国為替契約</b>						
直物および先渡契約	6,857	(6,393)	181	(3)	7,038	(6,396)
クロス・カレンシー・スワップ 契約(元本および利息)	8,934	(12,478)	2,172	(69)	11,106	(12,547)
オプション	200	(111)	-	-	200	(111)
<b>外国為替契約合計</b>	<b>15,991</b>	<b>(18,982)</b>	<b>2,353</b>	<b>(72)</b>	<b>18,344</b>	<b>(19,054)</b>
<b>クレジット・デフォルト・ スワップ</b>						
買建信用プロテクション	-	(88)	-	-	-	(88)
売建信用プロテクション	83	-	-	-	83	-
<b>クレジット・デフォルト・ スワップ合計</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>
コモディティ契約	251	(187)	-	-	251	(187)
株式	1	(1)	-	-	1	(1)
<b>金融派生商品総額合計</b>	<b>55,038</b>	<b>(56,648)</b>	<b>6,426</b>	<b>(7,640)</b>	<b>61,464</b>	<b>(64,288)</b>
ネットイング契約の影響	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
<b>金融派生商品純額合計</b>	<b>27,070</b>	<b>(27,945)</b>	<b>2,789</b>	<b>(1,151)</b>	<b>29,859</b>	<b>(29,096)</b>

	2018年連結					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
<b>金利契約<sup>1</sup></b>						
先渡契約	11	(12)	-	-	11	(12)
スワップ契約	15,626	(15,580)	890	(5,301)	16,516	(20,881)
オプション	165	(167)	-	-	165	(167)
<b>金利契約合計</b>	<b>15,802</b>	<b>(15,759)</b>	<b>890</b>	<b>(5,301)</b>	<b>16,692</b>	<b>(21,060)</b>
<b>外国為替契約</b>						
直物および先渡契約	6,741	(6,418)	-	(32)	6,741	(6,450)
クロス・カレンシー・スワップ契約(元本および利息)	6,561	(9,019)	2,365	(182)	8,926	(9,201)
オプション	120	(184)	-	-	120	(184)
<b>外国為替契約合計</b>	<b>13,422</b>	<b>(15,621)</b>	<b>2,365</b>	<b>(214)</b>	<b>15,787</b>	<b>(15,835)</b>
<b>クレジット・デフォルト・スワップ</b>						
買建信用プロテクション	3	(101)	-	-	3	(101)
売建信用プロテクション	99	-	-	-	99	-
<b>クレジット・デフォルト・スワップ合計</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>
コモディティ契約	246	(300)	-	-	246	(300)
株式	1	-	-	-	1	-
<b>金融派生商品総額合計</b>	<b>29,573</b>	<b>(31,781)</b>	<b>3,255</b>	<b>(5,515)</b>	<b>32,828</b>	<b>(37,296)</b>
ネットイング契約の影響	(8,222)	8,912	(505)	3,977	(8,727)	12,889
<b>金融派生商品純額合計</b>	<b>21,351</b>	<b>(22,869)</b>	<b>2,750</b>	<b>(1,538)</b>	<b>24,101</b>	<b>(24,407)</b>

<sup>1</sup> 先物契約の公正価値は取引所で日々決済されるため、この表から除外している。

	2019年親会社					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
<b>金利契約<sup>1</sup></b>						
先渡契約	35	(36)	-	-	35	(36)
スワップ契約	38,489	(37,438)	3,955	(7,018)	42,444	(44,456)
オプション	294	(303)	-	-	294	(303)
<b>金利契約合計</b>	<b>38,818</b>	<b>(37,777)</b>	<b>3,955</b>	<b>(7,018)</b>	<b>42,773</b>	<b>(44,795)</b>
<b>外国為替契約</b>						
直物および先渡契約	6,987	(6,389)	46	(3)	7,033	(6,392)
クロス・カレンシー・ スワップ契約(元本および 利息)	8,934	(12,479)	1,613	(6)	10,547	(12,485)
オプション	200	(111)	-	-	200	(111)
<b>外国為替契約合計</b>	<b>16,121</b>	<b>(18,979)</b>	<b>1,659</b>	<b>(9)</b>	<b>17,780</b>	<b>(18,988)</b>
<b>クレジット・デフォルト・ スワップ</b>						
買建信用プロテクション	-	(88)	-	-	-	(88)
売建信用プロテクション	83	-	-	-	83	-
<b>クレジット・デフォルト・ スワップ合計</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>
コモディティ契約	251	(187)	-	-	251	(187)
株式	1	(1)	-	-	1	(1)
<b>金融派生商品総額合計</b>	<b>55,274</b>	<b>(57,032)</b>	<b>5,614</b>	<b>(7,027)</b>	<b>60,888</b>	<b>(64,059)</b>
ネットイング契約の影響	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
<b>金融派生商品純額合計</b>	<b>27,306</b>	<b>(28,329)</b>	<b>1,977</b>	<b>(538)</b>	<b>29,283</b>	<b>(28,867)</b>

	2018年親会社					
	トレーディング		ヘッジ		金融派生商品の 帳簿価額合計	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
<b>金利契約<sup>1</sup></b>						
先渡契約	11	(12)	-	-	11	(12)
スワップ契約	15,659	(15,751)	841	(5,012)	16,500	(20,763)
オプション	165	(167)	-	-	165	(167)
<b>金利契約合計</b>	<b>15,835</b>	<b>(15,930)</b>	<b>841</b>	<b>(5,012)</b>	<b>16,676</b>	<b>(20,942)</b>
<b>外国為替契約</b>						
直物および先渡契約	6,737	(6,417)	-	(31)	6,737	(6,448)
クロス・カレンシー・スワップ 契約(元本および利息)	6,562	(9,019)	1,845	(124)	8,407	(9,143)
オプション	120	(184)	-	-	120	(184)
<b>外国為替契約合計</b>	<b>13,419</b>	<b>(15,620)</b>	<b>1,845</b>	<b>(155)</b>	<b>15,264</b>	<b>(15,775)</b>
<b>クレジット・デフォルト・ スワップ</b>						
買建信用プロテクション	3	(101)	-	-	3	(101)
売建信用プロテクション	99	-	-	-	99	-
<b>クレジット・デフォルト・ スワップ合計</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>
コモディティ契約	246	(300)	-	-	246	(300)
株式	1	-	-	-	1	-
<b>金融派生商品総額合計</b>	<b>29,603</b>	<b>(31,951)</b>	<b>2,686</b>	<b>(5,167)</b>	<b>32,289</b>	<b>(37,118)</b>
ネットイング契約の影響	(8,222)	8,912	(505)	3,977	(8,727)	12,889
<b>金融派生商品純額合計</b>	<b>21,381</b>	<b>(23,039)</b>	<b>2,181</b>	<b>(1,190)</b>	<b>23,562</b>	<b>(24,229)</b>

<sup>1</sup> 先物契約の公正価値は取引所で日々決済されるため、この表から除外している。

## ヘッジ会計

当行グループは、金融派生商品と潜在的エクスポージャーの会計処理の差異から生じる可能性のある金利リスクおよび外国為替リスクにより生じる収益および資本のボラティリティを管理するために、金融派生商品を会計上のヘッジ関係に指定している。これらの会計上のヘッジ関係およびヘッジに使用されるリスクは以下のとおりである。

当行グループは、ヘッジ対象の条件がヘッジ手段の条件と非常に一致する場合に、特定のエクスポージャーを管理するため、1対1のヘッジ関係を締結している。また、当行グループは、頻繁に変わる資産および/または負債のポートフォリオの一部としてヘッジ対象がある場合には、動的ヘッジ会計を使用している。当該ヘッジ戦略では、ヘッジ対象のエクスポージャーとヘッジ手段は、特定のエクスポージャーについて1対1の会計上のヘッジ関係にはなく、頻繁に変わることがある。

## 公正価値ヘッジ

### 金利リスク

当行グループは、金利リスクをヘッジし、ヘッジ期間中の金利変動による公正価値の変動に対するエクスポージャーを軽減している。FVOCIの投資有価証券に分類されている固定利付債券の発行および固定利付債券から生じる金利リスクは、単一通貨の固定から変動金利への金融派生商品によってヘッジされている。また、当行グループは、クロス・カレンシー・スワップを使用して、外貨建の固定利付債券の発行におけるベンチマーク金利リスクをヘッジしている。公正価値ヘッジ会計を適用するにあたり、当行グループは特定のエクスポージャーを管理するため、主に1対1のヘッジ会計を使用している。

また、当行グループは、ヘッジ期間中の金利変動による公正価値の変動に対するエクスポージャーを軽減するため、主にニュージーランドにおいて、一部の固定金利モーゲージの公正価値ポートフォリオ・ヘッジ会計について動的ヘッジ会計戦略を使用している。これらの固定金利モーゲージは、予想される金利改定日に基づいて期間別バケットに配分され、関連する期間別バケットの容量に応じて、固定から変動金利への金融派生商品が指定される。

当行グループは、公正価値の変動のうち通常は最も重要な構成要素を表すベンチマーク金利をヘッジしている。ベンチマーク金利は、関連する金融市場で観察可能な金利リスクの構成要素であり、例えば、豪ドル金利についてはBBSW、米ドル金利についてはLIBOR、ニュージーランド・ドル金利についてはBKBMである。非有効部分は、一般的に、ヘッジ対象と金融派生商品の金利改定の期間的差異から生じる。また、ポートフォリオ・ヘッジ会計の非有効部分は、期限前償還リスク(すなわち、貸付金の期限前償還の実績と予想の差異)から生じる。期限前償還による非有効部分を管理し、新規のオリジネーションに対応するため、ポートフォリオ・ヘッジは、定期的に指定の中止および再指定が行われる。

## キャッシュ・フロー・ヘッジ

### 金利リスク

顧客預金および貸付金からの利息のキャッシュ・フローのボラティリティに対する当行グループのエクスポージャーは、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジと呼ばれる動的ヘッジ会計戦略を使用して金利デリバティブでヘッジされている。顧客預金および貸付金は、これらの予想される金利改定日に基づいて、期間別バケットに配分される。金利デリバティブは、関連する期間別バケットの資産または負債の総額ポジションに応じて指定される。当行グループは、公正価値の変動のうち通常は最も重要な構成要素を表すベンチマーク金利をヘッジしている。このベンチマーク金利は、関連する金融市場で観察可能な金利リスクの構成要素であり、例えば、豪ドル金利についてはBBSW、米ドル金利についてはLIBOR、ニュージーランド・ドル金利についてはBKBMである。非有効部分は、ヘッジ対象と金利デリバティブの金利改定の期間的差異から生じる。非有効部分は、金利デリバティブの想定元本が、関連する期間別バケットの容量を超えている場合にも生じる。会計上のヘッジ関係は月次で見直され、必要に応じて指定の中止および再指定が行われる。

### 外国為替リスク

固定利付債券の発行による外貨建の元本および信用証拠金のキャッシュ・フローに対する当行グループのエクスポージャーは、外貨と豪ドルの変動を管理するために、1対1のヘッジ関係においてクロス・カレンシー・デリバティブの利用を通じてヘッジされている。また、外貨建の変動利付債券の発行について、当行グループは、外貨建の変動金利から主に豪ドルまたはニュージーランド・ドルの変動金利にヘッジしている。これらのエクスポージャーは、公正価値の最も重要な構成要素を表している。非有効部分は、ヘッジ対象とクロス・カレンシー・デリバティブの金利改定に係るベースス・リスクまたは期間的差異から生じる可能性がある。

## 純投資ヘッジ

### 外国為替リスク

構造的な外国為替リスクは、海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の資本の豪ドル相当額は変動し、当行の財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。

当行グループは、在外事業に対する純投資から生じる通貨換算リスクをヘッジする際に、為替先渡契約を利用している。当行グループは現在、最も重要な在外事業であるニュージーランド事業への純投資に対してヘッジ会計を適用しており、このためヘッジ対象リスクは対豪ドルのニュージーランド・ドルの変動である。非有効部分は、為替先渡契約の想定元本がニュージーランド事業への純投資額を上回った場合のみ生じる。

## 経済的ヘッジ

当行グループのALMの活動の一環として、ニュージーランドの将来の収益と長期資金調達取引をヘッジするために、経済的ヘッジが締結されている。これらのヘッジはヘッジ会計の要件を満たしておらず、これらのヘッジの損益への影響は現金利益調整として処理される。これは、ニュージーランドの将来の稼得した収益の認識と比較した際に、経済的ヘッジで使用される金融派生商品の公正価値会計と、借入金の償却原価会計との会計上のミスマッチがあることによるものである。詳細については、注記2を参照のこと。

## ヘッジ手段

以下の表は、ヘッジ手段の帳簿価額と、ヘッジ関係およびヘッジ対象リスクの種類ごとに分類された1対1ヘッジ関係におけるヘッジ手段の想定元本額の満期分析を示している。

ヘッジ手段	ヘッジ対象リスク	2019年連結						
		想定元本				帳簿価額		
		1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債	
		百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>1対1ヘッジ会計</b>								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	16,322	61,707	48,271	126,300	2,548	(5,672)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	5,632	12,870	1,708	20,210	584	(69)
キャッシュ・フ ロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	外国為替リスク	5,632	15,386	1,708	22,726	1,588	-
純投資ヘッジ	先渡契約	外国為替リスク	8,152	-	-	8,152	181	(3)
<b>1対1ヘッジ会計合計</b>			35,738	89,963	51,687	177,388	4,901	(5,744)
<b>マクロ・ヘッジ関係</b>								
ポートフォリオ公 正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	18,813	-	(194)
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	176,828	1,525	(1,702)
<b>マクロ・ヘッジ関係合計</b>			該当なし	該当なし	該当なし	195,641	1,525	(1,896)
<b>ヘッジ金融派生商品総額合計</b>			該当なし	該当なし	該当なし	373,029	6,426	(7,640)
ネットティング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(3,637)	6,489
<b>ヘッジ金融派生商品純額合計</b>			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	2,789	(1,151)

		2019年親会社						
		想定元本			帳簿価額			
ヘッジ手段	ヘッジ対象リスク	1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計	資産	負債	
		百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>1対1ヘッジ会計</b>								
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	14,323	59,842	47,881	122,046	2,535	(5,475)
	クロス・カレン シー・スワップ	金利リスク	4,473	7,185	1,384	13,042	441	-
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	外国為替リスク	4,473	7,185	1,384	13,042	1,172	(6)
純投資ヘッジ	先渡契約	外国為替リスク	2,315	-	-	2,315	46	(3)
<b>1対1ヘッジ会計合計</b>			25,584	74,212	50,649	150,445	4,194	(5,484)
<b>マクロ・ヘッジ関係</b>								
ポートフォリオ 公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	-	-	-
マクロ・キャッ シュ・フロー・ ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	該当なし	該当なし	該当なし	166,978	1,420	(1,543)
<b>マクロ・ヘッジ関係合計</b>			該当なし	該当なし	該当なし	166,978	1,420	(1,543)
<b>ヘッジ金融派生商品総額合計</b>			該当なし	該当なし	該当なし	317,423	5,614	(7,027)
ネットィング契約の影響			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(3,637)	6,489
<b>ヘッジ金融派生商品純額合計</b>			該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	1,977	(538)

以下の表は、1対1ヘッジ関係における重要なヘッジ手段に関連する加重平均為替レートを示している。

2019年連結				
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	通貨/ 通貨ペア	加重平均レート	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
キャッシュ・フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	外国為替リスク	ユーロ:豪ドル	0.6929
			ユーロ: ニュージーラン ド・ドル	0.6079
			香港ドル: ニュージーラン ド・ドル	4.9670
純投資ヘッジ	先渡契約	外国為替リスク	ニュージーラン ド・ドル: 豪ドル	1.0545
2019年親会社				
ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	通貨/ 通貨ペア	加重平均レート	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
キャッシュ・フロー・ヘッジ	クロス・カレン シー・スワップ	外国為替リスク	ユーロ:豪ドル	0.6929
			日本円:豪ドル	81.4507
			中国人民元: 豪ドル	4.9328
純投資ヘッジ	先渡契約	外国為替リスク	ニュージーラン ド・ドル: 豪ドル	1.0546

## ヘッジ会計が貸借対照表と積立金に与える影響

以下の表は、公正価値ヘッジ関係におけるヘッジ対象の帳簿価額と、ヘッジ会計調整累計額に関連する帳簿価額の構成要素を示している。

	2019年連結	
	ヘッジ対象の帳簿価額	帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>金利リスク</b>		
投資有価証券	53,273	2,815
貸付金	19,235	133
発行済債券および借入資本	(100,909)	(2,818)
	2019年親会社	
	ヘッジ対象の帳簿価額	帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額
	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>金利リスク</b>		
投資有価証券	49,132	2,704
貸付金	421	5
発行済債券および借入資本	(93,296)	(2,661)

ヘッジ損益の調整が中止されたヘッジ対象に関連する上記の帳簿価額に含まれる公正価値ヘッジ調整累計額はなかった。

積立金に係るキャッシュ・フローおよび純投資ヘッジの税引前の影響は、以下のとおりである。

	2019年連結		
	金利リスク	外国為替リスク	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金</b>			
当期期首残高	(87)	(89)	(176)
公正価値の変動による純利益/(損失)	(158)	(45)	(203)
受取利息への振替	146	51	197
<b>当期期末残高</b>	<b>(99)</b>	<b>(83)</b>	<b>(182)</b>
	2019年親会社		
	金利リスク	外国為替リスク	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金</b>			
当期期首残高	(42)	(57)	(99)
公正価値の変動による純利益/(損失)	(130)	9	(121)
受取利息への振替	102	26	128
<b>当期期末残高</b>	<b>(70)</b>	<b>(22)</b>	<b>(92)</b>

ヘッジ会計が適用されなくなったヘッジ関係に関連するキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金の残高はなかった。

注記28に開示されているように、純投資ヘッジの公正価値の変動による純損失は、当行グループについては129百万豪ドル、親会社については52百万豪ドルであった。外貨換算積立金には、当行グループの米ドル事業に対する純投資の非継続ヘッジに関連する損失が、当行グループについては210百万豪ドル、親会社については214百万豪ドル含まれている。これは、関連する米ドル事業の処分時にのみ損益計算書に振り替えられる。

#### ヘッジの有効性

ヘッジの有効性は、ヘッジ関係の開始時および存続期間において、将来に向かってテストされる。1対1のヘッジ関係について、このテストでは、ヘッジ手段として用いられる金融派生商品の重要な条件がヘッジ対象の条件と一致する場合に、一致する条件の定性的な評価を使用する。さらに、すべてのヘッジに対して回帰分析、ドル・オフセットおよび/または感応度分析を含む定量的な有効性テストが実施される。

また、ヘッジ関係に高い有効性が保たれていてヘッジ会計が引き続き適用できるかどうか、また、非有効部分がないかどうかを判断するために事後テストを実施している。これらのテストは、回帰分析とドル・オフセット法を用いて行われる。

以下の表は、ヘッジの有効性の判断に関する詳細を示している。

ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	2019年連結				
		非有効部分の 計算に用いられ るヘッジ手段の 公正価値の変動	非有効部分の 計算に用いられ るヘッジ対象の 価値の変動	受取利息に認 識されるヘッ ジの非有効部 分	利息以外の収 益に認識され るヘッジの非 有効部分	
		百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,532	(1,512)	20	該当なし
	クロス・カレンシー・ スワップ	金利リスク	192	(190)	2	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	(6)	12	6	該当なし
	クロス・カレンシー・ スワップ	外国為替リスク	6	(6)	-	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	外国為替リスク	(129)	129	該当なし	-
合計			1,595	(1,567)	28	-

## 2019年親会社

ヘッジ手段	ヘッジ対象 リスク	非有効部分の 計算に用いられ るヘッジ手段の 公正価値の変動	非有効部分の 計算に用いられ るヘッジ対象の 価値の変動	受取利息に認 識されるヘッ ジの非有効部 分	利息以外の収 益に認識され るヘッジの非 有効部分	
						百万 豪ドル
公正価値ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	1,684	(1,664)	20	該当なし
	クロス・カレンシー・ スワップ	金利リスク	56	(57)	(1)	該当なし
キャッシュ・ フロー・ヘッジ	金利スワップ	金利リスク	(21)	28	7	該当なし
	クロス・カレンシー・ スワップ	外国為替リスク	35	(35)	-	該当なし
純投資ヘッジ	先渡契約	外国為替リスク	(52)	52	該当なし	-
合計			1,702	(1,676)	26	-

従来AASB第7号の開示要件に基づく比較期間情報

## ヘッジ関係の非有効部分

## 公正価値ヘッジ

	2018年	
	連結	親会社
	百万豪ドル	百万豪ドル
ヘッジ手段の公正価値の変動	(1,203)	(1,208)
ヘッジ対象リスクに帰属するヘッジ対象の 公正価値の変動	1,192	1,197
受取利息の非有効部分	(11)	(11)

## キャッシュ・フロー・ヘッジ

	2018年	
	連結	親会社
	百万豪ドル	百万豪ドル
キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分	(7)	(11)

## 純投資ヘッジ

当行グループと親会社のいずれにおいても、2018年度において認識された純投資ヘッジの非有効部分はなかった。

## ヘッジ手段

キャッシュ・フロー総額の合計に対する割合として、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された金融派生商品に係る総額ベースのキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローは、以下の期間に生じる予定である。

	1ヶ月未満	1ヶ月 - 3ヶ月	3ヶ月 - 1年	1年 - 2年	2年 - 3年	3年 - 4年	4年 - 5年	5年超
2018年								
キャッシュ・インフロー	0.3%	2.1%	21.8%	23.8%	18.9%	19.1%	4.7%	9.3%
キャッシュ・ アウトフロー	0.5%	1.8%	22.4%	23.0%	19.5%	18.0%	4.9%	9.9%

[前へ](#)

[次へ](#)

## 注記21. 金融リスク

金融商品は、銀行業務および金融サービスを提供する当行グループの事業にとって基本的なものである。関連する金融リスク(信用リスク、資金調達および流動性リスク、ならびに市場リスクを含む)は、当行グループが直面するリスク全体のうち重要な割合を占めている。

本注記は、当行グループの主要な金融リスクに対するエクスポージャーに関する金融リスク管理関連の各種方針、実務および定量的な情報について詳述している。

主要な金融リスク	注記名	注記番号
<b>概要</b>	リスク管理フレームワーク	21.1
<b>信用リスク</b>	信用リスク評価システム	21.2.1
顧客または取引相手方の債務不履行により	信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完	21.2.2
生じる金融損失のリスク	信用リスクの集中	21.2.3
	金融資産の信用度	21.2.4
	不良債権および信用コミットメント	21.2.5
	保有担保	21.2.6
<b>資金調達および流動性リスク</b>	流動性モデル	21.3.1
ウエストパックが支払義務を履行できない	資金調達源	21.3.2
リスク、または資産を支えるための適切な	担保として差入れられた資産	21.3.3
金額、期間、資金調達の構成を持たないリ	金融負債の契約期日	21.3.4
スク	予想期日	21.3.5
<b>市場リスク</b>	バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)	21.4.1
外国為替相場、金利、コモディティ価格、	トレード市場リスク	21.4.2
株価等、市場関連の各種要素の変化により	ノン・トレード市場リスク	21.4.3
利益に対しマイナスの影響を受けるリスク		

### 21.1 リスク管理フレームワーク

取締役会は、ウエストパック・グループ・リスク管理フレームワーク、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明の承認、ならびにウエストパック・グループによるリスク管理の有効性の監視について責任を負う。取締役会は、以下の責任をリスクおよびコンプライアンス委員会(以下「BRCC」という。)に委譲している。

- ・ ウエストパック・グループ・リスク管理フレームワーク、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明のレビューおよび承認に向けての取締役会への提言
- ・ ウエストパック・グループのリスク選好度に関する声明と一致するリスク構造および管理のレビューおよび監視
- ・ リスク管理のためのフレームワーク、方針およびプロセス(ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明と一致する)の承認
- ・ 経営陣に与えられた承認決定権を超えるリスクのレビュー、および適切な場合には承認

主要な金融リスクのそれぞれについて、当行グループは、役割および責任、容認される実務、限度ならびに主要な統制を定めるリスク管理フレームワークおよびそれを支えるさまざまな方針を維持している。

リスク	リスク管理フレームワークおよび統制
信用リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用リスク管理フレームワークには、信用リスクを管理するための原則、手法、システム、役割および責任、報告ならびに主要な統制が説明されている。</li> <li>・ BRCC、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会(以下「RISKCO」という。)およびウエストパック・グループ信用リスク委員会(以下「CREDCO」という。)は、当行グループの与信ポートフォリオのリスク構造、業績および管理状況、ならびに信用リスクの主要方針の策定および見直し状況を監視する。</li> <li>・ 信用リスク評価システムの方針は、信用リスク評価システムの理念、設計、主な特徴および評価結果の利用について説明している。</li> <li>・ リスク評価プロセスに重大な影響を及ぼすすべてのモデルは、ウエストパックのモデル・リスク方針に従って定期的に見直される。</li> <li>・ 信用リスク評価システムの年次レビューはBRCCおよびCREDCOによって実施される。</li> <li>・ 特定の信用リスクの見積り(デフォルト確率(以下「PD」という。)、デフォルト時損失率(以下「LGD」という。)および債務不履行時のエクスポージャー(以下「EAD」という。))を含む)は、チーフ・リスク・オフィサーから委譲された権限に基づき承認される前に、信用リスク見積委員会(CREDCOの小委員会)によって監視され、毎年見直され、支援される。</li> <li>・ 予想信用損失に対する引当金の決定において、マクロ経済変数および将来予測に関するシナリオにおける確率のウェイト、ならびにモデルから得られた結果に対する修正は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、当行グループの最高財務責任者および最高リスク管理責任者の承認を必要とする。</li> <li>・ 与信の拡大に対して与信承認権限の委譲および正式な限度額を管理するための方針が当行グループ全体にわたり定められている。</li> <li>・ 与信マニュアルが当行グループ全体にわたり定められており、これには信用リスクの発生、評価、承認、文書化、決済および継続管理に関する方針が含まれている。</li> <li>・ 業界特有の指針が必要とみなされる場合には、セクター別の方針が与信の拡大について指針を示す(例えば許容可能な財務比率または容認される担保等)。</li> <li>・ グループ企業間の信用リスクの拡大を最低限に抑え、APRAが定めた健全性基準の遵守を目的に、関連事業体リスク管理フレームワークおよびそれを支える方針が関連事業体に対する信用エクスポージャーを管理している。</li> </ul>
資金調達および流動性リスク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金調達および流動性リスクは、ウエストパックの取締役会で承認されたリスク管理戦略の一環である取締役会で承認された流動性リスク管理フレームワークで定義された方針およびプロセスに従って測定され、管理される。</li> <li>・ ウエストパックの流動性リスク管理フレームワークに従ってウエストパックの流動性および資金調達ポジションを管理する責任は、グループALCOおよびグループ流動性リスクの監視の下、財務部門に委譲される。</li> <li>・ ウエストパックの流動性リスク管理フレームワークは、ウエストパックの資金調達および流動性リスク選好度、ウエストパック内の資金調達および流動性リスクを管理する主要メンバーの役割および責任、リスク報告および統制プロセスならびにウエストパックの貸借対照表の管理に用いられる限度額および目標値について定めている。</li> <li>・ 財務部門は年次の資金調達レビューを実施し、ウエストパックの貸借対照表について3年間にわたる資金調達戦略の概要をまとめている。このレビューには、世界的な市場の傾向、ピア・アナリシス、大口資金調達能力、資金需要の予想、資金調達リスク分析が含まれる。この戦略は、市況の変化、投資家心理および資産と負債の増加率の見積りを考慮するよう継続的に見直しが行われる。</li> </ul>

- ・ ウエストパックは、ウエストパックの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、流動性カパレッジ比率(以下「LCR」という。)および安定調達比率(以下「NSFR」という。)両方の遵守を満たすことが含まれる。
- ・ ウエストパックは、予期せぬ資金需要に備える等複数の目的で、流動性資産のポートフォリオを保有している。流動性資産の保有水準は、通常およびストレス下におけるウエストパックの貸借対照表の流動性要件が考慮される。
- ・ 財務部門はまた、新たな「資金調達の危機」が発生した場合に、ウエストパックが取るべき措置の概要を示した、不測の事態に備えた資金調達緊急計画も保持している。この計画は、ウエストパックのより広範な流動性危機管理方針に合わせて調整されており、取締役会によって毎年承認されている。
- ・ 日次の流動性リスク報告書は、財務部門および当行グループの流動性リスク・チームによってレビューされる。流動性に関する報告書は、ALCOに対しては毎月、BRCCに対しては四半期ごとに提示されている。

---

## 市場リスク

- ・ 市場リスク・フレームワークは、トレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスクを管理する当行グループのアプローチについて記載している。
- ・ トレード市場リスクには、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク、株価リスク、クレジット・スプレッド・リスクおよびボラティリティ・リスクが含まれる。ノン・トレード市場リスクには、金利リスクおよびクレジット・スプレッド・リスクが含まれる。
- ・ 市場リスクは、VaRの限度、リスク対象の純利息収益(以下「NaR」という。)および構造的リスクの限度(クレジット・スプレッドおよび金利ベース・ポイント価値限度を含む)ならびにシナリオ分析およびストレス・テストを用いて管理されている。
- ・ BRCCは、VaR、NaRおよび特定された構造的リスクの限度を利用することによるトレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスクに係るリスク選好度を承認している。
- ・ ウエストパック・グループ市場リスク委員会(以下「MARCO」という。)は、金融市場部門と財務部門のトレーディング業務ならびに資産・負債管理部門(以下「ALM」という。)の活動に係るVaRの各部門における限度を個別に承認している。
- ・ 市場リスクに係る各限度額は、市場の流動性および集中の考慮に加え、当行のリスク選好度および事業の戦略に基づいて事業部門の責任者に割り当てられている。
- ・ 市場リスクのポジションは、委譲された権限ならびに関連する市場リスクの性質および規模に応じて、トレーディング・デスクおよびALM部門によって管理されている。
- ・ 現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的リスクの限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。VaR値の日次報告書は、リスクの種類、商品種別、地域別に作成されている。MARCO、RISKCOおよびBRCCに対して四半期報告書が作成されている。
- ・ モデルの完全性を裏付けるため、また、極端なまたは予想外の変動を分析するために、ストレス・テストおよび計測されたVaR値を用いたバックテストが毎日実施されている。また、過去のデータによる歪みを監視するために、潜在的な損益の見直しも行っている。MARCOは、承認された上申の枠組みを追認した。
- ・ BRCCは、1日の損益と20日間の累計損益の両方を検討する損益の上申の枠組みを承認している。
- ・ 財務部門のALM部門は、デリバティブを使用したヘッジを通じたリスク軽減を含むノン・トレード金利リスクを管理する責任を負っている。これは、市場リスク部門によって監督され、MARCO、RISKCOおよびBRCCによってレビューされる。

## 21.2 信用リスク

### 21.2.1 信用リスク評価システム

信用リスク評価システムの主要な目的は、当行グループがさらされている信用リスクについて信頼性のある評価を行うことである。当行グループでは、この評価のために主に2つのアプローチがある。

#### 取引管理型の顧客

取引管理型の顧客は、一般的に法人向け貸付金のエクスポージャーを伴う顧客である。これらは、予想されるPDに応じて、個別に顧客リスク評価(以下「CRG」という。)を割り当てられる。各与信枠はLGDを割り当てられている。当行グループのリスク評価システムは、債務不履行実績のない顧客と債務不履行実績のある顧客の両方についてリスク評価を段階的に行っている。債務不履行実績のない顧客のCRGは、ムーディーズやS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)等の外部機関の無担保シニア債の格付に応じてマッピングされる。

以下の表は、当行グループの開示上の信用度の分類と対応する外部機関の格付にマッピングされた取引管理型ポートフォリオに関して、ウエストパックの大まかなCRGを示したものである。

財務書類上の開示	取引管理型		
	ウエストパックのCRG	ムーディーズの格付	S&Pの格付
評価が高い(Strong)	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
評価が良い(Good) / 中程度 (Satisfactory)	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
		<b>ウエストパックの格付</b>	
評価が低い(Weak)	E	監視対象(Watchlist)	
	F	特に留意すべき(Special Mention)	
評価が低い(Weak) / 債務不履行状態 (Default) / 不良債権(Non-performing)	G	基準以下(Substandard) / 債務不履行状態(Default)	
	H	債務不履行状態(Default)	

#### プログラム管理型のポートフォリオ

プログラム管理型のポートフォリオには、一般的にモーゲージ、個人向け貸付金(クレジットカードを含む)および中小企業向け貸付金を含む個人向け商品が含まれる。これらの顧客は、同類のリスク・プールにグループ分けされる。プールは、ある顧客が債務不履行に陥る可能性が高いことを過去に予測した特性に類似するリスクを分析することにより設定される。これらの予測可能な特性に従ってグループ分けされた顧客は、そのプールに応じたPDおよびLGDを割り当てられる。これらプールの信用度は行動要因、債務不履行の傾向、PD見積りおよびローン・トゥ・バリュー・レシオ(住宅貸付金のみ)の組み合わせに基づく。

## 21.2.2 信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完

ウエストパックでは、貸出業務に起因する信用リスクを軽減させるため、幅広い手法を用いている。

これには、当行グループが、法的拘束力のある文書の入手を通じて、担保およびその他の信用補完物に対する直接・取消不能かつ無条件の償還請求権を有することを確立させることが含まれている。

### 担保

以下の表には、金融資産の各該当クラスについて保有される担保または担保による保証の性質が記載されている。

住宅および個人向け貸付金 <sup>1</sup>	住宅貸付金は不動産担保によって保証され、保証金および敷金の形態で追加保証を求めることもある。 個人向け貸付金(クレジットカードおよび当座貸越を含む)の大半は無担保である。担保をとる場合は、適格な自動車、キャラバン、キャンピングカー、トレーラーハウスおよびボートに限定される。また、個人向け貸付金には、主に株式または管理するファンドによって担保される信用取引に伴う貸付金が含まれる。
法人向け貸付金 <sup>1</sup>	法人向け貸付金は、担保による保証を求める場合、担保による一部保証を求める場合、無担保の場合がある。担保による保証は通常、不動産担保および/あるいは事業資産またはその他資産に対する一般的な担保契約による。 適切な場合には、担保として、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブ・プロテクションなど他の証券をとることもある。
トレーディング目的有価証券、FVISで測定する金融資産および金融派生商品	これらのエクスポージャーは、信用リスクを反映する公正価値で計上される。 トレーディング目的有価証券については、発行者または取引相手方から直接担保を求めることはないが、当該商品の契約書に黙示されている場合がある(資産担保証券等)。債券の引受条件には、担保による保証を含む場合がある。 金融派生商品については、これらのエクスポージャーを測定する際に、同一の取引相手方とのデリバティブ資産とデリバティブ負債の影響を相殺するために、通常、マスター・ネットリング契約が用いられる。また、時価評価によるポジションの超過についての潜在的な積み上げを避けるために、通常、主要な金融機関である取引相手と担保による保証契約を締結している。中央清算機関を通じた金融派生商品取引の清算が増加している。

<sup>1</sup> 信用契約に関連して保有する担保が含まれる。

## リスク軽減の管理

当行グループは、以下の統制を通じて信用リスクを軽減している。

### 担保および評価の管理

貸付金の裏付として保有する担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。

- ・ 保有担保の直近の正式な評価額
- ・ 全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価

この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。必要に応じて、最新の評価額を入手している。

当行グループは、金融市場のポジションに関連する担保を毎日再評価し、必要に応じて担保の補填要求を速やかに行うための正式なプロセスを整備している。当該プロセスには、オーストラリア・プルデンシャル基準CPS第226号により規制されている中央清算されない顧客のデリバティブに対する証拠金も含まれる。担保による保証契約は、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)策定の取引契約のクレジット・サポート・アネックスおよび買戻取引のグローバル・マスター買戻契約(以下「GMRA」という。)を通じて文書化されている。

金融市場のポジションに関連して、ウエストパックは、以下の担保のみを認識している。

- ・ 現金(主に豪ドル(AUD)、ニュージーランド・ドル(NZD)、米ドル(USD)、カナダ・ドル(CAD)、英ポンド(GBP)または欧州連合ユーロ(EUR))
- ・ オーストラリア・プルデンシャル基準(以下「APS」という。)第112号におけるリスク・ウェイトがゼロの場合、オーストラリアの連邦政府、州政府および特別行政区政府、または当該各政府管轄の公営企業が発行した債券
- ・ その他政府および権限のある与信審査役によって承認された国際機関が発行した有価証券
- ・ クレジット・リンク債を通じて購入されるプロテクション(ただし、収入が現金またはその他の適格担保に投資されるもの)

### その他の信用補完

当行グループは、以下の事業体からの保証、スタンドバイ信用状または信用デリバティブのプロテクションのみを認識している(ウエストパックが信用エクスポージャーを有している事業体と関連がない場合)。

- ・ ソブリン
- ・ オーストラリアとニュージーランドの公営企業
- ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるADIおよび海外の銀行
- ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるその他の事業体

与信ポートフォリオ管理部門(以下「CPM」という。)は、エクスポージャーおよび相殺効果のあるヘッジ・ポジションの監視を通じて、当行グループの法人、ソブリンおよび銀行向け業務に係る与信ポートフォリオを管理している。

CPMは、上記の基準を満たす事業体から信用プロテクションの買いを行っており、当行グループの信用リスクを分散する目的で信用プロテクションの売りを行っている。

相殺	<p>オーストラリアとニュージーランドに居住する信用度の高い顧客は、当行グループと正式な契約を結ぶ場合があり、それにより当行グループが顧客指定の勘定内で総額ベースの貸借残高を相殺できる。国外の勘定との相殺は許可されていない。</p> <p>債務不履行が発生した場合には、当行グループがオフバランスの金融市場取引に関する法的強制力のあるマスター・ネットティング契約を締結している取引相手方と、クローズアウト・ネットティングが行われる。</p> <p>相殺の詳細については注記23に記載されている。</p>
中央清算機関	<p>当行グループは、中央清算機関を取引相手とするデリバティブ取引を行っている。中央清算機関である取引相手は、厳格な加入要件、すべての取引に対する証拠金の回収、デフォルト・ファンド、および債務不履行が発生した場合の支払について明示的な定義された優先順位を通じてリスクを軽減している。</p>

### 21.2.3 信用リスクの集中

信用リスクは、多くの取引相手方が同様の業務に従事し、同様の経済的特性を有しているため、経済状況またはその他状況の変化によって同様の影響を受ける場合に集中する。

当行グループは、リスクの集中を管理し、ポートフォリオのリバランスを行うために与信ポートフォリオを監視している。

#### 個々の顧客または関連する顧客グループ

当行グループは、個々の顧客および関連する顧客グループに対して通常容認可能な信用エクスポージャーの総額について大規模エクスポージャーの限度額を設けている。これらの限度額は、顧客のリスク格付別に階層化されている。

#### 特定の業種

企業、政府、その他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド標準産業分類(以下「ANZSIC」という。)コードに基づいてさまざまな業種に分類され、各業種における当行グループのリスク選好度の限度額に対して監視される。

#### 個々の国

当行グループは、政治状況、政府の方針および経済状況など、当行グループに対する債務を履行するための顧客の能力、あるいは特定の国における資産の現金化に関する当行グループの能力のいずれかに悪影響を及ぼす可能性のある、個々の国に関連するリスクに対して限度額を設けている。

## 信用リスクに対するエクスポージャーの上限

信用リスクに対するエクスポージャーの上限(差入れられた担保を除く)は、オンバランスの金融資産(現金および中央銀行預け金、支払担保金、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、金融派生商品、売却可能有価証券/投資有価証券、貸付金ならびにその他の金融資産で構成される)ならびに未実行の信用コミットメントの帳簿価額で表されている。

以下の表には、オンバランスの金融資産および未実行の信用コミットメントに関して当行グループおよび親会社がさらされている信用リスクの集中が記載されている。

生命保険に関する資産は、主に信用リスクが保険契約者に移転され、保険契約者の負債によって裏付けられているため、除外されている。

持分証券は、主要な金融リスクが信用リスクではないため、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産ならびに売却可能有価証券/投資有価証券の残高から除外されている。

金融資産の重要な各クラスに関する信用の集中は以下のとおりである<sup>1</sup>。

トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産(注記10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行グループについて 45%(2018年度:41%)、親会社について44%(2018年度:40%)が金融機関による発行であった。</li> <li>・ 当行グループについて 51%(2018年度:55%)、親会社について52%(2018年度:56%)が政府または準政府機関による発行であった。</li> <li>・ 当行グループの71%(2018年度:73%)、親会社の75%(2018年度:76%)がオーストラリアでの保有であった。</li> </ul>
売却可能有価証券/投資有価証券(注記11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行グループについて24%(2018年度:27%)、親会社について25%(2018年度:28%)が金融機関による発行であった。</li> <li>・ 当行グループについて75%(2018年度:73%)、親会社について75%(2018年度:72%)が政府または準政府機関による発行であった。</li> <li>・ 当行グループの90%(2018年度:89%)、親会社の97%(2018年度:96%)がオーストラリアでの保有であった。</li> </ul>
貸付金(注記12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注記12において、貸付金の業種別および地域別の詳細な内訳が記載されている。</li> </ul>
金融派生商品(注記20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当行グループと親会社のいずれについても 72%(2018年度:79%)が金融機関による発行であった。</li> <li>・ 当行グループの78%(2018年度:84%)、親会社の80%(2017年度:86%)がオーストラリアでの保有であった。</li> </ul>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

	連結					
	2019年			2018年 <sup>1</sup>		
	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>オーストラリア</b>						
ホテル業、喫茶業および飲食業	8,061	1,070	9,131	8,316	1,404	9,720
農業、林業および漁業	9,250	2,014	11,264	8,662	2,035	10,697
建設業	7,229	3,340	10,569	6,764	3,324	10,088
金融業および保険業	73,052	7,316	80,368	68,002	7,781	75,783
政府、行政および防衛	63,582	1,766	65,348	50,757	728	51,485
製造業	10,504	5,850	16,354	9,979	5,738	15,717
鉱業	3,325	3,802	7,127	3,641	3,079	6,720
不動産業	45,467	10,119	55,586	45,871	12,309	58,180
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	14,191	5,898	20,089	13,577	5,596	19,173
サービス業	12,340	6,523	18,863	12,312	5,700	18,012
商業	16,593	7,677	24,270	16,866	7,951	24,817
運輸業および倉庫業	9,529	5,114	14,643	9,599	4,958	14,557
公益事業	5,567	4,487	10,054	5,291	3,471	8,762
個人向け融資	467,206	84,057	551,263	464,329	86,421	550,750
その他	6,668	2,740	9,408	7,924	1,597	9,521
<b>オーストラリア合計</b>	<b>752,564</b>	<b>151,773</b>	<b>904,337</b>	<b>731,890</b>	<b>152,092</b>	<b>883,982</b>
<b>ニュージーランド</b>						
ホテル業、喫茶業および飲食業	356	36	392	324	39	363
農業、林業および漁業	8,631	607	9,238	8,205	684	8,889
建設業	503	350	853	505	429	934
金融業および保険業	11,685	1,507	13,192	8,368	1,437	9,805
政府、行政および防衛	6,667	856	7,523	4,867	691	5,558
製造業	2,079	1,758	3,837	2,312	1,577	3,889
鉱業	289	29	318	213	101	314
不動産業	6,977	1,120	8,097	6,252	1,035	7,287
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,300	557	1,857	1,110	512	1,622
サービス業	2,023	577	2,600	1,762	613	2,375
商業	2,441	1,259	3,700	2,573	1,023	3,596
運輸業および倉庫業	1,209	755	1,964	1,105	791	1,896
公益事業	1,938	1,447	3,385	1,418	1,564	2,982
個人向け融資	49,542	12,056	61,598	46,700	12,114	58,814
その他	151	161	312	14	245	259
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>95,791</b>	<b>23,075</b>	<b>118,866</b>	<b>85,728</b>	<b>22,855</b>	<b>108,583</b>

## その他の海外

ホテル業、喫茶業および飲食業	109	11	120	112	12	124
農業、林業および漁業	150	3	153	19	1	20
建設業	55	127	182	71	121	192
金融業および保険業	17,712	3,093	20,805	23,739	3,454	27,193
政府、行政および防衛	5,646	23	5,669	4,252	50	4,302
製造業	3,830	5,329	9,159	3,372	4,849	8,221
鉱業	500	1,872	2,372	354	1,793	2,147
不動産業	493	29	522	468	57	525
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,766	863	2,629	1,758	733	2,491
サービス業	244	637	881	207	448	655
商業	2,318	2,859	5,177	2,323	3,330	5,653
運輸業および倉庫業	999	652	1,651	1,235	222	1,457
公益事業	1,088	931	2,019	765	329	1,094
個人向け融資	864	37	901	684	45	729
その他	171	26	197	318	6	324
<b>その他の海外合計</b>	<b>35,945</b>	<b>16,492</b>	<b>52,437</b>	<b>39,677</b>	<b>15,450</b>	<b>55,127</b>
<b>総信用リスク合計</b>	<b>884,300</b>	<b>191,340</b>	<b>1,075,640</b>	<b>857,295</b>	<b>190,397</b>	<b>1,047,692</b>

<sup>1</sup> 比較数値は当期の表示に合わせて修正再表示されている。

	親会社					
	2019年			2018年 <sup>1</sup>		
	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>オーストラリア</b>						
ホテル業、喫茶業および飲食業	7,989	1,070	9,059	8,247	1,404	9,651
農業、林業および漁業	9,191	2,014	11,205	8,604	2,035	10,639
建設業	6,853	3,340	10,193	6,260	3,324	9,584
金融業および保険業	158,418	7,316	165,734	156,489	7,781	164,270
政府、行政および防衛	63,599	1,766	65,365	50,745	728	51,473
製造業	10,322	5,850	16,172	9,754	5,738	15,492
鉱業	3,304	3,802	7,106	3,609	3,078	6,687
不動産業	45,405	10,119	55,524	45,869	12,309	58,178
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	13,348	5,898	19,246	12,533	5,595	18,128
サービス業	12,094	6,523	18,617	12,044	5,700	17,744
商業	16,408	7,677	24,085	16,655	7,949	24,604
運輸業および倉庫業	9,221	5,114	14,335	9,202	4,957	14,159
公益事業	5,542	4,487	10,029	5,265	3,471	8,736
個人向け融資	466,188	84,057	550,245	463,280	86,421	549,701
その他	5,684	2,740	8,424	6,499	1,574	8,073
<b>オーストラリア合計</b>	<b>833,566</b>	<b>151,773</b>	<b>985,339</b>	<b>815,055</b>	<b>152,064</b>	<b>967,119</b>
<b>ニュージーランド</b>						
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	-	-	-	-
農業、林業および漁業	67	7	74	52	7	59
建設業	17	16	33	7	22	29
金融業および保険業	10,938	116	11,054	8,103	50	8,153
政府、行政および防衛	2,196	8	2,204	1,039	29	1,068
製造業	259	69	328	209	97	306
鉱業	11	-	11	7	1	8
不動産業	117	3	120	52	8	60
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	123	18	141	43	31	74
サービス業	46	1	47	25	44	69
商業	392	170	562	324	234	558
運輸業および倉庫業	76	64	140	77	87	164
公益事業	507	73	580	374	146	520
個人向け融資	-	13	13	1	19	20
その他	37	1	38	1	1	2
<b>ニュージーランド合計</b>	<b>14,786</b>	<b>559</b>	<b>15,345</b>	<b>10,314</b>	<b>776</b>	<b>11,090</b>

## その他の海外

ホテル業、喫茶業および飲食業	67	10	77	70	12	82
農業、林業および漁業	130	1	131	4	1	5
建設業	47	125	172	59	113	172
金融業および保険業	60,388	3,067	63,455	63,043	3,442	66,485
政府、行政および防衛	4,815	23	4,838	3,475	50	3,525
製造業	3,822	5,269	9,091	3,367	4,741	8,108
鉱業	497	1,869	2,366	355	1,791	2,146
不動産業	227	13	240	235	31	266
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,683	862	2,545	1,668	730	2,398
サービス業	216	634	850	188	445	633
商業	2,140	2,688	4,828	2,137	3,216	5,353
運輸業および倉庫業	888	643	1,531	1,129	214	1,343
公益事業	1,038	905	1,943	763	329	1,092
個人向け融資	588	32	620	277	40	317
その他	133	14	147	238	4	242
<b>その他の海外合計</b>	<b>76,679</b>	<b>16,155</b>	<b>92,834</b>	<b>77,008</b>	<b>15,159</b>	<b>92,167</b>
<b>総信用リスク合計</b>	<b>925,031</b>	<b>168,487</b>	<b>1,093,518</b>	<b>902,377</b>	<b>167,999</b>	<b>1,070,376</b>

<sup>1</sup> 比較数値は当期の表示に合わせて修正再表示されている。

## 21.2.4 金融資産の信用度

## 信用度に関する開示(AASB第9号)

以下の表は、AASB第9号の減損規定が適用される、償却原価またはFVOCIで測定する信用リスクに対するエクスポージャー総額の信用度を示している。信用度は、信用リスク評価システムおよび複数のシナリオでの将来の経済状況の予測を参照して決定される(注記21.2.1参照)。

	2019年連結				2019年親会社			
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 <sup>1</sup>	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計 <sup>1</sup>
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>住宅貸付金</b>								
評価が高い	382,119	743	-	382,862	361,727	536	-	362,263
評価が良い/中程度	84,071	11,326	-	95,397	58,599	10,623	-	69,222
評価が低い	4,201	10,715	4,367	19,283	3,735	10,244	4,076	18,055
<b>住宅貸付金合計</b>	<b>470,391</b>	<b>22,784</b>	<b>4,367</b>	<b>497,542</b>	<b>424,061</b>	<b>21,403</b>	<b>4,076</b>	<b>449,540</b>
<b>個人向け貸付金</b>								
評価が高い	5,694	2	-	5,696	5,106	1	-	5,107
評価が良い/中程度	14,538	955	-	15,493	13,381	931	-	14,312
評価が低い	573	831	380	1,784	427	680	334	1,441
<b>個人向け貸付金合計</b>	<b>20,805</b>	<b>1,788</b>	<b>380</b>	<b>22,973</b>	<b>18,914</b>	<b>1,612</b>	<b>334</b>	<b>20,860</b>
<b>法人向け貸付金<sup>2</sup></b>								
評価が高い	75,758	232	-	75,990	64,041	123	-	64,164
評価が良い/中程度	109,541	4,581	-	114,122	90,937	3,455	-	94,392
評価が低い	439	5,342	1,970	7,751	362	3,997	1,724	6,083
<b>法人向け貸付金合計</b>	<b>185,738</b>	<b>10,155</b>	<b>1,970</b>	<b>197,863</b>	<b>155,340</b>	<b>7,575</b>	<b>1,724</b>	<b>164,639</b>
<b>負債証券</b>								
評価が高い	72,813	-	-	72,813	68,309	-	-	68,309
評価が良い/中程度	463	-	-	463	23	-	-	23
評価が低い	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>負債証券合計<sup>3</sup></b>	<b>73,276</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>73,276</b>	<b>68,332</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>68,332</b>
<b>その他すべての金融資産</b>								
評価が高い	30,623	-	-	30,623	162,339	-	-	162,339
評価が良い/中程度	685	-	-	685	496	-	-	496
評価が低い	48	-	-	48	41	-	-	41
<b>その他すべての金融資産合計</b>	<b>31,356</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>31,356</b>	<b>162,876</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>162,876</b>
<b>未引出の信用コミットメント</b>								
評価が高い	148,525	328	-	148,853	132,776	317	-	133,093
評価が良い/中程度	39,782	1,294	-	41,076	33,097	1,122	-	34,219
評価が低い	142	1,135	134	1,411	123	937	115	1,175
<b>未引出の信用コミットメント合計</b>	<b>188,449</b>	<b>2,757</b>	<b>134</b>	<b>191,340</b>	<b>165,996</b>	<b>2,376</b>	<b>115</b>	<b>168,487</b>
<b>評価が高い - 合計</b>	<b>715,532</b>	<b>1,305</b>	<b>-</b>	<b>716,837</b>	<b>794,298</b>	<b>977</b>	<b>-</b>	<b>795,275</b>
<b>評価が良い/中程度 - 合計</b>	<b>249,080</b>	<b>18,156</b>	<b>-</b>	<b>267,236</b>	<b>196,533</b>	<b>16,131</b>	<b>-</b>	<b>212,664</b>
<b>評価が低い - 合計</b>	<b>5,403</b>	<b>18,023</b>	<b>6,851</b>	<b>30,277</b>	<b>4,688</b>	<b>15,858</b>	<b>6,249</b>	<b>26,795</b>
<b>オン・バランスシートおよび オフ・バランスシート合計</b>	<b>970,015</b>	<b>37,484</b>	<b>6,851</b>	<b>1,014,350</b>	<b>995,519</b>	<b>32,966</b>	<b>6,249</b>	<b>1,034,734</b>

- 1 この信用度に関する開示は、信用リスクの集中の開示とは異なる。本開示は、償却原価またはFVOCIで測定する金融資産のみに関連しており、したがって、トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産、ならびに金融派生商品を除外している。
- 2 「評価が高い」に含まれるエクスポージャーのうち131百万豪ドル(親会社でも131百万豪ドル)は、高格付の保証でカバーされており、これを考慮しない場合、当該エクスポージャーは「評価が低い」に分類されることになる。
- 3 負債証券には、償却原価で測定するものが当行グループで829百万豪ドル、親会社で27百万豪ドル含まれている。このうち、366百万豪ドル(当行グループ)および4百万豪ドル(親会社)が「評価が高い」に分類されており、残りの金額は「評価が良い/中程度」に分類されている。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記21.2.6に記載されている。

#### 信用度に関する開示(AASB第139号)<sup>1</sup>

以下の表は、当行グループおよび親会社の金融資産について、未延滞かつ減損が生じていない資産、延滞だが減損が生じていない資産、減損資産に分類したものである。未延滞かつ減損が生じていない金融資産の信用度は、信用リスク評価システムを参照して決定される(注記21.2.1参照)。これらの表にはAASB第9号の適用の影響が反映されていないため、これらの表と上記の信用度の表を直接比較することはできない。

	2018年連結								
	未延滞かつ減損が生じていない資産				延滞だが減損が生じていない資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の合計
	評価が高い <sup>2</sup>	評価が良い/中程度	評価が低い <sup>2</sup>	合計					
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
現金および中央銀行預け金 <sup>3</sup>	26,555	233	-	26,788	-	-	26,788	-	26,788
支払担保金	4,787	-	-	4,787	-	-	4,787	-	4,787
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産 <sup>4</sup>	22,718	145	-	22,863	-	-	22,863	-	22,863
金融派生商品	23,692	406	3	24,101	-	-	24,101	-	24,101
売却可能有価証券 <sup>4</sup>	60,229	506	-	60,735	-	-	60,735	-	60,735
貸付金：									
住宅および個人向け貸付金	379,383	114,627	4,365	498,375	16,162	687	515,224	(1,303)	513,921
法人向け貸付金 <sup>5</sup>	75,331	112,446	4,481	192,258	4,293	729	197,280	(1,511)	195,769
その他の金融資産	5,025	434	18	5,477	37	3	5,517	-	5,517
<b>合計<sup>6</sup></b>	<b>597,720</b>	<b>228,797</b>	<b>8,867</b>	<b>835,384</b>	<b>20,492</b>	<b>1,419</b>	<b>857,295</b>	<b>(2,814)</b>	<b>854,481</b>

	2018年親会社								
	未延滞かつ減損が生じていない資産				延滞だが 減損が生じ ていない 資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計
	評価が 高い <sup>2</sup>	評価が 良い/ 中程度	評価が 低い <sup>2</sup>	合計					
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
現金および中央銀行 預け金 <sup>3</sup>	24,850	126	-	24,976	-	-	24,976	-	24,976
支払担保金	4,722	-	-	4,722	-	-	4,722	-	4,722
トレーディング目的有価 証券およびFVISで測定 する金融資産 <sup>4</sup>	21,199	145	-	21,344	-	-	21,344	-	21,344
金融派生商品	23,155	404	3	23,562	-	-	23,562	-	23,562
売却可能有価証券 <sup>4</sup>	56,443	3	-	56,446	-	-	56,446	-	56,446
貸付金：									
住宅および個人向け 貸付金	359,843	87,667	4,050	451,560	15,044	572	467,176	(1,125)	466,051
法人向け貸付金 <sup>5</sup>	61,918	95,649	3,412	160,979	3,838	582	165,399	(1,282)	164,117
子会社債権 <sup>7</sup>	134,086	-	-	134,086	-	-	134,086	-	134,086
その他の金融資産	4,282	334	15	4,631	33	2	4,666	-	4,666
<b>合計<sup>6</sup></b>	<b>690,498</b>	<b>184,328</b>	<b>7,480</b>	<b>882,306</b>	<b>18,915</b>	<b>1,156</b>	<b>902,377</b>	<b>(2,407)</b>	<b>899,970</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表および損益計算書に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 「評価が高い」の数値には、高格付の保証でカバーされているエクスポージャーが、当行グループおよび親会社とも146百万豪ドル含まれており、これを考慮しない場合、当該エクスポージャーは「評価が低い」に分類されることになる。

<sup>3</sup> 過年度において現金および中央銀行預け金は開示されていなかった。これらの残高は、現在は上記表に含められている。

<sup>4</sup> 持分証券を除く。

<sup>5</sup> 「評価が高い」に分類された法人向け貸付金は、当行グループについては90,408百万豪ドルから75,331百万豪ドルに、親会社については76,995百万豪ドルから61,918百万豪ドルに修正再表示された。さらに、「評価が良い/中程度」に分類された残高は、当行グループについては97,369百万豪ドルから112,446百万豪ドルに、親会社については80,572百万豪ドルから95,649百万豪ドルに修正再表示された。

<sup>6</sup> 「評価が高い」として開示されている合計額は、当行グループについては586,393百万豪ドルから597,720百万豪ドルに、親会社については687,386百万豪ドルから690,498百万豪ドルに修正再表示された。「評価が良い/中程度」として開示されている合計額は、当行グループについては213,693百万豪ドルから228,797百万豪ドルに、親会社については210,856百万豪ドルから184,328百万豪ドルに修正再表示された。

<sup>7</sup> 子会社債権からは、子会社に対する投資合計の一部である、株式に類似した特性を有する長期性負債商品6,511百万豪ドルが除外されている。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記21.2.6に記載されている。

### 21.2.5 不良債権および信用コミットメント

ステージ3(不良債権)の貸付金および信用コミットメント残高は、債務不履行となっている貸付金および信用コミットメントを表す。債務不履行は、(保証の現金化などの措置に対する償還請求権を当行グループが有するか否かを問わず)顧客が債権を全額返済する可能性が低いとウエストパックが判断した場合、または顧客の重大な債務のいずれかに対する支払いが90日を超えて経過している場合に発生する。この債務不履行の定義はAPRAの規制上の債務不履行の定義と一致している。これらは、減損している貸付金および信用コミットメント(条件緩和貸付金を含む債権を全額支払う可能性が低い場合)と、90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目とに分解することができる。

減損している貸付金および信用コミットメントには以下が含まれる。

- ・ 元本および利息の支払をカバーできる十分な担保が付されていない住宅および法人向け貸付金(行内の信用リスク評価における減損と一致)。
- ・ 延滞期間が90日超の個人向け貸付金。
- ・ 条件緩和貸付金(財政困難に直面している顧客のために、原契約の条件が緩和されるように条件変更が行われている)。

90日を超えて期日経過している、または債務不履行となっているが減損していない項目には以下が含まれる。

- ・ 延滞期間が現在90日以上であるが、十分な担保が付されている資産<sup>1</sup>。
- ・ 過去には延滞期間が90日以上であり、現在は90日以上ではないものの、分類の変更を容認できるほど継続的な改善を十分には示していない資産。
- ・ 破産命令または同様の法的措置が取られている場合(管財人の任命等)を含め、債務不履行だが、減損が生じていないその他の資産。

予想信用損失引当金の算定は、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの一つである。これについておよび予想信用損失引当金に関する当行グループの会計方針の詳細は、貸付金および信用コミットメントに係る予想信用損失引当金合計額ならびに不履行とみなされている(すなわち、ステージ3の)貸付金に係る合計額と併せて、注記6および注記13に記載されている。

<sup>1</sup> 当行グループが償還請求権を有する有価証券の見積正味実現可能価額は、9月30日現在の元本および利息全額を十分カバーしている。

9月30日現在の不良債権および信用コミットメントの総額、ならびに予想信用損失引当金/減損費用引当金について、種類別および地域別の要約は以下の表のとおりである。

	連結				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>減損エクスポージャー</b>					
<b>オーストラリア</b>					
住宅および法人向け貸付金					
総額	1,215	882	975	1,589	1,220
引当金	(491)	(422)	(460)	(769)	(572)
<b>純額</b>	<b>724</b>	<b>460</b>	<b>515</b>	<b>820</b>	<b>648</b>
90日超期日経過している個人向け貸付金					
総額	384	358	362	267	252
引当金	(233)	(179)	(187)	(159)	(164)
<b>純額</b>	<b>151</b>	<b>179</b>	<b>175</b>	<b>108</b>	<b>88</b>
条件緩和貸付金					
総額	16	9	12	13	22
引当金	(6)	(1)	(7)	(11)	(12)
<b>純額</b>	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>10</b>
<b>ニュージーランド</b>					
住宅および法人向け貸付金					
総額	62	124	152	218	348
引当金	(26)	(30)	(41)	(95)	(104)
<b>純額</b>	<b>36</b>	<b>94</b>	<b>111</b>	<b>123</b>	<b>244</b>
90日超期日経過している個人向け貸付金					
総額	20	12	11	10	10
引当金	(15)	(9)	(8)	(7)	(7)
<b>純額</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
条件緩和貸付金					
総額	12	14	15	16	17
減損引当金	(3)	(4)	(5)	(4)	(4)
<b>純額</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>13</b>
<b>その他の海外</b>					
住宅および法人向け貸付金					
総額	50	13	15	44	25
引当金	(17)	(6)	(6)	(21)	(13)
<b>純額</b>	<b>33</b>	<b>7</b>	<b>9</b>	<b>23</b>	<b>12</b>
90日超期日経過している個人向け貸付金					
総額	1	1	-	-	1
引当金	-	(1)	-	-	(1)
<b>純額</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
条件緩和貸付金					
総額	3	3	-	2	-
減損引当金	(1)	(1)	-	(1)	-
<b>純額</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>
<b>減損貸付金合計</b>					
総額	1,763	1,416	1,542	2,159	1,895
引当金	(792)	(653)	(714)	(1,067)	(877)
<b>減損資産純額合計</b>	<b>971</b>	<b>763</b>	<b>828</b>	<b>1,092</b>	<b>1,018</b>

	連結				
	2019年	2018年	2017年	2016年	2015年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>90日超期日経過している、または債務不履行 となっているが減損していない資産</b>					
<b>オーストラリア</b>					
総額	4,684	3,861	3,322	3,075	2,149
引当金 <sup>1</sup>	(521)	(193)	(165)	(137)	(110)
<b>純額</b>	<b>4,163</b>	<b>3,668</b>	<b>3,157</b>	<b>2,938</b>	<b>2,039</b>
<b>ニュージーランド</b>					
総額	340	127	117	89	130
引当金 <sup>1</sup>	(33)	(10)	(9)	(7)	(10)
<b>純額</b>	<b>307</b>	<b>117</b>	<b>108</b>	<b>82</b>	<b>120</b>
<b>海外</b>					
総額	64	29	19	17	13
引当金 <sup>1</sup>	(9)	(2)	(2)	(1)	(1)
<b>純額</b>	<b>55</b>	<b>27</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>12</b>
<b>90日超期日経過している、または債務不履行 となっているが減損していない資産合計</b>					
総額	5,088	4,017	3,458	3,181	2,292
引当金 <sup>1</sup>	(563)	(205)	(176)	(145)	(121)
<b>90日超期日経過している、または債務不履行 となっているが減損していない資産合計(純 額)</b>	<b>4,525</b>	<b>3,812</b>	<b>3,282</b>	<b>3,036</b>	<b>2,171</b>
<b>不良債権および信用コミットメント合計</b>					
総額	6,851	5,433	5,000	5,340	4,187
引当金	(1,355)	(858)	(890)	(1,212)	(998)
<b>不良債権および信用コミットメント合計 (純額)</b>	<b>5,496</b>	<b>4,575</b>	<b>4,110</b>	<b>4,128</b>	<b>3,189</b>

<sup>1</sup> 過年度においては総額のみが開示されていたが、引当金に関する情報はすべての報告年度について含まれることとなった。

以下の表は減損貸付金に係る受取済利息と放棄利息を要約したものである。

	2019年連結		
	オーストラリア	海外	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取済利息	4	6	10
放棄利息	32	-	32

## 21.2.6 保有担保

## 貸付金

当行グループは、貸付金ポートフォリオの保有担保による保証範囲を分析している。範囲は以下のとおりに測定される。

保証範囲	担保価値に対する担保付貸付金の比率
全額が担保されている	100%以下
一部が担保されている	100%超150%以下
無担保	150%超または担保が保有されていない(例えばクレジットカード、個人向け貸付金および高格付の法人に対するエクスポージャー等を含む可能性がある)

当行グループおよび親会社の貸付金ポートフォリオには、AASB第9号の要件に基づき、保有担保からの以下の保証が付されている。

## 正常債権

	連結			
	2019年			
	住宅貸付金 <sup>1</sup>	個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%	%
全額が担保されている	100.0	7.9	59.6	85.9
一部が担保されている	-	29.9	19.3	6.3
無担保	-	62.2	21.1	7.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

	親会社			
	2019年			
	住宅貸付金 <sup>1</sup>	個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%	%
全額が担保されている	100.0	8.6	60.1	86.7
一部が担保されている	-	31.1	18.2	5.7
無担保	-	60.3	21.7	7.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

## 不良債権

	連結			
	2019年			
	住宅貸付金 <sup>1</sup>	個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%	%
全額が担保されている	90.3	-	49.5	73.3
一部が担保されている	9.7	38.2	29.2	17.0
無担保	-	61.8	21.3	9.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

親会社				
2019年				
	住宅貸付金 <sup>1</sup>	個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%	%
全額が担保されている	90.1	-	54.0	75.1
一部が担保されている	9.9	34.1	27.4	16.1
無担保	-	65.9	18.6	8.8
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

<sup>1</sup> 担保分類の目的上、住宅貸付金は、不良債権でない限りは「全額が担保されている」に分類されている。不良債権の場合は「一部が担保されている」に分類することができる。

帳簿価額および関連するECLに対する引当金の詳細は、注記12および注記13にそれぞれ開示されている。貸付金の信用度については注記21.2.4に開示されている。

AASB第9号の適用時に比較数値は修正再表示されていないため、過年度の当行グループおよび親会社の貸付金ポートフォリオには、AASB第139号の要件に基づき、保有担保からの以下の保証が付されている。比較年度末についてAASB第9号が適用されるようになれば、これらの表は表示されなくなる。

#### 未延滞かつ減損が生じていない貸付金

連結			
2018年			
	住宅および個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%
全額が担保されている	97.5	55.8	85.9
一部が担保されている	0.6	22.9	6.8
無担保	1.9	21.3	7.3
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

親会社			
2018年			
	住宅および個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%
全額が担保されている	98.1	57.8	87.5
一部が担保されている	0.3	20.4	5.6
無担保	1.6	21.8	6.9
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## 延滞だが減損が生じていない貸付金

	連結		
	2018年		
	住宅および 個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%
全額が担保されている	94.6	52.8	85.8
一部が担保されている	2.0	28.2	7.5
無担保	3.4	19.0	6.7
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

	親会社		
	2018年		
	住宅および 個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%
全額が担保されている	95.7	54.7	87.3
一部が担保されている	1.5	25.0	6.3
無担保	2.8	20.3	6.4
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## 減損貸付金

	連結		
	2018年		
	住宅および 個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%
全額が担保されている	72.8	32.0	51.8
一部が担保されている	10.0	11.5	10.8
無担保	17.2	56.5	37.4
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

	親会社		
	2018年		
	住宅および 個人向け貸付金	法人向け貸付金	合計
	%	%	%
全額が担保されている	76.4	28.5	52.2
一部が担保されている	6.5	13.1	9.8
無担保	17.1	58.4	38.0
<b>合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## 貸付金以外の金融資産に対する保有担保

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金(主に金融派生商品のため)	3,289	2,187	2,851	1,751
売戻契約に基づく有価証券 <sup>1</sup>	6,836	1,404	6,733	1,404
金融派生商品および株式借入れに基づく有価証券 <sup>1</sup>	119	28	119	28
<b>その他の保有担保合計</b>	<b>10,244</b>	<b>3,619</b>	<b>9,703</b>	<b>3,183</b>

<sup>1</sup> 担保として受領した有価証券は、当行グループおよび親会社の貸借対照表において認識されていない。

## 21.3 資金調達および流動性リスク

## 21.3.1 流動性モデル

ウエストパックの資金調達および流動性の管理において、財務部門は、予測貸借対照表とウエストパックの大口資金調達ポートフォリオの満期プロファイルを用いて、流動性の行方を予測している。また、ウエストパックは、流動性が効率的かつ慎重に管理されるように、該当する地域では個別の流動性限度も設定している。

さらに、ウエストパックは、広範な市況およびシナリオに基づくキャッシュ・フローに関する債務についてのウエストパックの履行能力を評価するため、定期的なストレス・テストを実施している。これらのシナリオは、流動性の限度および戦略的計画に関する情報を提供している。

## 21.3.2 資金調達源

資金調達源は、通貨、地域、商品および期間が分散するように、定期的に見直される。その資金源には、以下が含まれるがこれらのみには限定されない。

- ・ 預金
- ・ 発行済債券
- ・ 市場性のある有価証券の売却による収入
- ・ 中央銀行との買戻契約
- ・ 貸付金の元本の償還
- ・ 受取利息
- ・ 手数料収入

## 流動性資産

財務部門では、予期せぬ資金需要に備えるため、質の高い流動性資産のポートフォリオを保有している。当該資産は、オーストラリア準備銀行(以下「RBA」という。)または他の中央銀行との買戻契約に適合で、現金、国債、州政府債および高格付の投資適格証券の形式で保有されている。流動性資産の保有水準は高い頻度で見直され、貸借対照表および市況の両方の条件と整合している。

中央銀行との買戻契約における適格担保の条件を満たす流動性資産(内部での証券化を含む)は、過去12ヶ月間において162億豪ドル増加し、1,699億豪ドルになった。

当行グループの流動性資産の保有高の概要は以下のとおりである<sup>2</sup>。

	2019年		2018年	
	実績	平均	実績	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	18,398	19,189	25,476	21,912
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する 金融資産	18,867	17,184	11,235	10,051
売却可能有価証券	-	-	60,667	62,892
投資有価証券	73,328	66,701	-	-
貸付金 <sup>3</sup>	58,933	52,498	55,500	55,336
その他の金融資産	345	723	816	745
<b>流動性資産合計</b>	<b>169,871</b>	<b>156,295</b>	<b>153,694</b>	<b>150,936</b>

<sup>2</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>3</sup> 貸付金はRBAおよびニュージーランド準備銀行での買戻しが適格な、自社で組成したAAA格付の不動産担保証券である。

## 当行グループの資金調達構成

当行グループは、当行グループの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、LCRおよびNSFR両方の遵守を満たすことが含まれる。

	2019年	2018年
	%	%
顧客預金	62.5	63.1
残存期間が12ヶ月超の大口の期限付資金調達	16.6	15.7
残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達	12.1	12.4
証券化	1.0	0.9
持分	7.8	7.9
<b>当行グループの資金調達額合計</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

2019年度の当行グループの資金調達構成の変動には、以下が含まれている。

- ・ 顧客預金は57ベース・ポイント減少して、2019年9月30日現在の当行グループの資金調達額合計の62.5%になった。顧客預金は前年度から68億豪ドル増加したものの、その増加率は他の資金調達方法(主に長期の大口資金調達)に比べて低かった。
- ・ 残存期間が12ヶ月超の長期資金調達は、98ベース・ポイント(110億豪ドル)増加して16.6%になった。この増加は主に金利と為替の変動(特に豪ドルの下落)を反映しており、当行グループのオフショア資金調達の価値を高めている。証券化による資金調達は、資金調達額合計の1.0%とほとんど変更はなかった。これは、2019年2月に28億豪ドルのRMBSが発行されたことを反映している。
- ・ 残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達は38ベース・ポイント減少して12.1%になった。当行グループの1,012億豪ドルの短期資金調達ポートフォリオ(長期から短期への分類変更を含む)の満期までの加重平均残存期間は135日で、当行グループが保有する1,699億豪ドルの抵当権の付されていないレポ適格流動性資産および現金によって十二分に保証されている。
- ・ 持分による資金調達は、資金調達額合計の7.8%とほとんど変更はなかった。

広範囲にわたる資金調達市場、投資家、通貨、満期および商品にアクセスする能力および柔軟性で多角的な資金調達基盤を維持することは、流動性リスクを管理する上で重要な部分である。ウエストパックの資金調達基盤は、変化および多様化する投資家の需要に対応できるものとなっている。2019年度には、当行グループは335億豪ドルの長期の大口資金調達を行った。新規発行の過半数は無担保シニア債やカバード債の形で行われ、豪ドル、米ドル、ユーロおよびニュージーランド・ドルの主要通貨建によるものであった。また、当行グループは、市場で活発に売買されるオートABSを発行できる唯一のオーストラリアの主要銀行であり、米国SECの登録市場にアクセス可能な唯一のオーストラリアの銀行であるという立場を引き続き享受し、当期においてもこれらの市場で資金調達を行った。

当行グループの状況は2019年7月にAPRAが公表した総損失吸収力(TLAC)の要件充足に向けて順調に進展したため、新規の長期の大口資金調達には、Tier 2資本証券の42億豪ドルも含まれていた。また、当行グループは、バーゼル に準拠する14億豪ドルのその他Tier 1証券を発行した(注記19参照)。

2019年9月30日現在の既存の債券プログラムによる借入および発行残高については、注記16から注記19に記載されている。

## 信用格付

2019年9月30日現在の親会社の信用格付は以下のとおりである。

	2019年		
	短期格付	長期格付	格付の見通し
S&Pグローバル・レーティング	A-1+	AA-	安定的
ムーディーズ・インベスターズ・サービス	P-1	Aa3	安定的
フィッチ・レーティングス	F1+	AA-	ネガティブ

ウエストパックの信用格付が現在の水準より低下すれば、当行グループの借入コストおよび借入能力が悪影響を受ける可能性がある。ウエストパックの信用格付が現在の水準より引き下げられれば、当行グループは、大口借入に対して現在支払っているよりも高い金利の支払いを要求される可能性が高い。

## 21.3.3 担保として差入れられた資産

当行グループおよび親会社は、標準的な条件の一部として、負債を保証するために、(主に他の金融機関に対して)担保を差入れることを求められる。注記24に開示されている証券化およびカバード債プログラムを裏付ける資産の他に、担保として差入れられたこれらの金融資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	5,912	4,754	5,755	4,690
株式借入に係る現金預金	18	14	18	14
有価証券(譲渡性預金証書を含む)	1,932	1,544	1,932	1,544
買戻契約に基づき差入れられた有価証券	13,754	12,492	13,754	12,492
<b>負債を保証するために差入れられた合計額</b>	<b>21,616</b>	<b>18,804</b>	<b>21,459</b>	<b>18,740</b>

21.3.4 金融負債の契約期日<sup>1</sup>

以下の表は、貸借対照表日現在で支払うべき金融負債に係るキャッシュ・フローについて、契約期日までの残存期間ごとに分類したものを示している。表内の各数値は、割引前の将来の約定キャッシュ・フローであるが、当行グループでは、予想キャッシュ・フローに基づき固有の流動性リスクを管理している。

金融負債に係るキャッシュ・フローには、元本の支払額と、関連する利払期間中の固定または変動利息の支払額の両方が含まれる。元本の支払額は、最初の契約期日における支払額である。ヘッジ目的に指定されている金融派生商品関連の負債は、契約の残存期間中の保有が見込まれ、当該期間にわたる総キャッシュ・フローを反映している。

トレーディング目的で保有する金融派生商品および「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」に分類される特定の負債は、流動性目的のために、契約期日に基づき管理されているわけではなく、したがってこれらの負債は1ヶ月以内に表示されている。当行グループが契約期日に基づいて管理する負債のみが、以下の表において、割引前の約定ベースで表示されている。

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

	2019年連結					合計
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>金融負債</b>						
受入担保金	3,291	-	-	-	-	3,291
預金およびその他の借入金	374,126	83,365	97,081	11,968	73	566,613
その他の金融負債	19,425	3,176	3,874	157	-	26,632
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	27,945	-	-	-	-	27,945
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	57	85	280	631	40	1,093
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	4	287	902	517	-	1,710
キャッシュ・インフロー	-	(276)	(875)	(466)	-	(1,617)
発行済債券	5,071	12,158	42,917	102,296	30,417	192,859
<b>借入資本を除く金融負債合計</b>	<b>429,919</b>	<b>98,795</b>	<b>144,179</b>	<b>115,103</b>	<b>30,530</b>	<b>818,526</b>
借入資本	1	76	371	6,293	20,557	27,298
<b>割引前の金融負債合計</b>	<b>429,920</b>	<b>98,871</b>	<b>144,550</b>	<b>121,396</b>	<b>51,087</b>	<b>845,824</b>
<b>偶発債務および契約債務の合計</b>						
信用状および保証	15,150	-	-	-	-	15,150
信用供与契約	176,002	-	-	-	-	176,002
その他の契約債務	188	-	-	-	-	188
<b>割引前の偶発債務および契約債務の合計</b>	<b>191,340</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>191,340</b>

	2018年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>金融負債</b>						
受入担保金	2,184	-	-	-	-	2,184
預金およびその他の借入金	352,941	85,726	108,427	16,771	75	563,940
その他の金融負債	18,894	2,445	3,697	160	-	25,196
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	22,869	-	-	-	-	22,869
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	68	95	377	741	96	1,377
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	2,680	5,140	406	2,799	1,258	12,283
キャッシュ・インフロー	(2,658)	(5,096)	(337)	(2,527)	(1,178)	(11,796)
発行済債券	1,743	7,502	48,848	100,245	31,892	190,230
<b>借入資本を除く金融負債合計</b>	<b>398,721</b>	<b>95,812</b>	<b>161,418</b>	<b>118,189</b>	<b>32,143</b>	<b>806,283</b>
借入資本	8	79	253	4,866	16,509	21,715
<b>割引前の金融負債合計</b>	<b>398,729</b>	<b>95,891</b>	<b>161,671</b>	<b>123,055</b>	<b>48,652</b>	<b>827,998</b>
<b>偶発債務および契約債務の合計</b>						
信用状および保証	15,585	-	-	-	-	15,585
信用供与契約	174,658	-	-	-	-	174,658
その他の契約債務	154	-	-	-	-	154
<b>割引前の偶発債務および契約債務の合計</b>	<b>190,397</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>190,397</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

	2019年親会社					合計
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>金融負債</b>						
受入担保金	2,853	-	-	-	-	2,853
預金およびその他の借入金	339,448	70,761	83,602	10,311	73	504,195
その他の金融負債	19,340	3,121	3,625	157	-	26,243
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	28,329	-	-	-	-	28,329
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	21	9	97	378	33	538
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	-	221	57	-	-	278
キャッシュ・インフロー	-	(215)	(51)	-	-	(266)
発行済債券	4,790	10,959	37,104	86,064	28,063	166,980
子会社債務	15,538	1,020	4,989	20,117	142,620	184,284
<b>借入資本を除く金融負債合計</b>	<b>410,319</b>	<b>85,876</b>	<b>129,423</b>	<b>117,027</b>	<b>170,789</b>	<b>913,434</b>
借入資本	1	76	371	6,293	20,557	27,298
<b>割引前の金融負債合計</b>	<b>410,320</b>	<b>85,952</b>	<b>129,794</b>	<b>123,320</b>	<b>191,346</b>	<b>940,732</b>
<b>偶発債務および契約債務の合計</b>						
信用状および保証	14,583	-	-	-	-	14,583
信用供与契約	153,716	-	-	-	-	153,716
その他の契約債務	188	-	-	-	-	188
<b>割引前の偶発債務および契約債務の合計</b>	<b>168,487</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>168,487</b>

	2018年親会社					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>金融負債</b>						
受入担保金	1,748	-	-	-	-	1,748
預金およびその他の借入金	320,365	74,530	94,855	14,606	75	504,431
その他の金融負債	18,835	2,363	3,334	160	-	24,692
金融派生商品：						
トレーディング目的保有	23,039	-	-	-	-	23,039
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	51	55	271	608	96	1,081
ヘッジ目的保有(グロス決済対象)：						
キャッシュ・アウトフロー	2,632	4,725	377	2,174	726	10,634
キャッシュ・インフロー	(2,615)	(4,687)	(324)	(2,043)	(644)	(10,313)
発行済債券	1,588	7,117	45,527	85,106	29,329	168,667
子会社債務 <sup>2</sup>	18,249	1,156	5,388	23,653	139,076	187,522
<b>借入資本を除く金融負債合計</b>	<b>383,892</b>	<b>85,259</b>	<b>149,428</b>	<b>124,264</b>	<b>168,658</b>	<b>911,501</b>
借入資本	8	79	253	4,866	16,509	21,715
<b>割引前の金融負債合計</b>	<b>383,900</b>	<b>85,338</b>	<b>149,681</b>	<b>129,130</b>	<b>185,167</b>	<b>933,216</b>
<b>偶発債務および契約債務の合計</b>						
信用状および保証	14,957	-	-	-	-	14,957
信用供与契約	152,943	-	-	-	-	152,943
その他の契約債務	99	-	-	-	-	99
<b>割引前の偶発債務および契約債務の合計</b>	<b>167,999</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>167,999</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 子会社債務は、142,400百万豪ドル(「1ヶ月以内」に分類)から187,522百万豪ドル(さまざまな満期区分に分類)に修正再表示された。この増加は、当該負債に対して支払われる契約上の割引前利息を反映している。

### 21.3.5 予想期日<sup>1</sup>

以下の表は、過去の傾向に基づき予想期日に基づく貸借対照表(預金を除く)を表している。以下の分析が契約期日ではなく予想期日に基づいていること、割引の影響があること、および報告期間以降の経過利息が除かれていることが原因で、以下の表の負債の残高は、契約期日の表(注記21.3.4)と一致しない。以下の表にはトレーディング目的有価証券として分類された持分証券、売却可能有価証券/投資有価証券および特定の期日の定められていない生命保険に関する資産が含まれる。これらの資産は処分についての予想期間に基づいて分類されている。預金は以下の表に約定ベースで表示されているが、当行グループの通常の銀行業務の一環として、これらの残高の大部分が維持されると予想している。

	2019年連結		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>			
現金および中央銀行預け金	20,059	-	20,059
支払担保金	5,930	-	5,930
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	18,544	13,237	31,781
金融派生商品	20,695	9,164	29,859
投資有価証券	9,810	63,591	73,401
貸付金(引当金控除後)	99,197	615,573	714,770
その他の金融資産	5,367	-	5,367
生命保険に関する資産	1,541	7,826	9,367
関連会社に対する投資	-	129	129
その他すべての資産	1,222	14,741	15,963
<b>資産合計</b>	<b>182,365</b>	<b>724,261</b>	<b>906,626</b>
<b>負債</b>			
受入担保金	3,287	-	3,287
預金およびその他の借入金	551,817	11,430	563,247
その他の金融負債	29,059	156	29,215
金融派生商品	19,203	9,893	29,096
発行済債券	56,933	124,524	181,457
生命保険債務	1,703	5,674	7,377
その他すべての負債	3,907	1,707	5,614
<b>借入資本を除く負債合計</b>	<b>665,909</b>	<b>153,384</b>	<b>819,293</b>
借入資本	-	21,826	21,826
<b>負債合計</b>	<b>665,909</b>	<b>175,210</b>	<b>841,119</b>
<b>純資産/(純負債)</b>	<b>(483,544)</b>	<b>549,051</b>	<b>65,507</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

	2018年連結		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>			
現金および中央銀行預け金	26,788	-	26,788
支払担保金	4,787	-	4,787
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	12,191	10,941	23,132
金融派生商品	17,828	6,273	24,101
売却可能有価証券	6,959	54,160	61,119
貸付金(引当金控除後)	94,717	614,973	709,690
その他の金融資産	5,517	-	5,517
生命保険に関する資産	1,598	7,852	9,450
関連会社に対する投資	-	115	115
その他すべての資産	1,008	13,885	14,893
<b>資産合計</b>	<b>171,393</b>	<b>708,199</b>	<b>879,592</b>
<b>負債</b>			
受入担保金	2,184	-	2,184
預金およびその他の借入金	543,198	16,087	559,285
その他の金融負債	27,956	149	28,105
金融派生商品	17,346	7,061	24,407
発行済債券	53,930	118,666	172,596
生命保険債務	1,547	6,050	7,597
その他すべての負債	2,812	768	3,580
<b>借入資本を除く負債合計</b>	<b>648,973</b>	<b>148,781</b>	<b>797,754</b>
借入資本	1,382	15,883	17,265
<b>負債合計</b>	<b>650,355</b>	<b>164,664</b>	<b>815,019</b>
<b>純資産/(純負債)</b>	<b>(478,962)</b>	<b>543,535</b>	<b>64,573</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

	2019年親会社		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>			
現金および中央銀行預け金	17,692	-	17,692
支払担保金	5,773	-	5,773
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	16,736	12,829	29,565
金融派生商品	20,613	8,670	29,283
投資有価証券	7,200	61,198	68,398
貸付金(引当金控除後)	79,956	551,980	631,936
その他の金融資産	4,615	-	4,615
子会社債権	10,291	132,670	142,961
子会社に対する投資	-	6,436	6,436
関連会社に対する投資	-	100	100
その他すべての資産	756	12,224	12,980
<b>資産合計</b>	<b>163,632</b>	<b>786,107</b>	<b>949,739</b>
<b>負債</b>			
受入担保金	2,849	-	2,849
預金およびその他の借入金	491,562	9,868	501,430
その他の金融負債	28,360	156	28,516
金融派生商品	19,167	9,700	28,867
発行済債券	50,028	106,646	156,674
子会社債務	17,563	131,044	148,607
その他すべての負債	2,545	1,587	4,132
<b>借入資本を除く負債合計</b>	<b>612,074</b>	<b>259,001</b>	<b>871,075</b>
借入資本	-	21,826	21,826
<b>負債合計</b>	<b>612,074</b>	<b>280,827</b>	<b>892,901</b>
<b>純資産/(純負債)</b>	<b>(448,442)</b>	<b>505,280</b>	<b>56,838</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

	2018年親会社		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>			
現金および中央銀行預け金	24,976	-	24,976
支払担保金	4,722	-	4,722
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	11,466	9,949	21,415
金融派生商品	17,677	5,885	23,562
売却可能有価証券	4,846	51,667	56,513
貸付金(引当金控除後)	76,389	553,779	630,168
その他の金融資産	4,666	-	4,666
子会社債権	12,661	127,936	140,597
子会社に対する投資	-	4,508	4,508
関連会社に対する投資	-	76	76
その他すべての資産	681	11,346	12,027
<b>資産合計</b>	<b>158,084</b>	<b>765,146</b>	<b>923,230</b>
<b>負債</b>			
受入担保金	1,748	-	1,748
預金およびその他の借入金	486,418	14,050	500,468
その他の金融負債	27,117	149	27,266
金融派生商品	17,317	6,912	24,229
発行済債券	50,499	101,789	152,288
子会社債務	19,932	122,468	142,400
その他すべての負債	1,534	676	2,210
<b>借入資本を除く負債合計</b>	<b>604,565</b>	<b>246,044</b>	<b>850,609</b>
借入資本	1,382	15,883	17,265
<b>負債合計</b>	<b>605,947</b>	<b>261,927</b>	<b>867,874</b>
<b>純資産/(純負債)</b>	<b>(447,863)</b>	<b>503,219</b>	<b>55,356</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

## 21.4 市場リスク

### 21.4.1 バリュースコア・リスク

当行グループは、トレード市場リスクとノン・トレード市場リスクの両方について、統制方法の1つとしてVaRを利用している。

VaRは、過去の市場の変動に基づき、一定の信頼水準での特定の期間にわたる損益における潜在的な損失に関する統計的見積りである。信頼水準は、いかなる1日においても損失がVaRの見積りを超過しない確率を示している。

VaRでは、ポートフォリオの価値を変動させる可能性がある、金利、外国為替相場、価格変動、ボラティリティおよびこれらの指標間の相関関係等を含む、あらゆる重要な市場変数を検討するように努めている。現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的集中限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。これらに加えて、重要な損益についてエスカレーション・トリガーを設定し、また99%信頼区間を超えるリスクのストレス・テストを実施している。

VaRの主要パラメータは以下のとおりである。

保有期間	1日間
信頼水準	99%
使用した過去データの期間	1年間

### 21.4.2 トレード市場リスク

以下の表は、9月30日に終了した各事業年度における累計VaRをリスクの種類ごとに記載したものである。

	連結および親会社								
	2019年			2018年			2017年		
	最高 百万 豪ドル	最低 百万 豪ドル	平均 百万 豪ドル	最高 百万 豪ドル	最低 百万 豪ドル	平均 百万 豪ドル	最高 百万 豪ドル	最低 百万 豪ドル	平均 百万 豪ドル
金利リスク	14.9	6.6	10.9	15.6	5.1	8.6	16.0	4.6	8.5
外国為替リスク	8.6	0.8	4.1	6.9	0.7	3.0	9.4	0.6	3.1
株式リスク	0.2	0.0	0.0	1.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1
コモディティ・リスク <sup>1</sup>	42.0	1.7	8.2	24.3	1.7	6.5	14.1	3.3	6.6
その他の市場リスク <sup>2</sup>	5.5	2.0	3.5	5.8	1.4	3.8	5.1	3.5	4.2
分散化の影響	該当なし	該当なし	(12.3)	該当なし	該当なし	(8.6)	該当なし	該当なし	(8.6)
正味の市場リスク	45.3	7.9	14.4	28.1	6.7	13.4	22.9	9.7	13.9

<sup>1</sup> 電力リスクを含む。

<sup>2</sup> 期限前償還リスクと、(一般的な信用格付の変動によりさらされることとなる)クレジット・スプレッド・リスクを含む。

## 21.4.3 ノン・トレード市場リスク

ノン・トレード市場リスクには、銀行勘定内の金利リスク(以下「IRRBB」という。)- 通常の事業活動において生じる資産と負債のデュレーションのミスマッチによる受取利息に係るリスク - が含まれる。

純金利収益(以下「NII」という。)の感応度はNaRの観点から管理される。ウエストパックの潜在的なNaRを算定するために、シミュレーション・モデルが使用される。これは、貸借対照表の基本データを、廃止事業および新規事業に関する仮定、予想される金利更改の傾向および大口市場金利の変動と組み合わせたものである。各種金利シナリオを使ったシミュレーションは、一連の潜在的な将来のNIIを提示するために使用されている。3年の期間にわたり、信頼水準を99%としてモデル化された金利のシナリオには、過去の市場金利のボラティリティや、オーストラリアおよびニュージーランドの現在の市場における利回り曲線から上下100および200ベース・ポイントの変動等を用いて予想したものが含まれている。また、金利に関するストレス・シナリオも検討され、モデル化されている。

これらのモデル化されたシナリオによるNIIの結果の比較は、金利変動に対する感応度を示している。

## 純金利収益アット・リスク(以下「NaR」という。)

以下の表は、今後12ヶ月間の金利ショックを100ベース・ポイント(金利低下時のフロアがゼロ)と仮定し、純金利収益報告額に占める割合としてNaRを記載したものである。

純金利収益の (増加)/減少	2019年				2018年			
	現在	最大エクス ポージャー	最小エクス ポージャー	平均エクス ポージャー	現在	最大エクス ポージャー	最小エクス ポージャー	平均エクス ポージャー
	%	%	%	%	%	%	%	%
連結	2.88	2.88	(0.46)	0.81	0.01	0.78	(0.09)	0.27
親会社	2.14	2.14	(0.42)	0.43	(0.22)	0.51	(0.28)	0.04

## バリュー・アット・リスク - IRRBB

以下の表は、IRRBBのVaRを記載したものである。

	2019年				2018年			
	現在	最高	最低	平均	現在	最高	最低	平均
	百万 豪ドル							
連結	34.1	37.3	19.4	27.8	23.2	57.0	23.2	32.5

2019年9月30日現在の親会社のIRRBBのVaRは、38.3百万豪ドル(2018年度：20.8百万豪ドル)であった。

## リスクの軽減

IRRBBは、構造的な金利リスク(資産と負債のデュレーションのミスマッチ)や資本管理を含む、通常の銀行業務が原因で生じる。

当行グループは、金融派生商品を利用してかかる金利リスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。当行グループのヘッジ会計の詳細については、注記20に記載されている。

トレード市場リスクの監視に使用されているのと同じ統制を実施することにより、経営陣はIRRBBの継続的な監視および管理が可能になっている。

## 構造的な外国為替リスク

構造的な外国為替リスクは、外貨建収益の発生、ならびに海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の収益および資本の豪ドル相当額は変動し、当行の財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。注記20には、当行グループの資産・負債リスク管理業務の詳細(当該リスク管理に用いられるヘッジ会計および経済的ヘッジの詳細を含む)が含まれている。

[前へ](#)      [次へ](#)

## 注記22. 金融資産および金融負債の公正価値

### 会計方針

金融商品の公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格である。

当初認識時に、活発な市場からの異なる観察可能な情報が存在しない限り、取引価格は一般的に金融商品の公正価値を表している。観察不能な情報を利用する場合、取引価格と公正価値の差額(以下「デイ・ワン損益」という。)は、インプットが観察可能になった場合に、商品の契約期間にわたって、損益計算書に認識される。

### 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループが使用している評価モデルの大半で、観察可能な市場データのみをインプットとして用いている。しかし、一部の金融商品では、現在の市場で容易に観察することができないデータが用いられることがある。

観察可能なインプットが入手可能かどうかは、以下のような要素によって影響される。

- ・ 商品の種類
- ・ 市場活動の深度
- ・ 市場モデルの成熟度
- ・ 取引の複雑さ

観察不能な市場データが用いられる場合、公正価値の決定にはより多くの判断が求められる。これらの判断の重要性は、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に影響を受ける。観察不能なインプットは通常、他の関連する市場データから算出され、以下に対して調整される。

- ・ 業界標準の慣行
- ・ 経済モデル
- ・ 観察された取引価格

金融商品の信頼性の高い公正価値を算定する目的で、経営陣は上記の手法に調整を行うことがある。これらの調整は、市場参加者が公正価値の設定において考慮するであろう要因に対する当行グループの評価が反映されている。

これらの調整には、ビッド/オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整が組み込まれている。

## 公正価値評価の統制フレームワーク

当行グループは、公正価値が取引から独立した機能によって算定または検証される、公正価値評価の統制フレームワークを用いている。このフレームワークは、該当する会計上、業界および規制上の基準の遵守を達成するために利用される方針および手続きをまとめたものである。このフレームワークには、以下に関連する具体的な統制が含まれている。

- ・ 金融商品の再評価
- ・ 独立した価格の検証
- ・ 公正価値の調整
- ・ 財務報告

このフレームワークの主要な要素は、当行グループ内の評価の上級専門家からなる再評価委員会である。再評価委員会は、公正価値測定基準が適用されていることを評価するために、定められた方針および手続きの適用の見直しを行う。

公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

## 公正価値のヒエラルキー

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低位のレベルのインプットに基づいている。

当行グループは、以下のヒエラルキーに従って公正価値で測定するすべての金融商品を分類している。

## 評価手法

当行グループは店頭(以下「OTC」という。)デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これには信用評価調整(以下「CVA」という。)および資金調達評価調整(以下「FVA」という。)が含まれ、それぞれの評価手法には無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスクならびに資金調達の費用および便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性および重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

## レベル1の商品

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、直近の無調整の相場価格に基づいている。これらの価格は、実際の独立当事者間取引に基づいている。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
上場商品	金融派生商品	上場金利先物およびオプション、コモディティ、エネルギーおよび排出権先物	これらすべての商品は、価格が容易に観察可能である、流動性がありかつ活発な市場で売買される。評価には、モデルまたは仮定は用いられない。
為替商品	金融派生商品	為替直物および先物契約	
エクイティ商品	金融派生商品	上場株式および株式指数	
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産		
	その他の金融負債		
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	オーストラリアおよびニュージーランドの国債	
	売却可能有価証券/投資有価証券		
	その他の金融負債		
生命保険に関する資産および負債	生命保険に関する資産 生命保険債務	投資運用制度が管理する上場株式、上場デリバティブおよび上場株式の空売り	

## レベル2の商品

活発に取引されない金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格を最大限に利用する評価手法を用いて決定される。評価手法には以下が含まれる。

- ・ 市場で標準的な割引計算の使用
- ・ オプション価格決定モデル
- ・ 市場参加者によって広く利用され、認められているその他の評価手法

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
金利商品	金融派生商品	金利およびインフレ・スワップ、スワップション、キャップ、フロア、カラーならびにその他のノンバニラ金利デリバティブ	業界の標準的なモデルが商品ごとの予想される将来の支払額の算定に用いられ、当該支払額は現在価値に割り引かれる。このモデルの金利インプットは、ベンチマーク金利ならびにスワップ、債券および先物の市場における活発なブローカー金利である。金利のボラティリティは、ブローカーおよび一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
為替商品	金融派生商品	為替スワップ、為替先渡契約、為替オプションおよびその他のノンバニラ為替デリバティブ	業界の標準的な評価モデルを用いて、市場で観察可能なインプット、または一般に認められている価格提供機関から得られる。
その他のクレジット商品	金融派生商品	単名クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)および指数CDS	主要なインプットとして信用スプレッドが組み込まれている業界の標準的なモデルを用いて評価される。信用スプレッドは、一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
コモディティ商品	金融派生商品	コモディティ、エネルギーおよび排出権デリバティブ	業界の標準的なモデルを用いて評価される。 当該モデルは予想される将来の引渡額および支払額を算定し、それを現在価値に割り引く。当該モデルのインプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブならびに基礎となる直物および先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能なインプットまたは一般に認められているデータ提供機関を通じて入手されるインプットである。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。

エクイティ商品	金融派生商品	上場株式オプション、 OTC株式オプションおよび OTC新株予約権	流動性が低いため、上場オプションはレベル 2である。 株価、配当金、ボラティリティおよび金利な どの観察可能なパラメーターに基づき、業界の 標準的なモデルを用いて評価される。
資産担保債券	トレーディング目的 有価証券および FVISで測定する金融 資産  売却可能有価証券 /投資有価証券	豪ドル建オーストラリア 住宅ローン担保証券(以 下「RMBS」という。)お よびその他の資産担保付 証券(以下「ABS」とい う。)	期限前償還条項が付された変動利付債券を評 価するための業界の手法を用いて評価される。 豪ドル建RMBSは一般に認められているデータ提 供機関から入手される価格を用いて評価され る。一般に認められている価格を入手できない 場合には、レベル3の商品として分類される。
無資産担保債券	トレーディング目的 有価証券および FVISで測定する金融 資産  売却可能有価証券 /投資有価証券  その他の金融負債	州政府債およびその他の 国債、社債ならびにコ マーマーシャル・ペーパー  無資産担保債券に係る有 価証券買戻契約および売 戻契約	独立した値付機関から入手される観察可能な 市場価格、ブローカーの相場価格またはディー ラー間価格を用いて評価される。
公正価値で測 定する貸付金	貸付金	固定利付債券およびシン ジケート・ローン	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイ ミングを反映し、信用度について調整した割引 率、または将来の期待売却額を用いた割引 キャッシュ・フロー法。
譲渡性預金証 書	預金およびその他 の借入金	譲渡性預金証書	満期までの残存期間が類似している預金に提 示される市場レートをを用いた割引キャッシュ・ フロー。
公正価値で測 定する発行済 債券	発行済債券	発行済債券	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイ ミングを反映し、ウエストパックの推定された 信用度に関する市場における観察可能な変動に ついて調整した割引率を用いた割引キャッ シュ・フロー。
生命保険に関 する資産およ び負債	生命保険に関する 資産  生命保険債務	社債、店頭デリバティ ブ、非上場投資信託証 券、生命保険契約債務、 生命保険運用契約債務お よび法定生命保険基金が 管理する投資運用制度に 係る外部債務	観察可能な市場価格、またはその他の広く利 用され容認されている、市場で観察可能なイン プットを利用した評価手法を用いて評価され る。

### レベル3の商品

金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプットの1つ以上が、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であるために、観察可能な市場データに基づいていない金融商品が該当する。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出および推定され、現在の市場の傾向および過去の取引に応じて調整される。

これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

商品	貸借対照表上の分類	含まれる商品	評価
資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	ローン担保証券	これらの証券の価格は一般に認められている提供機関から入手できないため、第三者の再評価(主管理会社またはディーラー間)に基づき再評価される。非流動性および/または複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
無資産担保債券	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産  売却可能有価証券/投資有価証券	オフショア無資産担保債券および第三者割当を通じて発行された負債証券	これらの証券は独立した値付機関または第三者の再評価に基づき評価される。非流動性および/または複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
エクイティ投資	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産  売却可能有価証券/投資有価証券	戦略的エクイティ投資、未公開株ファンドに対する投資およびブティック型投資運用会社に対する投資	直近の独立当事者間取引(入手可能な場合)、割引キャッシュ・フロー法、企業の純資産または最新のファンドの投資口価格の参照など、当該投資に適切な評価手法を用いて評価される。 非流動性、複雑性および/または観察不能なインプットを評価モデルに用いるため、レベル3の資産として分類される。

以下の表は、公正価値で測定する金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。<sup>1</sup>

	連結							
	2019年				2018年			
	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>継続的に公正価値で測定する 金融資産</b>								
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	10,440	21,121	220	31,781	8,958	13,844	330	23,132
金融派生商品	7	29,828	24	29,859	20	24,066	15	24,101
売却可能有価証券	-	-	-	-	11,996	48,504	619	61,119
投資有価証券	11,163	61,284	134	72,581	-	-	-	-
貸付金 <sup>2</sup>	-	239	21	260	-	546	-	546
生命保険に関する資産	1,097	8,270	-	9,367	1,345	8,105	-	9,450
<b>継続的に公正価値で測定する金融 資産合計</b>	<b>22,707</b>	<b>120,742</b>	<b>399</b>	<b>143,848</b>	<b>22,319</b>	<b>95,065</b>	<b>964</b>	<b>118,348</b>
<b>継続的に公正価値で測定する 金融負債</b>								
預金およびその他の借入金 <sup>3</sup>	-	38,413	-	38,413	-	41,178	-	41,178
その他の金融負債 <sup>4</sup>	262	5,108	-	5,370	496	3,801	-	4,297
金融派生商品	8	29,059	29	29,096	76	24,325	6	24,407
発行済債券 <sup>5</sup>	-	5,819	-	5,819	-	3,355	-	3,355
生命保険債務	-	7,377	-	7,377	-	7,597	-	7,597
<b>継続的に公正価値で測定する金融 負債合計</b>	<b>270</b>	<b>85,776</b>	<b>29</b>	<b>86,075</b>	<b>572</b>	<b>80,256</b>	<b>6</b>	<b>80,834</b>

	親会社							
	2019年				2018年			
	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計	市場相場 価格 (レベル 1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル 2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル 3)	合計
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
<b>継続的に公正価値で測定する 金融資産</b>								
トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	10,213	19,159	193	29,565	8,952	12,257	206	21,415
金融派生商品	7	29,253	23	29,283	20	23,529	13	23,562
売却可能有価証券	-	-	-	-	10,657	45,786	70	56,513
投資有価証券	10,191	58,114	66	68,371	-	-	-	-
貸付金 <sup>2</sup>	-	239	21	260	-	546	-	546
子会社債権 <sup>6</sup>	-	897	-	897	-	278	-	278
<b>継続的に公正価値で測定する金融 資産合計</b>	<b>20,411</b>	<b>107,662</b>	<b>303</b>	<b>128,376</b>	<b>19,629</b>	<b>82,396</b>	<b>289</b>	<b>102,314</b>
<b>継続的に公正価値で測定する 金融負債</b>								
預金およびその他の借入金 <sup>3</sup>	-	37,355	-	37,355	-	40,062	-	40,062
その他の金融負債 <sup>4</sup>	262	5,108	-	5,370	496	3,801	-	4,297
金融派生商品	8	28,831	28	28,867	76	24,147	6	24,229
発行済債券 <sup>5</sup>	-	3,624	-	3,624	-	3,223	-	3,223
子会社債務 <sup>6</sup>	-	1,591	-	1,591	-	523	-	523
<b>継続的に公正価値で測定する金融 負債合計</b>	<b>270</b>	<b>76,509</b>	<b>28</b>	<b>76,807</b>	<b>572</b>	<b>71,756</b>	<b>6</b>	<b>72,334</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 2018年9月30日現在、公正価値で測定する貸付金は、当行グループおよび親会社とも3,250百万豪ドルから546百万豪ドルに修正再表示された。

<sup>3</sup> 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて38,468百万豪ドル(2018年度：41,330百万豪ドル)、親会社について37,410百万豪ドル(2018年度：40,214百万豪ドル)である。

<sup>4</sup> 当行グループおよび親会社について、満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、5,369百万豪ドル(2018年度：4,298百万豪ドル)である。

<sup>5</sup> 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて5,632百万豪ドル(2018年度：3,475百万豪ドル)、親会社について3,436百万豪ドル(2018年度：3,344百万豪ドル)である。当行グループおよび親会社について、ウエストパック自身の信用リスクの変動に帰属する発行済債券の公正価値の累積変動は、34百万豪ドルの減少(2018年度：45百万豪ドルの減少)である。

<sup>6</sup> 2018年9月30日現在、開示された残高は、公正価値で測定する子会社債権および子会社債務を含めて修正再表示されている。

市場で観察不能な金融商品の調整<sup>1</sup>

市場で観察不能な評価手法(レベル3)から導き出された公正価値で測定された金融商品の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	2019年連結						
	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	売却可能有価証券	投資有価証券	その他 <sup>2</sup>	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>期首残高</b>	330	619	-	15	964	6	6
AASB第9号の適用による影響	4	(619)	109	14	(492)	-	-
<b>修正再表示後の期首残高</b>	334	-	109	29	472	6	6
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:							
損益計算書で認識	36	-	-	12	48	7	7
その他の包括利益で認識	-	-	11	-	11	-	-
取得および発行	63	-	36	16	115	4	4
処分および決済	(216)	-	(22)	(12)	(250)	(6)	(6)
市場で観察不能への/からの振替	-	-	-	-	-	18	18
外貨換算の影響	3	-	-	-	3	-	-
<b>期末残高</b>	220	-	134	45	399	29	29
期末現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	26	-	-	16	42	(11)	(11)

## 2018年連結

	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	売却可能有価証券	その他 <sup>2</sup>	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>期首残高</b>	767	617	15	1,399	9	9
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:						
損益計算書で認識	2	-	1	3	1	1
売却可能有価証券積立金で認識	-	(7)	-	(7)	-	-
取得および発行	67	1,446	3	1,516	1	1
処分および決済	(433)	(1,456)	(4)	(1,893)	(5)	(5)
市場で観察不能への/からの振替	(75)	-	-	(75)	-	-
外貨換算の影響	2	19	-	21	-	-
<b>期末残高</b>	330	619	15	964	6	6
期末現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	(7)	-	4	(3)	(2)	(2)

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> その他はデリバティブ金融資産および、2019年度のみ一部の貸付金で構成されている。

## 2019年親会社

	トレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産	売却可能有価証券	投資有価証券	その他 <sup>2</sup>	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>期首残高</b>	206	70	-	13	289	6	6
AASB第9号の適用による影響	-	(70)	67	14	11	-	-
<b>修正再表示後の期首残高</b>	206	-	67	27	300	6	6
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:							
損益計算書で認識	6	-	-	13	19	6	6
その他の包括利益で認識	-	-	-	-	-	-	-
取得および発行	17	-	2	16	35	4	4
処分および決済	(39)	-	(3)	(12)	(54)	(6)	(6)
市場で観察不能への/からの振替	-	-	-	-	-	18	18
外貨換算の影響	3	-	-	-	3	-	-
<b>期末残高</b>	193	-	66	44	303	28	28
期末現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	3	-	-	16	19	(10)	(10)

	2018年親会社					
	トレーディング目的有価証券およびFVIFで測定する金融資産	売却可能有価証券	その他 <sup>2</sup>	レベル3資産合計	金融派生商品	レベル3負債合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	501	64	15	580	9	9
資産に係る利益/(損失)および負債に係る(利益)/損失:						
損益計算書で認識	6	-	1	7	1	1
売却可能有価証券積立金で認識	-	2	-	2	-	-
取得および発行	21	18	3	42	1	1
処分および決済	(268)	(14)	(6)	(288)	(5)	(5)
市場で観察不能への/からの振替	(53)	-	-	(53)	-	-
外貨換算の影響	(1)	-	-	(1)	-	-
<b>期末残高</b>	<b>206</b>	<b>70</b>	<b>13</b>	<b>289</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
期末現在保有の金融商品について損益計算書で認識された未実現利益/(損失)	5	-	4	9	(2)	(2)

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> その他はデリバティブ金融資産および、2019年度のみ一部の貸付金で構成されている。

レベル3への振替およびレベル3からの振替は、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替は、事業年度末現在の公正価値を使用して報告されている。

#### 重要な観察不能なインプット

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

#### デイ・ワン損益

当期において認識されなかったデイ・ワン利益の期末残高は、当行グループと親会社のいずれについても3百万豪ドル(2018年度: 4百万豪ドルの利益)であった。

## 公正価値で測定しない金融商品

継続的に公正価値で測定しない金融商品について、公正価値は以下のとおりに導き出されている。

商品	評価
貸付金	入手可能な場合、貸付金の公正価値は観察可能な市場取引に基づいている。入手可能でない場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積られる。変動利付貸付金について使用される割引率は、現行の実効金利である。固定利付貸付金に適用される割引率は、貸付金の満期に対する市場金利および借手の信用度を反映している。
投資有価証券	帳簿価額はその公正価値に近似する。残高は主に、非流動的な市場における政府証券に関連している。公正価値は、直近の発行を参照して監視される。
預金およびその他の借入金	要求払預金債務(無利子、利付および貯蓄預金)の公正価値は、その帳簿価額に近似している。定期預金の公正価値は、満期までの残存期間が類似している預金に提示される市場金利を適用し、割引キャッシュ・フローを用いて見積られる。
発行済債券および借入資本	公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて算定される。適用される割引率には商品の条件および見積キャッシュ・フローのタイミングが反映され、ウエストパックの信用スプレッドの変動について調整される。
その他すべての金融資産および金融負債	その他すべての金融資産および金融負債について、帳簿価額はその公正価値に近似する。これらの項目は、短期的な性質である、金利更改の頻度が高い、または信用格付が高いかのいずれかである。

以下の表は、公正価値で測定しない金融商品についての見積公正価値および公正価値ヒエラルキーを要約したものである。<sup>1</sup>

	2019年連結				合計
	帳簿価額	公正価値			
		市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>公正価値で測定しない金融資産</b>					
現金および中央銀行預け金	20,059	20,059	-	-	20,059
支払担保金	5,930	5,930	-	-	5,930
投資有価証券	820	-	366	454	820
貸付金	714,510	-	-	716,130	716,130
その他の金融資産	5,367	-	5,367	-	5,367
<b>公正価値で測定しない金融資産合計</b>	<b>746,686</b>	<b>25,989</b>	<b>5,733</b>	<b>716,584</b>	<b>748,306</b>
<b>公正価値で測定しない金融負債</b>					
受入担保金	3,287	3,287	-	-	3,287
預金およびその他の借入金	524,834	-	522,726	2,790	525,516
その他の金融負債	23,845	-	23,845	-	23,845
発行済債券 <sup>2</sup>	175,638	-	176,838	-	176,838
借入資本	21,826	-	22,076	-	22,076
<b>公正価値で測定しない金融負債合計</b>	<b>749,430</b>	<b>3,287</b>	<b>745,485</b>	<b>2,790</b>	<b>751,562</b>

	2018年連結				合計
	公正価値				
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>公正価値で測定しない金融資産</b>					
現金および中央銀行預け金	26,788	26,788	-	-	26,788
支払担保金	4,787	4,787	-	-	4,787
貸付金 <sup>3</sup>	709,144	-	-	709,446	709,446
その他の金融資産	5,517	-	5,517	-	5,517
<b>公正価値で測定しない金融資産合計</b>	<b>746,236</b>	<b>31,575</b>	<b>5,517</b>	<b>709,446</b>	<b>746,538</b>
<b>公正価値で測定しない金融負債</b>					
受入担保金	2,184	2,184	-	-	2,184
預金およびその他の借入金	518,107	-	515,953	2,838	518,791
その他の金融負債	23,808	-	23,808	-	23,808
発行済債券 <sup>2</sup>	169,241	-	170,060	-	170,060
借入資本	17,265	-	17,438	-	17,438
<b>公正価値で測定しない金融負債合計</b>	<b>730,605</b>	<b>2,184</b>	<b>727,259</b>	<b>2,838</b>	<b>732,281</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

<sup>3</sup> 2018年9月30日現在、償却原価で測定する貸付金は706,440百万豪ドルから709,144百万豪ドルに修正再表示された。これに伴い、見積公正価値も706,742百万豪ドルから709,446百万豪ドルに修正再表示された。

	2019年親会社				合計
	公正価値				
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>公正価値で測定しない金融資産</b>					
現金および中央銀行預け金	17,692	17,692	-	-	17,692
支払担保金	5,773	5,773	-	-	5,773
投資有価証券	27	-	4	23	27
貸付金	631,676	-	-	633,003	633,003
子会社債権 <sup>2</sup>	133,899	-	89,680	45,175	134,855
その他の金融資産	4,615	-	4,615	-	4,615
<b>公正価値で測定しない金融資産合計</b>	<b>793,682</b>	<b>23,465</b>	<b>94,299</b>	<b>678,201</b>	<b>795,965</b>
<b>公正価値で測定しない金融負債</b>					
受入担保金	2,849	2,849	-	-	2,849
預金およびその他の借入金	464,075	-	463,440	1,251	464,691
その他の金融負債	23,146	-	23,146	-	23,146
発行済債券 <sup>3</sup>	153,050	-	154,111	-	154,111
子会社債務 <sup>2</sup>	147,016	-	6,553	140,463	147,016
借入資本	21,826	-	22,076	-	22,076
<b>公正価値で測定しない金融負債合計</b>	<b>811,962</b>	<b>2,849</b>	<b>669,326</b>	<b>141,714</b>	<b>813,889</b>

	2018年親会社				合計
	公正価値				
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
<b>公正価値で測定しない金融資産</b>					
現金および中央銀行預け金	24,976	24,976	-	-	24,976
支払担保金	4,722	4,722	-	-	4,722
貸付金 <sup>4</sup>	629,622	-	-	629,774	629,774
子会社債権 <sup>2</sup>	133,808	-	88,368	46,295	134,663
その他の金融資産	4,666	-	4,666	-	4,666
<b>公正価値で測定しない金融資産合計</b>	<b>797,794</b>	<b>29,698</b>	<b>93,034</b>	<b>676,069</b>	<b>798,801</b>
<b>公正価値で測定しない金融負債</b>					
受入担保金	1,748	1,748	-	-	1,748
預金およびその他の借入金	460,406	-	459,841	1,213	461,054
その他の金融負債	22,969	-	22,969	-	22,969
発行済債券 <sup>3</sup>	149,065	-	149,800	-	149,800
子会社債務 <sup>2</sup>	141,877	-	6,933	134,944	141,877
借入資本	17,265	-	17,438	-	17,438
<b>公正価値で測定しない金融負債合計</b>	<b>793,330</b>	<b>1,748</b>	<b>656,981</b>	<b>136,157</b>	<b>794,886</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> 子会社債権からは、子会社に対する投資合計の一部である、株式に類似した特性を有する長期性負債商品8,165百万豪ドル(2018年度：6,511百万豪ドル)が除外されている。2018年9月30日現在、償却原価で測定する子会社債権は140,597百万豪ドルから133,808百万豪ドルに修正再表示され、償却原価で測定する子会社債務は142,400百万豪ドルから141,877百万豪ドルに修正再表示された。これに伴い、子会社債権の見積公正価値は140,597百万豪ドル(すべてレベル3内)から134,663百万豪ドル(レベル2とレベル3に配分)に修正再表示され、子会社債務の見積公正価値は142,400百万豪ドル(すべてレベル3内)から141,877百万豪ドル(レベル2とレベル3に配分)に修正再表示された。

<sup>3</sup> 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

<sup>4</sup> 2018年9月30日現在、償却原価で測定する貸付金は626,918百万豪ドルから629,622百万豪ドルに修正再表示された。これに伴い、見積公正価値も627,070百万豪ドルから629,774百万豪ドルに修正再表示された。

### 注記23. 金融資産と金融負債の相殺<sup>1</sup>

#### 会計方針

金融資産と金融負債は、当行グループがいかなる状況においてもそれらを相殺する法的に強制力のある権利を有し、当該資産および負債を純額で決済する、または資産の現金化と負債の返済を同時に行う意思がある場合に、貸借対照表において純額で表示される。貸借対照表において報告された純額の基となっている資産および負債の総額は、以下の表で開示されている。

当行グループの相殺契約の一部は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らない。以下の表における金額は、相殺または強制可能なネットティング契約の対象ではない残高が存在する場合、貸借対照表と整合しない可能性がある。この注記に表示されている金額は、当行グループまたは親会社の信用リスクに対するエクスポージャーを表すものではない。信用リスク管理に関する情報については、注記21.2を参照のこと。当行グループが使用している相殺および担保契約ならびにその他の信用リスク軽減戦略は、注記21.2.2の「リスク軽減の管理」のセクションにおいて詳細に記載されている。

	連結						
	貸借対照表における相殺の影響			強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額			
	総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保 <sup>2, 3</sup>	金融商品担保	純額
百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル							
<b>2019年</b>							
<b>資産</b>							
支払担保金 <sup>4</sup>	6,643	(6,559)	84	-	-	(17)	67
金融派生商品	61,464	(31,605)	29,859	(18,609)	(3,280)	(102)	7,868
売戻契約 <sup>5</sup>	6,833	-	6,833	-	(9)	(6,824)	-
貸付金 <sup>6</sup>	18,202	(18,130)	72	-	-	-	72
<b>資産合計</b>	<b>93,142</b>	<b>(56,294)</b>	<b>36,848</b>	<b>(18,609)</b>	<b>(3,289)</b>	<b>(6,943)</b>	<b>8,007</b>
<b>負債</b>							
受入担保金	3,024	(2,972)	52	-	-	-	52
金融派生商品	64,288	(35,192)	29,096	(18,609)	(5,622)	(1,932)	2,933
買戻契約 <sup>7</sup>	10,604	-	10,604	-	(3)	(10,601)	-
預金およびその他の借入金 <sup>6</sup>	28,880	(18,130)	10,750	-	-	-	10,750
<b>負債合計</b>	<b>106,796</b>	<b>(56,294)</b>	<b>50,502</b>	<b>(18,609)</b>	<b>(5,625)</b>	<b>(12,533)</b>	<b>13,735</b>
<b>2018年</b>							
<b>資産</b>							
支払担保金 <sup>4</sup>	4,196	(4,162)	34	-	-	(14)	20
金融派生商品	32,828	(8,727)	24,101	(15,962)	(2,184)	(14)	5,941
売戻契約 <sup>5</sup>	1,379	-	1,379	-	(3)	(1,376)	-
貸付金 <sup>6</sup>	8,519	(8,420)	99	-	-	-	99
<b>資産合計</b>	<b>46,922</b>	<b>(21,309)</b>	<b>25,613</b>	<b>(15,962)</b>	<b>(2,187)</b>	<b>(1,404)</b>	<b>6,060</b>
<b>負債</b>							
金融派生商品	37,296	(12,889)	24,407	(15,962)	(4,487)	(1,544)	2,414
買戻契約 <sup>7</sup>	9,522	-	9,522	-	-	(9,522)	-
預金およびその他の借入金 <sup>6</sup>	20,486	(8,420)	12,066	-	-	-	12,066
<b>負債合計</b>	<b>67,304</b>	<b>(21,309)</b>	<b>45,995</b>	<b>(15,962)</b>	<b>(4,487)</b>	<b>(11,066)</b>	<b>14,480</b>

- 1 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。
- 2 デリバティブ金融資産および売戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保 3,287百万豪ドル(2018年度：2,184百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、受入担保金の一部である。残りは、注記16で現金およびその他の借入金に認識されている、定期預金に含まれる。
- 3 デリバティブ金融負債および買戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保5,625百万豪ドル(2018年度：4,487百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、支払担保金の一部である。残りの支払担保金は、貸借対照表に開示されているとおり、株式借入契約18百万豪ドル(2018年度：14百万豪ドル)およびこの欄には含まれていない先物証拠金に関する287百万豪ドル(2018年度：286百万豪ドル)で構成される。
- 4 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する変動証拠金および株式借入契約で構成される。変動証拠金が未収の場合、支払担保金の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、受入担保金として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。2018年度の数値は、当初証拠金61百万豪ドルを除外して修正再表示されている。
- 5 売戻契約は、注記10に記載のトレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産の一部である。
- 6 総額は上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記12のビジネス・ローンの一部ならびに注記16の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。
- 7 買戻契約は、注記17のその他の金融負債の一部である。

親会社							
貸借対照表における相殺の影響				強制可能なネットティング契約の対象だが相殺されない金額			
総額	相殺額	貸借対照表に報告された純額	その他の認識された金融商品	現金担保 <sup>2, 3</sup>	金融商品担保	純額	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>2019年</b>							
<b>資産</b>							
支払担保金 <sup>4</sup>	6,643	(6,559)	84	-	-	(17)	67
金融派生商品	60,888	(31,605)	29,283	(18,526)	(2,842)	(102)	7,813
売戻契約 <sup>5</sup>	6,731	-	6,731	-	(9)	(6,722)	-
貸付金 <sup>6</sup>	18,202	(18,130)	72	-	-	-	72
<b>資産合計</b>	<b>92,464</b>	<b>(56,294)</b>	<b>36,170</b>	<b>(18,526)</b>	<b>(2,851)</b>	<b>(6,841)</b>	<b>7,952</b>
<b>負債</b>							
受入担保金	3,024	(2,972)	52	-	-	-	52
金融派生商品	64,059	(35,192)	28,867	(18,526)	(5,466)	(1,932)	2,943
買戻契約 <sup>7</sup>	10,604	-	10,604	-	(3)	(10,601)	-
預金およびその他の借入金 <sup>6</sup>	28,880	(18,130)	10,750	-	-	-	10,750
<b>負債合計</b>	<b>106,567</b>	<b>(56,294)</b>	<b>50,273</b>	<b>(18,526)</b>	<b>(5,469)</b>	<b>(12,533)</b>	<b>13,745</b>
<b>2018年</b>							
<b>資産</b>							
支払担保金 <sup>4</sup>	4,196	(4,162)	34	-	-	(14)	20
金融派生商品	32,289	(8,727)	23,562	(15,862)	(1,748)	(14)	5,938
売戻契約 <sup>5</sup>	1,379	-	1,379	-	(3)	(1,376)	-
貸付金 <sup>6</sup>	8,519	(8,420)	99	-	-	-	99
<b>資産合計</b>	<b>46,383</b>	<b>(21,309)</b>	<b>25,074</b>	<b>(15,862)</b>	<b>(1,751)</b>	<b>(1,404)</b>	<b>6,057</b>
<b>負債</b>							
金融派生商品	37,118	(12,889)	24,229	(15,862)	(4,423)	(1,544)	2,400
買戻契約 <sup>7</sup>	9,522	-	9,522	-	-	(9,522)	-
預金およびその他の借入金 <sup>6</sup>	20,486	(8,420)	12,066	-	-	-	12,066
<b>負債合計</b>	<b>67,126</b>	<b>(21,309)</b>	<b>45,817</b>	<b>(15,862)</b>	<b>(4,423)</b>	<b>(11,066)</b>	<b>14,466</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

<sup>2</sup> デリバティブ金融資産および売戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保2,849百万豪ドル(2018年度：1,748百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、受入担保金の一部である。残りは、注記16で現金およびその他の借入金に認識されている、定期預金に含まれる。

<sup>3</sup> デリバティブ金融負債および買戻契約による強制可能なネットティング契約の対象である現金担保5,469百万豪ドル(2018年度：4,423百万豪ドル)は、貸借対照表に開示されているとおり、支払担保金の一部である。残りの支払担保金は、貸借対照表に開示されているとおり、株式借入契約18百万豪ドル(2018年度：14百万豪ドル)およびこの欄には含まれていない先物証拠金に関する286百万豪ドル(2018年度：285百万豪ドル)で構成される。

<sup>4</sup> 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する変動証拠金および株式借入契約で構成される。変動証拠金が未収の場合、支払担保金の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、受入担保金として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。2018年度の数値は、当初証拠金61百万豪ドルを除外して修正再表示されている。

<sup>5</sup> 売戻契約は、注記10に記載のトレーディング目的有価証券およびFVISで測定する金融資産の一部である。

<sup>6</sup> 総額は上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記12のビジネス・ローンの一部ならびに注記16の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。

<sup>7</sup> 買戻契約は、注記17のその他の金融負債の一部である。

### その他の認識された金融商品

これらの金融資産および負債は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らないマスター・ネットिंग契約の対象であるため、貸借対照表において総額で認識される。マスター・ネットिंग契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

### 現金担保および金融商品担保

これらの金額は、資産および負債の総額に対して、マスター・ネットिंग契約に基づき受取ったまたは差入れた金額である。金融商品担保は通常、取引相手方の債務不履行の場合に直ちに換金可能な有価証券から成る。マスター・ネットिंग契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

### 注記24. 証券化、カバード債およびその他の譲渡された資産

当行グループは、通常の事業活動において、金融資産を取引相手方または組成された企業に譲渡する取引を行っている。状況に応じて、これらの譲渡により、譲渡対象資産の認識が全面的に中止される場合、一部の認識が中止される場合、または譲渡をしても認識が中止されない場合がある。金融資産の認識の中止に関する当行グループの会計方針については、財務書類注記の注記10の前のセクション「金融資産および金融負債」を参照のこと。

### 証券化

証券化とは、資産(またはその資産もしくは資産から生じるキャッシュ・フローに対する持分)を組成された企業に譲渡し、その企業が第三者である投資家にとっては資金調達目的およびウエストパックにとっては流動性目的で過半数の利付負債証券を発行することである。

当行グループ資産の証券化は、ウエストパックによって、資金調達および流動性確保の手段として利用されている。

ウエストパックが支配する証券化のために組成された企業について、注記31で定義されているとおり、組成された企業は子会社および連結対象に分類される。ウエストパックが組成された企業を支配しているかどうかを評価する際には、ウエストパックの変動リターンに対するエクスポージャーおよび変動リターンに影響を及ぼす能力を考慮する。ウエストパックは、当該資産に関連する継続的なリスクの負担および利益の享受、また金融派生商品、流動性ファシリティ、信託管理および業務サービスの提供を通じて、組成された企業から変動リターンを得る可能性がある。

ウエストパックが当行グループ資産の証券化に提供した未実行の資金調達および流動性ファシリティは537百万豪ドル(2018年度：517百万豪ドル)であった。

## カバード債

当行グループには、オーストラリアの住宅ローン債権(オーストラリア・プログラム)およびニュージーランドの住宅ローン債権(ニュージーランド・プログラム)に関連する2つのカバード債プログラムがある。これらのプログラムに基づき、住宅ローン債権のプールのうち特定のものが、倒産隔離されている組成された企業に割り当てられ、当該企業は債券の保有者への支払いに対する保証を提供する。ウエストパックは、組成された企業の保証およびデリバティブを通じて当該組成された企業から変動リターンを得ており、当該企業を連結している。

## 買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「トレーディング目的有価証券」または「投資有価証券/売却可能有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(買戻契約)として認識される。詳細は注記17を参照のこと。

以下の表は、ウエストパックの譲渡された資産および関連する負債を示している。

	連結				
	譲渡された資産の帳簿価額	関連する負債の帳簿価額	譲渡された資産に対する償還請求権のみがある負債：		
			譲渡された資産の公正価値	関連する負債の公正価値	純公正価値ポジション
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>2019年</b>					
証券化 <sup>1</sup>	8,221	8,190	8,268	8,177	91
カバード債 <sup>2</sup>	44,676	38,037	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	13,754	10,604	該当なし	該当なし	該当なし
<b>合計</b>	<b>66,651</b>	<b>56,831</b>	<b>8,268</b>	<b>8,177</b>	<b>91</b>
<b>2018年</b>					
証券化 <sup>1</sup>	7,631	7,588	7,662	7,565	97
カバード債 <sup>2</sup>	43,088	35,434	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	12,492	9,522	該当なし	該当なし	該当なし
<b>合計</b>	<b>63,211</b>	<b>52,544</b>	<b>7,662</b>	<b>7,565</b>	<b>97</b>

	親会社				
	譲渡された資産の帳簿価額	関連する負債の帳簿価額	譲渡された資産に対する償還請求権のみがある負債：		
			譲渡された資産の公正価値	関連する負債の公正価値	純公正価値ポジション
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>2019年</b>					
証券化 <sup>1</sup>	101,689	101,146	101,871	100,268	1,603
カバード債 <sup>2</sup>	37,697	33,160	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	13,754	10,604	該当なし	該当なし	該当なし
<b>合計</b>	<b>153,140</b>	<b>144,910</b>	<b>101,871</b>	<b>100,268</b>	<b>1,603</b>
<b>2018年</b>					
証券化 <sup>1</sup>	97,259	96,728	97,291	96,473	818
カバード債 <sup>2</sup>	36,190	30,268	該当なし	該当なし	該当なし
買戻契約	12,492	9,522	該当なし	該当なし	該当なし
<b>合計</b>	<b>145,941</b>	<b>136,518</b>	<b>97,291</b>	<b>96,473</b>	<b>818</b>

<sup>1</sup> 証券化された資産の帳簿価額は発行済債券の価額を超過しているが、これは主に、帳簿価額に元本と譲渡された資産から受取った収益の両方が含まれるためである。

<sup>2</sup> カバード債の帳簿価額と差し入れられた資産の帳簿価額との差額は、カバード債の格付を維持するために必要な上乘せ担保、および必要に応じて追加のカバード債を直ちに発行できるようにするための追加資産を反映している。これらの追加資産は、取引文書に記載されている条件に従い、ウエストバックが任意で買戻すことが可能である。

## 無形資産、引当金、契約債務および偶発債務

### 注記25. 無形資産

#### 会計方針

#### 耐用年数を確定できない資産

##### のれん

企業結合において取得したのれんは、取得原価で当初認識され、通常は、以下の金額である。

- ( ) 支払対価が
- ( ) 取得した識別可能な資産、負債および偶発債務の公正価値の純額を上回る金額。

その後、のれんは償却されないが、減損テストが行われる。減損テストは少なくとも年1回、または減損の兆候があればいつでも行われる。減損費用は、現金生成単位(以下「CGU」という。)の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に認識される。回収可能価額とは、CGUの公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方の金額である。

## ブランド

セント・ジョージ、BT、バンク・エスエーおよびRAMSなど、企業結合において取得したブランドは、取得原価で認識される。その後、ブランドは償却されず、少なくとも年1回または減損の兆候があればいつでも減損テストが行われる。

## 耐用年数を確定できる無形資産

コンピューター・ソフトウェアやコア預金などの耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価で当初認識され、その後、減損控除後の償却原価で認識される。

無形資産	耐用年数	償却方法
のれん	確定できない	該当なし
ブランド	確定できない	該当なし
コンピューター・ソフトウェア	3年から10年	定額法または(級数法を用いた) 逓減残高法
コア預金	9年	定額法

## 重要な会計上の仮定および見積り

企業結合において取得した資産および負債の公正価値の算定には判断を要する。公正価値評価が異なることにより、のれんの残高や被取得企業の取得後の業績も異なってくる。

無形資産の減損を評価する際、適切なキャッシュ・フローおよびその算定に適用される割引率の決定には重要な判断を要する。使用価値の算定に適用される重要な仮定の概要は、後述のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>のれん</b>				
期首残高	8,890	9,012	6,844	6,844
処分 <sup>1</sup>	-	(15)	-	-
減損 <sup>1</sup>	-	(105)	-	-
その他の調整	5	(2)	-	-
期末残高	8,895	8,890	6,844	6,844
<b>コンピューター・ソフトウェア</b>				
期首残高	2,177	1,916	2,014	1,758
取得	906	882	846	823
減損	(25)	(2)	(25)	(2)
償却	(694)	(618)	(628)	(565)
その他の調整	1	(1)	-	-
期末残高	2,365	2,177	2,207	2,014
取得原価	6,395	5,727	5,464	4,861
償却および減損累計額	(4,030)	(3,550)	(3,257)	(2,847)
帳簿価額	2,365	2,177	2,207	2,014
<b>ブランド</b>				
期首残高	670	670	636	636
期末残高	670	670	636	636
帳簿価額	670	670	636	636
<b>コア預金の無形資産</b>				
期首残高	-	21	-	21
償却	-	(21)	-	(21)
期末残高	-	-	-	-
取得原価	-	1,494	-	1,279
償却累計額	-	(1,494)	-	(1,279)
帳簿価額	-	-	-	-
<b>その他の無形資産</b>				
期首残高	26	33	-	-
企業結合に伴う取得	-	-	-	-
償却	(3)	(7)	-	-
期末残高	23	26	-	-
取得原価	144	391	-	160
償却および減損累計額	(121)	(365)	-	(160)
帳簿価額	23	26	-	-
<b>無形資産合計</b>	<b>11,953</b>	<b>11,763</b>	<b>9,687</b>	<b>9,494</b>

<sup>1</sup> ヘイスティングスの海外事業の売却およびヘイスティングスのオーストラリア事業のその後の撤退により、以前ヘイスティングスに配分されていたのれんの全残高は、2018年度に認識の中止(15百万豪ドル)または減損処理(105百万豪ドル)が行われている。

のれんは、以下のCGUに配分された<sup>1</sup>。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
コンシューマー	4,060	3,359	3,144	3,144
ビジネス	3,860	2,513	3,213	2,378
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	487	487	487	487
BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)	-	2,048	-	835
ニュージーランド	488	483	-	-
<b>のれん合計</b>	<b>8,895</b>	<b>8,890</b>	<b>6,844</b>	<b>6,844</b>

<sup>1</sup> 2019年度において、BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)ののれんは、事業再編によりコンシューマーおよびビジネスに再配分された。当該再編の詳細は注記2を参照のこと。

#### 回収可能価額の算定に使用される重要な仮定

のれんについてのCGUの回収可能価額の算定には仮定が使用され、これは使用価値の計算に基づいている。使用価値とは、現在の使用に基づく予測キャッシュ・フローの現在価値を指す。当行グループは予測キャッシュ・フローを調整後の税引前株主資本利益率で割り引く。

- ・ 当行グループの資本利益率は11.0%(2018年度：11.0%)であった。
- ・ 当行グループの調整後の税引前株主資本利益率は以下のとおりである。
  - オーストラリアは15.7%(2018年度：15.7%)であった。
  - ニュージーランドは15.3%(2018年度：15.3%)であった。

のれんの減損テストの目的上、重要な各CGUについて下記の表のとおり仮定が立てられている。経営陣が適用した予測は、1つの特定の仮定に依拠しているものではない。

仮定	以下に基づく：
キャッシュ・フロー	2年間の予測期間を超える期間の成長率はゼロ
経済的市況	現在の市場予測
経営成績	観察可能な過去の情報および現在の市場の将来予測

減損の兆候を示すような、または当行グループの報告済の業績に重要な影響を及ぼすような、重要なCGUについての仮定の変更がある合理的可能性はない。

注記26. オペレーティング・リース契約

ウエストパックは、さまざまな商業用およびリテール用不動産ならびに関連する設備をリースしている。2018年9月30日および2019年9月30日現在のリース契約は以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
1年以内の支払	608	570	555	498
1年超5年以内の支払	1,716	1,564	1,583	1,356
5年超の支払	1,421	1,819	1,305	1,460
<b>リース契約合計</b>	<b>3,745</b>	<b>3,953</b>	<b>3,443</b>	<b>3,314</b>

オペレーティング・リース契約は、当行グループの事業体の事業の需要に応じて締結されている。リース賃借料は、リース締結時または賃貸条件の見直し日の市況に従って決定される。

リース物件が当行グループの事業の需要を上回るようになった場合は可能な限りサブリースされる。

解約不能なサブリースから受取る将来の最小リース料は、当行グループにおいては7百万豪ドル(2018年度：7百万豪ドル)、親会社においては7百万豪ドル(2018年度：6百万豪ドル)であった。

注記27. 引当金、偶発債務、偶発資産および信用コミットメント

## 会計方針

**引当金**

引当金は、過去の事象から生じる現在の債務について、当該債務を決済するための支払い(またはその他の経済的譲渡)が必要となる可能性が高く、かつ当該支払について信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。

従業員給付 - 永年勤続休暇引当金

オーストラリアおよびニュージーランドの従業員には永年勤続休暇の付与が義務付けられている。引当金は予想支払額に基づき算定される。支払いが今後1年間を超えて見込まれる場合、当該支払いは、予想される従業員の勤続年数および平均昇給率が考慮され、その後、割引計算が行われる。

従業員給付 - 年次休暇およびその他の従業員給付引当金

年次休暇およびその他の従業員給付(非貨幣性給付を含む賃金給与および関連する間接費(給与税など))に対する引当金は、予想支払額に基づき算定される。

### 信用コミットメントの減損に対する引当金

以下に説明されるとおり、当行グループは与信枠および保証の提供を行っている。与信枠から引出しが行われ、その結果生じた資産が引出額を下回る可能性が高い場合、減損に対する引当金が認識される。減損に対する引当金は、予想信用損失引当金と同じ方法で計算される(注記13参照)。

### コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制当局の措置および内部レビューの両方の結果特定された、当行グループの顧客サービス提供時の潜在的な不正行為事項に関連している。これらの事項により当行グループに発生する可能性が高い費用(該当する顧客への返金を含む)の評価は事案ごとに行われ、引当要件に合致する場合には個別の引当金が設定される。

### 偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

### 未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

### 偶発資産

偶発資産とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある資産である。偶発資産は貸借対照表上に認識されないが、経済的便益の流入の可能性が高い場合には開示される。

### 重要な会計上の仮定および見積り

訴訟および貸付以外の損失ならびにコンプライアンス、規制および是正事項に係る引当金の財務報告においては、現在において義務が存在するかの特定を行う際、また過去の事象から発生する可能性がある支出についての発生確率、時期、性質および金額の見積りを行う際に重要な見積りの判断を伴う。これらの判断は個別事象に関連する特定の事実および状況に基づいて行われる。重要な項目に関する特定の判断については、以下に記載されている。

永年勤続休暇に対する引当金は、独立した保険数理士によるレポートによって裏づけられている。

## 引当金

	永年勤続 休暇	年次有給 休暇 および その他 従業員 給付	訴訟 および 貸付以外 の損失	信用コミ ットメン トの減損 に対する 引当金 <sup>1</sup>	リース 不動産	事業再編 費用 引当金	コンプラ イアン ス、規制 および是 正に係る 引当金	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
<b>連結</b>								
<b>2018年9月30日現在残高</b>	417	699	53	239	24	27	469	1,928
AASB第9号の適用による影響	-	-	-	98	-	-	-	98
<b>修正再表示後の期首残高</b>	417	699	53	337	24	27	469	2,026
繰入額	90	866	66	-	7	259	1,489	2,777
取崩額	(51)	(931)	(81)	-	(7)	(125)	(324)	(1,519)
未使用分の戻入れ	-	(20)	-	(32)	-	(1)	(61)	(114)
その他	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
<b>2019年9月30日現在残高</b>	456	614	38	305	24	160	1,572	3,169
<b>親会社</b>								
<b>2018年9月30日現在残高</b>	386	639	37	206	24	27	447	1,766
AASB第9号の適用による影響	-	-	-	95	-	-	-	95
<b>修正再表示後の期首残高</b>	386	639	37	301	24	27	447	1,861
繰入額	90	813	53	-	7	259	1,436	2,658
取崩額	(48)	(876)	(67)	-	(7)	(125)	(313)	(1,436)
未使用分の戻入れ	-	(19)	-	(26)	-	(1)	(57)	(103)
<b>2019年9月30日現在残高</b>	428	557	23	275	24	160	1,513	2,980

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

## 法的債務

当行グループには2019年9月30日現在、以下の債務がある。

- ・ 1987年労働者補償法ならびに1998年労働災害管理および労働者補償法(ニュー・サウス・ウェールズ州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく22百万豪ドル(2018年度：20百万豪ドル)。
- ・ 1985年労災補償法(ヴィクトリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく7百万豪ドル(2018年度：9百万豪ドル)。
- ・ 1986年労働者リハビリテーションおよび補償法(南オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく6百万豪ドル(2018年度：5百万豪ドル)。
- ・ 2003年労働者補償およびリハビリテーション法(クイーンズランド州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2018年度：2百万豪ドル)。
- ・ 1951年労働者補償法(オーストラリア首都特別地域)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づくゼロ豪ドル(2018年度：1百万豪ドル)。
- ・ 1981年労働者補償および傷害管理法(西オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2018年度：2百万豪ドル)。

- ・ 1988年労働者リハビリテーション・補償法(タスマニア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2018年度：1百万豪ドル)。

上記の年次休暇およびその他の従業員給付に対する引当金におけるこれらの債務に対しては、十分な額の引当がなされている。

#### コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

2019年9月30日現在のコンプライアンス、規制および是正に関連する引当金は以下を含む。

- ・ 当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金。
- ・ 当行グループの完全子会社であるセキュリター・フィナンシャル・グループ・リミテッド(以下「セキュリター」という。)およびマグニチュード・グループ・ピーティーワイ・リミテッド(以下「マグニチュード」という。)の正式な代理店が請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金。
- ・ 元利返済に(必要に応じて)自動的に切替えられなかったインタレスト・オンリー・ローンに有する、特定の消費者顧客および商業顧客への返金。
- ・ 消費者信用保護法の対象となる貸付金が提供されるべきであった、ビジネス・ローンを提供された特定の商業顧客への返金。

当行グループが雇用した財務プランナー、ならびにセキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店が請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に係る引当金は、重要な判断を要するものであり、以下のとおり要約される。

#### 当行グループが雇用した財務プランナーが請求した、特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金

ウエストパックは、当行グループが雇用した財務プランナーが2008年から2018年の間に請求した特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料に関連する顧客への返金に係る引当金を繰り入れた(金融アドバイスの記録が不十分であった事象を含む)。

2019年9月30日現在における276百万豪ドルの引当金を決定するために、複数の見積りが使用され、判断が適用された。これらには以下が含まれる。

- ・ 2008年から2018年の間に、雇用した財務プランナーに関連して当行グループが受け取った手数料合計が約594百万豪ドルであったこと。
- ・ 手数料合計のうち、返済されると見積られる割合は26%であること。この見積りに係る主要な仮定は、サービスが提供された証拠となる記録の性質および範囲に関連している。
- ・ 支払いが行われる可能性が高いと予想されるタイミングの予測を含む、貨幣の時間価値。

引当金は是正プログラムの実行に関連する見積費用も含む。

## セキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店が請求した特定の(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料

当行グループは、当行グループの完全子会社であるセキュリターおよびマグニチュードの正式な代理店の顧客が、これらの代理店に対して(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料を支払い、かつ当該サービスが提供されていたかが明確ではない場合の、顧客への補償費用(返金した手数料に係る利息および是正プログラムを実行するための追加の費用を含む)を見積った。この(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料は2008年から2018年の間に請求された。

セキュリターおよびマグニチュードのライセンスで現在は業務を行っていない正式な代理店により提供されたサービスの範囲を決定することは、特に、正式な代理店が当行グループのライセンスでの業務から撤退している、または業界から離脱している場合には、過去の正式な代理店のファイルにアクセスすることが困難であることが多いことから課題がある。

その結果、当行グループは、返金する必要がある手数料の見積りを行うために、サンプル・ベースでレビューを実施した。これらのレビューから得た見解を複数の見積り参考情報とし、さらに判断を適用して、2019年9月30日現在、606百万豪ドルの引当金を見積った。これらには以下が含まれる。

- ・ 2008年から2018年の間に正式な代理店が顧客から受け取った手数料合計額は約936百万豪ドルであった。
- ・ 現在提案している補償の計算方法により返金可能として見積られた手数料の割合は32%である。この見積りに係る主要な仮定は以下を含む。
  - 正式な代理店の顧客に返金する根拠。
  - サービスが提供されていた証拠となる記録の性質、範囲および入手可能性。
- ・ 支払いが行われる可能性が高いと予想されるタイミングの予測を含む、貨幣の時間価値。

引当金は是正プログラムの実行に関連する見積費用も含む。

引当金は必然的に多くの仮定および不完全な情報に基づいている。ウエストパックはまた、業界および規制当局との議論により変更される可能性がある補償のアプローチをまだ最終化していない。最終的な結果は、引当金を見積る際に使用した仮定と実際の結果が異なる場合、引当金を下回る、または上回る可能性がある。補償のプロセスは、さらなる事実が明らかになるにつれて変化する可能性があり、このような変化は最終的なエクスポージャーの変更をもたらす可能性がある。

## 事業再編費用引当金

当行グループは、特定の事業活動の範囲または方法に対する経営上の変更に関連して、事業再編費用引当金を設定している。

当期において、当行グループは2019年3月19日に発表された資産管理戦略の見直しに関連して、事業再編費用引当金を計上した。これにより、資産管理事業に複数の変更が行われた。行われた主要な変更点には以下が含まれる。

- ・ 主要なBT業務を再編成し、コンシューマーおよびビジネスの両部門を拡大すること。

- ・ ウエストパック・グループに雇用された財務プランナーおよび正式な代理店による個人向け金融アドバイスの提供からの撤退。
- ・ 金融アドバイスをアドバイザーのパネルや助言会社を活用した委託モデルへシフト。
- ・ ヴィリディアン・アドバイザリーへの事業の一部売却。これにより、BTファイナンシャル・アドバイスから(現在も継続的に行う)アドバイスを受ける多くの顧客はヴィリディアン・アドバイザリーに移管された。当行グループが雇用した多数の財務プランナーおよびサポートスタッフは、完了日である2019年7月1日からヴィリディアンに移管された。一部の正式な代理店も2019年9月30日より前にヴィリディアンに移管された。

#### その他の引当金

当行グループは、過去に請求された研究開発に関する税務上の優遇措置に関連する特定の引当金を計上している。

#### 偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

#### 規制措置

規制当局およびその他の機関は金融サービス部門に関連する調査およびレビューをオーストラリアおよびその他の海外の両方において継続して進めている。これらの調査およびレビューは幅広い事案を検討し、オーストラリアにおいては、信用および金融サービスにおける不法行為の可能性に関して複数の調査およびレビューが最近まで検討されたか、引き続き検討されている。

ASIC、APRA、ACCC、AUSTRAC、OAICおよびATOなどの国内の規制当局ならびにニュージーランド準備銀行、ニュージーランド金融市場庁、香港金融管理局、シンガポール金融管理局および全米先物協会などの一部の海外の規制当局も現在、当行グループを現在対象とする、または将来的に対象とする可能性のある調査およびレビューならびに調査(その一部は業界全体を対象とするものである)を実施している。これらの調査およびレビューでは、(現在も継続的に行う)アドバイス・サービスの手数料、責任ある貸付、住宅ローン、与信ポートフォリオ管理、消費者信用保険、プライバシーおよび情報ガバナンス、金融アドバイスの提供、競争法に関する行為、反マネーロンダリングおよびテロ資金対策に係るプロセスや手続き、金融市場における行動などを含むさまざまな事項が個別に検討されている。

ウエストパックは、業界全体とウエストパック個別の調査およびレビューならびに調査の両方の一環として、関係する規制当局からさまざまな通知や情報提供要請も受けている。

規制当局により実施される、または一部の事案では規制当局もしくは当行グループが雇用する外部第三者により実施される可能性のあるこれらのレビューならびに調査(当行グループ自らにより識別された事項の場合を含む)の結果によっては、訴訟(当行グループに対する集団訴訟を含む)、罰金、追加資本の賦課、民事または刑事罰、関連する規制上のライセンスの取消し、一時停止もしくは条件変更、または規制当局もしくはその他の当事者によるその他の法的処分または行政処分が行われる可能性がある。これらの調査およびレビューならびに措置により当行グループに予想される費用の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。

現在実施されている規制上の措置の1つは、オーストラリアのAML/CTF法により報告を求められる国際的な資金送金指示(以下「IFTI」という。)に関連している。当該法に基づき、オーストラリアから国外に送金するIFTIの「送金者」である金融機関またはオーストラリア国内に送金されるIFTIの「受取人」である金融機関は、指示を送信または受信してから10営業日以内にIFTIをAUSTRACに報告することが求められている。2018年度の当行グループの年次報告書で報告されたとおり、当行グループは、多数のIFTIの報告を失念したことを、AUSTRACに対して自ら報告した。これらの当行グループのAUSTRACとの取組みの対象となるIFTIの大多数は、2009年から2018年までにウエストパックが1つのWIB商品を通じて少数のコルレス銀行からこれらのコルレス銀行の顧客に代わりに受け取った、主にオーストラリアの受益者に対する豪ドルでの支払いのバッチ指示に関連していた。支払いのほとんどは少額かつ経常的であり、また支払いは政府の年金基金や企業によるものである。

AUSTRACは、過去1年間に、当行グループのプロセス、手続きおよび監視に関連する情報を求める複数の詳細な法定通知を発行している。これらの通知は、IFTIの報告の不備、記録保持および資金送信指示に係る特定のデータの入手および引渡義務に関連する不備の可能性ならびにコルレス銀行のデューデリジェンス、リスク評価および取引の監視などを含むさまざまな事項に関するものである。ウエストパックは、実施される可能性のある強制措置の性質についてAUSTRACから指示を受けていない。当行グループは引き続き、これらの事項に関連してAUSTRACと協働している。

ウエストパックに対する強制措置には民事罰手続が含まれ、その結果多額の制裁金を支払うことになる可能性があるが、ウエストパックは現在、信頼性をもってその額を見積ることは不可能である。AUSTRACによる他の機関に対する過去の強制措置は、関連する行為の性質および重大性ならびにその結果に応じてさまざまな結果をもたらしている。

AUSTRACは現在もこれらの問題を調査中であるため、信頼性をもって罰則を見積ることは不可能である。したがって、本事項のための引当金は計上されていない。

## 訴訟

当行グループのためのおよび当行グループに対する現在進行中の訴訟手続および請求があり、また請求が発生する可能性がある。実際および潜在的な訴訟上の請求および訴訟に関連して、以下に挙げるような偶発債務が存在する。当行グループに予想される損失の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、以下に記載する事案に関連するものを含め、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。

- ・ 2017年3月1日、ASICは2009年全国消費者クレジット保護法(連邦)に違反したとして、特定のウエストパック住宅ローン(特定のインタレスト・オンリー・ローンを含む)に関する訴訟を開始した。当該訴訟は2019年5月に審理された。2019年8月13日、裁判所は訴訟の判決を言い渡し、ASICの訴訟は棄却された。2019年9月10日、ASICは当該判決に関して上訴した。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2016年12月22日、ASICは2013年から2016年の間に行われた多数の年金口座の統合キャンペーンに関して、BTファンズ・マネジメント・リミテッド(以下「BTFM」という。)およびウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッド(以下「WSAL」という。)に対して、連邦裁判所において訴訟を開始した。ASICは、これらのキャンペーンの一部の過程で、顧客に個人的な助言を行ったことが2001年会社法(連邦)の多くの条項に違反すると主張し、当該請求の焦点として15名の特定の顧客を選定した。2018年12月に、第一裁判所は、個人的な助言は行われておらず、BTFMとWSALは関連する個人的な助言の条項に違反していないとする判決を言い渡した。一方で、BTFMとWSALはそれぞれ会社法第912A条第1項(a)に違反したと認定した。2019年2月に、ASICはこの判決に対して上訴した。2019年10月28日、連邦裁判所合議体法廷はASICに有利な決定を下し、BTFMとWSALはそれぞれ関連する要請に対して助言を行ったと認定した。正式な違反が言い渡されれば、本事項は罰金の手続きに移ることになる。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2016年8月、オーストラリア銀行間取引金利に関連する不法行為があったとして、ウエストパックおよび多数のオーストラリアの銀行および国際銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において集団訴訟が提起された。2018年11月26日、米国の当該裁判所は、米国におけるBBSWに関する集団訴訟手続の棄却の申立についての判決を下し、ウエストパックおよび特定のその他の外国銀行については、当該裁判所は本訴訟を審理する管轄権を持たないという理由により棄却された。2019年4月、原告は修正請求を提出したため、ウエストパックは訴訟手続を再開した。ウエストパックは当該訴訟において引き続き抗弁を行っており、2019年5月に棄却の申立を行った。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2017年10月12日、ウエストパックおよびウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービス・リミテッド(以下「WLIS」という。)を相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が提起された。当該集団訴訟は、2011年2月以降にウエストパック・グループ内で雇用される一部のファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づきWLISが販売した保険を取得した顧客が代表して提起した訴訟である。原告側は、当該アドバイザーにより提供された金融アドバイスは、当該アドバイザーの顧客に対する信認法定義務(顧客の最善の利益のために行動する義務を含む)に違反しており、WLISが故意に当該違反に荷担したと主張している。ウエストパックおよびWLISは、当該訴訟において抗弁している。これらの訴訟は現在、集団訴訟の実質的な請求に関連しない手続上の問題に関する上訴の結論が下されるまで、当該裁判所の命令により停止されている。本事項に関する引当金は認識されていない。

- ・ 2019年2月21日、ウエストパックを相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が提起された。裁判所の指示に従い、原告は2019年5月22日に請求原因書面を、また、2019年10月18日には修正請求原因書面を提出した。請求は、ウエストパックは貸付人としての義務を遵守せず、不適切と評価されるべきであった特定の住宅ローン契約を締結したと主張している。主張には、2011年1月1日から2018年2月17日までの間にウエストパックが顧客の財務状況、要求および目的に関する合理的な調査、顧客の財務状況の検証、適切性に関する評価、ならびに効率かつ公正な行動を怠ったことが含まれる。ウエストパックはこの訴訟において抗弁を行っている。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2019年9月5日、BTファンズ・マネジメント・リミテッド(以下「BTFM」という。)のBT Super for Life現金投資オプションに関連して、BTFMおよびWLISを相手取り、集団訴訟が開始された。この主張は、スレイター・アンド・ゴードン(Slater and Gordon)による「ゲット・ユア・スーパー・バック」キャンペーンの一環としての他の業界の集団訴訟に追隨するものである。訴訟において、BTFMは、一般法、関連する信託証書および1993年私的年金(監督)法(連邦)に基づく複数の義務を遵守していなかったこと、ならびにWLISがBTFMの違反に故意に関与していたことが主張されている。請求で求める損害額は未定である。BTFMとWLISはこの訴訟において抗弁を行っている。本事項に関する引当金は認識されていない。

#### 内部レビューおよび是正

ウエストパックは現在、当行グループの顧客および評判に影響を及ぼす可能性のある過去の問題を特定し解決するために多くのレビューを行っている。これらの内部レビューにより問題が特定されている、または今後特定される可能性があり、当行グループの顧客が特定された過去の慣行により不利な立場に置かれることがないよう、(責任ある貸付義務の遵守および一部の商品の契約条件の適用手法など、業界の重点分野に関するものを含む)事態の是正措置を取る、または取る予定となる。これらのレビューを行うことにより、当行グループはまたプロセスおよび統制を改善することができる。当行グループに発生する可能性が高い損失の評価は、財務書類の目的上事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。これらのレビューの一環として特定された実際のまたは潜在的な訴訟請求、賠償の支払および/または返金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

#### 豪州金融苦情機関

豪州金融苦情機関(以下「AFCA」という。)に申し立てられた顧客からの苦情に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。AFCAは苦情に関する決定を下す権力を有し、一定の金額までの補償を命じることができる。AFCAは、当該機関が置き換えた従前の紛争処理機関よりも広範な管轄区域を有しており、2020年6月30日までに、2008年1月1日に遡る顧客からの苦情を検討することもできる。

## 金融請求制度

金融請求制度(以下「FCS」という。)の下で、オーストラリア政府は、適格ADIにおける預金について、250,000豪ドルを上限として預金者に保証料なしで保証を提供している。APRAがADIの清算に適用しており、オーストラリア政府の担当大臣が当該ADIにFCSが適用されることを宣言している場合には、FCSが適格ADIに対して適用される。

2008年金融請求制度(ADI)課徴金法では、ADIに関連してAPRAが負担する特定のFCS費用を超過する部分を賄うための課徴金が定められている(破綻したADIの預金者に対するAPRAによる支払いも含む)。適格ADIの負債に関して預金者に課徴金が課されるが、その額は当該負債の0.5%以下の金額となる。FCSに基づき課せられた課徴金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある。

## 偶発税務リスク

オーストラリアおよびその他の管轄地域の税務および規制当局は、通常の業務において、当行グループが実施した特定の取引(過去および現在の取引の両方)に関する税務上の扱いおよび税務上の優遇措置およびGSTなどの間接税の請求の見直しを行っている。当行グループはまた、税務および規制当局より受領したさまざまな通知および情報請求に対応している。

これらの見直し、通知および請求により、追加の税金負債(利息および罰金を含む)が発生する可能性がある。

当行グループは、オーストラリアおよびオーストラリア外の管轄地域において受けた、当該取引に関するものおよびその他も含めて請求内容を評価し、第三者からの助言を受けている。

## 決済リスク

当行グループには、支払決済業務(外国為替を含む)において他の取引相手方が支払額を決済できない場合の信用リスクに対するエクスポージャーがある。当行グループは、関連する決済システムにおいて決済が法的に確実なものとなるよう処理方法を調整することで、支払システムにおける決済リスクに起因する信用リスクの低減に努めている。

## 親会社による保証

親会社が子会社に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認める、特定の子会社に関するコンフォート・レター。
- ・ 議会の要求事項を遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関またはクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。保証はそれぞれ、年間40百万豪ドルを上限とし、該当する事業体が関連するライセンスに基づき請求に対して法的に支払いを義務付けられた場合にのみ使用される。親会社は、保証に基づき支払われる資金を関連する子会社から回収する権利を有する。

## 未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識されるさまざまな契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

これらによって、当行グループは、要求された場合には流動性リスクにさらされ、顧客が期日に支払うべき金額を返済できない場合には信用リスクにさらされる。信用損失に対する最大エクスポージャーは、商品の契約額または想定元本額である。一部の契約は、当行グループがいつでも解約することができ、大部分は引出が行われなまま満了することが予想される。そのため、実際の所要の流動性リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーは、開示される金額を下回る。

当行グループは、これらの契約を締結する際には、オン・バランスシート商品と同じ与信方針を用いている。流動性リスクおよび信用リスクの管理に関する詳細は、注記21を参照のこと。

デリバティブを除く未実行の信用コミットメントは、以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル
<b>未実行の信用コミットメント</b>				
信用状および保証 <sup>1</sup>	15,150	15,585	14,583	14,957
信用供与契約 <sup>2</sup>	176,002	174,658	153,716	152,943
その他	188	154	188	99
<b>未実行の信用コミットメント合計</b>	<b>191,340</b>	<b>190,397</b>	<b>168,487</b>	<b>167,999</b>

<sup>1</sup> スタンドバイ信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、提示書類に照らして債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。

<sup>2</sup> 信用供与契約には、与信枠を提供する当行グループ側のすべての義務が含まれている。与信枠は貸付が行われなままに期限が満了する可能性があるため、想定元本額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。2019年9月30日現在、上記に開示された契約債務に加えて、当行グループは顧客に対して与信枠50億豪ドル(2018年度：57億豪ドル)を提示していたが、まだ承認されていない。

	2019年連結				
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
信用状および保証	7,334	4,639	719	2,458	15,150
信用供与契約	41,488	58,402	12,917	63,195	176,002
その他	125	-	-	63	188
<b>未実行の信用コミットメント合計</b>	<b>48,947</b>	<b>63,041</b>	<b>13,636</b>	<b>65,716</b>	<b>191,340</b>

## 偶発資産

上記の表に示されている信用コミットメントは偶発資産と等しい。偶発事象が生じた場合、これらの契約債務は貸借対照表において貸付金に分類される。

## 資本および配当金

### 注記28. 株主持分

#### 会計方針

##### 株式資本

普通株式は、普通株式1株当たりの払込金額から直接帰属する発行費用を控除した金額で認識される。自己株式は、親会社の株式を、親会社もしくは当行グループのその他の会社が購入したものである。これらの株式は、当該株式を購入するために支払われた対価および、該当する場合は、当該株式のその後の売却または再発行により受取る対価を控除し、株式資本に対して調整される。

##### 非支配株主持分

非支配株主持分とは、親会社が直接的または間接的に所有していない株主持分に帰属する子会社の純資産における持分を指す。

#### 積立金

##### 外貨換算積立金

当行グループの在外事業の換算から生じる為替差額および純投資ヘッジに係る相殺効果のある損益は、外貨換算積立金に反映される。この積立金の貸方累積残高は通常、在外事業売却益が実現し、損益計算書に認識されるまでは配当金の支払に利用することができない。

##### *FVOCI*で測定する負債証券に関する積立金(2019年9月30日現在 - AASB第9号)

この積立金はAASB第9号の適用に伴い設定され、(損益計算書に認識される受取利息、減損費用および為替差損益を除く)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債証券の公正価値の変動(関連するヘッジ会計調整額および税金を控除後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分された場合に損益計算書の利息以外の収益に振り替えられる。

##### *FVOCI*で測定する持分証券に関する積立金(2019年9月30日現在 - AASB第9号)

この積立金はAASB第9号の適用に伴い設定され、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する持分証券の公正価値の変動(税引後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分されても損益計算書の利息以外の収益に振り替えられない。

売却可能有価証券積立金(2018年9月30日現在 - AASB第139号)

売却可能金融有価証券(負債と持分証券の両方を含む)の公正価値の変動(関連するヘッジ会計調整額および税金控除後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分または減損された場合、損益計算書の利息以外の収益に振り替えられていた。この積立金はAASB第9号の適用に伴いクローズされ、期末残高は、関連する証券に係る、上記のFVOCIで測定する負債証券に関する積立金およびFVOCIで測定する持分証券に関する積立金に配分された。

キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された商品の有効部分に関連する公正価値の評価損益(税引後)から成る。

株式報酬に関する積立金

費用として認識される株式決済型の株式報酬の公正価値から成る。

その他の積立金

親会社のその他の積立金は、公正価値で実施された特定の過去におけるグループ内の事業再編に関係している。この積立金は連結上消去される。

当行グループのその他の積立金は、子会社に対する親会社の所有割合の変更のうち、支配の喪失をもたらさないものに関連する取引から成る。

その他の積立金の計上額には、非支配株主持分の調整額と支払ったまたは受取った対価の公正価値との差額が反映されている。

	連結		親会社	
	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル	2019年 百万豪ドル	2018年 百万豪ドル
<b>株式資本</b>				
全額払込済普通株式資本	37,508	36,054	37,508	36,054
RSPで保有する自己株式 <sup>1</sup>	(572)	(505)	(572)	(505)
その他の保有自己株式 <sup>2</sup>	19	12	(3)	(3)
<b>保有自己株式合計</b>	<b>(553)</b>	<b>(493)</b>	<b>(575)</b>	<b>(508)</b>
<b>株式資本合計</b>	<b>36,955</b>	<b>35,561</b>	<b>36,933</b>	<b>35,546</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>53</b>	<b>52</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

普通株式

ウエストパックは授權株式資本を持たず、普通株式は無額面である。普通株式の株主は、配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数および保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額の割当を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

## 普通株式数の増減の調整表

	連結および親会社	
	2019年	2018年
	株数	株数
期首残高	3,434,796,711	3,394,364,279
配当金株式再投資制度 <sup>3</sup>	55,132,062	21,242,667
ウエストパック優先転換株式の転換 <sup>4</sup>	-	19,189,765
期末残高	3,489,928,773	3,434,796,711

## 市場で買戻された普通株式

	連結および親会社	
	2019年	2019年
	株数	平均価格(豪ドル)
<b>株式報酬制度について：</b>		
従業員持株制度(以下「ESP」という。)	1,061,442	25.27
RSP <sup>5</sup>	2,707,931	25.55
ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)- 行使された新株引受権	184,043	26.73
ウエストパック長期変動報酬制度(以下「LTVR」という。)- 行使されたオプション <sup>6</sup>	37,831	27.68
<b>自己株式として：</b>		
売却された自己株式	(308,263)	26.19
<b>市場で買戻された/(売却された)普通株式合計</b>	<b>3,682,984</b>	

<sup>1</sup> 2019年度：権利未確定保有株式数4,784,213株(2018年度：3,943,660株)。

<sup>2</sup> 2019年度：保有株式数1,721,532株(2018年度：2,029,795株)。

<sup>3</sup> 配当金株式再投資制度に関連する株式の1株当たり発行価格は、2019年度の間配当について27.36豪ドル、2018年度の最終配当について25.82豪ドル(2018年度：2018年度の間配当は28.11豪ドル、2017年度の最終配当は31.62豪ドル)であった。

<sup>4</sup> ウエストパック優先転換株式の転換に関連する株式の1株当たり転換価格は29.49豪ドルであった。

<sup>5</sup> RSPに基づき従業員に割当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

<sup>6</sup> 受領した平均行使価格は、LTVRオプションの行使に関しては23.40豪ドルであった。

株式報酬制度に関する詳細は、注記33を参照のこと。

積立金の増減の調整表<sup>1</sup>

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>売却可能有価証券積立金</b>				
期首残高	37	64	24	70
AASB第9号の適用による影響	(37)	-	(24)	-
公正価値の変動による純利益/(損失)	-	(104)	-	(34)
税効果	-	34	-	13
損益計算書への振替	-	66	-	(33)
税効果	-	(25)	-	6
為替差額	-	2	-	2
期末残高	-	37	-	24
<b>FVOCIで測定する負債証券に関する積立金</b>				
期首残高	-	-	-	-
AASB第9号の適用による影響	33	-	25	-
公正価値の変動による純利益/(損失)	(47)	-	(40)	-
税効果	12	-	10	-
損益計算書への振替	(29)	-	(29)	-
税効果	8	-	8	-
為替差額	1	-	1	-
期末残高	(22)	-	(25)	-
<b>FVOCIで測定する株式に関する積立金</b>				
期首残高	-	-	-	-
AASB第9号の適用による影響	6	-	1	-
公正価値の変動による純利益/(損失)	11	-	(2)	-
期末残高	17	-	(1)	-
<b>株式報酬に関する積立金</b>				
期首残高	1,534	1,431	1,425	1,322
株式報酬費用	108	103	108	103
期末残高	1,642	1,534	1,533	1,425
<b>キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金</b>				
期首残高	(125)	(154)	(69)	(94)
公正価値の変動による純利益/(損失)	(203)	(161)	(121)	(125)
税効果	60	47	36	38
損益計算書への振替	197	203	128	160
税効果	(58)	(60)	(39)	(48)
期末残高	(129)	(125)	(65)	(69)
<b>外貨換算積立金</b>				
期首残高	(351)	(529)	(307)	(481)
在外事業体の換算から生じる為替差額	311	164	214	175
純投資ヘッジに係る利益/(損失)	(129)	17	(52)	(1)
損益計算書への振替	(10)	(3)	-	-
期末残高	(179)	(351)	(145)	(307)
<b>その他の積立金</b>				
期首残高	(18)	(18)	41	41
所有者との取引	-	-	-	-
期末残高	(18)	(18)	41	41
<b>積立金合計</b>	<b>1,311</b>	<b>1,077</b>	<b>1,338</b>	<b>1,114</b>

- <sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

## 注記29. 自己資本比率

APRAは3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

資本レベル	定義
普通株式等Tier 1(以下「CET1」と言う。)資本	払込株式資本、利益剰余金および特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用およびソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、ならびに自己資本比率の観点から連結されていない保険およびファンド管理子会社への投資および利益剰余金により構成される。
Tier 1資本	CET1とAT1資本の合計。AT1資本は、CET1に含まれないものの損失吸収の性格を有する特定の有価証券からなる高水準の資本の構成要素により構成される。
合計規制資本	Tier 1資本とTier 2資本の合計。Tier 2資本には、程度は異なるが、Tier 1の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収力の向上に貢献する劣後商品およびその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準により、ウエストパックを含むオーストラリアのADIは、CET1資本比率を4.5%以上、Tier 1資本比率を6.0%以上、合計規制資本比率を8.0%以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、ウエストパックを含むADIに対して、これらの最低資本比率を超える健全性基準の資本要件(以下「PCR」という。)を満たすよう求めている。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下からなる追加的CET1資本バッファを保有するよう求めている。

- ・ APRAが国内におけるシステム上重要な銀行(以下「D-SIB」という。)に指定するADIについては、3.5%の資本保全バッファ(以下「CCB」という。)。ただしD-SIBに対する1.0%のサーチャージなど、別途APRAにより指定された場合を除く。APRAはウエストパックをD-SIBに指定している。
- ・ カウンターシクリカル資本バッファ。カウンターシクリカル・バッファは各管轄区域で設定され、APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファは、オーストラリアおよびニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファは総称して「資本バッファ(以下「CB」という。)」と呼ばれる。CET1資本比率が資本バッファの範囲内にある場合、収益配分に制限が適用される。この中には、配当金、AT1資本の分配金および従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

## 資本管理戦略

ウエストパックの資本管理アプローチは、ADIとして適切な自己資本を維持することを追及するというものである。ウエストパックは資本管理アプローチについて、自己資本充実度評価プロセス(以下「ICAAP」という。)を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 規制上の最低値、資本バッファおよび不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- ・ 経済的資本と自己資本規制の両方の要件の検討

- ・ 不利な経済シナリオの影響を組込んだ自己資本測定、カバレッジおよび要件に対応するストレス・テストのフレームワーク
- ・ 格付機関、株式投資家および債券投資家などの外部の利害関係者の観点の考慮

APRAによる「疑いなく強力な」資本ベンチマークを受けて、3月と9月には、ウエストパックは現行の資本フレームワークに基づき測定された10.5%以上というCET1資本比率を適用する予定である。厳しい環境や不確実な環境を反映して追加的なバッファを設ける場合もある。その際、以下の項目も考慮される。

- ・ 現行の規制資本の最低値およびCCB(これは合わせてCET1要件の全部を成す)
- ・ 業績悪化に対する適切なバッファを調整するためのストレス・テスト
- ・ 半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動

ウエストパックは、APRAが自己資本比率のフレームワークの見直しを完了した時点で、目標とする資本レベルを修正する予定である。

#### 合計規制資本に関する動向

2019年7月9日、APRAは、損失吸収能力を高め、秩序ある破綻処理を支えるために、(ウエストパックを含む)主要な銀行は、2024年1月1日までに合計規制資本をRWA比で3パーセント・ポイント引き上げることが求められることを発表した。APRAは損失吸収能力をさらに4～5パーセント・ポイント引き上げるという全体としての長期的な目標に変更はないこと、残りの1～2パーセント・ポイントについては、オーストラリアの金融システムの固有の特性を考慮し、最も実務的に可能な代替的な資金調達方法を検討することを確認した。

APRAによる規制変更の詳細については、2019年度年次報告の「主な変更事項」のセクションに記載されている。

#### 注記30. 配当金

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>期末現在で認識されていない配当金</b>					
期末以降に取締役は以下の配当金の支払を提案している：					
最終配当金 1株当たり80豪セント(2018年度：94豪セント、2017年度：94豪セント)で、すべて30%での税率で全額ランキング済	2,791	3,227	3,186	2,792	3,229
<b>期末現在で認識されていない配当金合計</b>	<b>2,791</b>	<b>3,227</b>	<b>3,186</b>	<b>2,792</b>	<b>3,229</b>

株主は、配当金を現金で受け取るか、または配当金再投資制度(以下「DRP」という。)に基づき相当する株式数の株式に再投資するかを選択できる。取締役会は、2019年度の最終配当金に対するDRPを履行するために、新株の発行を決定した。DRPは割引を含まない。

当期に認識した配当金の詳細は、持分変動計算書に記載されている。

#### オーストラリアのフランキング・クレジット

次年度以降数年間に親会社が利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジットは、1,558百万豪ドル(2018年度：1,357百万豪ドル、2017年度：1,063百万豪ドル)である。これは、フランキング・クレジットの期末残高として計算され、オーストラリアの当期税金負債および2019年度期末の予定配当金について調整される。

#### ニュージーランドの株式帰属方式税額控除(インピュテーション・クレジット)

1株当たり0.07ニュージーランド・ドル(2018年度：0.07ニュージーランド・ドル、2017年度：0.07ニュージーランド・ドル)のニュージーランドの株式帰属方式税額控除が2019年度期末予定配当金に付されることになる。その後数年にわたって親会社が利用可能なニュージーランドの株式帰属方式税額控除は、860百万ニュージーランド・ドル(2018年度：530百万ニュージーランド・ドル、2017年度：375百万ニュージーランド・ドル)である。これは、オーストラリアのフランキング・クレジットと同じ基準で計算されるが、ニュージーランドの当期税金負債が用いられる。

## グループ構造

### 注記31. 子会社および関連会社に対する投資

#### 会計方針

##### 子会社

ウエストパックの子会社とは、ウエストパックが当該企業から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼすことが可能なため、支配し連結している企業をいう。

当行グループが子会社の支配を中止する場合には、子会社への留保持分があれば公正価値で再測定し、その結果生じる損益は損益計算書に認識される。

子会社における当行グループの所有持分が変動しても、その結果、支配を喪失しない場合には、持分保有者との取引として会計処理される。

親会社の財務書類において、子会社に対する投資は取得原価で当初計上され、その後、取得原価と回収可能価額のいずれか低い方の金額で保有される。

グループ企業間の取引はすべて、連結上相殺消去される。

## 関連会社

関連会社とは、当行グループが、営業および財務方針について重要な影響力を有しているが支配はしていない企業である。当行グループは関連会社を持分法で会計処理している。関連会社に対する投資は取得原価で当初認識され(子会社の支配の喪失に伴い公正価値で認識される場合を除く)、取得後の関連会社の利益(または損失)に対する当行グループの持分に相当する金額分だけ各事業年度において増加(または減少)する。関連会社からの配当金受取額は、関連会社に対する投資を減少させる。

外国会社の大部分は設立国において事業を営んでいる。非法人事業体の「設立国」については、事業を営んでいる国を記載している。全被支配会社の事業年度は、別途記載のない限り、ウエストパックと同じである。当行グループは、信託への関与から生じる変動リターンを有し、かつ、当該信託に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している、多数のユニット型信託をその時々に関連している。これらのユニット型信託は表には含まれていない。

以下の表には、2019年9月30日現在の当行グループの主な被支配会社が含まれている。

社名	設立国
Advance Asset Management Limited	オーストラリア
Asgard Capital Management Limited	オーストラリア
Asgard Wealth Solutions Limited	オーストラリア
BT Financial Group Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management Limited	オーストラリア
BT Portfolio Services Limited	オーストラリア
Capital Finance Australia Limited	オーストラリア
Crusade ABS Series 2017-1 Trust	オーストラリア
Crusade ABS Series 2017-1P Trust	オーストラリア
Crusade Trust No.2P of 2008	オーストラリア
Series 2008-1M WST Trust	オーストラリア
Series 2014-2 WST Trust	オーストラリア
Series 2015-1 WST Trust	オーストラリア
Series 2019-1 WST Trust	オーストラリア
St.George Finance Limited	オーストラリア
Westpac Covered Bond Trust	オーストラリア
Westpac Equity Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Group Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Services Limited	オーストラリア
Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited	オーストラリア
Westpac Life Insurance Services Limited	オーストラリア
Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management (NZ) Limited	ニュージーランド
Westpac Financial Services Group-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac Life-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Group Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Limited	ニュージーランド
Westpac NZ Covered Bond Limited <sup>1</sup>	ニュージーランド
Westpac NZ Operations Limited	ニュージーランド
Westpac NZ Securitisation Limited <sup>1</sup>	ニュージーランド
Westpac Securities NZ Limited	ニュージーランド
Westpac Term Pie Fund <sup>2</sup>	ニュージーランド
Westpac Bank-PNG-Limited	パプアニューギニア

<sup>1</sup> 当行グループは、Westpac NZ Covered Bond Limited(以下「WNZCBL」という。)およびWestpac NZ Securitisation Limited(以下「WNZSL」という。)の19%を間接的に所有している。ただし、契約上および構造上の取決めにより、WNZCBLおよびWNZSLはいずれも当行グループの被支配会社とみなされる。

<sup>2</sup> 当行グループは、当該企業と資金調達契約を締結しており、関連するリスクおよび便益に対するエクスポージャーを有しているとみなされる。当該企業は、当行グループが当該企業への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有しているため連結される。

以下の被支配会社は、2001年会社法の決算日の統一に関する規定への準拠を免除されている。

- ・ Westpac Cash PIE Fund
- ・ Westpac Notice Saver PIE Fund
- ・ Westpac Term PIE Fund

以下の重要な被支配会社は完全所有ではない。

所有割合	2019年	2018年
St.George Motor Finance Limited	75.0%	75.0%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

### 非支配株主持分

非支配株主持分の残高の詳細については注記28に記載されている。当行グループにとって重要性のある非支配株主持分はない。

### 重要な制限

現地の規制要件に従い、当行グループ内の企業間での現金またはその他の資産の譲渡、配当金またはその他の資本分配金の支払い、貸付金の提供または返済に関する重要な制限はなかった。ウエストパックによる当行グループ資産へのアクセスまたは資産の利用および負債の決済に関しても、非支配株主持分の保護的権利に起因する重要な制限はなかった。

### 関連会社

当行グループにとって重要性のある関連会社はない。

### 子会社持分の変動

#### 2019年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、アスカロン・キャピタル・マネジャーズ(アジア)リミテッドおよびアスカロン・キャピタル・マネジャーズ・リミテッドに対する持分を2019年2月8日に売却し、合算で3百万豪ドルの利益が利息以外の収益に認識された。

#### 2018年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、ヘイスティングスの複数のオフショア子会社に対する持分をノースヒル・キャピタルに売却した。米国および英国企業の売却は2018年2月28日に完了、シンガポール企業の売却は2018年3月23日に完了し、総額9百万豪ドルの損失が利息以外の収益に認識された。

## 2017年9月30日終了事業年度に売却した事業

2017年9月30日終了事業年度に売却した事業はなかった。

当行グループが支配を喪失した資産および負債の詳細については、注記37に記載されている。

## 注記32．組成された企業

### 会計方針

組成された企業は通常、特定の明確化された目的を達成するために設立されており、その事業は特定の資産の購入などのみに限定されている。組成された企業は一般的に、対象となる資産によって担保されている、かつ/またはそれらの資産に連動している債券または持分証券によって、資金調達を行っている。組成された企業が発行した負債証券および持分証券は、劣後のレベルがさまざまなトランシェを含む場合がある。

組成された企業は子会社に分類され、注記31の定義を満たした場合に連結される。当行グループが組成された企業を支配しない場合、連結は行われない。

当行グループは、連結対象および非連結の組成された企業と、主に証券化、資産担保付およびその他のストラクチャード・ファイナンス、ならびにファンドの管理業務などのさまざまな取引を行っている。

### 連結対象の組成された企業

#### 証券化およびカバード債

当行グループは、2つのカバード債プログラムを含め、自社の金融資産を証券化し、住宅ローン債権のプールを倒産隔離されている組成された企業に割り当てるために、組成された企業を利用している。

詳細については、注記24を参照のこと。

### 当行グループが管理するファンド

当行グループは、多数の投資管理ファンドの責任企業および/またはファンド管理会社として行動している。当行グループはファンド管理会社として、代理人ではなく本人として行動しているとみなされる場合に、当該ファンドを連結している。本人か代理人かの決定には、当行グループが変動リターンに対する十分なエクスポージャーを有しているかどうかの判断を行うことが必要である。

### 契約外の財政支援

当行グループは、これらの連結対象の組成された企業に対して契約外の財政支援を行っていない。

## 非連結の組成された企業

当行グループは、債券またはエクイティ商品、保証、流動性およびその他の与信契約、貸付金、ローン・コミットメント、特定の金融派生商品、ならびに投資管理契約を含め、さまざまな非連結の組成された企業に対する持分を有している。

持分は、複雑でない金融派生商品(金利または通貨スワップなど)、企業の変動を吸収するよりも変動をもたらす金融商品(クレジット・デフォルト・スワップに基づく信用保証など)、ならびに単なる組成された企業ではなくより広範囲な営業活動を行う企業に対する求償権が付された組成された企業に対する貸付を除いている。

通常の事業活動において発生する非連結の組成された企業に対する当行グループの主な持分は、以下のとおりである。

トレーディング目的有価証券	当行グループは組成された企業に対する持分を活発に売買しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。当行グループは、これらの有価証券に係る受取利息を稼得しており、また、トレーディング収益を通じた公正価値の変動を利息以外の収益に認識している。
投資有価証券/売却可能有価証券	当行グループは、流動性目的でモーゲージ担保付証券を保有しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。これらの資産は、高格付の投資適格証券であり、RBAまたは他の中央銀行との買戻契約に適格である。当行グループは受取利息を稼得しており、また、これらの資産の売却から生じる純損益は損益計算書に認識される。
貸付金およびその他の信用コミットメント	当行グループは、利息および手数料収益を得るために、当行グループの担保および信用承認プロセスを条件として、非連結の組成された企業に貸付を行っている。組成された企業は主に、不動産信託、証券化事業体ならびにプロジェクトおよび不動産ファイナンス取引に関連するもので構成されている。
投資管理契約	当行グループはファンドを管理し、顧客に投資機会を提供している。当行グループはまた、その従業員向け退職年金基金を管理している。当行グループは、管理報酬および業績報酬を得ており、利息以外の収益に認識される。 当行グループはまた、主に生命保険子会社を通じてこれらの投資管理ファンドの受益証券を保有することがある。当行グループは、ファンドの受取分配金を得ており、利息以外の収益を通じて公正価値の変動を認識している。

非連結の組成された企業に対する当行グループの持分およびこれらの持分に関連した損失に対する最大エクスポージャーは、以下の表のとおりである<sup>1</sup>。最大エクスポージャーは、損失リスクを軽減するような担保またはヘッジは考慮されていない。

- ・ 非連結の組成された企業に対する債券およびエクイティ商品、ならびに貸付金を含むオンバランスの金融商品について、損失に対する最大エクスポージャーは帳簿価額である。
- ・ 流動性ファシリティを含むオフバランスの金融商品、貸付金およびその他の信用コミットメント、ならびに保証について、損失に対する最大エクスポージャーは、名目元本である。

	2019年連結				
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 <sup>2</sup>	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>					
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	1,827	-	-	282	2,109
投資有価証券	6,940	-	-	-	6,940
貸付金	-	20,979	9	22,817	43,805
生命保険に関する資産	-	-	4,885	1,879	6,764
その他の資産	-	-	54	-	54
<b>貸借対照表上のエクスポージャー合計</b>	<b>8,767</b>	<b>20,979</b>	<b>4,948</b>	<b>24,978</b>	<b>59,672</b>
オフバランスのエクスポージャーの名目元本 合計	-	5,157	102	10,086	15,345
<b>損失に対する最大エクスポージャー</b>	<b>8,767</b>	<b>26,136</b>	<b>5,050</b>	<b>35,064</b>	<b>75,017</b>
組成された企業の規模 <sup>3</sup>	66,015	26,136	71,538	98,983	262,672
	2018年連結				
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 <sup>2</sup>	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産</b>					
トレーディング目的有価証券およびFVISで 測定する金融資産	2,108	-	-	139	2,247
投資有価証券	7,352	-	-	-	7,352
貸付金	-	21,977	6	22,894	44,877
生命保険に関する資産	-	-	4,702	1,843	6,545
その他の資産	-	-	47	-	47
<b>貸借対照表上のエクスポージャー合計</b>	<b>9,460</b>	<b>21,977</b>	<b>4,755</b>	<b>24,876</b>	<b>61,068</b>
オフバランスのエクスポージャーの名目元本 合計	-	5,145	60	7,988	13,193
<b>損失に対する最大エクスポージャー</b>	<b>9,460</b>	<b>27,122</b>	<b>4,815</b>	<b>32,864</b>	<b>74,261</b>
組成された企業の規模 <sup>3</sup>	58,976	27,122	66,524	100,427	253,049

- 1 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。
- 2 第三者のモーゲージおよびその他の資産担保付証券に対する当行グループの持分は債券の上位トランシェであり、投資適格に格付されている。
- 3 当該企業の資産合計または時価総額のいずれか、あるいはそれらが入手できない場合には当行グループの確定エクスポージャー合計(貸付契約ならびに負債証券および持分証券の外部保有について)、管理しているファンド(当行グループの管理しているファンドについて)、あるいは発行済債券の合計価額(第三者の資産担保証券に対する投資について)に相当する。

### 契約外の財政支援

当行グループは、これら非連結の組成された企業に契約外の財政支援を行っていない。

### その他

#### 注記33. 株式報酬

##### 会計方針

当行グループは、従業員により提供された役務に対する報酬全体の構成要素として、さまざまな株式報酬契約を従業員と締結している。株式報酬契約は、あらかじめ定められた価格で株式を購入するオプション(株式オプション)、株式を無償で受取る権利(新株引受権)および制限株式(無償で発行)から成る。株式報酬契約は通常、特定の期間にわたる継続的な雇用(雇用期間または権利確定期間)が必要とされ、業績目標(権利確定条件)が含まれる場合がある。各契約の詳細は以下に記載のとおりである。

株式報酬は、現金決済型または株式決済型のいずれかの契約として分類しなければならない。当行グループは現金での決済を義務付けられていないため、当行グループの重要な契約は株式決済型である。

##### オプションおよび新株引受権

オプションおよび新株引受権は株式決済型契約である。公正価値は付与日現在で測定され、役務受領期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。

株式オプションおよび新株引受権の公正価値は、付与分の権利確定および市場関連の業績目標を織り込んだ2項式/モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて付与日現在で見積られる。株式オプションおよび新株引受権の公正価値は、当行グループによる従業員の継続的な雇用などの市場以外の権利確定条件を除いている。そのかわり、市場以外の権利確定条件は、権利確定が予想される株式オプションおよび新株引受権の数の見積りに織り込まれ費用として認識される。各報告日現在、市場以外の権利確定に関する仮定は更新され、毎年認識される費用には直近の見積りが考慮される。付与日以降に公正価値の再見積りは行われないため、市場に関連する仮定は毎年更新されない。

## 制限株式制度(RSP)

RSPは株式決済型契約として会計処理されている。無償で従業員に割り当てられた株式の公正価値は、権利確定期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は付与日に測定され、株主持分の独立した項目として認識される。

## 従業員持株制度(ESP)

無償で従業員に割り当てられる予定の株式の価値は、事業年度にわたり費用として認識され、その他の従業員給付として引当計上される。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は株主持分に認識される。従業員に対する義務を履行するための株式を市場で買戻すこともある。

制度の名称	ウエストパック長期変動報酬制度(以下「LTVR」という。)	ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)	制限株式制度(以下「RSP」という。)	従業員持株制度(以下「ESP」という。)
株式報酬の種類	新株引受権(無償で割当)株式オプション(2009年10月以降は発行されていない)	新株引受権(無償で割当)株式オプション(2009年10月以降は発行されていない)	ウエストパック普通株式(無償で割当)	ウエストパック普通株式(無償で割当)、従業員1人当たり年間1,000豪ドルを上限とする
利用方法	取締役の報酬と説明責任を、長期的な株主利益に一致させる。	主にニュージーランドの従業員およびオーストラリア以外を拠点とする主要な従業員に対する短期奨励金の一部の強制的な繰延べに使用	主に主要な従業員に対する付与に使用	オーストラリアの適格従業員に対する報奨の付与(前年度に関して他の制度に基づき金融商品をすでに提供されている場合を除く)
行使価格: 新株引受権 株式オプション	なし 業績期間開始時のウエストパック株式の市場価格	なし 業績期間開始時のウエストパック株式の市場価格	該当なし 該当なし	該当なし 該当なし
業績目標	4年間の業績期間にわたる相対的株主総利回り(以下「TSR」という。 )と、3年間の業績期間に1年間の制限期間を加えた期間にわたる現金株主資本利益率(以下「現金ROE」という。 )の平均が、それぞれ報奨の半分に適用される(2016年度LTVR報奨より開始) <sup>1</sup> 。	なし	なし	なし

制度の名称	ウエストパック長期変動報酬制度(以下「LTVR」という。)	ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)	制限株式制度(以下「RSP」という。)	従業員持株制度(以下「ESP」という。)
勤務条件	権利確定期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	権利確定期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	制限期間を通じての継続雇用または取締役会による決定による。	株式は通常、従業員がウエストパックを退職しない限り、付与から3年間ESP内での留保が義務付けられている。
権利確定期間(費用が認識される期間)	4年間 <sup>1</sup>	付与時に定められた確定期間	付与時に定められた確定期間	1年間
期間終了時の取扱い	未行使の場合に失効する。	未行使の場合に失効する。	権利確定済の株式は、権利確定期間終了時にRSPから制限が解除される。 2009年10月より前に付与された株式については、付与日から最長10年間RSPに保有される。	株式は、制限期間終了時または従業員のウエストパック退職時に制限が解除される。
従業員は権利確定期間に配当金および議決権を受け取るか?	いいえ	いいえ	はい	はい

<sup>1</sup> 2015年度LTVR報奨については、相対的TSRは4年間の業績期間と、3年間の業績期間に1年間の制限期間を加えた期間にわたる現金EPSの複利計算による年平均成長率(以下「CAGR」という。)を条件とする。2011年から2014年の間に付与された報奨については、相対的TSRと現金EPS CAGR目標のいずれも3年間の業績期間および権利確定期間を条件とする。2011年より前に付与された相対的TSR目標のある報奨は、最初の3年間の業績期間に評価され、その開始日から4年後および5年後の応答日にその後の業績テストが可能であるが、相対的TSRの順位が上がった場合のみ追加で権利が確定する。

各株式報酬制度は以下のように数値化される。

### ( ) ウエストパック長期変動報酬制度(LTVR)

2019年	2018年	期中付与	期中行使	期中失効	2019年	2019年
	10月1日現在 未行使				9月30日現在 未行使	9月30日現在 未行使かつ 行使可能
<b>株式オプション</b>	52,350	-	37,831	14,519	-	-
加重平均行使価格	23.40豪ドル	-	23.40豪ドル	-	-	-
加重平均残存契約期間	0年	-	-	-	-	-
<b>新株引受権</b>	4,712,843	1,169,704	-	1,327,958	4,554,589	3,719
加重平均残存契約期間	10.9年	-	-	-	12.3年	-
<b>2018年</b>	2017年10月1日				2018年9月30日	
株式オプション	256,840	-	103,686	100,804	52,350	52,350
加重平均行使価格	26.36豪ドル	-	24.23豪ドル	-	23.40豪ドル	23.40豪ドル
業績連動型新株引受権	5,231,904	808,290	2,929	1,324,422	4,712,843	3,719

当期において発行されたLTVR新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は15.62豪ドル(2018年度：17.86豪ドル)であった。

### ( ) ウエストパック業績連動型制度(WPP)

2019年	2018年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2019年 9月30日現在 未行使	2019年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
<b>新株引受権</b>						
1年の権利確定期間	140,531	145,296	82,287	5,652	197,888	59,413
2年の権利確定期間	253,390	146,139	78,180	31,440	289,909	48,833
3年の権利確定期間	117,739	20,169	23,576	19,083	95,249	22,700
4年の権利確定期間	162,229	74,042	-	32,851	203,420	-
<b>新株引受権合計</b>	<b>673,889</b>	<b>385,646</b>	<b>184,043</b>	<b>89,026</b>	<b>786,466</b>	<b>130,946</b>
<b>加重平均残存契約期間</b>	<b>12.4年</b>				<b>12.8年</b>	
<b>2018年</b>	<b>2017年10月1日</b>				<b>2018年9月30日</b>	
業績連動型新株引受権	619,779	246,902	156,691	36,101	673,889	124,525

当期において発行されたWPP新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は23.08豪ドル(2018年度：27.83豪ドル)であった。

### ( ) 制限株式制度(RSP)

割当日 <sup>1</sup>	2018年10月1日 現在未行使	期中割当	制限解除	期中失効	2019年9月30日 現在未行使
2009年10月より前の付与	346,732	-	346,732	-	-
2009年10月以降の付与	3,842,912	2,861,262	1,867,777	63,226	4,773,171
<b>2019年度合計</b>	<b>4,189,644</b>	<b>2,861,262</b>	<b>2,214,509</b>	<b>63,226</b>	<b>4,773,171</b>
2018年度合計	4,204,753	2,479,975	2,225,245	269,839	4,189,644

<sup>1</sup> 2009年10月より前に行われた報奨については、株式がRSPに保有される期間は付与日より最長で10年間である。2009年10月以降に行われた報奨について、株式は権利確定時にRSPから制限が解除される。

当期において発行されたRSP新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は25.20豪ドル(2018年度：31.29豪ドル)であった。

### ( ) 従業員持株制度(ESP)

	割当日	参加者数	参加者1人当たり 平均割当株式数	割当株式数合計	1株当たり 市場価格 <sup>2</sup>	公正価値合計
<b>2019年度</b>	2018年11月23日	27,245人	39株	1,062,555株	25.35豪ドル	26,935,769豪ドル
2018年度	2017年11月24日	27,557人	31株	854,267株	31.80豪ドル	27,165,691豪ドル

<sup>2</sup> 割当のための1株当たり市場価格は付与日までの5日間の取引高加重平均価格に基づいている。

2018年度のESP報奨は、市場での株式購入によって履行された。

2019年9月30日現在のESPに関して計上した負債は26百万豪ドル(2018年度：28百万豪ドル)であり、その他の従業員給付に引当計上されている。

( ) **CEO制度**

CEOのプライアン・ハルツァーが保有している株式報酬契約は、関連制度に関する上記の条件と同じである。

( ) **その他の制度**

ウエストパックはまた、当行グループの小規模な特定部分に制度を提供している。当該制度に基づく給付は、事業の対象部分の成長および業績に直接連動する。当該制度は、費用および利益の希薄化の観点から個別でも全体でも当行グループにとって重要ではない。

現在発行済の株式オプションおよび/または新株引受権の保有者全員の氏名がウエストパックのオプション保有者登録簿に記載され、この登録簿はニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市ジョージ・ストリート680番地12階のLink Market Servicesにおいて閲覧することができる。

( ) **公正価値の仮定**

株式オプションおよび新株引受権の公正価値は、各付与日現在で個別に算定されている。

相対的TSRに基づく業績目標のある新株引受権の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮している。

業績目標に基づくTSRのない新株引受権の公正価値(すなわち現金EPS CAGR、経済的収益および現金ROEの業績目標のある新株引受権)は、付与日現在の株価および権利確定期間にわたる予想配当利回りを反映する割引率を参照して決定されている。

その他の重要な仮定には以下が含まれる。

- ・ リスク・フリー金利のリターン2.1%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ ウエストパック株式に係る配当利回り7.5%(TSRおよびROE(付与目標)に適用)
- ・ ウエストパックのTSRのボラティリティ20.3%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ TSR(付与目標)については、比較企業グループおよびウエストパックのTSRのボラティリティおよびその相関係数

注記34. 退職年金契約

会計方針

当行グループは、確定給付制度の資産または負債について、確定給付債務と制度資産の公正価値の純額で認識している。確定給付債務は、見積将来キャッシュ・フローを質の高い長期社債の金利を用いて割り引いた現在価値として算定される。

退職年金費用は営業費用に認識され、再測定はその他の包括利益を通じて認識される。

## 重要な会計上の仮定および見積り

当該制度の債務の保険数理上の評価は一連の仮定によって決まり、主に物価のインフレ、昇給率、死亡率、疾病率、割引率および投資収益がある。仮定が異なれば制度資産と債務の評価および損益計算書に認識される退職年金費用の金額が著しく変わる可能性がある。

2019年9月30日現在、ウエストパックは以下の確定給付制度を有している。

制度名	タイプ	給付金の形式	前回の保険数理士による積立状況の評価日
ウエストパック・グループ制度(WGP)	確定給付および積立	物価スライド年金および一括支給	2018年6月30日
ウエストパック・ニュージーランド退職年金制度(WNZS)	確定給付および積立	物価スライド年金および一括支給	2017年6月30日
ウエストパック・バンキング・コーポレーション英国従業員退職年金制度(UKSS)	確定給付	物価スライド年金および一括支給	2018年4月5日
ウエストパック英国医療給付制度	確定給付	医療給付	該当なし

確定給付制度では新規加入者の募集を締切っている。当行グループには、当該制度の積立に対する年次拠出または確定拠出項目以外に債務はない。

WGPは、当行グループの主な確定給付制度であり、その信託証書の条件およびオーストラリアにおける関連する法令に従って運用管理されている。確定給付債務は、現行の加入者の給与および加入期間、また、年金受給者の場合には物価のインフレに基づいている。

確定給付制度によって、当行グループは以下のリスクにさらされている。

- ・ 割引率 - 割引率の下落により将来の支払額の現在価値が増加することになる。
- ・ インフレ率 - インフレ率の上昇により、年金受給者への支払いが増加することになる。
- ・ 投資リスク - 投資収益の減少により、不足額を相殺するのに必要な拠出金が増加することになる。
- ・ 死亡率リスク - 加入者が仮定よりも長生きすることにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが増加することになる。
- ・ 行動リスク - 一括払いではなく、年金として一部の給付を受取る加入者の割合が増加することにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが増加することになる。
- ・ 法令リスク - 確定給付を提供するコストが増加するような法令の変更が行われる可能性がある。

投資リスクは、資産クラス間の制度資産の割り当てに関するベンチマークの設定によって管理される。長期的な投資戦略は、以下の目的のために、比較的高水準なエクイティ投資を利用することが多い。

- ・ 有利かつ長期的な投資リターンを確保する。
- ・ インフレに対してある程度の防御となる資本の評価増および配当金の増加の機会を提供する。

3年に1度の保険数理上の評価に基づいて、WGP、WNZSおよびUKSSの積立の勧告が行われる。確定給付制度の積立評価は、会計上の確定給付制度の剰余金/不足額の計算において、異なった仮定に基づいている。直近の評価に基づく、確定給付制度資産は、158百万豪ドル(2018年度：324百万豪ドル)の剰余金があり、全加入者の確定給付の現在価値をカバーするのに十分である。現在の拠出率は以下のとおりである。

- ・ WGP - 加入者の給与の11.8%でWGPへ拠出される。
- ・ WNZS - 加入者の給与の12%でWNZSへ拠出される。
- ・ UKSS - 毎年1.05百万ポンドでUKSSへ拠出される。

#### 拠出

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
雇用主の拠出	28	30	27	30
加入者の拠出	11	12	11	11

2020年9月30日に終了する事業年度における雇用主の予想拠出額は26百万豪ドルである。

#### 認識された費用

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期の勤務費用	33	37	42	32	37
給付純債務に係る利息費用純額	(2)	1	8	(2)	-
<b>確定給付費用合計</b>	<b>31</b>	<b>38</b>	<b>50</b>	<b>30</b>	<b>37</b>

#### 認識された確定給付残高

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在の給付債務	2,799	2,314	2,710	2,239
期末現在の制度資産の公正価値	2,464	2,378	2,405	2,319
剰余金/(不足額)純額	(335)	64	(305)	80
確定給付制度の剰余金 <sup>1</sup>	73	89	73	89
確定給付制度の不足額 <sup>2</sup>	(408)	(25)	(378)	(9)
剰余金/(不足額)純額	(335)	64	(305)	80

<sup>1</sup> 確定給付制度の剰余金はその他の資産に認識される。

<sup>2</sup> 確定給付制度の不足額はその他の負債に認識される。

確定給付債務の平均期間は14年(2018年度：11年)である。

## 重要な仮定

	連結および親会社			
	2019年		2018年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
割引率	2.6%	1.1% - 1.8%	4.1%	2.6% - 2.9%
昇給率	2.4%	3.0% - 4.9%	2.9%	3% - 5%
インフレ率(年金受給者はインフレ分を増加して 受領する)	1.4%	2.0% - 3.4%	1.9%	2% - 3.5%
60歳男性の平均余命	31.1年	27.9 - 28.1年	31.0年	27.9 - 28.4年
60歳女性の平均余命	34.0年	29.3 - 29.5年	33.9年	29.4 - 29.6年

## 重要な仮定の変動に対する感応度

WGPに関する確定給付債務に係る仮定の変動による影響は、以下の表のとおりである。当行グループのその他の確定給付制度の仮定について合理的に発生する可能性がある変動は、確定給付債務に重要な影響を与えないと考えられる。

仮定の変動	債務の増加	
	2019年	2018年
割引率の0.5%の下落	205	120
年次昇給率の0.5%の上昇	14	8
インフレ率の0.5%の上昇(年金受給者はインフレ分が増額され受領する)	188	111
平均余命の1年の伸び	45	38

## 資産配分

	連結および親会社			
	2019年		2018年	
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
現金	3%	3%	5%	2%
エクイティ商品	45%	7%	45%	7%
債券	28%	5%	28%	80%
不動産	10%	1%	10%	1%
その他の資産	14%	84%	12%	10%
合計	100%	100%	100%	100%

エクイティ商品および負債商品は主に時価のある資産であり、不動産資産およびその他の資産は主に時価がない。その他の資産にはインフラ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドが含まれる。

## 注記35. 監査報酬

監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(以下「PwC」という。)およびPwCネットワーク・ファームに属する海外ファームに対する未払報酬は以下のとおりである。

	連結		親会社	
	2019年	2018年	2019年	2018年
	千豪ドル	千豪ドル	千豪ドル	千豪ドル
<b>監査および監査関連報酬</b>				
<b>監査報酬</b>				
PwCオーストラリア	28,153	19,999	28,025	19,967
海外のPwCネットワーク・ファーム	3,216	3,338	321	68
<b>監査報酬合計</b>	<b>31,369</b>	<b>23,337</b>	<b>28,346</b>	<b>20,035</b>
<b>監査関連報酬</b>				
PwCオーストラリア	3,569	2,316	3,418	2,224
海外のPwCネットワーク・ファーム	128	117	2	-
<b>監査関連報酬合計</b>	<b>3,697</b>	<b>2,433</b>	<b>3,420</b>	<b>2,224</b>
<b>監査および監査関連報酬合計</b>	<b>35,066</b>	<b>25,770</b>	<b>31,766</b>	<b>22,259</b>
<b>税務報酬</b>				
PwCオーストラリア	53	169	53	49
<b>税務報酬合計</b>	<b>53</b>	<b>169</b>	<b>53</b>	<b>49</b>
<b>その他の報酬</b>				
PwCオーストラリア	70	1,581	70	1,501
海外のPwCネットワーク・ファーム	502	-	502	-
<b>その他の報酬合計</b>	<b>572</b>	<b>1,581</b>	<b>572</b>	<b>1,501</b>
<b>監査報酬および非監査報酬合計</b>	<b>35,691</b>	<b>27,520</b>	<b>32,391</b>	<b>23,809</b>

監査人に対する未払報酬は以下のように分類されている。

監査	年度末の監査、半期のレビューならびに債券発行および増資に伴うコンフォート・レター
監査関連	会計基準および報告要件に関する相談、規制関連のコンプライアンス・レビューならびに債券および資本の募集に関する保証業務
税務	税務コンプライアンスおよび税務アドバイザリー・サービス
その他	システム保証業務、コンプライアンス・アドバイスおよび統制に関するレビューを含むさまざまなサービス

ウエストパックの方針により、PwCの独立性が損なわれない、または損なわれるように見受けられない場合、ならびにウエストパックに関する監査人の専門性および経験が重要である場合にのみ、法定監査業務の他の業務についてPwCを利用する。すべてのサービスは、事前承認の方針および手続きに従い、監査委員会によって承認された。

PwCはまた、ウエストパックに関連があるが連結対象ではないさまざまな事業体について、7.5百万豪ドル(2018年度：7.5百万豪ドル)の報酬を受け取った。これらの非連結事業体には、当行グループが支援する事業体、ウエストパック・グループの事業体が受託会社、管理会社または契約当事者である信託、退職年金基金ならびに年金基金が含まれている。

## 注記36. 関連当事者の開示

### 関連当事者

ウエストパックの関連当事者とは、ウエストパックが支配する、または重要な影響力を行使できる当事者のことである。例として、子会社、関連会社、共同支配企業および退職年金制度、ならびに経営幹部およびこれらの関連する当事者が含まれる。

### 経営幹部(以下「KMP」という。)

経営幹部とは、直接的または間接的にウエストパックの活動を計画、指図および管理する権限および責任を有する者である。これにはすべての業務執行取締役および非業務執行取締役が含まれている。

### 親会社

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは当行グループの最終的な親会社である。

### 子会社 - 注記31

親会社には、子会社との間に以下の関連当事者取引および残高がある。

取引/残高の種類	詳細な開示箇所
子会社に対する債務/債権の残高	貸借対照表
受取配当金/子会社との取引	注記 4
受取利息および支払利息	注記 3
連結納税グループの取引および保証	注記 7
保証	注記27

子会社に対する債務/債権の残高には、広範にわたる銀行業務およびその他金融業務が含まれている。

親会社と子会社との間の関連当事者取引の条件は、通常の商取引の条件と異なる時がある。親会社と子会社との間の関連当事者取引は連結時に相殺消去される。

### 関連会社 - 注記31

当行グループは、通常の商取引の条件による広範にわたる銀行業務およびその他金融業務ならびにファンド管理業務を当行グループの関連会社に提供している。

### 退職年金制度

当行グループは確定拠出制度に対して347百万豪ドル(2018年度：348百万豪ドル)、確定給付制度に対して28百万豪ドル(2018年度：30百万豪ドル)を拠出した。注記34を参照のこと。

## KMPの報酬

KMPの報酬合計は以下のとおりである。

	短期報酬	退職後給付	その他の 長期報酬	退職給付	株式報酬	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
<b>連結</b>						
2019年	23,805,197	712,883	36,572	558,984	20,691,480	45,805,116
2018年	23,210,820	618,631	297,495	-	16,086,623	40,213,569
<b>親会社</b>						
2019年	22,515,477	625,173	36,572	558,984	19,783,900	43,520,106
2018年	21,807,008	537,187	297,495	-	15,301,417	37,943,107

## KMPとのその他の取引

KMPは、通常の業務において、当行グループから個人銀行業務および金融投資サービスを受けている。金利および担保などの条件ならびにウエストパックに対するリスクは他の従業員との取引と同様であり、返済についての通常のリスク以上のものを伴わず、またはその他の不利な特性を示していなかった。

KMPおよびその関連当事者に提供された貸付金の内訳および課された関連利息は、以下のとおりである。

	当期利息未払額	期末現在貸付金 残高	貸付金を有する KMPの人数
	豪ドル	豪ドル	
2019年	672,167	31,718,007	14
2018年	650,969	17,498,526	13

## オプションおよび新株引受権保有数

SECの開示要件を遵守するために、以下の表は、2019年9月30日現在、最高経営責任者およびその他の経営幹部(その関連当事者を含む)が保有する業績連動型オプション、業績連動型新株引受権および業績目標のない新株引受権の内訳を示している。

	最終行使日	新株引受権 の数
<b>マネージング・ディレクター兼最高経営責任者</b>		
ブライアン・ハルツァー	2030年10月1日から2033年10月1日	840,679
<b>グループ業務執行役員</b>		
クレイグ・ブライト	2033年10月1日から2033年10月1日	77,696
リン・コプリー	2030年10月1日から2033年10月1日	356,810
ピーター・キング	2030年10月1日から2033年10月1日	340,558
レベッカ・リム	2030年10月1日から2033年10月1日	193,217
デイビッド・リンドバーク	2030年10月1日から2034年4月1日	319,482
キャロリン・マックラン	2030年10月1日から2033年10月1日	78,548
デイビッド・マクレーン	2022年10月1日から2033年10月1日	366,163
クリスティーン・パーカー	2030年10月1日から2033年10月1日	260,523
デイビッド・ステファン	2032年10月1日から2033年10月1日	278,698
ゲイリー・サーズビー	2030年10月1日から2033年10月1日	213,978
アラスター・ウェルシュ	2030年10月1日から2030年10月1日	14,944
<b>元グループ業務執行役員</b>		
ブラッド・クーパー	2030年10月1日から2033年10月1日	349,204
デイビッド・カラン	2030年10月1日から2033年10月1日	246,376
ジョージ・フラジス	2030年10月1日から2033年10月1日	332,577

当行グループは当期中にオプションを発行しておらず、過年度に発行されたオプションは2018年10月1日現在、既に行使されているか失効している。

注記37. キャッシュ・フロー計算書に係る注記<sup>1</sup>

## 会計方針

現金および中央銀行預け金には、支店およびATMにおける保有現金、海外の銀行への現地通貨建の預け金、ならびにRBAの口座および海外の中央銀行の口座への預け金を含む中央銀行預け金が含まれる。

営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)から当期純利益への調整は以下のとおりである。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	6,790	8,099	7,997	7,121	8,144
調整項目：					
減価償却、償却および減損	1,079	1,144	1,269	1,082	952
減損費用	966	889	1,021	893	820
当期法人税額および繰延税額の純(減)/増	(541)	(96)	(34)	(804)	(598)
未収利息の(増)/減	132	(83)	(75)	98	(74)
未払利息の(減)/増	(341)	241	148	(321)	217
引当金の(減)/増	1,143	289	219	1,214	294
その他の非現金項目	(832)	332	(419)	(329)	420
営業資産および負債の増減考慮前の 営業活動からのキャッシュ・フロー	8,396	10,815	10,126	8,954	10,175
金融派生商品の純(増)/減	7,605	8,584	(5,042)	6,581	8,263
生命保険に関する資産および負債の純(増)/減	(134)	(230)	219	-	-
その他の営業資産の(増)/減：					
支払担保金	(847)	969	2,320	(755)	662
トレーディング目的有価証券および公正価値で 測定する金融資産	(7,629)	3,492	(4,729)	(7,358)	2,815
貸付金	(4,188)	(24,740)	(26,815)	(3,312)	(23,661)
その他の金融資産	336	859	466	324	502
その他の資産	(13)	10	67	(41)	33
その他の営業負債の(減)/増：					
受入担保金	1,007	(295)	739	1,004	(606)
預金およびその他の借入金	1,113	23,928	23,062	963	20,783
その他の金融負債	1,463	(3,632)	2,506	1,555	(3,742)
その他の負債	(5)	10	(82)	(24)	17
<b>営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)</b>	<b>7,104</b>	<b>19,770</b>	<b>2,837</b>	<b>7,891</b>	<b>15,241</b>

<sup>1</sup> 当行グループは、2018年10月1日よりAASB第9号およびAASB第15号を適用している。比較数値は修正再表示されていない。さらに、当行グループは貸借対照表に複数の表示変更を行った。比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1を参照のこと。

## 支配を喪失した資産および負債の詳細

支配を喪失した事業体の詳細は、注記31に記載されている。

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
<b>資産:</b>					
現金および中央銀行預け金	3	10	-	-	-
トレーディング目的有価証券および公正価値で測定する金融資産	3	-	-	-	-
不動産および設備	-	2	-	-	-
繰延税金資産	-	4	-	-	-
無形資産	-	15	-	-	-
その他の金融資産	3	5	-	-	-
<b>資産合計</b>	<b>9</b>	<b>36</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>負債:</b>					
引当金	-	2	-	-	-
その他の負債	-	3	-	-	-
<b>負債合計</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分合計</b>	<b>9</b>	<b>31</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
現金受領額(取引費用控除後)	2	19	-	-	-
<b>対価合計</b>	<b>2</b>	<b>19</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
損益にリサイクルされる積立金	10	3	-	-	-
<b>売却に係る利益/(損失)</b>	<b>3</b>	<b>(9)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>売却による現金受領額の調整</b>					
現金受領額(取引費用控除後)	2	19	-	-	-
控除: 連結対象から除外された現金	(3)	(10)	-	-	-
<b>現金対価(支払額)/受取額 (取引費用および保有現金控除後)</b>	<b>(1)</b>	<b>9</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

## 現金を伴わない財務活動

	連結			親会社	
	2019年	2018年	2017年	2019年	2018年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
配当金株式再投資制度に基づき発行された株式	1,489	631	1,452	1,489	631
ウエストパックCPSの転換により発行された株式	-	566	-	-	566

2018年3月13日、ウエストパック・キャピタル・ノート5の再投資の募集により、623百万豪ドルのCPSがそれぞれ100豪ドルでウエストパックCPSの指定関係者に譲渡された。これらのCPSは後にウエストパックによって買戻され消却された。2018年4月3日、CPSの残りの566百万豪ドルがそれぞれ100豪ドルでウエストパックCPSの指定関係者に譲渡された。この譲渡後の残りのCPSは19,189,765株の普通株式に転換された。

## 拘束性預金

当行グループの一部の在外事業体は、それぞれの国での事業に関して積立金または中央銀行預け金の最低残高を維持することが要求されており、その合計額は当行グループについて330百万豪ドル(2018年度：357百万豪ドル)、親会社について224百万豪ドル(2018年度：250百万豪ドル)である。これらは現金および中央銀行預け金に含まれている。

## 注記38. 後発事象

2019年9月31日終了事業年度以降、取締役会は、全額払込済普通株式1株当たり80豪セントの最終配当金を全額フランキング済で支払うことを決定した。当該配当金は2,791百万豪ドルの見込みである。

2019年9月30日現在、配当金は認識されていない。提案される配当金支払日は2019年12月20日である。

取締役会は、2019年度の最終配当金に対する配当金再投資制度(以下「DRP」という。)を履行するために株式を発行することを決定した。DRPに基づき発行する株式数を決定するために使用する市場価格は、2019年11月18日に開始する10取引日に設定される。

2019年11月4日、ウエストパックは、ウエストパックの全額払込済普通株式の引受ベースによる募集を機関投資家向けに実施して20億豪ドルを調達することを発表した。発表によればさらに、ウエストパックは当該募集後に、株主が株式購入制度を利用できるようにして約500百万豪ドルを調達する予定であるが、その規模は縮小される可能性があり、また、調達額も当該金額を下回る、または上回る可能性がある。

2019年9月30日終了事業年度以降、本報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間における当行グループの業務、当行グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼした、または重大な影響を及ぼす可能性がある、他のいかなる事象も発生していない。

## 注記39. 過年度に関連する会計方針

AASB第9号の適用により、一部の金融商品に関する会計方針および関連する残高が変更されている。当期に適用される方針は、上記の財務書類注記のうち関連する注記に記載されている。過年度の比較数値は修正再表示されていないため、以下に記載する会計方針は、AASB第139号に基づく2019年より前の事業年度に適用される方針を反映したものである。詳細は注記1を参照のこと。

## 減損に関連する会計方針(注記6および注記13)

## 減損費用(注記6)

当行グループは、各決算日現在で貸付金ポートフォリオが減損している客観的な証拠の有無を評価している。元本または利息の返済を回収できない可能性があるという客観的証拠があり、かつ、回収不能な貸付金の財務上の影響について信頼性のある測定ができる場合、減損費用が認識される。

減損の客観的証拠には、利息または元本の支払に係る債務不履行、借手が重大な財政的困難に陥っていること、または貸付金のグループに係る債務不履行に関連する観察可能な経済情勢など、当行グループとの契約違反が含まれる場合がある。

減損費用は当該貸付金の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。見積将来キャッシュ・フローは、まだ発生していない将来の予想信用損失を除外し、貸付金の当初実効金利で現在価値まで割引かれる。貸付金に変動金利が付されている場合、減損を測定する際の割引率は現行の実効金利になる。

減損費用は損益計算書に認識され、貸付金の帳簿価額は相殺効果のある引当金勘定(注記13参照)を通じて同額が減額される。

その後の期間において、客観的証拠によって減損費用の戻入が示されることがある。客観的証拠には、借手手の信用格付または財務状況の改善が含まれることもある。減損費用は将来の期間の損益計算書において戻し入れられ、関連する減損引当金が減額する。

## 回収不能な貸付金

回収不能な貸付金に関する方針は、AASB第9号に基づく2019年度に適用される方針と整合している。

## 減損引当金(注記13)

当行グループは、以下のとおり、貸付金に対して2種類の減損引当金(貸付金に対する引当金)を認識している。

- ・ 個別評価減損引当金
- ・ 一括評価減損引当金

当行グループは以下のとおり減損を評価する。

- ・ 特定の基準値を上回る貸付金については、個別に評価する。減損の客観的な証拠がある場合、個別評価引当金が認識される。
- ・ 上記の特定の基準値を下回る貸付金または減損の客観的な証拠がない貸付金については、一括して評価する。類似したリスク特性を有する貸付金のグループに当該貸付金を含めて、減損の一括評価を行う。貸付金のグループが一括して減損しているという客観的証拠がある場合、一括評価引当金が認識される。

## 重要な会計上の仮定および見積り

将来キャッシュ・フローの見積りに使用される方法および仮定は、減損引当金と損失実績との差を縮小させるために当行グループによって定期的に見直しが行われる。

## 個別評価部分

重要な判断には顧客の事業の見通し、担保の処分可能見込額、他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびに貸付金回収に係る費用および期間の見込みが含まれる。

新しい情報が入手可能となったり、貸付金回収戦略が進化したりするため、時間の経過とともに判断が変わることがあり、その結果、減損引当金が修正される場合がある。

## 一括評価部分

延滞額、担保および保証、過去の損失実績、現在の経済状況ならびにポートフォリオの動向に基づくデフォルトおよび回収の時期の予想が勘案され、ポートフォリオごとに一括評価引当金が設定される。

重要な判断には見積損失率および関連する損失出現期間が含まれる。貸付金の種類ごとの損失出現期間は、損失出現パターンを調査することによって決定される。貸付金の記録は、損失の兆候となる観察可能な事象の発生から損失が識別可能となるまでの平均期間を特定するためにレビューされる。

実際に生じる信用損失は、金利の変動およびそれが個人消費、失業水準、弁済行動および倒産率に与える影響を含む不確実性により、貸付金の減損引当金の計上額と著しく異なる場合がある。

金融商品の分類および測定に関する会計方針(注記10の前の方針、注記11および注記12)

## 金融資産および金融負債の分類ならびに測定(注記10の前に記載されている方針)

当行グループは、金融資産を「現金および中央銀行預け金」、「金融機関に対する債権」、「トレーディング目的の有価証券および公正価値で測定するものとして指定された金融資産」、「金融派生商品」、「売却可能有価証券」、「貸付金」、「生命保険に関する資産」ならびに「海外における中央銀行への法定準備預金」に分類している。当行グループにおいて、「満期保有目的投資」に分類された金融資産はない。

当行グループは、重要な金融負債を「他の金融機関に対する債務」、「預金およびその他の借入金」、「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」、「金融派生商品」、「発行済債券」ならびに「借入資本」に分類している。

損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。

## 売却可能有価証券(注記11)

売却可能負債証券(政府証券およびその他の負債証券)および持分証券は公正価値で保有され、損益はその他の包括利益(以下「OCI」という。)に認識される。ただし、負債証券に係る利息、持分証券に係る配当金および減損費用は損益計算書に認識される。

OCIに認識される累積損益は、その後、当該商品の売却時に損益計算書に認識される。

各報告日現在で、当行グループは売価可能有価証券の減損の有無について評価する。有価証券の見積キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす1つ以上の事象が生じた場合、減損は存在する。負債商品に関する減損の証拠には、発行体の重大な財政困難または支払状況の悪化が含まれる。持分証券に関しては、有価証券の取得原価を下回る公正価値の大幅なまたは長期にわたる減少が減損の証拠としてみなされる。

減損が存在する場合、累積損失はOCIから除外され、損益計算書に認識される。負債証券に係る減損のその後の戻入も損益計算書に認識される。エクイティ商品に係る減損費用のその後の戻入は、当該商品が売却されるまでは損益計算書に認識されない。

## 貸付金(注記12)

貸付金は、公正価値と直接帰属する取引費用および手数料を合計した額で当初認識される金融資産である。貸付金はその後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、減損引当金控除後の金額で表示される。ただし、貸付金のポートフォリオは、会計上のミスマッチを減少させるために、その後、公正価値で測定される。

[前へ](#)      [次へ](#)

( ) 取締役の宣言

取締役の意見では、

(a) 原文の年次報告書の「セクション3 . 2019年9月30日終了事業年度の財務報告書」に記載されている財務書類および注記は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

( ) オーストラリア会計基準、2001年会社規制法(Corporations Regulations 2001)およびその他の開示に関する専門的法規に準拠している。

( ) ウエストパック・バンキング・コーポレーションおよび当行グループの2019年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における業績について真実かつ適正な概観を与えている。

(b) ウエストパックがその負債を期限までに返済することができると信ずるに足る合理的な根拠がある。

注記1(a)には、この財務報告書が国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準にも準拠しているという記載が含まれている。

取締役は、2001年会社法第295A条で要求される最高経営責任者および最高財務責任者による宣言を与えられた。

この宣言は取締役の決議に従って行われている。

取締役会を代表して

リンジー・マックステッド  
会長

ブライアン・ハルツァー  
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

シドニーにて  
2019年11月4日

## ( ) 財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書

以下の報告は米国証券取引委員会の規則により義務付けられている。

ウエストパックの経営者には、1934年改正証券取引法規則13aから15(f)に定められているように、ウエストパックの財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。ウエストパックの内部統制制度は、財務報告の信頼性および適切な会計基準に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備されている。

ウエストパックの財務報告に関する内部統制は、以下についての方針および手続を含んでいる。それらは、ウエストパックおよびその連結事業体の取引および資産の処分を合理的な詳細で、正確に反映する記録の維持に係るもの、適切な会計基準に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また、ウエストパックの収入および支出はウエストパックおよびその連結事業体の経営者および取締役の承認に基づいてのみ発生していることについての合理的な保証を提供するもの、ならびに財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるウエストパックおよびその連結事業体の資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するものである。

固有の制限により、財務報告に関する内部統制は虚偽の表示を防止または発見しない可能性がある。また、将来の期間における有効性の評価に係る予測は、状況の変化により統制が不適切になる、または方針および手続への準拠性が低下する可能性があるというリスクを前提としている。

ウエストパックの経営者は、最高経営責任者および最高財務責任者の関与のもと、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が規定した「2013年版内部統制 - 統合的枠組み」の基準に基づき、2019年9月30日現在のウエストパックの財務報告に関する内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者はウエストパックの財務報告に関する内部統制は2019年9月30日現在有効であったと判断した。

2019年9月30日現在のウエストパックの財務報告に関する内部統制の有効性は、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパースによって監査されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

## Financial statements

Income statements<sup>1</sup> for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Note	Consolidated			Parent Entity	
		2019	2018	2017	2019	2018
Interest income:						
Calculated using the effective interest rate method	3	32,518	31,987	30,614	32,736	32,190
Other	3	704	584	618	776	640
<b>Total interest income</b>		<b>33,222</b>	<b>32,571</b>	<b>31,232</b>	<b>33,512</b>	<b>32,830</b>
Interest expense	3	(16,315)	(16,066)	(15,716)	(19,295)	(18,977)
<b>Net interest income</b>		<b>16,907</b>	<b>16,505</b>	<b>15,516</b>	<b>14,217</b>	<b>13,853</b>
Net fee income	4	1,655	2,424	2,603	922	2,172
Net wealth management and insurance income	4	1,029	2,061	1,800	-	-
Trading income	4	929	945	1,202	956	919
Other income	4	129	72	529	2,684	2,633
<b>Net operating income before operating expenses and impairment charges</b>		<b>20,649</b>	<b>22,007</b>	<b>21,650</b>	<b>18,779</b>	<b>19,577</b>
Operating expenses	5	(10,106)	(9,566)	(9,262)	(8,631)	(8,000)
Impairment charges	6	(794)	(710)	(853)	(750)	(682)
<b>Profit before income tax</b>		<b>9,749</b>	<b>11,731</b>	<b>11,515</b>	<b>9,398</b>	<b>10,895</b>
Income tax expense	7	(2,959)	(3,632)	(3,518)	(2,277)	(2,751)
<b>Net profit for the year</b>		<b>6,790</b>	<b>8,099</b>	<b>7,997</b>	<b>7,121</b>	<b>8,144</b>
Net profit attributable to non-controlling interests		(6)	(4)	(7)	-	-
<b>Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>		<b>6,784</b>	<b>8,095</b>	<b>7,990</b>	<b>7,121</b>	<b>8,144</b>
<b>Earnings per share (cents)</b>						
Basic	8	196.5	237.5	238.0		
Diluted	8	189.5	230.1	229.3		

The above income statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Financial statements

Statements of comprehensive income<sup>1</sup> for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Net profit for the year</b>	<b>6,790</b>	<b>8,099</b>	<b>7,997</b>	<b>7,121</b>	<b>8,144</b>
<b>Other comprehensive income</b>					
<b>Items that may be reclassified subsequently to profit or loss</b>					
Gains/(losses) recognised in equity on:					
Available-for-sale securities	-	(102)	75	-	(32)
Debt securities measured at fair value through other comprehensive income (FVOCI)	(46)	-	-	(39)	-
Cash flow hedging instruments	(203)	(161)	(9)	(121)	(125)
Share of associates' other comprehensive income (net of tax)	-	-	3	-	-
Transferred to income statements:					
Available-for-sale securities	-	66	(3)	-	(33)
Debt securities measured at FVOCI	(29)	-	-	(29)	-
Cash flow hedging instruments	197	203	115	128	160
Foreign currency translation reserve	(10)	(3)	-	-	-
Share of associates' other comprehensive income (net of tax)	-	-	9	-	-
Exchange differences on translation of foreign operators (net of associated hedges)	182	181	(116)	162	174
Income tax on items taken to or transferred from equity:					
Available-for-sale securities reserve	-	9	(18)	-	19
Debt instruments measured at FVOCI	20	-	-	18	-
Cash flow hedge reserve	2	(13)	(6)	(3)	(10)
<b>Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss</b>					
Gains/(losses) on equity instruments measured at FVOCI	11	-	-	(2)	-
Own credit adjustment on financial liabilities measured at fair value (net of tax)	(10)	43	(164)	(10)	43
Remeasurement of defined benefit obligation	(276)	45	190	(268)	47
<b>Other comprehensive income for the year (net of tax)</b>	<b>(162)</b>	<b>268</b>	<b>(6)</b>	<b>(164)</b>	<b>243</b>
<b>Total comprehensive income for the year</b>	<b>6,628</b>	<b>8,367</b>	<b>7,991</b>	<b>6,957</b>	<b>8,387</b>
Attributable to:					
Owners of Westpac Banking Corporation	6,620	8,363	7,984	6,957	8,387
Non-controlling interests	8	4	7	-	-
<b>Total comprehensive income for the year</b>	<b>6,628</b>	<b>8,367</b>	<b>7,991</b>	<b>6,957</b>	<b>8,387</b>

The above statements of comprehensive income should be read in conjunction with the accompanying notes.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Financial statements

Balance Sheets<sup>1</sup> as at 30 September

Westpac Banking Corporation

In	Note	Consolidated		Parent Entity	
		2019	2018	2019	2018
<b>Assets</b>					
Cash and balances with central banks		20,059	26,788	17,692	24,976
Collateral paid		5,930	4,787	5,773	4,722
Trading securities and financial assets measured at fair value through income statement (FVIF)	10	31,781	23,132	29,565	21,415
Derivative financial instruments	20	29,859	24,101	29,283	23,562
Available-for-sale securities	11	-	61,119	-	56,513
Investment securities	11	73,401	-	68,398	-
Loans	12	714,770	709,690	631,936	630,168
Other financial assets	14	5,367	5,517	4,685	4,666
Life insurance assets	15	9,367	9,450	-	-
Due from subsidiaries		-	-	142,961	140,597
Investment in subsidiaries		-	-	6,436	4,508
Investment in associates	31	129	115	100	76
Property and equipment		1,155	1,329	948	1,120
Deferred tax assets	7	2,048	1,180	1,925	1,102
Intangible assets	25	11,953	11,763	9,687	9,494
Other assets		807	621	420	311
<b>Total assets</b>		<b>906,626</b>	<b>879,592</b>	<b>949,739</b>	<b>923,230</b>
<b>Liabilities</b>					
Collateral received		3,287	2,184	2,849	1,748
Deposits and other borrowings	16	563,247	559,285	501,430	500,468
Other financial liabilities	17	29,215	28,105	28,516	27,266
Derivative financial instruments	20	29,096	24,407	28,867	24,229
Debt issues	18	181,457	172,596	156,674	152,288
Current tax liabilities		163	296	88	184
Life insurance liabilities	15	7,377	7,597	-	-
Due to subsidiaries		-	-	148,507	142,400
Provisions	27	3,169	1,928	2,980	1,766
Deferred tax liabilities	7	44	18	-	3
Other liabilities		2,238	1,338	1,064	257
<b>Total liabilities excluding loan capital</b>		<b>819,293</b>	<b>797,754</b>	<b>871,075</b>	<b>850,609</b>
Loan capital	19	21,826	17,265	21,826	17,265
<b>Total liabilities</b>		<b>841,119</b>	<b>815,019</b>	<b>892,901</b>	<b>867,874</b>
<b>Net assets</b>		<b>65,507</b>	<b>64,573</b>	<b>56,838</b>	<b>55,356</b>
<b>Shareholders' equity</b>					
Share capital:					
Ordinary share capital	28	37,508	36,054	37,508	36,054
Treasury shares and Restricted Share Plan (RSP) treasury shares	28	(553)	(493)	(575)	(508)
Reserves	28	1,311	1,077	1,338	1,114
Retained profits		27,188	27,883	18,567	18,696
<b>Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>		<b>65,454</b>	<b>64,521</b>	<b>56,838</b>	<b>55,356</b>
Non-controlling interests	28	53	52	-	-
<b>Total shareholders' equity and non-controlling interests</b>		<b>65,507</b>	<b>64,573</b>	<b>56,838</b>	<b>55,356</b>

The above balance sheets should be read in conjunction with the accompanying notes.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Financial statements

Statements of changes in equity<sup>1</sup> for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

Consolidated \$m	Share capital (Note 28)	Reserves (Note 28)	Retained profits	Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation	Non- controlling interests (Note 28)	Total shareholders' equity and non- controlling interests
<b>Balance at 1 October 2016</b>	<b>33,014</b>	<b>727</b>	<b>24,379</b>	<b>58,120</b>	<b>61</b>	<b>58,181</b>
<b>Net profit for the year</b>	-	-	<b>7,990</b>	<b>7,990</b>	<b>7</b>	<b>7,997</b>
Net other comprehensive income for the year	-	(32)	26	(6)	-	(6)
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	<b>(32)</b>	<b>8,016</b>	<b>7,984</b>	<b>7</b>	<b>7,991</b>
<b>Transactions in capacity as equity holders</b>						
Dividends on ordinary shares <sup>2</sup>	-	-	(6,291)	(6,291)	-	(6,291)
Dividend reinvestment plan	1,452	-	-	1,452	-	1,452
<b>Other equity movements</b>						
Share-based payment arrangements	-	98	-	98	-	98
Exercise of employee share options and rights	11	-	-	11	-	11
Purchase of shares (net of issue costs)	(43)	-	-	(43)	-	(43)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(40)	-	-	(40)	-	(40)
Other	-	1	(4)	(3)	(14)	(17)
<b>Total contributions and distributions</b>	<b>1,380</b>	<b>99</b>	<b>(6,295)</b>	<b>(4,816)</b>	<b>(14)</b>	<b>(4,830)</b>
<b>Balance at 30 September 2017</b>	<b>34,394</b>	<b>794</b>	<b>26,100</b>	<b>61,288</b>	<b>54</b>	<b>61,342</b>
<b>Net profit for the year</b>	-	-	<b>8,095</b>	<b>8,095</b>	<b>4</b>	<b>8,099</b>
Net other comprehensive income for the year	-	180	88	268	-	268
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	<b>180</b>	<b>8,183</b>	<b>8,363</b>	<b>4</b>	<b>8,367</b>
<b>Transactions in capacity as equity holders</b>						
Dividends on ordinary shares <sup>2</sup>	-	-	(6,400)	(6,400)	-	(6,400)
Dividend reinvestment plan	631	-	-	631	-	631
Conversion of Convertible Preference Shares	566	-	-	566	-	566
<b>Other equity movements</b>						
Share-based payment arrangements	-	103	-	103	-	103
Exercise of employee share options and rights	3	-	-	3	-	3
Purchase of shares (net of issue costs)	(35)	-	-	(35)	-	(35)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	2	-	-	2	-	2
Other	-	-	-	-	(6)	(6)
<b>Total contributions and distributions</b>	<b>1,167</b>	<b>103</b>	<b>(6,400)</b>	<b>(5,130)</b>	<b>(6)</b>	<b>(5,136)</b>
<b>Balance at 30 September 2018</b>	<b>35,561</b>	<b>1,077</b>	<b>27,883</b>	<b>64,521</b>	<b>52</b>	<b>64,573</b>
Impact on adoption of new accounting standards <sup>3</sup>	-	2	(727)	(725)	-	(725)
<b>Restated opening balance</b>	<b>35,561</b>	<b>1,079</b>	<b>27,156</b>	<b>63,796</b>	<b>52</b>	<b>63,848</b>
<b>Net profit for the year</b>	-	-	<b>6,784</b>	<b>6,784</b>	<b>6</b>	<b>6,790</b>
Net other comprehensive income for the year	-	122	(206)	(164)	2	(162)
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	<b>122</b>	<b>6,498</b>	<b>6,620</b>	<b>8</b>	<b>6,628</b>
<b>Transactions in capacity as equity holders</b>						
Dividends on ordinary shares <sup>2</sup>	-	-	(6,466)	(6,466)	-	(6,466)
Dividend reinvestment plan	1,489	-	-	1,489	-	1,489
<b>Other equity movements</b>						
Share-based payment arrangements	-	108	-	108	-	108
Purchase of shares (net of issue costs)	(33)	-	-	(33)	-	(33)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(62)	-	-	(62)	-	(62)
Other	-	2	-	2	(7)	(5)
<b>Total contributions and distributions</b>	<b>1,394</b>	<b>110</b>	<b>(6,466)</b>	<b>(4,962)</b>	<b>(7)</b>	<b>(4,969)</b>
<b>Balance at 30 September 2019</b>	<b>36,955</b>	<b>1,311</b>	<b>27,388</b>	<b>65,454</b>	<b>53</b>	<b>65,507</b>

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- 2019 comprises 2019 interim dividend 94 cents per share (\$3,239 million) and 2018 final dividend 94 cents per share (\$3,227 million); (2018, 2018 interim dividend 94 cents per share (\$3,213 million) and 2017 final dividend 94 cents per share (\$3,187 million), 2017, 2017 interim dividend 94 cents per share (\$3,150 million) and 2016 final dividend 94 cents per share (\$3,141 million)), all fully franked at 50%.

## Financial statements

Statements of changes in equity<sup>1</sup> for the years ended 30 September (continued)

Westpac Banking Corporation

Parent Entity \$m	Share capital (Note 28)	Reserves (Note 28)	Retained profits	Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation
<b>Balance at 1 October 2017</b>	<b>34,452</b>	<b>858</b>	<b>16,871</b>	<b>52,181</b>
<b>Net profit for the year</b>	-	-	<b>8,144</b>	<b>8,144</b>
Net other comprehensive income for the year	-	153	90	243
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	<b>153</b>	<b>8,234</b>	<b>8,387</b>
<b>Transactions in capacity as equity holders</b>				
Dividends on ordinary shares <sup>2</sup>	-	-	(6,409)	(6,409)
Dividend reinvestment plan	631	-	-	631
Conversion of Convertible Preference Shares	566	-	-	566
<b>Other equity movements</b>				
Share-based payment arrangements	-	103	-	103
Exercise of employee share options and rights	3	-	-	3
Purchase of shares (net of issue costs)	(35)	-	-	(35)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(71)	-	-	(71)
<b>Total contributions and distributions</b>	<b>1,094</b>	<b>103</b>	<b>(6,409)</b>	<b>(5,212)</b>
<b>Balance at 30 September 2018</b>	<b>35,546</b>	<b>1,114</b>	<b>18,696</b>	<b>55,356</b>
Impact on adoption of new accounting standards	-	2	(502)	(500)
<b>Restated opening balance</b>	<b>35,546</b>	<b>1,116</b>	<b>18,194</b>	<b>54,856</b>
<b>Net profit for the year</b>	-	-	<b>7,121</b>	<b>7,121</b>
Net other comprehensive income for the year	-	114	(278)	(164)
<b>Total comprehensive income for the year</b>	-	<b>114</b>	<b>6,843</b>	<b>6,957</b>
<b>Transactions in capacity as equity holders</b>				
Dividends on ordinary shares <sup>2</sup>	-	-	(6,470)	(6,470)
Dividend reinvestment plan	1,489	-	-	1,489
<b>Other equity movements</b>				
Share based payment arrangements	-	108	-	108
Purchase of shares (net of issue costs)	(33)	-	-	(33)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(60)	-	-	(60)
<b>Total contributions and distributions</b>	<b>1,387</b>	<b>108</b>	<b>(6,470)</b>	<b>(4,975)</b>
<b>Balance at 30 September 2019</b>	<b>36,933</b>	<b>1,338</b>	<b>18,567</b>	<b>56,838</b>

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- 2019 comprises 2019 interim dividend 94 cents per share (\$3,241 million) and 2018 final dividend 94 cents per share (\$3,229 million) (2018: 2018 interim dividend 94 cents per share (\$3,218 million) and 2017 final dividend 94 cents per share (\$3,191 million)), all fully franked at 30%.

## Financial statements

Cash flow statements<sup>1</sup> for the years ended 30 September

Westpac Banking Corporation

£m	Note	Consolidated			Parent Entity	
		2019	2018	2017	2019	2018
<b>Cash flows from operating activities</b>						
Interest received		33,093	32,639	31,133	33,770	32,947
Interest paid		(16,486)	(15,789)	(15,415)	(19,444)	(18,726)
Dividends received excluding life business		6	9	27	2,210	2,096
Other non-interest income received		3,865	4,995	4,926	2,982	3,832
Operating expenses paid		(9,080)	(7,889)	(7,828)	(7,491)	(6,543)
Income tax paid excluding life business		(3,406)	(3,585)	(3,388)	(3,081)	(3,348)
Life business:						
Receipts from policyholders and customers		2,189	2,008	2,239	-	-
Interest and other items of similar nature		6	17	24	-	-
Dividends received		553	642	433	-	-
Payments to policyholders and suppliers		(2,250)	(2,089)	(1,861)	-	-
Income tax paid		(94)	(143)	(164)	-	-
<b>Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities</b>		<b>8,396</b>	<b>10,815</b>	<b>10,126</b>	<b>8,954</b>	<b>10,175</b>
Net (increase)/decrease in:						
Collateral paid		(847)	969	2,320	(755)	662
Trading securities and financial assets measured at FVIF		(7,629)	3,492	(4,729)	(7,358)	2,815
Derivative financial instruments		7,605	8,584	(5,042)	6,581	8,263
Loans		(4,386)	(24,740)	(26,815)	(3,312)	(23,661)
Other financial assets		336	859	466	324	502
Life insurance assets and liabilities		(154)	(230)	219	-	-
Other assets		(13)	10	67	(41)	33
Net increase/(decrease) in:						
Collateral received		1,007	(295)	739	1,004	(606)
Deposits and other borrowings		1,113	23,928	23,062	963	20,783
Other financial liabilities		1,463	(3,632)	2,506	1,555	(3,742)
Other liabilities		(5)	10	(82)	(24)	17
<b>Net cash provided by/(used in) operating activities</b>	<b>37</b>	<b>7,104</b>	<b>19,770</b>	<b>2,837</b>	<b>7,891</b>	<b>15,241</b>
<b>Cash flows from investing activities</b>						
Proceeds from available-for-sale securities		-	23,878	25,717	-	21,525
Purchase of available-for-sale securities		-	(24,376)	(27,028)	-	(22,230)
Proceeds from investment securities		19,708	-	-	16,483	-
Purchase of investment securities		(29,527)	-	-	(25,719)	-
Net movement in amounts due to/from controlled entities		-	-	-	2,110	925
Proceeds/(payments) from disposal of controlled entities, net of cash disposed	<b>37</b>	(1)	9	-	-	-
Net (increase)/decrease in investments in controlled entities		-	-	-	94	(577)
Proceeds from disposal of associates		45	-	630	-	-
Purchase of associates		(25)	(30)	(52)	(24)	(30)
Proceeds from disposal of property and equipment		157	91	65	143	62
Purchase of property and equipment		(280)	(310)	(264)	(209)	(251)
Purchase of intangible assets		(906)	(682)	(766)	(846)	(823)
<b>Net cash provided by/(used in) investing activities</b>		<b>(10,769)</b>	<b>(1,620)</b>	<b>(1,698)</b>	<b>(7,968)</b>	<b>(1,401)</b>
<b>Cash flows from financing activities</b>						
Proceeds from debt issues (net of issue costs)		61,484	59,456	72,368	50,375	57,440
Redemption of debt issues		(63,313)	(64,698)	(69,119)	(56,347)	(58,005)
Issue of loan capital (net of issue costs)		4,935	2,342	4,437	4,935	2,342
Redemption of loan capital		(1,662)	(2,387)	(2,188)	(1,662)	(2,387)
Proceeds from exercise of employee options		-	3	11	-	3
Purchase of shares on exercise of employee options and rights		(6)	(8)	(17)	(6)	(8)
Shares purchased for delivery of employee share plan		(27)	(27)	(27)	(27)	(27)
Purchase of RSP treasury shares		(69)	(71)	(68)	(69)	(71)
Net sale/(purchase) of other treasury shares		7	75	7	-	-
Payment of dividends		(4,977)	(5,769)	(4,839)	(4,981)	(5,778)
Payment of distributions to non-controlling interests		(5)	(6)	(13)	-	-
<b>Net cash provided by/(used in) financing activities</b>		<b>(3,633)</b>	<b>(11,092)</b>	<b>552</b>	<b>(7,782)</b>	<b>(6,491)</b>
Net increase/(decrease) in cash and balances with central banks		(7,296)	7,058	1,691	(7,859)	7,349
Effect of exchange rate changes on cash and balances with central banks		569	944	(302)	575	936
Cash and balances with central banks as at the beginning of the year		26,788	18,786	17,397	24,976	36,691
<b>Cash and balances with central banks as at the end of the year</b>		<b>20,059</b>	<b>26,788</b>	<b>18,786</b>	<b>17,692</b>	<b>24,976</b>

The above cash flow statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

### Note 1. Financial statements preparation

This financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity), together with its controlled entities (the Group or Westpac), for the year ended 30 September 2019, was authorised for issue by the Board of Directors on 4 November 2019. The Directors have the power to amend and reissue the financial report.

The principal accounting policies are set out below and in the relevant notes to the financial statements. The accounting policy for the recognition and derecognition of financial assets and financial liabilities precedes Note 10. These accounting policies provide details of the accounting treatments adopted for complex balances and where accounting standards provide policy choices. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

#### a. Basis of preparation

##### (i) Basis of accounting

This financial report is a general purpose financial report prepared in accordance with:

- the requirements for an authorised deposit-taking institution under the *Banking Act 1959* (as amended);
- Australian Accounting Standards (AAS) and Interpretations as issued by the Australian Accounting Standards Board (AASB); and
- the *Corporations Act 2001*.

Westpac Banking Corporation is a for-profit entity for the purposes of preparing this financial report.

The financial report also complies with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and Interpretations as issued by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC). It also includes additional disclosures required for foreign registrants by the United States Securities and Exchange Commission (US SEC).

All amounts have been rounded in accordance with ASIC Corporations (Rounding in Financial/Directors' Reports) Instrument 2016/191, to the nearest million dollars, unless otherwise stated.

##### (ii) Historical cost convention

The financial report has been prepared under the historical cost convention, as modified by applying fair value accounting to financial assets and financial liabilities (including derivative instruments) measured at fair value through income statement (FVIF) or in other comprehensive income (OCI).

##### (iii) Changes in accounting policies

###### Balance sheet

The following voluntary presentation changes to the balance sheet (and related notes) have been made to improve consistency and provide more relevant information to the users of the financial statements by reporting balances of a similar nature together in the same place in the balance sheet. These changes have no effect on the measurement of these items and therefore had no impact on retained earnings or net profit. These changes are:

- the addition of new balance sheet lines for 'collateral paid', 'other financial assets', 'collateral received' and 'other financial liabilities';
- removal of the balance sheet line 'receivables due from other financial institutions' and reclassification to 'collateral paid' and 'other financial assets';
- removal of the balance sheet line 'regulatory deposits with central banks overseas' and reclassification to 'cash and balances with central banks' and 'trading securities and financial assets measured at FVIF';
- removal of the balance sheet line 'payables due to other financial institutions' and reclassification to 'collateral received' and 'other financial liabilities';
- reclassification of collateral balances with non-financial institutions from 'other assets' and 'other liabilities' to 'collateral paid' and 'collateral received' respectively;
- reclassification of financial assets or financial liabilities included in other assets or other liabilities respectively to other financial assets and other financial liabilities respectively; and
- reclassification of other financial liabilities at FVIF to other financial liabilities.

## Notes to the financial statements

## Note 1. Financial statements preparation (continued)

Collateral paid/collateral received includes cash provided to/received from counterparties as collateral over financial liabilities/assets arising from derivative contracts, stock borrowing arrangements and funding transactions. It includes initial and variation margin placed as security for derivative transactions.

Comparatives for 30 September 2018 have been restated for these voluntary presentation changes and are detailed as follows.

\$m	Consolidated			Parent Entity		
	Reported	Presentation changes	Restated	Reported	Presentation changes	Restated
<b>Assets</b>						
Cash and balances with central banks	26,431	357	26,788	24,726	250	24,976
Receivables due from other financial institutions	5,790	(5,790)	-	5,711	(5,711)	-
Collateral paid	-	4,787	4,787	-	4,722	4,722
Trading securities and financial assets measured at FV15	22,134	998	23,132	20,417	998	21,415
Regulatory deposits with central banks overseas	1,355	(1,355)	-	1,248	(1,248)	-
Other financial assets <sup>1</sup>	-	5,517	5,517	-	4,666	4,666
Other assets	5,135	(4,514)	621	3,986	(3,677)	311
All other assets	818,747	-	818,747	867,140	-	867,140
<b>Total assets</b>	<b>879,592</b>	<b>-</b>	<b>879,592</b>	<b>923,230</b>	<b>-</b>	<b>923,230</b>
<b>Liabilities</b>						
Payables due to other financial institutions	18,137	(18,137)	-	17,682	(17,682)	-
Collateral received	-	2,184	2,184	-	1,748	1,748
Other financial liabilities at FV15	4,297	(4,297)	-	4,297	(4,297)	-
Other financial liabilities <sup>1</sup>	-	28,105	28,105	-	27,266	27,266
Other liabilities	9,193	(7,855)	1,338	7,292	(7,035)	257
All other liabilities	783,392	-	783,392	838,603	-	838,603
<b>Total liabilities</b>	<b>815,019</b>	<b>-</b>	<b>815,019</b>	<b>867,874</b>	<b>-</b>	<b>867,874</b>

1. Refer to Note 14 and Note 17 for further information.

## Notes to the financial statements

## Note 1. Financial statements preparation (continued)

## Income statement

The following voluntary presentation changes to the income statement (and related notes) have been made to provide more relevant information to the users of the financial statements. These changes have no effect on the measurement of these items and therefore had no impact on retained earnings or net profit.

## Net interest income

- The components of interest income and interest expense relating to the balance sheet reclassifications have been restated accordingly. Note that there was no net impact to total interest income, total interest expense or to net interest income. Comparatives have been restated for these voluntary presentation changes and are detailed in the following table.
- In addition, to comply with disclosure requirements, interest income calculated using the effective interest rate method has been presented separately from other interest income. For consistency, interest expense is presented in the same way. The details are provided in Note 3.

Sm	Consolidated 2018			Consolidated 2017			Parent Entity 2018		
	Reported	Presentation changes	Restated	Reported	Presentation changes	Restated	Reported	Presentation changes	Restated
<b>Note 3: Net interest income</b>									
<b>Interest income</b>									
Cash and balances with central banks	325	1	326	241	1	242	300	1	301
Receivables due from other financial institutions	108	(108)	-	110	(110)	-	102	(102)	-
Collateral paid	-	129	129	-	96	96	-	126	126
Net ineffectiveness on qualifying hedges	(18)	-	(18)	(22)	-	(22)	(22)	-	(22)
Trading securities and financial assets measured at FV15	542	22	564	558	16	574	499	22	521
Available-for-sale securities	1,914	-	1,914	1,795	-	1,795	1,743	-	1,743
Investment securities	-	-	-	-	-	-	-	-	-
Loans	29,621	-	29,621	28,504	-	28,504	25,801	-	25,801
Regulatory deposits with central banks overseas	23	(23)	-	17	(17)	-	23	(23)	-
Due from subsidiaries	-	-	-	-	-	-	4,328	-	4,328
Other interest income	56	(21)	35	29	14	43	56	(24)	32
<b>Total interest income</b>	<b>32,571</b>	<b>-</b>	<b>32,571</b>	<b>31,252</b>	<b>-</b>	<b>31,252</b>	<b>32,850</b>	<b>-</b>	<b>32,850</b>
<b>Interest expense</b>									
Payable due to other financial institutions	(319)	319	-	(279)	279	-	(314)	314	-
Collateral received	-	(45)	(45)	-	(19)	(19)	-	(41)	(41)
Deposits and other borrowings	(9,021)	-	(9,021)	(8,868)	-	(8,868)	(7,817)	-	(7,817)
Trading liabilities	(959)	-	(959)	(2,065)	-	(2,065)	(754)	-	(754)
Debt issues	(4,480)	-	(4,480)	(3,585)	-	(3,585)	(3,958)	-	(3,958)
Due to subsidiaries	-	-	-	-	-	-	(4,851)	-	(4,851)
Loan capital	(774)	-	(774)	(693)	-	(693)	(774)	-	(774)
Bank levy	(378)	-	(378)	(95)	-	(95)	(378)	-	(378)
Other interest expense	(135)	(274)	(409)	(131)	(260)	(391)	(131)	(273)	(404)
<b>Total interest expense</b>	<b>(16,066)</b>	<b>-</b>	<b>(16,066)</b>	<b>(15,716)</b>	<b>-</b>	<b>(15,716)</b>	<b>(18,977)</b>	<b>-</b>	<b>(18,977)</b>
<b>Net interest income</b>	<b>16,505</b>	<b>-</b>	<b>16,505</b>	<b>15,516</b>	<b>-</b>	<b>15,516</b>	<b>13,853</b>	<b>-</b>	<b>13,853</b>

## Notes to the financial statements

## Note 1. Financial statements preparation (continued)

## Non-interest income and operating expenses

- Disaggregating the non-interest income line on the income statement into four separate lines for net fee income, net wealth management and insurance income, trading income and other income.
- Separating net fee income in the non-interest income note into fee income and fee expenses.
- Reclassifying credit card loyalty program expense from operating expenses to the new fee expenses category in the non-interest income note.

Fee expenses include those expenses that are incremental external costs that vary directly with the provision of goods or services to customers (excluding expenses which would qualify as transaction costs relating to the issue, acquisition or disposal of a financial asset or a financial liability which are deferred and included in the effective interest rate and recognised in net interest income).

An incremental cost is one that would not have been incurred if a specific good or service had not been provided to a specific customer.

Comparatives have been restated for these voluntary presentation changes and are detailed in the following table.

\$m	Consolidated 2018			Consolidated 2017			Parent Entity 2018		
	Reported	Presentation changes	Restated	Reported	Presentation changes	Restated	Reported	Presentation changes	Restated
<b>Income statement</b>									
Net interest income	16,505	-	16,505	15,516	-	15,516	13,853	-	13,853
Non-interest income	5,628	(5,628)	-	6,286	(6,286)	-	5,825	(5,825)	-
Net fee income	-	2,424	2,424	-	2,603	2,603	-	2,172	2,172
Net wealth management and insurance income	-	2,061	2,061	-	1,800	1,800	-	-	-
Trading income	-	945	945	-	1,202	1,202	-	919	919
Other income	-	72	72	-	529	529	-	2,633	2,633
<b>Net operating income before operating expenses and impairment charges</b>	<b>22,133</b>	<b>(126)</b>	<b>22,007</b>	<b>21,802</b>	<b>(152)</b>	<b>21,650</b>	<b>19,678</b>	<b>(101)</b>	<b>19,577</b>
Operating expenses	(9,692)	126	(9,566)	(9,434)	152	(9,282)	(8,101)	101	(8,000)
Impairment charges	(710)	-	(710)	(853)	-	(853)	(682)	-	(682)
<b>Profit before income tax</b>	<b>11,731</b>	<b>-</b>	<b>11,731</b>	<b>11,515</b>	<b>-</b>	<b>11,515</b>	<b>10,895</b>	<b>-</b>	<b>10,895</b>
Income tax expense	(3,632)	-	(3,632)	(3,518)	-	(3,518)	(2,751)	-	(2,751)
<b>Net profit for the year</b>	<b>8,099</b>	<b>-</b>	<b>8,099</b>	<b>7,997</b>	<b>-</b>	<b>7,997</b>	<b>8,144</b>	<b>-</b>	<b>8,144</b>

## Note 4: Non-interest income (extract)

## Net fee income

Facility fees	1,347	18	1,365	1,333	17	1,350	1,333	18	1,351
Transaction fees	1,305	77	1,382	1,793	65	1,258	886	53	939
Other non-risk fee income	98	-	98	229	-	229	54	-	54
<b>Fee income</b>	<b>2,550</b>	<b>95</b>	<b>2,645</b>	<b>2,755</b>	<b>82</b>	<b>2,837</b>	<b>2,273</b>	<b>71</b>	<b>2,344</b>
Credit card loyalty programs	-	(126)	(126)	-	(152)	(152)	-	(101)	(101)
Transaction fee related expenses	-	(95)	(95)	-	(82)	(82)	-	(71)	(71)
<b>Fee expenses</b>	<b>-</b>	<b>(221)</b>	<b>(221)</b>	<b>-</b>	<b>(234)</b>	<b>(234)</b>	<b>-</b>	<b>(172)</b>	<b>(172)</b>
<b>Net fee income</b>	<b>2,550</b>	<b>(126)</b>	<b>2,424</b>	<b>2,755</b>	<b>(152)</b>	<b>2,603</b>	<b>2,273</b>	<b>(101)</b>	<b>2,172</b>

## Note 5: Operating expenses (extract)

Credit card loyalty programs	126	(126)	-	152	(152)	-	101	(101)	-
<b>Total other expenses</b>	<b>1,662</b>	<b>(126)</b>	<b>1,536</b>	<b>1,652</b>	<b>(152)</b>	<b>1,500</b>	<b>1,357</b>	<b>(101)</b>	<b>1,256</b>
<b>Total operating expenses</b>	<b>9,692</b>	<b>(126)</b>	<b>9,566</b>	<b>9,434</b>	<b>(152)</b>	<b>9,282</b>	<b>8,101</b>	<b>(101)</b>	<b>8,000</b>

## Notes to the financial statements

Note 1, Financial statements preparation (continued)

### (iv) Standards adopted during the year ended 30 September 2019

#### AASB 9 Financial Instruments (December 2014) (AASB 9)

The Group adopted AASB 9 on 1 October 2018. The adoption of AASB 9 has been applied by adjusting the opening balance sheet at 1 October 2018, with no restatement of comparatives as permitted by the standard. The adoption of AASB 9 reduced retained earnings at 1 October 2018 by \$722 million (net of tax) for the Group and by \$495 million (net of tax) for the Parent Entity. This was primarily due to the increase in impairment provisions under the new standard.

#### Impairment

AASB 9 introduces a revised impairment model which requires entities to recognise expected credit losses (ECL) based on unbiased forward looking information, replacing the incurred loss model under AASB 139 Financial Instruments: Recognition and Measurement (AASB 139) which only recognised impairment if there was objective evidence that a loss had been incurred. The revised impairment model applies to all financial assets at amortised cost, lease receivables, debt securities measured at FVOCI, and credit commitments.

The accounting policy for the provision for ECL under AASB 9 is detailed in Notes 6 and 13.

#### Classification and measurement

AASB 9 replaced the classification and measurement model in AASB 139 with a new model that categorises financial assets based on: a) the business model within which the assets are managed and b) whether the contractual cash flows under the instrument represent solely payments of principal and interest (SPPI).

The accounting policies for the classification and measurement of financial assets and financial liabilities precede Note 10 and are also located in the relevant notes to the financial statements for financial assets and financial liabilities.

In the 2014 financial year, the Group early adopted part of AASB 9 which relates to the recognition of the changes in fair value of financial liabilities designated at fair value attributable to Westpac's own credit risk in other comprehensive income (except where it would create an accounting mismatch, in which case all changes in fair value are recognised in the income statement). As a result, the accounting for this remains unchanged for the Group.

#### Hedging

AASB 9 changes hedge accounting by increasing the eligibility of both hedged items and hedging instruments and introducing a more principles-based approach to assessing hedge effectiveness. Adoption of the new hedge accounting model is optional until the IASB completes its accounting for dynamic risk management project. Until this time, current hedge accounting under AASB 139 can continue to be applied. The Group has applied the option to continue hedge accounting under AASB 139, however the Group has adopted the amended AASB 7 Financial Instruments: Disclosures (AASB 7) hedge accounting disclosures as required.

#### AASB 15 Revenue from Contracts with Customers (AASB 15)

The Group adopted AASB 15 on 1 October 2018. It replaced AASB 118 Revenue and related interpretations and applies to all contracts with customers, except leases, financial instruments and insurance contracts. The standard provides a systematic approach to revenue recognition by introducing a five-step model governing revenue measurement and recognition. This includes:

- identifying the contract with customer;
- identifying each of the performance obligations included in the contract;
- determining the amount of consideration in the contract;
- allocating the consideration to each of the identified performance obligations; and
- recognising revenue as each performance obligation is satisfied.

The Group has applied AASB 15 by reducing the opening balance of retained earnings at the date of initial application, 1 October 2018, by \$5 million (net of tax) for the Group and by \$7 million (net of tax) for the Parent Entity with no comparative restatement.

In addition, the Group identified certain income and expenses which were previously reported on a net basis primarily within fee income which are now being presented on a gross basis.

Finally, certain facility fees have been reclassified from non-interest income to interest income.

## Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

### Transition (AASB 9 and AASB 15)

#### Impact of the adoption of AASB 9 - impairment

The following tables show the impact of the adoption of AASB 9 on impairment balances.

Consolidated \$m	Provisions on loans	Provisions for credit commitments	Loss allowance on debt securities at FVOCI <sup>1</sup>	Provisions on debt securities and other financial assets at amortised cost	Total
<b>30 September 2018 - carrying amount</b>	<b>2,814</b>	<b>239</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>3,053</b>
ECL on amortised cost financial instruments	882	98	-	9	989
ECL on debt securities measured at FVOCI	-	-	2	-	2
<b>1 October 2018 - AASB 9 carrying amount</b>	<b>3,696</b>	<b>337</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>4,044</b>

Parent Entity \$m	Provisions on loans	Provisions for credit commitments	Loss allowance on debt securities at FVOCI <sup>1</sup>	Provisions on debt securities and other financial assets at amortised cost	Total
<b>30 September 2018 - carrying amount</b>	<b>2,407</b>	<b>206</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2,613</b>
ECL on amortised cost financial instruments	751	95	-	-	846
ECL on debt securities measured at FVOCI	-	-	2	-	2
<b>1 October 2018 - AASB 9 carrying amount</b>	<b>3,158</b>	<b>301</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>3,461</b>

#### Impact of the adoption of AASB 9 - classification and measurement

##### Investment securities

Investment securities represent all debt and equity securities not measured at FVIS. Investment securities include debt securities at amortised cost and both debt and equity securities at FVOCI.

As a result of the adoption of AASB 9, available-for-sale debt securities of \$811 million for the Group and \$10 million for the Parent Entity have been reclassified to investment securities - debt securities at amortised cost as the business model for these instruments is achieved by collecting the contractual cash flows and these cash flows represent SPPI. The remaining available-for-sale debt securities of \$60 billion for the Group and \$56 billion for the Parent Entity have been reclassified to investment securities measured at FVOCI.

In addition, available-for-sale equity securities have been assessed on an instrument-by-instrument basis. For the Group, \$275 million of available-for-sale equity securities have been reclassified to trading securities and financial assets measured at FVIS. The Group has elected to irrevocably designate the remaining \$109 million of available-for-sale equity securities to continue to be measured at FVOCI. For the Parent Entity, all \$67 million of available-for-sale equity securities were irrevocably designated to continue to be measured at FVOCI.

##### Loans

As a result of the adoption of AASB 9, for both the Group and the Parent Entity, \$56 million of loans which were measured at amortised cost are measured at FVIS as the cash flows of the loan do not represent SPPI.

1. Impairment on debt securities at FVOCI is recognized in the income statement with a corresponding amount in other comprehensive income (refer to Note 28). There is no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value.

## Notes to the financial statements

## Note 1, Financial statements preparation (continued)

Consolidated \$m	30 September 2018 AASB 139 measurement basis				Change in measurement basis under AASB 9	1 October 2018 AASB 9 measurement basis			
	Amortised cost	FVIS	FVOCI	Total		Amortised cost	FVIS	FVOCI	Total
<b>Financial assets</b>									
Cash and balances with central banks	26,788	-	-	26,788	No	26,788	-	-	26,788
Collateral paid	4,787	-	-	4,787	No	4,787	-	-	4,787
Trading securities and financial assets measured at FVIS	-	23,132	-	23,132	No	-	23,132	-	23,132
Derivative financial instruments	-	24,101	-	24,101	No	-	24,101	-	24,101
Available-for-sale securities	-	-	61,119	61,119	Yes	811	275	60,033	61,119
Loans <sup>1</sup>	709,144	546	-	709,690	Yes	709,088	602	-	709,690
Other financial assets	5,517	-	-	5,517	No	5,517	-	-	5,517
Life insurance assets	-	9,450	-	9,450	No	-	9,450	-	9,450
<b>Total financial assets</b>	<b>746,236</b>	<b>57,229</b>	<b>61,119</b>	<b>864,584</b>		<b>746,991</b>	<b>57,560</b>	<b>60,033</b>	<b>864,584</b>
<b>Financial liabilities</b>									
Collateral received	2,184	-	-	2,184	No	2,184	-	-	2,184
Deposits and other borrowings	518,107	41,778	-	559,285	No	518,107	41,778	-	559,285
Other financial liabilities	23,808	4,297	-	28,105	No	23,808	4,297	-	28,105
Derivative financial instruments	-	24,407	-	24,407	No	-	24,407	-	24,407
Debt issues	169,241	3,355	-	172,596	No	169,241	3,355	-	172,596
Life insurance liabilities	-	7,597	-	7,597	No	-	7,597	-	7,597
Loan capital	17,265	-	-	17,265	No	17,265	-	-	17,265
<b>Total financial liabilities</b>	<b>730,605</b>	<b>80,834</b>	<b>-</b>	<b>811,439</b>		<b>730,605</b>	<b>80,834</b>	<b>-</b>	<b>811,439</b>

Parent Entity \$m	30 September 2018 AASB 139 measurement basis				Change in measurement basis under AASB 9	1 October 2018 AASB 9 measurement basis			
	Amortised cost	FVIS	FVOCI	Total		Amortised cost	FVIS	FVOCI	Total
<b>Financial assets</b>									
Cash and balances with central banks	24,976	-	-	24,976	No	24,976	-	-	24,976
Collateral paid	4,722	-	-	4,722	No	4,722	-	-	4,722
Trading securities and financial assets measured at FVIS	-	21,415	-	21,415	No	-	21,415	-	21,415
Derivative financial instruments	-	23,562	-	23,562	No	-	23,562	-	23,562
Available-for-sale securities	-	-	56,513	56,513	Yes	10	-	56,503	56,513
Loans <sup>2</sup>	629,622	546	-	630,168	Yes	629,566	602	-	630,168
Other financial assets	4,666	-	-	4,666	No	4,666	-	-	4,666
Due from subsidiaries <sup>3,4</sup>	133,808	278	-	134,086	No	133,808	278	-	134,086
<b>Total financial assets</b>	<b>797,794</b>	<b>45,801</b>	<b>56,513</b>	<b>900,108</b>		<b>797,748</b>	<b>45,857</b>	<b>56,503</b>	<b>900,108</b>
<b>Financial liabilities</b>									
Collateral received	1,748	-	-	1,748	No	1,748	-	-	1,748
Deposits and other borrowings	460,406	40,062	-	500,468	No	460,406	40,062	-	500,468
Other financial liabilities	22,969	4,297	-	27,266	No	22,969	4,297	-	27,266
Derivative financial instruments	-	24,229	-	24,229	No	-	24,229	-	24,229
Debt issues	149,065	3,223	-	152,288	No	149,065	3,223	-	152,288
Due to subsidiaries <sup>4</sup>	141,877	523	-	142,400	No	141,877	523	-	142,400
Loan capital	17,265	-	-	17,265	No	17,265	-	-	17,265
<b>Total financial liabilities</b>	<b>793,330</b>	<b>72,334</b>	<b>-</b>	<b>865,664</b>		<b>793,330</b>	<b>72,334</b>	<b>-</b>	<b>865,664</b>

1. As at 30 September 2018, loans at amortised cost were restated from \$706,440 million to \$709,144 million for the Group, and from \$626,918 million to \$629,622 million for the Parent Entity. Loans at FVIS were also restated from \$3,250 million to \$546 million for both the Group and the Parent Entity.

2. Due from subsidiaries excludes \$6,511 million of long-term debt instruments with equity like characteristics which are part of the total investment in subsidiaries.

3. Comparatives have been restated to reclassify \$278 million from amortised cost to FVIS.

4. Comparatives have been restated to reclassify \$523 million from amortised cost to FVIS.

## Notes to the financial statements

## Note 1. Financial statements preparation (continued)

## Reconciliation of the opening balance sheet

The following tables reconcile the reported 30 September 2018 balance sheet to the 1 October 2018 opening balance sheet on adoption of AASB 9 and AASB 15 showing separately the impact of adjustments relating to reclassification and remeasurement including the related tax impacts.

Consolidated \$m	30 September 2018	1 October 2018			Opening carrying amount
	Restated Carrying Amount	AASB 9 changes		AASB 15 changes	
		Reclassifications	Remeasurement <sup>1</sup>		
<b>Assets</b>					
Cash and balances with central banks	26,788	-	-	-	26,788
Collateral paid	4,787	-	-	-	4,787
Trading securities and financial assets measured at FVIF	23,132	275	-	-	23,407
Derivative financial instruments	24,101	-	-	-	24,101
Available-for-sale securities	61,119	(61,119)	-	-	-
Investment securities	-	60,844	(9)	-	60,835
Loans (at amortised cost)	709,144	(56)	(925)	-	708,163
Loans (at fair value)	546	56	-	-	602
Other financial assets	5,517	-	-	-	5,517
Deferred tax assets	1,180	-	300	-	1,480
All other assets	23,278	-	-	-	23,278
<b>Total assets</b>	<b>879,592</b>	<b>-</b>	<b>(634)</b>	<b>-</b>	<b>878,958</b>
<b>Liabilities</b>					
Collateral received	2,184	-	-	-	2,184
Deposits and other borrowings	559,285	-	-	-	559,285
Other financial liabilities	28,005	-	-	(12)	28,093
Derivative financial instruments	24,407	-	-	-	24,407
Debt issues	172,596	-	-	-	172,596
Provisions	1,928	-	98	-	2,026
Loan capital	17,265	-	-	-	17,265
All other liabilities	9,249	-	(12)	17	9,254
<b>Total liabilities</b>	<b>815,019</b>	<b>-</b>	<b>86</b>	<b>5</b>	<b>815,110</b>
<b>Net assets</b>	<b>64,573</b>	<b>-</b>	<b>(720)</b>	<b>(5)</b>	<b>63,848</b>
<b>Shareholders' equity</b>					
Share capital:					
Ordinary shares	36,054	-	-	-	36,054
Treasury shares and RSP treasury shares	(493)	-	-	-	(493)
Reserves	1,077	-	2	-	1,079
Retained profits	27,883	-	(722)	(5)	27,156
<b>Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>	<b>64,521</b>	<b>-</b>	<b>(720)</b>	<b>(5)</b>	<b>63,796</b>
Non-controlling interests	52	-	-	-	52
<b>Total shareholder's equity and Non-controlling interests</b>	<b>64,573</b>	<b>-</b>	<b>(720)</b>	<b>(5)</b>	<b>63,848</b>

1. The impact on adoption of expected credit loss provisioning resulted in increases in provisions on loans by \$882 million, provisions for credit commitments by \$98 million and loss allowance on debt securities at FVOCI by \$2 million and provisions on debt securities at amortised cost by \$9 million.

## Notes to the financial statements

## Note 1. Financial statements preparation (continued)

Parent Entity \$m	30 September 2018	1 October 2018			Opening carrying amount
	Restated Carrying Amount	AASB 9 changes		AASB 15 changes	
		Reclassifications	Remeasurement <sup>1</sup>		
<b>Assets</b>					
Cash and balances with central banks	24,976	-	-	-	24,976
Collateral held	4,722	-	-	-	4,722
Trading securities and financial assets measured at FVIF	21,415	-	-	-	21,415
Derivative financial instruments	23,562	-	-	-	23,562
Available-for-sale securities	56,513	(56,513)	-	-	-
Investment securities	-	56,513	-	-	56,513
Loans (at amortised cost)	629,622	(56)	(786)	-	628,780
Loans (at fair value)	546	56	-	-	602
Other financial assets	4,666	-	-	-	4,666
Due from subsidiaries	140,597	-	-	-	140,597
Investment in subsidiaries	4,508	-	-	-	4,508
Deferred tax assets	1,102	-	258	-	1,360
All other assets	11,001	-	-	-	11,001
<b>Total assets</b>	<b>923,230</b>	<b>-</b>	<b>(528)</b>	<b>-</b>	<b>922,702</b>
<b>Liabilities</b>					
Collateral received	1,748	-	-	-	1,748
Deposits and other borrowings	500,468	-	-	-	500,468
Other financial liabilities	27,266	-	-	(9)	27,257
Derivative financial instruments	24,229	-	-	-	24,229
Debt issues	152,288	-	-	-	152,288
Due to subsidiaries	142,400	-	(118)	-	142,282
Provisions	1,766	-	95	-	1,861
Loan capital	17,265	-	-	-	17,265
All other liabilities	444	-	(12)	10	442
<b>Total liabilities</b>	<b>867,874</b>	<b>-</b>	<b>(35)</b>	<b>7</b>	<b>867,846</b>
<b>Net assets</b>	<b>55,356</b>	<b>-</b>	<b>(493)</b>	<b>(7)</b>	<b>54,856</b>
<b>Shareholders' equity</b>					
Share capital:					
Ordinary shares	36,054	-	-	-	36,054
Treasury shares and RSP treasury shares	(508)	-	-	-	(508)
Reserves	1,114	-	2	-	1,116
Retained profits	18,696	-	(495)	(7)	18,194
<b>Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>	<b>55,356</b>	<b>-</b>	<b>(493)</b>	<b>(7)</b>	<b>54,856</b>
Non-controlling interests	-	-	-	-	-
<b>Total shareholder's equity and non-controlling interests</b>	<b>55,356</b>	<b>-</b>	<b>(493)</b>	<b>(7)</b>	<b>54,856</b>

As permitted by AASB 9 and AASB 15, comparatives have not been restated. Comparatives have been restated for voluntary presentation changes as detailed in the section "Changes in accounting policies" above.

1. The impact on adoption of expected credit loss provisioning resulted in increases in provisions on loans by \$751 million, provisions for credit commitments by \$95 million and loss allowance on debt securities measured at FVOCI by \$2 million. Included in the increase in provision on loans was \$118 million relating to loans which have been securitised by the Parent Entity to subsidiaries. The due to subsidiaries balance has been reduced by this amount as the relevant subsidiary records the expected credit loss on these loans and adjusts its intergroup receivable from the Parent Entity accordingly.

## Notes to the financial statements

Note 1, Financial statements preparation (continued)

### (v) Business combinations

Business combinations are accounted for using the acquisition method of accounting. Acquisition cost is measured as the aggregate of the fair value at the date of acquisition of the assets given, equity instruments issued or liabilities incurred or assumed. Acquisition-related costs are expensed as incurred (except for those costs arising on the issue of equity instruments which are recognised directly in equity).

Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured at fair value on the acquisition date. Goodwill is measured as the excess of the acquisition cost, the amount of any non-controlling interest and the fair value of any previous Westpac equity interest in the acquiree, over the fair value of the identifiable net assets acquired.

### (vi) Foreign currency translation

#### Functional and presentational currency

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars which is the Parent Entity's functional and presentation currency. The functional currency of offshore entities is usually the main currency of the economy it operates in.

#### Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency of the relevant branch or subsidiary using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the income statement, except when deferred in other comprehensive income for qualifying cash flow hedges and qualifying net investment hedges.

#### Foreign operations

Assets and liabilities of foreign branches and subsidiaries that have a functional currency other than the Australian dollar are translated at exchange rates prevailing on the balance date. Income and expenses are translated at average exchange rates prevailing during the year. Equity balances are translated at historical exchange rates. The resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve and in other comprehensive income.

On consolidation, exchange differences arising from the translation of borrowings and other foreign currency instruments designated as hedges of the net investment in foreign operations are reflected in the foreign currency translation reserve and in other comprehensive income. When all or part of a foreign operation is disposed or borrowings that are part of the net investments are repaid, a proportionate share of such exchange differences is recognised in the income statement as part of the gain or loss on disposal or repayment of borrowing.

### b. Critical accounting assumptions and estimates

Applying the Group's accounting policies requires the use of judgement, assumptions and estimates which impact the financial information. The significant assumptions and estimates used are discussed in the relevant notes below:

- Note 7 Income tax
- Note 13 Provisions for expected credit losses/impairment charges
- Note 15 Life insurance assets and life insurance liabilities
- Note 22 Fair values of financial assets and financial liabilities
- Note 25 Intangible assets
- Note 27 Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments
- Note 34 Superannuation commitments

## Notes to the financial statements

### Note 1. Financial statements preparation (continued)

#### c. Future developments in accounting standards

The following new standards and interpretations which may have a material impact on the Group have been issued but are not yet effective, and unless otherwise stated, have not been early adopted by the Group:

AASB 16 Leases (AASB 16) was issued on 23 February 2016 and will be effective for the 30 September 2020 financial year. The standard will not result in significant changes for lessor accounting. The main changes under the standard are:

- all operating leases of greater than 12 months duration will be required to be presented on balance sheet by the lessee as a right-of-use (ROU) asset and lease liability. The asset and liability will initially be measured at the present value of non-cancellable lease payments and payments to be made in optional periods where it is reasonably certain that the option will be exercised; and
- all leases on balance sheet will give rise to a combination of interest expense on the lease liability and depreciation of the ROU asset.

The AASB 16 implementation and governance program is led by Finance with representatives from the impacted areas of the business with oversight from the Chief Financial Officer. The project has identified the portfolios impacted by that standard which are predominantly property leases. In addition, the project has updated finance systems and processes, established a governance framework, updated relevant policies and addressed key judgements including the transition option that will be applied in order to determine the expected impact to the Group.

The Group will adopt the standard using the simplified approach of transition with no restatement of comparative information. The expected impact on adoption of the standard will be to recognise a ROU asset of approximately \$3.4 billion and an equivalent lease liability with no impact on retained earnings.

The Group has determined that it will use the incremental borrowing rate as the discount rate when determining present value. This discount rate will be based on the remaining maturity of the lease at the date of transition. The Group will also apply the practical exemptions for low-value assets and short-term leases.

AASB 17 Insurance Contracts (AASB 17) was issued on 19 July 2017 and will be effective for the 30 September 2022 year end unless early adopted. This will replace AASB 4 Insurance Contracts, AASB 1023 General Insurance Contracts and AASB 1038 Life Insurance Contracts. The main changes under the standard are:

- the scope of the standard may result in some contracts that are currently "unbundled", i.e. accounted for separately as insurance and investment contracts being required to be "bundled" and accounted for as an insurance contract;
- portfolios of contracts (with similar risks which are managed together) will be required to be disaggregated to a more granular level by both the age of a contract and the likelihood of the contract being onerous in order to determine the recognition of profit over the contract period (i.e. the contractual service margin). The contractual service margin uses a different basis to recognise profit to the current Margin on Services approach for life insurance and therefore the pattern of profit recognition is likely to differ;
- risk adjustments, which reflect uncertainties in the amount and timing of future cash flows, are required for both general and life insurance contracts rather than just general insurance contracts under the current accounting standards;
- the contract boundary, which is the period over which profit is recognised, differs and is determined based on the ability to compel the policyholder to pay premiums or the substantive obligation to provide coverage/ services. For some general insurance contracts (e.g. some lender mortgage insurance and reinsurance contracts) this may result in the contract boundary being longer. For life insurance, in particular term renewable contracts, the contract boundary is expected to be shorter. Both will be impacted by different patterns of profit recognition compared to the current standards;
- a narrower definition of what acquisition costs may be deferred;
- an election to recognise changes in assumptions regarding discount rate in other comprehensive income rather than in profit and loss;
- an election to recognise changes in the fair value of assets supporting policy liabilities in other comprehensive income rather than through profit and loss;
- reinsurance contracts and the associated liability are to be determined separately to the gross contract liability and may have different contract boundaries; and
- additional disclosure requirements.

The standard is expected to result in a reduction in the level of deferred acquisition costs, however the quantum of this and the profit and loss impacts to the Group are not yet practicable to determine.

## Notes to the financial statements

### Note 1. Financial statements preparation (continued)

On 26 June 2019, the IASB issued an exposure draft proposing a number of amendments to the insurance contracts standard. If approved, these amendments would allow entities to:

- defer acquisition costs for anticipated renewals outside of the initial contract boundary; and
- recognise a gain in the P&L for reinsurance contracts, to offset losses from onerous contracts on initial recognition (to the extent the reinsurance contracts held covers the losses of each contract on a proportionate basis).

In addition, the effective date of the standard would be deferred by one year to be applicable to the Group for the 30 September 2023 financial year.

AASB Interpretation 23 Uncertainty over Income Tax Treatments (Interpretation 23) was issued in July 2017 and will be effective for the 30 September 2020 financial year. Interpretation 23 clarifies the recognition and measurement criteria in AASB 112 Income Taxes (AASB 112) where there is uncertainty over income tax treatments, and requires an assessment of each uncertain tax position as to whether it is probable that a taxation authority will accept the position.

Where it is not considered probable, the effect of the uncertainty will be reflected in determining the relevant taxable profit or loss, tax bases, unused tax losses and unused tax credits or tax rates. The amount will be determined as either the single most likely amount or the sum of the probability weighted amounts in a range of possible outcomes, whichever better predicts the resolution of the uncertainty. Judgements will be reassessed as and when new facts and circumstances are presented.

The interpretation is not expected to have a material impact on the Group.

A revised Conceptual Framework (Framework) was issued in May 2019. This will be effective for the Group for the 30 September 2021 financial year. The revised Framework includes new definitions and recognition criteria for assets, liabilities, income and expenses and other relevant financial reporting concepts. The changes are not expected to have a material impact on the Group.

Other amendments to existing standards that are not yet effective are not expected to have a material impact to the Group.

### Interbank-offered rates (IBOR) reform

IBORs are interest rate benchmarks used in financial markets for pricing, valuing and hedging a wide variety of financial instruments such as derivatives, loans and bonds. Examples of IBOR include 'LIBOR' and 'EURIBOR'.

A review of the global major IBORs is being conducted to reform or replace existing IBORs with more suitable alternative reference rates (ARRs). This IBOR reform will impact the accounting for financial instruments that reference IBORs including hedge accounting, fair value methodologies and existing financial instruments that reference IBORs at transition. This replacement process is at different stages and is progressing at different speeds in different jurisdictions. Therefore, there is uncertainty as to the basis, method, timing and implications of transition to the ARRs.

In October 2019, the AASB issued amendments to AASB 9, AASB 139 and AASB 7 which enable hedge accounting to continue for certain hedges that might otherwise need to be discontinued due to uncertainties arising from IBOR reform and requires certain disclosures. These amendments are effective for the Group for the 30 September 2021 financial year with early application permitted.

As a result of these developments, the Group has applied judgement in the current reporting period to determine that hedge relationships that include IBORs as a hedged risk continue to qualify for hedge accounting. The Group continues to monitor these developments and the expected impact.

## Notes to the financial statements

### FINANCIAL PERFORMANCE

#### Note 2. Segment reporting

##### Accounting policy

Operating segments are presented on a basis consistent with information provided internally to Westpac's key decision makers and reflects the management of the business, rather than the legal structure of the Group. Internally, Westpac uses 'cash earnings' in assessing the financial performance of its divisions. Management believes this allows the Group to:

- more effectively assess current year performance against prior years;
- compare performance across business divisions; and
- compare performance across peer companies.

Cash earnings is viewed as a measure of the level of profit that is generated by ongoing operations and is therefore considered in assessing distributions, including dividends. Cash earnings is neither a measure of cash flow nor net profit determined on a cash accounting basis, as it includes both cash and non-cash adjustments to statutory net profit.

To determine cash earnings, three categories of adjustments are made to statutory results:

- material items that key decision makers at the Westpac Group believe do not reflect ongoing operations;
- items that are not considered when dividends are recommended, such as the amortisation of intangibles, impact of Treasury shares and economic hedging impacts; and
- accounting reclassifications between individual line items that do not impact statutory results.

Internal charges and transfer pricing adjustments have been reflected in the performance of each operating segment. Inter-segment pricing is determined on an arm's length basis.

##### Reportable operating segments

On 19 March 2019, the Group announced changes to the way it supports customer's wealth and insurance needs, realigning its BTFG businesses into expanded Consumer and Business divisions and exiting the provision of personal financial advice. As a result, the insurance business was transferred to Consumer, the funds management business was transferred to Business, and the Advice business and certain support functions of BTFG Australia were transferred to Group Businesses. Changes to the Group's organisational structure were effective from 1 April 2019 and the results of the operating segments for 2018 and 2017 have been restated.

The operating segments are defined by the customers they service and the services they provide:

- Consumer:
  - is responsible for sales and service of banking and financial products and services to consumer customers in Australia;
  - is also responsible for the Group's Australian insurance business, which covers the manufacture and distribution of life, general and lenders mortgage insurance; and
  - operates under the Westpac, St.George, BankSA, Bank of Melbourne, RAMS and BT brands.
- Business:
  - is responsible for sales and service of banking and financial products and services for SME and commercial business customers in Australia. SME and Commercial business customers typically have facilities up to approximately \$150 million;
  - is responsible for Private Wealth, serving the banking needs of high net worth customers across the banking brands;
  - is responsible for the manufacture and distribution of investments (including margin lending and equities broking), superannuation and retirement products as well as wealth administration platforms; and
  - operates under the Westpac, St.George, BankSA, Bank of Melbourne and BT brands.

## Notes to the financial statements

### Note 2. Segment reporting (continued)

- Westpac Institutional Bank (WIB):
  - is responsible for delivering a broad range of financial products and services to commercial, corporate, institutional and government customers with connections to Australia and New Zealand;
  - services include financing, transactional banking, financial and debt capital markets;
  - customers are supported throughout Australia, as well as via branches and subsidiaries located in New Zealand, US, UK and Asia; and
  - also responsible for Westpac Pacific, providing a range of banking services in Fiji and Papua New Guinea.
- Westpac New Zealand:
  - is responsible for sales and service of banking, wealth and insurance products to customers in New Zealand;
  - customer base includes consumers, business and institutional customers; and
  - operates under the Westpac brand for banking products, the Westpac Life brand for life insurance products and the BT brand for wealth products.
- Group Businesses include:
  - Treasury, which is responsible for the management of the Group's balance sheet including wholesale funding, capital and management of liquidity. Treasury also manages the interest rate risk and foreign exchange risks inherent in the balance sheet, including managing the mismatch between Group assets and liabilities. Treasury's earnings are primarily sourced from managing the Group's balance sheet and interest rate risk, (excluding Westpac New Zealand) within set risk limits;
  - Group Technology<sup>1</sup>, which comprises functions for the Australian businesses, is responsible for technology strategy and architecture, infrastructure and operations, applications development and business integration;
  - Core Support<sup>2</sup>, which comprises functions performed centrally, including Australian banking operations, property services, strategy, finance, risk, compliance, legal, human resources, and customer and corporate relations;
  - Following the Group's decision to restructure the Wealth operating segment and to exit the Advice business in March 2019, the remaining Advice business (including associated remediation) and support functions have been transferred to Group Business; and
  - Group Businesses also includes earnings on capital not allocated to divisions, for certain intra-group transactions that facilitate presentation of performance of the Group's operating segments, earnings from non-core asset sales, earnings and costs associated with the Group's fintech investments, and certain other head office items such as centrally held provisions.
- For Westpac, AASB 9 and AASB 15 were adopted on 1 October 2018 and as comparatives were not restated, line item movements in our reported results are not directly comparable across periods. In order to provide the operational trends in business, we have revised the 2018 cash earnings comparatives as if the standards applied on 1 October 2017, except for expected credit loss provisioning which is not feasible. These adjustments do not impact 2018 cash earnings but do affect individual line items. These adjustments are comprised of:
  - Line fees: The Group has reclassified line fees (mostly Business) from non-interest income to net interest income to more appropriately reflect the relationship with drawn lines of credit;
  - Card scheme: Support payments received from Mastercard and Visa have been reclassified to non-interest income and related expenses have been reclassified to operating expenses;
  - Interest carrying adjustment: Interest on performing loans (stage 1 and stage 2 loans) is now measured on the gross loan value. Previously, interest on performing loans was recognised on the loan balance net of provisions. This adjustment increases interest income and impairment charges;
  - Other fees and expenses: The Group has restated the classification of a number of fees and expenses. This has resulted in the grossing up of net interest income, non-interest income, impairment charges and operating expenses; and
  - Merchant terminal costs: Some variable costs related to Westpac's merchant terminal business have been reclassified between non-interest income and operating expenses.

1. Costs are fully allocated to other divisions in the Group.

2. Costs are partially allocated to other divisions in the Group, with costs attributed to enterprise activity retained in Group Businesses.

## Notes to the financial statements

## Note 2. Segment reporting (continued)

Comparatives have also been restated for:

- recent customer migration between divisions and accompanying impacts on divisional income statement and balance sheet;
- refinement in expense allocations; and
- changes to Group's organisation structure following the realignment of the BTFG businesses into Consumer, Business and Group Businesses.

The following tables present the segment results on a cash earnings basis for the Group.<sup>1</sup>

2019 \$m	Consumer	Business	Westpac institutional Bank	Westpac New Zealand	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income Statement
Net interest income	7,942	5,092	1,443	1,860	676	16,953	(46)	16,907
Net fee income	608	464	610	163	(190)	1,655	-	1,655
Net wealth management and insurance income	425	899	-	177	(478)	1,023	6	1,029
Trading income	93	106	695	37	(24)	907	22	929
Other income	15	(5)	(13)	46	74	117	12	129
<b>Net operating income before operating expenses and impairment charges</b>	<b>9,083</b>	<b>6,556</b>	<b>2,735</b>	<b>2,283</b>	<b>(2)</b>	<b>20,655</b>	<b>(6)</b>	<b>20,649</b>
Operating expenses	(3,817)	(2,805)	(1,284)	(939)	(116)	(10,031)	(75)	(10,106)
Impairment (charges)/benefits	(581)	(272)	(46)	10	95	(794)	-	(794)
<b>Profit before income tax</b>	<b>4,685</b>	<b>3,479</b>	<b>1,405</b>	<b>1,354</b>	<b>(1,093)</b>	<b>9,830</b>	<b>(81)</b>	<b>9,749</b>
Income tax expense	(1,397)	(1,048)	(386)	(369)	225	(2,975)	16	(2,959)
Net profit attributable to non-controlling interests	-	-	(5)	-	(1)	(6)	-	(6)
<b>Cash earnings for the year</b>	<b>3,288</b>	<b>2,431</b>	<b>1,014</b>	<b>985</b>	<b>(869)</b>	<b>6,849</b>	<b>(65)</b>	<b>6,784</b>
Net cash earnings adjustments	-	(45)	-	(1)	(79)	(65)	-	-
<b>Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>	<b>3,288</b>	<b>2,386</b>	<b>1,014</b>	<b>984</b>	<b>(888)</b>	<b>6,784</b>		

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Statutory comparatives have not been restated. However, where applicable, cash earnings comparatives (excluding expected credit loss provisioning) have been restated to aid comparability. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Both statutory and cash earnings comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 2. Segment reporting<sup>1</sup> (continued)

2018 \$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income Statement
Net interest income	7,850	5,284	1,442	1,799	812	17,187	(682)	16,505
Net fee income	659	511	610	164	(34)	1,910	514	2,424
Net wealth management and insurance income	549	1,012	212	149	95	2,017	44	2,061
Trading income	96	100	697	51	(18)	926	19	945
Other income	7	17	46	9	46	125	(53)	72
<b>Net operating income before operating expenses and impairment charges</b>	<b>9,161</b>	<b>6,924</b>	<b>3,007</b>	<b>2,172</b>	<b>901</b>	<b>22,165</b>	<b>(158)</b>	<b>22,007</b>
Operating expenses	(3,774)	(2,651)	(1,449)	(855)	(969)	(9,698)	132	(9,566)
Impairment (charges)/benefits	(466)	(321)	16	(22)	1	(812)	102	(710)
<b>Profit before income tax</b>	<b>4,901</b>	<b>3,952</b>	<b>1,574</b>	<b>1,295</b>	<b>(67)</b>	<b>11,655</b>	<b>76</b>	<b>11,731</b>
Income tax expense	(1,478)	(1,196)	(476)	(361)	(75)	(3,586)	(46)	(3,632)
Net profit attributable to non-controlling interests	-	-	(5)	-	1	(4)	-	(4)
<b>Cash earnings for the year</b>	<b>3,423</b>	<b>2,756</b>	<b>1,093</b>	<b>934</b>	<b>(141)</b>	<b>8,065</b>	<b>30</b>	<b>8,095</b>
Net cash earnings adjustments	(15)	(76)	-	13	108	30		
<b>Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>	<b>3,408</b>	<b>2,680</b>	<b>1,093</b>	<b>947</b>	<b>(33)</b>	<b>8,095</b>		

2017 \$m	Consumer	Business	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income Statement
Net interest income	7,733	4,950	1,354	1,706	712	16,455	(939)	15,516
Net fee income	745	518	628	197	82	2,370	433	2,603
Net wealth management and insurance income	488	951	93	148	130	1,810	(10)	1,800
Trading income	100	100	967	51	-	1,218	(16)	1,202
Other income	18	48	28	14	(31)	77	452	529
<b>Net operating income before operating expenses and impairment charges</b>	<b>9,084</b>	<b>6,567</b>	<b>3,070</b>	<b>2,116</b>	<b>893</b>	<b>21,730</b>	<b>(80)</b>	<b>21,650</b>
Operating expenses	(3,548)	(2,548)	(1,358)	(890)	(814)	(9,178)	(104)	(9,282)
Impairment (charges)/benefits	(600)	(369)	(79)	51	43	(954)	101	(853)
<b>Profit before income tax</b>	<b>4,936</b>	<b>3,650</b>	<b>1,633</b>	<b>1,277</b>	<b>102</b>	<b>11,598</b>	<b>(83)</b>	<b>11,515</b>
Income tax expense	(1,484)	(1,096)	(463)	(360)	(126)	(3,529)	11	(3,518)
Net profit attributable to non-controlling interests	-	-	(7)	-	-	(7)	-	(7)
<b>Cash earnings for the year</b>	<b>3,452</b>	<b>2,554</b>	<b>1,163</b>	<b>917</b>	<b>(24)</b>	<b>8,062</b>	<b>(72)</b>	<b>7,990</b>
Net cash earnings adjustments	(16)	150	-	(14)	(92)	(72)		
<b>Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>	<b>3,336</b>	<b>2,704</b>	<b>1,163</b>	<b>903</b>	<b>(116)</b>	<b>7,990</b>		

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Statutory comparatives have not been restated. However, where applicable, cash earnings comparatives (excluding expected credit loss provisioning) have been restated to aid comparability. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Both statutory and cash earnings comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

## Note 2. Segment reporting (continued)

## Reconciliation of cash earnings to net profit

\$m	2019	2018	2017
Cash earnings for the year	6,849	8,065	8,062
Cash earning adjustments:			
Amortisation of intangible assets	-	(17)	(137)
Fair value gain/(loss) on economic hedges	(35)	126	(69)
Ineffective hedges	20	(13)	(16)
Adjustments relating to Pental	(45)	(73)	17
Treasury shares	(5)	7	(2)
Total cash earnings adjustments	(65)	30	(72)
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	6,784	8,095	7,990

## Revenue from products and services

Details of revenue from external customers by product or service are disclosed in Notes 3 and 4. No single customer amounted to greater than 10% of the Group's revenue.

## Geographic segments

Geographic segments are based on the location of the office where the following items were recognised:

	2019		2018		2017	
	\$m	%	\$m	%	\$m	%
<b>Revenue</b>						
Australia <sup>1</sup>	31,113	84.2	32,595	85.6	32,210	86.2
New Zealand <sup>1</sup>	4,520	12.2	4,381	11.5	4,326	11.6
Other overseas <sup>2</sup>	1,331	3.6	1,097	2.9	830	2.2
<b>Total</b>	<b>36,964</b>	<b>100.0</b>	<b>38,073</b>	<b>100.0</b>	<b>37,366</b>	<b>100.0</b>
<b>Non-current assets<sup>3</sup></b>						
Australia	12,280	93.7	12,271	93.7	12,326	93.8
New Zealand	761	5.8	756	5.8	745	5.7
Other overseas <sup>2</sup>	67	0.5	65	0.5	68	0.5
<b>Total</b>	<b>13,108</b>	<b>100.0</b>	<b>13,092</b>	<b>100.0</b>	<b>13,139</b>	<b>100.0</b>

1. Comparatives have been restated for consistency.

2. Other overseas included Pacific Islands, Asia, the Americas and Europe.

3. Non-current assets represent property and equipment and intangible assets.

## Notes to the financial statements

Note 3. Net interest income<sup>1</sup>

## Accounting policy

Interest income and interest expense for all interest earning financial assets and interest bearing financial liabilities at amortised cost or FVOCI, detailed within the table below, are recognised using the effective interest rate method. Net income from treasury's interest rate and liquidity management activities and the cost of the Bank levy are included in net interest income.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial instrument by discounting the financial instrument's estimated future cash receipts or payments to their present value and allocates the interest income or interest expense, including any fees, costs, premiums or discounts integral to the instrument, over its expected life.

Interest income is calculated based on the gross carrying amount of financial assets in stages 1 and 2 of the Group's ECL model and on the carrying amount net of the provision for ECL for financial assets in stage 3. Refer to Note 13 for further details of the Group's ECL model.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Interest income<sup>2</sup></b>					
<b>Calculated using the effective interest rate method</b>					
Cash and balances with central banks	334	326	242	311	301
Collateral paid	201	129	96	197	126
Available-for-sale securities	-	1,914	1,795	-	1,743
Investment securities	1,919	-	-	1,750	-
Loans	30,029	29,563	28,438	26,171	25,763
Other financial assets	35	35	43	33	32
Due from subsidiaries	-	-	-	4,274	4,225
<b>Total interest income calculated using the effective interest rate method</b>	<b>32,518</b>	<b>31,967</b>	<b>30,614</b>	<b>32,716</b>	<b>32,190</b>
<b>Other</b>					
Net ineffectiveness on qualifying hedges	28	(18)	(22)	26	(22)
Trading securities and financial assets measured at FVIF	662	564	574	633	521
Loans	14	38	66	14	38
Due from subsidiaries	-	-	-	103	103
<b>Total other</b>	<b>704</b>	<b>584</b>	<b>618</b>	<b>776</b>	<b>640</b>
<b>Total interest income</b>	<b>33,222</b>	<b>32,571</b>	<b>31,232</b>	<b>33,512</b>	<b>32,830</b>
<b>Interest expense</b>					
<b>Calculated using the effective interest rate method</b>					
Collateral received	(57)	(45)	(19)	(51)	(41)
Deposits and other borrowings	(7,967)	(8,141)	(8,026)	(6,745)	(6,949)
Debt issues	(4,706)	(4,325)	(3,448)	(4,218)	(3,820)
Due to subsidiaries	-	-	-	(4,905)	(4,840)
Loan capital	(776)	(774)	(693)	(776)	(774)
Other financial liabilities	(274)	(318)	(307)	(273)	(316)
<b>Total interest expense calculated using the effective interest rate method</b>	<b>(13,780)</b>	<b>(13,603)</b>	<b>(12,493)</b>	<b>(16,966)</b>	<b>(16,740)</b>
<b>Other</b>					
Deposits and other borrowings	(978)	(880)	(842)	(961)	(868)
Trading liabilities	(915)	(959)	(2,065)	(828)	(754)
Debt issues	(163)	(155)	(137)	(140)	(138)
Bank levy	(391)	(378)	(95)	(391)	(378)
Due to subsidiaries	-	-	-	78	(11)
Other interest expense	(88)	(91)	(84)	(85)	(88)
<b>Total other</b>	<b>(2,535)</b>	<b>(2,463)</b>	<b>(3,223)</b>	<b>(2,327)</b>	<b>(2,237)</b>
<b>Total interest expense</b>	<b>(16,315)</b>	<b>(16,066)</b>	<b>(15,716)</b>	<b>(19,293)</b>	<b>(18,977)</b>
<b>Net interest income</b>	<b>16,907</b>	<b>16,505</b>	<b>15,516</b>	<b>14,217</b>	<b>13,853</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Statutory comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. Interest income includes items relating to customer refunds recognised as a reduction in interest income of \$372 million (2018: \$127 million, 2017: \$58 million) for the Group, and \$353 million (2018: \$125 million) for the Parent Entity. Refer to Note 27 for further details.

## Notes to the financial statements

### Note 4. Non-interest income

#### Accounting policy

Non-interest income includes net fee income, net wealth management and insurance income, trading income and other income.

##### Net fee income

When another party is involved in providing goods or services to a Group customer, the Group assesses whether the nature of the arrangement with its customer is as a principal provider or an agent of another party. Where the Group is acting as an agent for another party, the income earned by the Group is the net consideration received (i.e. the gross amount received from the customer less amounts paid to a third party provider). As an agent, the net consideration represents fee income for facilitating the transaction between the customer and the third party provider with primary responsibility for fulfilling the contract.

##### Fee income

Fee income is recognised when the performance obligation is satisfied by transferring the promised good or service to the customer. Fee income includes facility fees, transaction fees and other non-risk fee income.

Facility fees include certain line fees, annual credit card fees and fees for providing customer bank accounts. They are recognised over the term of the facility/period of service on a straight line basis.

Transaction fees are earned for facilitating banking transactions such as foreign exchange fees, telegraphic transfers and issuing bank cheques. Fees for these one-off transactions are recognised once the transaction has been completed. Transaction fees are also recognised for credit card transactions including interchange fees net of scheme charges. These are recognised once the transaction has been completed, however, a component of interchange fees received is deferred as unearned income as the Group has a future service obligation to customers under the Group's credit card reward programs.

Other non-risk fee income includes advisory and underwriting fees which are recognised when the related service is completed.

Income which forms an integral part of the effective interest rate of a financial instrument is recognised using the effective interest method and recorded in interest income (for example, loan origination fees).

##### Fee expenses

Fee expenses include incremental external costs that vary directly with the provision of goods or services to customers. An incremental cost is one that would not have been incurred if a specific good or service had not been provided to a specific customer. Fee expenses which form an integral part of the effective interest rate of a financial instrument are recognised using the effective interest method and recorded in net interest income.

Fee expenses include the costs associated with credit card loyalty programs which are recognised as an expense when the services are provided on the redemption of points as well as merchant transaction costs.

##### Net wealth management and insurance income

##### Wealth management income

Wealth management fees earned for the ongoing management of customer funds and investments are recognised when the performance obligation is satisfied which is over the period of management.

##### Insurance premium income

Insurance premium income includes premiums earned for life insurance, life investment, loan mortgage insurance and general insurance products:

- life insurance premiums with a regular due date are recognised as revenue on an accrual basis;
- life investment premiums include a management fee component which is recognised as income over the period the service is provided. The deposit components of life insurance and investment contracts are not revenue and are treated as movements in life insurance liabilities;
- general insurance premium comprises amounts charged to policyholders, excluding taxes, and is recognised based on the likely pattern in which the insured risk is likely to emerge. The portion not yet earned based on the pattern assessment is recognised as unearned premium liability.

##### Insurance claims expense

- life and general insurance contract claims are recognised as an expense when the liability is established;
- claims incurred in respect of life investment contracts represent withdrawals and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

##### Trading income

- realised and unrealised gains or losses from changes in the fair value of trading assets, liabilities and derivatives are recognised in the period in which they arise (except day one profits or losses which are deferred, refer to Note 22);
- net income related to Treasury's interest rate and liquidity management activities is included in net interest income.

##### Other income - dividend income

- dividends on quoted shares are recognised on the ex-dividend date;
- dividends on unquoted shares are recognised when the company's right to receive payment is established.

## Notes to the financial statements

Note 4. Non-interest income<sup>1</sup> (continued)

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Net fee income</b>					
Facility fees	730	1,365	1,350	680	1,351
Transaction fees	1,225	1,382	1,258	1,046	939
Other non-risk fee income <sup>2</sup>	(76)	98	229	(638)	54
<b>Fee income</b>	<b>1,879</b>	<b>2,845</b>	<b>2,837</b>	<b>1,088</b>	<b>2,344</b>
Credit card loyalty programs	(121)	(126)	(152)	(90)	(101)
Transaction fee related expenses	(103)	(95)	(82)	(76)	(71)
<b>Fee expenses</b>	<b>(224)</b>	<b>(221)</b>	<b>(234)</b>	<b>(166)</b>	<b>(172)</b>
<b>Net fee income</b>	<b>1,655</b>	<b>2,424</b>	<b>2,603</b>	<b>922</b>	<b>2,172</b>
<b>Net wealth management and insurance income</b>					
<b>Wealth management income<sup>3</sup></b>	<b>276</b>	<b>1,145</b>	<b>997</b>	-	-
Life insurance premium income	1,443	1,410	1,204	-	-
General insurance and lenders mortgage insurance (LMI) net premium earned	482	472	451	-	-
Life insurance investment and other income <sup>4</sup>	409	666	544	-	-
General insurance and LMI investment and other income	52	50	77	-	-
<b>Total insurance premium, investment and other income</b>	<b>2,386</b>	<b>2,598</b>	<b>2,276</b>	-	-
Life insurance claims and changes in insurance liabilities	(1,268)	(1,396)	(1,155)	-	-
General insurance and LMI claims and other expenses	(367)	(286)	(318)	-	-
<b>Total insurance claims, changes in liabilities and other expenses</b>	<b>(1,635)</b>	<b>(1,682)</b>	<b>(1,473)</b>	-	-
<b>Net wealth management and insurance income</b>	<b>1,029</b>	<b>2,061</b>	<b>1,800</b>	-	-
<b>Trading income</b>	<b>929</b>	<b>945</b>	<b>1,202</b>	<b>956</b>	<b>919</b>
<b>Other income</b>					
Dividends received from subsidiaries	-	-	-	2,215	2,013
Transactions with subsidiaries	-	-	-	457	472
Dividends received from other entities	6	3	2	5	3
Net gain on sale of associates <sup>4</sup>	38	-	279	-	-
Net gain on disposal of assets	61	24	6	60	-
Net gain/(loss) on hedging overseas operations	-	-	-	(71)	19
Net gain/(loss) on derivatives held for risk management purposes <sup>5</sup>	(11)	8	52	(11)	8
Net gain/(loss) on financial instruments measured at fair value	(39)	38	11	(25)	36
Net gain/(loss) on disposal of controlled entities	3	(9)	-	-	-
Rental income on operating leases	72	107	143	50	77
Share of associates' net profit/(loss)	(23)	(10)	17	-	-
Other <sup>6</sup>	22	(89)	19	6	5
<b>Total other income</b>	<b>129</b>	<b>72</b>	<b>529</b>	<b>2,684</b>	<b>2,633</b>
<b>Total non-interest income</b>	<b>3,742</b>	<b>5,502</b>	<b>6,134</b>	<b>4,562</b>	<b>5,724</b>

Deferred income in relation to the credit card loyalty programs for the Group was \$322 million as at 30 September 2019 (2018: \$318 million) and \$47 million for the Parent Entity (2018: \$34 million). This will be recognised as fee income as the credit card reward points are redeemed.

There were no other material contract assets or contract liabilities for the Group or the Parent Entity.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further details.
2. Compliance, regulation and remediation provisions relating to customer refunds were recognised as a reduction of other non-risk fee income and wealth management income of \$860 million (2018: \$171 million; 2017: \$111 million) for the Group, and \$842 million (2018: \$154 million) for the Parent Entity. Refer to Note 27 for further details.
3. Includes policy holder tax recoveries.
4. On 26 May 2017, the Group sold 60 million (19% of Pental's shares on issue) Pental shares.
5. Income from derivatives held for risk management purposes reflects the impact of economic hedges of foreign currency capital and earnings.
6. The Group recognised \$104 million of impairment on the remaining shareholdings of Pental in 2018.

## Notes to the financial statements

Note 5. Operating expenses<sup>1,2</sup>

(\$m)	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Staff expenses</b>					
Employee remuneration, entitlements and on-costs	4,320	4,292	4,133	3,611	3,537
Superannuation expense <sup>3</sup>	378	386	380	315	315
Share-based payments	108	95	113	101	97
Restructuring costs	232	114	75	202	97
<b>Total staff expenses</b>	<b>5,038</b>	<b>4,887</b>	<b>4,701</b>	<b>4,227</b>	<b>4,046</b>
<b>Occupancy expenses</b>					
Operating lease rentals	658	632	648	597	565
Depreciation of property and equipment	222	245	291	176	196
Other	143	156	134	122	134
<b>Total occupancy expenses</b>	<b>1,023</b>	<b>1,033</b>	<b>1,073</b>	<b>895</b>	<b>895</b>
<b>Technology expenses</b>					
Amortisation and impairment of software assets	719	620	628	653	567
Depreciation and impairment of IT equipment	129	141	158	117	134
Technology services	810	721	639	670	564
Software maintenance and licences	371	342	313	321	289
Telecommunications	207	209	190	182	183
Data processing	83	77	80	81	76
<b>Total technology expenses</b>	<b>2,319</b>	<b>2,110</b>	<b>2,008</b>	<b>2,024</b>	<b>1,803</b>
<b>Other expenses</b>					
Professional and processing services	1,060	824	755	860	638
Amortisation and impairment of intangible assets and deferred expenditure	9	138	192	-	21
Postage and stationery	179	162	217	143	152
Advertising	245	173	155	196	127
Non-lending losses	58	133	73	43	112
Impairment on investments in subsidiaries	-	-	-	135	44
Other	175	86	108	107	162
<b>Total other expenses</b>	<b>1,726</b>	<b>1,536</b>	<b>1,500</b>	<b>1,485</b>	<b>1,256</b>
<b>Total operating expenses</b>	<b>10,106</b>	<b>9,566</b>	<b>9,282</b>	<b>8,631</b>	<b>8,000</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. Operating expenses include costs recognised in relation to compliance, regulation and remediation provisions of \$196 million (2018: \$111 million; 2017: \$12 million) for the Group, and \$180 million (2018: \$108 million) for the Parent entity. Refer to Note 27 for further details.
3. Superannuation expense includes both defined contribution and defined benefit expense. Further details of the Group's defined benefit plans are in Note 34.

## Notes to the financial statements

### Note 6. Impairment charges

#### Accounting policy

As comparatives have not been restated upon the adoption of AASB 9 the accounting policy applied in 2019 differs to that applied in comparative periods. The accounting policy applied in comparative periods is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2019 is as follows.

Impairment charges are based on an expected loss model which measures the difference between the current carrying amount and the present value of expected future cash flows taking into account past experience, current conditions and multiple probability-weighted macroeconomic scenarios for reasonably supportable future economic conditions. Further details of the calculation of expected credit losses and the critical accounting assumptions and estimates relating to impairment charges are included in Note 13.

Impairment charges are recognised in the income statement, with a corresponding amount recognised as follows:

- Loans, debt securities at amortised cost and due from subsidiaries balances: as a reduction of the carrying value of the financial asset through an offsetting provision account (refer to Note 13);
- Debt securities at FVOCI: in reserves in other comprehensive income with no reduction of the carrying value of the debt security (refer to Note 28); and
- Credit commitments: as a provision (refer to Note 27).

#### Uncollectable loans

A loan may become uncollectable in full or part if, after following the Group's loan recovery procedures, the Group remains unable to collect that loan's contractual repayments. Uncollectable amounts are written off against their related provision for expected credit losses, after all possible repayments have been received.

Where loans are secured, amounts are generally written off after receiving the proceeds from the security, or in certain circumstances, where the net realisable value of the security has been determined and this indicates that there is no reasonable expectation of full recovery, write-off may be earlier. Unsecured consumer loans are generally written off after 180 days past due.

The Group may subsequently be able to recover cash flows from loans written off. In the period which these recoveries are made, they are recognised in the income statement.

The following table details impairment charges for year ending 30 September 2019 based on the requirements of AASB 9.

\$m	Consolidated	Parent Entity
	2019	2019
<b>Provisions raised/(released)</b>		
Performing	(209)	(180)
Non-performing	1,175	1,073
Recoveries	(172)	(143)
<b>Impairment charges</b>	<b>794</b>	<b>750</b>
of which relates to:		
Loan and credit commitments	794	750
<b>Impairment charges</b>	<b>794</b>	<b>750</b>

As comparatives have not been restated for the adoption of AASB 9, the following table details impairment charges for comparative year ends based on the requirements of AASB 139. Once AASB 9 has been effective for all comparative year ends, this table will no longer be presented.

\$m	Consolidated		Parent Entity
	2018	2017	2018
Individually assessed provisions raised	371	610	341
Write-backs	(150)	(288)	(131)
Recoveries	(179)	(168)	(138)
Collectively assessed provisions raised	658	699	610
<b>Impairment charges</b>	<b>710</b>	<b>853</b>	<b>682</b>

There were no impairment charges for debt securities at FVOCI, debt securities at amortised cost and due from subsidiaries balances.

## Notes to the financial statements

### Note 7. Income tax

#### Accounting policy

The tax expense for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement, except to the extent that it relates to items recognised directly in other comprehensive income, in which case it is recognised in the statement of comprehensive income.

Current tax is the tax payable for the year using enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction. Current tax also includes adjustments to tax payable for previous years.

Deferred tax accounts for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the financial statements and their values for taxation purposes.

Deferred tax is determined using the enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction which are expected to apply when the assets will be realised or the liabilities settled.

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they relate to the same taxation authority, the same taxable entity or group, and where there is a legal right and intention to settle on a net basis.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profits will be available to utilise the assets.

Deferred tax is not recognised for the following temporary differences:

- the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither the accounting nor taxable profit or loss;
- the initial recognition of goodwill in a business combination; and
- retained earnings in subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute for the foreseeable future.

The Parent Entity is the head entity of a tax consolidated group with its wholly owned, Australian subsidiaries. All entities in the tax consolidated group have entered into a tax sharing agreement which, in the opinion of the Directors, limits the joint and several liabilities in the case of a default by the Parent Entity.

Current and deferred tax are recognised using a 'group allocation basis'. As head entity, the Parent Entity recognises all current tax balances and deferred tax assets arising from unused tax losses and relevant tax credits for the tax-consolidated group. The Parent Entity fully compensates/is compensated by the other members for these balances.

#### *Critical accounting assumptions and estimates*

The Group operates in multiple tax jurisdictions and significant judgement is required in determining the worldwide current tax liability. There are many transactions with uncertain tax outcomes and provisions are determined based on the expected outcomes.

## Notes to the financial statements

## Note 7, Income tax (continued)

## Income tax expense

The income tax expense for the year reconciles to the profit before income tax as follows:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Profit before income tax</b>	<b>9,749</b>	<b>11,731</b>	<b>11,515</b>	<b>9,398</b>	<b>10,895</b>
Tax at the Australian company tax rate of 30%	2,925	3,519	3,455	2,819	3,269
<b>The effect of amounts which are not deductible/(assessable) in calculating taxable income</b>					
Hybrid capital distributions	72	69	64	72	69
Life insurance:					
Tax adjustment on policyholder earnings	8	24	8	-	-
Adjustment for life business tax rates	(7)	(7)	(7)	-	-
Dividend adjustments	(7)	(7)	(3)	(664)	(604)
Other non-assessable items	(14)	(5)	(3)	(2)	(2)
Other non-deductible items	12	64	32	9	34
Adjustment for overseas tax rates	(32)	(28)	(30)	(5)	(3)
Income tax (over)/under provided in prior years	(10)	9	4	3	-
Other items	-	(18)	(8)	45	(12)
<b>Total income tax expense</b>	<b>2,959</b>	<b>3,632</b>	<b>3,518</b>	<b>2,277</b>	<b>2,751</b>
<b>Income tax analysis</b>					
Income tax expense comprises:					
Current income tax	3,370	3,704	3,404	2,771	2,806
Movement in deferred tax	(40)	(81)	110	(437)	(55)
Income tax (over)/under provision in prior years	(10)	9	4	3	-
<b>Total income tax expense</b>	<b>2,959</b>	<b>3,632</b>	<b>3,518</b>	<b>2,277</b>	<b>2,751</b>
Total Australia	2,526	3,178	3,072	2,215	2,677
Total Overseas	433	454	446	62	74
<b>Total income tax expense<sup>1</sup></b>	<b>2,959</b>	<b>3,632</b>	<b>3,518</b>	<b>2,277</b>	<b>2,751</b>

The effective tax rate was 30.35% in 2019 (2018: 30.96%, 2017: 30.55%).

1. As the Bank Levy is not a levy on income, it is not included in income tax. It is included in Note 3.

## Notes to the financial statements

## Note 7, Income tax (continued)

**Deferred tax assets**

The balance comprises temporary differences attributable to:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Amounts recognised in the income statements</b>				
Provisions for impairment charges on loans <sup>1</sup>	-	827	-	708
Provisions for expected credit losses on loans <sup>1</sup>	802	-	695	-
Provision for long service leave, annual leave and other employee benefits	309	323	286	301
Financial instruments	2	5	2	2
Property and equipment	195	196	173	177
Other provisions <sup>2</sup>	590	225	561	207
All other liabilities <sup>2</sup>	366	216	358	204
<b>Total amounts recognised in the income statements</b>	<b>2,264</b>	<b>1,792</b>	<b>2,075</b>	<b>1,599</b>
<b>Amounts recognised directly in other comprehensive income</b>				
Investment securities	10	-	11	-
Cash flow hedges	52	50	28	31
Defined benefit	105	-	101	-
<b>Total amounts recognised directly in other comprehensive income</b>	<b>167</b>	<b>50</b>	<b>140</b>	<b>31</b>
<b>Amount recognised in opening retained profits</b>				
Provision for expected credit losses on loans	266	-	227	-
Provision for impairment on credit commitments	30	-	30	-
Expected credit losses on investment securities	1	-	1	-
Financial instruments	3	-	-	-
<b>Impact on adoption of AASB 9<sup>1</sup></b>	<b>300</b>	<b>-</b>	<b>258</b>	<b>-</b>
<b>Gross deferred tax assets</b>	<b>2,731</b>	<b>1,842</b>	<b>2,473</b>	<b>1,630</b>
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(683)	(662)	(548)	(528)
<b>Net deferred tax assets</b>	<b>2,048</b>	<b>1,180</b>	<b>1,925</b>	<b>1,102</b>
<b>Movements</b>				
Opening balance	1,180	1,112	1,102	1,053
Impact on adoption of new accounting standards <sup>1</sup>	300	-	258	-
<b>Restated opening balance</b>	<b>1,480</b>	<b>1,112</b>	<b>1,360</b>	<b>1,053</b>
Recognised in the income statements	472	84	476	100
Recognised in other comprehensive income	117	(16)	109	(13)
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(21)	-	(20)	(38)
<b>Closing balance</b>	<b>2,048</b>	<b>1,180</b>	<b>1,925</b>	<b>1,102</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Statutory comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. Comparatives has been restated for consistency.

## Notes to the financial statements

## Note 7, Income tax (continued)

**Deferred tax liabilities**

The balance comprises temporary differences attributable to:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Amounts recognised in the income statements</b>				
Finance lease transactions	230	158	206	161
Property and equipment	128	135	129	135
Life insurance assets	57	51	-	-
All other assets	312	312	213	213
<b>Total amounts recognised in the income statements</b>	<b>727</b>	<b>656</b>	<b>548</b>	<b>509</b>
<b>Amounts recognised directly in other comprehensive income</b>				
Available-for-sale securities	-	10	-	7
Defined benefit	-	14	-	15
<b>Total amounts recognised directly in other comprehensive income</b>	<b>-</b>	<b>24</b>	<b>-</b>	<b>22</b>
<b>Gross deferred tax liabilities</b>	<b>727</b>	<b>680</b>	<b>548</b>	<b>531</b>
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(683)	(662)	(548)	(526)
<b>Net deferred tax liabilities</b>	<b>44</b>	<b>18</b>	<b>-</b>	<b>3</b>
<b>Movements</b>				
Opening balance	18	10	3	-
Recognised in the income statements	71	3	39	45
Recognised in other comprehensive income	(24)	5	(22)	(4)
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	(21)	-	(20)	(38)
<b>Closing balance</b>	<b>44</b>	<b>18</b>	<b>-</b>	<b>3</b>

**Unrecognised deferred tax balances**

The following potential deferred tax balances have not been recognised. The values shown are the gross balances and not tax effected. The tax effected balances would be approximately 30% of the values shown.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Unrecognised deferred tax asset</b>				
Tax losses on revenue account	291	190	237	151
<b>Unrecognised deferred tax liability</b>				
Gross retained earnings of subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute in the foreseeable future	51	58	-	-

## Notes to the financial statements

## Note 8. Earnings per share

## Accounting policy

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing the net profit attributable to shareholders by the weighted average number of ordinary shares on issue during the year, adjusted for treasury shares. Diluted EPS is calculated by adjusting the basic EPS by assuming all dilutive potential ordinary shares are converted. Refer to Note 19 and Note 33 for further information on the potential dilutive instruments.

Consolidated \$m	2019		2018		2017	
	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
<b>Net profit attributable to shareholders</b>	<b>6,784</b>	<b>6,784</b>	<b>8,095</b>	<b>8,095</b>	<b>7,990</b>	<b>7,990</b>
Adjustment for RSP dividends <sup>1</sup>	(6)	(6)	(5)	-	(6)	-
Adjustment for potential dilution:						
Distributions to convertible loan capital holders <sup>2</sup>	-	290	-	263	-	253
<b>Adjusted net profit attributable to shareholders</b>	<b>6,778</b>	<b>7,068</b>	<b>8,090</b>	<b>8,378</b>	<b>7,984</b>	<b>8,243</b>
<b>Weighted average number of ordinary shares (millions)</b>						
Weighted average number of ordinary shares on issue	3,456	3,456	3,414	3,414	3,364	3,364
Treasury shares (including RSP share rights) <sup>2</sup>	(6)	(6)	(8)	(8)	(9)	(9)
Adjustment for potential dilution:						
Share-based payments	-	1	-	3	-	4
Convertible loan capital <sup>2</sup>	-	278	-	232	-	236
<b>Adjusted weighted average number of ordinary shares</b>	<b>3,450</b>	<b>3,729</b>	<b>3,406</b>	<b>3,641</b>	<b>3,355</b>	<b>3,595</b>
<b>Earnings per ordinary share (cents)</b>	<b>196.5</b>	<b>189.5</b>	<b>237.5</b>	<b>230.1</b>	<b>238.0</b>	<b>229.3</b>

- RSP share rights are explained in Note 33. Some RSP share rights have not vested and are not ordinary shares but do receive dividends. These RSP dividends are deducted to show the profit attributable to ordinary shareholders. In 2019, RSP share rights were antidilutive.
- The Group has issued convertible loan capital which may convert into ordinary shares in the future (refer to Note 19 for further details). These convertible loan capital instruments are all dilutive, and diluted EPS is therefore calculated as if the instruments had been converted at the beginning of the year or, if later, the instruments' issue date.

## Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates<sup>1</sup>

The daily average balances of the Group's interest earning assets and interest bearing liabilities are shown below along with their interest income or expense.

Consolidated	2019			2018			2017		
	Average Balance	Interest Income	Average Rate	Average Balance	Interest Income	Average Rate	Average Balance	Interest Income	Average Rate
	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%
<b>Assets</b>									
<b>Interest earning assets</b>									
Collateral paid									
Australia	8,428	152	1.8	5,239	86	1.6	6,926	65	0.9
New Zealand	364	7	1.9	252	4	1.6	733	5	0.7
Other overseas	2,031	42	2.1	2,594	39	1.5	2,042	26	1.3
Trading securities and financial assets measured at FVIF:									
Australia	20,691	468	2.3	17,420	423	2.4	18,418	416	2.3
New Zealand	3,862	85	2.2	3,538	80	2.3	4,238	96	2.3
Other overseas	4,521	109	2.4	3,160	61	1.9	4,101	62	1.5
Available-for-sale securities:									
Australia	-	-	-	55,458	1,692	3.1	52,457	1,573	3.0
New Zealand	-	-	-	3,304	136	4.1	3,479	147	4.2
Other overseas	-	-	-	2,778	86	3.1	2,272	75	3.3
Investment securities:									
Australia	56,875	1,691	3.0	-	-	-	-	-	-
New Zealand	3,850	130	3.4	-	-	-	-	-	-
Other overseas	3,062	98	3.2	-	-	-	-	-	-
Loans and other receivables <sup>2</sup> :									
Australia	589,427	25,931	4.4	578,679	25,700	4.4	558,361	24,789	4.4
New Zealand	79,255	3,650	4.6	73,902	3,516	4.8	73,055	3,463	4.7
Other overseas	26,558	859	3.2	28,620	748	2.6	26,212	515	2.0
<b>Total interest earning assets and interest income</b>	<b>798,924</b>	<b>33,222</b>	<b>4.2</b>	<b>774,944</b>	<b>32,571</b>	<b>4.2</b>	<b>752,294</b>	<b>31,232</b>	<b>4.2</b>
<b>Non-interest earning assets</b>									
Derivative financial instruments <sup>3</sup>	25,959			26,443			28,897		
Life insurance assets	9,610			10,664			12,447		
All other assets <sup>3</sup>	60,231			61,259			60,420		
<b>Total non-interest earning assets<sup>1</sup></b>	<b>95,800</b>			<b>98,366</b>			<b>101,764</b>		
<b>Total assets<sup>1</sup></b>	<b>894,724</b>			<b>873,310</b>			<b>854,058</b>		

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- For 2019, loans and other receivables are net of Stage 3 provisions to reflect the adoption of AASB 9 where interest income is determined based on their carrying value, net of Stage 3 provisions. Stages 1 and 2 provisions were not included in the average interest earning assets balance as interest income is determined based on the gross value of loans and other receivables. For 2018 and 2017, loans and other receivables are net of provisions for impairment charges on loans as interest income is determined based on their carrying value, net of provisions for impairment charges on loans.
- Derivative assets for the year ended 30 September 2018 were restated from \$34,702 million to \$26,443 million (30 September 2017: \$37,673 million to \$28,897 million) and all other assets were restated from \$61,938 million to \$61,259 million (30 September 2017: \$60,111 million to \$60,420 million). Accordingly, total non-interest earning assets and total assets were restated.

## Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates<sup>1</sup> (continued)

Consolidated	2019			2018			2017		
	Average Balance \$m	Interest Expense \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Interest Expense \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Interest Expense \$m	Average Rate %
<b>Liabilities</b>									
<b>Interest bearing liabilities</b>									
Collateral received:									
Australia	2,039	41	2.0	2,383	37	1.6	1,641	15	0.9
New Zealand	390	8	2.1	342	6	1.8	98	2	2.0
Other overseas	1,388	8	0.7	184	2	1.1	242	2	0.8
Deposits and other borrowings:									
Australia	425,799	7,023	1.6	422,006	7,308	1.7	409,585	7,344	1.8
New Zealand	54,720	1,235	2.3	51,368	1,396	2.3	51,042	1,173	2.3
Other overseas	26,270	687	2.6	26,599	517	1.9	24,085	351	1.5
Loan capital:									
Australia	15,080	632	4.2	15,028	635	4.2	15,841	638	4.0
New Zealand	1,777	91	5.1	1,645	84	5.1	43	2	4.7
Other overseas	1,324	53	4.0	1,324	55	4.2	1,324	53	4.0
Other interest bearing liabilities <sup>2</sup> :									
Australia	188,736	5,937	3.1	177,746	5,594	3.1	171,940	5,343	3.1
New Zealand	15,665	575	3.7	15,011	591	3.9	16,365	754	4.6
Other overseas	1,294	25	1.9	1,873	41	2.2	2,716	39	1.4
<b>Total interest bearing liabilities and interest expense</b>	<b>734,282</b>	<b>16,315</b>	<b>2.2</b>	<b>715,509</b>	<b>16,066</b>	<b>2.2</b>	<b>694,924</b>	<b>15,716</b>	<b>2.3</b>
<b>Non-interest bearing liabilities</b>									
Deposits and other borrowings:									
Australia	42,455			41,156			39,355		
New Zealand	5,996			5,204			4,660		
Other overseas	819			817			867		
Derivative financial instruments <sup>3</sup>	26,558			26,218			32,488		
Life insurance liabilities	7,653			8,874			10,560		
All other liabilities <sup>3</sup>	13,187			13,484			12,628		
<b>Total non-interest bearing liabilities<sup>2</sup></b>	<b>96,678</b>			<b>95,753</b>			<b>100,558</b>		
<b>Total liabilities<sup>1</sup></b>	<b>830,960</b>			<b>811,262</b>			<b>795,482</b>		
Shareholders' equity	63,714			62,017			58,556		
Non-controlling interests	50			31			20		
<b>Total equity</b>	<b>63,764</b>			<b>62,048</b>			<b>58,576</b>		
<b>Total liabilities and equity<sup>1</sup></b>	<b>894,724</b>			<b>873,310</b>			<b>854,058</b>		

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. Include net impact of Treasury balance sheet management activities and the Bank Levy.

3. Derivative liabilities for the year ended 30 September 2018 were restated from \$17,504 million to \$26,218 million (30 September 2017: \$42,780 million to \$32,488 million), and all other liabilities were restated from \$12,199 million to \$13,484 million (30 September 2017: \$11,586 million to \$12,628 million). Accordingly, total non-interest bearing liabilities, total liabilities and total liabilities and equity were restated.

## Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates<sup>1</sup> (continued)

Net interest income may vary from year to year due to changes in the volume of, and interest rates associated with, interest earning assets and interest bearing liabilities. The table below allocates the change in net interest income between changes in volume and interest rate for those assets and liabilities.

## Calculation of variances

- volume changes are determined based on the movements in average asset and liability balances;
- interest rate changes are determined based on the change in interest rate associated with those assets and liabilities.

Where variances arise due to a combination of volume and interest rate changes, the absolute dollar value of each change is allocated in proportion to their impact on the total change.

Consolidated \$m	2019 Change due to			2018 Change due to		
	Volume	Rate	Total	Volume	Rate	Total
<b>Interest earning assets</b>						
Collateral paid:						
Australia	52	14	66	(16)	37	21
New Zealand	2	1	3	(3)	2	(1)
Other overseas	(8)	11	3	7	6	13
Trading securities and financial assets measured at FVSI:						
Australia	79	(34)	45	(23)	30	7
New Zealand	7	(2)	5	(16)	-	(16)
Other overseas	26	22	48	(13)	12	(1)
Investment securities <sup>2</sup> :						
Australia	43	(44)	(1)	90	29	119
New Zealand	22	(28)	(6)	(7)	(4)	(11)
Other overseas	9	1	12	17	(6)	11
Loans and other receivables:						
Australia	477	(246)	231	952	(41)	911
New Zealand	255	(21)	134	39	14	53
Other overseas	(54)	165	111	50	183	233
<b>Total change in interest income</b>	<b>910</b>	<b>(259)</b>	<b>651</b>	<b>1,077</b>	<b>262</b>	<b>1,339</b>
<b>Interest bearing liabilities</b>						
Collateral received:						
Australia	(5)	9	4	7	15	22
New Zealand	1	1	2	5	(1)	4
Other overseas	11	(5)	6	-	-	-
Deposits and other borrowings:						
Australia	66	(351)	(285)	223	(259)	(36)
New Zealand	78	(39)	39	7	16	23
Other overseas	(6)	176	170	37	129	166
Loan capital:						
Australia	2	(5)	(3)	(33)	30	(3)
New Zealand	7	-	7	75	7	82
Other overseas	-	(2)	(2)	-	2	2
Other interest bearing liabilities:						
Australia	346	(3)	343	198	53	251
New Zealand	26	(42)	(16)	(74)	(89)	(163)
Other overseas	(13)	(3)	(16)	(16)	18	2
<b>Total change in interest expense</b>	<b>513</b>	<b>(264)</b>	<b>249</b>	<b>429</b>	<b>(79)</b>	<b>350</b>
<b>Change in net interest income:</b>						
Australia	242	40	282	608	216	824
New Zealand	174	(70)	104	-	79	79
Other overseas	(19)	35	16	40	46	86
<b>Total change in net interest income</b>	<b>397</b>	<b>5</b>	<b>402</b>	<b>648</b>	<b>341</b>	<b>989</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. The volume rate calculations for 2019 investment securities has been completed against the equivalent Available-for-sale securities.

## Notes to the financial statements

### FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

#### Accounting policy

##### Recognition

Purchases and sales by regular way of financial assets, except for loans and receivables, are recognised on trade-date, the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Loans and receivables are recognised on settlement date, when cash is advanced to the borrowers.

Financial liabilities are recognised when an obligation arises.

##### Derecognition

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the asset have expired, or when the Group has either transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full under a 'pass through' arrangement and transferred substantially all the risks and rewards of ownership.

There may be situations where the Group has partially transferred the risks and rewards of ownership but has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of ownership. In such situations, the asset continues to be recognised on the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement in the asset.

Financial liabilities are derecognised when the obligation is discharged, cancelled or expires. Where an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, the exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, with the difference in the respective carrying amounts recognised in the income statement.

The terms are deemed to be substantially different if the discounted present value of the cashflows under the new terms (discounted using the original effective interest rate) is at least 10% different from the discounted present value of the remaining cash flows of the original financial liability. Qualitative factors such as a change in the currency the instrument is denominated in, a change in the interest rate from fixed to floating and conversion features are also considered.

##### Classification and measurement

As comparatives have not been restated upon the adoption of AASB 9 the accounting policy applied in 2019 differs to that applied in comparative periods. The accounting policy applied in comparative periods is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2019 is as follows.

Financial assets are grouped into the following classes: cash and balances with central banks; collateral paid, trading securities and financial assets measured at FVIS, derivative financial instruments, investment securities, loans, other financial assets and life insurance assets.

##### Financial assets

Financial assets are classified based on a) the business model within which the assets are managed, and b) whether the contractual cash flows of the instrument represent solely payment of principal and interest (SPPI).

The Group determines the business model at the level that reflects how groups of financial assets are managed. When assessing the business model the Group considers factors including how performance and risks are managed, evaluated and reported and the frequency and volume of, and reason for, sales in previous periods and expectations of sales in future periods.

When assessing whether contractual cash flows are SPPI, interest is defined as consideration primarily for the time value of money and the credit risk of the principal outstanding. The time value of money is defined as the element of interest that provides consideration only for the passage of time and not consideration for other risks or costs associated with holding the financial asset. Terms that could change the contractual cash flows so that they may not meet the SPPI criteria include contingent and leverage features, non-recourse arrangements, and features that could modify the time value of money.

##### Debt instruments

If the debt instruments have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding they are classified as:

- amortised cost if they are held within a business model whose objective is achieved through holding the financial asset to collect these cash flows; or
- FVOCI if they are held within a business model whose objective is achieved both through collecting these cash flows or selling the financial asset; or
- FVIS if they are held within a business model whose objective is achieved through selling the financial asset.

Debt instruments are measured at FVIS where the contractual cash flows do not represent SPPI on the principal balance outstanding or where it is designated at FVIS to eliminate or reduce an accounting mismatch.

Debt instruments at amortised cost are initially recognised at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. They are presented net of provisions for expected credit losses determined using the ECL model. Refer to Notes 6 and 13 for further details.

## Notes to the financial statements

### FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES (continued)

#### Accounting policy (continued)

Debt instruments at FVOCI are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in other comprehensive income except for interest income, impairment charges and foreign exchange gains and losses, which are recognised in the income statement. Impairment on debt instruments at FVOCI is determined using the ECL model and is recognised in the income statement with a corresponding amount in other comprehensive income. There is no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value.

The cumulative gain or loss recognised in other comprehensive income is subsequently recognised in the income statement when the instrument is derecognised.

Debt instruments at FVIS are measured at fair value with subsequent changes in fair value recognised in the income statement.

#### *Equity securities*

Equity securities are measured at FVOCI where they:

- are not held for trading, and
- an irrevocable election is made by the Group.

Otherwise, they are measured at FVIS.

Equity securities at FVOCI are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in other comprehensive income, except for dividend income which is recognised in the income statement. The cumulative gain or loss recognised in other comprehensive income is not subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

Equity securities at FVIS are measured at fair value with subsequent changes in fair value recognised in the income statement.

#### *Financial liabilities*

Financial liabilities are grouped into the following classes: collateral received, deposits and other borrowings, other financial liabilities, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial liabilities are measured at amortised cost if they are not held for trading or designated at FVIS, otherwise they are measured at FVIS.

Financial assets and financial liabilities measured at fair value through income statement are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus or minus directly attributable transaction costs respectively.

Further details of the accounting policy for each category of financial asset or financial liability mentioned above is set out in the note for the relevant item.

The Group's policies for determining the fair value of financial assets and financial liabilities are set out in Note 22.

1

2

3

4

## Notes to the financial statements

Note 10. Trading securities and financial assets measured at FVIS<sup>1</sup>

## Accounting policy

## Trading securities

Trading securities include actively traded debt (government and other) and equity instruments and those acquired for sale in the near term.

As part of its trading activities, the Group also lends and borrows securities on a collateralised basis. Securities lent remain on the Group's balance sheet and securities borrowed are not reflected on the Group's balance sheet, as the risk and rewards of ownership remain with the initial holder. Where cash is provided as collateral, the amount advanced to or received from third parties is recognised as a receivable in collateral paid or as a borrowing in collateral received respectively.

## Reverse repurchase agreements

Securities purchased under these agreements are not recognised on the balance sheet, as Westpac has not obtained the risks and rewards of ownership. The cash consideration paid is recognised as a reverse repurchase agreement, which forms part of a trading portfolio that is measured at fair value.

## Other financial assets measured at FVIS

Other financial assets measured at FVIS include:

- non-trading securities managed on a fair value basis;
- non-trading debt securities that do not have contractual cash flows that represent SPPI on the principal balance outstanding; or
- non-trading equity securities for which we have not made irrevocable designation to be measured at FVOCI.

Gains and losses on these financial assets are recognised in the income statement. Interest earned from debt securities is recognised in interest income (Note 3) while dividends on equity securities are recognised in non-interest income (Note 4).

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
Trading securities	22,210	18,777	16,519	20,719	17,671
Reverse repurchase agreements	6,833	1,379	6,867	6,731	1,379
Other financial assets measured at FVIS	2,738	2,976	2,577	2,115	2,365
<b>Total trading securities and financial assets measured at FVIS</b>	<b>31,781</b>	<b>23,132</b>	<b>25,983</b>	<b>29,565</b>	<b>21,415</b>

Trading securities include the following:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
Government and semi-government securities	16,625	13,328	11,402	15,585	12,519
Other debt securities	5,497	5,354	5,049	5,046	5,057
Equity securities	6	8	11	6	8
Other	82	87	57	82	87
<b>Total trading securities</b>	<b>22,210</b>	<b>18,777</b>	<b>16,519</b>	<b>20,719</b>	<b>17,671</b>

Other financial assets measured at FVIS include:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
Other debt securities	2,394	2,715	2,259	2,057	2,302
Equity securities	344	261	318	58	63
<b>Total other financial assets measured at FVIS</b>	<b>2,738</b>	<b>2,976</b>	<b>2,577</b>	<b>2,115</b>	<b>2,365</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

## Note 11. Available-for-sale securities/investment securities

## Accounting policy

As comparatives have not been restated upon the adoption of AASB 9 the accounting policy applied in 2019 differs to that applied in comparative years. The accounting policy applied in comparative years is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2019 is as follows.

Investment securities include debt securities (government and other) and equity securities. It includes debt and equity securities that are measured at FVOCI and debt securities measured at amortised cost. These instruments are classified based on the criteria disclosed under the heading "Financial assets and financial liabilities" prior to Note 10.

## Debt securities measured at FVOCI

Includes debt instruments that have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and they are held within a business model whose objective is achieved both through collecting these cash flows or selling the financial asset.

These securities are measured at fair value with gains and losses recognised in OCI except for interest income, impairment charges and foreign exchange gains and losses which are recognised in the income statement. Impairment is measured using the same ECL model applied to financial assets measured at amortised cost. Impairment is recognised in the income statement with a corresponding amount in OCI with no reduction of the carrying value of the debt security which remains at fair value. Refer to Note 13 for further details.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

## Debt securities measured at amortised cost

Include debt instruments that have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and are held within a business model whose objective is achieved through holding the financial asset to collect these cash flows.

These securities are initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs. They are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provisions for ECL.

## Equity securities

Equity securities are measured at FVOCI where they are not held for trading; the Group does not have control or significant influence over the investee and where an irrevocable election is made to measure them at FVOCI.

These securities are measured at fair value with unrealised gains and losses recognised in OCI except for dividend income which is recognised in the income statement. The cumulative gain or loss recognised in OCI is not subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

## Transition to AASB 9

The following table shows how the available-for-sale securities under AASB 139 were classified on adoption of AASB 9 and the balance sheet line items they are reflected in. Refer to Note 1 for further details.

\$m	Investment Securities		Trading securities and financial assets measured at FVIF		Total
	Debt securities at FVOCI	Equity securities at FVOCI	Debt securities at amortised cost	Equity securities at FVIF	
<b>Available-for-sale securities</b>					
<b>Consolidated 1 October 2018</b>					
Debt securities	59,924	-	811	-	60,735
Equity securities	-	109	-	275	384
<b>Total available-for-sale securities</b>	<b>59,924</b>	<b>109</b>	<b>811</b>	<b>275</b>	<b>61,119</b>
<b>Parent Entity 1 October 2018</b>					
Debt securities	56,436	-	10	-	56,446
Equity securities	-	67	-	-	67
<b>Total available-for-sale securities</b>	<b>56,436</b>	<b>67</b>	<b>10</b>	<b>-</b>	<b>56,513</b>

## Notes to the financial statements

Note 11. Available-for-sale securities/Investment securities<sup>1</sup> (continued)

## Balances recognised under AASB 9

\$m	Consolidated 2019	Parent Entity 2019
<b>Investment securities</b>		
<b>Investment securities measured at FVOCI</b>		
Government and semi-government debt securities	53,389	50,980
Other debt securities	19,058	17,325
Equity securities	134	66
<b>Total investment securities measured at FVOCI</b>	<b>72,581</b>	<b>68,371</b>
<b>Investment securities measured at amortised cost</b>		
Government and semi-government debt securities	736	23
Other debt securities	93	4
<b>Total investment securities measured at amortised cost</b>	<b>829</b>	<b>27</b>
Provisions for ECL on debt securities at amortised cost	(9)	-
<b>Total net investment securities measured at amortised cost</b>	<b>820</b>	<b>27</b>
<b>Total investment securities</b>	<b>73,401</b>	<b>68,398</b>

The expected credit losses recognised in relation to investment securities - debt securities are detailed in Note 13. The following table shows the maturities of the Group's investment securities as at 30 September 2019 and their weighted average yield. There are no tax-exempt securities.

2019	Within 1 year		Over 1 Year to 5 years		Over 5 years to 10 years		Over 10 years		No specific maturity		Total \$m	Weighted average %
	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%		
<b>Carrying amount</b>												
Government and semi-government debt securities	5,691	4.2%	24,137	2.9%	23,040	2.8%	1,248	2.2%	-	-	54,116	3.1%
Other debt securities	4,040	2.8%	15,060	2.7%	51	2.8%	-	-	-	-	19,151	2.7%
Equity securities	-	-	-	-	-	-	-	-	134	-	134	-
<b>Total by maturity</b>	<b>9,731</b>		<b>39,197</b>		<b>23,091</b>		<b>1,248</b>		<b>134</b>		<b>73,401</b>	

The maturity profile is determined based upon contractual terms for investment securities.

Investment securities include:

- US Government treasury notes of \$10,398 million (2018: \$5,229 million, 2017: \$6,796 million); and
- total holdings of debt securities, where the aggregate book value exceeds 10% of equity attributable to Westpac's owners:
  - Queensland Treasury Corporation totalling \$13,218 million;
  - Australian Commonwealth Government totalling \$10,191 million; and
  - New South Wales Treasury Corporation totalling \$6,630 million.

## Balances recognised under AASB 139

\$m	Consolidated 2018	2017	Parent Entity 2018
<b>Available-for-sale securities</b>			
Government and semi-government securities	42,979	43,382	40,345
Other debt securities	17,756	16,863	16,101
Equity securities	384	465	67
<b>Total available-for-sale securities</b>	<b>61,119</b>	<b>60,710</b>	<b>56,513</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Statutory comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 12. Loans<sup>1</sup>

## Accounting policy

As comparatives have not been restated upon the adoption of AASB 9 the accounting policy applied in 2019 differs to that applied in comparative years. The accounting policy applied in comparative years is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2019 is as follows.

Loans are financial assets initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and fees.

Loans are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method where they have contractual cash flows which represent SPPI on the principal balance outstanding and they are held within a business model whose objective is achieved through holding the loans to collect these cash flows. They are presented net of any provisions for ECL.

Loans are subsequently measured at FVIF where they do not have cash flows which represent SPPI, are held within a business model whose objective is achieved by selling the financial asset, or are designated at FVIF to eliminate or reduce an accounting mismatch.

Refer to Note 22 for balances which are measured at fair value and amortised cost.

Loan products that have both mortgage and deposit facilities are presented gross on the balance sheet, segregating the asset and liability component, because they do not meet the criteria to be offset. Interest earned on these products is presented on a net basis in the income statement as this reflects how the customer is charged.

The loan portfolio is disaggregated by location of booking office and product type, as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Australia</b>				
Housing	449,201	444,741	449,302	444,730
Personal <sup>2</sup>	21,247	22,997	20,848	22,008
Business	152,360	154,347	148,850	150,580
<b>Total Australia</b>	<b>622,808</b>	<b>622,085</b>	<b>618,899</b>	<b>617,318</b>
<b>New Zealand</b>				
Housing	47,731	44,772	-	-
Personal <sup>2</sup>	1,709	1,869	-	-
Business	29,285	27,701	411	376
<b>Total New Zealand</b>	<b>78,725</b>	<b>74,342</b>	<b>411</b>	<b>376</b>
<b>Total other overseas</b>	<b>16,845</b>	<b>16,077</b>	<b>15,738</b>	<b>14,881</b>
<b>Total loans</b>	<b>718,378</b>	<b>712,504</b>	<b>635,039</b>	<b>632,575</b>
Provisions for ECL on loans (refer to Note 13)	(3,608)	-	(3,103)	-
Provisions for impairment charges on loans (refer to Note 13)	-	(2,814)	-	(2,407)
<b>Total net loans<sup>3</sup></b>	<b>714,770</b>	<b>709,690</b>	<b>631,936</b>	<b>630,168</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. Margin lending and other which were separately presented in prior years are now included in Personal loans. Comparatives have been revised for consistency.

3. Total net loans include securitised loans of \$7,737 million (2018: \$7,135 million) for the Group and \$91,061 million (2018: \$85,965 million) for the Parent Entity.

## Notes to the financial statements

Note 12. Loans<sup>1</sup> (continued)

The following table shows loans presented based on their industry classification:

Consolidated \$m	2019	2018	2017	2016	2015
<b>Australia</b>					
Accommodation, cafes and restaurants	8,039	8,297	8,177	7,536	7,490
Agriculture, forestry and fishing	9,210	8,642	8,182	7,953	7,667
Construction	7,186	6,701	6,043	5,797	5,596
Finance and insurance	14,069	14,059	12,923	14,298	13,175
Government, administration and defence	753	628	554	675	796
Manufacturing	9,337	9,298	9,054	9,140	9,342
Mining	2,869	3,311	3,025	3,641	4,415
Property	44,769	45,471	43,220	44,785	44,667
Property services and business services	14,035	13,477	12,050	11,674	10,703
Services	12,099	12,158	12,950	12,362	10,798
Trade	16,344	16,501	16,063	16,044	15,484
Transport and storage	8,268	8,853	8,624	9,015	9,940
Utilities	4,077	4,350	5,237	4,025	3,554
Retail lending	466,550	463,609	451,315	429,522	400,441
Other	5,403	6,680	4,229	2,777	1,507
<b>Total Australia</b>	<b>622,808</b>	<b>622,085</b>	<b>601,646</b>	<b>579,244</b>	<b>545,655</b>
<b>New Zealand</b>					
Accommodation, cafes and restaurants	355	323	290	256	182
Agriculture, forestry and fishing	8,553	8,138	7,772	7,788	6,860
Construction	493	502	447	396	359
Finance and insurance	3,009	2,903	2,478	2,682	1,725
Government, administration and defence	85	114	137	163	292
Manufacturing	1,913	2,199	2,090	2,324	2,110
Mining	278	206	141	280	407
Property	6,412	5,997	5,858	5,925	5,301
Property services and business services	1,182	1,073	1,113	1,064	925
Services	1,973	1,733	1,810	1,396	1,173
Trade	2,344	2,509	2,163	2,333	2,003
Transport and storage	1,131	1,029	1,080	1,257	1,094
Utilities	1,429	1,003	1,237	1,600	1,021
Retail lending	49,473	46,613	45,190	45,011	40,277
Other	95	-	-	-	-
<b>Total New Zealand</b>	<b>78,725</b>	<b>74,342</b>	<b>71,806</b>	<b>72,495</b>	<b>63,729</b>
<b>Other overseas</b>					
Accommodation, cafes and restaurants	109	112	97	118	111
Agriculture, forestry and fishing	150	19	5	12	568
Construction	55	71	55	147	247
Finance and insurance <sup>1</sup>	4,628	4,774	4,289	2,767	4,297
Government, administration and defence	2	25	4	4	130
Manufacturing	3,784	3,257	2,962	2,619	3,848
Mining	468	322	349	535	771
Property	492	467	491	479	409
Property services and business services	1,610	1,684	540	526	403
Services	243	205	205	99	182
Trade <sup>2</sup>	2,293	2,312	2,680	3,463	2,896
Transport and storage	997	1,232	1,389	1,186	1,099
Utilities	1,086	736	514	442	722
Retail lending	863	683	657	1,120	1,191
Other	65	178	76	-	77
<b>Total other overseas</b>	<b>16,845</b>	<b>16,077</b>	<b>14,333</b>	<b>13,517</b>	<b>16,960</b>
<b>Total loans</b>	<b>718,378</b>	<b>712,504</b>	<b>687,785</b>	<b>665,256</b>	<b>626,344</b>
Provisions for ECL on loans (refer to Note 13)	(3,608)	-	-	-	-
Provisions for impairment charges on loans (refer to Note 13)	-	(2,114)	(2,866)	(3,330)	(3,028)
<b>Total net loans</b>	<b>714,770</b>	<b>709,690</b>	<b>684,919</b>	<b>661,926</b>	<b>623,316</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. 2018 comparatives have been revised for consistency.

## Notes to the financial statements

Note 12. Loans<sup>1</sup> (continued)

Parent Entity \$m	2019	2018
<b>Australia</b>		
Accommodation, cafes and restaurants	7,967	8,228
Agriculture, forestry and fishing	9,151	8,584
Construction	6,810	6,247
Finance and insurance	14,005	14,006
Government, administration and defence	746	620
Manufacturing	9,355	9,072
Mining	2,849	3,279
Property	44,707	45,471
Property services and business services	13,392	12,433
Services	11,853	11,891
Trade	15,961	16,291
Transport and storage	7,961	8,456
Utilities	4,053	4,324
Retail lending	465,535	462,568
Other	4,945	5,848
<b>Total Australia</b>	<b>618,890</b>	<b>617,318</b>
<b>New Zealand</b>		
Accommodation, cafes and restaurants	-	-
Agriculture, forestry and fishing	5	2
Construction	8	5
Finance and insurance	-	-
Government, administration and defence	-	-
Manufacturing	94	98
Mining	-	-
Property	-	-
Property services and business services	7	8
Services	-	-
Trade	297	263
Transport and storage	-	-
Utilities	-	-
Retail lending	-	-
Other	-	-
<b>Total New Zealand</b>	<b>411</b>	<b>376</b>
<b>Other overseas</b>		
Accommodation, cafes and restaurants	67	70
Agriculture, forestry and fishing	130	4
Construction	47	59
Finance and insurance <sup>2</sup>	4,624	4,769
Government, administration and defence	2	24
Manufacturing	3,780	3,253
Mining	465	323
Property	225	234
Property services and business services	1,528	1,595
Services	215	187
Trade <sup>2</sup>	2,115	2,126
Transport and Storage	886	1,127
Utilities	1,035	734
Retail lending	587	277
Other	29	99
<b>Total other overseas</b>	<b>15,738</b>	<b>14,881</b>
<b>Total loans</b>	<b>635,039</b>	<b>632,575</b>
Provisions for ECL on loans	(3,103)	-
Provisions for impairment charges on loans	-	(2,407)
<b>Total net loans</b>	<b>631,936</b>	<b>630,168</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

2. 2018 comparatives have been restated for consistency.

## Notes to the financial statements

Note 12. Loans<sup>1</sup> (continued)

The following table shows the consolidated contractual maturity distribution of all loans by industry as at 30 September 2019:

Consolidated 2019 \$m	Up to 1 year	1 to 5 years	Over 5 years	Total
<b>Loans by type of customer in Australia</b>				
Accommodation, cafes and restaurants	2,776	4,883	380	8,039
Agriculture, forestry and fishing	2,676	5,967	567	9,210
Construction	1,785	4,514	887	7,186
Finance and insurance	6,278	5,054	2,737	14,069
Government, administration and defence	286	189	278	753
Manufacturing	3,420	5,413	504	9,337
Mining	353	1,734	782	2,869
Property	18,410	24,821	1,538	44,769
Property services and business services	3,011	8,969	2,055	14,035
Services	3,915	6,395	1,789	12,099
Trade	2,314	7,649	1,81	10,144
Transport and storage	1,603	5,758	907	8,268
Utilities	1,009	2,839	229	4,077
Retail lending	21,725	12,394	432,431	466,550
Other	718	3,511	1,174	5,403
<b>Total Australia</b>	<b>75,279</b>	<b>100,090</b>	<b>447,439</b>	<b>622,808</b>
<b>Total New Zealand</b>	<b>19,124</b>	<b>12,790</b>	<b>46,811</b>	<b>78,725</b>
<b>Total other overseas</b>	<b>6,021</b>	<b>9,529</b>	<b>1,295</b>	<b>16,845</b>
<b>Total loans</b>	<b>100,424</b>	<b>122,409</b>	<b>495,545</b>	<b>718,378</b>

Consolidated \$m	2019			2018		
	Loans at variable interest rates	Loans at fixed interest rates	Total	Loans at variable interest rates	Loans at fixed interest rates	Total
<b>Interest rate segmentation of Group loans maturing after one year</b>						
By offices in Australia	418,494	129,035	547,529	423,886	127,077	550,963
By offices in New Zealand <sup>1</sup>	9,102	50,499	59,601	10,634	45,852	56,486
By offices in other overseas <sup>1</sup>	9,881	943	10,824	6,382	927	9,109
<b>Total loans maturing after one year</b>	<b>437,477</b>	<b>180,477</b>	<b>617,954</b>	<b>442,702</b>	<b>173,856</b>	<b>616,558</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

### Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges

#### Accounting policy

As comparatives have not been restated upon the adoption of AASB 9 the accounting policy applied in 2019 differs to that applied in comparative years. The accounting policy applied in comparative years is discussed in Note 39. The accounting policy applied in 2019 is as follows.

Note 6 provides details of impairment charges.

Impairment under AASB 9 applies to all financial assets at amortised cost, lease receivables, debt securities measured at FVOCI and credit commitments.

The ECL determined under AASB 9 is recognised as follows:

- Loans (including lease receivables), debt securities at amortised cost and due from subsidiaries: as a reduction of the carrying value of the financial asset through an offsetting provision account (refer to Notes 11 and 12);
- Debt securities at FVOCI: in reserves in other comprehensive income with no reduction of the carrying value of the debt security itself (refer to Notes 11 and 28); and
- Credit commitments: as a provision (refer to Note 27).

#### Measurement

The Group calculates the provisions for ECL based on a three stage approach. ECL are a probability-weighted estimate of the cash shortfalls expected to result from defaults over the relevant timeframe. They are determined by evaluating a range of possible outcomes and taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The models use three main components to determine the ECL (as well as the time value of money) including:

- Probability of default (PD): the probability that a counterparty will default;
- Loss given default (LGD): the loss that is expected to arise in the event of a default; and
- Exposure at default (EAD): the estimated outstanding amount of credit exposure at the time of the default.

#### Model stages

The three stages are as follows:

##### Stage 1: 12 months ECL - performing

For financial assets where there has been no significant increase in credit risk since origination a provision for 12 months ECL is recognised.

##### Stage 2: Lifetime ECL - performing

For financial assets where there has been a significant increase in credit risk since origination but where the asset is still performing a provision for lifetime ECL is recognised. The indicators of a significant increase in credit risk are described on the following page.

##### Stage 3: Lifetime ECL - non-performing

For financial assets that are non-performing a provision for lifetime ECL is recognised. Indicators include a breach of contract with the Group such as a default on interest or principal payments, a borrower experiencing significant financial difficulties or observable economic conditions that correlate to defaults on a group of loans. Financial assets in stage 3 are those that are in default. A default occurs when Westpac considers that the customer is unlikely to repay its credit obligations in full, irrespective of recourse by the Group to actions such as realising security, or the customer is more than 90 days past due on any material credit obligation. This definition is aligned to the APRA regulatory definition of default.

#### Collective and individual assessment

Financial assets that are in stages 1 and 2 are assessed on a collective basis as are financial assets in stage 3 below specified thresholds. Financial assets that are collectively assessed are grouped in pools of similar assets with similar credit risk characteristics including the type of product and the customer risk grade. Those financial assets in stage 3 above the specified thresholds are assessed on an individual basis.

#### Expected life

In considering the lifetime time frame for expected credit losses in stages 2 and 3, the standard generally requires use of the remaining contractual life adjusted where appropriate for prepayments, extension and other options. For certain revolving credit facilities which include both a drawn and undrawn component (e.g. credit cards and revolving lines of credit), the Group's contractual ability to demand repayment and cancel the undrawn commitment does not limit our exposure to credit losses to the contractual notice period. For these facilities, lifetime is based on historical behaviour.

## Notes to the financial statements

### Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

#### Accounting policy (continued)

##### Movement between stages

Assets may move in both directions through the stages of the impairment model. Assets previously in stage 2 may move back to stage 1 if it is no longer considered that there has been a significant increase in credit risk. Similarly, assets in stage 3 may move back to stage 1 or stage 2 if they are no longer assessed to be non-performing.

##### Critical accounting assumptions and estimates

Key judgements include when a significant increase in credit risk has occurred and estimation of forward looking macroeconomic information. Other factors which can impact the provision include the borrower's financial situation, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of recovering the loan.

##### Significant increase in credit risk

Determining when a financial asset has experienced a significant increase in credit risk since origination is a critical accounting judgement which is primarily based on changes in internal customer risk grades since origination of the facility. A change in an internal customer risk grade is based on both quantitative and qualitative factors. The change in the internal customer risk grade that the Group uses to represent a significant increase in credit risk is based on a sliding scale. This means that a higher credit quality exposure at origination would require a more significant downgrade compared to a lower credit quality exposure before it is considered to have experienced a significant increase in credit risk.

The Group does not rebut the presumption that instruments that are 30 days past due have experienced a significant increase in risk but this is used as a backstop rather than the primary indicator. In addition, retail accounts in hardship are considered to have experienced a significant increase in credit risk.

The Group does not apply the low credit risk exemption which assumes investment grade facilities do not have a significant increase in credit risk.

##### Forward looking macroeconomic information

The measurement of ECL for each stage and the assessment of significant increase in credit risk consider information about past events and current conditions as well as reasonable and supportable projections of future events and economic conditions. The estimation of forward looking information is a critical accounting judgement. The Group considers three future macroeconomic scenarios including a base case scenario along with upside and downside scenarios.

The macroeconomic variables used in these scenarios, based on current economic forecasts, include (but are not limited to) unemployment rates, real gross domestic product growth rates and residential and commercial property price indices.

- Base case scenario  
This scenario utilises the internal Westpac economics forecast used for strategic decision making and forecasting.
- Upside scenario  
This scenario represents a modest improvement on the base case scenario.
- Downside scenario  
This scenario represents a moderate recession.

The macroeconomic scenarios are weighted based on the Group's best estimate of the relative likelihood of each scenario. The weighting applied to each of the three macroeconomic scenarios takes into account historical frequency, current trends, and forward looking conditions.

The macroeconomic variables and probability weightings of the three macroeconomic scenarios are subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees).

Where appropriate, adjustments will be made to modelled outcomes to reflect reasonable and supportable information not already incorporated in the models.

Judgements can change with time as new information becomes available which could result in changes to the provision for expected credit losses.

## Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

### Loans and credit commitments

The reconciliation of the provision for ECL tables for loans and credit commitments as at 30 September 2019 below are based on the requirements of AASB 9. They have been determined by an aggregation of monthly movements over the year. The key line items in the reconciliation represent the following:

- The transfers between stages lines represent transfers between stage 1, stage 2 and stage 3 prior to remeasurement of the provision for ECL.
- The business activity during the year line represents new accounts originated during the year net of those that were derecognised due to final repayments during the year.
- The net remeasurement of ECL line represents the impact on the provision for ECL due to changes in credit quality during the period (including transfers between stages), changes due to forward looking economic scenarios and partial repayments and additional drawdowns on existing facilities over the year.
- Write-offs represent a reduction in the provision for ECL as a result of derecognition of exposures where there is no reasonable expectation of full recovery.

1

2

3

4

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Consolidated \$m	Performing		Non-performing	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3			
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	<b>2,631</b>	<b>422</b>	<b>3,053</b>
Restatement for adoption of AASB 9	877	1,884	1,272	(2,631)	(422)	960
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>877</b>	<b>1,884</b>	<b>1,272</b>	-	-	<b>4,033</b>
Transfers to Stage 1	1,458	(1,404)	(54)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(242)	956	(714)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(5)	(621)	626	-	-	-
Business activity during the year	179	(19)	(330)	-	-	(170)
Net remeasurement of provision for ECL	(1,385)	874	1,647	-	-	1,136
Write-offs	-	-	(1,154)	-	-	(1,154)
Exchange rate and other adjustments	2	4	62	-	-	68
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>884</b>	<b>1,674</b>	<b>1,355</b>	-	-	<b>3,913</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	121	178	6	-	-	305
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	763	1,496	1,349	-	-	3,608
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>884</b>	<b>1,674</b>	<b>1,355</b>	-	-	<b>3,913</b>
Of which:						
Individually assessed provisions	-	-	412	-	-	412
Collectively assessed provisions	884	1,674	943	-	-	3,501
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>884</b>	<b>1,674</b>	<b>1,355</b>	-	-	<b>3,913</b>

The provisions for ECL on loans can be further disaggregated into the following classes:

Consolidated Housing loans \$m	Performing		Non-performing	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3			
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	<b>385</b>	<b>97</b>	<b>482</b>
Restatement for adoption of AASB 9	130	351	501	(385)	(97)	500
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>130</b>	<b>351</b>	<b>501</b>	-	-	<b>982</b>
Transfers to Stage 1	543	(317)	(26)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(38)	396	(558)	-	-	-
Transfers to Stage 3	-	(145)	145	-	-	-
Business activity during the year	17	(35)	(141)	-	-	(159)
Net remeasurement of provision for ECL	(289)	104	567	-	-	382
Write-offs	-	-	(119)	-	-	(119)
Exchange rate and other adjustments	-	-	22	-	-	22
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>163</b>	<b>354</b>	<b>591</b>	-	-	<b>1,108</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	5	2	-	-	-	7
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	158	352	591	-	-	1,101
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>163</b>	<b>354</b>	<b>591</b>	-	-	<b>1,108</b>

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

Consolidated Personal loans \$m	Performing		Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
	Stage 1	Stage 2				
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	<b>761</b>	<b>3</b>	<b>764</b>
Restatement for adoption of AASB 9	263	589	240	(761)	(3)	328
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>263</b>	<b>589</b>	<b>240</b>	-	-	<b>1,092</b>
Transfers to Stage 1	849	(830)	(10)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(148)	368	(220)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(2)	(350)	352	-	-	-
Business activity during the year	62	(8)	(160)	-	-	(106)
Net remeasurement of provision for ECL	(757)	708	838	-	-	789
Write-offs	-	-	(822)	-	-	(822)
Exchange rate and other adjustments	1	1	30	-	-	32
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>268</b>	<b>459</b>	<b>248</b>	-	-	<b>975</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	36	35	-	-	-	71
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	232	424	248	-	-	904
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>268</b>	<b>459</b>	<b>248</b>	-	-	<b>975</b>

Consolidated Business loans \$m	Performing		Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
	Stage 1	Stage 2				
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	<b>1,485</b>	<b>322</b>	<b>1,807</b>
Restatement for adoption of AASB 9	484	944	531	(1,485)	(322)	152
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>484</b>	<b>944</b>	<b>531</b>	-	-	<b>1,959</b>
Transfers to Stage 1	266	(248)	(18)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(56)	192	(136)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(3)	(126)	129	-	-	-
Business activity during the year	100	34	(29)	-	-	105
Net remeasurement of provision for ECL	(339)	62	242	-	-	(35)
Write-offs	-	-	(215)	-	-	(215)
Exchange rate and other adjustments	1	3	10	-	-	14
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>453</b>	<b>861</b>	<b>516</b>	-	-	<b>1,830</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	80	141	6	-	-	227
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	373	720	510	-	-	1,603
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>453</b>	<b>861</b>	<b>516</b>	-	-	<b>1,830</b>

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table reconciles the 30 September 2019 provision for ECL on loans and commitments for the Parent Entity based on the requirements of AASB 9.

Parent Entity \$m	Performing		Non-performing	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3			
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	<b>2,258</b>	<b>375</b>	<b>2,613</b>
Restatement for adoption of AASB 9	741	1,605	113	(2,238)	(375)	846
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>741</b>	<b>1,605</b>	<b>1,113</b>	-	-	<b>3,459</b>
Transfers to Stage 1	139	(153)	(38)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(220)	860	(640)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(3)	(554)	557	-	-	-
Business activity during the year	368	7	(358)	-	-	(183)
Net remeasurement of provision for ECL	(130)	654	1,552	-	-	1,076
Write-offs	-	-	(1,023)	-	-	(1,023)
Exchange rate and other adjustments	-	1	48	-	-	49
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>747</b>	<b>1,420</b>	<b>1,211</b>	-	-	<b>3,378</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	107	163	5	-	-	275
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	640	1,257	1,206	-	-	3,103
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>747</b>	<b>1,420</b>	<b>1,211</b>	-	-	<b>3,378</b>
Of which:						
Individually assessed provisions	-	-	364	-	-	364
Collectively assessed provisions	747	1,420	847	-	-	3,014
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>747</b>	<b>1,420</b>	<b>1,211</b>	-	-	<b>3,378</b>

Parent Entity Housing loans \$m	Performing		Non-performing	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3			
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	<b>516</b>	<b>82</b>	<b>598</b>
Restatement for adoption of AASB 9	105	334	402	(516)	(82)	243
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>105</b>	<b>334</b>	<b>402</b>	-	-	<b>841</b>
Transfers to Stage 1	322	(302)	(20)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(36)	386	(350)	-	-	-
Transfers to Stage 3	-	(141)	141	-	-	-
Business activity during the year	15	(33)	(327)	-	-	(145)
Net remeasurement of provision for ECL	(265)	91	606	-	-	432
Write-offs	-	-	(115)	-	-	(115)
Exchange rate and other adjustments	-	-	20	-	-	20
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>141</b>	<b>335</b>	<b>557</b>	-	-	<b>1,033</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	4	1	-	-	-	5
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	137	334	557	-	-	1,028
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>141</b>	<b>335</b>	<b>557</b>	-	-	<b>1,033</b>

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The provisions for ECL on loans can be further disaggregated into the following classes:

Parent Entity Personal loans \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	524	3	527
Restatement for adoption of AASB 9	215	540	200	(524)	(3)	428
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>215</b>	<b>540</b>	<b>200</b>	-	-	<b>955</b>
Transfers to Stage 1	635	(633)	(2)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(138)	319	(81)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(1)	(311)	312	-	-	-
Business activity during the year	62	(11)	(158)	-	-	(107)
Net remeasurement of provision for ECL	(544)	497	753	-	-	706
Write-offs	-	-	(733)	-	-	(733)
Exchange rate and other adjustments	-	-	22	-	-	22
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>229</b>	<b>401</b>	<b>213</b>	-	-	<b>843</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	29	32	-	-	-	61
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	200	369	213	-	-	782
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>229</b>	<b>401</b>	<b>213</b>	-	-	<b>843</b>

Parent Entity Business loans \$m	Performing Stage 1	Stage 2	Non-performing Stage 3	Collectively assessed provisions	Individually assessed provisions	Total
<b>Provision for impairment charges as at 30 September 2018</b>	-	-	-	1,198	290	1,488
Restatement for adoption of AASB 9	421	731	511	(1,198)	(290)	175
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>421</b>	<b>731</b>	<b>511</b>	-	-	<b>1,663</b>
Transfers to Stage 1	234	(238)	(16)	-	-	-
Transfers to Stage 2	(46)	155	(109)	-	-	-
Transfers to Stage 3	(2)	(102)	104	-	-	-
Business activity during the year	91	51	(73)	-	-	69
Net remeasurement of provision for ECL	(32)	66	193	-	-	(62)
Write-offs	-	-	(175)	-	-	(175)
Exchange rate and other adjustments	-	1	6	-	-	7
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>377</b>	<b>684</b>	<b>441</b>	-	-	<b>1,502</b>
Presented as:						
Provision for ECL on credit commitments (refer to Note 27)	74	130	5	-	-	209
Provision for ECL on loans (refer to Note 12)	303	554	436	-	-	1,293
<b>Total provision for ECL on loans and credit commitments as at 30 September 2019</b>	<b>377</b>	<b>684</b>	<b>441</b>	-	-	<b>1,502</b>

## Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

### Impact of changes in credit exposures on the provision for ECL

- Stage 1 exposures had a net increase of \$7.6 billion for the Group and \$4.1 billion for the Parent Entity driven by housing and business portfolio growth, partly offset by net transfers from Stage 1 to Stage 2 and Stage 3 and repayments. Stage 1 ECL has a marginal increase driven by the exposure growth.
- Stage 2 credit exposures reduced by \$2.1 billion for both the Group and the Parent Entity mainly driven by reduction in Stage 2 balances in personal portfolio. The Stage 2 exposure decrease has been driven by lower delinquent balances in the Australian personal portfolio. Stage 2 ECL has decreased.
- Stage 3 credit exposures had a net increase of \$0.9 billion for both the Group and the Parent Entity driven by net transfers to Stage 3 from Stage 1 and Stage 2 with the increase driven by housing and business portfolio. The increase in Stage 3 exposures is in line with increase in 90 days past due for the home loans portfolio. Stage 3 ECL has increased in line with the increase in Stage 3 exposures.

### Sensitivity of the provision for ECL

As noted in the accounting policy, the critical accounting assumptions in determining the provision for ECL are the determination of a significant increase in credit risk and the use of probability weighted forward looking macroeconomic scenarios.

### Staging sensitivity

If 1% of the stage 1 gross exposure from loans and credit commitments (calculated on a 12 month ECL) was reflected in stage 2 (calculated on a lifetime ECL) the provision for ECL would increase by \$236 million for the Group and \$209 million for the Parent Entity based on applying the average provision coverage ratios by stage to the movement in the gross exposure by stage.

### Weighting of macroeconomic scenarios

The Group uses three macro-economic scenarios which are probability weighted based on the Group's best estimate of the relative likelihood of each scenario.

The Group assigned a weighting of 62.5% to the base case scenario, 27.5% to the downside scenario and 10% to the upside scenario as at 30 September 2019. During September 2019 there was a 2.5% reduction in the weighting on the base case scenario from 65% and a corresponding 2.5% increase in the weighting on the downside scenario from 25%. The increase in weighting to the downside scenario was primarily driven by global economic uncertainties.

The base case scenario utilises Westpac Economics forecasts and assumes the following one-year outlook: a GDP growth of 2.5%, a reduction in the rate of growth in commercial property prices to 1.1%, a return to positive growth of 1% in residential property prices, a 50bps reduction in the cash rate to 0.50% and an increase in the unemployment rate to 5.6%.

The downside scenario represents a moderate recession. In this scenario there is negative GDP growth, declines in commercial and residential property prices and an increase in the unemployment rate.

The following table shows the reported provision for ECL based on the probability weighted scenarios and what the provisions for ECL would be assuming a 100% weighting is applied to the base case scenario and to the downside scenario (with all other assumptions held constant).

\$m	Consolidated	Parent Entity
Reported probability-weighted ECL	3,913	3,376
100% base case ECL	2,748	2,387
100% downside ECL	7,065	6,067

## Notes to the financial statements

Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

## Investment Securities – debt securities

The following table reconciles the 30 September 2019 provision for ECL on debt securities based on the requirements of AASB 9.

\$m	Debt securities at FVOCI	Debt securities at amortised cost	Total investment securities - debt securities
<b>Consolidated</b>			
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-
Restatement for adoption of AASB 9	2	9	11
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>11</b>
Stage 1 - change in the provision during the year	-	-	-
<b>Total provision for ECL on investment securities - debt securities as at 30 September 2019</b>	<b>2</b>	<b>9</b>	<b>11</b>
<b>Parent Entity</b>			
Provision for impairment charges as at 30 September 2018	-	-	-
Restatement for adoption of AASB 9	2	-	2
<b>Restated provision for ECL as at 1 October 2018</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>
Stage 1 - change in the provision during the year	-	-	-
<b>Total provision for ECL on investment securities - debt securities as at 30 September 2019</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>2</b>

As comparatives have not been restated for the adoption of AASB 9, the following table reconciles the provision for impairment charges on loans and credit commitments based on the requirements of AASB 139 for prior years.

\$m	Consolidated		Parent Entity
	2018	2017	2018
<b>Individually assessed provisions</b>			
Opening balance	480	869	417
Provisions raised	371	610	341
Write-backs	(150)	(288)	(131)
Write-offs	(269)	(600)	(240)
Interest adjustment	(11)	(16)	(11)
Other adjustments	1	(7)	7
<b>Closing balance</b>	<b>422</b>	<b>480</b>	<b>375</b>
<b>Collectively assessed provisions</b>			
Opening balance	2,639	2,733	2,380
Provisions raised	668	699	610
Write-offs	(858)	(968)	(742)
Interest adjustment	179	188	148
Other adjustments	3	(13)	42
<b>Closing balance</b>	<b>2,631</b>	<b>2,639</b>	<b>2,238</b>
Total provisions for impairment charges on loans and credit commitments	3,053	3,119	2,615
Less provisions for credit commitments (refer to Note 27)	(239)	(253)	(206)
<b>Total provisions for impairment charges on loans</b>	<b>2,814</b>	<b>2,866</b>	<b>2,407</b>

There were no provisions for impairment charges in prior years under AASB 139 for the securities included in investment securities (which were previously classified as Available-for-sale securities) or for due from subsidiaries as no impairment had been incurred.

1. Impairment on debt securities at FVOCI is recognised in the income statement with a corresponding amount in other comprehensive income (refer to Note 28). There is no reduction of the carrying value of the debt securities which remain at fair value (refer to Note 11).

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table presents provisions for expected credit losses (for 30 September 2019) and provisions for impairment charges (for prior years) on loans and credit commitments by industry classification for the past five years:

Consolidated	2019		2018		2017		2016		2015	
	\$m	%								
<b>Australia</b>										
Accommodation, cafes and restaurants	75	1.9	62	2.0	67	2.1	95	2.7	86	2.6
Agriculture, forestry and fishing	93	2.4	69	2.3	59	1.9	74	2.1	115	3.4
Construction	148	3.8	93	3.0	86	2.8	86	2.4	85	2.5
Finance and insurance	55	1.4	67	2.2	53	1.7	131	3.7	124	3.7
Manufacturing	111	2.8	195	6.4	164	5.3	278	7.7	219	6.6
Mining	36	0.9	91	3.0	131	4.2	246	6.8	190	5.7
Property	236	5.5	204	6.7	240	7.7	287	8.0	314	9.4
Property services and business services	230	5.9	128	4.2	155	5.0	256	6.0	95	2.8
Services	175	4.5	137	4.5	126	4.0	116	3.2	56	1.7
Trade	242	6.2	199	6.5	183	5.9	213	5.9	209	6.3
Transport and storage	109	2.8	79	2.6	92	2.9	73	2.0	142	4.3
Utilities	17	0.4	13	0.4	15	0.5	9	0.2	27	0.8
Retail lending	1,890	48.3	1,200	39.3	1,229	39.4	1,102	30.6	1,046	31.4
Other	109	2.8	106	3.5	92	2.9	138	3.8	119	3.6
<b>Total Australia<sup>1</sup></b>	<b>3,506</b>	<b>89.6</b>	<b>2,644</b>	<b>86.6</b>	<b>2,692</b>	<b>86.3</b>	<b>3,064</b>	<b>85.1</b>	<b>2,827</b>	<b>84.8</b>
<b>New Zealand</b>										
Accommodation, cafes and restaurants	2	0.1	3	0.1	2	0.1	2	0.1	1	-
Agriculture, forestry and fishing	67	1.7	77	2.5	93	3.0	120	3.3	64	1.9
Construction	9	0.2	16	0.5	9	0.3	9	0.2	9	0.3
Finance and insurance	2	0.1	3	0.1	3	0.1	4	0.1	3	0.1
Manufacturing	14	0.4	26	0.9	24	0.8	53	1.5	57	1.7
Mining	-	-	1	-	1	-	15	0.4	14	0.4
Property	20	0.5	27	0.9	38	1.2	52	1.4	62	1.9
Property services and business services	5	0.1	8	0.2	11	0.3	21	0.6	22	0.6
Services	9	0.2	9	0.3	14	0.4	13	0.4	12	0.4
Trade	15	0.4	21	0.7	17	0.5	18	0.5	25	0.8
Transport and storage	3	0.1	5	0.2	5	0.2	7	0.2	7	0.2
Utilities	1	-	2	0.1	3	0.1	4	0.1	2	0.1
Retail lending	173	4.4	150	4.3	150	4.2	125	3.5	128	3.8
Other	7	0.2	1	-	-	-	2	0.1	1	-
<b>Total New Zealand</b>	<b>327</b>	<b>8.4</b>	<b>329</b>	<b>10.8</b>	<b>350</b>	<b>11.2</b>	<b>445</b>	<b>12.4</b>	<b>407</b>	<b>12.2</b>
<b>Total other overseas</b>	<b>80</b>	<b>2.0</b>	<b>80</b>	<b>2.6</b>	<b>77</b>	<b>2.5</b>	<b>93</b>	<b>2.5</b>	<b>98</b>	<b>3.0</b>
<b>Total provisions for ECL/ impairment charges on loans and credit commitments</b>	<b>3,913</b>	<b>100.0</b>	<b>3,053</b>	<b>100.0</b>	<b>3,119</b>	<b>100.0</b>	<b>3,602</b>	<b>100.0</b>	<b>3,332</b>	<b>100.0</b>

1. Comparatives have been restated to include industry segmentation for collectively assessed provisions.

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table shows details of loan write-offs by industry classifications for the past five years:

Consolidated \$m	2019	2018	2017	2016	2015
<b>Australia</b>					
Accommodation, cafes and restaurants	(12)	(14)	(38)	(17)	(40)
Agriculture, forestry and fishing	(4)	(12)	(90)	(12)	(36)
Construction	(13)	(23)	(30)	(20)	(40)
Finance and insurance	(4)	(4)	(6)	(13)	(12)
Manufacturing	(12)	(12)	(105)	(21)	(20)
Mining	(1)	(14)	(46)	(38)	(17)
Property	(31)	(39)	(76)	(44)	(104)
Property services and business services	(24)	(44)	(203)	(43)	(70)
Services	(7)	(24)	(97)	(36)	(18)
Trade	(62)	(56)	(59)	(30)	(56)
Transport and storage	(14)	(17)	(17)	(48)	(24)
Utilities	(1)	(1)	-	(1)	(2)
Retail lending	(903)	(793)	(898)	(803)	(658)
Other	(10)	(5)	(17)	(13)	(13)
<b>Total Australia</b>	<b>(1,098)</b>	<b>(1,058)</b>	<b>(1,602)</b>	<b>(1,119)</b>	<b>(1,110)</b>
<b>New Zealand</b>					
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	-	-	-
Agriculture, forestry and fishing	(2)	-	-	(1)	(3)
Construction	-	(1)	(3)	(1)	-
Finance and insurance	-	-	-	-	-
Manufacturing	-	-	-	-	(1)
Mining	-	-	-	-	(28)
Property	-	(13)	(2)	(10)	(18)
Property services and business services	-	-	-	(2)	-
Services	-	(1)	-	-	(1)
Trade	(2)	(1)	(1)	(1)	(4)
Transport and storage	-	-	-	-	-
Utilities	-	-	-	-	-
Retail lending	(50)	(53)	(49)	(51)	(55)
Other	-	-	-	(1)	-
<b>Total New Zealand</b>	<b>(54)</b>	<b>(69)</b>	<b>(53)</b>	<b>(67)</b>	<b>(110)</b>
<b>Total other overseas</b>	<b>(2)</b>	<b>-</b>	<b>(1)</b>	<b>(3)</b>	<b>(18)</b>
<b>Total write-offs</b>	<b>(1,154)</b>	<b>(1,127)</b>	<b>(1,656)</b>	<b>(1,189)</b>	<b>(1,238)</b>

**Write-offs still under enforcement activity**

The amount of current year write-offs which remain subject to enforcement activity was \$1,093 million for the Group and \$962 million for the Parent Entity.

## Notes to the financial statements

## Note 13. Provisions for expected credit losses/impairment charges (continued)

The following table shows details of recoveries of loans by industry classifications for the past five years:

Consolidated \$m	2019	2018	2017	2016	2015
<b>Recoveries</b>					
<b>Australia</b>					
Accommodation, cafes and restaurants	-	1	3	-	-
Agriculture, forestry and fishing	-	-	-	-	-
Construction	1	1	2	1	4
Finance and insurance	-	1	1	34	8
Manufacturing	1	-	2	1	3
Mining	-	1	1	-	-
Property	8	7	10	3	15
Property services and business services	1	1	3	2	2
Services	-	1	-	2	1
Trade	2	2	3	1	1
Transport and storage	1	1	1	1	-
Utilities	-	-	-	-	-
Retail lending	135	139	118	64	78
Other	5	-	5	2	1
<b>Total Australia</b>	<b>154</b>	<b>155</b>	<b>149</b>	<b>131</b>	<b>113</b>
<b>Total New Zealand</b>	<b>18</b>	<b>24</b>	<b>19</b>	<b>6</b>	<b>18</b>
<b>Total other overseas</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Total recoveries</b>	<b>172</b>	<b>179</b>	<b>168</b>	<b>137</b>	<b>131</b>
<b>Total write-offs</b>	<b>(1,154)</b>	<b>(1,127)</b>	<b>(1,656)</b>	<b>(1,189)</b>	<b>(1,238)</b>
<b>Net write-offs and recoveries</b>	<b>(982)</b>	<b>(948)</b>	<b>(1,488)</b>	<b>(1,052)</b>	<b>(1,107)</b>

Note 14. Other financial assets<sup>1</sup>

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Accrued interest receivable	1,144	1,276	1,005	1,103
Securities sold not delivered	1,687	1,264	1,668	1,264
Trade debtors	998	1,056	517	514
Interbank lending	514	953	510	939
Clearing and settlement balances	750	736	706	678
Accrued fees and commissions	159	129	95	60
Other	115	103	114	108
<b>Total other financial assets</b>	<b>5,367</b>	<b>5,517</b>	<b>4,615</b>	<b>4,666</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

### Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities

#### Accounting policy

The Group conducts its life insurance business in Australia primarily through Westpac Life Insurance Services Limited and separate statutory funds registered under the *Life Insurance Act 1995* (Life Act) and in New Zealand through Westpac Life-NZ-Limited which are separate statutory funds licensed under the *Insurance (Prudential Supervision) Act 2010*.

#### Life insurance assets

Life insurance assets, including investments in funds managed by the Group, are designated at FVIS. Changes in fair value are recognised in non-interest income. The determination of fair value of life insurance assets involves the same judgements as other financial assets, which are described in the critical accounting assumptions and estimates in Note 22.

The Life Act places restrictions on life insurance assets, including that they can only be used

- to meet the liabilities and expenses of that statutory fund;
- to acquire investments to further the business of the statutory fund; or
- as a distribution, when the statutory fund has met its solvency and capital adequacy requirements.

#### Life insurance liabilities

Life insurance liabilities primarily consist of life investment contract liabilities and life insurance contract liabilities. Claims incurred in respect of life investment contracts are withdrawals of customer deposits, and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

#### Life investment contract liabilities

Life investment contract liabilities are designated at FVIS. Fair value is the higher of the valuation of life insurance assets linked to the life investment contract, or the minimum current surrender value (the minimum amount the Group would pay to a policyholder if their policy is voluntarily terminated before it matures or the insured event occurs). Changes in fair value are recognised in non-interest income.

#### Life insurance contract liabilities

The value of life insurance contract liabilities is calculated using the margin on services methodology (MoS), specified in the Prudential Standard LPS 340 *Valuation of Policy Liabilities*.

MoS accounts for the associated risks and uncertainties of each type of life insurance contract written. At each reporting date, planned profit margins and an estimate of future liabilities are calculated. Profit margins are released to non-interest income over the period that life insurance is provided to policyholders (Note 4). The cost incurred in acquiring specific insurance contracts is deferred provided that these amounts are recoverable out of planned profit margins. The deferred amounts are recognised as a reduction in life insurance policy liabilities and are amortised to non-interest income over the same period as the planned profit margins.

#### External unit holder liabilities of managed investment schemes

The life insurance statutory funds include controlling interests in managed investment schemes which are consolidated. When the managed investment scheme is consolidated, the external unit holder liabilities are recognised as a liability and included in life insurance liabilities. They are designated at FVIS.

#### Critical accounting assumptions and estimates

The key factors that affect the estimation of life insurance liabilities and related assets are:

- the cost of providing benefits and administering contracts;
- mortality and morbidity experience, which includes policyholder benefits enhancements;
- discontinuance rates, which affects the Group's ability to recover the cost of acquiring new business over the life of the contracts; and
- the discount rate of projected future cash flows.

Regulation, competition, interest rates, taxes, securities market conditions and general economic conditions also affect the estimation of life insurance liabilities.

1

2

3

4

## Notes to the financial statements

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities (continued)

## Life insurance assets

Consolidated \$m	2019	2018
<b>Investments held directly and in unit trusts</b>		
Unit trusts	6,764	6,545
Equities	989	1,223
Debt securities	1,589	1,622
Loans and other assets	25	60
<b>Total life insurance assets</b>	<b>9,367</b>	<b>9,450</b>

There were no life insurance assets in the Parent Entity as at 30 September 2019 (2018: nil).

## Life insurance liabilities

Consolidated Reconciliation of movements in policy liabilities \$m	Life investment contracts		Life insurance contracts		Total	
	2019	2018	2019	2018	2019	2018
Opening balance	8,438	9,854	(841)	(835)	7,597	9,019
Movements in policy liabilities reflected in the income statement	504	704	12	(6)	516	698
Contract contributions recognised in policy liabilities	898	738	-	-	898	738
Contract withdrawals recognised in policy liabilities	(1,218)	(1,115)	-	-	(1,218)	(1,115)
Contract fees, expenses and tax recoveries	(73)	(104)	-	-	(73)	(104)
Change in external unit holders of managed investment schemes	(343)	(1,639)	-	-	(343)	(1,639)
<b>Closing balance</b>	<b>8,206</b>	<b>8,438</b>	<b>(829)</b>	<b>(841)</b>	<b>7,377</b>	<b>7,597</b>

There were no life insurance liabilities in the Parent Entity as at 30 September 2019 (2018: nil).

## Notes to the financial statements

## Note 16. Deposits and other borrowings

## Accounting policy

Deposits and other borrowings are initially recognised at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Deposits and other borrowings are designated at fair value if they are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

Where they are measured at fair value, any changes in fair value (except those due to changes in credit risk) are recognised as non-interest income. The change in the fair value that is due to changes in credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in the income statement.

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Interest expense incurred is recognised in net interest income using the effective interest rate method.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Australia</b>				
Certificates of deposit	26,259	29,746	26,259	29,746
Non-interest bearing, repayable at call	43,341	41,783	43,341	41,783
Other interest bearing at call	247,061	233,052	247,061	233,052
Other interest bearing term	158,564	171,832	158,564	171,832
<b>Total Australia</b>	<b>475,325</b>	<b>475,413</b>	<b>475,325</b>	<b>475,413</b>
<b>New Zealand</b>				
Certificates of deposit	1,058	1,116	-	-
Non-interest bearing, repayable at call	6,368	5,406	-	-
Other interest bearing at call	22,291	21,368	-	-
Other interest bearing term	31,084	29,897	-	3
<b>Total New Zealand</b>	<b>60,801</b>	<b>57,787</b>	<b>-</b>	<b>3</b>
<b>Other overseas</b>				
Certificates of deposit	11,414	11,672	11,414	11,672
Non-interest bearing, repayable at call	824	830	385	352
Other interest bearing at call	1,610	1,638	1,233	1,249
Other interest bearing term	13,273	11,945	13,073	11,779
<b>Total other overseas</b>	<b>27,121</b>	<b>26,085</b>	<b>26,105</b>	<b>25,052</b>
<b>Total deposits and other borrowings</b>	<b>563,247</b>	<b>559,285</b>	<b>501,430</b>	<b>500,468</b>

## Notes to the financial statements

## Note 16. Deposits and other borrowings (continued)

The following table shows average balances and average rates in each of the past three years for major categories of deposits:

Consolidated	2019		2018		2017	
	Average balance \$m	Average rate %	Average Balance \$m	Average rate %	Average balance \$m	Average rate %
<b>Australia</b>						
Non-interest bearing	42,455		41,956		39,355	
Certificates of deposit	30,367	2.0%	31,424	2.0%	33,350	2.0%
Other interest bearing at call	237,420	1.1%	228,328	1.2%	222,122	1.1%
Other interest bearing term	158,012	2.4%	162,254	2.5%	154,114	2.7%
<b>Total Australia</b>	<b>468,254</b>		<b>463,162</b>		<b>448,941</b>	
<b>Overseas</b>						
Non-interest bearing	6,815		6,021		5,527	
Certificates of deposit	11,854	2.8%	13,008	1.9%	13,151	1.4%
Other interest bearing at call	23,616	1.1%	23,017	1.2%	24,163	1.3%
Other interest bearing term	45,520	3.0%	41,942	2.8%	37,813	2.7%
<b>Total overseas</b>	<b>87,805</b>		<b>83,988</b>		<b>80,654</b>	

## Certificates of deposit and term deposits

All certificates of deposit and majority of term deposits issued by foreign offices were greater than US\$100,000.

The maturity profile of certificates of deposit and term deposits greater than US\$100,000 issued by Australian operations is set out below:

Consolidated 2019	Less Than 3 Months	Between 3 and 6 Months	Between 6 Months and 1 Year	Over 1 Year	Total
\$m					
Certificates of deposit greater than US\$100,000	10,822	542	15,159	36	26,259
Term deposits greater than US\$100,000	82,291	28,166	21,572	6,276	138,305

## Notes to the financial statements

### Note 17. Other financial liabilities<sup>1</sup>

#### Accounting policy

Other financial liabilities include liabilities measured at amortised cost as well as liabilities which are measured at FVIF. Financial liabilities measured at FVIF include:

- trading liabilities (i.e. securities sold short); and
- liabilities designated at fair value through income statement (i.e. certain repurchase agreements).

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

#### Repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised on the balance sheet in their original category (i.e. 'Trading securities' or 'Investment securities').

The cash consideration received is recognised as a liability ('Repurchase agreements'). Repurchase agreements are designated at fair value where they are managed as part of a trading portfolio, otherwise they are measured on an amortised cost basis.

Where a repurchase agreement is designated at fair value, subsequent to initial recognition, these liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except credit risk) recognised through the income statement as they arise. The change in fair value that is attributable to credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised through the income statement.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Repurchase agreements	10,604	9,522	10,604	9,522
Interbank placements	9,884	8,848	9,834	8,829
Accrued interest payable	2,627	2,968	2,312	2,633
Securities purchased not delivered	1,398	1,343	1,395	1,343
Trade creditors and other accrued expenses	154	1,410	927	1,125
Settlement and clearing balances	1,222	1,347	1,197	1,333
Securities sold short	766	780	766	780
Other	1,560	1,887	1,481	1,701
<b>Total other financial liabilities</b>	<b>29,215</b>	<b>28,105</b>	<b>28,516</b>	<b>27,266</b>

<sup>1</sup> The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

## Note 18. Debt issues

## Accounting policy

Debt issues are bonds, notes, commercial paper and debentures that have been issued by entities in the Group. Debt issues are initially measured at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Debt issues are designated at fair value if they reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

The change in the fair value that is due to credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in non-interest income.

Refer to Note 22 for balances measured at fair value and amortised cost.

Interest expense incurred is recognised within net interest income using the effective interest rate method.

In the table below, the distinction between short-term (12 months or less) and long-term (greater than 12 months) debt is based on the original maturity of the underlying security.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Short-term debt:</b>				
Own issuances	25,838	26,266	23,995	26,266
<b>Total short-term debt</b>	<b>25,838</b>	<b>26,266</b>	<b>23,995</b>	<b>26,266</b>
<b>Long-term debt:</b>				
Covered bonds	38,037	35,434	33,600	30,268
Senior	109,340	103,159	99,819	95,754
Securitisation	8,190	7,588	-	-
Structured notes	52	149	-	-
<b>Total long-term debt</b>	<b>155,619</b>	<b>146,330</b>	<b>132,979</b>	<b>126,022</b>
<b>Total debt issues</b>	<b>181,457</b>	<b>172,596</b>	<b>156,674</b>	<b>152,288</b>
<b>Movement Reconciliation (\$m)</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>172,596</b>	<b>168,356</b>	<b>152,288</b>	<b>144,116</b>
Issuances	61,484	59,456	50,375	57,440
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(63,313)	(64,698)	(56,347)	(58,005)
<b>Total cash movements</b>	<b>(1,829)</b>	<b>(5,242)</b>	<b>(5,972)</b>	<b>(565)</b>
Foreign exchange translation impact	6,713	1,022	6,514	10,252
Fair value adjustments	317	(244)	318	(240)
Fair value hedge accounting adjustments	3,512	(1,313)	3,376	(1,286)
Other (amortisation of bond issue costs, etc.)	148	7	150	13
<b>Total non-cash movements</b>	<b>10,690</b>	<b>9,482</b>	<b>10,358</b>	<b>8,737</b>
<b>Closing balance</b>	<b>181,457</b>	<b>172,596</b>	<b>156,674</b>	<b>152,288</b>

## Notes to the financial statements

## Note 18. Debt issues (continued)

Consolidated \$m	2019	2018	
<b>Short-term debt</b>			
<b>Own issuances:</b>			
US commercial paper	19,950	18,675	
Senior debt:			
AUD	100	550	
GBP	5,366	6,604	
Other	422	437	
<b>Total own issuances</b>	<b>25,838</b>	<b>26,266</b>	
<b>Total short-term debt</b>	<b>25,838</b>	<b>26,266</b>	
<b>Long-term debt (by currency):</b>			
AUD	43,532	37,571	
CHF	3,480	2,953	
EUR	37,464	31,734	
GBP	5,545	5,290	
JPY	2,538	3,226	
NZD	3,997	2,294	
USD	54,490	60,336	
Other	5,373	2,926	
<b>Total long-term debt</b>	<b>155,619</b>	<b>146,330</b>	
<b>Consolidated \$m</b>	<b>2019</b>	<b>2018</b>	<b>2017</b>
<b>Short-term borrowings</b>			
<b>US commercial paper</b>			
Maximum amount outstanding at any month end	26,879	28,331	27,456
Approximate average amount outstanding	22,502	23,315	23,025
Approximate weighted average interest rate on:			
Average amount outstanding	2.8%	2.0%	1.3%
Outstanding as at end of the year	3.2%	2.5%	1.2%

The Group manages foreign exchange exposure from debt issuances as part of its hedging activities. Further details of the Group's hedge accounting are in Note 20.

2

3

4

## Notes to the financial statements

## Note 19. Loan capital

## Accounting policy

Loan capital are instruments issued by the Group which qualify for inclusion as regulatory capital under Australian Prudential Regulation Authority (APRA) Prudential Standards. Loan capital is initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. Interest expense incurred is recognised in net interest income.

\$m	Consolidated and Parent Entity	
	2019	2018
<b>Additional Tier 1 (AT1) loan capital</b>		
Westpac capital notes	7,411	7,370
USD AT1 securities	1,083	1,585
<b>Total AT1 loan capital</b>	<b>9,324</b>	<b>8,955</b>
<b>Tier 2 loan capital</b>		
Subordinated notes	11,981	7,822
Subordinated perpetual notes	521	488
<b>Total Tier 2 loan capital</b>	<b>12,502</b>	<b>8,310</b>
<b>Total loan capital</b>	<b>21,826</b>	<b>17,265</b>
<b>Movement Reconciliation (\$m)</b>		
<b>Opening balance</b>	<b>17,265</b>	<b>17,666</b>
Issuances	4,935	2,342
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(1,662)	(2,387)
<b>Total cash movements</b>	<b>3,273</b>	<b>(45)</b>
Foreign exchange translation impact	521	449
Fair value hedge accounting adjustments	748	(257)
Conversion of Convertible preference shares to ordinary shares	-	(566)
Other (amortisation of bond issue costs, etc.)	19	18
<b>Total non-cash movements</b>	<b>1,288</b>	<b>(356)</b>
<b>Closing balance</b>	<b>21,826</b>	<b>17,265</b>

## Notes to the financial statements

## Note 19. Loan capital (continued)

**Additional Tier 1 loan capital**

A summary of the key terms and common features of AT1 instruments are provided below<sup>1</sup>.

Consolidated and Parent Entity \$m	Distribution interest rate	Potential scheduled conversion date <sup>2</sup>	Optional redemption date <sup>3</sup>	2019	2018
<b>Westpac capital notes (WCN)</b>					
\$1,384 million WCN	(90 day bank bill rate + 3.20% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	8 March 2021	8 March 2019 <sup>4</sup>	-	1,382
\$1,311 million WCN2	(90 day bank bill rate + 3.05% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	23 September 2024	23 September 2022	1,308	1,305
\$1,324 million WCN3	(90 day bank bill rate + 4.00% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 March 2023	22 March 2021	1,319	1,316
\$1,702 million WCN4	(90 day bank bill rate + 4.90% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	20 December 2023	20 December 2021	1,694	1,691
\$1,690 million WCN5	(90 day bank bill rate + 3.20% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	22 September 2027	22 September 2025	1,677	1,676
\$1,423 million WCN6	(90 day bank bill rate + 3.70% p.a.) x (1 - Australian corporate tax rate)	31 July 2026	31 July 2024	1,413	-
<b>Total Westpac capital notes</b>				<b>7,411</b>	<b>7,370</b>
<b>USD AT1 securities</b>					
US\$1,250 million securities	5.00% p.a. until but excluding 21 September 2027 (first reset date). If not redeemed, converted or written-off earlier, from, and including, each reset date <sup>5</sup> to, but excluding, the next succeeding reset date, at a fixed rate p.a. equal to the prevailing 5-year USD mid- market swap rate plus 2.99% p.a.	n/a	21 September 2027 <sup>6</sup>	1,913	1,585
<b>Total USD AT1 securities</b>				<b>1,913</b>	<b>1,585</b>

**Common features of AT1 instruments****Payment conditions**

Quarterly distributions on the Westpac capital notes and semi-annual interest payments on the USD AT1 securities are discretionary and will only be paid if the payment conditions are satisfied, including that the payment will not result in a breach of Westpac's capital requirements under APRA's prudential standards; not result in Westpac becoming, or being likely to become, insolvent; or if APRA does not object to the payment.

Broadly, if for any reason a distribution or interest payment has not been paid in full on the relevant payment date, Westpac must not determine or pay any dividends on Westpac ordinary shares or undertake a discretionary buy back or capital reduction of Westpac ordinary shares, unless the unpaid amount is paid in full within 20 business days of the relevant payment date or in certain other circumstances.

1. A\$ unless otherwise noted.

2. Conversion is subject to the satisfaction of the scheduled conversion conditions. If the conversion conditions are not satisfied on the relevant scheduled conversion date, conversion will not occur until the next distribution payment date on which the scheduled conversion conditions are satisfied.

3. Westpac may elect to redeem the relevant AT1 instrument, subject to APRA's prior written approval.

4. On 18 December 2018, \$722 million of WCN were transferred to the WCN nominated party for \$100 each pursuant to the Westpac Capital Note 6 reinvestment offer. Those WCN were subsequently redeemed by Westpac. On 8 March 2019, the remaining \$562 million of WCN were transferred to the WCN nominated party for \$100 each. Following the transfer, those remaining WCN were redeemed by Westpac.

5. 21 September 2027 and every fifth anniversary thereafter is a reset date.

6. Westpac may elect to redeem on 21 September 2027 and every fifth anniversary thereafter.

## Notes to the financial statements

### Note 19. Loan capital (continued)

The AT1 instruments convert into Westpac ordinary shares in the following circumstances:

- **Scheduled Conversion**

On the scheduled conversion date, provided certain conversion conditions are satisfied, it is expected that the relevant AT1 instrument<sup>1</sup> will be converted and holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated using the face value of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 20 business day period prior to the scheduled conversion date, including a 1% discount.

- **Capital Trigger Event or Non-Viability Trigger Event**

Westpac will be required to convert some or all AT1 instruments into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event. No conversion conditions apply in these circumstances.

A capital trigger event occurs when Westpac determines, or APRA notifies Westpac in writing that it believes, Westpac's Common Equity Tier 1 Capital ratio is equal to or less than 5.125% (on a level 1 or level 2 basis<sup>2</sup>).

A non-viability trigger event will occur when APRA notifies Westpac in writing that it believes conversion of all or some AT1 instruments (or conversion, write-off or write-down of relevant capital instruments of the Westpac Group), or public sector injection of capital (or equivalent support), in each case is necessary because without it, Westpac would become non-viable.

For each AT1 instrument converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares is calculated using the face value or outstanding principal amount of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 5 business day period prior to the capital trigger event date or non-viability trigger event date and includes a 1% discount. For each AT1 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event, if conversion of an AT1 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant AT1 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

- **Early conversion**

Westpac is able to elect to convert<sup>3</sup>, or may be required to convert<sup>3</sup>, AT1 instruments early in certain circumstances. The terms of conversion and the conversion conditions are broadly similar to scheduled conversion, however the share price floor in the maximum conversion number will depend on the conversion event.

#### Early redemption

Westpac is able to elect to redeem the relevant AT1 instrument on the optional redemption date or for certain taxation or regulatory reasons, subject to APRA's prior written approval.

1. Scheduled conversion does not apply to USD AT1 securities.

2. Level 1 comprises Westpac Banking Corporation and subsidiaries approved by APRA as being part of a single 'Extended Licensed Entity' for the purposes of measuring capital adequacy. Level 2 includes all subsidiaries except those entities specifically excluded by APRA regulations for the purposes of measuring capital adequacy.

3. Excludes USD AT1 securities.

## Notes to the financial statements

### Note 19. Loan capital (continued)

#### Tier 2 loan capital

A summary of the key terms and common features of Westpac's Tier 2 instruments are provided below<sup>1</sup>:

Consolidated and Parent Entity	Interest rate <sup>2</sup>	Maturity date	Optional redemption date <sup>3</sup>	2019	2018
<b>Subordinated notes</b>					
A\$1,000 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 2.05% p.a.	14 March 2024	14 March 2019 <sup>4</sup>	-	999
CNY1,250 million subordinated notes	4.85% p.a. until but excluding 9 February 2020. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the one-year CNH HIBOR reference rate plus 0.8345% p.a.	9 February 2025	9 February 2020	260	252
A\$350 million subordinated notes	4.50% p.a. until but excluding 11 March 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1.95% p.a., the sum of which will be annualised.	11 March 2027	11 March 2022	362	347
S\$325 million subordinated notes	4.00% p.a. until but excluding 12 August 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year SGD swap offer rate plus 1.54% p.a.	12 August 2027	12 August 2022	356	330
A\$175 million subordinated notes	4.80% p.a. until but excluding 14 June 2023. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 2.65% p.a., each of which will be annualised.	14 June 2028	14 June 2023	182	171
US\$100 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	23 February 2046	n/a	161	154
A\$700 million subordinated notes	Floating 90 day bank bill rate + 3.10% p.a.	10 March 2026	10 March 2021	697	700
JPY20,000 million subordinated notes	Fixed 1.36% p.a.	19 May 2026	n/a	279	242
JPY10,200 million subordinated notes	Fixed 1.36% p.a.	2 June 2026	n/a	142	123
JPY10,000 million subordinated notes	Fixed 0.76% p.a.	9 June 2026	n/a	139	120
NZ\$400 million subordinated notes	4.6950% p.a. until but excluding 1 September 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the New Zealand 5-year swap rate on 1 September 2021 plus 2.60% p.a.	1 September 2026	1 September 2021	373	358
JPY8,000 million subordinated notes	0.9225% p.a. until but excluding 7 October 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 1.0005% p.a.	7 October 2026	7 October 2021	110	97
US\$1,500 million subordinated notes	4.322% p.a. until but excluding 23 November 2026. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD mid-swap rate plus 2.236% p.a.	23 November 2031	23 November 2026	2,297	1,922
JPY12,000 million subordinated notes	0.87% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.78% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	166	146
JPY13,500 million subordinated notes	0.868% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.778% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	187	165
HKD600 million subordinated notes	3.15% p.a. until but excluding 14 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year HKD mid-swap rate plus 1.34% p.a.	14 July 2027	14 July 2022	114	102
A\$350 million subordinated notes	4.334% p.a. until but excluding 16 August 2024. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1.83% p.a., each of which will be annualised.	16 August 2029	16 August 2024	349	347
A\$185 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	24 January 2048	n/a	185	185
A\$250 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.40% p.a.	16 February 2028	16 February 2023	250	250
A\$130 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	2 March 2048	n/a	130	130
A\$725 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.80% p.a.	22 June 2028	22 June 2023	724	722
US\$1,000 million subordinated notes	Fixed 4.421% p.a.	24 July 2039	n/a	1,606	-
US\$1,250 million subordinated notes	4.10% p.a. until but excluding 24 July 2029. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD treasury rate plus 2% p.a.	24 July 2034	24 July 2029	1,921	-
A\$1,000 million subordinated notes	Floating 90 day bank bill rate + 1.98% p.a.	27 August 2029	27 August 2024	991	-
<b>Total subordinated notes</b>				<b>11,981</b>	<b>7,822</b>

1. Excludes subordinated perpetual notes.

2. Interest payments are made periodically as set out in the terms of the subordinated notes.

3. Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on the optional redemption date or dates, subject to APRA's prior written approval. If not redeemed on the first optional redemption date, Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on any interest payment date after the first optional redemption date (except for US\$1,500 million subordinated notes and US\$1,250 million subordinated notes), subject to APRA's prior written approval.

4. The subordinated notes were redeemed in full on the optional redemption date.

## Notes to the financial statements

### Note 19, Loan capital (continued)

#### Common features of subordinated notes

Interest payments are subject to Westpac being solvent at the time of, and immediately following, the interest payment. These subordinated notes contain non-viability loss absorption requirements.

#### Non-viability trigger event

Westpac will be required to convert some or all subordinated notes into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a non-viability trigger event. A non-viability trigger event will occur on similar terms as described under AT1 loan capital.

For each subordinated note converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant Tier 2 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated in a manner similar to that described under AT1 loan capital for a non-viability trigger event. For each Tier 2 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a non-viability trigger event, if conversion of a Tier 2 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant Tier 2 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

#### Subordinated perpetual notes

These notes have no final maturity but Westpac can choose to redeem them at par on any interest payment date falling on or after September 1991, subject to APRA approval and certain other conditions. Interest is cumulative and payable on the notes semi-annually at a rate of 6 month US\$ LIBOR plus 0.15% p.a., subject to Westpac being solvent (immediately after making the payment and having paid any dividend on any class of share capital of Westpac within the prior 12 month period).

These notes qualify for transitional treatment as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

The rights of the noteholders and coupon holders are subordinated to the claims of all creditors (including depositors) of Westpac other than creditors whose claims against Westpac rank equally with, or junior to, these notes.

## Notes to the financial statements

### Note 20. Derivative financial instruments

#### Accounting policy

Derivative financial instruments are instruments whose values are derived from the value of an underlying asset, reference rate or index and include forwards, futures, swaps and options.

The Group uses derivative financial instruments for meeting customers' needs, our asset and liability risk management activities (ALM), and undertaking market making and positioning activities.

#### Trading derivatives

Derivatives which are used in our ALM activities but are not designated into a hedge accounting relationship are considered economic hedges, and are adjusted for cash earnings purposes due to the accounting mismatch between the fair value of the derivatives and the accounting treatment of the underlying exposure (refer to Note 2 for further details). These derivatives, along with derivatives used for meeting customers' needs and undertaking market making and positioning activities, are measured at FV15 and are disclosed as trading derivatives.

#### Hedging derivatives

Hedging derivatives are those which are used in our ALM activities and have also been designated into one of three hedge accounting relationships: fair value hedge; cash flow hedge; or hedge of a net investment in a foreign operation. These derivatives are measured at fair value. These hedge designations and the associated accounting treatment are detailed below.

For more details regarding the Group's asset and liability risk management activities, refer to Note 21.

#### Fair value hedges

Fair value hedges are used to hedge the exposure to changes in the fair value of an asset or liability.

Changes in the fair value of derivatives and the hedged asset or liability in fair value hedges are recognised in interest income. The carrying value of the hedged asset or liability is adjusted for the changes in fair value related to the hedged risk.

If a hedge is discontinued, any fair value adjustments to the carrying value of the asset or liability are amortised to net interest income over the period to maturity. If the asset or liability is sold, any unamortised adjustment is immediately recognised in net interest income.

#### Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to hedge the exposure to variability of cash flows attributable to an asset, liability or future forecast transaction.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the cash flow hedge reserve through other comprehensive income and subsequently recognised in interest income when the cash flows attributable to the asset or liability that was hedged impact the income statement.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in interest income.

If a hedge is discontinued, any cumulative gain or loss remains in other comprehensive income. It is amortised to net interest income over the period which the asset or liability that was hedged also impacts the income statement.

If a hedge of a forecast transaction is no longer expected to occur, any cumulative gain or loss in other comprehensive income is immediately recognised in net interest income.

#### Net investment hedges

Net investment hedges are used to hedge foreign exchange risks arising from a net investment of a foreign operation.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the foreign currency translation reserve through other comprehensive income.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in non-interest income.

If a foreign operation is disposed of, any cumulative gain or loss in other comprehensive income is immediately recognised in non-interest income.

## Notes to the financial statements

## Note 20. Derivative financial instruments (continued)

## Total derivatives

The carrying values of derivative instruments are set out in the tables below:

Consolidated 2019 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
<b>Interest rate contracts</b>						
Forward rate agreements	35	(36)	-	-	35	(36)
Swap agreements	38,383	(37,051)	4,073	(7,568)	42,456	(44,619)
Options	294	(303)	-	-	294	(303)
<b>Total interest rate contracts</b>	<b>38,712</b>	<b>(37,390)</b>	<b>4,073</b>	<b>(7,568)</b>	<b>42,785</b>	<b>(44,958)</b>
<b>Foreign exchange contracts</b>						
Spot and forward contracts	6,857	(6,393)	881	(3)	7,038	(6,396)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	8,934	(12,478)	2,172	(69)	11,006	(12,547)
Options	200	(111)	-	-	200	(111)
<b>Total foreign exchange contracts</b>	<b>15,991</b>	<b>(18,982)</b>	<b>2,353</b>	<b>(72)</b>	<b>18,344</b>	<b>(19,054)</b>
<b>Credit default swaps</b>						
Credit protection purchased	-	(88)	-	-	-	(88)
Credit protection sold	83	-	-	-	83	-
<b>Total credit default swaps</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>
Commodity contracts	251	(187)	-	-	251	(187)
Equities	1	(1)	-	-	1	(1)
<b>Total of gross derivatives</b>	<b>55,038</b>	<b>(56,648)</b>	<b>6,426</b>	<b>(7,640)</b>	<b>61,464</b>	<b>(64,288)</b>
Impact of netting arrangements	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
<b>Total of net derivatives</b>	<b>27,070</b>	<b>(27,945)</b>	<b>2,789</b>	<b>(1,151)</b>	<b>29,859</b>	<b>(29,096)</b>

Consolidated 2018 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
<b>Interest rate contracts</b>						
Forward rate agreements	11	(12)	-	-	11	(12)
Swap agreements	15,626	(15,580)	890	(5,301)	16,516	(20,881)
Options	165	(167)	-	-	165	(167)
<b>Total interest rate contracts</b>	<b>15,802</b>	<b>(15,759)</b>	<b>890</b>	<b>(5,301)</b>	<b>16,692</b>	<b>(21,060)</b>
<b>Foreign exchange contracts</b>						
Spot and forward contracts	6,741	(6,498)	-	(32)	6,741	(6,450)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	6,568	(9,019)	2,365	(182)	8,926	(9,201)
Options	120	(184)	-	-	120	(184)
<b>Total foreign exchange contracts</b>	<b>13,429</b>	<b>(15,621)</b>	<b>2,365</b>	<b>(214)</b>	<b>15,787</b>	<b>(15,835)</b>
<b>Credit default swaps</b>						
Credit protection purchased	3	(101)	-	-	3	(101)
Credit protection sold	99	-	-	-	99	-
<b>Total credit default swaps</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>
Commodity contracts	246	(300)	-	-	246	(300)
Equities	1	-	-	-	1	-
<b>Total of gross derivatives</b>	<b>29,573</b>	<b>(31,781)</b>	<b>3,255</b>	<b>(5,515)</b>	<b>32,828</b>	<b>(37,296)</b>
Impact of netting arrangements	(8,222)	8,912	(505)	3,977	(8,727)	12,889
<b>Total of net derivatives</b>	<b>21,351</b>	<b>(22,869)</b>	<b>2,750</b>	<b>(1,538)</b>	<b>24,101</b>	<b>(24,407)</b>

1. The fair value of futures contracts are settled daily with the exchange, and therefore have been excluded from this table.

## Notes to the financial statements

## Note 20. Derivative financial instruments (continued)

Parent Entity 2019 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
<b>Interest rate contracts<sup>1</sup></b>						
Forward rate agreements	35	(36)	-	-	35	(36)
Swap agreements	36,489	(37,438)	3,955	(7,018)	42,444	(44,456)
Options	294	(303)	-	-	294	(303)
<b>Total interest rate contracts</b>	<b>38,818</b>	<b>(37,777)</b>	<b>3,955</b>	<b>(7,018)</b>	<b>42,773</b>	<b>(44,795)</b>
<b>Foreign exchange contracts</b>						
Spot and forward contracts	6,967	(6,389)	46	(3)	7,033	(6,392)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	8,934	(12,479)	1,013	(6)	10,547	(12,485)
Options	200	(111)	-	-	200	(111)
<b>Total foreign exchange contracts</b>	<b>16,121</b>	<b>(18,979)</b>	<b>1,659</b>	<b>(9)</b>	<b>17,780</b>	<b>(18,988)</b>
<b>Credit default swaps</b>						
Credit protection purchased	-	(88)	-	-	-	(88)
Credit protection sold	83	-	-	-	83	-
<b>Total credit default swaps</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>83</b>	<b>(88)</b>
Commodity contracts	251	(187)	-	-	251	(187)
Equities	1	(1)	-	-	1	(1)
<b>Total of gross derivatives</b>	<b>55,274</b>	<b>(57,032)</b>	<b>5,614</b>	<b>(7,027)</b>	<b>60,888</b>	<b>(64,059)</b>
Impact of netting arrangements	(27,968)	28,703	(3,637)	6,489	(31,605)	35,192
<b>Total of net derivatives</b>	<b>27,306</b>	<b>(28,329)</b>	<b>1,977</b>	<b>(538)</b>	<b>29,283</b>	<b>(28,867)</b>

Parent Entity 2018 \$m	Trading		Hedging		Total derivatives carrying value	
	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
<b>Interest rate contracts<sup>1</sup></b>						
Forward rate agreements	11	(12)	-	-	11	(12)
Swap agreements	15,659	(15,751)	841	(5,012)	16,500	(20,763)
Options	165	(167)	-	-	165	(167)
<b>Total interest rate contracts</b>	<b>15,835</b>	<b>(15,930)</b>	<b>841</b>	<b>(5,012)</b>	<b>16,676</b>	<b>(20,942)</b>
<b>Foreign exchange contracts</b>						
Spot and forward contracts	6,737	(6,417)	-	(31)	6,737	(6,448)
Cross currency swap agreements (principal and interest)	6,562	(9,019)	1,845	(124)	8,407	(9,143)
Options	120	(184)	-	-	120	(184)
<b>Total foreign exchange contracts</b>	<b>13,419</b>	<b>(15,620)</b>	<b>1,845</b>	<b>(155)</b>	<b>15,264</b>	<b>(15,775)</b>
<b>Credit default swaps</b>						
Credit protection purchased	3	(101)	-	-	3	(101)
Credit protection sold	99	-	-	-	99	-
<b>Total credit default swaps</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>102</b>	<b>(101)</b>
Commodity contracts	246	(300)	-	-	246	(300)
Equities	1	-	-	-	1	-
<b>Total of gross derivatives</b>	<b>29,603</b>	<b>(31,951)</b>	<b>2,686</b>	<b>(5,167)</b>	<b>32,289</b>	<b>(37,118)</b>
Impact of netting arrangements	(8,222)	8,912	(505)	3,977	(8,727)	12,889
<b>Total of net derivatives</b>	<b>21,381</b>	<b>(23,039)</b>	<b>2,181</b>	<b>(1,190)</b>	<b>23,562</b>	<b>(24,229)</b>

1. The fair value of futures contracts are settled daily with the exchange, and therefore have been excluded from this table.

## Notes to the financial statements

### Note 20. Derivative financial instruments (continued)

#### Hedge accounting

The Group designates derivatives into hedge accounting relationships in order to manage the volatility in earnings and capital that would otherwise arise from interest rate risk and foreign exchange risk that may result from differences in the accounting treatment of derivatives and underlying exposures. These hedge accounting relationships and the risks they are used to hedge are described below.

The Group enters into one-to-one hedge relationships to manage specific exposures where the terms of the hedged item significantly match the terms of the hedging instrument. The Group also uses dynamic hedge accounting where the hedged items are part of a portfolio of assets and/or liabilities that frequently change. In this hedging strategy, the exposure being hedged and the hedging instruments may change frequently rather than there being a one-to-one hedge accounting relationship for a specific exposure.

#### Fair value hedges

##### Interest rate risk

The Group hedges its interest rate risk to reduce exposure to changes in fair value due to interest rate fluctuations over the hedging period. Interest rate risk arising from fixed rate debt issuances and fixed rate bonds classified as investment securities at FVOCI is hedged with single currency fixed to floating interest rate derivatives. The Group also hedges its benchmark interest rate risk from fixed rate foreign currency denominated debt issuances using cross currency swaps. In applying fair value hedge accounting the Group primarily uses one-to-one hedge accounting to manage specific exposures.

The Group also uses a dynamic hedge accounting strategy for fair value portfolio hedge accounting of some fixed rate mortgages, primarily in New Zealand to reduce exposure to changes in fair value due to interest rate fluctuations over the hedging period. These fixed rate mortgages are allocated to time buckets based on their expected repricing dates and the fixed-to-floating interest rate derivatives are designated accordingly to the capacity in the relevant time buckets.

The Group hedges the benchmark interest rate which generally represents the most significant component of the changes in fair value. The benchmark interest rate is a component of interest rate risk that is observable in the relevant financial markets, for example, BBSW for AUD interest rates, LIBOR for USD interest rates and BKBM for NZD interest rates. Ineffectiveness generally arises from timing differences on repricing between the hedged item and the derivative. For the portfolio hedge accounting ineffectiveness also arises from prepayment risk (i.e. the difference between actual and expected prepayment of loans). In order to manage the ineffectiveness from early repayments and accommodate new originations the portfolio hedges are de-designated and redesignated periodically.

#### Cash flow hedges

##### Interest rate risk

The Group's exposure to the volatility of interest cash flows from customer deposits and loans is hedged with interest rate derivatives using a dynamic hedge accounting strategy called macro cash flow hedges. Customer deposits and loans are allocated to time buckets based on their expected repricing dates. The interest rate derivatives are designated accordingly to the gross asset or gross liability positions for the relevant time buckets. The Group hedges the benchmark interest rate which generally represents the most significant component of the changes in fair value. The benchmark interest rate is a component of interest rate risk that is observable in the relevant financial markets, for example, BBSW for AUD interest rates, LIBOR for USD interest rates and BKBM for NZD interest rates. Ineffectiveness arises from timing differences on repricing between the hedged item and the interest rate derivative. Ineffectiveness also arises if the notional values of the interest rate derivatives exceed the capacity for the relevant time buckets. The hedge accounting relationship is reviewed on a monthly basis and the hedging relationships are de-designated and redesignated if necessary.

#### Foreign exchange risk

The Group's exposure to foreign currency principal and credit margin cash flows from fixed rate foreign currency debt issuances is hedged through the use of cross currency derivatives in a one-to-one hedging relationship to manage the changes between the foreign currency and AUD. In addition, for floating rate foreign currency debt issuances, the Group hedges from foreign floating to primarily AUD or NZD floating interest rates. These exposures represent the most significant components of fair value. Ineffectiveness may arise from basis risk or timing differences on repricing between the hedged item and the cross currency derivative.

## Notes to the financial statements

## Note 20. Derivative financial instruments (continued)

## Net investment hedges

## Foreign exchange risk

Structural foreign exchange risk results from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore capital is subject to change that could introduce significant variability to the Bank's reported financial results and capital ratios.

The Group uses foreign exchange forward contracts when hedging the currency translation risk arising from net investments in foreign operations. The Group currently applies hedge accounting to its net investment in New Zealand operations which is the most material offshore operation and therefore the hedged risk is the movement of the NZD against the AUD. Ineffectiveness only arises if the notional values of the foreign exchange forward contracts exceed the net investment in New Zealand operations.

## Economic hedges

As part of the Group's ALM activities, economic hedges are entered into to hedge New Zealand future earnings and long term funding transactions. These hedges do not qualify for hedge accounting and the impact on profit and loss of these hedges is treated as a cash earnings adjustment. This is due to the accounting mismatch between the fair value accounting of the derivatives used in the economic hedges when compared to the recognition of the New Zealand future earnings as they are earned and the amortised cost accounting of the borrowing respectively. Refer to Note 2 for further details.

## Hedging instruments

The following tables show the carrying value of hedging instruments and a maturity analysis of the notional amounts of the hedging instruments in one-to-one hedge relationships categorised by the types of hedge relationships and the hedged risk.

Consolidated 2019				Notional amounts			Carrying value	
\$m	Hedging instrument	Hedged risk	Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
<b>One-to-one hedge relationships</b>								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	16,322	61,707	48,271	126,300	2,548	(5,672)
	Cross currency swap	Interest rate risk	5,632	12,870	1,708	20,210	584	(69)
Cash flow hedges	Cross currency swap	Foreign exchange risk	5,682	15,386	1,708	22,776	1,588	-
	Net investment hedges	Forward contracts	8,152	-	-	8,152	181	(3)
<b>Total one-to-one hedge relationships</b>			<b>35,738</b>	<b>89,963</b>	<b>51,687</b>	<b>177,388</b>	<b>4,901</b>	<b>(5,744)</b>
<b>Macro hedge relationships</b>								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	38,813	-	(194)
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	176,828	1,525	(1,702)
<b>Total macro hedge relationships</b>			<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>195,641</b>	<b>1,525</b>	<b>(1,896)</b>
<b>Total of gross hedging derivatives</b>			<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>373,029</b>	<b>6,426</b>	<b>(7,640)</b>
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(3,637)	6,469
<b>Total of net hedging derivatives</b>			<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>2,789</b>	<b>(1,151)</b>

Parent 2019				Notional amounts			Carrying value	
\$m	Hedging instrument	Hedged risk	Within 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 years	Total	Assets	Liabilities
<b>One-to-one hedge relationships</b>								
Fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	14,323	59,842	47,881	122,046	2,535	(5,475)
	Cross currency swap	Interest rate risk	4,473	7,185	1,384	13,042	441	-
Cash flow hedges	Cross currency swap	Foreign exchange risk	4,473	7,185	1,384	13,042	1,172	(6)
	Net investment hedges	Forward contracts	2,315	-	-	2,315	46	(3)
<b>Total one-to-one hedge relationships</b>			<b>25,584</b>	<b>74,212</b>	<b>50,649</b>	<b>150,445</b>	<b>4,194</b>	<b>(5,484)</b>
<b>Macro hedge relationships</b>								
Portfolio fair value hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	-	-	-
Macro cash flow hedges	Interest rate swap	Interest rate risk	n/a	n/a	n/a	166,978	1,420	(1,543)
<b>Total macro hedge relationships</b>			<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>166,978</b>	<b>1,420</b>	<b>(1,543)</b>
<b>Total of gross hedging derivatives</b>			<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>317,423</b>	<b>5,614</b>	<b>(7,027)</b>
Impact of netting arrangements			n/a	n/a	n/a	n/a	(3,637)	6,469
<b>Total of net hedging derivatives</b>			<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>n/a</b>	<b>1,977</b>	<b>(538)</b>

## Notes to the financial statements

### Note 20. Derivative financial instruments (continued)

The following tables show the weighted average exchange rate related to significant hedging instruments in one-to-one hedge relationships.

Consolidated 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Currency/ Currency pair	Weighted average rate
<b>Cash flow hedges</b>	Cross currency swap	Foreign exchange risk	EUR/AUD	0.6929
			EUR/NZD	0.6079
			HKD/NZD	4.9670
<b>Net investment hedges</b>	Forward contracts	Foreign exchange risk	NZD/AUD	1.0545
Parent Entity 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Currency/ Currency pair	Weighted average rate
<b>Cash flow hedges</b>	Cross currency swap	Foreign exchange risk	EUR/AUD	0.6929
			JPY/AUD	81.4507
			CNH/AUD	4.9528
<b>Net investment hedges</b>	Forward contracts	Foreign exchange risk	NZD/AUD	1.0546

### Impact of hedge accounting on the balance sheet and reserves

The following tables show the carrying amount of hedged items in a fair value hedge relationship and the component of the carrying amount related to accumulated hedge accounting adjustments.

Consolidated 2019 \$m	Carrying amount of hedged item	Accumulated fair value hedge adjustment included in carrying amount
<b>Interest rate risk</b>		
Investment securities	53,273	2,815
Loans	19,235	133
Debt issues and loan capital	(100,909)	(2,818)

Parent Entity 2019 \$m	Carrying amount of hedged item	Accumulated fair value hedge adjustment included in carrying amount
<b>Interest rate risk</b>		
Investment securities	49,132	2,704
Loans	421	5
Debt issues and loan capital	(93,296)	(2,661)

There were no accumulated fair value hedge adjustments included in the above carrying amounts relating to hedged items that have ceased to be adjusted for hedging gains and losses.

The pre-tax impact of cash flow and net investment hedges on reserves is detailed below:

Consolidated 2019 \$m	Interest rate risk	Foreign exchange risk	Total
<b>Cash flow hedge reserve</b>			
Balance at beginning of the year	(87)	(89)	(176)
Net gains/(losses) from changes in fair value	(158)	(45)	(203)
Transferred to interest income	146	51	197
<b>Balance at end of year</b>	<b>(99)</b>	<b>(83)</b>	<b>(182)</b>
Parent Entity 2019 \$m	Interest rate risk	Foreign exchange risk	Total
<b>Cash flow hedge reserve</b>			
Balance at beginning of the year	(42)	(57)	(99)
Net gains/(losses) from changes in fair value	(130)	9	(121)
Transferred to interest income	102	26	128
<b>Balance at end of year</b>	<b>(70)</b>	<b>(22)</b>	<b>(92)</b>

There were no balances remaining in the cash flow hedge reserve relating to hedge relationships for which hedge accounting is no longer applied.

As disclosed in Note 28, the net losses from changes in the fair value of net investment hedges were \$129 million for the Group and \$52 million for the Parent Entity. Included in the foreign currency translation reserve is a loss of \$210 million for the Group and \$214 million for the Parent Entity relating to discontinued hedges of our net investment in USD operations. This would only be transferred to the income statement on disposal of the related USD operations.

## Notes to the financial statements

## Note 20. Derivative financial instruments (continued)

## Hedge effectiveness

Hedge effectiveness is tested prospectively at inception and during the lifetime of hedge relationships. For one-to-one hedge relationships this testing uses a qualitative assessment of matched terms where the critical terms of the derivatives used as the hedging instrument match the terms of the hedged item. In addition, a quantitative effectiveness test is performed for all hedges which could include regression analysis, dollar offset and/or sensitivity analysis.

Retrospective testing is also performed to determine whether the hedge relationship remains highly effective so that hedge accounting can continue to be applied and also to determine any ineffectiveness. These tests are performed using regression analysis and the dollar offset method.

The following tables provide information regarding the determination of hedge effectiveness:

Consolidated 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
<b>Fair value hedges</b>	Interest rate swap	Interest rate risk	1,532	(1,512)	20	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	192	(190)	2	n/a
<b>Cash flow hedges</b>	Interest rate swap	Interest rate risk	(6)	12	6	n/a
	Cross currency swap	Foreign exchange risk	6	(6)	-	n/a
<b>Net investment hedges</b>	Forward contracts	Foreign exchange risk	(129)	129	n/a	-
<b>Total</b>			<b>1,595</b>	<b>(1,567)</b>	<b>28</b>	<b>-</b>

Parent Entity 2019 \$m	Hedging instrument	Hedged risk	Change in fair value of hedging instrument used for calculating ineffectiveness	Change in value of the hedged item used for calculating ineffectiveness	Hedge ineffectiveness recognised in interest income	Hedge ineffectiveness recognised in non-interest income
<b>Fair value hedges</b>	Interest rate swap	Interest rate risk	1,584	(1,664)	20	n/a
	Cross currency swap	Interest rate risk	56	(57)	(1)	n/a
<b>Cash flow hedges</b>	Interest rate swap	Interest rate risk	(21)	28	7	n/a
	Cross currency swap	Foreign exchange risk	35	(35)	-	n/a
<b>Net investment hedges</b>	Forward contracts	Foreign exchange risk	(52)	52	n/a	-
<b>Total</b>			<b>1,702</b>	<b>(1,676)</b>	<b>26</b>	<b>-</b>

## Comparative year information under prior AASB 7 disclosure requirements

## Ineffectiveness of hedge relationships

Fair value hedges \$m	2018	
	Consolidated	Parent Entity
Change in fair value hedging instruments	(1,203)	(1,208)
Change in fair value hedge items attributed to hedged risk	1192	1197
<b>Ineffectiveness in interest income</b>	<b>(11)</b>	<b>(11)</b>

Cash flow hedges \$m	2018	
	Consolidated	Parent Entity
Cash flow hedge ineffectiveness	(7)	(11)

## Net investment hedges

For both the Group and Parent Entity, there was no ineffectiveness for net investment hedges recognised in 2018.

## Hedging instruments

Gross cash inflows and outflows on derivatives designated in cash flow hedges are, as a proportion of total gross cash flows, expected to occur in the following periods:

2018	Less than 1 month	1 month to 3 months	3 months to 1 year	1 year to 2 years	2 years to 3 years	3 years to 4 years	4 years to 5 years	over 5 years
Cash inflows	0.3%	2.1%	21.8%	23.8%	18.9%	19.1%	4.7%	9.3%
Cash outflows	0.5%	1.8%	22.4%	23.0%	19.5%	18.0%	4.9%	9.9%

## Notes to the financial statements

### Note 21. Financial risk

Financial instruments are fundamental to the Group's business of providing banking and financial services. The associated financial risks (including credit risk, funding and liquidity risk and market risk) are a significant proportion of the total risks faced by the Group.

This note details the financial risk management policies, practices and quantitative information of the Group's principal financial risk exposures.

Principal financial risks	Note name	Note number
<b>Overview</b>	Risk management frameworks	21.1
<b>Credit risk</b>	Credit risk ratings system	21.2.1
The risk of financial loss where a customer or counterparty fails to meet their financial obligations.	Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements	21.2.2
	Credit risk concentrations	21.2.3
	Credit quality of financial assets	21.2.4
	Non-performing loans and credit commitments	21.2.5
	Collateral held	21.2.6
	<b>Funding and liquidity risk</b>	Liquidity modelling
The risk that Westpac cannot meet its payment obligations or that it does not have the appropriate amount, tenor and composition of funding and liquidity to support its assets.	Sources of funding	21.3.2
	Assets pledged as collateral	21.3.3
	Contractual maturity of financial liabilities	21.3.4
	Expected maturity	21.3.5
	<b>Market risk</b>	Value-at-Risk (VaR)
The risk of an adverse impact on earnings resulting from changes in market factors, such as foreign exchange rates, interest rates, commodity prices and equity price.	Traded market risk	21.4.2
	Non-traded market risk	21.4.3

#### 21.1 Risk management frameworks

The Board is responsible for approving the Westpac Group Risk Management Framework, Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement and for monitoring the effectiveness of risk management by the Westpac Group. The Board has delegated to the Board Risk and Compliance Committee (BRCC) responsibility to:

- review and recommend the Westpac Group Risk Management Framework, Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement to the Board for approval;
- review and monitor the risk profile and controls of the Group consistent with Westpac Group's Risk Appetite Statement;
- approve frameworks, policies and processes for managing risk (consistent with the Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement); and
- review and, where appropriate, approve risks beyond the approval discretion provided to management.

## Notes to the financial statements

## Note 21. Financial risk (continued)

For each of its primary financial risks, the Group maintains risk management frameworks and a number of supporting policies that define roles and responsibilities, acceptable practices, limits and key controls:

Risk	Risk management framework and controls
Credit risk	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The Credit Risk Management Framework describes the principles, methodologies, systems, roles and responsibilities, reports and key controls for managing credit risk.</li> <li>• The BRCC, Westpac Group Executive Risk Committee (RISKCO) and Westpac Group Credit Risk Committee (CREDCO) monitor the risk profile, performance and management of the Group's credit portfolio and the development and review of key credit risk policies.</li> <li>• The Credit Risk Rating System Policy describes the credit risk rating system philosophy, design, key features and uses of rating outcomes.</li> <li>• All models materially impacting the risk rating process are periodically reviewed in accordance with Westpac's model risk policies.</li> <li>• An annual review is performed of the Credit Risk Rating System by the BRCC and CREDCO.</li> <li>• Specific credit risk estimates (including probability of default (PD), loss given default (LGD) and exposure at default (EAD) levels) are overseen, reviewed annually and supported by the Credit Risk Estimates Committee (a subcommittee of CREDCO) prior to approval under delegated authority from the Chief Risk Officer.</li> <li>• In determining the provision for expected credit losses, the macroeconomic variables and the probability weightings of the forward looking scenarios as well as any adjustments made to the modelled outcomes are subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and the Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees).</li> <li>• Policies for the delegation of credit approval authorities and formal limits for the extension of credit are established throughout the Group.</li> <li>• Credit manuals are established throughout the Group including policies governing the origination, evaluation, approval, documentation, settlement and ongoing management of credit risks.</li> <li>• Sector policies guide credit extension where industry-specific guidelines are considered necessary (e.g. acceptable financial ratios or permitted collateral).</li> <li>• The Related Entity Risk Management Framework and supporting policies govern credit exposures to related entities, to minimise the spread of credit risk between Group entities and to comply with prudential requirements prescribed by APRA.</li> </ul>
Funding and liquidity risk	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Funding and liquidity risk is measured and managed in accordance with the policies and processes defined in the Board-approved Liquidity Risk Management Framework which is part of the Westpac Board-approved Risk Management Strategy.</li> <li>• Responsibility for managing Westpac's liquidity and funding positions in accordance with Westpac's Liquidity Risk Management Framework is delegated to Treasury, under the oversight of Group ALCO and Group Liquidity Risk.</li> <li>• Westpac's Liquidity Risk Management Framework sets out Westpac's funding and liquidity risk appetite, roles and responsibilities of key people managing funding and liquidity risk within Westpac, risk reporting and control processes and limits and targets used to manage Westpac's balance sheet.</li> <li>• Treasury undertakes an annual funding review that outlines Westpac's balance sheet funding strategy over a three year period. This review encompasses trends in global markets, peer analysis, wholesale funding capacity, expected funding requirements and a funding risk analysis. This strategy is continuously reviewed to take account of changing market conditions, investor sentiment and estimations of asset and liability growth rates.</li> <li>• Westpac monitors the composition and stability of its funding so that it remains within Westpac's funding risk appetite. This includes compliance with both the Liquidity Coverage Ratio (LCR) and Net Stable Funding Ratio (NSFR).</li> <li>• Westpac holds a portfolio of liquid assets for several purposes, including as a buffer against unforeseen funding requirements. The level of liquid assets held takes into account the liquidity requirements of Westpac's balance sheet under normal and stress conditions.</li> <li>• Treasury also maintains a contingent funding plan that outlines the steps that should be taken by Westpac in the event of an emerging 'funding crisis'. The plan is aligned with Westpac's broader Liquidity Crisis Management Policy which is approved annually by the Board.</li> <li>• Daily liquidity risk reports are reviewed by Treasury and the Group's Liquidity Risk teams. Liquidity reports are presented to ALCO monthly and to the BRCC quarterly.</li> </ul>

## Notes to the financial statements

### Note 21. Financial risk (continued)

Risk	Risk management framework and controls
Market risk	<ul style="list-style-type: none"> <li>• The Market Risk Framework describes the Group's approach to managing traded and non-traded market risk.</li> <li>• Traded market risk includes interest rate, foreign exchange, commodity, equity price, credit spread and volatility risks. Non-traded market risk includes interest rate and credit spread risks.</li> <li>• Market risk is managed using VaR limits, Net interest income at risk (NaR) and structural risk limits (including credit spread and interest rate basis point value limits) as well as scenario analysis and stress testing.</li> <li>• The BRCC approves the risk appetite for traded and non-traded risks through the use of VaR, NaR and specific structural risk limits.</li> <li>• Westpac Group Market Risk Committee (MARCO) has approved separate VaR sub-limits for the trading activities of Financial Markets and Treasury and for Asset and Liability Management (ALM) activities.</li> <li>• Market risk limits are assigned to business management based upon the Bank's risk appetite and business strategies in addition to the consideration of market liquidity and concentration.</li> <li>• Market risk positions are managed by the trading desks and ALM unit consistent with their delegated authorities and the nature and scale of the market risks involved.</li> <li>• Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk unit, which monitors market risk exposures against VaR and structural risk limits. Daily VaR position reports are produced by risk type, by product lines and by geographic region. Quarterly reports are produced for the MARCO, RISKCO and the BRCC.</li> <li>• Daily stress testing and backtesting of VaR results are performed to support model integrity and to analyse extreme or unexpected movements. A review of both the potential profit and loss outcomes is also undertaken to monitor any skew created by the historical data. MARCO has ratified an approved escalation framework.</li> <li>• The BRCC has approved a framework for profit or loss escalation which considers both single day and 20 day cumulative results.</li> <li>• Treasury's ALM unit is responsible for managing the non-traded interest rate risk including risk mitigation through hedging using derivatives. This is overseen by the Market Risk unit and reviewed by MARCO, RISKCO and BRCC.</li> </ul>

## 21.2 Credit Risk

### 21.2.1 Credit risk ratings system

The principal objective of the credit risk rating system is to reliably assess the credit risk to which the Group is exposed. The Group has two main approaches to this assessment.

#### Transaction-managed customers

Transaction managed customers are generally customers with business lending exposures. They are individually assigned a Customer Risk Grade (CRG), corresponding to their expected PD. Each facility is assigned an LGD. The Group's risk rating system has a tiered scale of risk grades for both non-defaulted customers and defaulted customers. Non-defaulted CRGs are mapped to Moody's and S&P Global Ratings (S&P) external senior ranking unsecured ratings.

The table below shows Westpac's high level CRGs for transaction-managed portfolios mapped to the Group's credit quality disclosure categories and to their corresponding external rating.

## Notes to the financial statements

## Note 21. Financial risk (continued)

Financial statement disclosure	Transaction-managed		
	Westpac CRG	Moody's Rating	S&P Rating
Strong	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	B	A1 - A3	A+ - A-
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
Good/satisfactory	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
		<b>Westpac Rating</b>	
Weak	E	Watchlist	
	F	Special Mention	
Weak/default/non-performing	G	Substandard/Default	
	H	Default	

## Program-managed portfolio

The program-managed portfolio generally includes retail products including mortgages, personal lending (including credit cards) as well as SME lending. These customers are grouped into pools of similar risk. Pools are created by analysing similar risk characteristics that have historically predicted that an account is likely to go into default. Customers grouped according to these predictive characteristics are assigned a PD and LGD relative to their pool. The credit quality of these pools is based on a combination of behavioural factors, delinquency trends, PD estimates and loan to valuation ratio (housing loans only).

## 21.2.2 Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements

Westpac uses a variety of techniques to reduce the credit risk arising from its lending activities.

This includes the Group establishing that it has direct, irrevocable and unconditional recourse to collateral and other credit enhancements through obtaining legally enforceable documentation.

## Collateral

The table below describes the nature of collateral or security held for each relevant class of financial asset:

Loans - housing and personal <sup>1</sup>	Housing loans are secured by a mortgage over property and additional security may take the form of guarantees and deposits. Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. Where security is taken, it is restricted to eligible motor vehicles, caravans, campers, motor homes and boats. Personal lending also includes margin lending which is secured primarily by shares or managed funds.
Loans - business <sup>1</sup>	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Security is typically taken by way of a mortgage over property and/or a general security agreement over business assets or other assets. Other security such as guarantees, standby letters of credit or derivative protection may also be taken as collateral, if appropriate.
Trading securities, financial assets measured at FVIF and derivatives	These exposures are carried at fair value which reflects the credit risk. For trading securities, no collateral is sought directly from the issuer or counterparty; however this may be implicit in the terms of the instrument (such as an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation. For derivatives, master netting agreements are typically used to enable the effects of derivative assets and liabilities with the same counterparty to be offset when measuring these exposures. Additionally, collateralisation agreements are also typically entered into with major institutional counterparties to avoid the potential build-up of excessive mark-to-market positions. Derivative transactions are increasingly being cleared through central clearers.

1. This includes collateral held in relation to associated credit commitments.

## Notes to the financial statements

### Note 21. Financial risk (continued)

#### Management of risk mitigation

The Group mitigates credit risk through controls covering

Collateral and valuation management	<p>The estimated realisable value of collateral held in support of loans is based on a combination of:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>formal valuations currently held for such collateral; and</li> <li>management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held.</li> </ul> <p>This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. Updated valuations are obtained when appropriate.</p> <p>The Group revalues collateral related to financial markets positions on a daily basis and has formal processes in place to promptly call for collateral top-ups, if required. These processes include margining for non-centrally cleared customer derivatives as regulated by Australian Prudential Standard CPS226. The collateralisation arrangements are documented via the Credit Support Annex of the International Swaps and Derivatives Association (ISDA) dealing agreements and Global Master Repurchase Agreements (GMRA) for repurchase transactions.</p> <p>In relation to financial markets positions, Westpac only recognises collateral which is:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>cash, primarily in Australian dollars (AUD), New Zealand dollars (NZD), US dollars (USD), Canadian dollars (CAD), British pounds (GBP) or European Union euro (EUR);</li> <li>bonds issued by Australian Commonwealth, State and Territory governments or their Public Sector Enterprises, provided these attract a zero risk-weighting under Australian Prudential Standard (APS) 112;</li> <li>securities issued by other sovereign governments and supnationals as approved by an authorised credit officer;</li> <li>protection bought via credit-linked notes (provided the proceeds are invested in cash or other eligible collateral).</li> </ul>
Other credit enhancements	<p>The Group only recognises guarantees, standby letters of credit, or credit derivative protection from the following entities (provided they are not related to the entity with which Westpac has a credit exposure):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Sovereign;</li> <li>Australia and New Zealand public sector;</li> <li>ADIs and overseas banks with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-; and</li> <li>Others with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-.</li> </ul> <p>Credit Portfolio Management (CPM) manages the Group's corporate, sovereign and bank credit portfolios through monitoring the exposure and any offsetting hedge positions. CPM purchases credit protection from entities meeting the criteria above and sells credit protection to diversify the Group's credit risk.</p>
Offsetting	<p>Creditworthy customers domiciled in Australia and New Zealand may enter into formal agreements with the Group, permitting the Group to set-off gross credit and debit balances in their nominated accounts. Cross-border set-offs are not permitted.</p> <p>Close-out netting is undertaken with counterparties with whom the Group has entered into a legally enforceable master netting agreement for their off-balance sheet financial market transactions in the event of default.</p> <p>Further details of offsetting are provided in Note 23.</p>
Central clearing	<p>The Group executes derivative transactions through central clearing counterparties. Central clearing counterparties mitigate risk through stringent membership requirements, the collection of margin against all trades placed, the default fund, and an explicitly defined order of priority of payments in the event of default.</p>

## Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

### 21.2.3 Credit risk concentrations

Credit risk is concentrated when a number of counterparties are engaged in similar activities, have similar economic characteristics and thus may be similarly affected by changes in economic or other conditions.

The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentrations and rebalance the portfolio.

#### Individual customers or groups of related customers

The Group has large exposure limits governing the aggregate size of credit exposure normally acceptable to individual customers and groups of related customers. These limits are tiered by customer risk grade.

#### Specific industries

Exposures to businesses, governments and other financial institutions are classified into a number of industry clusters based on related Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) codes and are monitored against the Group's industry risk appetite limits.

#### Individual countries

The Group has limits governing risks related to individual countries, such as political situations, government policies and economic conditions that may adversely affect either a customer's ability to meet its obligations to the Group, or the Group's ability to realise its assets in a particular country.

#### Maximum exposure to credit risk

The maximum exposure to credit risk (excluding collateral received) is represented by the carrying amount of on-balance sheet financial assets (which comprises cash and balances with central banks, collateral paid, trading securities and financial assets measured at FVIF, derivatives, available-for-sale securities/investment securities, loans; and other financial assets) and undrawn credit commitments.

The following tables set out the credit risk concentrations to which the Group and the Parent Entity are exposed for on-balance sheet financial assets and for undrawn credit commitments.

Life insurance assets are excluded as primarily the credit risk is passed on to the policyholder and backed by the policyholder liabilities.

The balances for trading securities and financial assets measured at FVIF and available-for-sale securities/investment securities exclude equity securities as the primary financial risk is not credit risk.

The credit concentrations for each significant class of financial asset are:<sup>1</sup>

Trading securities and financial assets measured at FVIF (Note 10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>45% (2018: 41%) were issued by financial institutions for the Group; 44% (2018: 40%) for the Parent Entity.</li> <li>51% (2018: 55%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 52% (2018: 56%) for the Parent Entity.</li> <li>71% (2018: 73%) were held in Australia by the Group; 75% (2018: 76%) by the Parent Entity.</li> </ul>
Available-for-sale securities / Investment securities (Note 11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>24% (2018: 27%) were issued by financial institutions for the Group; 25% (2018: 28%) for the Parent Entity.</li> <li>75% (2018: 73%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 75% (2018: 72%) for the Parent Entity.</li> <li>90% (2018: 89%) were held in Australia by the Group; 97% (2018: 96%) by the Parent Entity.</li> </ul>
Loans (Note 12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>Note 12 provides a detailed breakdown of loans by industry and geographic classification.</li> </ul>
Derivative financial instruments (Note 20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>72% (2018: 79%) were issued by financial institutions for both the Group and Parent Entity.</li> <li>78% (2018: 84%) were held in Australia by the Group; 80% (2017: 86%) by the Parent Entity.</li> </ul>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentation changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

## Note 21, Financial risk (continued)

Consolidated \$m	2019		Total	2018 <sup>1</sup>		Total
	Total on balance sheet	Undrawn credit commit- ments		Total on balance sheet	Undrawn credit commit- ments	
<b>Australia</b>						
Accommodation, cafes and restaurants	8,061	1,070	9,131	8,316	1,404	9,720
Agriculture, forestry and fishing	9,250	2,014	11,264	8,662	2,035	10,697
Construction	7,229	3,340	10,569	6,764	3,324	10,088
Finance and insurance	73,052	7,336	80,388	68,002	7,781	75,783
Government, administration and defence	63,582	1,766	65,348	50,757	728	51,485
Manufacturing	10,504	5,850	16,354	9,979	5,738	15,717
Mining	3,325	3,803	7,127	3,641	3,079	6,720
Property	45,467	10,019	55,486	45,871	12,309	58,180
Property services and business services	14,101	5,898	20,089	13,577	5,596	19,173
Services	12,340	6,523	18,863	12,312	5,700	18,012
Trade	16,593	7,677	24,270	16,866	7,951	24,817
Transport and storage	9,529	5,314	14,843	9,599	4,958	14,557
Utilities	5,567	4,487	10,054	5,291	3,471	8,762
Retail lending	467,206	84,057	551,263	464,529	86,421	550,950
Other	6,668	2,740	9,408	7,924	1,597	9,521
<b>Total Australia</b>	<b>752,564</b>	<b>151,773</b>	<b>904,337</b>	<b>731,890</b>	<b>152,092</b>	<b>883,982</b>
<b>New Zealand</b>						
Accommodation, cafes and restaurants	356	36	392	324	39	363
Agriculture, forestry and fishing	8,631	607	9,238	8,206	684	8,890
Construction	503	350	853	505	429	934
Finance and insurance	3,685	1,507	5,192	3,368	1,437	4,805
Government, administration and defence	6,667	856	7,523	4,867	691	5,558
Manufacturing	2,079	1,758	3,837	2,312	1,577	3,889
Mining	289	29	318	213	101	314
Property	6,977	1,120	8,097	6,252	1,035	7,287
Property services and business services	1,300	557	1,857	1,110	512	1,622
Services	2,023	577	2,600	1,762	613	2,375
Trade	2,441	1,259	3,700	2,573	1,023	3,596
Transport and storage	1,209	755	1,964	1,105	791	1,896
Utilities	1,938	1,447	3,385	1,418	1,564	2,982
Retail lending	49,542	12,056	61,598	46,700	12,314	59,014
Other	151	161	312	14	245	259
<b>Total New Zealand</b>	<b>95,791</b>	<b>23,075</b>	<b>118,866</b>	<b>85,728</b>	<b>22,855</b>	<b>108,583</b>
<b>Other overseas</b>						
Accommodation, cafes and restaurants	109	11	120	112	12	124
Agriculture, forestry and fishing	150	3	153	19	1	20
Construction	55	127	182	71	121	192
Finance and insurance	17,712	3,093	20,805	21,739	3,454	25,193
Government, administration and defence	5,646	23	5,669	4,252	50	4,302
Manufacturing	3,830	5,329	9,159	3,372	4,849	8,221
Mining	500	1,872	2,372	354	1,793	2,147
Property	493	29	522	468	57	525
Property services and business services	1,766	863	2,629	1,758	733	2,491
Services	244	637	881	207	448	655
Trade	2,338	2,859	5,197	2,323	3,330	5,653
Transport and storage	999	652	1,651	1,235	222	1,457
Utilities	1,088	931	2,019	765	329	1,094
Retail lending	864	37	901	684	45	729
Other	171	26	197	318	6	324
<b>Total other overseas</b>	<b>35,945</b>	<b>16,492</b>	<b>52,437</b>	<b>39,677</b>	<b>15,450</b>	<b>55,127</b>
<b>Total gross credit risk</b>	<b>884,300</b>	<b>191,340</b>	<b>1,075,640</b>	<b>857,295</b>	<b>190,397</b>	<b>1,047,692</b>

1. Comparatives have been restated for consistency.

## Notes to the financial statements

## Note 21, Financial risk (continued)

Parent Entity \$m	2019			2018		
	Total on balance sheet	Undrawn credit commit- ments	Total	Total on balance sheet	Undrawn credit commit- ments	Total
<b>Australia</b>						
Accommodation, cafes and restaurants	7,989	1,070	9,059	8,247	1,404	9,651
Agriculture, forestry and fishing	9,191	2,014	11,205	8,604	2,035	10,639
Construction	6,853	3,340	10,193	6,260	3,374	9,634
Finance and insurance	156,418	7,336	163,754	156,489	7,781	164,270
Government, administration and defence	63,599	1,766	65,365	50,745	728	51,473
Manufacturing	10,322	5,850	16,172	9,754	5,738	15,492
Mining	3,304	3,802	7,106	3,609	3,078	6,687
Property	45,405	10,189	55,524	45,869	12,309	58,178
Property services and business services	13,348	5,898	19,246	12,533	5,595	18,128
Services	12,094	6,523	18,617	12,044	5,700	17,744
Trade	16,408	7,677	24,085	16,655	7,949	24,604
Transport and storage	9,221	5,114	14,335	9,202	4,957	14,159
Utilities	5,542	4,487	10,029	5,265	3,471	8,736
Retail lending	466,388	84,057	550,245	463,280	86,421	549,701
Other	5,684	2,740	8,424	6,499	1,574	8,073
<b>Total Australia</b>	<b>833,566</b>	<b>151,773</b>	<b>985,339</b>	<b>815,055</b>	<b>152,064</b>	<b>967,119</b>
<b>New Zealand</b>						
Accommodation, cafes and restaurants	-	-	-	-	-	-
Agriculture, forestry and fishing	67	7	74	52	7	59
Construction	17	16	33	7	22	29
Finance and insurance	10,938	116	11,054	8,103	50	8,153
Government, administration and defence	2,196	8	2,204	1,039	29	1,068
Manufacturing	259	69	328	209	97	306
Mining	11	-	11	7	1	8
Property	117	3	120	52	8	60
Property services and business services	123	18	141	43	31	74
Services	46	1	47	25	44	69
Trade	392	170	562	324	234	558
Transport and storage	76	64	140	77	87	164
Utilities	507	73	580	374	146	520
Retail lending	-	13	13	1	19	20
Other	57	1	58	1	1	2
<b>Total New Zealand</b>	<b>14,786</b>	<b>559</b>	<b>15,345</b>	<b>10,314</b>	<b>776</b>	<b>11,090</b>
<b>Other overseas</b>						
Accommodation, cafes and restaurants	67	10	77	70	12	82
Agriculture, forestry and fishing	130	1	131	4	1	5
Construction	47	125	172	59	113	172
Finance and insurance	60,388	3,067	63,455	63,043	3,442	66,485
Government, administration and defence	4,815	23	4,838	3,475	50	3,525
Manufacturing	3,822	5,269	9,091	3,367	4,741	8,108
Mining	497	1,869	2,366	355	1,791	2,146
Property	227	13	240	235	31	266
Property services and business services	1,683	862	2,545	1,668	730	2,398
Services	216	634	850	188	445	633
Trade	2,140	2,688	4,828	2,137	3,216	5,353
Transport and storage	888	643	1,531	1,129	214	1,343
Utilities	1,038	905	1,943	763	329	1,092
Retail lending	588	32	620	277	40	317
Other	133	14	147	258	4	262
<b>Total other overseas</b>	<b>76,679</b>	<b>16,155</b>	<b>92,834</b>	<b>77,008</b>	<b>15,159</b>	<b>92,167</b>
<b>Total gross credit risk</b>	<b>925,031</b>	<b>168,487</b>	<b>1,093,518</b>	<b>902,377</b>	<b>167,999</b>	<b>1,070,376</b>

1. Comparatives have been restated for consistency.

## Notes to the financial statements

## Note 21. Financial risk (continued)

## 21.2.4 Credit quality of financial assets

## Credit quality disclosures (AASB 9)

The following tables show the credit quality of gross credit risk exposures measured at amortised cost or at FVOCI to which the impairment requirements of AASB 9 apply. The credit quality is determined by reference to the credit risk ratings system (refer Note 21.2.1) and expectations of future economic conditions under multiple scenarios:

\$m	Consolidated 2019			Total	Parent Entity 2019			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3		Stage 1	Stage 2	Stage 3	
<b>Loans - housing</b>								
Strong	382,019	743	-	382,862	369,727	536	-	362,263
Good/Satisfactory	84,071	11,326	-	95,397	58,599	10,623	-	69,222
Weak	4,201	10,715	4,367	19,283	3,735	10,244	4,076	18,055
<b>Total loans - housing</b>	<b>470,291</b>	<b>22,784</b>	<b>4,367</b>	<b>497,542</b>	<b>424,061</b>	<b>21,403</b>	<b>4,076</b>	<b>449,540</b>
<b>Loans - personal</b>								
Strong	5,694	2	-	5,696	5,106	1	-	5,107
Good/Satisfactory	14,538	955	-	15,493	13,381	931	-	14,312
Weak	573	831	380	1,784	427	680	334	1,441
<b>Total loans - personal</b>	<b>20,805</b>	<b>1,788</b>	<b>380</b>	<b>22,973</b>	<b>18,914</b>	<b>1,612</b>	<b>334</b>	<b>20,860</b>
<b>Loans - business<sup>1</sup></b>								
Strong	75,758	232	-	75,990	64,041	123	-	64,164
Good/Satisfactory	109,541	4,581	-	114,122	90,937	3,455	-	94,392
Weak	439	5,342	1,970	7,751	362	3,997	1,724	6,083
<b>Total loans - business</b>	<b>185,738</b>	<b>10,155</b>	<b>1,970</b>	<b>197,863</b>	<b>155,340</b>	<b>7,575</b>	<b>1,724</b>	<b>164,639</b>
<b>Debt securities</b>								
Strong	72,813	-	-	72,813	68,309	-	-	68,309
Good/Satisfactory	463	-	-	463	23	-	-	23
Weak	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>Total debt securities<sup>1</sup></b>	<b>73,276</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>73,276</b>	<b>68,332</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>68,332</b>
<b>All other financial assets</b>								
Strong	30,623	-	-	30,623	162,339	-	-	162,339
Good/Satisfactory	685	-	-	685	496	-	-	496
Weak	48	-	-	48	41	-	-	41
<b>Total all other financial assets</b>	<b>31,356</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>31,356</b>	<b>162,876</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>162,876</b>
<b>Undrawn credit commitments</b>								
Strong	148,525	328	-	148,853	152,776	317	-	153,093
Good/Satisfactory	39,782	1,294	-	41,076	33,097	1,022	-	34,219
Weak	142	1,335	134	1,411	123	937	115	1,175
<b>Total undrawn credit commitments</b>	<b>188,449</b>	<b>2,757</b>	<b>134</b>	<b>191,340</b>	<b>165,996</b>	<b>2,376</b>	<b>115</b>	<b>168,487</b>
<b>Total strong</b>	<b>715,532</b>	<b>1,305</b>	<b>-</b>	<b>716,837</b>	<b>794,296</b>	<b>977</b>	<b>-</b>	<b>795,276</b>
<b>Total good/satisfactory</b>	<b>249,080</b>	<b>18,156</b>	<b>-</b>	<b>267,236</b>	<b>196,533</b>	<b>16,131</b>	<b>-</b>	<b>212,664</b>
<b>Total weak</b>	<b>5,403</b>	<b>18,023</b>	<b>6,851</b>	<b>30,277</b>	<b>4,688</b>	<b>15,858</b>	<b>6,249</b>	<b>26,795</b>
<b>Total on and off balance sheet</b>	<b>970,015</b>	<b>37,484</b>	<b>6,851</b>	<b>1,014,350</b>	<b>995,519</b>	<b>32,966</b>	<b>6,249</b>	<b>1,034,734</b>

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 21.2.6.

1. This credit quality disclosure differs to that of credit risk concentration as it relates only to financial assets measured at amortised costs or at FVOCI and therefore excludes trading securities and financial assets measured at FVIF, and derivative financial instruments.
2. Included in strong is \$131 million of exposure (Parent \$131 million) that is covered by a highly rated guarantee, which if it were not considered, the exposure would be classified as weak.
3. Debt securities include \$829 million at amortised cost for the Group and \$27 million for the Parent Entity. \$366 million of these are classified as strong for the Group and \$4 million for the Parent Entity, and the rest are classified as good/satisfactory.

## Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk<sup>1</sup> (continued)

## Credit quality disclosures (AASB 139)

The tables below segregate the financial assets of the Group and Parent Entity between financial assets that are neither past due nor impaired, past due but not impaired and impaired. The credit quality of financial assets that are neither past due nor impaired is determined by reference to the credit risk ratings system (refer to Note 21.2.1), as these tables do not reflect the adoption of AASB 9 they are not directly comparable to the credit quality tables above.

Consolidated 2018 \$m	Neither past due nor impaired				Past due but not impaired		Total	Impairment provision	Total carrying value
	Strong <sup>2</sup>	Good/ Satisfactory	Weak <sup>3</sup>	Total	Impaired	Impaired			
Cash and balances with central banks <sup>4</sup>	26,555	233	-	26,788	-	-	26,788	-	26,788
Collateral paid	4,787	-	-	4,787	-	-	4,787	-	4,787
Trading securities and financial assets measured at FV15 <sup>5</sup>	22,716	145	-	22,863	-	-	22,863	-	22,863
Derivative financial instruments	23,692	406	3	24,101	-	-	24,101	-	24,101
Available-for-sale securities <sup>6</sup>	60,229	506	-	60,735	-	-	60,735	-	60,735
Loans:									
Loans - housing and personal	379,383	114,627	4,365	498,375	16,162	687	515,224	(1,303)	513,921
Loans - business <sup>7</sup>	75,331	112,446	4,481	192,258	4,293	729	197,280	(1,511)	195,769
Other financial assets	5,025	434	18	5,477	37	3	5,517	-	5,517
<b>Total<sup>8</sup></b>	<b>597,720</b>	<b>228,797</b>	<b>8,867</b>	<b>835,384</b>	<b>20,492</b>	<b>1,419</b>	<b>857,295</b>	<b>(2,814)</b>	<b>854,481</b>

Parent Entity 2018 \$m	Neither past due nor impaired				Past due but not impaired		Total	Impairment provision	Total carrying value
	Strong <sup>2</sup>	Good/ Satisfactory	Weak <sup>3</sup>	Total	Impaired	Impaired			
Cash and balances with central banks <sup>4</sup>	24,850	126	-	24,976	-	-	24,976	-	24,976
Collateral paid	4,722	-	-	4,722	-	-	4,722	-	4,722
Trading securities and financial assets measured at FV15 <sup>5</sup>	21,199	145	-	21,344	-	-	21,344	-	21,344
Derivative financial instruments	23,155	404	3	23,562	-	-	23,562	-	23,562
Available-for-sale securities <sup>6</sup>	56,443	3	-	56,446	-	-	56,446	-	56,446
Loans:									
Loans - housing and personal	359,843	87,667	4,050	451,560	15,044	572	467,176	(1,125)	466,051
Loans - business <sup>7</sup>	61,918	95,649	3,412	160,979	3,838	582	165,399	(1,282)	164,117
Due from subsidiaries <sup>1</sup>	134,086	-	-	134,086	-	-	134,086	-	134,086
Other financial assets	4,282	334	15	4,631	33	2	4,666	-	4,666
<b>Total<sup>8</sup></b>	<b>690,498</b>	<b>184,328</b>	<b>7,480</b>	<b>882,306</b>	<b>18,915</b>	<b>1,156</b>	<b>902,377</b>	<b>(2,407)</b>	<b>899,970</b>

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 21.2.6.

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet and Income Statement. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- Included in strong is \$146 million of exposure for both the Group and the Parent Entity that is covered by a highly rated guarantee, which if it were not considered, the exposure would be classified as weak.
- In prior years, cash and balances with central banks were not disclosed. These balances have now been included.
- Exclude equity securities.
- Loans - business classified as strong was restated from \$90,408 million to \$75,331 million for the Group, and from \$76,995 million to \$61,918 million for the Parent Entity. In addition, balances classified under good/satisfactory were reclassified from \$97,369 million to \$112,446 million for the Group, and from \$80,572 million to \$95,649 million for the Parent Entity.
- Total amount disclosed as 'strong' was restated from \$586,393 million to \$597,720 million for the Group, and from \$687,385 million to \$690,498 million for the Parent Entity. Total amount disclosed as good/satisfactory was restated from \$213,693 million to \$228,797 million for the Group, and from \$270,856 million to \$184,328 million.
- Due from subsidiaries excludes \$6.511 million of long-term debt instruments with equity like characteristics which are part of the total investment in subsidiaries.

## Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

### 21.2.5 Non-performing loans and credit commitments

The loans and credit commitments balance in stage 3 (non-performing) is represented by those loans and credit commitments which are in default. A default occurs when Westpac considered that the customer is unlikely to repay its credit obligations in full, irrespective of recourse by the Group to actions such as realising security, or the customer is more than 90 days past due on any material credit obligation. This definition of default is aligned to the APRA regulatory definition of default. These can be disaggregated into impaired loans and credit commitments (which is where the customer is unlikely to pay its credit obligations in full including restructured loans) and items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired.

Impaired loans and credit commitments include:

- housing and business loans with insufficient security to cover the principal and interest payments owing (aligned to an impaired internal credit risk grade);
- personal loans which are greater than 90 days past due; and
- restructured loans (the original contractual terms have been modified to provide for concessions for a customer facing financial difficulties).

Items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired include:

- currently 90 days or more past due but well secured<sup>1</sup>;
- assets that were, but are no longer 90 days past due but are yet to satisfactorily demonstrate sustained improvement to allow reclassification; and
- other assets in default and not impaired, including those where an order for bankruptcy or similar legal action has been taken (e.g. appointment of an Administrator or Receiver).

The determination of the provision for expected credit losses is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates. Details of this and the Group's accounting policy for the provision for expected credit losses are discussed in Notes 6 and 13, along with the total provision for expected credit losses on loans and credit commitments and the total for those loans that are considered non-performing (i.e. stage 3).

1. The estimated net realisable value of security to which the Group has recourse is sufficient to cover all principal and interest as at 30 September.

## Notes to the financial statements

## Note 21. Financial risk (continued)

The gross amount of non-performing loans and credit commitments, along with the provision for expected credit losses/provision for impairment charges, by type and geography of impaired loans at 30 September, is summarised in the following table:

Consolidated \$m	2019	2018	2017	2016	2015
<b>Impaired exposures</b>					
<b>Australia</b>					
Housing and business loans					
Gross amount	1,215	882	975	1,589	1,220
Provision	(491)	(422)	(460)	(769)	(572)
<b>Net</b>	<b>724</b>	<b>460</b>	<b>515</b>	<b>820</b>	<b>648</b>
Personal loans greater than 90 days past due					
Gross amount	384	358	362	267	252
Provision	(233)	(179)	(187)	(159)	(164)
<b>Net</b>	<b>151</b>	<b>179</b>	<b>175</b>	<b>108</b>	<b>88</b>
Restructured loans					
Gross amount	16	9	12	13	22
Provision	(6)	(1)	(7)	(1)	(12)
<b>Net</b>	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>10</b>
<b>New Zealand</b>					
Housing and business loans					
Gross amount	62	124	152	218	348
Provision	(26)	(30)	(41)	(95)	(104)
<b>Net</b>	<b>36</b>	<b>94</b>	<b>111</b>	<b>123</b>	<b>244</b>
Personal loans greater than 90 days past due					
Gross amount	20	12	11	10	10
Provision	(15)	(9)	(8)	(7)	(7)
<b>Net</b>	<b>5</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>3</b>
Restructured loans					
Gross amount	12	14	15	16	17
Provision	(3)	(4)	(5)	(4)	(4)
<b>Net</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>12</b>	<b>13</b>
<b>Other overseas</b>					
Housing and business loans					
Gross amount	50	13	15	44	25
Provision	(17)	(6)	(6)	(2)	(13)
<b>Net</b>	<b>33</b>	<b>7</b>	<b>9</b>	<b>23</b>	<b>12</b>
Personal loans greater than 90 days past due					
Gross amount	1	1	-	-	1
Provision	-	(1)	-	-	(1)
<b>Net</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Restructured loans					
Gross amount	3	3	-	2	-
Provision	(1)	(1)	-	(1)	-
<b>Net</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>-</b>
<b>Total impaired loans</b>					
Gross amount	1,763	1,416	1,542	2,159	1,895
Provision	(792)	(653)	(714)	(1,067)	(877)
<b>Total net impaired assets</b>	<b>971</b>	<b>763</b>	<b>828</b>	<b>1,092</b>	<b>1,018</b>
<b>Items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired</b>					
<b>Australia</b>					
Gross amount	4,684	3,861	3,322	3,075	2,149
Provision <sup>1</sup>	(521)	(193)	(165)	(137)	(110)
<b>Net</b>	<b>4,163</b>	<b>3,668</b>	<b>3,157</b>	<b>2,938</b>	<b>2,039</b>
<b>New Zealand</b>					
Gross amount	340	127	117	89	130
Provision <sup>1</sup>	(33)	(10)	(9)	(7)	(10)
<b>Net</b>	<b>307</b>	<b>117</b>	<b>108</b>	<b>82</b>	<b>120</b>
<b>Overseas</b>					
Gross amount	64	29	19	17	13
Provision <sup>1</sup>	(9)	(2)	(2)	(1)	(1)
<b>Net</b>	<b>55</b>	<b>27</b>	<b>17</b>	<b>16</b>	<b>12</b>
<b>Total items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired</b>					
Gross amount	5,088	4,017	3,458	3,181	2,292
Provision <sup>1</sup>	(563)	(205)	(176)	(145)	(121)
<b>Total net items 90 days past due, or otherwise in default but not impaired</b>	<b>4,525</b>	<b>3,812</b>	<b>3,282</b>	<b>3,036</b>	<b>2,171</b>
<b>Total non-performing loans and credit commitments</b>					
Gross amount	6,851	5,433	5,000	5,340	4,187
Provision	(1,355)	(858)	(890)	(1,212)	(998)
<b>Total net non-performing loans and credit commitments</b>	<b>5,496</b>	<b>4,575</b>	<b>4,110</b>	<b>4,128</b>	<b>3,189</b>

1. In prior periods only gross amounts were disclosed. Provision information has now been included for all reporting years.

## Notes to the financial statements

### Note 21. Financial risk (continued)

The following table summarises the interest received and forgone on impaired loans:

Consolidated 2019 \$m	Australia	Overseas	Total
Interest received	4	6	10
Interest forgone	32	-	32

### 21.2.6 Collateral held

#### Loans

The Group analyses the coverage of the loan portfolio which is secured by the collateral that it holds. Coverage is measured as follows:

Coverage	Secured loan to collateral value ratio
Fully secured	Less than or equal to 100%
Partially secured	Greater than 100% but not more than 150%
Unsecured	Greater than 150%, or no security held (e.g. can include credit cards, personal loans, and exposure to highly rated corporate entities)

The Group and the Parent Entity's loan portfolio have the following coverage from collateral held based on the requirements of AASB 9:

#### Performing loans

Consolidated %	2019			Total
	Housing Loans <sup>1</sup>	Personal Loans	Business Loans	
Fully secured	100.0	7.9	59.6	85.9
Partially secured	-	29.9	19.3	6.3
Unsecured	-	62.2	21.1	7.6
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Parent Entity %	2019			Total
	Housing Loans <sup>1</sup>	Personal Loans	Business Loans	
Fully secured	100.0	8.6	60.1	86.7
Partially secured	-	31.1	18.2	5.7
Unsecured	-	60.3	21.7	7.6
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

#### Non-performing loans

Consolidated %	2019			Total
	Housing Loans <sup>1</sup>	Personal Loans	Business Loans	
Fully secured	90.3	-	49.5	73.3
Partially secured	9.7	38.2	29.2	17.0
Unsecured	-	61.8	21.3	9.7
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Parent Entity %	2019			Total
	Housing Loans <sup>1</sup>	Personal Loans	Business Loans	
Fully secured	90.1	-	54.0	75.1
Partially secured	9.9	34.1	27.4	16.1
Unsecured	-	65.9	18.6	8.8
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Details of the carrying value and associated provisions for ECL are disclosed in Notes 12 and 13 respectively. The credit quality of loans is disclosed in Note 21.2.4.

1. For the purposes of collateral classification, housing loans are classified as fully secured unless they are non-performing in which case may be classified as partially secured.

## Notes to the financial statements

## Note 21, Financial risk (continued)

As the comparatives have not been restated for the adoption of AASB 9, the Group and the Parent Entity's loan portfolio have the following coverage from collateral held based on the requirements of AASB 139 for prior years. Once AASB 9 has been effective for the comparative year end, these tables will no longer be presented.

## Neither past due nor impaired

Consolidated %	2018		
	Loans - Housing and personal	Loans - Business	Total
Fully secured	97.5	55.8	85.9
Partially secured	0.6	22.9	6.8
Unsecured	1.9	21.3	7.3
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Parent Entity %	2018		
	Loans - Housing and personal	Loans - Business	Total
Fully secured	98.1	57.8	87.5
Partially secured	0.3	20.4	5.6
Unsecured	1.6	21.8	6.9
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## Past due but not impaired

Consolidated %	2018		
	Loans - Housing and personal	Loans - Business	Total
Fully secured	94.6	52.8	85.8
Partially secured	2.0	38.2	7.5
Unsecured	3.4	19.0	6.7
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Parent Entity %	2018		
	Loans - Housing and personal	Loans - Business	Total
Fully secured	95.7	54.7	87.3
Partially secured	1.5	25.0	6.3
Unsecured	2.8	20.3	6.4
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## Impaired

Consolidated %	2018		
	Loans - Housing and personal	Loans - Business	Total
Fully secured	72.8	32.0	51.8
Partially secured	10.0	11.5	10.8
Unsecured	17.2	56.5	37.4
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Parent Entity %	2018		
	Loans - Housing and personal	Loans - Business	Total
Fully secured	76.4	28.5	52.2
Partially secured	6.5	13.1	9.8
Unsecured	17.1	58.4	38.0
<b>Total</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

## Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

### Collateral held against financial assets other than loans

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Cash, primarily for derivatives	3,289	2,187	2,851	1,751
Securities under reverse repurchase agreements <sup>1</sup>	6,836	1,404	6,733	1,404
Securities under derivatives and stock borrowing <sup>2</sup>	119	28	119	28
<b>Total other collateral held</b>	<b>10,244</b>	<b>3,619</b>	<b>9,703</b>	<b>3,183</b>

### 21.3 Funding and liquidity risk

#### 21.3.1 Liquidity modelling

In managing funding and liquidity for Westpac, Treasury utilises balance sheet forecasts and the maturity profile of Westpac's wholesale funding portfolio to project liquidity outcomes. Local liquidity limits are also used by Westpac in applicable geographies to ensure liquidity is managed efficiently and prudently.

In addition, Westpac conducts regular stress testing to assess Westpac's ability to meet cash flow obligations under a range of market conditions and scenarios. These scenarios inform liquidity limits and strategic planning.

#### 21.3.2 Sources of funding

Sources of funding are regularly reviewed to maintain a wide diversification by currency, geography, product and term. Sources include, but are not limited to:

- deposits;
- debt issues;
- proceeds from sale of marketable securities;
- repurchase agreements with central banks;
- principal repayments on loans;
- interest income; and
- fee income.

#### Liquid assets

Treasury holds a portfolio of high-quality liquid assets as a buffer against unforeseen funding requirements. These assets are eligible for repurchase agreements with the Reserve Bank of Australia (RBA) or another central bank and are held in cash, Government, State Government and highly rated investment grade securities. The level of liquid asset holdings is reviewed frequently and is consistent with both the requirements of the balance sheet and market conditions.

Liquid assets that qualify as eligible collateral for repurchase agreements with a central bank (including internal securitisation) increased by \$16.2 billion to \$169.9 billion over the last 12 months.

A summary of the Group's liquid asset holdings is as follows<sup>3</sup>:

\$m	2019		2018	
	Actual	Average	Actual	Average
Cash	18,198	19,189	25,476	21,912
Trading securities and financial assets measured at FVIF	18,867	17,884	11,235	10,051
Available-for-sale securities	-	-	60,667	62,892
Investment securities	73,128	66,701	-	-
Loans <sup>1</sup>	58,933	52,488	55,500	55,336
Other financial assets	345	723	816	745
<b>Total liquid assets</b>	<b>169,871</b>	<b>156,295</b>	<b>153,694</b>	<b>150,936</b>

1. Securities received as collateral are not recognised on the Group and Parent Entity's balance sheet.

2. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

3. Loans are self-originated AAA rated mortgage backed securities which are eligible for repurchase with the RBA and Reserve Bank of New Zealand.

## Notes to the financial statements

## Note 21. Financial risk (continued)

## Group's funding composition

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This includes compliance with both the LCR and NSFR.

%	2019	2018
Customer deposits	62.5	63.1
Wholesale term funding with residual maturity greater than 12 months	16.6	15.7
Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months	12.1	12.4
Securitisation	1.0	0.9
Equity	7.8	7.9
<b>Group's total funding</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>

Movements in the Group's funding composition in 2019 included:

- Customer deposits decreased by 57 basis points to 62.5% of the Group's total funding at 30 September 2019. Customer deposits increased by \$6.8 billion over the year, however this was lower than growth in other forms of funding, mainly long-term wholesale funding;
- Long term funding with a residual maturity greater than 12 months increased 98 basis points or \$11 billion to 16.6%. The increase mainly reflects changes in interest rates and FX, in particular a lower Australian dollar, which increases the value of the Group's offshore funding. Funding from securitisation was little changed at 10% of total funding, reflecting the issuance of a A\$2.8 billion RMBS transaction in February 2019;
- Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months decreased by 38 basis points to 12.1%. The Group's short term funding portfolio (including long term to short term scroll) of \$101.2 billion had a weighted average maturity of 135 days and is more than covered by the \$169.9 billion of unencumbered repo-eligible liquid assets and cash held by the Group; and
- Funding from equity was little changed at 7.8% of total funding.

Maintaining a diverse funding base with the capacity and flexibility to access a wide range of funding markets, investors, currencies, maturities and products is an important part of managing liquidity risk. Westpac's funding infrastructure supports its ability to meet changing and diverse investor demands. In 2019, the Group raised \$33.5 billion of long term wholesale funding. The majority of new issuance came in the form of senior unsecured and covered bond format, in core currencies of AUD, USD, EUR and NZD. The Group also continued to benefit from its position as the only major Australian bank with an active Auto ABS capability and the only Australian bank with access to the US SEC registered market, raising funds in both these markets during the year.

New long term wholesale funding also included \$4.2 billion of Tier 2 capital securities, as the Group made good progress towards the Total Loss Absorbing Capital (TLAC) requirements announced by APRA in July 2019. The Group also issued \$1.4 billion in Basel III compliant Additional Tier 1 securities (refer to Note 19).

Borrowings and outstanding issuances from existing debt programs at 30 September 2019 can be found in Notes 16 to 19.

## Credit ratings

As at 30 September 2019 the Parent Entity's credit ratings were:

2019	Short-term	Long-term	Outlook
S&P Global Ratings	A-1+	AA-	Stable
Moody's Investors Service	P-1	Aa3	Stable
Fitch Ratings	F1+	AA-	Negative

If Westpac's credit ratings were to be lowered from current levels, the Group's borrowing costs and capacity may be adversely affected. A downgrade in Westpac's credit ratings from current levels is likely to require the Group to pay higher interest rates than currently paid on our wholesale borrowings.

## Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk (continued)

### 21.3.3 Assets pledged as collateral

The Group and Parent Entity are required to provide collateral (predominantly to other financial institutions), as part of standard terms, to secure liabilities. In addition to assets supporting securitisation and covered bond programs disclosed in Note 24, the carrying value of these financial assets pledged as collateral is:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Cash	5,912	4,754	5,755	4,690
Cash deposit on stock borrowed	18	14	18	14
Securities (including certificates of deposit)	1,932	1,544	1,932	1,544
Securities pledged under repurchase agreements	13,754	12,492	13,754	12,492
<b>Total amount pledged to secure liabilities</b>	<b>21,616</b>	<b>18,804</b>	<b>21,459</b>	<b>18,740</b>

### 21.3.4 Contractual maturity of financial liabilities<sup>1</sup>

The tables below present cash flows associated with financial liabilities, payable at the balance sheet date, by remaining contractual maturity. The amounts disclosed in the table are the future contractual undiscounted cash flows, whereas the Group manages inherent liquidity risk based on expected cash flows.

Cash flows associated with financial liabilities include both principal payments as well as fixed or variable interest payments incorporated into the relevant coupon period. Principal payments reflect the earliest contractual maturity date. Derivative liabilities designated for hedging purposes are expected to be held for their remaining contractual lives, and reflect gross cash flows over the remaining contractual term.

Derivatives held for trading and certain liabilities classified in "Other financial liabilities" which are measured at fair value through income statement are not managed for liquidity purposes on the basis of their contractual maturity, and accordingly these liabilities are presented in the up to 1 month column. Only the liabilities that the Group manages based on their contractual maturity are presented on a contractual undiscounted basis in the tables below.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk<sup>1</sup> (continued)

Consolidated 2019 \$m	Up to 1 month	Over 1 month to 3 months	Over 3 months to 1 year	Over 1 year to 5 years	Over 5 Years	Total
<b>Financial liabilities</b>						
Collateral received	5,291	-	-	-	-	5,291
Deposits and other borrowings	374,126	83,365	97,081	11,968	73	566,613
Other financial liabilities	19,425	3,176	3,874	157	-	26,632
Derivative financial instruments:						
Held for trading	27,945	-	-	-	-	27,945
Held for hedging purposes (net settled)	57	85	280	631	40	1,093
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	4	287	902	517	-	(1,710)
Cash inflow	-	(276)	(875)	(466)	-	(1,617)
Debt issues	5,071	12,158	42,917	102,296	30,417	192,859
<b>Total financial liabilities excluding loan capital</b>	<b>429,919</b>	<b>98,795</b>	<b>144,179</b>	<b>115,103</b>	<b>30,530</b>	<b>818,526</b>
Loan capital	1	76	371	6,293	20,557	27,298
<b>Total undiscounted financial liabilities</b>	<b>429,920</b>	<b>98,871</b>	<b>144,550</b>	<b>121,396</b>	<b>51,087</b>	<b>845,824</b>
<b>Total contingent liabilities and commitments</b>						
Letters of credit and guarantees	15,150	-	-	-	-	15,150
Commitments to extend credit	176,002	-	-	-	-	176,002
Other commitments	188	-	-	-	-	188
<b>Total undiscounted contingent liabilities and commitments</b>	<b>191,340</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>191,340</b>
<b>Consolidated 2018</b>						
<b>\$m</b>	<b>Up to 1 Month</b>	<b>Over 1 Month to 3 Months</b>	<b>Over 3 Months to 1 Year</b>	<b>Over 1 Year to 5 Years</b>	<b>Over 5 Years</b>	<b>Total</b>
<b>Financial liabilities</b>						
Collateral received	2,184	-	-	-	-	2,184
Deposits and other borrowings	352,941	85,726	108,427	16,771	75	563,940
Other financial liabilities	18,894	2,445	3,697	160	-	25,196
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,869	-	-	-	-	22,869
Held for hedging purposes (net settled)	68	95	377	741	96	1,377
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	2,680	5,140	406	2,799	1,258	12,283
Cash inflow	(2,658)	(5,096)	(337)	(2,527)	(1,178)	(11,796)
Debt issues	1,743	7,502	48,848	100,245	31,692	190,230
<b>Total financial liabilities excluding loan capital</b>	<b>398,721</b>	<b>95,812</b>	<b>161,418</b>	<b>118,189</b>	<b>32,143</b>	<b>806,283</b>
Loan capital	8	79	253	4,866	16,509	21,715
<b>Total undiscounted financial liabilities</b>	<b>398,729</b>	<b>95,891</b>	<b>161,671</b>	<b>123,055</b>	<b>48,652</b>	<b>827,998</b>
<b>Total contingent liabilities and commitments</b>						
Letters of credit and guarantees	15,585	-	-	-	-	15,585
Commitments to extend credit	174,658	-	-	-	-	174,658
Other commitments	154	-	-	-	-	154
<b>Total undiscounted contingent liabilities and commitments</b>	<b>190,397</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>190,397</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk<sup>1</sup> (continued)

Parent Entity 2019 \$m	Up to 1 Month	Over 1 Month to 3 Months	Over 3 Months to 1 Year	Over 1 Year to 5 Years	Over 5 Years	Total
<b>Financial liabilities</b>						
Collateral received	2,853	-	-	-	-	2,853
Deposits and other borrowings	339,448	70,761	83,802	10,311	73	504,395
Other financial liabilities	19,340	3,121	3,625	157	-	26,243
Derivative financial instruments:						
Held for trading	28,329	-	-	-	-	28,329
Held for hedging purposes (net settled)	21	9	97	378	33	538
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	-	221	57	-	-	278
Cash inflow	-	(215)	(51)	-	-	(266)
Debt issues	4,790	70,959	37,044	86,064	28,063	166,960
Due to subsidiaries	15,538	1,020	4,989	20,117	142,620	184,284
<b>Total financial liabilities excluding loan capital</b>	<b>410,319</b>	<b>85,876</b>	<b>129,423</b>	<b>117,027</b>	<b>170,789</b>	<b>915,434</b>
Loan capital	1	76	371	6,293	20,557	27,298
<b>Total undiscounted financial liabilities</b>	<b>410,320</b>	<b>85,952</b>	<b>129,794</b>	<b>123,320</b>	<b>191,346</b>	<b>940,732</b>
<b>Total contingent liabilities and commitments</b>						
Letters of credit and guarantees	14,583	-	-	-	-	14,583
Commitments to extend credit	153,776	-	-	-	-	153,776
Other commitments	188	-	-	-	-	188
<b>Total undiscounted contingent liabilities and commitments</b>	<b>168,487</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>168,487</b>
<b>Parent Entity 2018</b>						
<b>\$m</b>	<b>Up to 1 Month</b>	<b>Over 1 Month to 3 Months</b>	<b>Over 3 Months to 1 Year</b>	<b>Over 1 Year to 5 Years</b>	<b>Over 5 Years</b>	<b>Total</b>
<b>Financial liabilities</b>						
Collateral received	1,748	-	-	-	-	1,748
Deposits and other borrowings	320,365	74,530	94,855	14,606	75	504,431
Other financial liabilities	18,835	2,363	3,334	160	-	24,692
Derivative financial instruments:						
Held for trading	23,039	-	-	-	-	23,039
Held for hedging purposes (net settled)	51	55	271	608	96	1,081
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	2,632	4,725	377	2,174	726	10,634
Cash inflow	(2,615)	(4,687)	(324)	(2,043)	(644)	(10,313)
Debt issues	1,588	7,117	45,527	85,106	29,329	168,667
Due to subsidiaries <sup>2</sup>	18,249	1,156	5,308	23,653	139,076	187,522
<b>Total financial liabilities excluding loan capital</b>	<b>383,892</b>	<b>85,259</b>	<b>149,428</b>	<b>124,264</b>	<b>168,858</b>	<b>911,501</b>
Loan capital	8	79	253	4,866	16,509	21,715
<b>Total undiscounted financial liabilities</b>	<b>383,900</b>	<b>85,338</b>	<b>149,681</b>	<b>129,130</b>	<b>185,367</b>	<b>933,216</b>
<b>Total contingent liabilities and commitments</b>						
Letters of credit and guarantees	14,957	-	-	-	-	14,957
Commitments to extend credit	152,943	-	-	-	-	152,943
Other commitments	99	-	-	-	-	99
<b>Total undiscounted contingent liabilities and commitments</b>	<b>167,999</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>167,999</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. Due to subsidiaries was restated from \$142,400 million (classified under 'up to 1 month') to \$187,522 million (classified across different maturity buckets). The increase reflects the contractual undiscounted interest to be paid on the liability.

## Notes to the financial statements

Note 21, Financial risk<sup>1</sup> (continued)

## 21.3.5 Expected maturity

The tables below present the balance sheet based on expected maturity dates, except for deposits, based on historical behaviours. The liability balances in the following tables will not agree to the contractual maturity tables (Note 21.3.4) due to the analysis below being based on expected rather than contractual maturities, the impact of discounting and the exclusion of interest accruals beyond the reporting period. Included in the tables below are equity securities classified as trading securities, available-for-sale securities/investment securities and life insurance assets that have no specific maturity. These assets have been classified based on the expected period of disposal. Deposits are presented in the following table on a contractual basis, however as part of our normal banking operations, the Group would expect a large proportion of these balances to be retained.

Consolidated 2019 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
<b>Assets</b>			
Cash and balances with central banks	20,059	-	20,059
Collateral paid	5,930	-	5,930
Trading securities and financial assets measured at FVSI	18,544	13,237	31,781
Derivative financial instruments	20,695	9,164	29,859
Investment securities	9,810	63,591	73,401
Loans (net of provisions)	99,197	615,573	714,770
Other financial assets	5,367	-	5,367
Life insurance assets	1,541	7,826	9,367
Investment in associates	-	129	129
All other assets	1,222	14,741	15,963
<b>Total assets</b>	<b>182,365</b>	<b>724,261</b>	<b>906,626</b>
<b>Liabilities</b>			
Collateral received	3,287	-	3,287
Deposits and other borrowings	551,817	11,430	563,247
Other financial liabilities	29,059	156	29,215
Derivative financial instruments	19,203	9,893	29,096
Debt issues	56,933	124,524	181,457
Life insurance liabilities	1,703	5,674	7,377
All other liabilities	3,907	1,707	5,614
<b>Total liabilities excluding loan capital</b>	<b>665,909</b>	<b>153,384</b>	<b>819,293</b>
Loan capital	-	21,826	21,826
<b>Total liabilities</b>	<b>665,909</b>	<b>175,210</b>	<b>841,119</b>
<b>Net assets/(net liabilities)</b>	<b>(483,544)</b>	<b>549,051</b>	<b>65,507</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentation and changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk<sup>1</sup> (continued)

Consolidated 2018 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
<b>Assets</b>			
Cash and balances with central banks	26,788	-	26,788
Collateral paid	4,787	-	4,787
Trading securities and financial assets measured at FVIF	12,191	10,941	23,132
Derivative financial instruments	17,828	6,273	24,101
Available-for-sale securities	6,959	54,160	61,119
Loans (net of provisions)	94,717	614,973	709,690
Other financial assets	5,517	-	5,517
Life insurance assets	1,598	7,852	9,450
Investment in associates	-	115	115
All other assets	1,008	13,885	14,893
<b>Total assets</b>	<b>171,393</b>	<b>708,199</b>	<b>879,592</b>
<b>Liabilities</b>			
Collateral received	2,184	-	2,184
Deposits and other borrowings	543,198	16,087	559,285
Other financial liabilities	27,956	149	28,105
Derivative financial instruments	12,346	7,061	19,407
Debt issues	53,930	118,666	172,596
Life insurance liabilities	1,547	6,050	7,597
All other liabilities	2,812	768	3,580
<b>Total liabilities excluding loan capital</b>	<b>648,973</b>	<b>148,781</b>	<b>797,754</b>
Loan capital	1,362	15,803	17,165
<b>Total liabilities</b>	<b>650,335</b>	<b>164,584</b>	<b>814,919</b>
<b>Net assets/(net liabilities)</b>	<b>(478,962)</b>	<b>543,535</b>	<b>64,573</b>

Parent Entity 2019 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
<b>Assets</b>			
Cash and balances with central banks	17,692	-	17,692
Collateral paid	5,773	-	5,773
Trading securities and financial assets measured at FVIF	16,736	12,829	29,565
Derivative financial instruments	20,613	8,670	29,283
Investment securities	7,200	61,198	68,398
Loans (net of provisions)	79,956	551,960	631,916
Other financial assets	4,615	-	4,615
Due from subsidiaries	10,291	112,670	122,961
Investment in subsidiaries	-	6,436	6,436
Investment in associates	-	100	100
All other assets	756	12,224	12,980
<b>Total assets</b>	<b>163,632</b>	<b>786,107</b>	<b>949,739</b>
<b>Liabilities</b>			
Collateral received	2,849	-	2,849
Deposits and other borrowings	491,562	9,868	501,430
Other financial liabilities	28,360	156	28,516
Derivative financial instruments	19,167	9,700	28,867
Debt issues	50,028	106,646	156,674
Due to subsidiaries	17,563	131,044	148,607
All other liabilities	2,545	1,587	4,132
<b>Total liabilities excluding loan capital</b>	<b>612,074</b>	<b>259,001</b>	<b>871,075</b>
Loan capital	-	21,826	21,826
<b>Total liabilities</b>	<b>612,074</b>	<b>280,827</b>	<b>892,901</b>
<b>Net assets/(net liabilities)</b>	<b>(448,442)</b>	<b>505,280</b>	<b>56,838</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 21. Financial risk<sup>1</sup> (continued)

Parent Entity 2018 \$m	Due within 12 Months	Greater than 12 Months	Total
<b>Assets</b>			
Cash and balances with central banks	24,976	-	24,976
Collateral paid	4,722	-	4,722
Trading securities and financial assets measured at FVIF	11,466	9,949	21,415
Derivative financial instruments	17,677	5,885	23,562
Available-for-sale securities	4,846	51,667	56,513
Loans (net of provisions)	76,389	553,779	630,168
Other financial assets	4,666	-	4,666
Due from subsidiaries	12,661	127,936	140,597
Investment in subsidiaries	-	4,508	4,508
Investment in associates	-	76	76
All other assets	681	11,346	12,027
<b>Total assets</b>	<b>158,084</b>	<b>765,146</b>	<b>923,230</b>
<b>Liabilities</b>			
Collateral received	1,748	-	1,748
Deposits and other borrowings	486,418	14,050	500,468
Other financial liabilities	27,117	149	27,266
Derivative financial instruments	17,317	6,912	24,229
Debt issues	50,499	101,789	152,288
Due to subsidiaries	19,932	122,468	142,400
All other liabilities	1,534	676	2,210
<b>Total liabilities excluding loan capital</b>	<b>604,565</b>	<b>246,044</b>	<b>850,609</b>
Loan capital	1,382	15,883	17,265
<b>Total liabilities</b>	<b>605,947</b>	<b>261,927</b>	<b>867,874</b>
<b>Net assets/(net liabilities)</b>	<b>(447,863)</b>	<b>503,219</b>	<b>55,356</b>

## 21.4 Market risk

## 21.4.1 Value-at-Risk

The Group uses VaR as one of the mechanisms for controlling both traded and non-traded market risk.

VaR is a statistical estimate of the potential loss in earnings over a specified period of time and to a given level of confidence based on historical market movements. The confidence level indicates the probability that the loss will not exceed the VaR estimate on any given day.

VaR seeks to take account of all material market variables that may cause a change in the value of the portfolio, including interest rates, foreign exchange rates, price changes, volatility and the correlations between these variables. Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk unit which monitors market risk exposures against VaR and structural concentration limits. These are supplemented by escalation triggers for material profits or losses and stress testing of risks beyond the 99% confidence interval. The key parameters of VaR are:

Holding period	1 day
Confidence level	99%
Period of historical data used	1 year

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

### Note 21. Financial risk (continued)

#### 21.4.2 Traded market risk

The table below depicts the aggregate VaR, by risk type, for the year ended 30 September:

Consolidated and Parent Entity \$m	2019			2018			2017		
	High	Low	Average	High	Low	Average	High	Low	Average
Interest rate risk	14.9	6.6	10.9	15.6	5.1	8.6	16.0	4.6	8.5
Foreign exchange risk	8.6	0.8	4.1	6.9	0.7	3.0	9.4	0.6	3.1
Equity risk	0.2	0.0	0.0	1.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1
Commodity risk <sup>1</sup>	42.0	1.7	8.2	24.3	1.7	6.5	14.1	3.3	6.6
Other market risks <sup>2</sup>	5.5	2.0	3.5	5.8	1.4	3.8	5.1	3.5	4.2
Diversification effect	n/a	n/a	(12.3)	n/a	n/a	(8.6)	n/a	n/a	(8.6)
Net market risk	45.3	7.9	14.4	28.1	6.7	13.4	22.9	9.7	13.9

#### 21.4.3 Non-traded market risk

Non-traded market risk includes interest rate risk in the banking book (IRRBB) – the risk to interest income from a mismatch between the duration of assets and liabilities that arises in the normal course of business activities.

Net interest income (NII) sensitivity is managed in terms of the NaR. A simulation model is used to calculate Westpac's potential NaR. This combines the underlying balance sheet data with assumptions about run off and new business, expected repricing behaviour and changes in wholesale market interest rates. Simulations using a range of interest rate scenarios are used to provide a series of potential future NII outcomes. The interest rate scenarios modelled, over a three year time horizon using a 99% confidence interval, include those projected using historical market interest rate volatility as well as 100 and 200 basis point shifts up and down from the current market yield curves in Australia and New Zealand. Additional stressed interest rate scenarios are also considered and modelled.

A comparison between the NII outcomes from these modelled scenarios indicates the sensitivity to interest rate changes.

#### Net interest income-at-risk (NaR)

The table below depicts NaR assuming a 100 basis point shock (with a floor of zero for falling interest rates) over the next 12 months as a percentage of reported net interest income:

% (Increase)/decrease in net interest Income	2019				2018			
	As at	Maximum Exposure	Minimum Exposure	Average Exposure	As at	Maximum Exposure	Minimum Exposure	Average Exposure
Consolidated	2.88	2.88	(0.46)	0.81	0.01	0.78	(0.09)	0.27
Parent Entity	2.14	2.14	(0.42)	0.43	(0.22)	0.51	(0.28)	0.04

#### Value at Risk - IRRBB

The table below depicts VaR for IRRBB:

\$m	2019				2018			
	As at	High	Low	Average	As at	High	Low	Average
Consolidated	34.1	37.1	19.4	27.8	23.2	57.0	23.2	32.5

As at 30 September 2019 the Value at Risk - IRRBB for the Parent Entity was \$38.3 million (2018: \$20.8 million).

#### Risk mitigation

IRRBB stems from the ordinary course of banking activities, including structural interest rate risk (the mismatch between the duration of assets and liabilities) and capital management.

The Group hedges its exposure to such interest rate risk using derivatives. Further details on the Group's hedge accounting are discussed in Note 20.

The same controls as used to monitor traded market risk allow management to continuously monitor and manage IRRBB.

#### Structural foreign exchange risk

Structural foreign exchange risk results from the generation of foreign currency denominated earnings and from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore earnings and capital is subject to change that could introduce significant variability to the Bank's reported financial results and capital ratios. Note 20 includes details of the Group's asset and liability risk management activities including details of the hedge accounting and economic hedges used to manage this risk.

1. Includes electricity risk.

2. Includes prepayment risk and credit spread risk (exposure to movements in generic credit rating bands).

## Notes to the financial statements

### Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities

#### Accounting policy

The fair value of a financial instrument is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

On initial recognition, the transaction price generally represents the fair value of the financial instrument unless there is observable information from an active market to the contrary. Where unobservable information is used, the difference between the transaction price and the fair value (day one profit or loss) is recognised in the income statement over the life of the instrument when the inputs become observable.

#### Critical accounting assumptions and estimates

The majority of valuation models used by the Group employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments data may be employed which is not readily observable in current markets.

The availability of observable inputs is influenced by factors such as:

- product type;
- depth of market activity;
- maturity of market models; and
- complexity of the transaction

Where unobservable market data is used, more judgement is required to determine fair value. The significance of these judgements depends on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Unobservable inputs are generally derived from other relevant market data and adjusted against:

- standard industry practice;
- economic models; and
- observed transaction prices.

In order to determine a reliable fair value for a financial instrument, management may apply adjustments to the techniques previously described. These adjustments reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting the fair value.

These adjustments incorporate bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments.

#### Fair Valuation Control Framework

The Group uses a Fair Valuation Control Framework where the fair value is either determined or validated by a function independent of the transaction. This framework formalises the policies and procedures used to achieve compliance with relevant accounting, industry and regulatory standards. The framework includes specific controls relating to:

- the revaluation of financial instruments;
- independent price verification;
- fair value adjustments; and
- financial reporting.

A key element of the framework is the Revaluation Committee, comprising senior valuation specialists from within the Group. The Revaluation Committee reviews the application of the agreed policies and procedures to assess that a fair value measurement basis has been applied.

The method of determining fair value differs depending on the information available.

#### Fair value hierarchy

A financial instrument's categorisation within the valuation hierarchy is based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement.

The Group categorises all fair value instruments according to the hierarchy described below.

#### Valuation techniques

The Group applies market accepted valuation techniques in determining the fair valuation of over the counter (OTC) derivatives. This includes credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA), which incorporate credit risk and funding costs and benefits that arise in relation to uncollateralised derivative positions, respectively.

The specific valuation techniques, the observability of the inputs used in valuation models and the subsequent classification for each significant product category are outlined as follows:

## Notes to the financial statements

### Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

#### Level 1 instruments

The fair value of financial instruments traded in active markets is based on recent unadjusted quoted prices. These prices are based on actual arm's length basis transactions.

The valuations of Level 1 instruments require little or no management judgement.

Instrument	Balance Sheet Category	Includes:	Valuation
Exchange traded products	Derivatives	Exchange traded interest rate futures and options and commodity, energy and carbon futures	All these instruments are traded in liquid, active markets where prices are readily observable. No modeling or assumptions are used in the valuation.
Foreign exchange products	Derivatives	FX spot and futures contracts	
Equity products	Derivatives	Listed equities and equity indices	
	Trading securities and financial assets measured at FVIF		
	Other financial liabilities		
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF	Australian Commonwealth and New Zealand government bonds	
	Available-for-sale securities/Investment securities		
	Other financial liabilities		
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets Life insurance liabilities	Listed equities, exchange traded derivatives and short sale of listed equities within controlled managed investment schemes	

## Notes to the financial statements

## Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

## Level 2 instruments:

The fair value for financial instruments that are not actively traded is determined using valuation techniques which maximise the use of observable market prices. Valuation techniques include:

- the use of market standard discounting methodologies;
- option pricing models; and
- other valuation techniques widely used and accepted by market participants.

Instrument	Balance Sheet Category	Includes:	Valuation
Interest rate products	Derivatives	Interest rate and inflation swaps, swaptions, caps, floors, collars and other non-vanilla interest rate derivatives	Industry standard valuation models are used to calculate the expected future value of payments by product, which is discounted back to a present value. The model's interest rate inputs are benchmark interest rates and active broker quoted interest rates in the swap, bond and future markets. Interest rate volatilities are sourced from brokers and consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Foreign exchange products	Derivatives	FX swap, FX forward contracts, FX options and other non-vanilla FX derivatives	Derived from market observable inputs or consensus pricing providers using industry standard models.
Other credit products	Derivatives	Single Name and Index credit default swaps (CDS)	Valued using an industry standard model that incorporates the credit spread as its principal input. Credit spreads are obtained from consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Commodity products	Derivatives	Commodity, energy and carbon derivatives	Valued using industry standard models. The models calculate the expected future value of deliveries and payments and discount them back to a present value. The model inputs include forward curves, volatilities implied from market observable inputs, discount curves and underlying spot and futures prices. The significant inputs are market observable or available through a consensus data service. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Equity products	Derivatives	Exchange traded equity options, OTC equity options and equity warrants	Due to low liquidity, exchange traded options are Level 2. Valued using industry standard models based on observable parameters such as stock prices, dividends, volatilities and interest rates.
Asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF Available-for-sale securities/investment securities	Australian residential mortgage backed securities (RMBS) denominated in Australian dollar and other asset backed securities (ABS)	Valued using an industry approach to value floating rate debt with prepayment features. Australian RMBS are valued using prices sourced from a consensus data provider. If consensus prices are not available these are classified as Level 3 instruments.
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIF Available-for-sale securities/investment securities Other financial liabilities	State and other government bonds, corporate bonds and commercial paper Repurchase agreements and reverse repurchase agreements over non-asset backed debt securities	Valued using observable market prices which are sourced from independent pricing services, broker quotes or inter-dealer prices.

## Notes to the financial statements

## Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Instrument	Balance Sheet Category	Includes:	Valuation
Loans at fair value	Loans	Fixed rate bills and syndicated loans	Discounted cash flow approach, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows, adjusted for creditworthiness, or expected sale amount.
Certificates of deposit	Deposits and other borrowings	Certificates of deposit	Discounted cash flow using market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues at fair value	Debt issues	Debt issues	Discounted cash flows, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows adjusted for market observable changes in Westpac's implied credit worthiness.
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets Life insurance liabilities	Corporate bonds, over the counter derivatives, units in unlisted unit trusts, life insurance contract liabilities, life investment contract liabilities and external liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds	Valued using observable market prices or other widely used and accepted valuation techniques utilising observable market input.

## Level 3 instruments

Financial instruments valued where at least one input that could have a significant effect on the instrument's valuation is not based on observable market data due to illiquidity or complexity of the product. These inputs are generally derived and extrapolated from other relevant market data and calibrated against current market trends and historical transactions.

These valuations are calculated using a high degree of management judgement.

Instrument	Balance Sheet Category	Includes:	Valuation
Asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIS	Collateralised loan obligations	As prices for these securities are not available from a consensus provider these are revalued based on third party revaluations (lead manager or inter-dealer). Due to their illiquidity and/or complexity they are classified as Level 3 assets.
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets measured at FVIS Available-for-sale securities/investment securities	Offshore non-asset backed debt instruments and debt securities issued via private placement	These securities are evaluated by an independent pricing service or based on third party revaluations. Due to their illiquidity and/or complexity these are classified as Level 3 assets.
Equity investments	Trading securities and financial assets measured at FVIS Available-for-sale securities/investment securities	Strategic equity investments, investments in unlisted funds and investments in boutique investment management companies	Valued using valuation techniques appropriate to the investment, including the use of recent arm's length transactions where available, discounted cash flow approach, reference to the net assets of the entity or to the most recent fund unit pricing.  Due to their illiquidity, complexity and/or use of unobservable inputs into valuation models, they are classified as Level 3 assets.

## Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities<sup>1</sup> (continued)

The tables below summarise the attribution of financial instruments measured at fair value to the fair value hierarchy:

Consolidated \$m	2019			Total	2018			Total
	Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
<b>Financial assets measured at fair value on a recurring basis</b>								
Trading securities and financial assets measured at FVIF	10,440	21121	220	31,781	8,958	13,844	330	23,132
Derivative financial instruments	7	29,028	24	29,059	20	24,066	15	24,101
Available-for-sale securities	-	-	-	-	11,996	48,504	619	6119
Investment securities	11,363	61,284	134	72,581	-	-	-	-
Loans <sup>2</sup>	-	239	21	260	-	546	-	546
Life insurance assets	1,097	6,270	-	9,367	1,345	8,105	-	9,450
<b>Total financial assets measured at fair value on a recurring basis</b>	<b>22,707</b>	<b>120,742</b>	<b>399</b>	<b>143,848</b>	<b>22,319</b>	<b>95,065</b>	<b>954</b>	<b>118,348</b>
<b>Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis</b>								
Deposits and other borrowings <sup>3</sup>	-	38,413	-	38,413	-	41,178	-	41,178
Other financial liabilities <sup>4</sup>	262	5,108	-	5,370	496	3,801	-	4,297
Derivative financial instruments	8	29,059	29	29,096	76	24,325	6	24,407
Debt issues <sup>5</sup>	-	5,819	-	5,819	-	3,355	-	3,355
Life insurance liabilities	-	7,377	-	7,377	-	7,597	-	7,597
<b>Total financial liabilities measured at fair value on a recurring basis</b>	<b>270</b>	<b>85,776</b>	<b>29</b>	<b>86,075</b>	<b>572</b>	<b>80,256</b>	<b>6</b>	<b>80,834</b>

Parent Entity \$m	2019			Total	2018			Total
	Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
<b>Financial assets measured at fair value on a recurring basis</b>								
Trading securities and financial assets measured at FVIF	10,213	19,159	193	29,565	8,952	12,257	206	21,415
Derivative financial instruments	7	29,253	23	29,283	20	23,529	13	23,562
Available-for-sale securities	-	-	-	-	10,657	45,786	70	56,513
Investment securities	10,391	56,314	66	66,371	-	-	-	-
Loans <sup>2</sup>	-	239	21	260	-	546	-	546
Due from subsidiaries <sup>6</sup>	-	897	-	897	-	278	-	278
<b>Total financial assets measured at fair value on a recurring basis</b>	<b>20,411</b>	<b>107,662</b>	<b>303</b>	<b>128,376</b>	<b>19,629</b>	<b>82,396</b>	<b>289</b>	<b>102,314</b>
<b>Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis</b>								
Deposits and other borrowings <sup>3</sup>	-	37,355	-	37,355	-	40,062	-	40,062
Other financial liabilities <sup>4</sup>	262	5,108	-	5,370	496	3,801	-	4,297
Derivative financial instruments	8	28,831	29	28,867	76	24,147	6	24,229
Debt issues <sup>5</sup>	-	3,624	-	3,624	-	3,223	-	3,223
Due to subsidiaries <sup>6</sup>	-	1,591	-	1,591	-	523	-	523
<b>Total financial liabilities measured at fair value on a recurring basis</b>	<b>270</b>	<b>76,509</b>	<b>28</b>	<b>76,807</b>	<b>572</b>	<b>71,756</b>	<b>6</b>	<b>72,334</b>

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- As at 30 September 2018, loans measured at fair value were restated from \$3,250 million to \$546 million for both the Group and the Parent Entity.
- The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$38,468 million (2018: \$41,330 million) and for the Parent Entity is \$37,410 million (2018: \$40,214 million).
- The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group and the Parent Entity is \$5,369 million (2018: \$4,298 million).
- The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$5,632 million (2018: \$3,475 million) and for the Parent Entity is \$3,436 million (2018: \$3,344 million). The cumulative change in the fair value of debt issues attributable to changes in Westpac's own credit risk is \$34 million decrease (2018: \$45 million decrease) for the Group and Parent Entity.
- As at 30 September 2018, the balances disclosed have been restated to include due from subsidiaries and due to subsidiaries measured at fair value.

## Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

**Reconciliation of non-market observables<sup>1</sup>**

The following tables summarise the changes in financial instruments measured at fair value derived from non-market observable valuation techniques (Level 3):

Consolidated 2018 \$m	Trading securities and financial assets measured at FVIF	Available-for-sale securities	Investment securities	Other <sup>2</sup>	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
<b>Balance as at beginning of year</b>	<b>330</b>	<b>619</b>	<b>-</b>	<b>15</b>	<b>964</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
Impact on adoption of AASB 9	4	(619)	109	14	(492)	-	-
<b>Restated opening balance</b>	<b>334</b>	<b>-</b>	<b>109</b>	<b>29</b>	<b>472</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
Gains/(losses) on assets and (gains)/losses on liabilities recognised in:							
Income statements	36	-	-	12	48	7	7
Other comprehensive income	-	-	11	-	11	-	-
Acquisition and issues	63	-	36	16	115	4	4
Disposal and settlements	(296)	-	(22)	(12)	(250)	(6)	(6)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	18	18
Foreign currency translation impacts	3	-	-	-	3	-	-
<b>Balance as at end of year</b>	<b>220</b>	<b>-</b>	<b>134</b>	<b>45</b>	<b>399</b>	<b>29</b>	<b>29</b>
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	26	-	-	36	42	(11)	(11)

Consolidated 2018 \$m	Trading securities and financial assets measured at FVIF	Available-for-sale securities	Other <sup>2</sup>	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
<b>Balance as at beginning of year</b>	<b>767</b>	<b>617</b>	<b>15</b>	<b>1,399</b>	<b>9</b>	<b>9</b>
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	2	-	1	3	1	1
Available-for-sale securities reserve	-	(7)	-	(7)	-	-
Acquisition and issues	67	1,446	3	1,516	1	1
Disposal and settlements	(433)	(1,456)	(4)	(1,893)	(5)	(5)
Transfer into or out of non-market observables	(75)	-	-	(75)	-	-
Foreign currency translation impacts	2	19	-	21	-	-
<b>Balance as at end of year</b>	<b>330</b>	<b>619</b>	<b>15</b>	<b>964</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	(7)	-	4	(3)	(2)	(2)

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. Other is comprised of derivative financial assets and, for 2019 only, certain loans.

## Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities<sup>1</sup> (continued)

Parent Entity 2019 \$m	Trading securities and financial assets measured at FV15	Available-for-sale securities	Investment securities	Other <sup>2</sup>	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
<b>Balance as at beginning of year</b>	<b>206</b>	<b>70</b>	<b>-</b>	<b>13</b>	<b>289</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
Impact on adoption of AASB 9	-	(70)	67	14	11	-	-
<b>Restated opening balance</b>	<b>206</b>	<b>-</b>	<b>67</b>	<b>27</b>	<b>300</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
Gains/(losses) on assets and (gains)/losses on liabilities recognised in:							
Income statements	6	-	-	13	19	6	6
Other comprehensive income	-	-	-	-	-	-	-
Acquisition and issues	17	-	2	16	35	4	4
Disposal and settlements	(39)	-	(3)	(12)	(54)	(6)	(6)
Transfer into or out of non-market observables	-	-	-	-	-	18	18
Foreign currency translation impacts	3	-	-	-	3	-	-
<b>Balance as at end of year</b>	<b>193</b>	<b>-</b>	<b>66</b>	<b>44</b>	<b>303</b>	<b>28</b>	<b>28</b>
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	3	-	-	16	19	(10)	(10)

Parent Entity 2018 \$m	Trading securities and financial assets measured at FV15	Available-for-sale securities	Other <sup>2</sup>	Total Level 3 assets	Derivatives	Total Level 3 liabilities
<b>Balance as at beginning of year</b>	<b>501</b>	<b>64</b>	<b>15</b>	<b>580</b>	<b>9</b>	<b>9</b>
Gains/(losses) on assets/(gains)/losses on liabilities recognised in:						
Income statements	-	6	-	7	1	1
Available-for-sale securities reserve	-	-	2	2	-	-
Acquisition and issues	21	18	3	42	1	1
Disposal and settlements	(268)	(14)	(6)	(288)	(5)	(5)
Transfer into or out of non-market observables	(53)	-	-	(53)	-	-
Foreign currency translation impacts	(1)	-	-	(1)	-	-
<b>Balance as at end of year</b>	<b>206</b>	<b>70</b>	<b>13</b>	<b>289</b>	<b>6</b>	<b>6</b>
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for financial instruments held as at end of year	5	-	4	9	(2)	(2)

Transfers into and out of Level 3 have occurred due to changes in observability in the significant inputs into the valuation models used to determine the fair value of the related financial instruments. Transfers in and transfers out are reported using the end of year fair values.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. Other is comprised of derivative financial assets and, for 2019 only, certain loans.

## Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

### Significant unobservable inputs

Sensitivities to reasonably possible changes in non-market observable valuation assumptions would not have a material impact on the Group's reported results.

### Day one profit or loss

The closing balance of unrecognised day one profit for both the Group and the Parent Entity for the year was \$3 million (2018: \$4 million profit).

### Financial instruments not measured at fair value

For financial instruments not measured at fair value on a recurring basis, fair value has been derived as follows:

Instrument	Valuation
Loans	Where available, the fair value of loans is based on observable market transactions; otherwise fair value is estimated using discounted cash flow models. For variable rate loans, the discount rate used is the current effective interest rate. The discount rate applied for fixed rate loans reflects the market rate for the maturity of the loan and the credit worthiness of the borrower.
Investment securities	The carrying value approximates the fair value. The balance principally relates to government securities from illiquid markets. Fair value is monitored by reference to recent issuances.
Deposits and other borrowings	Fair values of deposit liabilities payable on demand (interest free, interest bearing and savings deposits) approximate their carrying value. Fair values for term deposits are estimated using discounted cash flows, applying market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues and loan capital	Fair values are calculated using a discounted cash flow model. The discount rates applied reflect the terms of the instruments, the timing of the estimated cash flows and are adjusted for any changes in Westpac's credit spreads.
All other financial assets and liabilities	For all other financial assets and liabilities, the carrying value approximates the fair value. These items are either short-term in nature, re-price frequently or are of a high credit rating.

## Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities<sup>1</sup> (continued)

The following tables summarise the estimated fair value and fair value hierarchy of financial instruments not measured at fair value:

Consolidated \$m	Carrying amount	2019 Fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
<b>Financial assets not measured at fair value</b>					
Cash and balances with central banks	20,059	20,059	-	-	20,059
Collateral paid	5,930	5,930	-	-	5,930
Investment securities	820	-	360	454	820
Loans	714,530	-	-	716,130	716,130
Other financial assets	5,367	-	5,367	-	5,367
<b>Total financial assets not measured at fair value</b>	<b>746,686</b>	<b>25,989</b>	<b>5,713</b>	<b>716,584</b>	<b>748,306</b>
<b>Financial liabilities not measured at fair value</b>					
Collateral received	3,287	3,287	-	-	3,287
Deposits and other borrowings	524,834	-	522,726	2,790	525,516
Other financial liabilities	23,845	-	23,845	-	23,845
Debt issues <sup>2</sup>	175,638	-	176,838	-	176,838
Loan capital	21,826	-	22,076	-	22,076
<b>Total financial liabilities not measured at fair value</b>	<b>749,430</b>	<b>3,287</b>	<b>745,485</b>	<b>2,790</b>	<b>751,562</b>

Consolidated \$m	Carrying amount	2018 Fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
<b>Financial assets not measured at fair value</b>					
Cash and balances with central banks	26,788	26,788	-	-	26,788
Collateral paid	4,787	4,787	-	-	4,787
Loans <sup>3</sup>	709,144	-	-	709,446	709,446
Other financial assets	5,517	-	5,517	-	5,517
<b>Total financial assets not measured at fair value</b>	<b>746,236</b>	<b>31,575</b>	<b>5,517</b>	<b>709,446</b>	<b>746,538</b>
<b>Financial liabilities not measured at fair value</b>					
Collateral received	2,184	2,184	-	-	2,184
Deposits and other borrowings	518,107	-	515,953	2,838	518,791
Other financial liabilities	23,808	-	23,808	-	23,808
Debt issues <sup>2</sup>	159,241	-	170,060	-	170,060
Loan capital	17,355	-	17,438	-	17,438
<b>Total financial liabilities not measured at fair value</b>	<b>730,605</b>	<b>2,184</b>	<b>727,259</b>	<b>2,838</b>	<b>732,281</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. The estimated fair value of debt issues includes the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.
3. As at 30 September 2018, loans measured at amortised cost were restated from \$706,440 million to \$709,144 million. Accordingly, the fair value estimates were also restated from \$706,742 million to \$709,446 million.

## Notes to the financial statements

Note 22. Fair values of financial assets and financial liabilities<sup>1</sup> (continued)

Parent Entity \$m	Carrying amount	2019 Fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
<b>Financial assets not measured at fair value</b>					
Cash and balances with central banks	17,692	17,692	-	-	17,692
Collateral paid	5,773	5,773	-	-	5,773
Investment securities	27	-	4	23	27
Loans	631,676	-	-	633,003	633,003
Due from subsidiaries <sup>2</sup>	133,899	-	89,680	45,175	134,859
Other financial assets	4,615	-	4,615	-	4,615
<b>Total financial assets not measured at fair value</b>	<b>793,682</b>	<b>23,465</b>	<b>94,299</b>	<b>678,201</b>	<b>795,965</b>
<b>Financial liabilities not measured at fair value</b>					
Collateral received	2,849	2,849	-	-	2,849
Deposits and other borrowings	464,075	-	463,440	1,251	464,691
Other financial liabilities	23,146	-	23,146	-	23,146
Debt issues <sup>3</sup>	153,050	-	154,111	-	154,111
Due to subsidiaries <sup>2</sup>	147,016	-	6,553	140,463	147,016
Loan capital	21,826	-	22,076	-	22,076
<b>Total financial liabilities not measured at fair value</b>	<b>811,962</b>	<b>2,849</b>	<b>669,326</b>	<b>141,714</b>	<b>813,889</b>

Parent Entity \$m	Carrying amount	2018 Fair value			Total
		Quoted market prices (Level 1)	Valuation techniques (Market observable) (Level 2)	Valuation techniques (Non-market observable) (Level 3)	
<b>Financial assets not measured at fair value</b>					
Cash and balances with central banks	24,976	24,976	-	-	24,976
Collateral paid	4,722	4,722	-	-	4,722
Loans <sup>4</sup>	629,622	-	-	629,774	629,774
Due from subsidiaries <sup>2</sup>	133,808	-	88,368	46,295	134,663
Other financial assets	4,666	-	4,666	-	4,666
<b>Total financial assets not measured at fair value</b>	<b>797,794</b>	<b>29,698</b>	<b>93,034</b>	<b>676,069</b>	<b>798,801</b>
<b>Financial liabilities not measured at fair value</b>					
Collateral received	1,748	1,748	-	-	1,748
Deposits and other borrowings	460,406	-	459,841	1,213	461,054
Other financial liabilities	22,969	-	22,969	-	22,969
Debt issues <sup>3</sup>	149,065	-	149,800	-	149,800
Due to subsidiaries <sup>2</sup>	141,877	-	6,933	134,944	141,877
Loan capital	17,265	-	17,438	-	17,438
<b>Total financial liabilities not measured at fair value</b>	<b>793,330</b>	<b>1,748</b>	<b>656,981</b>	<b>136,157</b>	<b>794,886</b>

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- Due from subsidiaries excludes \$6165 million (2018: \$6511 million) of long-term debt instruments with equity-like characteristics which are part of the total investment in subsidiaries. As at 30 September 2018, the due from subsidiaries measured at amortised cost was restated from \$140,597 million to \$133,808 million, and due to subsidiaries measured at amortised cost was restated from \$142,400 million to \$141,877 million. Accordingly, the fair value estimate of due from subsidiaries was restated from \$140,597 million (all within Level 3) to \$134,663 million (split between Level 2 and Level 3), and the fair value estimate of due to subsidiaries was restated from \$142,400 million (all within Level 3) to \$141,877 million (split between Level 2 and Level 3).
- The estimated fair value of debt issues includes the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.
- As at 30 September 2018, loans measured at amortised cost were restated from \$626,918 million to \$629,622 million. Accordingly, the fair value estimates were also restated from \$627,070 million to \$629,774 million.

## Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities<sup>1</sup>

## Accounting policy

Financial assets and liabilities are presented net in the balance sheet when the Group has a legally enforceable right to offset them in all circumstances and there is an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously. The gross assets and liabilities behind the net amounts reported in the balance sheet are disclosed in the table below.

Some of the Group's offsetting arrangements are not enforceable in all circumstances. The amounts in the tables below may not tie back to the balance sheet if there are balances which are not subject to offsetting or enforceable netting arrangements. The amounts presented in this note do not represent the credit risk exposure of the Group or Parent Entity. Refer to Note 21.2 for information on credit risk management. The offsetting and collateral arrangements and other credit risk mitigation strategies used by the Group are further explained in the 'Management of risk mitigation' section of Note 21.2.2.

Consolidated \$m	Effects of offsetting on balance sheet			Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset			Net amount
	Gross amounts	Amounts offset	Net amounts reported on the balance sheet	Other recognised financial instruments	Cash collateral <sup>2,3</sup>	Financial instrument collateral	
<b>2019</b>							
<b>Assets</b>							
Collateral paid <sup>4</sup>	6,645	(6,559)	84	-	-	(17)	67
Derivative financial instruments	61,464	(31,605)	29,859	(18,609)	(3,280)	(102)	7,888
Reverse repurchase agreements <sup>5</sup>	6,833	-	6,833	-	(9)	(6,824)	-
Loans <sup>6</sup>	18,202	(18,130)	72	-	-	-	72
<b>Total assets</b>	<b>93,142</b>	<b>(56,294)</b>	<b>36,848</b>	<b>(18,609)</b>	<b>(3,289)</b>	<b>(6,943)</b>	<b>8,007</b>
<b>Liabilities</b>							
Collateral received	3,024	(2,972)	52	-	-	-	52
Derivative financial instruments	64,288	(35,192)	29,096	(18,609)	(5,622)	(1,932)	2,933
Repurchase agreements <sup>7</sup>	10,604	-	10,604	-	(3)	(10,601)	-
Deposits and other borrowings <sup>4</sup>	28,880	(18,130)	10,750	-	-	-	10,750
<b>Total liabilities</b>	<b>106,796</b>	<b>(56,294)</b>	<b>50,502</b>	<b>(18,609)</b>	<b>(5,625)</b>	<b>(12,533)</b>	<b>13,735</b>
<b>2018</b>							
<b>Assets</b>							
Collateral paid <sup>4</sup>	4,196	(4,162)	34	-	-	(14)	20
Derivative financial instruments	32,828	(8,727)	24,101	(15,962)	(2,184)	(14)	5,941
Reverse repurchase agreements <sup>5</sup>	1,379	-	1,379	-	(3)	(1,376)	-
Loans <sup>6</sup>	8,519	(8,420)	99	-	-	-	99
<b>Total assets</b>	<b>46,922</b>	<b>(21,309)</b>	<b>25,613</b>	<b>(15,962)</b>	<b>(2,187)</b>	<b>(1,404)</b>	<b>6,060</b>
<b>Liabilities</b>							
Derivative financial instruments	37,296	(12,889)	24,407	(15,962)	(4,487)	(1,544)	2,414
Repurchase agreements <sup>7</sup>	9,522	-	9,522	-	-	(9,522)	-
Deposits and other borrowings <sup>4</sup>	20,486	(8,420)	12,066	-	-	-	12,066
<b>Total liabilities</b>	<b>67,304</b>	<b>(21,309)</b>	<b>45,995</b>	<b>(15,962)</b>	<b>(4,487)</b>	<b>(11,066)</b>	<b>14,480</b>

- The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
- \$3,287 million (2018: \$2,184 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial assets and reverse repurchase agreements, forms part of collateral received as disclosed on the balance sheet. The remainder is included in term deposits recognised in deposits and other borrowings within Note 16.
- \$5,625 million (2018: \$4,487 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial liabilities and repurchase agreements, forms part of collateral paid as disclosed on the balance sheet. The remainder of collateral paid, as disclosed on the balance sheet, consists of \$18 million (2018: \$14 million) in stock borrowing arrangements and \$287 million (2018: \$286 million) related to futures margin that does not form part of this column.
- Gross amounts consist of variation margin held directly with central clearing counterparties and stock borrowing arrangements. Where variation margin is receivable it is reported as part of collateral paid. Where variation margin is payable it is reported as part of collateral received. Amounts offset relate to variation margin. 2018 restated to exclude \$61 million of initial margin.
- Reverse repurchase agreements form part of trading securities and financial assets measured at FV15 in Note 10.
- Gross amounts consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 12 and part of deposits and other borrowings at amortised cost in Note 16.
- Repurchase agreements form part of other financial liabilities in Note 17.

## Notes to the financial statements

Note 23. Offsetting financial assets and financial liabilities<sup>1</sup> (continued)

Parent Entity \$m	Effects of offsetting on balance sheet			Amounts subject to enforceable netting arrangements but not offset			Net amount
	Gross amounts	Amounts offset	Net amounts reported on the balance sheet	Other recognised financial instruments	Cash collateral <sup>2</sup>	Financial instrument collateral	
<b>2019</b>							
<b>Assets</b>							
Collateral paid <sup>4</sup>	6,643	(6,559)	84	-	-	(17)	67
Derivative financial instruments	60,888	(31,605)	29,283	(18,526)	(2,842)	(102)	7,813
Reverse repurchase agreements <sup>5</sup>	6,731	-	6,731	-	(9)	(6,722)	-
Loans <sup>6</sup>	18,202	(18,130)	72	-	-	-	72
<b>Total assets</b>	<b>92,464</b>	<b>(56,294)</b>	<b>36,170</b>	<b>(18,526)</b>	<b>(2,851)</b>	<b>(6,841)</b>	<b>7,952</b>
<b>Liabilities</b>							
Collateral received	3,024	(2,972)	52	-	-	-	52
Derivative financial instruments	64,059	(35,192)	28,867	(18,526)	(5,466)	(1,912)	2,943
Repurchase agreements <sup>7</sup>	10,604	-	10,604	-	(3)	(10,601)	-
Deposits and other borrowings <sup>6</sup>	28,880	(18,130)	10,750	-	-	-	10,750
<b>Total liabilities</b>	<b>106,567</b>	<b>(56,294)</b>	<b>50,273</b>	<b>(18,526)</b>	<b>(5,469)</b>	<b>(12,533)</b>	<b>13,745</b>
<b>2018</b>							
<b>Assets</b>							
Collateral paid <sup>4</sup>	4,196	(4,162)	34	-	-	(14)	20
Derivative financial instruments	32,289	(8,727)	23,562	(15,862)	(1,748)	(14)	5,938
Reverse repurchase agreements <sup>5</sup>	1,379	-	1,379	-	(3)	(1,376)	-
Loans <sup>6</sup>	8,519	(8,420)	99	-	-	-	99
<b>Total assets</b>	<b>46,383</b>	<b>(21,309)</b>	<b>25,074</b>	<b>(15,862)</b>	<b>(1,751)</b>	<b>(1,404)</b>	<b>6,057</b>
<b>Liabilities</b>							
Derivative financial instruments	37,118	(12,889)	24,229	(15,862)	(4,423)	(1,544)	2,400
Repurchase agreements <sup>7</sup>	9,522	-	9,522	-	-	(9,522)	-
Deposits and other borrowings <sup>6</sup>	20,486	(8,420)	12,066	-	-	-	12,066
<b>Total liabilities</b>	<b>67,126</b>	<b>(21,309)</b>	<b>45,817</b>	<b>(15,862)</b>	<b>(4,423)</b>	<b>(11,066)</b>	<b>14,468</b>

*Other recognised financial instruments*

These financial assets and liabilities are subject to master netting agreements which are not enforceable in all circumstances, so they are recognised gross in the balance sheet. The offsetting rights of the master netting arrangements can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

*Cash collateral and financial instrument collateral*

These amounts are received or pledged under master netting arrangements against the gross amounts of assets and liabilities. Financial instrument collateral typically comprises securities which can be readily liquidated in the event of counterparty default. The offsetting rights of the master netting arrangement can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. \$2,849 million (2018: \$1,748 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial assets and reverse repurchase agreements, forms part of collateral received as disclosed on the balance sheet. The remainder is included in term deposits recognised in deposits and other borrowings within Note 16.
3. \$5,469 million (2018: \$4,423 million) of cash collateral, subject to enforceable netting arrangements with derivative financial liabilities and repurchase agreements, forms part of collateral paid as disclosed on the balance sheet. The remainder of collateral paid, as disclosed on the balance sheet, consists of \$18 million (2018: \$14 million) in stock borrowing arrangements and \$286 million (2018: \$285 million) related to futures margin that does not form part of this column.
4. Gross amounts consist of variation margin held directly with central clearing counterparties and stock borrowing arrangements. Where variation margin is receivable it is reported as part of collateral paid. Where variation margin is payable it is reported as part of collateral received. Amounts offset relate to variation margin. 2018 restated to exclude \$61 million of initial margin.
5. Reverse repurchase agreements form part of trading securities and financial assets measured at FV15 in Note 30.
6. Gross amounts consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 12 and part of deposits and other borrowings at amortised cost in Note 16.
7. Repurchase agreements form part of other financial liabilities in Note 17.

## Notes to the financial statements

### Note 24. Securitisation, covered bonds and other transferred assets

The Group enters into transactions in the normal course of business by which financial assets are transferred to counterparties or structured entities. Depending on the circumstances, these transfers may result in derecognition of the assets in their entirety, partial derecognition or no derecognition of the assets subject to the transfer. For the Group's accounting policy on derecognition of financial assets refer to the notes to the financial statements section before Note 10 titled "Financial assets and financial liabilities".

#### Securitisation

Securitisation is the transferring of assets (or an interest in either the assets or the cash flows arising from the assets) to a structured entity which then issues the majority of interest bearing debt securities to third party investors for funding deals and to Westpac for liquidity deals.

Securitisation of its own assets is used by Westpac as a funding and liquidity tool.

For securitisation structured entities which Westpac controls, as defined in Note 31, the structured entities are classified as subsidiaries and consolidated. When assessing whether Westpac controls a structured entity, it considers its exposure to and ability to affect variable returns. Westpac may have variable returns from a structured entity through ongoing exposures to the risks and rewards associated with the assets, the provision of derivatives, liquidity facilities, trust management and operational services.

Undrawn funding and liquidity facilities of \$537 million were provided by Westpac (2018: \$517 million) for the securitisation of its own assets.

#### Covered bonds

The Group has two covered bond programs relating to Australian residential mortgages (Australian Program) and New Zealand residential mortgages (New Zealand Program). Under these programs, selected pools of residential mortgages are assigned to bankruptcy remote structured entities which provide guarantees on the payments to bondholders. Through the guarantees and derivatives with the structured entities, Westpac has variable returns from these structured entities and consolidates them.

#### Repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised on the balance sheet in their original category (i.e. Trading securities or Investment securities/Available-for-sale securities).

The cash consideration received is recognised as a liability (Repurchase agreements). Refer to Note 17 for further details.

1

2

3

4

## Notes to the financial statements

## Note 24. Securitisation, covered bonds and other transferred assets (continued)

The following table presents Westpac's assets transferred and their associated liabilities:

Consolidated \$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	For those liabilities that only have recourse to the transferred assets:		
			Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
<b>2019</b>					
Securitisation <sup>1</sup>	8,221	8,190	8,268	8,177	91
Covered bonds <sup>2</sup>	44,676	38,037	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	13,754	10,604	n/a	n/a	n/a
<b>Total</b>	<b>66,651</b>	<b>56,831</b>	<b>8,268</b>	<b>8,177</b>	<b>91</b>
<b>2018</b>					
Securitisation <sup>1</sup>	7,631	7,588	7,662	7,565	97
Covered bonds <sup>2</sup>	43,088	35,434	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	12,492	9,522	n/a	n/a	n/a
<b>Total</b>	<b>63,211</b>	<b>52,544</b>	<b>7,662</b>	<b>7,565</b>	<b>97</b>

Parent Entity \$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	For those liabilities that only have recourse to the transferred assets:		
			Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
<b>2019</b>					
Securitisation <sup>1</sup>	101,689	101,146	101,871	100,268	1,603
Covered bonds <sup>2</sup>	37,697	33,160	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	13,754	10,604	n/a	n/a	n/a
<b>Total</b>	<b>153,140</b>	<b>144,910</b>	<b>101,871</b>	<b>100,268</b>	<b>1,603</b>
<b>2018</b>					
Securitisation <sup>1</sup>	97,159	96,728	97,291	96,473	818
Covered bonds <sup>2</sup>	36,190	30,268	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	12,492	9,522	n/a	n/a	n/a
<b>Total</b>	<b>145,941</b>	<b>136,518</b>	<b>97,291</b>	<b>96,473</b>	<b>818</b>

1. The carrying amount of assets securitised exceeds the amount of notes issued primarily because the carrying amount includes both principal and income received from the transferred assets.
2. The difference between the carrying values of covered bonds and the assets pledged reflects the over-collateralisation required to maintain the ratings of the covered bonds and also additional assets to allow immediate issuance of additional covered bonds if required. These additional assets can be repurchased by Westpac at its discretion, subject to the conditions set out in the transaction documents.

## Notes to the financial statements

## INTANGIBLE ASSETS, PROVISIONS, COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

## Note 25. Intangible assets

## Accounting policy

## Indefinite life intangible assets

*Goodwill*

Goodwill acquired in a business combination is initially measured at cost, generally being the excess of:

- (i) the consideration paid; over
  - (ii) the net fair value of the identifiable assets, liabilities and contingent liabilities acquired.
- Subsequently, goodwill is not amortised but rather tested for impairment. Impairment is tested at least annually or whenever there is an indication of impairment. An impairment charge is recognised when a cash generating unit's (CGU) carrying value exceeds its recoverable amount. Recoverable amount means the higher of the CGU's fair value less costs to sell and its value-in-use.

*Brand names*

Brand names acquired in a business combination including St.George, BT, BankSA and RAMS, are recognised at cost. Subsequently brand names are not amortised but tested for impairment at least annually or whenever there is an indication of impairment.

## Finite life intangible assets

Finite life intangibles including computer software and core deposits, are recognised initially at cost and subsequently at amortised cost less any impairment.

Intangible	Useful life	Depreciation method
Goodwill	Indefinite	Not applicable
Brand names	Indefinite	Not applicable
Computer software	3 to 10 years	Straight-line or the diminishing balance method (using the Sum of the Years Digits)
Core deposit intangibles	9 years	Straight-line

## Critical accounting assumptions and estimates

Judgement is required in determining the fair value of assets and liabilities acquired in a business combination. A different assessment of fair values would have resulted in a different goodwill balance and different post-acquisition performance of the acquired entity.

When assessing impairment of intangible assets, significant judgement is needed to determine the appropriate cash flows and discount rates to be applied to the calculations. The significant assumptions applied to the value-in-use calculations are outlined below.

1

2

3

4

## Notes to the financial statements

## Note 25. Intangible assets (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Goodwill</b>				
Opening balance	8,890	9,012	6,844	6,844
Disposals <sup>1</sup>	-	(15)	-	-
Impairment <sup>1</sup>	-	(105)	-	-
Other adjustments	5	(2)	-	-
<b>Closing balance</b>	<b>8,895</b>	<b>8,890</b>	<b>6,844</b>	<b>6,844</b>
<b>Computer software</b>				
Opening balance	2,177	1,916	2,014	1,758
Additions	906	882	846	823
Impairment	(25)	(2)	(25)	(2)
Amortisation	(694)	(618)	(629)	(565)
Other adjustments	1	(1)	-	-
<b>Closing balance</b>	<b>2,365</b>	<b>2,177</b>	<b>2,207</b>	<b>2,014</b>
Cost	6,395	5,727	5,464	4,861
Accumulated amortisation and impairment	(4,030)	(3,550)	(3,257)	(2,847)
<b>Carrying amount</b>	<b>2,365</b>	<b>2,177</b>	<b>2,207</b>	<b>2,014</b>
<b>Brand Names</b>				
Opening balance	670	670	636	636
Closing balance	670	670	636	636
<b>Carrying amount</b>	<b>670</b>	<b>670</b>	<b>636</b>	<b>636</b>
<b>Core deposit intangibles</b>				
Opening balance	-	21	-	21
Amortisation	-	(21)	-	(21)
<b>Closing balance</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Cost	-	1,494	-	1,279
Accumulated amortisation	-	(1,494)	-	(1,279)
<b>Carrying amount</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Other intangible assets</b>				
Opening balance	26	33	-	-
Additions through business combination	-	-	-	-
Amortisation	(3)	(7)	-	-
<b>Closing balance</b>	<b>23</b>	<b>26</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Cost	144	391	-	360
Accumulated amortisation and impairment	(121)	(365)	-	(360)
<b>Carrying amount</b>	<b>23</b>	<b>26</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Total intangible assets</b>	<b>11,953</b>	<b>11,763</b>	<b>9,687</b>	<b>9,494</b>

1. The sale of Hastings' overseas operations and subsequent exit of Hastings' Australian operations resulted in the entire balance of goodwill previously allocated to Hastings being derecognised (\$15m) or impaired (\$105m) in 2018.

## Notes to the financial statements

### Note 25. Intangible assets (continued)

Goodwill has been allocated to the following CGUs<sup>1</sup>:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Consumer	4,060	3,359	3,144	3,144
Business	3,860	2,513	3,213	2,378
Westpac Institutional Bank	487	487	487	487
BT Financial Group (Australia)	-	2,048	-	835
New Zealand	488	483	-	-
<b>Total goodwill</b>	<b>8,895</b>	<b>8,890</b>	<b>6,844</b>	<b>6,844</b>

### Significant assumptions used in recoverable amount calculations

Assumptions are used to determine the CGUs' recoverable amount for goodwill, which is based on value-in-use calculations. Value-in-use refers to the present value of expected cash flows under its current use. The Group discounts the projected cash flows by its adjusted pre-tax equity rate.

- Group's equity rate was 11.0% (2018: 11.0%).
- Group's adjusted pre-tax equity rate for:
  - Australia was 15.7% (2018: 15.7%); and
  - New Zealand was 15.3% (2018: 15.3%).

For the purpose of goodwill impairment testing, the assumptions in the following table are made for each significant CGU. The forecasts applied by management are not reliant on any one particular assumption.

Assumption	Based on:
Cash flows	Zero growth rate beyond 2 year forecast
Economic market conditions	Current market expectations
Business performance	Observable historical information and current market expectations of the future

There are no reasonably possible changes in assumptions for any significant CGU that would result in an indication of impairment or have a material impact on the Group's reported results.

### Note 26. Operating lease commitments

Westpac leases various commercial and retail premises and related property and equipment. The lease commitments at 30 September 2018 and 30 September 2019 are as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Due within one year	808	570	555	498
Due after one year but not later than five years	1,716	1,564	1,583	1,356
Due after 5 years	1,427	1,819	1,305	1,460
<b>Total lease commitments</b>	<b>3,745</b>	<b>3,953</b>	<b>3,443</b>	<b>3,314</b>

Operating leases are entered into to meet the business needs of entities in the Group. Lease rentals are determined in accordance with market conditions when leases are entered into or on rental review dates.

Leased premises that have become excess to the Group's business needs have been sublet where possible.

The future minimum lease payments receivable from non-cancellable sub-leases were \$7 million (2018: \$7 million) for the Group and \$7 million (2018: \$6 million) for Parent Entity.

1. In 2019, BT Financial Group (Australia)'s goodwill has been reallocated to Consumer and Business as a result of the restructure of its operations. Refer to Note 2 for further details of the restructure.

## Notes to the financial statements

### Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments

#### Accounting policy

##### Provisions

Provisions are recognised for present obligations arising from past events where a payment (or other economic transfer) is likely to be necessary to settle the obligation and can be reliably estimated.

##### *Employee benefits - long service leave provision*

Long service leave must be granted to employees in Australia and New Zealand. The provision is calculated based on the expected payments. When payments are expected to be more than one year in the future, the payments factor in expected employee service periods and average salary increases which are then discounted.

##### *Employee benefits - annual leave and other employee benefits provision*

The provision for annual leave and other employee benefits (including wages and salaries, inclusive of non-monetary benefits, and any associated on-costs (e.g. payroll tax)) is calculated based on expected payments.

##### *Provision for impairment on credit commitments*

The Group is committed to provide facilities and guarantees as explained below. If it is probable that a facility will be drawn and the resulting asset will be less than the drawn amount then a provision for impairment is recognised. The provision for impairment is calculated using the same methodology as the provision for expected credit losses (refer to Note 13).

##### *Compliance, Regulation and Remediation provisions*

The compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to our customers identified both as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost to the Group of these matters (including applicable customer refunds) is made on a case-by-case basis and specific provisions are made where appropriate.

##### Contingent liabilities

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised on the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resources is remote.

##### Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

##### Contingent assets

Contingent assets are possible assets whose existence will be confirmed only by uncertain future events. Contingent assets are not recognised on the balance sheet but are disclosed if an inflow of economic benefits is probable.

##### Critical accounting assumptions and estimates

The financial reporting of provisions for litigation and non-lending losses and for compliance, regulation and remediation matters involves a significant degree of judgement in relation to identifying whether a present obligation exists and also in estimating the probability, timing, nature and quantum of the outflows that may arise from past events. These judgements are made based on the specific facts and circumstances relating to individual events. Specific judgements in respect of material items are included in the discussion below.

Provisions carried for long service leave are supported by an independent actuarial report.

## Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

## Provisions

\$m	Long service leaves	Annual leave and other employee benefits	Litigation and non-lending losses	Provisions for impairment on credit commitments	Leasehold Premises	Restructuring provisions	Compliance, regulation and remediation provisions	Total
<b>Consolidated</b>								
Balance at 30 September 2018	417	699	53	239	24	27	469	1,928
Impact on adoption of AASB 9	-	-	-	98	-	-	-	98
<b>Restated opening balance</b>	<b>417</b>	<b>699</b>	<b>53</b>	<b>337</b>	<b>24</b>	<b>27</b>	<b>469</b>	<b>2,026</b>
Additions	90	866	66	-	7	259	1,489	2,777
Utilisation	(51)	(931)	(81)	-	(7)	(125)	(324)	(1,519)
Reversal of unutilised provisions	-	(20)	-	(32)	-	(1)	(61)	(114)
Other	-	-	-	-	-	-	(1)	(1)
<b>Balance at 30 September 2019</b>	<b>456</b>	<b>614</b>	<b>38</b>	<b>305</b>	<b>24</b>	<b>160</b>	<b>1,572</b>	<b>3,169</b>
<b>Parent Entity</b>								
Balance at 30 September 2018	386	639	37	206	24	27	447	1,766
Impact on adoption of AASB 9	-	-	-	95	-	-	-	95
<b>Restated opening balance</b>	<b>386</b>	<b>639</b>	<b>37</b>	<b>301</b>	<b>24</b>	<b>27</b>	<b>447</b>	<b>1,861</b>
Additions	90	813	53	-	7	259	1,436	2,658
Utilisation	(48)	(876)	(67)	-	(7)	(125)	(313)	(1,436)
Reversal of unutilised provisions	-	(19)	-	(26)	-	(1)	(57)	(103)
<b>Balance at 30 September 2019</b>	<b>428</b>	<b>557</b>	<b>23</b>	<b>275</b>	<b>24</b>	<b>160</b>	<b>1,513</b>	<b>2,980</b>

## Legislative liabilities

The Group had the following assessed liabilities as at 30 September 2019:

- \$22 million (2018: \$20 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1987* and the *Workplace Injury Management and Workers' Compensation Act 1998* (New South Wales);
- \$7 million (2018: \$9 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Accident Compensation Act 1985* (Victoria);
- \$6 million (2018: \$5 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1986* (South Australia);
- \$1 million (2018: \$2 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003* (Queensland);
- \$Nil (2018: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation Act 1951* (Australian Capital Territory);
- \$1 million (2018: \$2 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Compensation and Injury Management Act 1991* (Western Australia); and
- \$1 million (2018: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the *Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1988* (Tasmania).

Adequate provision has been made for these liabilities in the provision for annual leave and other employee benefits above.

## Compliance, regulation and remediation provisions

Provisions in respect of compliance, regulation and remediation at 30 September 2019 include:

- customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners;
- customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries, Securitor Financial Group Limited (Securitor) and Magnitude Group Pty Ltd (Magnitude);
- refunds for certain consumer and business customers that had interest only loans that did not automatically switch, when required, to principal and interest loans; and
- refunds to certain business customers who were provided with business loans where they should have been provided with loans covered by the National Consumer Credit Protection Act.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

### Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

The provisions for certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners and by authorised representatives of Securitor and Magnitude require significant judgement and are summarised as follows:

#### *Customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners*

Westpac has raised a provision for customer refunds associated with certain ongoing advice service fees charged by the Group's salaried financial planners during the period 2008 to 2018, including instances where records of financial advice are insufficient.

A number of estimates have been used and judgements have been applied in determining the provision of \$276 million as at 30 September 2019. These include:

- Total fees received by the Group in respect of salaried financial planners in the period 2008 to 2018 were approximately \$594 million;
- The proportion of total fees that are estimated to be refunded is 26%. The key assumption in this estimate relates to the nature and extent of records to evidence that services were provided; and
- The time value of money including the forecast timing over which payments are likely to be made.

The provision also includes estimated costs associated with running the remediation program.

#### *Ongoing advice service fees charged by authorised representatives of Securitor and Magnitude*

The Group has estimated customer remediation costs (including interest on refunded fees and additional costs to implement the remediation program) where customers of authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries Securitor and Magnitude paid ongoing advice service fees to those representatives and where it is not clear that the services were provided. The ongoing advice service fees were charged during the period from 2008 to 2018.

There are challenges involved in determining the extent of the services provided by authorised representatives who are no longer operating under the Magnitude and Securitor licences because, amongst other things, many of the former authorised representatives' files have been difficult to access particularly where authorised representatives have ceased operating under the Group's licences or have left the industry.

As a result, we have conducted sample based reviews in order to develop an estimate of fees that may need to be refunded. The insights from these reviews have informed a number of the estimates that have been used and the judgements which have been applied in estimating the provision of \$606 million at 30 September 2019. They include:

- Total fees received by authorised representatives from their customers in the period 2008 to 2018 were approximately \$936 million; and
- The proportion of fees that are estimated to be refundable under the current proposed remediation methodology is 32%. The key assumptions in this estimate include:
  - The basis for refunding customers of the authorised representatives; and
  - The nature, extent and availability of records to evidence that service was provided; and
- The time value of money including the forecast timing over which payments are likely to be made.

The provision also includes estimated costs associated with running the remediation program.

The provision is necessarily based on a number of assumptions and incomplete information. Westpac is also yet to finalise its remediation approach which may change following industry and regulator discussions. It is possible that the final outcome could be below or above the provision, if the actual outcome differs to the assumptions used in estimating the provision. Remediation processes may change over time as further facts emerge and such changes could result in a change to the final exposure.

#### *Restructuring provisions*

The Group holds restructuring provisions in relation to management changes to the scope or manner of certain business activities.

During the year, the Group raised a restructuring provision in relation to the reset of its wealth strategy which was announced on 19 March 2019. This resulted in a number of changes to its wealth business. Key changes that have been made include:

- The realigning of the major BT businesses into expanded Consumer and Business divisions;
- Exiting of the provision of personal financial advice by Westpac Group salaried financial planners and authorised representatives;
- Moved to a referral model for financial advice by utilising a panel of advisers or adviser firms; and
- Sold part of the businesses to Viridian Advisory. This enabled many BT Financial Advice ongoing advice customers to transfer to Viridian Advisory. A number of the Group's salaried financial advisers and support staff transitioned to Viridian from the completion date of 1 July 2019. Some authorised representatives also moved to Viridian prior to 30 September 2019.

## Notes to the financial statements

Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

### Other provisions

The Group also holds certain provisions relating to previously claimed research and development tax incentives.

### Contingent liabilities

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised on the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resource is remote.

#### Regulatory actions

Regulators and other bodies routinely conduct investigations and reviews involving the financial services sector, both in Australia and overseas. These investigations and reviews may consider a range of subject matters, and in Australia, a number of investigations and reviews have recently considered, and continue to consider, potential misconduct in credit and financial services.

Domestic regulators such as ASIC, APRA, ACCC, AUSTRAC, the OAIC and the ATO, as well as certain international regulators such as the Reserve Bank of New Zealand, Financial Markets Authority in New Zealand, Hong Kong Monetary Authority, Monetary Authority of Singapore and National Futures Association in the U.S. are also currently conducting investigations and reviews and inquiries (some of which are industry-wide) that involve or may involve the Group in the future. These investigations and reviews are separately considering a range of matters, including matters such as ongoing advice services fees, responsible lending, residential mortgages, credit portfolio management, consumer credit insurance, privacy and information governance, the provision of financial advice, competition law conduct, anti-money laundering and counter-terrorism financing processes and procedures, and financial markets conduct.

Westpac has also received various notices and requests for information from regulators as part of both industry-wide and Westpac-specific investigations and reviews and inquiries.

These investigations and reviews and inquiries, which may be conducted by a regulator, and in some cases also an external third party retained either by the regulator or by the Group (including where a matter has been self-identified by the Group), may result in litigation (including class action proceedings against the Group), fines, imposition of additional capital, civil or criminal penalties, revocation, suspension or variation of conditions of relevant regulatory licences or other enforcement or administrative action being taken by regulators or other parties. An assessment of the likely cost to the Group of these investigations and reviews and actions has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated.

One regulatory action currently being conducted relates to International Funds Transfer Instructions (IFTIs) required to be reported under Australia's AML/CTF Act. Under the Act, the 'sender' financial institution of an IFTI transmitted out of Australia or the 'recipient' financial institution of an IFTI transmitted into Australia, is required to report the IFTI to AUSTRAC within 10 business days of the instruction being sent or received. As reported in the Group's 2018 Annual Report, the Group self-reported to AUSTRAC a failure to report a large number of IFTIs. The majority of the IFTIs which are the subject of the Group's engagement with AUSTRAC, concern batch instructions received by Westpac through one WIB product between 2009 and 2018 from a small number of correspondent banks for payments made predominantly to beneficiaries living in Australia in Australian dollars, on behalf of clients of those correspondent banks. The majority of the payments were low value, recurring and made by foreign government pension funds and corporates.

AUSTRAC has issued a number of detailed statutory notices over the last year requiring information relating to the Group's processes, procedures and oversight. These notices relate to a range of matters including those IFTI reporting failures and associated potential failings related to record keeping and obligations to obtain and pass on certain data in funds transfer instructions, as well as correspondent banking due diligence, risk assessments and transaction monitoring. Westpac has not yet received an indication from AUSTRAC about the nature of any enforcement action it may take. The Group is continuing to work with AUSTRAC in relation to these matters.

Any enforcement action against Westpac may include civil penalty proceedings and result in the payment of a significant financial penalty, which Westpac is currently unable to reliably estimate. Previous enforcement action by AUSTRAC against other institutions has resulted in a range of outcomes, depending on the nature and severity of the relevant conduct and its consequences.

As AUSTRAC is still investigating these issues, any penalty cannot be reliably estimated and accordingly no provision has been raised for this matter.

#### Litigation

There are ongoing court proceedings, claims and possible claims for and against the Group. Contingent liabilities exist in respect of actual and potential claims and proceedings, including those listed below. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated, including in relation to those listed below.

- On 1 March 2017, ASIC commenced litigation in relation to certain Westpac home loans (including certain interest only loans) alleging contraventions of the *National Consumer Credit Protection Act 2009* (Cth). The proceedings were heard in May 2019. On 13 August 2019, the Court handed down its judgment in the proceedings, and dismissed ASIC's case. On 10 September 2019, ASIC filed an appeal in relation to the decision. No provision has been recognised in relation to this matter.

## Notes to the financial statements

### Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

- On 22 December 2016, ASIC commenced Federal Court proceedings against BT Funds Management Limited (BTFM) and Westpac Securities Administration Limited (WSAL) in relation to a number of superannuation account consolidation campaigns conducted between 2013 and 2016. ASIC has alleged that in the course of some of these campaigns, customers were provided with personal advice in contravention of a number of Corporations Act 2001 (Cth) provisions, and selected 15 specific customers as the focus of their claim. In December 2018 the primary Court handed down a judgment in which it held that no personal advice had been provided and that BTFM and WSAL did not contravene the relevant personal advice provisions although it did make a finding that BTFM and WSAL had each contravened section 912A(1)(a) of the Corporations Act. In February 2019, ASIC filed an appeal against this decision. On 28 October 2019, the Full Federal Court handed down its decision in ASIC's favour and made findings that BTFM and WSAL each provided personal advice on the relevant calls. Once formal declarations of contravention are made, the matter will be remitted for penalty. No provision has been recognised in relation to this matter.
- In August 2016, a class action was filed in the United States District Court for the Southern District of New York against Westpac and a large number of Australian and international banks alleging misconduct in relation to the bank bill swap reference rate. On 26 November 2018, the US Court delivered its judgment on the Motion to Dismiss the US BBSW class action proceedings, with the case against Westpac and certain other foreign banks being dismissed on the basis that the Court does not have jurisdiction to hear the case. In April 2019, the Plaintiffs filed an amended claim, which brings Westpac back into the proceedings. Westpac is continuing to defend the proceedings with a Motion to Dismiss filed in May 2019. No provision has been recognised in relation to this matter.
- On 12 October 2017, a class action against Westpac and Westpac Life Insurance Services Limited (WLIS) was filed in the Federal Court of Australia. The class action was filed on behalf of customers who, since February 2011, obtained insurance issued by WLIS on the recommendation of certain financial advisers employed within the Westpac Group. The plaintiffs have alleged that aspects of the financial advice provided by those advisers breached fiduciary and statutory duties owed to the advisers' clients, including the duty to act in the best interests of the client, and that WLIS was knowingly involved in those alleged breaches. Westpac and WLIS are defending the proceedings. These proceedings are currently stayed by order of the Court, pending the outcome of an appeal concerning a procedural issue unrelated to the substantive claims made in the class action. No provision has been recognised in relation to this matter.
- On 21 February 2019, a class action against Westpac was filed in the Federal Court of Australia. As directed by the Court, the Plaintiffs filed a Statement of Claim on 22 May 2019 and an amended statement of claim on 18 October 2019. The claims allege that Westpac did not comply with its responsible lending obligations and entered into certain home loans that it should otherwise have assessed as unsuitable. The allegations include that during the period from 1 January 2011 to 17 February 2018, Westpac failed to: conduct reasonable inquiries about the customers' financial situation, requirements and objectives; verify customer's financial situation; conduct assessments of suitability; and act efficiently and fairly. Westpac is defending the proceedings. No provision has been recognised in relation to this matter.
- On 5 September 2019, a class action against BT Funds Management Limited (BTFM) and WLIS was commenced in relation to aspects of BTFM's BT Super for Life cash investment option. The claim follows other industry class actions as part of Slater and Gordon's 'Get your super back' campaign. It is alleged in the proceedings that BTFM failed to adhere to a number of obligations under the general law, the relevant trust deed and the Superannuation Industry (Supervision) Act 1993 (Cth), and that WLIS was knowingly concerned with BTFM's alleged contraventions. The damages sought by the claim are unspecified. BTFM and WLIS are defending the proceedings. No provision has been recognised in relation to this matter.

#### Internal reviews and remediation

Westpac is currently undertaking a number of reviews to identify and resolve prior issues that have the potential to impact our customers and reputation. These internal reviews have identified, and may continue to identify, issues in respect of which we are, or will be, taking steps to put things right (including in relation to areas of industry focus such as compliance with responsible lending obligations and the way some product terms and conditions are operationalised) so that our customers are not at a disadvantage from certain past practices. By undertaking these reviews we can also improve our processes and controls. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated. Contingent liabilities may exist in respect of actual or potential claims, compensation payments and/or refunds identified as part of these reviews.

#### Australian Financial Complaints Authority

Contingent liabilities may also exist in relation to customer complaints brought before the Australian Financial Complaints Authority (AFCA). AFCA has the power to make determinations about complaints and can award compensation up to certain thresholds. AFCA has a broader jurisdiction than previous dispute resolution bodies which it has replaced and, up until 30 June 2020, can also consider customer complaints dating back to 1 January 2008.

#### Financial Claims Scheme

Under the Financial Claims Scheme (FCS), the Australian Government provides depositors a free guarantee of deposits in eligible ADIs up to and including \$250,000. The FCS applies to an eligible ADI if APRA has applied for the winding up of the ADI and the responsible Australian Government minister has declared that the FCS applies to the ADI.

## Notes to the financial statements

### Note 27. Provisions, contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

The Financial Claims Scheme (ADIs) Levy Act 2008 provides for the imposition of a levy to fund the excess of certain APRA FCS costs connected to an ADI, including payments by APRA to deposit holders in a failed ADI. The levy would be imposed on liabilities of eligible ADIs to their depositors and cannot be more than 0.5% of the amount of those liabilities. A contingent liability may exist in respect of any levy imposed under the FCS.

#### Contingent tax risk

Tax and regulatory authorities in Australia and in other jurisdictions are reviewing the taxation treatment of certain transactions (both historical and present-day transactions) undertaken by the Group in the course of normal business activities and the claiming of tax incentives and indirect taxes such as GST. The Group also responds to various notices and requests for information it receives from tax and regulatory authorities.

These reviews, notices and requests may result in additional tax liabilities (including interest and penalties).

The Group has assessed these and other taxation claims arising in Australia and elsewhere, including seeking independent advice.

#### Settlement risk

The Group is subject to a credit risk exposure in the event that another counterparty fails to settle for its payments clearing activities (including foreign exchange). The Group seeks to minimise credit risk arising from settlement risk in the payments system by aligning our processing method with the legal certainty of settlement in the relevant clearing mechanism.

#### Parent Entity guarantees and undertakings

The Parent Entity makes the following guarantees and undertakings to subsidiaries:

- letters of comfort for certain subsidiaries which recognise that Westpac has a responsibility that those subsidiaries continue to meet their obligations; and
- guarantees to certain wholly owned subsidiaries which are Australian financial services or credit licensees to comply with legislative requirements. Each guarantee is capped at \$40 million per year and can only be utilised if the entity concerned becomes legally obliged to pay for a claim under the relevant licence. The Parent Entity has a right to recover any funds payable under the guarantees from the relevant subsidiary.

#### Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities.

They expose the Group to liquidity risk when called upon and also to credit risk if the customer fails to repay the amounts owed at the due date. The maximum exposure to credit loss is the contractual or notional amount of the instruments. Some of the arrangements can be cancelled by the Group at any time and a significant portion is expected to expire without being drawn. The actual required liquidity and credit risk exposure is therefore less than the amounts disclosed.

The Group uses the same credit policies when entering into these arrangements as it does for on-balance sheet instruments. Refer to Note 21 for further details of liquidity risk and credit risk management.

Undrawn credit commitments excluding derivatives are as follows:

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Undrawn credit commitments</b>				
Letters of credit and guarantees <sup>1</sup>	15,150	15,585	14,583	14,957
Commitments to extend credit <sup>2</sup>	176,002	174,658	153,716	152,943
Other	188	154	188	99
<b>Total undrawn credit commitments</b>	<b>191,340</b>	<b>190,397</b>	<b>168,487</b>	<b>167,999</b>

Consolidated 2019 \$m	Up to 1 Year	Over 1 to 3 Years	Over 3 to 5 Years	Over 5 Years	Total
	Letters of credit and guarantees	7,334	4,639	719	2,458
Commitments to extend credit	41,488	58,402	12,987	63,195	176,002
Other	125	-	-	63	188
<b>Total undrawn credit commitments</b>	<b>48,947</b>	<b>63,041</b>	<b>13,636</b>	<b>65,716</b>	<b>191,340</b>

#### Contingent assets

The credit commitments shown in the table above also constitute contingent assets. These commitments would be classified as loans in the balance sheet on the contingent event occurring.

1. Standby letters of credit are undertakings to pay, against presentation documents, an obligation in the event of a default by a customer. Guarantees are unconditional undertakings given to support the obligations of a customer to third parties. The Group may hold cash as collateral for certain guarantees issued.
2. Commitments to extend credit include all obligations on the part of the Group to provide credit facilities. As facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. In addition to the commitments disclosed above, at 30 September 2019 the Group had offered \$5.0 billion (2018: \$5.7 billion) of facilities to customers, which had not yet been accepted.

## Notes to the financial statements

### CAPITAL AND DIVIDENDS

#### Note 28. Shareholders' equity

##### Accounting policy

###### Share capital

Ordinary shares are recognised at the amount paid up per ordinary share net of directly attributable issue costs. Treasury shares are shares in the Parent Entity, purchased by the Parent Entity or other entities within the Group. These shares are adjusted against share capital as the net of the consideration paid to purchase the shares and, where applicable, any consideration received from the subsequent sale or reissue of these shares.

###### Non-controlling interests

Non-controlling interests represent the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests that are not owned directly or indirectly by the Parent Entity.

###### Reserves

###### Foreign currency translation reserve

Exchange differences arising on translation of the Group's foreign operations, and any offsetting gains or losses on hedging the net investment are reflected in the foreign currency translation reserve. A cumulative credit balance in this reserve would not normally be regarded as being available for payment of dividends until such gains are realised and recognised in the income statement on sale or disposal of the foreign operation.

###### Debt securities at FVOCI reserve (30 September 2019 - AASB 9)

This reserve was established on adoption of AASB 9 and comprises the changes in fair value of debt securities measured at fair value through other comprehensive income (except for interest income, impairment charges and foreign exchange gains and losses which are recognised in the income statement), net of any related hedge accounting adjustments and tax. These changes are transferred to non-interest income in the income statement when the asset is disposed.

###### Equity securities at FVOCI reserve (30 September 2019 - AASB 9)

This reserve was established on adoption of AASB 9 and comprises the changes in fair value of equity securities measured at fair value through other comprehensive income, net of tax. These changes are not transferred to the income statement when the asset is disposed.

###### Available-for-sale securities reserve (30 September 2018 - AASB 139)

This comprises the changes in the fair value of available-for-sale financial securities (including both debt and equity securities), net of any related hedge accounting adjustments and tax. These changes were transferred to non-interest income in the income statement when the asset is either disposed of or impaired. This reserve was closed on the adoption of AASB 9 and the closing balance was allocated to the debt securities at FVOCI reserve and equity securities at FVOCI reserve noted above for the relevant securities.

###### Cash flow hedge reserve

This comprises the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of tax.

###### Share-based payment reserve

This comprises the fair value of equity-settled share-based payments recognised as an expense.

###### Other reserves

Other reserves for the Parent Entity relates to certain historic internal group restructurings performed at fair value. The reserve is eliminated on consolidation.

Other reserves for the Group consist of transactions relating to changes in the Parent Entity's ownership of a subsidiary that do not result in a loss of control.

The amount recorded in other reserves reflects the difference between the amount by which non-controlling interests are adjusted and the fair value of any consideration paid or received.

## Notes to the financial statements

## Note 28. Shareholders' equity (continued)

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Share capital</b>				
Ordinary share capital, fully paid	37,508	36,054	37,508	36,054
Treasury shares held for RSP	(572)	(505)	(572)	(505)
Other treasury shares held <sup>1</sup>	19	12	(3)	(3)
<b>Total treasury shares held</b>	<b>(553)</b>	<b>(493)</b>	<b>(575)</b>	<b>(508)</b>
<b>Total share capital</b>	<b>36,955</b>	<b>35,561</b>	<b>36,933</b>	<b>35,546</b>
<b>Non-controlling interests</b>	<b>53</b>	<b>52</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

**Ordinary shares**

Westpac does not have authorised capital and the ordinary shares have no par value. Ordinary shares entitle the holder to participate in dividends and, in the event of Westpac winding up, to a share of the proceeds in proportion to the number of and amounts paid on the shares held.

Each ordinary share entitles the holder to one vote, either in person or by proxy, at a shareholder meeting.

Reconciliation of movement in number of ordinary shares.

Consolidated and Parent Entity (number)	2019	2018
	<b>Opening balance</b>	<b>3,434,796,711</b>
Dividend reinvestment plan <sup>1</sup>	55,132,062	21,242,667
Conversion of Westpac Convertible Preference Shares <sup>2</sup>	-	19,889,765
<b>Closing balance</b>	<b>3,489,928,773</b>	<b>3,434,796,711</b>

*Ordinary shares purchased and sold on market*

Consolidated and Parent Entity	2019	2019
	Number	Average Price (\$)
<b>For share-based payment arrangements:</b>		
Employee share plan (ESP)	1,061,442	25.27
RSP <sup>3</sup>	2,707,931	25.55
Westpac Performance Plan (WPP) - share rights exercised <sup>4</sup>	184,043	26.73
Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR) - options exercised <sup>5</sup>	37,831	27.68
<b>As treasury shares:</b>		
Treasury shares sold	(308,263)	26.19
<b>Net number of ordinary shares purchased/(sold) on market</b>	<b>3,682,984</b>	

For details of the share-based payment arrangements refer to Note 33.

1. 2019: 4,784,213 unvested shares held (2018: 3,943,660).
2. 2019: 1,721,532 shares held (2018: 2,029,795).
3. The price per share for the issuance of shares in relation to the dividend reinvestment plan for the 2019 interim dividend was \$27.36 and 2018 final dividend was \$25.82 (2018: 2018 interim dividend was \$28.11 and 2017 final dividend was \$31.62).
4. The conversion price per share for the issuance of shares in relation to the conversion of Westpac Convertible Preference Shares was \$29.49.
5. Ordinary shares allocated to employees under the RSP are classified as treasury shares until the shares vest.
6. The average exercise price per share received was \$23.40 on the exercise of the LTVR options.

## Notes to the financial statements

## Note 28. Shareholders' equity (continued)

Reconciliation of movement in reserves<sup>1</sup>

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Available-for-sale securities reserve</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>37</b>	<b>64</b>	<b>24</b>	<b>70</b>
Impact on adoption of AASB 9	(37)	-	(24)	-
Net gains/(losses) from changes in fair value	-	(104)	-	(34)
Income tax effect	-	34	-	13
Transferred to income statements	-	66	-	(33)
Income tax effect	-	(25)	-	6
Exchange differences	-	2	-	2
<b>Closing balance</b>	<b>-</b>	<b>37</b>	<b>-</b>	<b>24</b>
<b>Debt securities at FVOCI reserve</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Impact on adoption of AASB 9	33	-	25	-
Net gains/(losses) from changes in fair value	(47)	-	(40)	-
Income tax effect	12	-	10	-
Transferred to income statements	(29)	-	(29)	-
Income tax effect	8	-	8	-
Exchange differences	1	-	1	-
<b>Closing balance</b>	<b>(22)</b>	<b>-</b>	<b>(25)</b>	<b>-</b>
<b>Equity securities at FVOCI reserve</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Impact on adoption of AASB 9	6	-	1	-
Net gains/(losses) from changes in fair value	11	-	(2)	-
<b>Closing balance</b>	<b>17</b>	<b>-</b>	<b>(1)</b>	<b>-</b>
<b>Share-based payment reserve</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>1,534</b>	<b>1,431</b>	<b>1,425</b>	<b>1,322</b>
Share-based payment expense	108	103	108	103
<b>Closing balance</b>	<b>1,642</b>	<b>1,534</b>	<b>1,533</b>	<b>1,425</b>
<b>Cash flow hedge reserve</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>(125)</b>	<b>(154)</b>	<b>(69)</b>	<b>(94)</b>
Net gains/(losses) from changes in fair value	(203)	(161)	(121)	(125)
Income tax effect	60	47	36	38
Transferred to income statements	197	203	128	160
Income tax effect	(58)	(60)	(39)	(48)
<b>Closing balance</b>	<b>(129)</b>	<b>(125)</b>	<b>(65)</b>	<b>(69)</b>
<b>Foreign currency translation reserve</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>(351)</b>	<b>(529)</b>	<b>(307)</b>	<b>(481)</b>
Exchange differences on translation of foreign operations	31	164	214	175
Gains/(losses) on net investment hedges	(129)	17	(52)	(1)
Transferred to income statements	(10)	(3)	-	-
<b>Closing balance</b>	<b>(179)</b>	<b>(351)</b>	<b>(145)</b>	<b>(307)</b>
<b>Other reserves</b>				
<b>Opening balance</b>	<b>(18)</b>	<b>(18)</b>	<b>41</b>	<b>41</b>
Transactions with owners	-	-	-	-
<b>Closing balance</b>	<b>(18)</b>	<b>(18)</b>	<b>41</b>	<b>41</b>
<b>Total reserves</b>	<b>1,311</b>	<b>1,077</b>	<b>1,338</b>	<b>1,114</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

### Note 29. Capital adequacy

APRA measures an ADI's regulatory capital using three measures:

Level of capital	Definition
Common Equity Tier 1 Capital (CET1)	Comprises the highest quality components of capital that consists of paid-up share capital, retained profits and certain reserves, less certain intangible assets, capitalised expenses and software, and investments and retained profits in insurance and funds management subsidiaries that are not consolidated for capital adequacy purposes.
Tier 1 Capital	The sum of CET1 and AT1 Capital, AT1 Capital comprises high quality components of capital that consist of certain securities not included in CET1 but which include loss absorbing characteristics.
Total Regulatory Capital	The sum of Tier 1 Capital and Tier 2 Capital. Tier 2 Capital includes subordinated instruments and other components of capital that, to varying degrees, do not meet the criteria for Tier 1 Capital, but nonetheless contribute to the overall strength of an ADI and its capacity to absorb losses.

Under APRA's Prudential Standards, Australian ADIs, including Westpac, are required to maintain a minimum CET1 ratio of at least 4.5%, Tier 1 Capital ratio of at least 6.0% and Total Regulatory Capital ratio of at least 8.0%. APRA may also require ADIs, including Westpac, to meet Prudential Capital Requirements (PCRs) above the minimum capital ratios. APRA does not allow the PCRs for individual ADIs to be disclosed.

APRA also requires ADIs to hold additional CET1 buffers comprising of:

- a capital conservation buffer (CCB) of 3.5% for ADIs designated by APRA as domestic systemically important banks (D-SIBs) unless otherwise determined by APRA, which includes a 1.0% surcharge for D-SIBs. APRA has determined that Westpac is a D-SIB; and
- a countercyclical capital buffer. The countercyclical buffer is set on a jurisdictional basis and APRA is responsible for setting the requirement in Australia. The countercyclical buffer requirement is currently set to zero for Australia and New Zealand.

Collectively, the above buffers are referred to as the "Capital Buffer" (CB). Should the CET1 capital ratio fall within the capital buffer range restrictions on the distributions of earnings will apply. This includes restrictions on the amount of earnings that can be distributed through dividends, AT1 Capital distributions and discretionary staff bonuses.

### Capital management strategy

Westpac's approach to capital management seeks to ensure that it is adequately capitalised as an ADI. Westpac evaluates its approach to capital management through the Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP), the key features of which include:

- the development of a capital management strategy, including consideration of regulatory minimums, capital buffers and contingency plans;
- consideration of both economic and regulatory capital requirements;
- a stress testing framework that challenges the capital measures, coverage and requirements including the impact of adverse economic scenarios; and
- consideration of the perspective of external stakeholders', including rating agencies and equity and debt investors.

In light of APRA's 'unquestionably strong' capital benchmarks, Westpac will seek to operate with a CET1 capital ratio above 10.5% in March and September as measured under the existing capital framework. Additional buffers may also be held to reflect challenging or uncertain environments. This also takes into consideration:

- current regulatory capital minimums and the CCB, which together are the total CET1 requirement;
- stress testing to calibrate an appropriate buffer against a downturn; and
- quarterly volatility of capital ratios due to the half yearly cycle of ordinary dividend payments.

Westpac will revise its target capital level once APRA finalises its review of the capital adequacy framework.

### Total regulatory capital developments

On 9 July 2019 APRA announced that it will require the major banks (including Westpac) to lift Total Regulatory Capital by three percentage points of RWA by 1 January 2024 in order to boost loss absorbing capacity and support orderly resolution. APRA also confirmed that its overall long term target of an additional four to five percentage points of loss absorbing capacity remains unchanged, and that it will consider the most feasible alternative method of sourcing the remaining one to two percentage points, taking into account the particular characteristics of the Australian financial system.

Further details of APRA's regulatory changes are set out in the Significant Developments section of the 2019 Annual Report.

## Notes to the financial statements

## Note 30. Dividends

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Dividends not recognised at year end</b>					
Since year end the Directors have proposed the following dividends:					
Final dividend 80 cents per share (2018: 94 cents, 2017: 94 cents) all fully franked at 30%	2,791	3,227	3,186	2,782	3,229
<b>Total dividends not recognised at year end</b>	<b>2,791</b>	<b>3,227</b>	<b>3,186</b>	<b>2,782</b>	<b>3,229</b>

Shareholders can choose to receive their dividends as cash or reinvest for an equivalent number of shares under the Dividend Reinvestment Plan (DRP). The Board has decided to issue new shares to satisfy the DRP for the 2019 final dividend. The DRP will not include a discount.

Details of dividends recognised during the year are provided in the statement of changes in equity.

**Australian franking credits**

Australian franking credits available to the Parent Entity for subsequent years are \$1,558 million (2018: \$1,357 million; 2017: \$1,063 million). This is calculated as the year end franking credit balance, adjusted for the Australian current tax liability and the proposed 2019 final dividend.

**New Zealand imputation credits**

New Zealand imputation credits of NZ\$0.07 (2018: NZ\$0.07, 2017: NZ\$0.07) per share will be attached to the proposed 2019 final dividend. New Zealand imputation credits available to the Parent Entity for subsequent years are NZ\$860 million (2018: NZ\$530 million, 2017: NZ\$375 million). This is calculated on the same basis as the Australian franking credits but using the New Zealand current tax liability.

## Notes to the financial statements

## GROUP STRUCTURE

## Note 31. Investments in subsidiaries and associates

## Accounting policy

## Subsidiaries

Westpac's subsidiaries are entities which it controls and consolidates as it is exposed to, or has rights to, variable returns from the entity, and can affect those returns through its power over the entity.

When the Group ceases to control a subsidiary, any retained interest in the entity is remeasured to fair value, with any resulting gain or loss recognised in the income statement.

Changes in the Group's ownership interest in a subsidiary which do not result in a loss of control are accounted for as transactions with equity holders in their capacity as equity holders.

In the Parent Entity's financial statements, investments in subsidiaries are initially recorded at cost and are subsequently held at the lower of cost and recoverable amount.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

## Associates

Associates are entities in which the Group has significant influence, but not control, over the operating and financial policies. The Group accounts for associates using the equity method. The investments are initially recognised at cost (except where recognised at fair value due to a loss of control of a subsidiary), and increased (or decreased) each year by the Group's share of the associate's profit (or loss). Dividends received from the associate reduce the investment in associate.

Overseas companies predominantly carry on business in the country of incorporation. For unincorporated entities, 'Country of Incorporation' refers to the country where business is carried on. The financial years of all controlled entities are the same as that of Westpac unless otherwise stated. From time to time, the Group consolidates a number of unit trusts where the Group has variable returns from its involvement with the trusts, and has the ability to affect those returns through its power over the trusts. These unit trusts are excluded from the table.

The following table includes the principal controlled entities of the Group as at 30 September 2019.

Name	Country of Incorporation	Name	Country of Incorporation
Advance Asset Management Limited	Australia	Westpac Financial Services Limited	Australia
Asgard Capital Management Limited	Australia	Westpac General Insurance Limited	Australia
Asgard Wealth Solutions Limited	Australia	Westpac General Insurance Services Limited	Australia
BT Financial Group Pty Limited	Australia	Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited	Australia
BT Funds Management Limited	Australia	Westpac Life Insurance Services Limited	Australia
BT Portfolio Services Limited	Australia	Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	Australia
Capital Finance Australia Limited	Australia	BT Funds Management (NZ) Limited	New Zealand
Crusade ABS Series 2017-1 Trust	Australia	Westpac Financial Services Group-NZ-Limited	New Zealand
Crusade ABS Series 2017-IP Trust	Australia	Westpac Life-NZ-Limited	New Zealand
Crusade Trust No.2 <sup>1</sup> of 2008	Australia	Westpac New Zealand Group Limited	New Zealand
Series 2008-1M WST Trust	Australia	Westpac New Zealand Limited	New Zealand
Series 2014-2 WST Trust	Australia	Westpac NZ Covered Bond Limited <sup>2</sup>	New Zealand
Series 2015-1 WST Trust	Australia	Westpac NZ Operations Limited	New Zealand
Series 2019-1 WST Trust	Australia	Westpac NZ Securitisation Limited <sup>2</sup>	New Zealand
St.George Finance Limited	Australia	Westpac Securities NZ Limited	New Zealand
Westpac Covered Bond Trust	Australia	Westpac Term Pie Fund <sup>2</sup>	New Zealand
Westpac Equity Holdings Pty Limited	Australia	Westpac Bank-PNG-Limited	Papua New Guinea
Westpac Financial Services Group Limited	Australia		

1. The Group indirectly owns 10% of Westpac NZ Covered Bond Limited (WNZCBL) and Westpac NZ Securitisation Limited (WNZSL). However, due to contractual and structural arrangements both WNZCBL and WNZSL are considered to be controlled entities within the Group.

2. The Group has funding agreements in place with this entity and is deemed to have exposure to the associated risks and rewards. The entity is consolidated as the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those returns through its power over the entity.

## Notes to the financial statements

### Note 31, Investments in subsidiaries and associates (continued)

The following controlled entities have been granted relief from compliance with the balance date synchronisation provisions in the *Corporations Act 2001*:

- Westpac Cash PIE Fund;
- Westpac Notice Saver PIE Fund; and
- Westpac Term PIE Fund.

The following material controlled entities are not wholly owned:

Percentage Owned	2019	2018
St George Motor Finance Limited	75.0%	75.0%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

### Non-controlling interests

Details of the balance of non-controlling interests are set out in Note 28. There are no non-controlling interests that are material to the Group.

### Significant restrictions

There were no significant restrictions on the ability to transfer cash or other assets, pay dividends or other capital distributions, provide or repay loans and advances between the entities within the Group subject to local regulatory requirements. There were also no significant restrictions on Westpac's ability to access or use the assets and settle the liabilities of the Group resulting from protective rights of non-controlling interests.

### Associates

There are no associates that are material to the Group.

### Changes in ownership of subsidiaries

#### Businesses disposed during the year ending 30 September 2019

Westpac sold its interest in Ascalon Capital Managers (Asia) Limited and Ascalon Capital Managers Limited on 8 February 2019 for a combined profit of \$3 million recognised in non-interest income.

#### Businesses disposed during the year ending 30 September 2018

Westpac sold its interest in a number of Hastings offshore subsidiaries to Northhill Capital. Completion of the sale of the US and UK entities occurred on 28 February 2018 and completion of the Singapore entity occurred on 23 March 2018, with a total loss of \$9 million recognised in non-interest income.

#### Businesses disposed during the year ending 30 September 2017

No businesses were sold in the year ended 30 September 2017.

Details of the assets and liabilities which the Group ceased to control are provided in Note 37.

## Notes to the financial statements

### Note 32. Structured entities

#### Accounting policy

Structured entities are generally created to achieve a specific, defined objective and their operations are restricted such as only purchasing specific assets. Structured entities are commonly financed by debt or equity securities that are collateralised by and/or indexed to their underlying assets. The debt and equity securities issued by structured entities may include tranches with varying levels of subordination.

Structured entities are classified as subsidiaries and consolidated if they meet the definition in Note 31. If the Group does not control a structured entity then it will not be consolidated.

The Group engages in various transactions with both consolidated and unconsolidated structured entities that are mainly involved in securitisations, asset backed and other financing structures and managed funds.

#### Consolidated structured entities

##### Securitisation and covered bonds

The Group uses structured entities to securitise its financial assets, including two covered bond programs, to assign pools of residential mortgages to bankruptcy remote structured entities.

Refer to Note 24 for further details.

##### Group managed funds

The Group acts as the responsible entity and/or fund manager for various investment management funds. As fund manager, if the Group is deemed to be acting as a principal rather than an agent then it consolidates the fund. The principal versus agent decision requires judgement of whether the Group has sufficient exposure to variable returns.

#### Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these consolidated structured entities.

#### Unconsolidated structured entities

The Group has interests in various unconsolidated structured entities including debt or equity instruments, guarantees, liquidity and other credit support arrangements, lending, loan commitments, certain derivatives and investment management agreements.

Interests exclude non-complex derivatives (e.g. interest rate or currency swaps), instruments that create, rather than absorb, variability in the entity (e.g. credit protection under a credit default swap), and lending to a structured entity with recourse to a wider operating entity, not just the structured entity.

The Group's main interests in unconsolidated structured entities, which arise in the normal course of business, are:

Trading securities	The Group actively trades interests in structured entities and normally has no other involvement with the structured entity. The Group earns interest income on these securities and also recognises fair value changes through trading income in non-interest income.
Investment securities/ Available-for-sale securities	The Group holds mortgage-backed securities for liquidity purposes and the Group normally has no other involvement with the structured entity. These assets are highly-rated, investment grade and eligible for repurchase agreements with the RBA or another central bank. The Group earns interest income and net gains or losses on selling these assets are recognised in the income statements.
Loans and other credit commitments	The Group lends to unconsolidated structured entities, subject to the Group's collateral and credit approval processes, in order to earn interest and fee income. The structured entities are mainly property trusts, securitisation entities and those associated with project and property financing transactions.
Investment management agreements	The Group manages funds that provide customers with investment opportunities. The Group also manages superannuation funds for its employees. The Group earns management and performance fee income which is recognised in non-interest income.  The Group may also retain units in these investment management funds, primarily through life insurance subsidiaries. The Group earns fund distribution income and recognises fair value movements through non-interest income.

## Notes to the financial statements

### Note 32. Structured entities<sup>1</sup> (continued)

The following tables show the Group's interests in unconsolidated structured entities and its maximum exposure to loss in relation to those interests. The maximum exposure does not take into account any collateral or hedges that will reduce the risk of loss.

- For on-balance sheet instruments, including debt and equity instruments in and loans to unconsolidated structured entities, the maximum exposure to loss is the carrying value; and
- For off-balance sheet instruments, including liquidity facilities, loan and other credit commitments and guarantees, the maximum exposure to loss is the notional amounts.

Consolidated 2019 \$m	Investment in third party mortgage and other asset-backed securities <sup>2</sup>	Financing to securitisation vehicles	Group managed funds	Interest in other structured entities	Total
<b>Assets</b>					
Trading securities and financial assets measured at FVIF	1,827	-	-	282	2,109
Investment securities	6,940	-	-	-	6,940
Loans	-	20,979	9	22,817	43,805
Life insurance assets	-	-	4,885	1,879	6,764
Other assets	-	-	54	-	54
<b>Total on-balance sheet exposures</b>	<b>8,767</b>	<b>20,979</b>	<b>4,948</b>	<b>24,978</b>	<b>59,672</b>
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	5,157	102	10,086	15,345
<b>Maximum exposure to loss</b>	<b>8,767</b>	<b>26,136</b>	<b>5,050</b>	<b>35,064</b>	<b>75,017</b>
Size of structured entities <sup>3</sup>	66,015	26,136	71,538	98,983	262,672

Consolidated 2018 \$m	Investment in third party mortgage and other asset-backed securities <sup>2</sup>	Financing to securitisation vehicles	Group managed funds	Interest in other structured entities	Total
<b>Assets</b>					
Trading securities and financial assets measured at FVIF	2,108	-	-	139	2,247
Available-for-sale securities	7,352	-	-	-	7,352
Loans	-	21,977	6	22,894	44,877
Life insurance assets	-	-	4,702	1,843	6,545
Other assets	-	-	47	-	47
<b>Total on-balance sheet exposures</b>	<b>9,460</b>	<b>21,977</b>	<b>4,755</b>	<b>24,876</b>	<b>61,068</b>
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	5,145	60	7,988	13,193
<b>Maximum exposure to loss</b>	<b>9,460</b>	<b>27,122</b>	<b>4,815</b>	<b>32,864</b>	<b>74,261</b>
Size of structured entities <sup>3</sup>	58,976	27,122	66,524	100,427	253,049

#### Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these unconsolidated structured entities.

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.
2. The Group's interests in third party mortgage and other asset-backed securities are senior tranches of notes and are investment grade rated.
3. Represented either by the total assets or market capitalisation of the entity, or if not available, the Group's total committed exposure (for lending arrangements and external debt and equity holdings), funds under management (for Group managed funds) or the total value of notes on issue (for investments in third-party asset-backed securities).

## Notes to the financial statements

### OTHER

#### Note 33. Share-based payments

##### Accounting policy

The Group enters into various share-based payment arrangements with its employees as a component of overall compensation for services provided. Share-based payment arrangements comprise options to purchase shares at a pre-determined price (share options), rights to receive shares for free (share rights) and restricted shares (issued at no cost). Share-based payment arrangements typically require a specified period of continuing employment (the service period or vesting period) and may include performance targets (vesting conditions). Specific details of each arrangement are provided below.

Share-based payments must be classified as either cash-settled or equity-settled arrangements. The Group's significant arrangements are equity-settled, as the Group is not obliged to settle in cash.

##### Options and share rights

Options and share rights are equity-settled arrangements. The fair value is measured at grant date and is recognised as an expense over the service period, with a corresponding increase in the share-based payment reserve in equity.

The fair value of share options and share rights is estimated at grant date using a binomial/Monte Carlo simulation pricing model which incorporates the vesting and market-related performance targets of the grants. The fair value of share options and rights excludes non-market vesting conditions such as employees' continuing employment by the Group. The non-market vesting conditions are instead incorporated in estimating the number of share options and rights that are expected to vest and are therefore recognised as an expense. At each reporting date the non-market vesting assumptions are revised and the expense recognised each year takes into account the most recent estimates. The market-related assumptions are not revised each year as the fair value is not re-estimated after the grant date.

##### Restricted share plan (RSP)

The RSP is accounted for as an equity-settled arrangement. The fair value of shares allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the vesting period with a corresponding increase in the share-based payments reserve in equity. The fair value of ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is measured at grant date and is recognised as a separate component of equity.

##### Employee share plan (ESP)

The value of shares expected to be allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the financial year and provided for as other employee benefits. The fair value of any ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is recognised in equity. Alternatively, shares may be purchased on market to satisfy the obligation to employees.

Scheme name	Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Type of share-based payment	Share rights (allocated at no cost). Share options (no longer issued since October 2009).	Share rights (allocated at no cost). Share options (no longer issued since October 2009).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost) of up to \$1,000 per employee per year.
How it is used	Aligns executive remuneration and accountability with shareholder interests over the long term.	Primarily used for mandatory deferral of a portion of short-term incentives for New Zealand employees and key employees based outside Australia.	Primarily used to reward key employees.	To reward eligible Australian employees (unless they have already been provided instruments under another scheme for the previous year).
Exercise price:				
Share rights	Nil	Nil	n/a	n/a
Share options	The market price of Westpac shares at the start of the performance period.	The market price of Westpac shares at the start of the performance period.	n/a	n/a
Performance hurdles	Relative Total Shareholder return (TSR) over a four year performance period and average cash Return on Equity (cash ROE) over a three year performance period plus one year holding lock, each applying to half of the award (commencing with the 2016 LTVR award).	None	None	None

1. For the 2015 LTVR awards, the relative TSR is subject to a four year performance period and cash EPS compound annual growth rate (CAGR) over a three year performance period plus one year holding lock. For awards granted for the periods 2011 to 2014 both the relative TSR and cash EPS CAGR hurdles are subject to a three year performance and vesting period. Relative TSR hurdle awards granted prior to 2011 were measured over an initial three year performance period with subsequent performance testing possible at the fourth and fifth anniversaries however further vesting may only occur if the relative TSR ranking has improved.

## Notes to the financial statements

## Note 33. Share-based payments (continued)

Scheme name	Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Service conditions	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the restriction period or as determined by the Board.	Shares must normally remain within the ESP for three years from granting unless the employee leaves Westpac.
Vesting period (period over which expenses are recognised)	4 years <sup>1</sup>	Defined period set out at time of grant.	Defined period set out at time of grant.	1 year
Treatment at end of term	Lapse if not exercised.	Lapse if not exercised.	Vested shares are released from the RSP at the end of the vesting period. Shares granted prior to October 2009 may be held in the RSP for up to 10 years from the grant date.	Shares are released at the end of the restriction period or when the employee leaves Westpac.
Does the employee receive dividends and voting rights during the vesting period?	No	No	Yes	Yes

Each share-based payment scheme is quantified below:

*(i) Westpac Long Term Variable Reward Plan (LTVR)*

2019	Outstanding at 1 October 2018	Granted during the year	Exercised during the year	Lapsed during the year	Outstanding at 30 September 2019	Outstanding and exercisable at 30 September 2019
<b>Share options</b>	<b>52,350</b>	<b>-</b>	<b>37,831</b>	<b>14,519</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Weighted average exercise price	\$23.40	-	\$23.40	-	-	-
Weighted average remaining contractual life	0 years	-	-	-	-	-
<b>Share rights</b>	<b>4,712,843</b>	<b>1,169,704</b>	<b>-</b>	<b>1,327,958</b>	<b>4,554,589</b>	<b>3,719</b>
Weighted average remaining contractual life	10.9 years	-	-	-	12.3 years	-
<b>2018</b>	<b>1 Oct 2017</b>				<b>30 Sept 2018</b>	
Share options	256,840	-	103,686	100,804	52,350	52,350
Weighted average exercise price	\$26.36	-	\$24.23	-	\$23.40	\$23.40
<b>Performance share rights</b>	<b>5,231,904</b>	<b>808,290</b>	<b>2,929</b>	<b>1,324,422</b>	<b>4,712,843</b>	<b>3,719</b>

The weighted average fair value at grant date of LTVR share rights issued during the year was \$15.62 (2018: \$17.86).

*(ii) Westpac Performance Plan (WPP)*

2019	Outstanding at 1 October 2018	Granted during the year	Exercised during the year	Lapsed during the year	Outstanding at 30 September 2019	Outstanding and exercisable at 30 September 2019
<b>Share rights</b>						
One-year vesting period	140,531	145,296	82,287	5,652	197,888	59,413
Two-year vesting period	255,590	146,339	78,380	31,440	289,909	48,833
Three-year vesting period	117,739	20,169	23,576	19,083	95,249	22,700
Four-year vesting period	162,229	74,042	-	32,851	203,420	-
<b>Total share rights</b>	<b>673,889</b>	<b>385,646</b>	<b>184,043</b>	<b>89,026</b>	<b>786,466</b>	<b>130,946</b>
<b>Weighted average remaining contractual life</b>	<b>12.4 years</b>				<b>12.8 years</b>	
<b>2018</b>	<b>1 Oct 2017</b>				<b>30 Sept 2018</b>	
Performance share rights	619,779	246,802	156,691	36,101	673,889	124,525

The weighted average fair value at grant date of WPP share rights issued during the year was \$23.08 (2018: \$27.83).

<sup>1</sup> For the 2015 LTVR awards, the relative TSR is subject to a four year performance period and cash EPS compound annual growth rate (CAGR) over a three year performance period plus one year holding lock. For awards granted for the periods 2011 to 2014 both the relative TSR and cash EPS CAGR hurdles are subject to a three year performance and vesting period. Relative TSR hurdle awards granted prior to 2011 were measured over an initial three year performance period with subsequent performance testing possible at the fourth and fifth anniversaries however further vesting may only occur if the relative TSR ranking has improved.

## Notes to the financial statements

## Note 33. Share-based payments (continued)

**(iii) Restricted Share Plan (RSP)**

Allocation date <sup>1</sup>	Outstanding at 1 October 2018	Granted during the year	Released	Forfeited during the year	Outstanding at 30 September 2019
Granted prior to October 2009	346,732	--	346,732	--	--
Granted subsequent to October 2009	3,842,912	2,861,262	1,867,777	63,226	4,773,171
<b>Total 2019</b>	<b>4,189,644</b>	<b>2,861,262</b>	<b>2,214,509</b>	<b>63,226</b>	<b>4,773,171</b>
Total 2018	4,204,753	2,479,975	2,225,245	269,839	4,189,644

The weighted average fair value at grant date of RSP shares issued during the year was \$25.20 (2018: \$31.29).

**(iv) Employee Share Plan (ESP)**

	Allocation date	Number of participants	Average number of shares allocated per participant	Total number of shares allocated	Market price per share <sup>2</sup>	Total fair value
2019	23 November 2018	27,245	39	1,062,555	\$25.35	\$26,935,769
2018	24 November 2017	27,557	31	854,267	\$31.80	\$27,065,601

The 2018 ESP award was satisfied through the purchase of shares on market.

The liability accrued for the ESP at 30 September 2019 is \$26 million (2018: \$28 million) and is provided for as other employee benefits.

**(v) CEO plans**

Details of share-based payment arrangements held by the CEO, Brian Hartzler, are on the same terms and conditions as described above for the relevant plan.

**(vi) Other plans**

Westpac also provides plans for small, specialised parts of the Group. The benefits under these plans are directly linked to growth and performance of the relevant part of the business. The plans individually and in aggregate are not material to the Group in terms of expenses and dilution of earnings.

The names of all persons who hold share options and/or rights currently on issue are entered in Westpac's register of option holders which may be inspected at Link Market Services, Level 12, 680 George Street, Sydney, New South Wales.

**(vii) Fair value assumptions**

The fair values of share options and share rights have been independently calculated at their respective grant dates.

The fair value of share rights with performance targets based on relative TSR takes into account the average TSR outcome determined using a Monte Carlo simulation pricing model.

The fair values of share rights without TSR based performance targets (i.e. share rights with cash EPS CAGR, economic profit and cash ROE performance targets) have been determined with reference to the share price at grant date and a discount rate reflecting the expected dividend yield over their vesting periods.

Other significant assumptions include:

- a risk free rate of return of 2.1%, applied to TSR-hurdled grants;
- a dividend yield on Westpac shares of 7.5%, applied to TSR and ROE-hurdled grants;
- volatility in Westpac's TSR of 20.3%, applied to TSR-hurdled grants; and
- volatilities of, and correlation factors between, TSR of the comparator group and Westpac for TSR-hurdled grants.

1. For awards made prior to October 2009, shares may be held in the RSP for up to 10 years from the date they are granted. For awards made from October 2009, shares are released from the RSP on vesting.

2. The market price per share for the allocation is based on the five day volume-weighted average price up to the grant date.

## Notes to the financial statements

### Note 34. Superannuation commitments

#### Accounting policy

The Group recognises an asset or a liability for its defined benefit schemes, being the net of the defined benefit obligations and the fair value of the schemes' assets. The defined benefit obligation is calculated as the present value of the estimated future cash flows, discounted using high-quality long dated corporate bond rates.

The superannuation expense is recognised in operating expenses and rerevaluations are recognised through other comprehensive income.

#### Critical accounting assumptions and estimates

The actuarial valuation of plan obligations is dependent upon a series of assumptions, principally price inflation, salary growth, mortality, morbidity, discount rate and investment returns. Different assumptions could significantly alter the valuation of the plan assets and obligations and the superannuation cost recognised in the income statement.

Westpac had the following defined benefit plans at 30 September 2019:

Name of plan	Type	Form of benefit	Date of last actuarial assessment of the funding status
Westpac Group Plan (WGP)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2018
Westpac New Zealand Superannuation Scheme (WNZS)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2017
Westpac Banking Corporation UK Staff Superannuation Scheme (UKSS)	Defined benefit	Indexed pension and lump sum	5 April 2018
Westpac UK Medical Benefits Scheme	Defined benefit	Medical benefits	n/a

The defined benefit sections of the schemes are closed to new members. The Group has no obligation beyond the annual contributions for the accumulation or defined contribution sections of the schemes.

The WGP is the Group's principal defined benefit plan and is managed and administered in accordance with the terms of its trust deed and relevant legislation in Australia. Its defined benefit liabilities are based on salary and length of membership for active members and inflation in the case of pensioners.

The defined benefit schemes expose the Group to the following risks:

- discount rate - reductions in the discount rate would increase the present value of the future payments;
- inflation rate - increases in the inflation rate would increase the payments to pensioners;
- investment risk - lower investment returns would increase the contributions needed to offset the shortfall;
- mortality risk - members may live longer than expected extending the cash flows payable by the Group;
- behavioural risk - higher proportion of members taking some of their benefits as a pension rather than a lump sum would increase the cashflows payable by the group; and
- legislative risk - legislative changes could be made which increase the cost of providing defined benefits.

Investment risk is managed by setting benchmarks for the allocation of plan assets between asset classes. The long-term investment strategy will often adopt relatively high levels of equity investment in order to:

- secure attractive long term investment returns; and
- provide an opportunity for capital appreciation and dividend growth, which gives some protection against inflation.

Funding recommendations for the WGP, WNZS and the UKSS are made based on triennial actuarial valuations. The funding valuation of the defined benefit plans are based on different assumptions to the calculation of the defined benefit surplus/deficit for accounting purposes. Based on the most recent valuations, the defined benefit plan assets are adequate to cover the present value of the accrued benefits of all members with a combined surplus of \$158 million (2018: \$324 million). Current contribution rates are as follows:

- WGP - contributions are made to the WGP at the rate of 11.8% of members' salaries;
- WNZS - contributions are made to the WNZS at the rate of 12% of members' salaries; and
- UKSS - contributions are made to the UKSS at the rate of £1.05 million per year.

#### Contributions

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Employer contributions	28	30	27	30
Member contributions	11	12	11	11

Expected employer contributions for the year ended 30 September 2020 are \$26 million.

## Notes to the financial statements

## Note 34. Superannuation commitments (continued)

## Expense recognised

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
Current service cost	33	37	42	32	37
Net interest cost on net benefit liability	(2)	1	8	(2)	-
<b>Total defined benefit expense</b>	<b>31</b>	<b>38</b>	<b>50</b>	<b>30</b>	<b>37</b>

## Defined benefit balances recognised

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
Benefit obligation at end of the year	2,799	2,314	2,710	2,239
Fair value of plan assets at end of the year	2,464	2,378	2,405	2,310
<b>Net surplus/(deficit)</b>	<b>(335)</b>	<b>64</b>	<b>(305)</b>	<b>80</b>
Defined benefit surplus <sup>1</sup>	73	89	73	89
Defined benefit deficit <sup>2</sup>	(408)	(25)	(378)	(9)
<b>Net surplus/(deficit)</b>	<b>(335)</b>	<b>64</b>	<b>(305)</b>	<b>80</b>

The average duration of the defined benefit obligation is 14 years (2018: 11 years).

## Significant assumptions

Consolidated and Parent Entity	2019		2018	
	Australian Funds	Overseas Funds	Australian Funds	Overseas Funds
Discount rate	2.6%	1.1%-1.6%	4.1%	2.6%-2.9%
Salary increases	2.4%	3.0%-4.9%	2.9%	3%-5%
Inflation rate (pensioners received inflationary increase)	1.4%	2.0%-3.4%	1.9%	2%-3.5%
Life expectancy of a 60-year-old male	31.1	27.9-28.1	31.0	27.9-28.4
Life expectancy of a 60-year-old female	34.0	29.3-29.5	33.9	29.4-29.6

## Sensitivity to changes in significant assumptions

The table below shows the impact of changes in assumptions on the defined benefit obligation for the WGP. No reasonably possible changes in the assumptions of the Group's other defined benefit plans would have a material impact on the defined benefit obligation.

Change in assumption	Increase in obligation	
	2019	2018
0.5% decrease in discount rate	205	120
0.5% increase in annual salary increases	14	8
0.5% increase in inflation rate (pensioners receive inflationary increases)	188	111
1 year increase in life expectancy	45	38

## Asset allocation

Consolidated and Parent Entity	2019		2018	
	Australian Funds	Overseas Funds	Australian Funds	Overseas Funds
Cash	3%	3%	5%	2%
Equity instruments	45%	7%	45%	7%
Debt instruments	28%	5%	28%	80%
Property	10%	1%	10%	1%
Other assets	14%	84%	12%	10%
<b>Total</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>	<b>100%</b>

Equity and debt instruments are mainly quoted assets while property and other assets are mainly unquoted. Other assets include infrastructure funds and private equity funds.

1. The defined benefit surplus is recognised in other assets.
2. The defined benefit deficit is recognised in other liabilities.

## Notes to the financial statements

## OTHER

## Note 35. Auditor's remuneration

The fees payable to the auditor, PricewaterhouseCoopers (PwC), and overseas firms belonging to the PwC network of firms were:

\$'000	Consolidated		Parent Entity	
	2019	2018	2019	2018
<b>Audit and audit-related fees</b>				
<b>Audit fees</b>				
PwC Australia	28,153	19,999	28,025	19,967
Overseas PwC network firms	3,216	3,338	321	68
<b>Total audit fees</b>	<b>31,369</b>	<b>23,337</b>	<b>28,346</b>	<b>20,035</b>
<b>Audit-related fees</b>				
PwC Australia	3,569	2,316	3,418	2,224
Overseas PwC network firms	128	117	2	-
<b>Total audit-related fees</b>	<b>3,697</b>	<b>2,433</b>	<b>3,420</b>	<b>2,224</b>
<b>Total audit and audit-related fees</b>	<b>35,066</b>	<b>25,770</b>	<b>31,766</b>	<b>22,259</b>
<b>Tax fees</b>				
PwC Australia	53	169	53	49
<b>Total tax fees</b>	<b>53</b>	<b>169</b>	<b>53</b>	<b>49</b>
<b>Other fees</b>				
PwC Australia	70	1,581	70	1,501
Overseas PwC network firms	502	-	502	-
<b>Total other fees</b>	<b>572</b>	<b>1,581</b>	<b>572</b>	<b>1,501</b>
<b>Total audit and non-audit fees</b>	<b>35,691</b>	<b>27,520</b>	<b>32,391</b>	<b>23,809</b>

Fees payable to the auditor have been categorised as follows:

Audit	The year end audit, half-year review and comfort letters associated with debt issues and capital raisings.
Audit-related	Consultations regarding accounting standards and reporting requirements, regulatory compliance reviews and assurance related to debt and capital offerings.
Tax	Tax compliance and tax advisory services.
Other	Various services including systems assurance, compliance advice and controls reviews.

It is Westpac's policy to engage PwC on assignments additional to their statutory audit duties only if their independence is not impaired or seen to be impaired and where their expertise and experience with Westpac is important. All services were approved by the Audit Committee in accordance with the pre-approval policy and procedures.

PwC also received fees of \$75 million (2018: \$75 million) for various entities which are related to Westpac but not consolidated. These non-consolidated entities include entities sponsored by the Group, trusts of which a Westpac Group entity is trustee, manager or responsible entity, superannuation funds and pension funds.

## Notes to the financial statements

### Note 36. Related party disclosures

#### Related parties

Westpac's related parties are those it controls or can exert significant influence over. Examples include subsidiaries, associates, joint ventures and superannuation plans as well as key management personnel and their related parties.

#### Key management personnel (KMP)

Key management personnel are those who, directly or indirectly, have authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of Westpac. This includes all Executives and Non-Executive Directors.

#### Parent Entity

Westpac Banking Corporation is the ultimate parent company of the Group.

#### Subsidiaries - Note 31

The Parent Entity has the following related party transactions and balances with subsidiaries:

Type of transaction/balance	Details disclosed in
Balances due to/from subsidiaries	Balance Sheet
Dividend income/Transactions with subsidiaries	Note 4
Interest income and Interest expense	Note 3
Tax consolidated group transactions and undertakings	Note 7
Guarantees and undertakings	Note 27

The balances due to/from subsidiaries include a wide range of banking and other financial facilities.

The terms and conditions of related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries are sometimes different to commercial terms and conditions. Related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries eliminate on consolidation.

#### Associates - Note 31

The Group provides a wide range of banking and other financial facilities and funds management activities to its associates on commercial terms and conditions.

#### Superannuation plans

The Group contributed \$347 million (2018: \$348 million) to defined contribution plans and \$28 million to defined benefit plans (2018: \$30 million). Refer to Note 34.

#### Remuneration of KMP

Total remuneration of the KMP was:

\$	Short-term Benefits	Post Employment Benefits	Other Long-term Benefits	Termination Benefits	Share-based Payments	Total
<b>Consolidated</b>						
2019	23,805,197	712,883	36,572	558,984	20,691,480	45,805,116
2018	23,310,820	618,631	297,495	-	16,086,623	40,213,569
<b>Parent Entity</b>						
2019	22,515,477	625,173	36,572	558,984	19,783,900	43,520,106
2018	21,807,008	537,187	297,495	-	15,301,417	37,943,107

#### Other transactions with KMP

KMP receive personal banking and financial investment services from the Group in the ordinary course of business. The terms and conditions, for example interest rates and collateral, and the risks to Westpac are comparable to transactions with other employees and did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

Details of loans provided and the related interest charged to KMP and their related parties are as follows:

\$	Interest Payable for the Year	Closing Loan Balance	Number of KMP with Loans
2019	672,167	31,718,007	14
2018	650,969	17,496,526	13

## Notes to the financial statements

Note 36. Related party disclosures (continued)

### Options and share rights holdings

For compliance with SEC disclosure requirements, the following table sets out certain details of the performance options, performance share rights and unhardled share rights held at 30 September 2019 by the CEO and other key management personnel (including their related parties):

	Latest Date of Exercise	Number of Share Rights
<b>Managing Director &amp; Chief Executive Officer</b>		
Brian Hartzler	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	840,679
<b>Group Executives</b>		
Craig Bright	Ranges from 1 October 2033 to 1 October 2033	77,696
Lyn Cobbley	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	356,890
Peter King	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	140,558
Rebecca Lim	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	193,217
David Lindberg	Ranges from 1 October 2030 to 1 April 2034	319,482
Carolyn McCann	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	78,548
David McLean	Ranges from 1 October 2022 to 1 October 2033	366,163
Christine Parker	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	260,523
David Stephen	Ranges from 1 October 2032 to 1 October 2033	278,698
Gary Thursby	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	213,978
Alastair Welsh	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2030	14,944
<b>Former Group Executive</b>		
Brad Cooper	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	349,204
Dave Curran	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	246,376
George Frazis	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2033	332,577

The Group has not issued any options during the year and previously issued options has either been exercised or lapsed as at 1 October 2018.

## Notes to the financial statements

Note 37. Notes to the cash flow statements<sup>1</sup>

## Accounting policy

Cash and balances with central banks include cash held at branches and in ATMs, balances with overseas banks in their local currency and balances with central banks including accounts with the RBA and accounts with overseas central banks.

Reconciliation of net cash provided by/(used in) operating activities to net profit for the year is set out below:

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Net profit for the year</b>	<b>6,790</b>	<b>8,099</b>	<b>7,997</b>	<b>7,121</b>	<b>8,144</b>
Adjustments:					
Depreciation, amortisation and impairment	1,079	1,144	1,269	1,082	952
Impairment charges	966	889	1,021	893	820
Net (decrease)/increase in current and deferred tax	(541)	(95)	(34)	(804)	(598)
(Increase)/decrease in accrued interest receivable	132	(83)	(75)	98	(74)
(Decrease)/increase in accrued interest payable	(341)	241	148	(325)	217
(Decrease)/increase in provisions	1,143	289	219	1,214	294
Other non-cash items	(832)	332	(419)	(329)	420
<b>Cash flows from operating activities before changes in operating assets and liabilities</b>	<b>8,396</b>	<b>10,815</b>	<b>10,126</b>	<b>8,954</b>	<b>10,175</b>
Net (increase)/decrease in derivative financial instruments	7,605	8,584	(5,042)	6,581	8,263
Net (increase)/decrease in life insurance assets and liabilities	(134)	(230)	219	-	-
(Increase)/decrease in other operating assets:					
Collateral paid	(847)	569	2,320	(755)	662
Trading securities and other financial assets measured at fair value	(7,629)	3,492	(4,729)	(7,358)	2,815
Loans	(4,188)	(24,740)	(26,815)	(3,312)	(23,661)
Other financial assets	336	859	466	324	502
Other assets	(13)	10	67	(41)	33
(Decrease)/increase in other operating liabilities:					
Collateral received	1,007	(295)	739	1,004	(606)
Deposits and other borrowings	1,113	23,928	23,062	963	20,783
Other financial liabilities	1,463	(3,632)	2,506	1,555	(3,742)
Other liabilities	(5)	10	(82)	(24)	17
<b>Net cash provided by/(used in) operating activities</b>	<b>7,104</b>	<b>19,770</b>	<b>2,837</b>	<b>7,891</b>	<b>15,241</b>

1. The Group has adopted AASB 9 and AASB 15 from 1 October 2018. Comparatives have not been restated. In addition, the Group has made a number of presentational changes to the Balance Sheet. Comparatives have been restated. Refer to Note 1 for further detail.

## Notes to the financial statements

Note 37. Notes to the cash flow statements (continued)

**Details of the assets and liabilities over which control ceased**

Details of the entities over which control ceased are provided in Note 31.

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
<b>Assets:</b>					
Cash and balances with central banks	5	10	-	-	-
Trading securities and financial assets measured at fair value	3	-	-	-	-
Property and equipment	-	2	-	-	-
Deferred tax assets	-	4	-	-	-
Intangible assets	-	15	-	-	-
Other financial assets	3	5	-	-	-
<b>Total assets</b>	<b>9</b>	<b>36</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Liabilities:</b>					
Provisions	-	2	-	-	-
Other liabilities	-	3	-	-	-
<b>Total liabilities</b>	<b>-</b>	<b>5</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation</b>	<b>9</b>	<b>31</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Cash proceeds (net of transaction costs)	2	19	-	-	-
<b>Total consideration</b>	<b>2</b>	<b>19</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
Reserves recycled to income statement	10	3	-	-	-
<b>Gain/(loss) on disposal</b>	<b>3</b>	<b>(9)</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>Reconciliation of cash proceeds from disposal</b>					
Cash proceeds received (net of transaction costs)	2	19	-	-	-
Less: Cash deconsolidated	(3)	(10)	-	-	-
<b>Cash consideration (paid)/received (net of transaction costs and cash held)</b>	<b>(1)</b>	<b>9</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>

**Non-cash financing activities**

\$m	Consolidated			Parent Entity	
	2019	2018	2017	2019	2018
Shares issued under the dividend reinvestment plan	1,489	631	1,452	1,489	631
Shares issued from the conversion of Westpac CPS	-	566	-	-	566

On 13 March 2018, \$623 million of CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each pursuant to the Westpac Capital Notes 5 reinvestment offer. Those CPS were subsequently bought back and cancelled by Westpac. On 3 April 2018, the remaining \$566 million of CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each. Following the transfer, those remaining CPS were converted into 19,189,765 ordinary shares.

**Restricted cash**

Certain of our foreign operations are required to maintain reserves or minimum balances with central banks in their respective countries of operation, totalling \$330 million (2018: \$357 million) for the Group and \$224 million (2018: \$250 million) for the Parent Entity which are included in cash and balances with central banks.

## Notes to the financial statements

### Note 38. Subsequent events

Since the end of the year ended 30 September 2019, the Board has determined to pay a fully franked final dividend of 80 cents per fully paid ordinary share. The dividend is expected to be \$2.791 million. The dividend is not recognised as a liability as at 30 September 2019. The proposed payment date of the dividend is 20 December 2019.

The Board has determined to issue shares to satisfy the Dividend Re-investment Plan (DRP) for the final 2019 ordinary dividend. The market price used to determine the number of shares issued under the DRP will be set over the 10 trading days commencing 18 November 2019.

On 4 November 2019, Westpac announced that it will be undertaking an underwritten placement of fully paid ordinary shares in Westpac to institutional investors to raise \$2 billion. As further announced, following the placement, Westpac will make a share purchase plan available to shareholders and to raise approximately \$500 million, subject to scaleback, and with the ability to raise less or more.

No other matters have arisen since the year ended 30 September 2019 which are not otherwise dealt with in this report, that have significantly affected or may significantly affect the operations of the Group, the results of its operations or the state of affairs of the Group in subsequent periods.

### Note 39. Accounting policies relating to prior years

Due to the adoption of AASB 9, the accounting policies relating to some financial instruments and related balances have changed. The policies applicable to the current year are provided in the relevant note to the financial statements above. As prior comparative years have not been restated, the accounting policies detailed below reflect the policies applicable to financial years prior to 2019 based on AASB 139. Refer to Note 1 for further information.

### Accounting policy relating to impairment (Note 6 and Note 13)

#### Impairment charges (Note 6)

At each balance sheet date, the Group assesses whether there is any objective evidence of impairment of its loan portfolio. An impairment charge is recognised if there is objective evidence that the principal or interest repayments may not be recoverable and when the financial impact of the non-recoverable loan can be reliably measured.

Objective evidence of impairment could include a breach of contract with the Group such as a default on interest or principal payments, a borrower experiencing significant financial difficulties or observable economic conditions that correlate to defaults on a group of loans.

The impairment charge is measured as the difference between the loan's current carrying amount and the present value of its estimated future cash flows. The estimated future cash flows exclude any expected future credit losses which have not yet occurred and are discounted to their present value using the loan's original effective interest rate. If a loan has a variable interest rate, the discount rate for measuring any impairment is the current effective interest rate.

The impairment charge is recognised in the income statement with a corresponding reduction of the carrying value of the loan through an offsetting provision account (refer to Note 13).

In subsequent periods, objective evidence may indicate that an impairment charge should be reversed. Objective evidence could include a borrower's credit rating or financial circumstances improving. The impairment charge is reversed in the income statement of that future period and the related provision for impairment is reduced.

#### Uncollectable loans

The policy for uncollectable loans is consistent with that applicable to 2019 based on AASB 9

#### Provision for impairment charges (Note 13)

The Group recognises two types of impairment provisions for its loans, being provisions for loans which are:

- individually assessed for impairment; and
- collectively assessed for impairment.

The Group assesses impairment as follows:

- individually for loans that exceed specified thresholds. Where there is objective evidence of impairment, individually assessed provisions will be recognised; and
- collectively for loans below the specified thresholds noted above or if there is no objective evidence of impairment. These loans are included in a group of loans with similar risk characteristics and collectively assessed for impairment. If there is objective evidence that the group of loans is collectively impaired, collectively assessed provisions will be recognised.

## Notes to the financial statements

### Note 39. Accounting policies relating to prior years (continued)

#### **Critical accounting assumptions and estimates**

The methodology and assumptions used for estimating future cash flows are reviewed regularly by the Group to reduce differences between impairment provisions and actual loss experience.

#### *Individual component*

Key judgements include the business prospects for the customer, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of recovering the loan.

Judgements can change with time as new information becomes available or as loan recovery strategies evolve, which may result in revisions to the impairment provision.

#### *Collective component*

Collective provisions are established on a portfolio basis taking into account the level of arrears, collateral and security, past loss experience, current economic conditions, expected default and timing of recovery based on portfolio trends.

Key judgements include estimated loss rates and their related emergence periods. The emergence period for each loan type is determined through studies of loss emergence patterns. Loan files are reviewed to identify the average time period between observable loss indicator events and the loss becoming identifiable.

Actual credit losses may differ materially from reported loan impairment provisions due to uncertainties including interest rates and their effect on consumer spending, unemployment levels, payment behaviour and bankruptcy rates.

### **Accounting policy relating to classification and measurement of financial instruments (Policy prior to Note 10, Note 11 and Note 12)**

#### **Classification and measurement of financial assets and financial liabilities (Policy prior to Note 10)**

The Group classifies its financial assets in the following categories: cash and balances with central banks, receivables due from financial institutions, trading securities and financial assets designated at fair value, derivative financial instruments, available-for-sale securities, loans, life insurance assets and regulatory deposits with central banks overseas. The Group has not classified any of its financial assets as held-to-maturity investments.

The Group classifies significant financial liabilities in the following categories: payables due to other financial institutions, deposits and other borrowings, other financial liabilities at fair value through income statement, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial assets and financial liabilities measured at fair value through income statement are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus directly attributable transaction costs.

#### **Available-for-sale securities (Note 11)**

Available-for-sale debt securities (government and other) and equity securities are held at fair value with gains and losses recognised in other comprehensive income (OCI) except for interest on debt securities, dividends on equity securities, and impairment charges which are recognised in the income statement.

The cumulative gain or loss recognised in OCI is subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

At each reporting date, the Group assesses whether any available-for-sale securities are impaired. Impairment exists if one or more events have occurred which have a negative impact on the security's estimated cash flows. For debt instruments, evidence of impairment includes significant financial difficulties or adverse changes in the payment status of an issuer. For equity securities, a significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost is considered evidence of impairment.

If impairment exists, the cumulative loss is removed from OCI and recognised in the income statement. Any subsequent reversals of impairment on debt securities are also recognised in the income statement. Subsequent reversal of impairment charges on equity instruments is not recognised in the income statement until the instrument is disposed.

#### **Loans (Note 12)**

Loans are financial assets initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and fees. Loans are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provisions for impairment charges except for a portfolio of loans which are subsequently measured at fair value to reduce an accounting mismatch.

## Statutory statements

### Directors' declaration

In the Directors' opinion:

- (a) the financial statements and notes set out in 'Section 3 - Financial report for the year ended 30 September 2019' are in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:
- (i) complying with Australian Accounting Standards, the *Corporations Regulations 2001* and other mandatory professional reporting requirements; and
  - (ii) giving a true and fair view of Westpac Banking Corporation and the Group's financial position as at 30 September 2019 and of their performance for the financial year ended on that date; and
- (b) there are reasonable grounds to believe that Westpac will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Note 1(a) includes a statement that the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

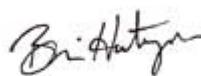
The Directors have been given the declaration by the Chief Executive Officer and the Chief Financial Officer required by section 295A of the *Corporations Act 2001*.

This declaration is made in accordance with a resolution of the Directors.

For and on behalf of the Board.



Lindsay Maxsted  
Chairman  
Sydney  
4 November 2019



Brian Hartzler  
Managing Director & Chief Executive  
Officer

1

2

3

4

## Statutory statements

### Management's report on internal control over financial reporting

The following report is required by rules of the US Securities and Exchange Commission.

The management of Westpac is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting for Westpac as defined in Rule 13a - 15 (f) under the Securities Exchange Act of 1934, as amended. Westpac's internal control system is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with applicable accounting standards.

Westpac's internal control over financial reporting includes policies and procedures that: pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately reflect the transactions and dispositions of the assets of Westpac and its consolidated entities; provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with applicable accounting standards, and that receipts and expenditures of Westpac are being made only in accordance with authorizations of management and directors of Westpac and its consolidated entities; and provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of the assets of Westpac and its consolidated entities that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Westpac management, with the participation of the CEO and CFO, assessed the effectiveness of Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2019 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in its 2013 Internal Control-Integrated Framework. Based on this assessment, management has concluded that Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2019 was effective.

The effectiveness of Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2019 has been audited by PricewaterhouseCoopers, an independent registered public accounting firm.

## 2 【主な資産・負債及び収支の内容】

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」及び第一部 第2「企業の概況」3.(2)(b)「主な変更事項」を参照。

## 3 【その他】

### (1) 決算日後の状況

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記38及び第一部 第2 3(2)(b)「主な変更事項」を参照。

### (2) 訴訟

当行の事業体は、随時、当行の事業上の行為について提起された訴訟において被告となっており、重大な訴訟（もしあれば）については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記27及び第一部 第2 3 (2)(b)「主な変更事項」に記載されている。適切である場合には、当該訴訟について引当金を計上した上、財務書類において開示している。

## 4 【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、オーストラリアの会計基準（以下「AAS」という。）に基づいて作成されている。また、当該財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（以下「日本基準」という。）と特定の点において相違する場合がある。当該財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、財務書類の表示に関して、遡及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2019年度の財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

## 金融商品

### (1)分類および測定

オーストラリアでは、AASB第9号が、AASB第139号の分類および測定モデルを、a)資産を運用するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）に相当するかどうかによって金融資産を分類する新しいモデルに置き換えた。

負債商品は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値（以下「FVOCI」という）。
- ・ 金融資産の売却を通じて達成される事業モデルの中で保有され、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、損益計算書を通じた公正価値（以下「FVIS」という）。

負債商品は、元本残高にSPPIを表す契約上のキャッシュ・フローがない場合、または会計上のミスマッチを排除または減少させるためにFVISで測定するものとして指定される場合にも、FVISで測定される。

以下の場合、持分証券はFVOCIで測定される。

- ・ トレーディング目的以外で保有されており、かつ
- ・ 当行グループにより取消不能な選択が行われている。

それ以外の場合は、これらはFVISで測定される。

トレーディング目的以外で保有される、またはFVISで測定するものとして指定されない金融負債は償却原価で測定され、それ以外はFVISで測定される。

日本においては、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

### (2)減損

オーストラリアでは、AASB第9号の減損モデルが償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。

減損モデルの主な要素は以下のとおりである。

- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失を認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2およびステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。これには、AASB第139号に基づく以前の減損モデルよりも多くの判断を用いることになる。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。

日本においては、有価証券(満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券)については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の算定は、以下( )~(iii)の区分に応じて測定する。

( ) 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

(i) 貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・ 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の支払能力を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・ 債権の元本及び利息にかかる将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

(iii) 破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法。

### (3) ヘッジ

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、無効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならない。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、公正価値とキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーの管理を目的としてヘッジ会計が行われる。原則として繰延ヘッジが適用されるが、例外的に時価ヘッジも認められている。

( ) 繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された際に損益に振り替えられる。

#### ( )時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段の両方が公正価値で測定され、その損益は損益計上される。現行の規則の下では、「その他有価証券」についてのみ時価ヘッジが認められている。

ヘッジ全体が有効であると判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰り延べることができる。ヘッジの有効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に省略することができる。

#### 未収利息不計上（延滞）債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本において、債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。

#### 法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、当該配当の五分之一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。これらの準備金の合計額が資本金の額に達した場合には、かかる金額を計上する必要はない。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

#### 貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入（及び直接費用）はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

#### 有形固定資産

当行は、有形固定資産を取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた価額で計上している。有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻し入れは禁止されている。

## のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益計算書に費用計上することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

## 無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。

すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般に、無形資産は、定額法により償却される。

## リース不動産引当金

オーストラリアでは、未入居のリース物件又はサブ・リース物件に関して、リース費用がその予測リース料収入を上回る場合、当該リース物件上生じる正味支出額を補うため引当金を設定している。当該引当金額は、正味将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定される。

日本においては、このような引当金の計上は行われない。

## 不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために外部に支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産（デリバティブを除く。）の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した金融資産の取得価額に含められる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、発生時に費用計上することができる。

## 資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に付随する生命保険活動に関連する費用及び新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

## 金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する（例えば、金融資産の無条件の売却など）。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与の範囲で資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に基づき、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融資産の消滅を認識しなければならない。

- ( ) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること
- ( ) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること
- ( ) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実質的に有していないこと。

## 金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品：表示」（以下「AASB第132号」という。）に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の債務（諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む）を負う場合、契約債務の決済方法にかかわらず、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

#### 複数要素取引 - カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

オーストラリアにおいては、財又はサービスの購入に関する特典クレジットを受け取る取引は、AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下「AASB第15号」という。）に基づき、複数要素取引として会計処理される。このような取引の場合、収益は、取引における個別に識別可能な各構成要素に対してそれぞれ割り当てられる。特典クレジットに割り当てられる金額はその公正価値（特典クレジットが個別に売られた場合の金額）で認識される。この構成要素は、ロイヤリティ・ベネフィットが実現した時点で収益として認識される。

日本においては、このようなカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する会計処理に関する明確な指針は規定されていない。しかし、当初の売上時点で特典クレジットを区分せず全額を収益として計上し、財貨又はサービス提供の見積もりによる将来の費用を計上する引当金方式が一般的である。

#### AASB第15号 顧客との契約から生じる収益（2018年10月1日より適用）

当グループは2018年10月1日にAASB第15号を適用した。当該基準は顧客との契約すべて（リース、金融商品および保険契約を除く。）に適用される。同基準は、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを導入し、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

日本では、出荷基準、検収基準等の一般的な収益認識基準や特定の製品及びサービスに係る契約に関する特定の基準があるが、当会計年度において適用可能なAASB第15号のような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、国際財務報告基準に基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

#### 従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定（数理計算上の差異、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。）の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

#### 企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- a. 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- b. 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定（該当ある場合）は、損益計算書において認識されることになる。
- c. 支配権の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その損益は損益計算書において認識される。同様に、支配権を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額との差異はすべて、損益計算書において認識される。
- d. 支配権が維持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得関連費用については、発生した事業年度の費用として処理する。かかる取扱いは、支配の喪失をもたらさない非支配持分との取引についても同様である。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、のれんを調整することができ、当該調整は、暫定的な報告期間に限らず認められる。

#### リース（2019年10月1日より適用）

オーストラリアでは、AASB第16号「リース」（以下「AASB第16号」という。）が2016年2月23日に公表され、2020年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準により、貸し手の会計処理については重要な変更は生じない。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用権資産およびリース債務として表示することが求められる。当該資産および債務は当初、解約不能なリースのリース料および延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在価値で測定される。

- ・ 貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用権資産の減価償却が発生する。

日本では、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいう。ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。オペレーティング・リースについてはオフ・バランスで処理し、支払いリース料はリース期間にわたって費用処理される。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

## 第7 【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

## 第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1 【日本における株式事務等の概要】

#### (1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

本邦には当行の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

日本の個人投資家又は機関投資家が当行の普通株式（「当行株式」）を売買するにあたっては、株主名簿管理人に代わり、証券会社はその取得窓口となり、当該当行普通株式をオーストラリアにおける保管機関又はその名義人（「現地保管機関」）の名義で当行に登録する。株券は、日本における実質株主に代わり現地保管機関によって保管されている。実質株主には、当行株式の購入に係る窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

実質株主と、窓口証券会社との間に約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名義で外国証券取引口座（「取引口座」）が開設される。売買の執行、売買代金の決済、当行株式の保管及び当行株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

機関投資家で窓口証券会社に当行株式の保管の委託をしない者は、外国証券である当行株式の取引に関する契約を窓口証券会社と締結することになる。売買の執行、売買代金の決済及び当行株式の取引に係わるその他の支払いに関する事項はすべて窓口証券会社と機関投資家の間の契約の条項に従い処理される。

#### (2) 株主に対する特典

該当なし。

#### (3) 株式の譲渡制限

該当なし。ただし、当行の取締役会は、ASX上場規則により認められる場合、当行の株式の譲渡を防ぐための要求又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる（ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。）。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して要求又は拒絶することを書面にて通知しなければならない。

#### (4) その他の株式事務に関する事項

##### (イ) 決算期

毎年9月30日

##### (ロ) 定時株主総会

毎暦年少なくとも1回、決算期終了後5か月以内に開催される。

(八) 基準日

当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する株主は、配当支払いのため取締役会が定める基準日における当行の株主名簿上の登録名義人であり、窓口証券会社から配当を受領する権利を有する実質株主は、日本国での同一の暦日現在で窓口証券会社が自社に取引口座を持つ全実質株主について作成した実質株主明細表上の実質株主である。

(二) 株券に関する手数料

日本における当行株式の実質株主は、窓口証券会社に取引口座を開設し、これを維持するために外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ホ) 公告掲載新聞名

当行は、実質株主のために、日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告する。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続等】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当請求に関する手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

株式配当、株式分割については、原則として窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主の口座に振り込まれる。ただし、端数株式については、市場で売却処分し、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主に交付する。

当行株主は、株主としての新株予約権はないが、株主に対して新株予約権が付与された場合には、当該新株予約権は、実質株主が特に要請した場合を除き、オーストラリアで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付する。

配当金株式再投資制度は現地保管機関又はその名義人の名義で当行株式を保有する日本における実質株主に対しては適用されない。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替え又は売却注文を行うことができる。

実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨による。

## (4) 配当等に関する課税上の取扱い

## (イ) 配当

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当金については、オーストラリアにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたオーストラリアの連邦、州その他の地方公共団体の所得税があるときは、この額を控除した後の金額に対して、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が一定の状況下で源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率		
配当を受けるべき期間	国内の法人	国内の個人居住者
2014年1月1日から2037年12月31日まで	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日以降	所得税15%	所得税15%、住民税5%

## (注記)

2013年1月1日から2037年12月31日までの期間、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、上記に従って算出された各所得税額に対して2.1パーセントの税率による「復興特別所得税」が上乘せされて課されるため、税率は上記のとおりとなる。

日本の居住者たる個人は、当行から株主に支払われる配当については、源泉徴収がなされた場合には確定申告をする必要はなく、また当該配当については、配当金額の多寡に関係なく確定申告の対象となる所得金額から除外することができる。

2009年1月1日以降に当行から株主に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合の確定申告の際の税率は、2014年1月1日から2037年12月31日までに当行から当該個人株主に支払われる配当については20.315パーセント（所得税15.315パーセント、住民税5パーセント）、2038年1月1日以降に当行から当該個人株主に支払われる配当については20パーセント（所得税15パーセント、住民税5パーセント）であるが、かかる配当所得（及び一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額の計算においては、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損を控除することができる。

なお、個人株主についての配当控除及び法人株主についての受取配当の益金不算入の適用はない。オーストラリアにおいて課税された税額は、日本の税法上の規定に従い、外国税額控除の対象となることがある。

## (ロ) 売買損益

当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。また、上場株式等（及び一定の公社債（2016年1月1日以降））の売買損については、当行株式及びその他の上場株式等の配当所得（並びに一定の公社債の利子等（2016年1月1日以降））の金額（申告分離課税を選択したものに限り）から控除することができる。

(八) 相続税

当行株式を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者たる個人又はその他法定の要件に該当する個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、国外で日本の相続税に相当する税が課される場合など、外国税額控除が認められる場合がある。

(5) その他諸通知報告

当行が株主に対して行う通知及び連絡は株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社は実質株主から実費を徴収してこれをさらに各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

## 第9 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし（当行は金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号に該当しないため。）。

### 2 【その他の参考情報】

2018年（平成30年）10月1日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書（自2017年10月1日至2018年9月30日）及びその添付書類：2018年12月19日提出
- (2) 発行登録書（募集）及びその添付書類：2018年12月20日提出
- (3) 発行登録書（売却）及びその添付書類：2018年12月20日提出
- (4) 発行登録追補書類（売却）及びその添付書類：2018年12月20日提出
- (5) 発行登録追補書類（売却）及びその添付書類：2019年1月9日提出
- (6) 発行登録追補書類（売却）及びその添付書類：2019年1月17日提出
- (7) 発行登録追補書類（売却）及びその添付書類：2019年1月21日提出
- (8) 半期報告書（自2018年10月1日至2019年3月31日）及びその添付書類：2019年6月14日提出
- (9) 訂正発行登録書（売却）：2019年8月30日提出
- (10) 発行登録追補書類（売却）及びその添付書類：2019年9月19日提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1 【保証会社情報】

#### 1 【保証の対象となっている社債】

該当なし。

#### 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

#### 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

### 第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

### 第3 【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)

## 独立監査人の報告書

ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバー各位

### 財務報告書の監査についての報告書

#### 監査人の意見

私どもの意見では、添付のウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下総称して「グループ」という。)の財務報告書は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

(a) 親会社およびグループの2019年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度の財務成績について真実かつ適正な概観を与えている。

(b) オーストラリアの会計基準および2001年会社規制法に準拠している。

#### 監査対象

親会社およびグループの財務報告書は以下で構成されている。

- ・ 2019年9月30日現在の連結および親会社貸借対照表
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社損益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社包括利益計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社持分変動計算書
- ・ 同日に終了した事業年度の連結および親会社キャッシュ・フロー計算書
- ・ 財務書類注記(重要な会計方針の説明を含む)
- ・ 取締役の宣言

#### 監査意見の根拠

私どもはオーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「財務報告書の監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

#### 独立性

私どもは、オーストラリアにおける財務報告書の監査に関連のある2001年会社法の監査人の独立性に関する規定および職業的監査人倫理基準審議会のAPES 110「職業的監査人の倫理規定(以下「当規定」という。)」における職業倫理に関する規定に準拠して、親会社およびグループから独立している。さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たしている。

## グループ監査のアプローチ

監査は、財務報告書に重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得るように立案されている。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性がある。個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

### グループ監査の重要性基準値

- ・ 私どもの監査の目的上、466百万豪ドルをグループ監査の全体的重要性基準値として設定した。これはグループの税引前利益の約5%に相当する。
- ・ 私どもは、当該重要性基準値に加えて、定性的な観点からの検討を行うことで、監査の範囲ならびに実施すべき監査手続の種類、実施時期および範囲を決定し、虚偽表示が全体としてのグループの財務報告書に与える影響を評価した。
- ・ グループの税引前利益を選択した理由は、同利益が財務書類の主要指標であり、また、私どもの考えでは、グループの業績を測定する際のベンチマークとするのが通常だからである。
- ・ 私どもは、職業的専門家としての判断に基づき、一般的に認められている基準値の範囲内でもあることに留意して、5%という基準値を使用した。

### グループ監査の監査範囲

- ・ 私どもは、例えば仮定および本質的に不確実な将来の事象を伴う重要な会計上の見積りなど、グループが主観的な判断を行った領域を監査の重点項目とした。
- ・ 私どもは、グループの地域的および経営上の構造、グループ内の各事業部門の重要性およびリスク特性、グループの会計処理プロセスおよび統制、金融サービス業界およびグループが営業活動を行っているより広域な経済要因等を考慮して、全体としての財務報告書に対する意見を形成するに足る手続を実施できるよう、私どもの監査の範囲を決定した。私どもはまた、監査チームが複雑な銀行グループの監査に必要な適切なスキルと能力を有していることを確認した。これには、個人向け、事業向けおよび金融機関向けの銀行業務ならびに資産管理サービスの業界に関する専門家、また、IT、保険数理、税務および評価の専門家が含まれる。
- ・ 私どもは、財務上最も重要な事業である、コンシューマー・バンク、ビジネス・バンクおよびウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門の監査を実施した。私どもの監査の目的上、グループの財務活動は、システムおよび統制が共通であることを考慮して、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門に含まれている。さらに、私どもは、ウエストパック・ニュージーランド部門およびグループ事業部門に関連して、財務書類上の特定の勘定科目に対する監査手続を実施した。
- ・ 実証的手続および分析的手続を含め、さらなる監査手続が残りの残高および連結プロセスに対して実施された。これらの部門において実施された手続は、グループ全体で実施された追加手続とともに、全体としての財務報告書に対する意見を表明するのに十分な監査証拠を形成している。

### 監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務報告書の監査で最も重要な事項である。監査上の主要な事項は、全体としての財務報告書の監査という観点から、また、それに対する私どもの意見の形成において対応されているが、私どもは各事項に個別の意見を表明しない。さらに、特定の監査手続の結論に関する記載は、その観点において記載されている。私どもは、監査上の主要な事項を取締役会附属監査委員会に伝達した。以下の監査上の主要な事項は、親会社とグループの双方の監査に関連するものである。

監査上の主要な事項	監査上の主要な事項に対する監査上の対応方法
-----------	-----------------------

### 予想信用損失に対する引当金

財務書類注記13に詳述されているとおり、2019年9月30日現在の予想信用損失(以下「ECL」という。)に対する引当金は、グループで3,913百万豪ドル、親会社では3,378百万豪ドルであった。

ECLは、該当する期間にわたり、債務不履行から生じると予想される回収不足を確率で加重計算した見積りである。これらは、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって決定される。ECLを決定するモデルには、信用リスクの著しい増加(以下「SICR」という。)がいつ発生したかを決定するために使用する仮定における重要な判断、および将来のマクロ経済シナリオ(以下「MES」という。)を見積って様々なシナリオに確率加重を適用する際の重要な判断が含まれる。また、ECLモデルでは、関連するITシステムから取得した膨大なデータが使用されている。

私どもが、貸付金のECLに対する引当金に関連する手続きの実施が監査上の主要な事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

( )ECLの決定にあたってグループと親会社が重要な判断を行っており、これにより、ECLモデルおよびECLの見積りに使用された仮定に関連する手続きを実施する際に監査人の主観性の度合いが高くなったこと。

( )貸付金のECLに対する引当金を決定する際に使用されたモデルおよび仮定に関連する監査証拠を評価するにあたり、重要な判断と努力が行われたこと。

( )監査上の努力に、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。

( )監査上のテストの性質および範囲に、モデルで使用された重要なデータ要素に関連する監査証拠の評価が含まれていたこと。

( )監査上のテストの性質および範囲が、貸付金のECLに対する引当金を決定する際に使用された関連するITシステムのユーザーアクセスに関連していたこと。

私どもの監査手続きには、ECLの見積プロセスに関連する統制の有効性テストの実施が含まれた。これには、貸付金のECLに対する引当金を決定する際に使用されるデータ、モデルおよび仮定に対する統制、ならびに関連するITシステムのユーザーアクセスに関するIT全般統制が含まれていた。

これらの手続きには、特に以下が含まれていた。

( )モデルの妥当性およびSICRとMESに適用された仮定を評価することにより貸付金のECLに対する引当金の決定プロセスのテストを補助する、専門的なスキルと知識を有する専門家を関与させること。

( )ECLモデルでインプットとして使用された一部の重要なデータ要素について、正確性と完全性をテストすること。

**公正価値で測定するレベル2の金融商品の評価**

財務書類注記22に詳述されているとおり、公正価値で保有するレベル2の金融商品の価額は、グループで資産120,742百万豪ドルおよび負債85,776百万豪ドル、親会社では資産107,662百万豪ドルおよび負債76,509百万豪ドルであった。

これらの活発に取引されない金融商品の公正価値は、評価手法を用いて決定される。主要な商品ITシステムには、相当な数のデータインプットが保存されている。

私どもが、公正価値で保有するレベル2の金融商品の評価に関連する手続きの実施が監査上の主要な事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

( )インプット等の見積上の仮定を含む内部開発モデルを使用してレベル2の金融商品の公正価値を決定するにあたり、グループと親会社が重要な判断を行ったこと。

( )評価モデル、インプットおよび仮定に関連して得られた証拠を評価するにあたり、重要な判断と監査上の努力が行われたこと。また、監査上の努力に、専門的なスキルと知識を有する専門家の活用が含まれていたこと。

( )監査上のテストの性質および範囲が、金融商品の評価を決定する際に使用された関連するITシステムのユーザーアクセスに関連していたこと。

私どもの実施した手続きには、金融商品の評価に関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、特定のモデル、重要な仮定およびデータインプットに対する統制、ならびに関連するITシステムのユーザーアクセスに関するIT全般統制が含まれていた。

これらの手続きには特に、モデルに対して独自に価格を設定するか独立したインプットを入手したうえで、認識された公正価値との比較を行う専門的なスキルと知識を有する専門家の関与も含まれていた。

### コンプライアンス、規制および是正に係る引当金 ならびに偶発債務

財務書類注記27に詳述されているとおり、2019年9月30日現在、グループは1,572百万豪ドル、親会社は1,513百万豪ドルのコンプライアンス、規制および是正に係る引当金を計上している。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制措置および内部レビューの結果により認識された、顧客へのサービスの提供における潜在的な違法行為に係る問題に関連している。これらの事項から生じうるコスト(適用される顧客返金を含む)の評価は個別に行われ、グループおよび親会社が適切であると判断した場合には、特定の引当または開示が行われる。この評価には、ITシステムから取得した大量のデータが使用される。

また、将来の不確実な事象によってのみその存在が確認されるが可能性のある債務や、経済的資源が移転される可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務についても、偶発債務に関する開示が求められる。

私どもが、コンプライアンス、規制および是正に係る引当金ならびに偶発債務に関連する手続きの実施が監査上の主要な事項であると判断した際の主な考慮事項は、以下のとおりである。

( )損失が発生しているかどうかの判断および引当金の数値化にあたり、グループと親会社が重要な判断を行っており、これには、関連する現金流出の時期、性質および金額に関連する仮定が含まれていたこと。

( )引当金および偶発債務の主要な仮定に関する監査証拠の評価は、その性質上、主観を伴うこと。

( )引当金を決定する際に使用された関連ITシステムのユーザーアクセスに関する監査テストの範囲。

私どもの実施した手続きには引当金の評価に関連する統制の有効性テストが含まれた。これには、現在の債務が存在するかどうか、および過去の事象に起因する現金流出の発生確率、時期、性質や金額の判断のための統制の他、関連するITシステムのユーザーアクセスに関するIT全般統制が含まれていた。偶発債務に関するこれらの手続きには、評価に関連する統制の有効性をテストも含まれていた。これには、損失が発生している可能性が高いかどうか、および損失の金額を信頼性をもって測定できるかどうかの判断に対する統制が含まれていた。

これらの手続きには特に、引当金の数値化および適用された仮定に関する証拠の評価、ならびに開示の適切性の評価も含まれていた。

## その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、2019年9月30日に終了した事業年度の原文のグループ年次報告書に含まれる情報から構成されるが、財務報告書およびそれに関する当監査人の報告書は含まない。

財務報告書に関する私どもの意見は、上記のその他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務報告書の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務報告書または私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

実施した手続きに基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは、かかる事実を報告する必要がある。この点に関し、私どもが報告すべきことはない。

## 財務報告書に対する取締役の責任

親会社の取締役は、オーストラリアの会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を与える財務報告書の作成について、ならびに真実かつ公正な概観を与え、不正または誤謬による重要な虚偽表示がない財務報告書の作成に必要と取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務報告書の作成において、取締役会は、継続企業としての親会社およびグループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示(該当する場合)および継続企業的前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役会が親会社およびグループを清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

## 財務報告書の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体としての財務報告書に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、オーストラリア監査基準に準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する私どもの責任については、オーストラリア監査・保証基準審議会のウェブサイト([http://www.auasb.gov.au/auditors\\_responsibilities/ar1.pdf](http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf))に詳細な記述がある。この記述は、当監査人の報告書の一部を成すものである。

## 報酬報告書の監査についての報告書

### 報酬報告書に関する監査人の意見

私どもは、2019年9月30日に終了した事業年度の原文の年次報告書のセクション1にある報酬報告書を監査した。

私どもの意見では、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの2019年9月30日に終了した事業年度に係る報酬報告書は2001年会社法第300A条に準拠している。

### 責任

親会社の取締役は、2001年会社法第300A条に準拠した報酬報告書の作成および表示についての責任を負っている。私どもの責任は、私どもがオーストラリア監査基準に準拠して実施した監査に基づき、報酬報告書について意見を表明することである。

プライスウォーターハウスクーパース

ロナ・マティス  
パートナー

シドニー  
2019年11月4日

[次へ](#)

## ***Independent auditor's report***

To the members of Westpac Banking Corporation

### ***Report on the audit of the financial report***

---

#### ***Our opinion***

In our opinion:

The accompanying financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity) and its controlled entities (together the Group) is in accordance with the *Corporations Act 2001*, including:

- (a) giving a true and fair view of the Parent Entity's and the Group's financial positions as at 30 September 2019 and of their financial performance for the year then ended
- (b) complying with Australian Accounting Standards and the Corporations Regulations 2001.

#### ***What we have audited***

The Parent Entity and Group financial report comprises:

- the Consolidated and Parent Entity balance sheets as at 30 September 2019
  - the Consolidated and Parent Entity income statements for the year then ended
  - the Consolidated and Parent Entity statements of comprehensive income for the year then ended
  - the Consolidated and Parent Entity statements of changes in equity for the year then ended
  - the Consolidated and Parent Entity cash flow statements for the year then ended
  - the notes to the financial statements, which include a summary of critical accounting policies
  - the directors' declaration.
- 

#### ***Basis for opinion***

We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial report* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

#### ***Independence***

We are independent of the Parent Entity and the Group in accordance with the auditor independence requirements of the *Corporations Act 2001* and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 *Code of Ethics for Professional Accountants* (the Code) that are relevant to our audit of the financial report in Australia. We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

---

#### ***Our audit approach for the Group***

An audit is designed to provide reasonable assurance about whether the financial report is free from material misstatement. Misstatements may arise due to fraud or error. They are considered material if individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

### *Materiality for the Group audit*

- For the purpose of our audit we used overall Group materiality of \$466 million, which represents approximately 5% of the Group's profit before tax.
- We applied this threshold, together with qualitative considerations, to determine the scope of our audit and the nature, timing and extent of our audit procedures and to evaluate the effect of misstatements on the financial report as a whole.
- We chose Group profit before tax because it is a key financial statement metric and, in our view, it is the benchmark against which the performance of the Group is commonly measured.
- We utilised a 5% threshold based on our professional judgement, noting it is within the range of commonly acceptable thresholds.

### *Audit Scope for the Group audit*

- Our audit focused on where the Group made subjective judgements; for example, critical accounting estimates involving assumptions and inherently uncertain future events.
- We tailored the scope of our audit to ensure that we performed enough work to be able to give an opinion on the financial report as a whole, taking into account the following factors: the geographic and management structure of the Group; the significance and risk profile of each division within the Group; the Group's accounting processes and controls; and the financial services industry and broader economies in which the Group operates. We also ensured that the audit team included the appropriate skills and competencies which are needed for the audit of a complex banking group. This included industry expertise in consumer, business and institutional banking and wealth management services, as well as specialists and experts in IT, actuarial, tax and valuation.
- We conducted an audit of the most financially significant operations, being the Consumer, Business and Westpac Institutional Bank divisions. For the purpose of our audit, the Group's treasury operations are included in the Westpac Institutional Bank division, given the commonality in systems and controls. In addition, we performed audit procedures over specified financial statement line items in relation to the Westpac New Zealand division and the Group Businesses.
- Further audit procedures were performed over the remaining balances and the consolidation process, including substantive and analytical procedures. The work carried out in these divisions, together with those additional procedures performed at the Group level, gave us sufficient coverage to express an opinion on the financial report as a whole.

---

### *Key audit matters*

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial report for the current period. The key audit matters were addressed in the context of our audit of the financial report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. Further, any commentary on the outcomes of a particular audit procedure is made in that context. We communicated the key audit matters to the Board Audit Committee. The key audit matters identified below relate to both the Parent Entity and the Group audit.

**Key audit matter****How our audit addressed the key audit matter***Provision for expected credit losses*

As described in Note 13 to the financial statements, the provision for expected credit losses (ECL) on loans was \$3,913m for the Group and \$3,378m for the Parent at 30 September 2019.

ECL are a probability-weighted estimate of the cash shortfalls expected to result from defaults over the relevant timeframe determined by evaluating a range of possible outcomes and taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions. The model to determine the ECL includes significant judgement in assumptions used to determine when a significant increase in credit risk (SICR) has occurred, and in estimating forward looking macroeconomic scenarios (MES) and applying a probability weighting to different scenarios. There is also a significant volume of data used in the ECL model, which is sourced from relevant IT systems.

The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the provision for ECL on loans is a key audit matter were:

(i) there was significant judgement by the Group and the Parent in determining the ECL, which in turn led to a high degree of auditor subjectivity in performing procedures related to the ECL model and assumptions used to estimate the ECL,

(ii) there was significant judgement and effort in evaluating audit evidence related to the model and assumptions used to determine the provision for ECL on loans,

(iii) the audit effort involved the use of professionals with specialised skill and knowledge,

(iv) the nature and extent of audit testing involved evaluating audit evidence related to critical data elements used in the model, and

(v) the nature and extent of audit testing related to user access for the relevant IT systems used in determining the provision for ECL on loans.

Our audit procedures included performing tests of the effectiveness of controls relating to the ECL estimation process, which included controls over the data, model and assumptions used in determining the provision for ECL on loans as well as IT general controls related to user access for the relevant IT systems.

These procedures also included, among others:

(i) the involvement of professionals with specialised skill and knowledge to assist in testing the process for determining the provision for ECL on loans by evaluating the reasonableness of the model and the assumptions applied for SICR and MES, and

(ii) testing the accuracy and completeness of selected critical data elements that are inputs used in the ECL model.

**Key audit matter****How our audit addressed the key audit matter***Valuation of Level 2 financial instruments at fair value*

As described in Note 22 to the financial statements, the value of Level 2 financial instruments held by the Group at fair value was \$120,742m assets and \$85,776m liabilities and Parent \$107,662m assets and \$76,509m liabilities.

The fair value for these financial instruments, which are not actively traded, is determined using valuation techniques. A significant number of data inputs are stored in key product IT systems.

The principal considerations for our determination that performing procedures relating to valuation of Level 2 financial instruments at fair value is a key audit matter were:

(i) there was significant judgement by the Group and the Parent to determine the fair value of Level 2 financial instruments using internally-developed models, which include inputs and other estimation assumptions,

(ii) there was significant judgement and audit effort to evaluate the evidence obtained related to the valuation models, inputs and assumptions, as well as the audit effort involving the use of professionals with specialised skill and knowledge, and

(iii) the nature and extent of audit testing related to user access for the relevant IT systems used in determining the valuation of financial instruments.

Our procedures included tests of the effectiveness of controls relating to the valuation of financial instruments, including controls over certain models, significant assumptions and data inputs, as well as IT general controls related to user access for the relevant IT systems.

These procedures also included, among others, the involvement of professionals with specialised skills and knowledge that independently price or obtain independent inputs for models and compare to the recognised fair value.

*Compliance, regulation and remediation provisions and contingent liabilities*

As described in Note 27 to the financial statements, the Group recorded compliance, regulation and remediation provisions of \$1,572m, and the Parent \$1,513m at 30 September 2019.

The compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to customers identified as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost of these matters (including applicable customer refunds) is made on a case-by-case basis and specific provisions or disclosures are made where the Group and Parent consider appropriate. There are large volumes of data from IT systems that is included in this assessment.

Our procedures included tests of the effectiveness of controls relating to evaluation of provisions to determine whether a present obligation exists and the probability, timing, nature and quantum of outflows that may arise from past events, as well as IT general controls related to user access for the relevant IT systems. For contingent liabilities, these procedures also included testing the effectiveness of controls relating to the evaluation, including controls over determining whether or not it is probable that a loss has occurred and whether the amount of loss can be reliably measured.

These procedures also included, among others, evaluating the evidence of the quantification of provisions and the assumptions applied and assessing the appropriateness of disclosures.

**Key audit matter****How our audit addressed the key audit matter**

Disclosures are also required on contingent liabilities for possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured.

The principal considerations for our determination that performing procedures relating to compliance, regulation and remediation provisions and contingent liabilities is a key audit matter were:

- (i) there was significant judgement by the Group and Parent about whether or not it is probable that a loss has occurred and to quantify the provisions, which included assumptions related to the timing, nature and quantum of related cash outflows,
- (ii) the subjective nature of assessing the audit evidence for key assumptions in the provisions and contingent liabilities, and
- (iii) the extent of audit testing related to user access for the relevant IT systems used in determining the provisions.

---

**Other information**

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Group's annual report for the year ended 30 September 2019, but does not include the financial report and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial report does not cover the other information and accordingly we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial report, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

**Responsibilities of the directors for the financial report**

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation of the financial report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the *Corporations Act 2001* and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of the financial report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial report, the directors are responsible for assessing the ability of the Parent Entity and the Group to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Parent Entity or the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

## *Auditor's responsibilities for the audit of the financial report*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: [http://www.auasb.gov.au/auditors\\_responsibilities/ar1.pdf](http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf). This description forms part of our auditor's report.

## *Report on the Remuneration Report*

### *Our opinion on the Remuneration Report*

We have audited the Remuneration Report included in Section 1 of the Annual Report for the year ended 30 September 2019.

In our opinion, the Remuneration Report of Westpac Banking Corporation for the year ended 30 September 2019 complies with section 300A of the *Corporations Act 2001*.

### *Responsibilities*

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with section 300A of *the Corporations Act 2001*. Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards.

PricewaterhouseCoopers

Lona Mathis  
Partner

Sydney  
4 November 2019

( )上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。